平成20年度

内部評価実施結果報告書

《別冊　事業評価編》

～19年度実績を振り返って～

平成２０年7月

新宿区

目　次

1　事務事業評価シート一覧表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

2　事務事業評価シートの見方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4

3　事務事業評価シート・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6

4　補助事業評価シート一覧表・・・・・・・・・・・・・・・・３０１

5　新宿区補助金等審査委員会答申と補助事業評価の対象表・３０２

6　補助事業評価シートの見方・・・・・・・・・・・・・・・・３０５

7　補助事業評価シート・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３０６

＜参考＞

第四次実施計画と第一次実行計画との対照表・・・・・・３７１

1事務事業評価シート（総括表）一覧表

章	施策	事務事業	前々年度	前年度	今年度		3年間	ページ
			評価結果	評価結果	評価結果	今後の方向性	評価結果	
I	1生涯を通じた心と体の健康づくり	145 健康づくり行動計画の策定			B	休廃止		6･7
		1 健康づくりの推進	B	D	B	手段改善	B	8･9
		2 元気館事業の充実	B	B	B	継続	B	10･11
		3 アレルギー疾患等健康相談事業	D	D	B	継続	B	12･13
		4 結核対策の充実	B	B	B	拡大	B	14･15
		5 エイズ対策の充実	B	B	B	拡大	B	16･17
		6 骨粗しょう症予防検診	B	C	C	拡大	B	18･19
		146 高田馬場三丁目地区高齢者向け施設の建設			B	継続		20･21
		147 妊婦健康診査費助成			A	手段改善		22･23
	2'きめこまやかな総合的福祉の推進	7 利用者支援の充実	B	B	B	継続	B	24･25
		8 成年後見制度の利用促進		B	B	拡大	B	26･27
	3在宅福祉、在宅医療の推進	9 訪問指導の充実	C	B	B	継続	B	28･29
	4社会参加と生きがいづくり	10 高齢者が輝くまちづくり	B	B	B	拡大	B	30･31
		11 高年齢者就業支援事業への助成	B	B	B	継続	B	32･33
		12 障害者就労支援の充実	B	B	A	拡大	A	34･35
	5子育て支援の推進	13 待機児童の解消	A	B	B	拡大	B	36･37
		14 子育て相談の充実	B	B	B	継続	B	38･39
		15 絵本でふれあう子育て支援	B	B	B	手段改善	B	40･41
		16 在宅子育て支援サービスの充実	B	B	B	拡大	B	42･43
		17 子ども家庭支援センター機能の強化	B	B	B	拡大	B	44･45
		18 乳幼児親子の居場所づくり	B	B	B	手段改善	B	46･47
		19 児童館機能の強化と学童クラブ事業の多様化	B	B	B	拡大	B	48･49
		20 幼稚園と保育園の連携･一元化	A	A	B	拡大	B	50･51
		21 新宿区児童手当		B	B	継続	B	52･53
		148 子ども医療費助成			B	継続		54･55
	6福祉と保健･医療サービスなどの総合的展開	22 介護サービス基盤整備の推進	B	D	D	継続	D	56･57
		23 介護予防事業の整備		B	B	継続	B	58･59
		24 自立支援対策の推進	C	B	B	継続	B	60･61
		25 認知症高齢者対策の推進	B	B	B	拡大	B	62･63
		26 地域包括支援センターの運営支援		B	B	継続	B	64･65
		27 介護保険利用者保護体制の充実	B	B	B	手段改善	B	66･67
		28 介護保険の適正利用の促進	B	B	B	継続	B	68･69
	7ともにつくる福祉の推進	29 知的障害者･障害児ショートステイの充実	B	B	B	継続	B	70･71
		30 心身障害者グループホームの設置促進	B	B	B	拡大	B	72･73
		31 障害者入所支援施設の設置促進	B	D	B	継続	B	74･75
		32 地域見守りネットワークの充実	B	B	B	拡大	B	76･77
II	8学習･教育環境の充実	33 家庭の教育力の向上	B	B	B	継続	B	78･79
		34 地域の教育力との協働･連携の推進	B	B	B	継続	B	80･81
		35 特色ある学校づくり	B	B	B	継続	B	82･83
		36 情報教育の推進	B	B	B	継続	B	84･85
		37 少人数学習指導の推進	B	B	B	統合	B	86･87
		38 確かな学力推進員の配置		A	B	統合	B	88･89
		39 学校図書の充実	B	B	B	継続	B	90･91
		40 地域学校協力体制の整備	B	B	B	継続	B	92･93
		41 特別支援教育の充実	A	A	A	継続	A	94･95
		42 学校適正配置の推進	B	B	B	継続	B	96･97
		43 学校施設の計画的整備	B	B	B	継続	B	98･99
		44 学校施設の改修	B	B	B	継続	B	100･101
		45 学校施設の改善	B	B	B	継続	B	102･103
	9開かれた学校づくり	46 開かれた学校づくり	B	B	B	継続	B	104･105
		47 国際理解教育の推進	B	B	B	継続	B	106･107
	10生涯学習、スポーツの条件整備	48 職員の地域派遣事業の推進（ふれあいトーク宅配便）	B	B	B	継続	B	108･109
		49 屋外運動場や民間運動施設を活用したスポーツ活動の場の確保	D	B	B	手段改善	B	110･111
		50 生涯学習指導者･支援者バンクの充実	B	B	B	拡大	B	112･113
		51 総合型地域スポーツ･文化クラブの育成	B	B	B	手段改善	B	114･115
		52 子ども読書活動の推進	B	B	B	継続	B	116･117

章	施策	事務事業		前々年度	前年度	今年度		3年間	ページ
				評価結果	評価結果	評価結果	今後の方向性	評価結果	
II	11地域文化活動の活性化	53	文化体験プログラム事業の展開	B	B	B	拡大	B	118･119
		54	文化･観光施策の推進	B	B	B	継続	B	120･121
		55	文化･芸術活動への区民参加の促進	B	B	B	継続	B	122･123
		149	夏目漱石生誕140年記念事業			B	手段改善		124･125
		56	新宿文化センターの整備	B	B	B	休廃止	B	126･127
	12文化資源の保護と文化環境づくりの推進	57	博物館友の会の推進	B	B	B	継続	B	128･129
		58	ミニ博物館の充実及び推進	B	B	B	継続	B	130･131
	13コミュニティ活動の充実と支援	59	NPO等との協働の環境づくりの推進	B	A	B	継続	B	132･133
		60	地域協働事業への支援	B	B	B	継続	B	134･135
	14コミュニティ施設の充実と利用の促進	61	学校跡地を活用したひろばづくり	B	B	A	継続	A	136･137
		62	地域センターの整備	B	B	B	継続	B	138･139
	15男女平等のための意識づくり	63	男女共同参画への啓発活動の充実	B	B	B	継続	B	140･141
	16あらゆる分野における男女共同参画の促進	64	女性の参画の促進	B	B	B	継続	B	142･143
		65	職場における男女共同参画の推進	B	B	B	拡大	B	144･145
	17家庭生活を男女がともに担うための支援	66	男女共同意識啓発のための情報提供	B	B	B	継続	B	146･147
	18平和事業の推進	67	平和啓発事業の推進	A	B	B	拡大	B	148･149
	19国際化に対応した地域社会づくり	68	多文化共生のまちづくり	A	A	A	拡大	A	150･151
		69	日本語学習への支援	B	A	A	手段改善	A	152･153
III	20適切な都市構造の実現	70	鉄道網の整備促進	B	B	B	継続	B	154･155
		71	都市マスタープランの改定	B	A	A	休廃止	A	156･157
		72	都市計画道路の整備（補助第72号線）	B	B	B	継続	B	158･159
		73	都市計画道路の整備（駅街路10号線）	D	D	D	継続	D	160･161
		74	地籍情報の調査	A	B	B	継続	B	162･163
		75	交通結節点の整備推進（中井駅周辺）	B	B	B	継続	B	164･165
		76	交通バリアフリーの整備促進	B	B	B	継続	B	166･167
	21地域の特性をいかした参加のまちづくり	77	再開発による市街地の整備	B	B	B	継続	B	168･169
		78	地域別市街地整備の推進	B	B	B	休廃止	B	170･171
		79	区民主体のまちづくり･地区計画の推進	B	B	B	継続	B	172･173
	22防災都市づくり	80	都市防災機能の向上	D	B	B	縮小	B	174･175
		81	百人町三･四丁目地区の整備推進	B	B	B	手段改善	B	176･177
		82	百人町三･四丁目地区の道路･公園整備	B	B	B	継続	B	178･179
		84	歌舞伎町対策の推進	B	B	B	手段改善	B	180･181
		85	安全で安心して暮らせるまちづくりの推進	A	A	A	継続	B	182･183
		86	安全･安心な建築物づくり	B	B	A	継続	B	184･185
		87	建築物等耐震化支援事業		B	B	手段改善	B	186･187
	23地域ぐるみの防災体制づくり	90	防災ボランティアの育成	B	B	B	継続	B	188･189
		91	避難所等の震災対策	A	A	B	継続	B	190･191
		92	災害対策用各種水利の確保及び充実	B	B	B	休廃止	B	192･193
		93	避難所機能の充実	B	B	B	継続	B	194･195
		94	災害情報システムの更新		B	B	拡大	B	196･197
	24住みよい環境づくり	96	分譲マンションの適切な管理運営の支援	B	B	B	拡大	B	198･199
		97	住宅建設資金融資あっ旋	D	D	D	手段改善	D	200･201
		98	住み替え居住継続支援	D	B	B	継続	B	202･203
		99	子育てファミリー世帯居住支援	B	B	B	継続	B	204･205
		100	都心共同住宅供給事業等の推進	D	D	D	継続	D	206･207
		101	子育て支援マンションの整備誘導	D	D	D	休廃止	D	208･209
	25人にやさしい道路、交通施設の整備	102	主要な生活道路の整備推進	B	B	B	継続	B	210･211
		103	細街路の拡幅整備	B	B	B	継続	B	212･213
		104	人とくらしの道づくり	B	B	B	継続	B	214･215
		105	道路の改良	B	B	B	継続	B	216･217
		106	やすらぎの散歩道整備	B	B	B	継続	B	218･219
		107	道路の無電柱化整備	A	B	B	継続	B	220･221
		108	路面下空洞調査	A	A	B	継続	A	222･223
		109	まちをつなぐ橋の整備	B	B	B	継続	B	224･225
		110	放置自転車対策の推進	B	B	B	拡大	B	226･227

章	施策	事務事業		前々年度	前年度	今年度		3年間	ページ
				評価結果	評価結果	評価結果	今後の方向性	評価結果	
III	26みどりと水の豊かなまちづくり	111	公共施設の緑化･民間施設の緑化	B	B	B	拡大	B	228･229
		112	安心のみどり整備	D	D	D	手段改善	D	230･231
		113	みどりの保全	D	B	B	手段改善	B	232･233
		114	新宿りっぱな街路樹運動	B	B	B	継続	B	234･235
		115	アユが喜ぶ川づくり	B	B	B	継続	B	236･237
	27公園、広場などの整備充実	116	みんなで考える身近な公園の整備	A	A	A	継続	A	238･239
		117	サポーター制度による公園管理	B	B	A	継続	A	240･241
		118	漱石公園のリニューアル	A	B	A	休廃止	A	242･243
		150	仮称富久公園の整備			B	継続		244･245
		119	妙正寺川公園第II期整備	B	B	B	継続	B	246･247
IV	28魅力ある都市空間づくり	120	新宿駅周辺地区の交通環境整備推進	B	B	B	継続	B	248･249
	29清潔で美しいまちづくり	121	路上喫煙対策の推進	B	B	B	拡大	B	250･251
		122	ポイ捨て防止ときれいなまちづくりの推進	B	B	B	拡大	B	252･253
		123	新たな景観まちづくりの推進	B	B	B	継続	B	254･255
	30中小企業の振興	124	中小企業活性化支援	B	B	B	手段改善	B	256･257
	31地場産業の振興	125	地場産業の振興	B	B	B	手段改善	B	258･259
		126	ものづくり産業支援	B	B	B	手段改善	B	260･261
	32商店街の活性化	127	商店街ステップアップ支援	B	B	B	手段改善	B	262･263
	33魅力ある買物空間づくり	128	魅力ある商店街づくり支援	B	B	B	統合	B	264･265
		129	商店街にぎわい創出支援	B	B	B	統合	B	266･267
	34消費者の自立支援	130	消費者学習の充実	B	B	B	統合	B	268･269
V	35環境への負荷の低減	131	公害の監視･規制･指導の充実	B	B	B	継続	B	270･271
		151	地球温暖化対策の推進			B	拡大		272･273
	36資源循環型社会の形成	132	ごみの発生抑制に向けた普及啓発	B	B	B	拡大	B	274･275
		133	資源回収の推進	B	B	B	拡大	B	276･277
	37環境保全思想の普及と啓発	134	環境学習情報センターを核とした普及･啓発	B	B	B	手段改善	B	278･279
	38環境施策の総合的展開と推進	135	環境白書の作成と報告会の開催	B	B	B	手段改善	B	280･281
	39環境保全型まちづくり	136	環境に配慮した道づくり	B	B	B	継続	B	282･283
VI	41地域を基盤にした区政の推進	138	区民との協働による基本構想･基本計画づくり	A	A	A	休廃止	A	284･285
		139	地区協議会の設立･運営（地区協議会との協働）	A	A	A	拡大	A	286･287
	42広域的な都市課題への対応	140	ホームレス対策	B	B	B	拡大	B	288･289
	43行財政の効率的運営	141	電子区役所の推進	B	B	B	拡大	B	290･291
		142	行政評価制度	B	B	B	拡大	B	292･293
		143	コンビニ収納業務委託	B	A	A	拡大	A	294･295
		152	コールセンターの開設準備			B	継続		296･297
		144	区公共施設の保全計画の推進	B	B	B	継続	B	298･299

事務事業評価シート（総括表）一覧表の見方

A：意図する成果に照らして、目標以上の大きな成果をあげたもの。事業の目的や意図する成果に対して、取組内容の達成度が事業総体として高いもの。

B：「計画どおり」又は「概ね計画どおり」に事業を推進し、予定していた成果をあげたもの。

C：法律･制度の改正等により、計画の見直しを求められるもの。

D：目標水準を下回り、計画そのものの見直しを求められるもの。

今後の方向性は7種類

1）現状のまま継続　2）手段改善　3）縮小　4）拡大　5）統合　6）休廃止　7）その他

：発生主義の考え方を取り入れた事業

2事務事業評価シートの見方

事務事業

目的
施策を実現するための手段

成果
事業により実現を目指す状態

事業成果指標
成果を計る測定可能な指標

事業の実施内容
事業の実施状況

事務事業	44	学校施設の改修
章	2	ともに学ぶ、文化とふれあいのあるまち
大項目	01	生涯学習、スポーツの推進
施策	01	学習・教育環境の充実

事業内容

目的	区立学校の校舎棟・屋内運動場を計画的に改修することにより、児童・生徒の安全と良好な学習・教育環境を確保します。さらに、将来的な維持費の軽減と施設の延命を図ります。
対象・手段	建設又は改修後一定年数を経過した区立小・中学校を対象とします。

成果（事業が意図する成果）

改修を行うことにより、施設の安全性の確保と機能維持を図り、良好な学習・教育環境を整備できます。

事業成果指標

指標名	定義	目標水準
改修割合	各年度に計画している改修の達成率	（ 毎 ）年度に （ 100% ）の水準達成
		（ ）年度に （ ）の水準達成
		（ ）年度に （ ）の水準達成

成果の達成状況

		単 位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備 考
事業成果指標	目標値１①	%	100.00	100.00	100.00	100.00	
	実績１②	%	100.00	100.00	100.00	100.00	
	③＝①／②	%	100.00	100.00	100.00	100.00	
	目標値２④		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績２⑤		0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑥＝⑤／④	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
	目標値３⑦		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績３⑧		0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑨＝⑧／⑦	%	0.00	0.00	0.00	0.00	

事業の実施内容

平成18年度	＜外壁事前調査＞小学校・校舎－２校、小学校・屋内運動場－１校 ＜屋上防水工事＞小学校・校舎－３校
平成19年度	＜外壁事前調査＞小学校・校舎－２校、小学校・屋内運動場－２校、中学校・校舎－１校 ＜外壁改修工事＞小学校・校舎－２校、小学校・屋内運動場－１校

トータルコスト
決算数値である

減価償却算出の考え方
施設の残存価格を整備費の１０％とし、「定額法」により耐用年数に応じて減価償却費を算出した

部名称	教育委員会事務局		課名称	教育施設課		
		単　位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備　　考
トータルコスト	事業費⑩	千円	45,421	0	0	0	事業費については、17年度から発生主義の考え方を取り入れています。<減価償却費の算定>（外壁改修）工事費65,392千円×90%（残存価値10%）÷耐用年数20年＝2,943千円（屋上防水）工事費69,854千円×90%÷15年＝4,192千円[18年度3,127千円 19年度5,818千円]
	人件費⑪	千円	1,167	1,251	1,490	2,974	
	事務費⑫	千円	0	0	0	0	
	減価償却費等⑬	千円	0	5,818	8,945	16,080	
	総計⑭＝⑩＋⑪＋⑫＋⑬	千円	46,588	7,069	10,435	19,054	
	受益者負担⑮	千円	0	0	0	0	
	純計⑯＝⑭－⑮	千円	46,588	7,069	10,435	19,054	
	受益者負担率⑮／⑭	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
財源内訳	一般財源⑰＝⑯－⑱	千円	46,588	7,069	10,435	19,054	
	特定財源⑱		0	0	0	0	
	一般財源投入率⑰／⑭	%	100.00	100.00	100.00	100.00	
職員	常勤職員	人	0.14	0.15	0.18	0.36	
	非常勤職員		0.00	0.00	0.00	0.00	

耐用年数
基本的に税法上規定に基づいている

事業に関する検討課題
目的に対する妥当性、目的に対する事業実施上の問題、成果に対する実施状況など

1:計画どおりにすすんでいない
2:ほぼ計画どおり
3:計画どおり

事業に関する検討課題

老朽化した学校施設を多く抱える現状から考えると、統合も含めた施設の建替えは喫緊の課題ですが、建替えまでには時間がかかり、経費調達も不可欠です。したがって、建替えまでの間、児童・生徒の安全と施設の延命のため計画的改修がますます重要となってきています。その際、学校施設の保全計画、統合計画を勘案しつつ、さらなる効率的な改修を行っていくことが必要です。

評価基準に基づく評価と理由『3・2・1』の3段階評価です。			
	達成度	3	各年度に計画した改修をすべて完了しました。
	実施の成果	3	平成１７年度から１９年度にかけて４校の外壁工事、７校の屋上防水工事を実施し、児童・生徒の安全と施設の延命をはかりました。
	効率性	2	児童・生徒の安全と施設の延命効果を見据えながら経費の節減を図ることができました。ただし、計画策定時に計画的保全の面から必要であっても、実施時期を先送りした施設もあります。今後も現場調査をしながら時宜に適った改修を行っていきます。
	行政の関与	3	良好な学習・教育環境の整備は、学校設置者である区の責務です。
	妥当性	3	学校施設の保全計画、統廃合計画を勘案しつつ、計画的・効率的な改修を行っており、妥当です。
	施策寄与度	3	平成１７から１９年度の３年間に４校の外壁工事、７校の屋上防水工事を実施し、児童・生徒の安全と良好な学習・教育環境の確保に寄与しました。

事業の達成度
目的としているところが達成できているのか

事業実施による成果
事業実施したことで、事業の意図する成果が上がったか

効果的･効率的な視点
費用対効果という面から効果的･効率的に行われているか

行政関与の妥当性
サービスの負担と担い手の観点から関与は妥当か

目標設定のの妥当性
区民ニーズを踏まえた目的、目標になっているか

施策寄与度
3年間事業を実施したことで、施策の目的としているところに寄与したか

総合評価	※ B
学校施設の改修は、安全で良好な学習・教育環境を確保するために、施設の現状と将来を勘案しながら、計画的に進めてきました。 １９年度も１７、１８年度同様、当初の計画どおり改修工事を実施したため、評価はＢとします。 また、１７から１９年度の３年間の実績でも、各年度に計画の改修をすべて完了したため、Ｂと評価します。	過年度評価 18年度 B 17年度 B 16年度 A 15年度

総合評価、過年度評価
A:目標以上の成果
B:計画どおりの成果
C:制度改正等により見直し
D:目標を下回った
平成16年度以前の過年度評価
A:目標以上の成果
B:計画どおりの成果
C:制度改正等により見直し

改革方針	※ 1
老朽化した学校施設を多く抱える現状から考えると、統合も含めた施設の建替えは喫緊の課題ですが、建替えまでには時間がかかり、経費調達も不可欠です。したがって、建替えまでの間、児童・生徒の安全と施設の延命を図るための計画的な改修が重要です。学校施設の統合計画を勘案しつつ、予防保全の考え方にたった中長期修繕計画に基づき、適切で効率的な改修を行っていきます。本事業は、第一次実行計画の「129中長期修繕計画に基づく施設の維持保全」に引き継いで実施していきます。	方向性 現状のまま継続

方向性
1:現状のまま継続
2:手段改善
3:縮小
4:拡大
5:統合
6:休廃止
7:その他

総合評価
事業の目的や意図する成果に対して達成できているか（19年度評価と過去3年間評価）

改革方針
事業に関する検討課題を踏まえた事業の方向性と平成20年度事業へのつながり

æÊ¶	ñ±æ	]Ê¶	ô¸ ±”Ïµ]

		oy•	R åS	R åS	R åS	R åS	‹yyß
ÄÓ »ç¯ µÄ	ÄÀ…Œ	•					Þô> Ô³ÇžÆˆ w»Ä…tmMo xzC\ [wßQM › “Ö•oM”h ŠzÄÀ…t œpM ‡dœ{
	E…•	•					
	Ä¿…Ž	•					
	nAˆk…s•	•					
	ï-•¹Œ´•´Ž´•	•					
	!ù Ûr‘	•					
	m-’¹•µ‘	•					
	!ù Ûrp‘—•	Ë					
Ro°	°`Ro“¹’µ”	•					
	› Ro”						
	°`RodÖp“—•	Ë					
ì»	×Èì»						
	‡×Èì»						

ÄÁt b”U|]J

yô> Ô~¸è•àªƒwÆ;M t,nVz åS‡pxz ŠæüxÇ• ¶•«åÒw>ªƒq `oÆ;`z³ÇžÆˆ q`ox ŠwˆwæüÆ;qsloM‡b{ åSwŠ¨Æ;t²Zozé .$sÄÀº0›b; z•¬E½qq‹tU|`oMXžAUK“‡b{

yy° A,jt,nX° Aqg	yyyyé ~ ~ê w ˆŠ° Apb Ð		
	aRS		ps-hrS“zô> Ô³ÇžÆˆ › å D¤ta»b”\qUpV‡`h{
	îªwRL		HRw\q•V w;ótz³ÇžHEwÆˆŒ:q`ow;ó›CQh³ÇžÆˆ ›àºtsŠoPƒb”\qUpV‡`h{ åSwŠ¨Æ;U‰•^•”\qpz ^’tGVsRLU_ ‡•‡b{
	®pQ		ps-hrS“ta»b”\qUpVhwpz…;0®Lw¹:T’x®p$pb{
	æSw)		\VUMÆˆzþqéYÆˆsx× $tæ˜•”‹wpb{`T`z³ÇžHE› ‰ô¸ wMw\VUM••¬w‡jnX“tGVXéYb”\qT’zàUŒ:T‹ ›æO\qxžApb{
	%pQ		™‹@ìst‘“•¬tíloX”MUÿQoMX\qT’zèªƒ x&~pb{
	ªf/)S		àºtsŠo³ÇžÆˆ ›Pƒ`z³ÇžHEswÆˆ›§ b”Œ:›^”\qU pVhwpzªf®\”›èahúq.wHÁnX“¯wèªaRt²Zz/)pV‡ `h{sSz ™Š¨Æ;t²Zozé.$sÄÀs›Ï™`oMXžAUK“‡b{

ïù° A	y R åSw°A› q`hwxzps-hrS“zô> ÔH°\q•V ›zô > Ô³ÇžÆˆ q`oPƒb”\qUpVhT’pb{	Þ aåS°A åS y åS y åS y åS y
~µM	y åSwŠ¨Æ;t²Zozô> Ô³ÇžÆˆ wé.$sÄÀº0st `ob ; z•¬E½q¾V VU|› ŠoMXžAUK”hŠzH°Íîæ-h® ô¸ wþq€CqMVUMnX“wŒ:T‹¯t¾V'Mp “ÊœpMV‡b{	M²Q Þ qÝw‡‡'

事務事業	147	妊婦健康診査費助成
章	1	健康でおもいやりのあるまち
大項目	01	心と体の健康づくり
施策	01	生涯を通じた心と体の健康づくり

事業内容

目的	妊婦健康診査に係る費用の一部を助成することにより、妊娠に伴う費用負担の軽減を図り、区民が安心して出産できる環境を整えます。
対象・手段	妊婦健康診査を受診した区民に出産後、該当する支給金額の申請書を送付し、申請していただきます。助成金額は、出産日からさかのぼって1年以上住民登録または外国人登録がある方には80,000円、1年に満たない方には20,000円となります。

成果(事業が意図する成果)

妊娠に伴う費用負担を軽減することにより受診を促がして、母体の健康保持増進を図ります。

事業成果指標

指標名	定義	目標水準
妊婦健康診査費助成金の支給割合	平成19年度の妊婦健康診査後期受診件数に占める、妊婦健康診査費助成金の支給件数の割合	(平成19) 年度に (95%) の水準達成
		( ) 年度に ( ) の水準達成
		( ) 年度に ( ) の水準達成

成果の達成状況

		単 位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備 考
事業成果指標	目標値1①		0.00	0.00	0.00	95.00	・妊婦健康診査後期受診件数 1,961件 ・妊婦健康診査費助成金の支給件 1,916件
	実績1②		0.00	0.00	0.00	97.70	
	③=②/①	%	0.00	0.00	0.00	102.84	
	目標値2④		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績2⑤		0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑥=⑤/④	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
	目標値3⑦		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績3⑧		0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑨=⑧/⑦	%	0.00	0.00	0.00	0.00	

事業の実施内容

平成18年度	
平成19年度	・妊婦健康診査費助成金の支給 ①80,000円(出産日からさかのぼって1年以上新宿区に住民登録または外国人登録がある方)1,252件 ②20,000円(①の支給要件に満たない場合)657件 ③その他(保健指導票を使用した方等)7件

部名称	健康部	課名称	健康推進課

		単　位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備　　考
トータルコスト	事業費⑩	千円	0	0	0	113,921	
	人件費⑪	千円	0	0	0	2,478	
	事務費⑫	千円	0	0	0	0	
	減価償却費等⑬	千円	0	0	0	0	
	総計⑭＝⑩＋⑪＋⑫＋⑬	千円	0	0	0	116,399	
	受益者負担⑮	千円	0	0	0	0	
	純計⑯＝⑭－⑮	千円	0	0	0	116,399	
	受益者負担率⑮／⑭	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
財源内訳	一般財源⑰＝⑯－⑱	千円	0	0	0	116,399	
	特定財源⑱		0	0	0	0	
	一般財源投入率⑰／⑭	%	0.00	0.00	0.00	100.00	
職員	常勤職員	人	0.00	0.00	0.00	0.30	
	非常勤職員		0.00	0.00	0.00	0.00	

事業に関する検討課題

助成金の支給が出産後の支給となっているため、妊婦健診受診時に健診費用全額を支払う必要があります。今後は妊婦健診受診時の費用負担を軽減することができるよう、助成金の制度の改善を検討していく必要があります。

評価基準に基づく評価と理由（『3・2・1』の3段階評価です。）

達成度	3	妊婦健康診査後期受診件数1,961件に対して、助成金の支給件数は1,916件であり、95%という目標値に対して97.71%という実績をあげました。本制度の利用者の割合は高いものとなっています。
実施の成果	3	平成19年度に要綱改正を行い、助成額を大幅に増額し、本制度の周知徹底を図ったため、助成件数が増加し、計1,916件の助成となりました。
効率性	3	助成金の対象者の把握を、医療機関から届く「妊婦健康診査受診票」請求原票により行うことができ、対象となる方を漏れなく把握し、支給することが出来ました。
行政の関与	3	妊婦が安全で安心な出産を迎えることができるよう、費用負担の軽減を図ることは、区が少子化対策の一環として取り組むべき重要な課題であると考えます。
妥当性	2	出産までにかかる費用の負担を軽減し、妊婦が安心して出産を迎えられるように妊婦健康診査費を助成しており、その支給割合を指標に設定したことは、妊婦のニーズを踏まえているので妥当であるといえます。
施策寄与度	3	妊娠に伴う経費負担を軽減することは、妊婦健診の受診を促し、安心して安全に出産できるようにするという点で、区民の健康づくりに寄与していると言えます。

総合評価

妊娠に伴う費用負担の軽減を図り、区民が安心して出産できる環境を整えるため、一定の基準を満たしている区民に対して、助成金を20,000円から80,000円と大幅に引き上げました。妊婦健診を受診する方の多くが本制度を利用しており、安全で安心な出産環境の整備という目的に寄与しています。新宿区の先駆的な取組もあり、平成20年度以降、妊婦健診の充実を図る取組が全国的に広がりました。

※ A

過年度評価
18年度
17年度
16年度
15年度

改革方針

より効率的な助成制度を目指して、母子健康手帳交付時にお渡しする「妊婦健康診査受診票」の交付枚数を、現行の2枚から80,000円の助成金額を基準とした交付枚数となるよう、助成金制度の廃止も含めて検討しました。その結果、受診票の交付枚数を14枚に増やし、14枚の受診票の交付を受けた方は助成金の申請手続きが必要なくなり、妊婦健診受診時の費用負担が軽減されます。今後も妊婦健康診査の助成制度について周知徹底を行い、妊婦健診の受診率向上を目指します。
なお、平成20年度は経常事業「妊婦健康診査等」に引き継いで行います。

方向性
※ 2
手段改善

事務事業	07	利用者支援の充実
章	1	健康でおもいやりのあるまち
大項目	02	地域とともに育む福祉社会づくり
施策	01	きめこまやかな総合的福祉の推進

事業内容

目的	区民が安心して福祉サービスを利用することができるように、福祉制度全般に対応する利用者を支援する制度が確立することを目的とします。
対象・手段	対象は、福祉サービス利用者及び福祉サービス事業者です。 手段としては、ホームページ等による総合的な情報提供、福祉サービス第三者評価を普及すること及び相談対応です。

成果（事業が意図する成果）

利用者の選択権の保障、サービスの質の向上、情報公開のしくみを構築することにより、利用者が安心して福祉サービスを受けられるようにします。また、支援を必要とする人や家族に対し、利用しやすい相談体制が整備されます。

事業成果指標

指標名	定義	目標水準
民間サービス事業者のサービス評価受審件数	受審費用助成の制度を利用してサービス評価を受審した民間のサービス事業者の数	（ 平成19 ）年度に （ 36所 ）の水準達成
福祉総合電話相談、成年後見・権利擁護相談及び法律相談件数	福祉総合電話相談、成年後見・権利擁護相談及び法律相談における相談件数	（ 平成19 ）年度に （ 280件 ）の水準達成
福祉ホームページアクセス件数	福祉ホームページへのアクセス件数	（ ）年度に （ 1,176,000件 ）の水準達成

成果の達成状況

		単　位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備　　考
事業成果指標	目標値１①	所	0.00	36.00	36.00	36.00	旧HP 1,150,624件 新HP 173,345件
	実績１②	所	0.00	14.00	13.00	20.00	
	③＝②／①	%	0.00	38.89	36.11	55.56	
	目標値２④	件	0.00	280.00	280.00	280.00	
	実績２⑤	件	0.00	157.00	288.00	635.00	
	⑥＝⑤／④	%	0.00	56.07	102.86	226.79	
	目標値３⑦	件	0.00	1,176,000.00	1,176,000.00	1,176,000.00	
	実績３⑧	件	0.00	1,227,697.00	1,644,561.00	1,323,969.00	
	⑨＝⑧／⑦	%	0.00	104.40	139.84	112.58	

事業の実施内容

平成18年度	区立福祉施設に対する福祉サービス第三者評価（６所） 民間在宅福祉事業者に対するサービス評価受審費用助成（１３所） 福祉総合電話相談（１６１件）、福祉サービスに関する法律相談（８件） 成年後見・権利擁護相談（管理課実施１１９件）、サービス評価結果冊子の作成
平成19年度	区立福祉施設に対する福祉サービス第三者評価（１０所） 民間在宅福祉事業者に対するサービス評価受審費用助成（２０所） 福祉総合電話相談（１００件）、福祉サービスに関する法律相談（１０件） 成年後見・権利擁護相談（社会福祉協議会実施５２５件）、サービス評価結果冊子の作成

部名称	福祉部	課名称	地域福祉課

		単　位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備　　考
トータルコスト	事業費⑩	千円	0	14,541	8,446	10,277	
	人件費⑪	千円	0	16,676	8,280	2,478	
	事務費⑫	千円	0	24	40	414	
	減価償却費等⑬	千円	0	0	0	0	
	総計⑭＝⑩＋⑪＋⑫＋⑬	千円	0	31,241	16,766	13,169	
	受益者負担⑮	千円	0	0	0	0	
	純計⑯＝⑭－⑮	千円	0	31,241	16,766	13,169	
	受益者負担率⑮／⑭	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
財源内訳	一般財源⑰＝⑯－⑱	千円	0	22,250	11,060	5,933	
	特定財源⑱		0	8,991	5,706	7,236	
	一般財源投入率⑰／⑭	%	0.00	71.22	65.97	45.05	
職員	常勤職員	人	0.00	2.00	1.00	0.30	
	非常勤職員		0.00	0.00	0.00	0.00	

事業に関する検討課題

福祉サービス第三者評価の主な目的は、事業の透明性の確保にあります。また、評価結果はインターネットを通じて広く公表されることから、利用者のサービス選択のための情報提供にも役立っています。
しかしながら、民間事業者における受審件数は、費用や手間がかかるといった理由から伸び悩んでいるのが現状です。サービスや事業経営のよい点など「新たな気づき」を発見できるメリットもあることを強調し、積極的な受審を働きかけていく必要があります。

評価基準に基づく評価と理由（『3・2・1』の3段階評価です。）

達成度	2	福祉サービス第三者評価は民間事業者における受審件数が伸び悩み、目標の５６％を達成するに止まりました。その一方、相談件数は体制の強化・充実により目標の２２７％を達成しました。ホームページへのアクセス件数は目標の１１３％を達成しまし
実施の成果	2	福祉サービス第三者評価は、インターネットによる評価結果公表で、利用者のサービス選択と事業の透明性の確保に役立っています。また、成年後見・権利擁護相談は、制度説明や書類配付を通じて、成年後見制度の利用推進に大きな成果を上げています。
効率性	3	福祉総合電話相談は専門相談や関係機関への引継ぎを行い、福祉サービス第三者評価は審査から公表までを一貫して行っています。いずれの事業も効果的・効率的に事業が実施され、福祉サービス利用者の利便性向上に役立っています。
行政の関与	3	相談及び評価事業に要する費用の一部は、東京都からの補助金によって賄われています。電話相談における関係機関への引継ぎやサービス第三者評価における事業者の評価結果公表は利用者支援に資するものであり、行政が積極的に関与すべきであると考えま
妥当性	2	福祉サービス第三者評価における目標の３６事業所は、対象事業所の約３０％にあたります。これは、概ね３年に１度の受審勧奨の視点から、妥当であると考えます。相談事業における目標は、平成１６年度の実績に基づいており、これも妥当であると考えま
施策寄与度	2	この３年間で、第三者評価で４７件、相談で１，０８０件、ホームページへのアクセス件数で４１９万件余の実績がありました。情報提供や相談事業を充実させたことにより、きめこまやかな総合的福祉の推進に一定の役割を果たしたものと考えます。

総合評価

平成１９年度の評価をＢとした理由は、相談件数の増加です。社会福祉協議会に委託して実施した「成年後見・権利擁護相談」の実績は、前年度に比較して約２倍の伸びとなり、区民に身近な相談窓口として十分に機能していることによります。
また、過去３年間の実績ではＢと評価します。再構築後の「福祉のページ」は、従来のものと比較してより検索しやすくなり、総合的な福祉サービスの提供手段として十分に機能し、アクセス件数も増加しています。また、福祉総合電話相談は、区民に身近な相談窓口として利用され、関係各課や専門相談に引き継ぐなど、相談者の利便性向上に寄与しました。

※ **B**

過年度評価

18年度 **B**
17年度 **B**
16年度
15年度

改革方針

本事業は、当初の目的をほぼ達成したことから、経常事業の「利用者支援の充実」に引き継いで取り組んでいきます。特に、福祉サービス第三者評価については、サービスや経営の良い点を自覚する「新たな気づき」の効果もあることを強調し、引き続き事業者に受審を働きかけていきます。

方向性

※ 1

現状のまま継続

事務事業	08	成年後見制度の利用促進
章	1	健康でおもいやりのあるまち
大項目	02	地域とともに育む福祉社会づくり
施策	01	きめこまやかな総合的福祉の推進

事業内容

目的	認知症高齢者、知的障害者等が判断能力の低下によって自らの財産管理や日常生活を営むことが困難となった場合に、地域で安心して生活を継続できるように、成年後見制度の積極的な活用を図れる体制をつくります。
対象・手段	新宿区社会福祉協議会に成年後見センターを設置し、成年後見制度の利用に関わる人を支援していきます。

成果（事業が意図する成果）

後見人の担い手の裾野の拡大、孤立の防止及び関係者等による横断的な連携が図れるとともに、制度の利用を必要とする人の把握や、後見人業務以外での地域でのサポート体制が構築されます。その結果、成年後見制度のより円滑な活用が行われます。

事業成果指標

指標名	定義	目標水準
成年後見制度推進機関の設置運営	成年後見制度の利用を促進するための機関を新たに設置運営します。	（ 平成19 ）年度に （ 1所 ）の水準達成
		（ ）年度に （ ）の水準達成
		（ ）年度に （ ）の水準達成

成果の達成状況

		単位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備考
事業成果指標	目標値１①	所	0.00	0.00	0.00	1.00	
	実績１②	所	0.00	0.00	0.00	1.00	
	③＝②／①	%	0.00	0.00	0.00	100.00	
	目標値２④		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績２⑤		0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑥＝⑤／④	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
	目標値３⑦		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績３⑧		0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑨＝⑧／⑦	%	0.00	0.00	0.00	0.00	

事業の実施内容

平成18年度	成年後見制度推進機関検討委員会の開催（計７回）、事務処理システムの導入 講演会（１回２００名）、パンフレット作成（１０，０００部） 成年後見・権利擁護相談（管理課実施１１９件・社会福祉協議会実施１５５件）
平成19年度	成年後見センターの開設（平成１９年７月）、成年後見制度推進機関運営委員会の開催（計７回） 地域センターを利用した講演会・出前講座等の開催（計２７回・延べ４７０名参加） パンフレット作成（２種類・計１１，０００部） 成年後見・権利擁護相談（社会福祉協議会実施５２５件）

部名称	福祉部	課名称	地域福祉課

		単　位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備　　考
トータルコスト	事業費⑩	千円	0	0	4,318	29,728	
	人件費⑪	千円	0	0	0	0	
	事務費⑫	千円	0	0	408	0	
	減価償却費等⑬	千円	0	0	0	0	
	総計⑭＝⑩＋⑪＋⑫＋⑬	千円	0	0	4,726	29,728	
	受益者負担⑮	千円	0	0	0	0	
	純計⑯＝⑭－⑮	千円	0	0	4,726	29,728	
	受益者負担率⑮／⑭	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
財源内訳	一般財源⑰＝⑯－⑱	千円	0	0	0	24,393	
	特定財源⑱		0	0	4,726	5,335	
	一般財源投入率⑰／⑭	%	0.00	0.00	0.00	82.05	
職員	常勤職員	人	0.00	0.00	0.00	0.00	
	非常勤職員		0.00	0.00	0.00	0.00	

事業に関する検討課題

今後、新宿区に登録した社会貢献型後見人養成研修の修了者が円滑に後見業務を行えるよう実務を経験する場を提供するとともに、支援体制の充実を図っていく必要があります。

評価基準に基づく評価と理由（『3・2・1』の3段階評価です。）

達成度	3	専門家や医師、福祉関係者、行政職員等で構成する成年後見制度推進機関検討委員会での検討結果に基づき、平成１９年７月に成年後見センターを開設（目標を１００％達成）しました。
実施の成果	3	専門家による相談窓口を充実したことにより、申立手続き等のきめ細やかな対応ができるようになりました。その結果、相談件数が平成１８年度に比べて２倍（５２５件）に増加しました。
効率性	3	成年後見センターでは、専門員による相談窓口を設け、一体的な利用者支援を行っています。また、認知症等により判断能力が十分でない方のための各種サービスも社会福祉協議会で提供しており、効果的・効率的に事業が運営されています。
行政の関与	3	この事業は、新宿区社会福祉協議会に委託して実施しています。認知症等により判断能力が十分でない方の権利を守る成年後見制度を普及させ、制度の利用推進を図っていくことは行政の重要な役割であると考えます。
妥当性	2	社会福祉協議会の地域福祉権利擁護事業は、成年後見制度との関連性が高く、成年後見センターの設置は制度の利用促進に有益です。社会福祉協議会に事業を委託して運営することで、利用者の利便性と信頼を高めることができます。
施策寄与度	2	相談件数が平成１８年度に比べて２倍（５２５件）に増加しました。成年後見制度の利用促進を図ることにより、判断能力が低下した場合でも地域で安心して生活できるようになります。このことは、きめこまやかな総合的福祉の推進に寄与しています。

総合評価

平成１９年度の評価をＢとした理由は、成年後見センターを開設したことによります。認知症高齢者など成年後見制度を利用する人は増加するものと考えられます。成年後見センターの相談件数が平成１８年度に比べ２倍に増加（５２５件）したことや出前講座等による広報・啓発活動は、区民の福祉の推進に大きく寄与したものと考えます。

また、過去３年間の実績ではＢと評価します。予定通り平成１８年度中に成年後見制度推進機関検討委員会を開催し、新宿区における成年後見制度のあり方について報告書を取りまとめました。成年後見センターが中心となって、制度を必要とする人を総合的に支援することは、制度の利用促進に大いに有効であると考えます。

※ B

過年度評価

18年度 B
17年度
16年度
15年度

改革方針

この事業は、成年後見センターにおける運営体制の充実と制度の普及啓発のために、第一次実行計画の「７成年後見制度の利用促進」に引き継いで取り組んでいきます。なお、相談件数の増加に伴い、今後、支援活動の強化を図っていきます。

社会貢献型後見人養成研修の修了者については、現在、地域福祉権利擁護事業の生活支援員として活動しています。今後は、専門職後見人（司法書士等）の業務補助ができるよう関係機関に働きかけていきます。

方向性

※ 4

拡大

事務事業	09	訪問指導の充実
章	1	健康でおもいやりのあるまち
大項目	02	地域とともに育む福祉社会づくり
施策	02	在宅福祉、在宅医療の推進

事業内容

目的	心身の状況や療養の状態によって保健指導が必要と認められる方の心身機能の低下の防止、健康の保持・増進を図ります。
対象・手段	次のいずれかに該当し、療養上、保健指導が必要と認められる区民及びその家族等に対し、保健師、理学療法士、栄養士、歯科衛生士が各家庭への訪問指導を実施します。 ① 虚弱高齢者　② 要介護高齢者の介護者 ③ 認知症予防の必要な高齢者　④ 寝たきり・準寝たきり者等

成果（事業が意図する成果）

要介護状態になることや重症化を予防することで、対象者の生活の質を確保することができます。また、介護に携わる家族の方を支援し、介護者の健康の保持・増進も図ります。保健師に加え、専門的な技術職が在宅で療養している区民の方に対し、日常の生活の場(自宅)に直接訪問することで、家庭生活における食生活から自立支援、介護予防、介護者支援等、多方面の質の高いサービスを効果的に提供することができます。

事業成果指標

指標名	定義	目標水準
理学療法士の訪問回数の増加	理学療法士の訪問回数	（ 平成19 ）年度に （ 153回 ）の水準達成
栄養士の訪問回数の増加	栄養士の訪問回数	（ 平成19 ）年度に （ 48回 ）の水準達成
歯科衛生士の訪問回数の増加	歯科衛生士訪問回数	（ ）年度に （ 12回 ）の水準達成

成果の達成状況

		単　位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備　　考
事業成果指標	目標値１①	回	153.00	153.00	153.00	153.00	
	実績１②	回	139.00	128.00	79.00	92.00	
	③＝②／①	%	90.85	83.66	51.63	60.13	
	目標値２④	回	48.00	48.00	48.00	48.00	
	実績２⑤	回	26.00	24.00	20.00	19.00	
	⑥＝⑤／④	%	54.17	50.00	41.67	39.58	
	目標値３⑦	回	12.00	12.00	12.00	12.00	
	実績３⑧	回	1.00	5.00	2.00	2.00	
	⑨＝⑧／⑦	%	8.33	41.67	16.67	16.67	

事業の実施内容

平成18年度	保健師訪問指導　延べ回数250回（延べ人数399人）理学療法士同行　延べ回数79回（延べ人数128人） 訪問栄養指導　延べ回数20回（延べ人数23人） 訪問口腔衛生指導　延べ回数２回（延べ人数3人）
平成19年度	保健師訪問指導　延べ回数236回（延べ人数259人）理学療法士同行　延べ回数92回（延べ人数161人） 訪問栄養指導　延べ回数19回（延べ人数19人） 訪問口腔衛生指導　延べ回数2回（延べ人数2人）

部名称	健康部	課名称	西新宿保健センター

		単　位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備　　考
トータルコスト	事業費⑩	千円	2,350	2,279	1,350	1,496	
	人件費⑪	千円	0	3,835	3,809	3,800	
	事務費⑫	千円	63	22	132	157	
	減価償却費等⑬	千円	0	0	0	0	
	総計⑭＝⑩＋⑪＋⑫＋⑬	千円	2,413	6,136	5,291	5,453	
	受益者負担⑮	千円	0	0	0	0	
	純計⑯＝⑭－⑮	千円	2,413	6,136	5,291	5,453	
	受益者負担率⑮／⑭	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
財源内訳	一般財源⑰＝⑯－⑱	千円	136	4,479	4,939	5,043	
	特定財源⑱		2,277	1,657	352	410	
	一般財源投入率⑰／⑭	%	5.64	73.00	93.35	92.48	
職員	常勤職員	人	0.00	0.46	0.46	0.46	
	非常勤職員		0.00	0.00	0.00	0.00	

事業に関する検討課題

介護保険の導入により、保健師の訪問指導対象者が減少しています。一方、平成18年度からの医療におけるリハビリテーションの算定日数が制限されたことで、退院後の地域リハビリテーションを必要とするニーズは大きくなっています。今後は、要介護状態の進行を予防するためにも、訪問指導を必要とする方への幅広い周知と関係機関との連携を強化する必要があります。また、関係機関も含め、訪問介護に携わる専門職の技術向上への援助も課題です。

評価基準に基づく評価と理由（『3・2・1』の3段階評価です。）

達成度	2	訪問指導を導入することによって、対象となる方が生活の質を高めるための生活改善に意欲的に取り組むようになり、利用者の7割の人が予防的・サービス移行支援を目的に活用されています。
実施の成果	3	対象者及び介護者の方の生活や状態に合った適切な個別指導ができ、利用者の9割以上がADLの向上又は維持されており、自立支援・介護予防に効果があがっています。(ADL：食事・更衣・移動・排泄・入浴など生活を営むうえで不可欠な行動)
効率性	2	老人保健法の改正の影響で、訪問延数の減少がみられましたが、訪問栄養、訪問歯科については、平成18年より臨時職員の雇上げをやめ、常勤職員が対応することにより経費の節減が図られています。
行政の関与	3	老人保健法に定められた事業であり、区の関与は妥当です。また、40歳以下の若年者や65歳以上の介護保険、医療保険では担えない療養者に対しても、要介護状態になることや重症化を予防し、生活の質を確保する上で本事業は必要です。
妥当性	2	虚弱高齢者に対する支援や在宅療養者の要介護状態の進行・閉じこもり・認知症予防のための指導として、自宅への訪問指導は有効な手段です。また、自立支援・介護予防に効果があがっており後期基本計画の指標「健康寿命の延伸」から見ても妥当です。
施策寄与度	3	平成18年度に老人保健法の改正が影響し総数の減少が見られましたが、平成19年度には理学療法士の訪問回数が回復しました。内容的にも3年間を総合して自立支援、介護予防等で効果的な指導ができており、、「在宅福祉、在宅医療の推進」に寄与していま

総合評価

高齢者や在宅療養者等に対して、生活や状態に合った適切な個別指導がADLの向上や維持に繋がり、自立支援、介護予防、介護者支援等に効果が上がっており、平成19年度は「B」と評価します。

また、3年間の実績では、平成18年度の老人保健法改正が影響し総数の減少が見られましたが、幅広い周知と関係機関との連携を強化することで、平成19年度には理学療法士の訪問回数が回復しました。これらのことから概ね計画通り成果があげられたので「B」と評価します。

(ADL：食事・更衣・移動・排泄・入浴など生活を営むうえで不可欠な行動)

※ B

過年度評価

18年度 B
17年度 C
16年度 A
15年度

改革方針

本事業は、平成20年度から老人保健法から健康増進法に引き継がれました。また、一定の成果が上げられたので、今後は経常事業の「訪問指導」として引き続き取り組みます。

さらに幅広い年齢層の区民ニーズに応えるべく、効率的な事業運営を目的に訪問指導を必要とする方への事業の幅広い周知をおこなうとともに、地域包括支援センターなどの関係機関との連携強化を図っていきます。また、訪問介護等に携わる専門的技術職の技術向上のための研修を行います。さらに、退院後のリハビリテーションがスムーズに導入されるための具体的な方法や仕組みを検討します。

方向性

※ 1

現状のまま継続

事務事業	10	高齢者が輝くまちづくり
章	1	健康でおもいやりのあるまち
大項目	02	地域とともに育む福祉社会づくり
施策	03	社会参加と生きがいづくり

事業内容

目的	高齢者の健康生きがいづくりと介護予防につながる社会参加の促進をします。高齢者がサービスの受け手から社会の担い手として地域に参加し、その能力を発揮することでいきいきとした生活が送れるよう情報や場の提供を行います。また、ボランティア団体やＮＰＯ、企業との協働を一層深め、高齢者自身が活動の担い手として気軽に社会参加できる仕組みづくりを進めていきます。
対象・手段	いつでも気軽に参加できるウオーキングを地域団体と協働して、区全域で展開します。高齢者の知識、経験等を登録し、ボランティアとして地域活動への活用や高齢者の各種講座等への参加を促す事業等を実施し、高齢者の社会参加を促進します。また、協議会を設置し、高齢者が参加しやすく、能力が発揮できる社会参加システムの構築を検討します。

成果（事業が意図する成果）

高齢者の豊かな経験、知識や技術が就労や社会貢献活動に活かされ、高齢者がサービスの受け手から社会の担い手となり、元気でいきいきと暮らすことができる仕組みが構築され、高齢者が健康で生きがいを持ちながら暮らせるまちづくりが促進されます。

事業成果指標

指標名	定義	目標水準
積極的に外出する高齢者の増加	65歳以上で積極的に外出する人（高齢者実態調査で、「ほとんど毎日外出する」と答えた人）の割合	（ 平成19 ）年度に （ ７５．７％以上 ）の水準達成
生きがいをもって生活している高齢者の増加	65歳以上で生きがいをもって生活している人（高齢者実態調査で、「なんらかの生きがいを感じる活動をしている」と答えた人）の割合	（ 平成19 ）年度に （ ６２．５％以上 ）の水準達成
		（ ）年度に （ ）の水準達成

成果の達成状況

		単　位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備　　考
事業成果指標	目標値１①	%	0.00	75.70	0.00	75.70	目標値は「健康づくり行動計画」より 18年度は実態調査なし 19年度「高齢者保健福祉施策調査報告書から
	実績１②	%	0.00	55.60	0.00	55.60	
	③＝②／①	%	0.00	73.45	0.00	73.45	
	目標値２④	%	0.00	62.50	0.00	62.50	
	実績２⑤	%	0.00	86.30	0.00	95.30	
	⑥＝⑤／④	%	0.00	138.08	0.00	152.48	
	目標値３⑦		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績３⑧		0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑨＝⑧／⑦	%	0.00	0.00	0.00	0.00	

事業の実施内容

平成18年度	①メイクアップ教室を４回、モバイルフォン教室を３回、カラオケ倶楽部等を実施するとともに、いきいきウオーク新宿は、ウオーキングコースを設定するため、候補コースを選定しました。 ②高齢者社会参加システム協議会を３回開催し、検討結果報告書が区へ提出されました。この報告書に基づき平成19年度に実施するモデル事業を決定しました。
平成19年度	①メイクアップ教室を４回、携帯電話教室を３回６教室、カラオケ倶楽部、ウオーキングイベントを３回開催するとともに、ウオーキングコースについていきいきパークと連携したコースの選定を行いました。 ②高齢者の社会参加モデル事業として、「生涯現役塾」「地域入門塾」「就業支援セミナー」の開催、「地域活動支援情報ハンドブック」の作成を行いました。

部名称	福祉部	課名称	高齢者サービス課

		単　位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備　　考
トータルコスト	事業費⑩	千円	0	5,511	4,420	477	
	人件費⑪	千円	0	19,177	19,044	18,998	
	事務費⑫	千円	0	0	0	0	
	減価償却費等⑬	千円	0	0	0	0	
	総計⑭＝⑩＋⑪＋⑫＋⑬	千円	0	24,688	23,464	19,475	
	受益者負担⑮	千円	0	0	0	0	
	純計⑯＝⑭－⑮	千円	0	24,688	23,464	19,475	
	受益者負担率⑮／⑭	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
財源内訳	一般財源⑰＝⑯－⑱	千円	0	24,116	22,927	19,475	
	特定財源⑱		0	572	537	0	
	一般財源投入率⑰／⑭	%	0.00	97.68	97.71	100.00	
職員	常勤職員	人	0.00	2.30	2.30	2.30	
	非常勤職員		0.00	0.00	0.00	0.00	

事業に関する検討課題

「いきいき福祉大作戦」「高齢者社会参加システムの構築」の個々の事業には、実績を踏まえて事業の再構築が必要です。
「いきいきパーク」及び「ウオーキングコース」については、両者の関連性を考慮し、区民が適切な運動習慣を身につけられるよう、ウオーキング及び低負荷遊具を活用した運動ができる環境を整備していく必要があります。

評価基準に基づく評価と理由（『3・2・1』の3段階評価です。）

達成度	2	実績等が想定を下回った事業もありましたが、想定を大きく上回った事業もありました。結果として、毎日外出する率には変動はありませんでしたが、何らかの生きがいがある人の比率は大きく伸びています。
実施の成果	2	高齢者社会参加システム協議会の検討結果等を踏まえ、高齢者のいきがいや社会参加・就労を促す事業を実施することができました。しかし、参加者数や参加者層が見込みと異なるものも多く、事業手法の見直し等を必要としています。
効率性	2	ＮＰＯ等地域で活動する団体との協働により事業を実施することで、ほぼ効率的に実施することができました。
行政の関与	2	健康やいきがいづくり、社会参加は高齢者自身が主体的に取り組んでいくものですが、健康、介護予防の観点や、シニア世代の活力の有効活用の観点から、情報・活動の場の提供やコーディネートに区が関与する必要性があります。
妥当性	2	高齢者がいきがいをもって活動をしていることを示す目標としては妥当なものといえます。
施策寄与度	2	この３年間で、シニア世代を含む高齢者の健康・いきがいづくり、社会参加システムの構築等を検討するとともに、各種の事業に取り組み、社会参加と生きがいづくりに寄与しました。

総合評価

１９年度の評価はＢです。シニア世代を含む高齢者が地域で健康にいきいきと活動するために各種の事業に取り組んでいます。実績が小さいものもありますが、全体としては、一定の成果に結びついています。
過去３年間についてもＢです。高齢者の健康・いきがいづくり、社会参加システムの構築等を検討するとともに、各種の事業に取り組み、事業として実施することができています。

※ **B**

過年度評価

18年度	B
17年度	B
16年度	
15年度	

改革方針

いきいき福祉大作戦については、今後は経常事業「いきいき活動事業」として、その他の高齢者のいきがいづくり事業との連携充実につとめます。なお、マイスター制度等実績の少ない事業については、見直しや類似制度との一本化に向けて検討を進めます。ウオーキングコースについては区民が気軽に楽しめ有効活用できるように、新宿区ウオーキング協会と連携し、第一次実行計画「74②いきいきウオーク新宿」として環境整備を進めます。高齢者の社会参加システムの構築については、実績等を踏まえ、シニア世代等の対象者層への周知や、事業内容の改善、効果的な推進体制の構築を、「５②生涯現役塾」、「３８（仮称）新宿仕事センターによる就労支援」の実行計画事業及び経常事業の中で取り組んでいきます。

方向性

※ 4

拡大

事務事業	11	高年齢者就業支援事業への助成
章	1	健康でおもいやりのあるまち
大項目	02	地域とともに育む福祉社会づくり
施策	03	社会参加と生きがいづくり

事業内容

目的	就業意欲のある高年齢者に対し、身近な地域で就業相談や就業情報の提供、無料の職業紹介・あっせんを行い、高年齢者の能力を活用するとともに地域の活性化と併せて地域福祉の増進を図ります。
対象・手段	対象：概ね55歳以上の都内在住・在勤者及び都内の事業者 範囲：法で規制されているものを除くすべての職業 手段：新宿区社会福祉協議会が厚生労働大臣の許可を受けて無料職業紹介所を開設、事業を実施し、区は助成を行います。

成果（事業が意図する成果）

高年齢者の就労を促進(就職率アップ)することにより、高年齢者の生きがいにつなげ、地域社会を活性化します。

事業成果指標

指標名	定義	目標水準
求人数	無料職業紹介所に寄せられた求人数	（ 平成19 ）年度に （ 1か年で1,200人 ）の水準達成
就職率	求職登録者中の採用決定者の割合	（ 平成19 ）年度に （ 30% ）の水準達成
		（ ）年度に （ ）の水準達成

成果の達成状況

		単　位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備　　考
事業成果指標	目標値１①	人	1,200.00	1,200.00	1,200.00	1,200.00	
	実績１②	人	1,151.00	1,398.00	1,339.00	1,191.00	
	③＝②／①	%	95.92	116.50	111.58	99.25	
	目標値２④	%	30.00	30.00	30.00	30.00	
	実績２⑤	%	34.00	42.80	61.00	58.20	
	⑥＝⑤／④	%	113.33	142.67	203.33	194.00	
	目標値３⑦		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績３⑧		0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑨＝⑧／⑦	%	0.00	0.00	0.00	0.00	

事業の実施内容

平成18年度	区役所会議室にて合同就職面接会を2回実施（9月11日と2月22日）、新規求職登録者数461人、再来求職者数2,420人、就職者数281人、独自開拓求人事業所数89所、求人件数1,339人、就職率61.0%。再就職支援セミナー等13回、キャリアカウンセリング6回実施。
平成19年度	区役所会議室にて合同就職面接会を2回実施（9月13日と2月28日）、新規求職登録者数328人、再来求職者数1,824人、就職者数191人、独自開拓求人事業所数77所、求人件数1,191人、就職率58.2%。再就職支援セミナー等8回、キャリアカウンセリング8回実施。

部名称	地域文化部	課名称	産業振興課

		単　位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備　　考
トータルコスト	事業費⑩	千円	25,790	25,691	24,376	27,645	
	人件費⑪	千円	1,668	1,668	1,656	1,652	
	事務費⑫	千円	0	0	0	0	
	減価償却費等⑬	千円	0	0	0	0	
	総計⑭＝⑩＋⑪＋⑫＋⑬	千円	27,458	27,359	26,032	29,297	
	受益者負担⑮	千円	0	0	0	0	
	純計⑯＝⑭－⑮	千円	27,458	27,359	26,032	29,297	
	受益者負担率⑮／⑭	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
財源内訳	一般財源⑰＝⑯－⑱	千円	16,658	16,559	15,232	18,497	
	特定財源⑱		10,800	10,800	10,800	10,800	
	一般財源投入率⑰／⑭	%	60.67	60.52	58.51	63.14	
職員	常勤職員	人	0.20	0.20	0.20	0.20	
	非常勤職員		0.00	0.00	0.00	0.00	

事業に関する検討課題

① 就職率アップには、地域の事業者との連携を強めて、独自求人の獲得、新規の協力事業者の開拓が必要です。
② 就職率を高めるために、求職者を対象とした個別相談や再就職支援セミナー、講習や講座、ガイダンス等を継続的に実施する必要があります。
③ 事業成果指標である求人数及び就職率については、概ね目標値を達成していますが、新規求職者と再来求職者は、ともに19年度減少に転じました。今後は、この数値の回復に取り組む必要があります。

評価基準に基づく評価と理由（『3・2・1』の3段階評価です。）

達成度	3	求人数は目標値を若干下回りましたが、就職率は目標値を大きく上回っており、計画どおり推進しています。
実施の成果	2	独自の求人開拓やきめ細かな相談などを通じて、目標を上回る就職率を達成し、地域の多くの事業所から協力を得て着実に成果を挙げています。
効率性	2	求人数が微減した中で、就職率は目標値を大きく上回っており、効率的に事業成果に結び付けています。
行政の関与	2	高齢社会の到来により、就業意欲のある高齢者がその能力を活かせるよう地域の中で対応する仕組みが必要です。目的の達成に向けて、この事業が円滑に運営できるよう区が支援していく必要があります。
妥当性	3	きめ細やかな相談機能を持つ新宿区社会福祉協議会が主体となって、就業意欲のある高年齢者を対象として相談や就職あっせんを行い、区がその運営を支援する事業の形態は目的、手段、対象ともに妥当です。
施策寄与度	3	就労は、社会参加や生きがいづくりの基本的かつ有意な手段です。この仕組みを通じて就業意向をもつ高齢者を就職に導いている実績からも、17から19年度を通じて施策目的の達成に大いに寄与しているといえます。

総合評価

平成１９年度の評価はBとします。平成１９年度の求人数は目標を若干下回りましたが、独自開拓の求人事業所数の増加により就職率は目標値を大きく上回っており成果を挙げています。高齢社会の到来により、高年齢者を取り巻く労働情勢が変化する中で、今後も地域に密着したきめ細かな就労支援の仕組みにより区民の意向に応えていく必要があります。３か年の評価としてはBとします。これまでの実施を通じて、相談・就職斡旋、地域の求人事業所の開拓など、就労支援のひとつの仕組みとして定着しつつあり、一定の成果を挙げたものと考えます。今後は、就労支援のノウハウも蓄積している実態から、障害者や若年者などの就労支援全般に活かしていくことも検討します。

※ B

過年度評価

18年度 B
17年度 B
16年度 B
15年度

改革方針

第一次実行計画において、就労支援の中核機関として(仮称)新宿仕事センターを設置して、障害者、高齢者、若年非就業者などに対する総合的な就労支援を推進することとしています。この事業についても、これまで培ったノウハウなどを障害者や若年非就業者を含めた総合的な就労支援の中で活かせるよう、実行計画事業の「38(仮称)新宿仕事センターによる就労支援」に取り込み推進します。このように、総合的な就労支援の仕組みの一つとして、地域の事業者との連携強化や区民への周知を図り、新規協力事業者の開拓など課題の解決に努めます。
なお、(仮称)新宿仕事センターの施設整備が完了する平成２２年度末までの間は、社会福祉協議会における高年齢者就業支援事業として実施することとします。

方向性

※ 1 現状のまま継続

事務事業	12	障害者就労支援の充実
章	1	健康でおもいやりのあるまち
大項目	02	地域とともに育む福祉社会づくり
施策	03	社会参加と生きがいづくり

事業内容

目的	新宿区障害福祉計画の柱の一つである障害者への就労支援体制の重層的な構築を目的として、企業就労に向けた訓練施設の設置、区内の障害者施設のネットワークの強化等を行います。 就労支援体制の中核機関として、新宿区障害者就労福祉センターの機能強化を図ります。
対象・手段	企業就労を目指す障害者に対し、企業就労に焦点を当てた様々な支援を行い得る新しいタイプの、障害者就労支援を行う障害福祉サービス実施業者指定化の準備を行います。また、事業者指定を受けることにより、外郭の任意団体である新宿区障害者就労福祉センターの運営基盤強化を図り、障害者就労支援の多様化するニーズに応えられる体制を整えます。

成果（事業が意図する成果）

障害者就労支援事業の強化と企業就労に向けた様々な訓練を実施できる障害福祉サービスを確保することにより、障害者の地域生活を支援します。

事業成果指標

指標名	定義	目標水準
就労支援施設の開設準備室の運営	区の空き施設に、準備室を設置します	（ 平成18 ）年度に （ 100% ）の水準達成
		（ ）年度に （ ）の水準達成
		（ ）年度に （ ）の水準達成

成果の達成状況

		単 位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備 考
事業成果指標	目標値１①	%	0.00	100.00	100.00	100.00	
	実績１②	%	0.00	0.00	100.00	100.00	
	③＝②／①	%	0.00	0.00	100.00	100.00	
	目標値２④		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績２⑤		0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑥＝⑤／④	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
	目標値３⑦		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績３⑧		0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑨＝⑧／⑦	%	0.00	0.00	0.00	0.00	

事業の実施内容

平成18年度	(開設準備室の開設と運営) 準備室職員として非常勤職員２名と補助員１名を障害者就労福祉センターに配置し、障害者の就労支援事業の強化と企業就労に向けた様々な訓練の実施
平成19年度	法人格取得と事業所立上方針を第一次実行計画に位置づけ、準備を行いました。 ①　障害者就労支援の充実（現在実施している就労支援事業をさらに充実させます。） ②　（仮称）新宿仕事センターによる就労支援（障害者を含む就労に支援の必要な方への多様な就労機会の提供、支援を行うことを目的として仕事センターの構築を目指します）

部名称	福祉部	課名称	障害者福祉課

		単　位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備　　考
トータルコスト	事業費⑩	千円	0	0	9,968	9,968	
	人件費⑪	千円	0	0	828	826	
	事務費⑫	千円	0	0	0	0	
	減価償却費等⑬	千円	0	0	0	0	
	総計⑭＝⑩＋⑪＋⑫＋⑬	千円	0	0	10,796	10,794	
	受益者負担⑮	千円	0	0	0	0	
	純計⑯＝⑭－⑮	千円	0	0	10,796	10,794	
	受益者負担率⑮／⑭	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
財源内訳	一般財源⑰＝⑯－⑱	千円	0	0	5,813	5,811	
	特定財源⑱		0	0	4,983	4,983	
	一般財源投入率⑰／⑭	%	0.00	0.00	53.84	53.84	
職員	常勤職員	人	0.00	0.00	0.10	0.10	
	非常勤職員		0.00	0.00	0.00	0.00	

事業に関する検討課題

障害者自立支援法の主旨の一つとして障害者就労に向けた支援の充実があります。そのため、就労スキル訓練から職域開拓、受入企業に対する支援、新たな就労形態の構築と企業への提案等、これまでの施策方針からさらに一歩踏み込んだ就労支援を行っていく必要があります。新宿区障害者就労福祉センターを核とした法人「（仮称）新宿仕事センター」を構築し、同センターにおいて障害者自立支援法に基づく就労移行支援、就労継続支援事業所を立ち上げるとともに、他の作業所等との連携を深め、障害者に対する重層的就労支援の核として専門的な支援を行う体制を充実する必要があります。

評価基準に基づく評価と理由『3・2・1』の3段階評価です。			
	達成度	3	準備室を10名の通所施設として開設し、順調に運営されています。
	実施の成果	3	薬王寺保育園跡の準備室は、就労移行の通所訓練と、就労支援の拠点として順調に運営されています。また、第一次実行計画の中で就労支援の拠点として新宿区障害者就労福祉センターを核とした（仮称）新宿仕事センターを設置することを位置づけました。
	効率性	2	外郭団体が運営するため、事業の進捗度に応じて柔軟な職員配置を行うことができます。
	行政の関与	3	新宿区障害福祉計画の柱の一つである障害者就労支援策を進める上で、その中核となる障害者就労福祉センターについて、区が関与し基盤強化を行う必要があります。
	妥当性	3	障害者の社会参加の促進に向けて、区の外郭団体である障害者就労福祉センター機能を強化し、民間作業所を含む多様な障害者福祉事業者等による新宿区の総合的な就労支援ネットワークを構築する必要があります。
	施策寄与度	3	障害者の地域生活を支え、社会参加の促進を図ることに寄与しています。

総合評価

平成19年度の評価はＡです。障害福祉サービス提供施設への準備が順調であり、さらに新たに就労に支援が必要な方への総合的支援体制の構築を計画化したためです。

平成17年度から19年度の3ヵ年の評価についても、Ａとします。障害者就労支援準備室を平成17年度に整備し、運営も順調です。平成19年度は第一次実行計画において、新宿区障害者就労福祉センターを核とした（仮称）新宿仕事センターを整備することにより、障害者の支援のみならず就労に関する区の総合的な支援体制の構築を目指します。

※ **A**

過年度評価

18年度 **B**
17年度 **B**
16年度
15年度

改革方針

障害者自立支援法制定による制度改正に伴い、新宿区の障害者の就労支援を効果的に行えるサービス類型の構築を目指します。チャレンジワークにおいて区に最もふさわしい事業内容が実施できる事業所として構築します。

また、この事業は、第一次実行計画の「38（仮称）新宿仕事センターによる就労支援」に引き継ぎ、チャレンジワークを同センターの中核として位置づけ、障害者のみならず就労支援の必要な方への支援の核として整備します。

方向性

※ **4**

拡大

事務事業	13	待機児童の解消
章	1	健康でおもいやりのあるまち
大項目	02	地域とともに育む福祉社会づくり
施策	04	子育て支援の推進

事業内容

目的	多様な保育資源を活用した諸施策を講じ、待機児童の解消を図ることで保護者の子育て支援や児童の福祉を向上させます。
対象・手段	①認可保育園において児童定員の拡充や弾力的運用を実施し、受入れ枠を拡大します。 ②老朽化した区立保育園の建替えに伴い、私立認可保育園を開設し、児童定員の拡大と新たな保育サービスを提供します。 ③認可保育園を補完する役割を持つ東京都独自の認証保育所の整備を支援します。

成果（事業が意図する成果）

①地域間、年度間で変化のある待機児童の発生状況に的確・迅速に対応できます。
②地域需要に見合った児童定員の確保、保育サービスの充実、保育環境の向上が図れます。
③大都市圏特有の保護者のライフスタイルやニーズに合わせた選択の幅が拡がります。

事業成果指標

指標名	定義	目標水準
待機児童解消数	平成15年度4月待機児童数(89人)を基準とした当該年度における待機児童解消数 待機児童減少数/目標解消数	（ 平成19 ）年度に （ 待機児童0人 ）の水準達成
		（ ）年度に （ ）の水準達成
		（ ）年度に （ ）の水準達成

成果の達成状況

		単 位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備 考
事業成果指標	目標値１①	人	0.00	89.00	89.00	89.00	
	実績１②	人	0.00	54.00	57.00	63.00	
	③＝②／①	%	0.00	60.67	64.04	70.79	
	目標値２④		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績２⑤		0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑥＝⑤／④	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
	目標値３⑦		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績３⑧		0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑨＝⑧／⑦	%	0.00	0.00	0.00	0.00	

事業の実施内容

平成18年度	①認可保育園における155名の弾力化 ②下落合保育園における0歳児保育、1時間延長の実施、私立認可保育所建設助成 ③認証保育所2所開設及び6所の運営助成
平成19年度	①認可保育園における70名の定員拡大、144名の弾力化 ②区立四谷子ども園及び私立新宿せいが保育園の開設 ③認証保育所6所の運営助成

部名称	子ども家庭部	課名称	保育課

		単　位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備　　考
トータルコスト	事業費⑩	千円	0	389,463	424,111	304,459	事業費については、18年度から発生主義の考え方を取り入れています。 （減価償却費の算定） 工事費375,585千円×90%÷47年＝7,193千円
	人件費⑪	千円	0	26,169	0	0	
	事務費⑫	千円	0	0	0	0	
	減価償却費等⑬	千円	0	0	0	7,193	
	総計⑭＝⑩＋⑪＋⑫＋⑬	千円	0	415,632	424,111	311,652	
	受益者負担⑮	千円	0	19,060	12,901	13,158	
	純計⑯＝⑭－⑮	千円	0	396,572	411,210	298,494	
	受益者負担率⑮／⑭	%	0.00	4.59	3.04	4.22	
財源内訳	一般財源⑰＝⑯－⑱	千円	0	284,618	264,871	294,285	
	特定財源⑱		0	111,954	146,339	4,209	
	一般財源投入率⑰／⑭	%	0.00	68.48	62.45	94.43	
職員	常勤職員	人	0.00	0.00	0.00	0.00	定員弾力化に係る職員配置について、18年度に、非常勤職員から派遣保育士に変更しました。
	非常勤職員		0.00	11.00	0.00	0.00	

事業に関する検討課題

① 認可保育園については、経常的な受け入れ枠の拡大だけでなく、地域需要に応じた多様な保育サービスを展開できる保育所のあり方を検討することが課題となっています。
② 認証保育所については、待機児童の状況を考慮し、既存の認可保育園では難しい様々な就労形態やライフスタイルにあった保育需要に応えるため、新たな増設を検討することが課題となっています。

評価基準に基づく評価と理由（『3・2・1』の3段階評価です。）

達成度	2	年度当初に待機児童を解消することができませんでしたが、待機児童数は26人で、前年度の32人から6人減少しています。
実施の成果	3	定員の拡充や認証保育所の設置、区内全域を対象にした弾力化の実施で、地域の保育需要に見合った入所が可能となっています。
効率性	3	多様な運営主体を活用した施策や派遣保育士の配置による区立保育園での弾力化の実施は、事業の効率性を高めています。
行政の関与	3	保育の実施は区の責務であることからも、待機児童の解消に区が主体的に取り組む必要があります。
妥当性	3	待機児童は区内全域で発生し、内容は保護者の状況や地域の実情により違いがあることから、様々な保育資源を活用した施策は妥当と考えます。
施策寄与度	3	この3年間で、認可保育園の定員拡充や弾力的運用による園児の受入れ拡大など様々な待機児童の解消に取り組んできました。子育ての負担を和らげ、仕事と子育ての両立支援を図るためには、認可保育園・認証保育所を充実する必要があります。

総合評価

目標どおり平成19年度当初に待機児童を解消することはできませんでしたが、待機児童数を前年度より減少できたことは大きな成果であり、目的に対する事業の有効性が実証されたものといえ総合評価をＢとしました。また、19年度末での入所率も96.8%であり、待機児童解消に効果が上がっています。

過去3年間の実績ではＢと評価します。その理由は、認可保育園の定員拡充や弾力的運用による園児の受入れ拡大、私立認可保育所の開設、認証保育所6所の整備支援などにより、待機児童の解消に積極的に取り組んできたことによります。

※ **B**

過年度評価

18年度 B
17年度 A
16年度
15年度

改革方針

今後の待機児童解消策は、多角的視点をもって、受け入れ枠の拡大のみならず、特定の園に入所申請が集中しないよう、多様な保育サービスを地域需要に応じて展開します。また、公私立保育園の役割を検討していく中で、老朽化した認可保育園は、私立の認可保育園に建て替え、効果的・効率的な園運営の中で、地域の保育需要に機動的に応えていきます。さらに、認証保育所は増設し、既存の認可保育園では難しい様々な就労形態やライフスタイルにあった保育需要に応えていきます。

この事業は、第一次実行計画「10　保護者が選択できる多様な保育環境の整備」に引き継いで取り組んでいきます。

方向性

※ 4

拡大

事務事業	14	子育て相談の充実
章	1	健康でおもいやりのあるまち
大項目	02	地域とともに育む福祉社会づくり
施策	04	子育て支援の推進

事業内容

目的	妊産婦やそのパートナー、乳幼児を養育している保護者が、安心して出産し育児のできる環境を整備します。
対象・手段	子育て中の保護者に対し身近な情報交換の場として育児グループづくりを支援するとともに、各保健センターで子育ての相談を行います。子育てに特に不安や困難を感じている方には専門医等による相談を実施します。また、妊産婦やそのパートナー及び乳幼児の保護者には母親学級、両親学級・育児学級（離乳食講習会）を行います。

成果（事業が意図する成果）

妊娠から出産までの母体の健康管理についての問題や、新生児期・乳幼児期の育児不安などの解消・軽減を図り、安心して出産し子育てができる等の成果が望めます。

事業成果指標

指標名	定義	目標水準
母親学級参加率	初産の母親の母親学級参加人数/第１子出生数	（ 平成19 ）年度に （ 50% ）の水準達成
育児グループ利用者率	育児グループ利用者数/（０歳から２歳人口－０歳から２歳保育園通園児数）	（ 平成19 ）年度に （ 30% ）の水準達成
		（ ）年度に （ ）の水準達成

成果の達成状況

		単　位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備　　考
事業成果指標	目標値１①	%	50.00	50.00	50.00	50.00	
	実績１②	%	34.60	37.80	38.50	37.18	
	③＝②／①	%	69.20	75.60	77.00	74.36	
	目標値２④	%	30.00	30.00	30.00	30.00	
	実績２⑤	%	22.00	26.60	26.38	21.40	
	⑥＝⑤／④	%	73.33	88.67	87.93	71.33	
	目標値３⑦		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績３⑧		0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑨＝⑧／⑦	%	0.00	0.00	0.00	0.00	

事業の実施内容

平成18年度	①　育児グループ［64回・参加者数901人］育児相談[117回・参加者901人]　講演会[12回・参加者204人] ②　親と子の相談室　相談者延べ32人 ③　母親学級〔3日制24回・1日制12回〕　両親学級12回　育児学級32回
平成19年度	①　育児グループ［63回・参加者数819人］育児相談[107回・参加者1380人]　講演会[１３回・参加者233人] ②　親と子の相談室　相談者延べ32人 ③　母親学級〔3日制24回・1日制12回〕　両親学級12回　育児学級36回

部名称	健康部	課名称	牛込保健センター

		単　位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備　　考
トータルコスト	事業費⑩	千円	3,488	3,654	3,736	2,675	
	人件費⑪	千円	16,484	16,067	16,130	16,084	
	事務費⑫	千円	646	529	577	751	
	減価償却費等⑬	千円	0	0	0	0	
	総計⑭＝⑩＋⑪＋⑫＋⑬	千円	20,618	20,250	20,443	19,510	
	受益者負担⑮	千円	0	0	0	0	
	純計⑯＝⑭－⑮	千円	20,618	20,250	20,443	19,510	
	受益者負担率⑮／⑭	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
財源内訳	一般財源⑰＝⑯－⑱	千円	20,618	20,250	20,443	19,510	
	特定財源⑱		0	0	0	0	
	一般財源投入率⑰／⑭	%	100.00	100.00	100.00	100.00	
職員	常勤職員	人	1.82	1.77	1.77	1.77	
	非常勤職員		0.55	0.55	0.55	0.55	

事業に関する検討課題

子育ての伝承や地域のコミュニケーションが希薄になっているなか、育児不安の解消や仲間づくりの支援のため、育児相談、育児グループづくりの支援は継続して実施していく必要があります。
増えている仕事を持つ妊婦の方への支援も必要となっています。また、パートナーの子育てへの理解と参加が益々重要となっています。よって、母親（両親）学級の運営は内容の工夫と開催日はさらに区民の方が参加しやすいように設定していくなど検討していく必要があります。

評価基準に基づく評価と理由（『3・2・1』の3段階評価です。）

達成度	2	母親学級は4保健センターで日程を調整しバランスよく開催し、友達づくり等が出来るよう運営や周知を工夫した結果、初産婦の参加目標達成率は74%です。　育児グループの参加率は前年に比して88%から71%減少しましたが育児相談の参加者は増えてます。
実施の成果	3	出産前からの子育て支援を推進し、母性及び父性を育み、育児不安の解消に寄与しています。 また、事業に参加した区民同士のつながりが地域での孤立の防止にも役立っていま
効率性	2	事業運営にあたっては、臨時職員も活用し、最小限の職員で効率的に運営しています。「親と子の相談室」は限られた方のみの利用となりますが、年々深刻な問題を抱えたケースが多くなっていて、有効な相談の場となっています。
行政の関与	3	保健センターには妊娠から出産・乳幼児期の母子の心身の健康をサポートする役割があります。乳幼児への虐待等の問題も、親への支援によって防止や早期発見が可能であり、総合的な視点を持つ行政が行う必要があります。
妥当性	3	初産婦の母親学級の参加率を成果指標としたのは、初めての出産と育児に安心して望めることを目的とし妥当です。また、地域での子育て仲間が欲しいという保護者のニーズは高く、育児グループの利用者数を成果指標としたのは妥当です。
施策寄与度	3	過去３年間で、妊娠・出産・育児期を安心して楽しく過ごせるような区民を増やすことができ、育児不安の軽減や解消等子育て支援に寄与しました。

総合評価

平成19年度評価をBとした理由は、母親学級参加率・育児グループ利用者率ともに目標に届かなかったものの、育児相談の参加者は増え本事業の目的を達成しているからです。また、過去3年間の実績としては評価をBとします。参加目標達成率で母親学級は76%、育児グループは83%を維持できており、妊娠中から子育て期間を通じて多様なニーズに適切に対応することで、育児不安の解消や軽減に寄与しました。

※ B

過年度評価

18年度 B
17年度 B
16年度 A
15年度

改革方針

核家族化の進行や区民のライフスタイルや住環境の変化などに伴い、子育て支援はさらなる充実が求められています。適切な情報提供や支援によって育児不安を解消し安心して育児ができるように社会状況の変化に即した事業の運営を今後も継続し行っていく必要があります。
また、仕事を持つ妊婦の方への支援や母性および子育てのパートナーとして父性をより一層育む支援等が求められていますので、その対応へも取り組んでいく必要があります。したがって、20年度以降は経常事業「育児相談・育児グループ」等として引き続き行います。

方向性

※ 1

現状のまま継続

事務事業	15	絵本でふれあう子育て支援
章	1	健康でおもいやりのあるまち
大項目	02	地域とともに育む福祉社会づくり
施策	04	子育て支援の推進

事業内容

目的	絵本を介して親子が楽しくふれあえる育児環境づくりができるように支援することで、乳幼児の心健やかな成長をめざします。
対象・手段	区内に在住する乳幼児の保護者が対象です。 保健センターで実施する乳幼児（3-4か月児）健診の際に、乳幼児に対する絵本の読み聞かせの意義を説明して、ブックスタートパック（絵本２冊、コットンバッグ、イラストアドバイス集、ブックスタートメッセージ）を配付します。

成果（事業が意図する成果）

絵本を介したふれあい習慣のある親子を増やし、乳幼児の心健やかな成長を促すことができます。

事業成果指標

指標名	定義	目標水準
絵本配付（意義の説明含む）率	3-4か月児健診受診者/対象者 （絵本配付時に、読み聞かせの意義・方法等の説明を併せて行うことが必要であり、郵送等による配付はしていないことから、現状では3-4か月児健診の受診率となりま	（ 平成19 ）年度に （ 95% ）の水準達成
赤ちゃんへの絵本読み聞かせ習慣の定着率	読み聞かせを習慣にした保護者/絵本の配付を受けた保護者	（ 平成19 ）年度に （ 80% ）の水準達成
		（ ）年度に （ ）の水準達成

成果の達成状況

		単　位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備　　考
事業成果指標	目標値１①	%	95.00	95.00	95.00	95.00	
	実績１②	%	92.00	92.30	92.00	91.50	
	③＝②／①	%	96.84	97.16	96.84	96.32	
	目標値２④	%	80.00	80.00	80.00	80.00	
	実績２⑤	%	70.00	82.00	82.00	82.00	
	⑥＝⑤／④	%	87.50	102.50	102.50	102.50	
	目標値３⑦		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績３⑧		0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑨＝⑧／⑦	%	0.00	0.00	0.00	0.00	

事業の実施内容

平成18年度	3-4か月児健診時に対象者にブックスタートパックを配付。 ・配付実績　1,883件
平成19年度	3-4か月児健診時に対象者にブックスタートパックを配付。 ・配付実績　1,924件

部名称	中央図書館（部）	課名称	中央図書館（課）

		単　位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備　　考
トータルコスト	事業費⑩	千円	2,924	3,784	3,967	3,619	
	人件費⑪	千円	2,168	2,168	2,153	2,148	
	事務費⑫	千円	0	0	0	0	
	減価償却費等⑬	千円	0	0	0	0	
	総計⑭＝⑩＋⑪＋⑫＋⑬	千円	5,092	5,952	6,120	5,767	
	受益者負担⑮	千円	0	0	0	0	
	純計⑯＝⑭－⑮	千円	5,092	5,952	6,120	5,767	
	受益者負担率⑮／⑭	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
財源内訳	一般財源⑰＝⑯－⑱	千円	5,092	5,952	6,120	5,767	
	特定財源⑱		0	0	0	0	
	一般財源投入率⑰／⑭	%	100.00	100.00	100.00	100.00	
職員	常勤職員	人	0.26	0.26	0.26	0.26	
	非常勤職員		0.00	0.00	0.00	0.00	

事業に関する検討課題

絵本を介して親子がふれあい、また、家庭での読書習慣の定着につながるよう、配付した絵本をどのように活用するかなど、実施後のフォロー方法について、検討していく必要があります。

評価基準に基づく評価と理由（『3・2・1』の3段階評価です。）

達成度	2	3-4か月児健診受診者全員に配付し、絵本を介して親子がふれあうきっかけをつくるという点で、ほぼ計画通り進めています。また、フォロー体制についてもボランティアを受け入れ、家庭での読み聞かせの習慣化につながるよう充実を図っています。
実施の成果	2	１歳6か月児健診の時期にアンケートを実施し、8割の方に満足していただいています。
効率性	2	出生後、最初に保護者等が集まる3-4か月児健診の機会を利用しているため、新たな人員の投入、配送料等発生させることなく、対象者のほとんどに対して事業を実施できており、効率的です。
行政の関与	3	地域で生まれたすべての赤ちゃんとその保護者を把握するのは民間団体には不可能であることから、区が関与する必要があります。
妥当性	2	子どもが読書に親しみやすくなるように、親が子どもに絵本を読み聞かせるきっかけをつくるという点で、目的・手段・対象がほぼ妥当と考えます。
施策寄与度	3	絵本を介して親子が向き合うことで心もふれあい、より安定した母子等の関係づくりが行いやすくなります。このことによって、子育てを楽しむ心のゆとりが生まれ、前向きな子育てに取り組む区民を増やすことに寄与していると考えられます。

総合評価

19年度の評価をBとした理由は、設定した２つの数値目標で80%以上の目標達成率を実現し、絵本を介して親子がふれあうきっかけづくりをする事業目的を概ね計画どおりに達成することができたからです。また新たに策定した「第二次新宿区子ども読書活動推進計画」において、今後の事業展開の方向付けが出来ました。過去3年間の実績では、配付後の家庭における絵本読み聞かせ習慣の定着について、地域で活動している読み聞かせボランティアの活用により、着実に成果を挙げているため、Bと評価しました。

※ B

過年度評価	
18年度	B
17年度	B
16年度	B
15年度	

改革方針

絵本配付後の家庭における読み聞かせ習慣を定着化させるため、読み聞かせのより具体的な方法や図書館の活動についての情報提供等を図るなど、多くの親子が絵本を介してふれあい、子どもが読書に親しめる環境づくりを支援していきます。

平成20年度からは本来の図書館業務の一貫として位置づけ、第一次実行計画「12④絵本でふれあう子育て支援事業」に引き継いで、積極的な展開を図っていきます。

方向性

※ 2

手段改善

事務事業	16	在宅子育て支援サービスの充実
章	1	健康でおもいやりのあるまち
大項目	02	地域とともに育む福祉社会づくり
施策	04	子育て支援の推進

事業内容

目的	既存の子育て支援サービスでは対応できないニーズに対して、多様で柔軟かつきめ細かな在宅子育て支援サービスを充実し、子育て家庭をサポートします。
対象・手段	ファミリーサポート事業：区民の方が助け合いながら子育てする有償ボランティア活動を仲介します。 子どもショートステイ：宿泊を伴う養育が必要な児童を乳児院や協力家庭宅で預かります。 一時保育の充実：短時間の保育が必要な乳幼児を保育施設などで預かります。

成果（事業が意図する成果）

親の病気、不意の用事、育児疲れなど一時的に子育てできない場合に、子育て家庭が必要に応じて子育て支援サービスを利用できるようになります。

事業成果指標

指標名	定義	目標水準
ファミリーサポート利用頻度	利用会員一人当たりの年間利用回数 年間利用件数／利用会員数	（ 平成19 ）年度に （ 年間10回 ）の水準達成
子どもショートステイ利用人数	子どもショートステイ年間延べ利用人数	（ 平成19 ）年度に （ 年間300人 ）の水準達成
一時保育実施箇所数	区内で一時保育を実施している箇所数	（ ）年度に （ 47か所 ）の水準達成

成果の達成状況

		単 位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備 考
事業成果指標	目標値１①	回	10.00	10.00	10.00	10.00	目標値２及び実績２について、17年度からの目標値と実績値には新たに実施したショートステイ協力家庭についても含んだ数値となっています。
	実績１②	回	10.86	10.22	10.04	10.31	
	③＝②／①	%	108.60	102.20	100.40	103.10	
	目標値２④	人	300.00	300.00	300.00	300.00	
	実績２⑤	人	144.00	195.00	160.00	204.00	
	⑥＝⑤／④	%	48.00	65.00	53.33	68.00	
	目標値３⑦	箇所	46.00	47.00	46.00	47.00	
	実績３⑧	箇所	46.00	47.00	46.00	48.00	
	⑨＝⑧／⑦	%	100.00	100.00	100.00	102.13	

事業の実施内容

平成18年度	ファミリーサポート事業　提供会員311人　利用会員1,892人　利用件数19,005件 出張窓口21回　訪問説明15回 子どもショートステイ　利用対象　小学６年生まで　利用日数160日　協力家庭13世帯 一時保育　空き定員利用型43所　専用室型2所　ひろば型1所
平成19年度	ファミリーサポート事業　提供会員305人　利用会員1,963人　利用件数20,080件 出張窓口24回　訪問説明13回 子どもショートステイ　利用対象　小学６年生まで　利用日数204日　協力家庭12世帯 一時保育　空き定員利用型43所　専用室型4所　ひろば型1所

部名称	子ども家庭部	課名称	子どもサービス課

		単　位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備　　考
トータルコスト	事業費⑩	千円	43,843	53,414	60,549	89,258	トータルコストにおける受益者負担は、公立保育園の一時保育料です。ファミリーサポート及びショートステイの本人負担金は、事業者に直接支払う仕組みになっています。
	人件費⑪	千円	2,501	2,501	2,484	2,478	
	事務費⑫	千円	0	0	0	0	
	減価償却費等⑬	千円	0	0	0	0	
	総計⑭＝⑩＋⑪＋⑫＋⑬	千円	46,344	55,915	63,033	91,736	
	受益者負担⑮	千円	2,874	3,106	3,137	8,594	
	純計⑯＝⑭－⑮	千円	43,470	52,809	59,896	83,142	
	受益者負担率⑮／⑭	%	6.20	5.55	4.98	9.37	
財源内訳	一般財源⑰＝⑯－⑱	千円	29,188	41,674	44,551	47,861	
	特定財源⑱		14,282	11,135	15,345	35,281	
	一般財源投入率⑰／⑭	%	62.98	74.53	70.68	52.17	
職員	常勤職員	人	0.30	0.30	0.30	0.30	
	非常勤職員		0.00	0.00	0.00	0.00	

事業に関する検討課題

身近なところでサービスを利用できるように、ファミリーサポート提供会員やショートステイ協力家庭の拡大に努めるとともに、一時保育実施施設の拡充を計画的に進めていく必要があります。

評価基準に基づく評価と理由（『3・2・1』の3段階評価です。）

達成度	3	ﾌｧﾐﾘｰｻﾎﾟｰﾄ事業の利用回数に、大きな変化はありませんが、利用会員数は伸びました。子どもｼｮｰﾄｽﾃｲは、実施施設で感染症が流行した際、協力家庭で預かる体制を整え、利用会員数が増えました。専用型一時保育は2所開設し4所になりました。
実施の成果	3	既存のサービスでは対応できない一時的・臨時的な保育ニーズに対する、補完的サービスとしての成果は大きく、育児不安の解消や一時預かりニーズへも対応しています。
効率性	2	身近なところで必要に応じてサービスの提供が受けられる仕組みは、区民にとって安心かつ効率的です。その際に、サービスの供給が地域的に片寄りがないように計画的に進めていく必要があります。
行政の関与	3	安心して子どもを預けられるサービスの提供を、安定的にかつ良質のものとして供給していくためには行政が関与していく必要があります。
妥当性	3	ファミリーサポートの利用回数やショートステイ利用人数を指標としたことは、子育て支援サービスの充実を示すものとして妥当です。
施策寄与度	3	この３年間で、ファミリーサポート事業の利用件数は２万件を超え、一時保育実施箇所も48か所となるなど、既存の子育て支援サービスでは対応できないニーズに対して、多様で柔軟かつきめ細かい在宅子育て支援サービスとして施策に寄与しています。

総合評価

平成19年度は、ファミリーサポート事業の利用会員数が伸び、子どもショートステイは実施施設で感染症が発生した際、協力家庭で預かる体制を整えました。さらに、専用室型一時保育を新たに２箇所開設したので、総合評価をＢとしました。

この３年間で、ファミリーサポート事業、子どもショートステイ、一時保育といったきめ細かな在宅子育て支援サービスを展開していく仕組みづくりができたため、３年間の評価をＢとしました。

※ **B**

過年度評価

18年度 **B**
17年度 **B**
16年度 **B**
15年度

改革方針

ファミリーサポート事業と子どもショートステイは、経常事業「ファミリーサポート事業」「子どもショートステイ」に引き継ぎ、民間と協働で実施する子育て支援者養成講座の修了者の活用や、区内の子育て支援ボランティアとの連携を検討することで、提供会員や協力家庭の拡大に努めます。

一時保育については、第一次実行計画「12 地域における子育て支援サービスの充実」に引き継いで取り組んでいきます。今後整備する子ども家庭支援センターに、ひろば型一時保育を設置することにより、一時保育施設の拡充を図ります。

方向性

※ 4

拡大

事務事業	17	子ども家庭支援センター機能の強化
章	1	健康でおもいやりのあるまち
大項目	02	地域とともに育む福祉社会づくり
施策	04	子育て支援の推進

事業内容

目的	子ども家庭支援センター機能を強化することにより、これまで以上に子どもと家庭にふさわしいサービスを提供するとともに、保護を必要とする子どもに対しより適切で迅速に対応することを目的とします。
対象・手段	対象：区内に在住する18歳未満の子どもと保護者です。手段：先駆型子ども家庭支援センター(※)として相談体制を強化します。育児支援家庭訪問事業を開始し、出産後の育児不安の軽減に努めます。支援体制強化のため、子ども家庭サポートネットワーク（要保護児童対策地域協議会）を組織します。 ※先駆型子ども家庭支援センター :従来の機能に加え虐待家庭等への見守りサポートなどが加わります。

成果（事業が意図する成果）

①子育て中の保護者の育児不安や孤立感を予防・解消します。
②出産直後に起こりやすい強い育児不安と養育不安が軽減されます。
③関係機関の連携により、援助が必要な保護者等に適切なサービスが提供できます。

事業成果指標

指標名	定義	目標水準
総合相談の充実	子ども家庭総合相談の実施件数（年間）	（ 平成19 ）年度に （ 10,000件 ）の水準達成
育児支援家庭訪問事業の充実	育児支援家庭訪問事業派遣回数（平成21年度予想出生数1,718人中5%が5回利用で計算）	（ 平成21 ）年度に （ 430回 ）の水準達成
		（ ）年度に （ ）の水準達成

成果の達成状況

		単 位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備 考
事業成果指標	目標値１①	件	0.00	10,000.00	10,000.00	10,000.00	
	実績１②	件	0.00	4,965.00	6,206.00	9,250.00	
	③＝②／①	%	0.00	49.65	62.06	92.50	
	目標値２④	回	0.00	430.00	430.00	430.00	
	実績２⑤	回	0.00	304.00	282.00	430.00	
	⑥＝⑤／④	%	0.00	70.70	65.58	100.00	
	目標値３⑦		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績３⑧		0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑨＝⑧／⑦	%	0.00	0.00	0.00	0.00	

事業の実施内容

平成18年度	子ども家庭総合相談件数　6,206件　開館日　月から土　職員体制　正規職員4名　非常勤職員1名 子ども家庭サポートネットワークの運営　代表者会議2回　サポートチーム会議53回 特別相談の実施　12回 育児支援家庭訪問事業　利用者　52人　派遣回数　282回　派遣時間数　874時間
平成19年度	子ども家庭総合相談件数　9,250件　開館日　月から土　職員体制　正規職員4名　非常勤職員1名 子ども家庭サポートネットワークの運営　代表者会議2回　サポートチーム会議　59回 特別相談の実施　10回 育児支援家庭訪問事業　利用者　87人　派遣回数　430回　派遣時間数　1,327時間　対象を2か月から1歳未満に拡大

部名称	子ども家庭部	課名称	子どもサービス課

		単　位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備　　考
トータルコスト	事業費⑩	千円	0	5,826	4,658	5,390	
	人件費⑪	千円	0	35,731	35,800	35,701	
	事務費⑫	千円	0	240	135	135	
	減価償却費等⑬	千円	0	0	0	0	
	総計⑭＝⑩＋⑪＋⑫＋⑬	千円	0	41,797	40,593	41,226	
	受益者負担⑮	千円	0	0	0	0	
	純計⑯＝⑭－⑮	千円	0	41,797	40,593	41,226	
	受益者負担率⑮／⑭	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
財源内訳	一般財源⑰＝⑯－⑱	千円	0	31,079	29,967	41,226	
	特定財源⑱		0	10,718	10,626	0	
	一般財源投入率⑰／⑭	%	0.00	74.36	73.82	100.00	
職員	常勤職員	人	0.00	4.00	4.00	4.00	
	非常勤職員		0.00	1.00	1.00	1.00	

事業に関する検討課題

児童虐待の未然防止・早期発見を行うために、家庭訪問など個々の事例に応じたきめ細かな対応が求められています。特に地域における見守り体制の整備と児童相談所との連携による迅速な対応を行うために、子ども家庭支援センターを拡大していくことが必要です。また、乳幼児から中高校生、児童の保護者の居場所を確保し、相談や見守りを通じて虐待を未然に防止していくことが必要です。

評価基準に基づく評価と理由（『3・2・1』の3段階評価です。）

達成度	3	先駆型子ども家庭支援センターとなった17年度比で相談件数1.86倍と実績をあげています。また、18年度より解決困難な事例への対応として特別相談を開始しました。育児支援家庭訪問事業については19年度から利用期間を生後2ヶ月から1年未満に拡大しまし
実施の成果	3	気軽に利用しやすい親と子のひろばと相談業務を並行して行うことにより、子育て家庭の孤立化を防ぎ、虐待予防にもつながっているという点で、大きな成果をあげており、利用者数・相談数も年々増加しています。
効率性	3	相談や虐待対応については、区内外の相談機関と連携して問題解決に当るために正規職員を中心に対応していますが、虐待対策ワーカー及び子育て不安への予防的側面を持つ「親と子のひろば事業」には、非常勤職員を充てるなど効率的です。
行政の関与	3	児童福祉法の改正により、児童虐待防止の充実・強化を図るため、区は児童相談に関して、家庭や関係機関からの相談に応じ、必要な調査及び指導を行うことが必要です。児童虐待の第一義的な通告先として区が規定されており、区が関与することが妥当で
妥当性	3	子ども家庭支援センターを中核機関として位置づけ、子育て情報の提供や相談に応じるとともに、育児支援家庭訪問事業を実施し育児不安の予防に努めており妥当です。また、親と子のひろばの設置は乳幼児親子の仲間づくりと気軽に相談できる場として妥当
施策寄与度	3	この３年間で、子ども家庭総合相談件数や、育児支援家庭訪問事業の利用者が増加するなど、子育てしやすい環境整備及び虐待予防・早期発見に大きく寄与しています。

総合評価

19年度は、総合相談件数及び育児支援家庭訪問の派遣回数が着実に伸びたため、総合評価をＢとしました。
この３年間で、子ども家庭総合相談の件数が17年度と比較して1.86倍に増加するとともに、児童相談所・保健センター等関係機関による会議の依頼が増加するなど、子ども家庭支援センターの認知度・信頼度が高まり、虐待の予防・早期発見や、子育てしやすい環境整備に貢献していると評価できます。このため、過去３年間の実績ではＢと評価します。

※ B

過年度評価
18年度 B
17年度 B
16年度
15年度

改革方針

この事業は、第一次実行計画「12①子ども家庭支援センターの拡充」に引き継いで取り組んでいきます。具体的な取り組み内容は以下のとおりです。
①乳幼児や中高校生の居場所の整備とともに、子育ての悩みや不安を相談できる体制を整備し、要保護児童支援の仕組みを充実させるために、相談や要保護家庭の支援を行う子ども家庭支援センター機能と児童館機能の両方を併せ持つ新たな「子ども家庭支援センター」を計画的に整備します。
②各子ども家庭支援センター相互の連携を強化するため相談支援システムを導入します
③相談担当職員の専門性を向上させるため、東京都都児童相談センターへ職員を一年間研修派遣します。

方向性
※ 4
拡大

事務事業	18	乳幼児親子の居場所づくり
章	1	健康でおもいやりのあるまち
大項目	02	地域とともに育む福祉社会づくり
施策	04	子育て支援の推進

事業内容

目的	児童館など身近な場所で乳幼児親子が安心して集える場を提供し、保護者同士の仲間づくりやさまざまな育児情報の提供、気軽な育児相談を行うひろば事業を実施することで、保護者の育児不安や育児ストレス、孤独感の解消を図ります。
対象・手段	乳幼児を持つ保護者を対象とし、子ども家庭支援センター、地域子育て支援センター、児童センター、こども館、児童館、民間子育て支援施設（ゆったりーの）でひろば事業を実施します。

成果（事業が意図する成果）

乳幼児親子の相互交流が図られるとともに、身近な施設で子育てに関する相談ができたり、情報提供が受けられることにより、乳幼児を持つ保護者の不安感や孤立感が軽減・解消します。

事業成果指標

指標名	定義	目標水準
ひろばの箇所数	乳幼児親子が集える場	（ 平成19 ）年度に （ 25か所 ）の水準達成
乳幼児優先スペース数	児童館内の乳幼児親子が優先的に利用できるスペース	（ 平成19 ）年度に （ 8か所 ）の水準達成
		（ ）年度に （ ）の水準達成

成果の達成状況

		単　位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備　　考
事業成果指標	目標値１①	か所	0.00	25.00	25.00	25.00	
	実績１②	か所	0.00	25.00	25.00	26.00	
	③＝②／①	%	0.00	100.00	100.00	104.00	
	目標値２④	か所	0.00	8.00	8.00	8.00	
	実績２⑤	か所	0.00	6.00	7.00	8.00	
	⑥＝⑤／④	%	0.00	75.00	87.50	100.00	
	目標値３⑦		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績３⑧		0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑨＝⑧／⑦	%	0.00	0.00	0.00	0.00	

事業の実施内容

平成18年度	子ども家庭支援センター(親と子のひろば）1か所、児童センター・こども館・児童館(子育てひろば）21か所（うち乳幼児優先スペース7か所）、地域子育て支援センター（ふたばひろば、原町みゆきひろば）2か所、民間子育て支援施設（ゆったりーの）1か所で実施しています。
平成19年度	子ども家庭支援センター(親と子のひろば）1か所、児童センター・こども館・児童館(子育てひろば）21か所（うち乳幼児優先スペース8か所）、地域子育て支援センター（ふたばひろば、原町みゆきひろば）2か所、民間子育て支援施設（ゆったりーの）1か所、四谷こども園（つどいのへや）1か所で実施しています。

部名称	子ども家庭部	課名称	子どもサービス課

		単　位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備　　考
トータルコスト	事業費⑩	千円	0	36,936	38,406	41,073	
	人件費⑪	千円	0	7,137	8,040	7,983	
	事務費⑫	千円	0	86	0	0	
	減価償却費等⑬	千円	0	0	0	0	
	総計⑭＝⑩＋⑪＋⑫＋⑬	千円	0	44,159	46,446	49,056	
	受益者負担⑮	千円	0	0	0	0	
	純計⑯＝⑭－⑮	千円	0	44,159	46,446	49,056	
	受益者負担率⑮／⑭	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
財源内訳	一般財源⑰＝⑯－⑱	千円	0	20,587	22,737	33,119	
	特定財源⑱		0	23,572	23,709	15,937	
	一般財源投入率⑰／⑭	%	0.00	46.62	48.95	67.51	
職員	常勤職員	人	0.00	0.00	0.00	0.00	
	非常勤職員		0.00	3.00	3.00	3.00	

事業に関する検討課題

子育てひろばを実施している子ども家庭支援センター、児童センター・こども館・児童館、地域子育て支援センター、民間子育て支援施設等とのより一層の連携の強化を図っていくことが課題です。また、区民との協働をより進めるために、子育て支援活動への積極的な区民参加を啓発していく必要があります。

評価基準に基づく評価と理由（『3・2・1』の3段階評価です。）

達成度	3	子ども家庭支援センター等でひろば事業を実施しています。児童館内の乳幼児優先スペースを計画どおり１か所整備しました。また、新たに四谷こども園に「つどいのへや」を新設しました。
実施の成果	3	乳幼児親子の集いの場や優先スペースを区立施設や民間の子育て支援施設で提供し、また仲間づくりや育児相談により孤独感の解消を実現でき、成果をあげています。
効率性	3	区立施設でひろば事業を実施するほか、民間の乳児院・保育園及び区民が運営する団体に委託して事業を実施しており、効率的です。
行政の関与	3	乳幼児親子の居場所を確保するためには、区の既存施設の活用や施設のあり方を見直すなかで整備する必要があり、区が関与することは妥当です。
妥当性	2	乳幼児の親子が集える場や優先的に利用できるスペースを増やすことは、保護者同士の仲間づくりや情報交換、気軽な育児相談を行うことができ、育児の不安やストレス、孤独感を取り除くことができ妥当です。
施策寄与度	3	この３年間で、乳幼児親子が集える場所を26か所、児童館内で乳幼児親子が優先的に利用できるスペースを8か所設置し、乳幼児親子の交流の促進や、保護者の育児不安の解消に寄与しています。

総合評価

19年度は、ひろばの箇所数及び乳幼児優先スペースを１所ずつ増設したため、総合評価をＢとしました。

過去3年間の実績ではＢと評価します。乳幼児親子が集える場所を26か所、児童館内で乳幼児親子が優先的に利用できる8か所設置し、保護者同士の仲間づくりや、様々な育児情報の提供、気軽な育児相談の実施に取り組んできました。これらの事業については、区民の要望も高く、子育て支援に大変有効であると評価しています。

※ **B**

過年度評価

18年度	B
17年度	B
16年度	
15年度	

改革方針

この事業については、第一次実行計画「12①子ども家庭支援センターの拡充」に引き継いで取り組むほか、地域子育て支援センター・民間子育て支援施設については経常事業である「地域子育て支援センターの運営」「北山伏子育て支援協働事業」で取り組んでいきます。①子ども家庭支援センター機能と児童館機能を併せ持つ「子ども家庭支援センター」を21年度以降開設する際に、乳幼児親子が安心して利用できるスペースを整備します。②子ども家庭支援センター、地域子育て支援センター、榎町児童センター、民間子育て支援施設等で行っている連絡会を充実させていきます。③区民との協働事業による「子育て支援者養成講座」を引き続き実施し、修了者を児童館や民間子育て支援施設の子育てボランティアとして活用します。

方向性

※ 2

手段改善

事務事業	19	児童館機能の強化と学童クラブ事業の多様化
章	1	健康でおもいやりのあるまち
大項目	02	地域とともに育む福祉社会づくり
施策	04	子育て支援の推進

事業内容

目的	0歳から18歳未満の子どもの健全育成および子育て家庭への支援、また就労家庭児童の放課後健全育成を目指します。
対象・手段	対象：児童センター、こども館、学校内学童クラブ、民間学童クラブ 手段：児童指導業務を民間事業者に委託し、実施します。 相談及び地域調整については、区職員が実施します。 区が必要と認める民間学童クラブに運営費の一部を助成します。

成果（事業が意図する成果）

土日祝日の児童指導業務を実施し、学校週５日制等に対応します。学童クラブの時間延長を実施し、保護者の多様な就労状況に対応します。運営協議会を設置し利用者等の意見を反映します。中高生の利用時間延長を実施し、魅力的な居場所とします（児童センター）。子育て支援に関する相談、調整業務の実施により、児童センター、こども館、児童館を地域の子育て支援の拠点施設と位置づけて、地域における支援体制を強化します。学童クラブ需要増に対応します。

事業成果指標

指標名	定義	目標水準
運営協議会実施箇所数	運営協議会の設置箇所数	（ 平成19 ）年度に （ ６か所 ）の水準達成
時間延長対応学童クラブ数	時間延長対応学童クラブ数	（ 平成19 ）年度に （ 10か所 ）の水準達成
		（ ）年度に （ ）の水準達成

成果の達成状況

		単　位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備　　考
事業成果指標	目標値１①	か所	0.00	6.00	6.00	6.00	
	実績１②	か所	0.00	4.00	4.00	6.00	
	③＝②／①	%	0.00	66.67	66.67	100.00	
	目標値２④	か所	0.00	10.00	10.00	10.00	
	実績２⑤	か所	0.00	6.00	6.00	10.00	
	⑥＝⑤／④	%	0.00	60.00	60.00	100.00	
	目標値３⑦		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績３⑧		0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑨＝⑧／⑦	%	0.00	0.00	0.00	0.00	

事業の実施内容

平成18年度	児童センター(１か所)、こども館(２か所)、小学校内学童クラブでの児童指導業務委託、民間学童クラブへの運営費一部助成(２か所)、子育てに関するソーシャルワーク業務実施（２１か所）のほか、時間延長及び大規模学童クラブ解消のため、戸塚第二小学校内に学童クラブを新規開設。また、児童指導業務委託により運営する学童クラブの受託事業者選定ﾌﾟﾛﾎﾟｰｻﾞﾙと準備委託実施
平成19年度	新たに百人町学童クラブ、西落合学童クラブ、戸山小学校内学童クラブを児童指導業務委託し時間延長に対応、また、戸山小学校内学童クラブを新設したほか民間学童クラブへの運営費一部助成を１か所増やし、学童クラブの需要増に対応

部名称	子ども家庭部	課名称	子どもサービス課

		単　位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備　　考
トータルコスト	事業費⑩	千円	0	140,519	221,264	261,134	
	人件費⑪	千円	0	12,507	12,420	12,390	
	事務費⑫	千円	0	0	0	0	
	減価償却費等⑬	千円	0	0	0	0	
	総計⑭＝⑩＋⑪＋⑫＋⑬	千円	0	153,026	233,684	273,524	
	受益者負担⑮	千円	0	408	3,042	7,041	
	純計⑯＝⑭－⑮	千円	0	152,618	230,642	266,483	
	受益者負担率⑮／⑭	%	0.00	0.27	1.30	2.57	
財源内訳	一般財源⑰＝⑯－⑱	千円	0	149,460	192,510	253,282	
	特定財源⑱		0	3,158	38,132	13,201	
	一般財源投入率⑰／⑭	%	0.00	97.67	82.38	92.60	
職員	常勤職員	人	0.00	1.50	1.50	1.50	
	非常勤職員		0.00	0.00	0.00	0.00	

事業に関する検討課題

多様化する需要やニーズに対応し、サービスの向上を目指すため、指定管理者による運営を検討するとともに、運営のための協議会で広く利用者や地域の意見を聞き反映していく必要があります。また、今後区内の全小学校で実施予定の放課後子どもひろば事業の効果を検証し、児童館、学童クラブに替わる子どもの居場所としての役割を検討することが課題です。

評価基準に基づく評価と理由（『3・2・1』の3段階評価です。）

達成度	3	19年4月から戸山小学校内学童クラブを開設しました。また、新たに西落合、百人町、戸山小学校内学童クラブを事業者に委託し時間延長に対応しました。
実施の成果	2	学童クラブの利用時間延長により、保護者の多様な就労形態に対応した就労家庭児童への保護に一定の成果がありました。また、新規学童クラブ開設により、大規模学童解消に一定の効果が見られましたが、全ての学童クラブの適正規模運営には至っていませ
効率性	3	児童指導業務の業務委託実施により、時間帯別業務量に応じた従事職員の効率的配置が行われ、安全面の確保が図られました。
行政の関与	3	子どもと家庭のケースワークや地域との連携等について、行政が関与する必要があります。学童クラブ不足地域解消や、多様な保護者の就労形態に対応するため、民間事業者が参入可能な仕組みづくりのためにも、行政関与の必要があります。
妥当性	2	利用者や地域の声を聞く運営協議会の設置や利用者ニーズに対応する時間延長対応の学童クラブ数を指標にしたことは、子育て家庭への支援につながっており妥当です。
施策寄与度	3	この３年間で、時間延長対応学童クラブ数を目標値である10か所設置するなど、児童館機能の強化に取り組み、放課後の児童健全育成や子育て支援に寄与しています。

総合評価

19年度は、３所の学童クラブで時間延長を実施し、小学校内学童クラブを1所新設したほか民間学童クラブの運営費補助を1所増やし、学童クラブの需要増に対応したため、総合評価をＢとしました。

過去３年間の実績ではＢと評価します。学童クラブの事業の委託化による時間延長への対応や、小学校内学童クラブの開設・民間学童クラブへの助成による学童クラブの需要増に対応するなど、一定の成果がありました。区職員による地域との連携や区民との協働についても、徐々に定着しつつあり、今後の成果が期待できます。

※ B

過年度評価

18年度	B
17年度	B
16年度	
15年度	

改革方針

この事業については、第一次実行計画「11子どもの居場所づくりの充実」に引き継いで取り組んでいきます。

学童クラブ需要が高く、学区域内に学童クラブがない場合には、余裕教室等の状況を見ながら学校内学童クラブ事業を実施していくとともに、他の区有施設の活用も含めた拡大を図っていきます。さらに、学童クラブ業務委託実施館で運営協議会を設置し、利用者や地域の方の意見を反映した運営を行うとともに、地域との連携を図っていきます。　また、業務の効率化と管理運営面を改善するため児童館への指定管理者制度の導入を検討するとともに、放課後子どもひろば事業の効果を検証し、新たな子どもの居場所としての役割を検討します。

方向性

※ 4

拡大

事務事業	20	幼稚園と保育園の連携・一元化
章	1	健康でおもいやりのあるまち
大項目	02	地域とともに育む福祉社会づくり
施策	04	子育て支援の推進

事業内容

目的	０歳から就学前までの子どもの成長と発達を見据え、幼児教育と保育が受けられる機会を保障し、豊かな心と社会性を身につけた次代を担う子どもを育てていく環境を整備するとともに、地域のすべての子育て家庭を支援し、地域と家庭の子育て力の向上を図ることを目的として、幼保連携・一元化を推進します。
対象・手段	①幼保連携の推進…幼稚園と保育園のしくみを残しながら両者が連携することで、子どもの育ちの環境を整備していきます。②幼保一元化の推進…認定こども園制度を活用して、就学前の子どもが同じ環境の下で保育・教育を受けられるしくみを保障するとともに、子育て中の家庭を支援し、家庭と地域の子育て力の向上を図ります。

成果（事業が意図する成果）

幼保連携・一元化により、幼児教育を効果的に行うための集団規模を確保するとともに、定員の拡大や預かり保育、給食の提供など多様な保育サービスを提供していきます。また、子ども園では、就労の有無など保護者の事情に関わらず、0歳から就学まで子どもを同じ施設で預けられることで、子どもの育ちの環境を確保します。さらに、つどいのへやや一時保育、子育て相談の利用を通じて、保護者どうしが交流を始めるきっかけを作ったり、気軽に子育ての悩みが相談できるなどの効果が期待できます。

事業成果指標

指標名	定義	目標水準
愛日・中町の幼保連携の実施 四谷子ども園（幼保一元化施設）の開設	連携・一元化の実施 17年度　愛日・中町の連携 19年度　愛日・中町で合同保育開始 四谷子ども園の開設	（　平成19　）年度に （　2所連携一元化　）の水準達成
連携・一元化に対する保護者の関心・理解の高まり	子どもの育ちの場としての幼保連携・一元化への関心・理解の高まり	（　　）年度に （　－　）の水準達成
連携・一元化に対する職員の意識の深まり	幼稚園教諭・保育士の理解度向上	（　　）年度に （　－　）の水準達成

成果の達成状況

		単　位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備　　考
事業成果指標	目標値１①	所	2.00	2.00	2.00	2.00	※保護者の関心・理解の高まり　19年度から実施している愛日・中町の合同保育や四谷子ども園の運営を通じて、保護者の関心・理解が高まりつつある状況が、保護者アンケート等を通じて確認することができます。 ※幼稚園教諭・保育士の理解度向上 ティーム保育の実践や合同研修を通じて、幼稚園教諭と保育士の相互理解が進みつつある状況が確認できます。
	実績１②	所	0.00	1.00	1.00	2.00	
	③＝②／①	%	0.00	50.00	50.00	100.00	
	目標値２④		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績２⑤		0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑥＝⑤／④	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
	目標値３⑦		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績３⑧		0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑨＝⑧／⑦	%	0.00	0.00	0.00	0.00	

事業の実施内容

平成18年度	愛日・中町の幼保連携：日々の連携、幼保運動会・合同遠足等の行事の実施、19年度合同保育実施の決定（9月）、合同保護者懇談会4回実施 四谷子ども園：新宿区立子ども園条例の制定、四谷幼保一元化懇談会６回ほか保護者懇談会の実施、職員ＰＴによる保育教育計画・子育て支援事業計画の策定　幼稚園教諭と保育士による合同研修：理論研修、交流保育、ビデオカンファレンス等
平成19年度	愛日・中町幼保連携：4・5歳児幼保混合クラスによる合同保育、運動会・遠足等の合同行事、合同保護者懇談会・保護者アンケート、第一次実行計画で子ども園化の推進を決定 四谷子ども園：0歳から就学前の子どもに対する一貫した保育・教育の実施、子育て支援事業（つどいのへや・一時保育・子育て相談）の実施

部名称	教育委員会事務局	課名称	学校運営課

		単　位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備　　考
トータルコスト	事業費⑩	千円	531	91,073	47,770	68,097	※四谷子ども園の工事費については、発生主義の考え方を取り入れています。 〈減価償却費の算定〉 工事費554,692,950円×90%(残存価値10%)÷耐用年数47年＝10,622千円
	人件費⑪	千円	0	35,731	35,800	301,574	
	事務費⑫	千円	526	0	288	0	
	減価償却費等⑬	千円	0	0	0	10,622	
	総計⑭＝⑩＋⑪＋⑫＋⑬	千円	1,057	126,804	83,858	380,293	
	受益者負担⑮	千円	0	0	0	40,345	
	純計⑯＝⑭－⑮	千円	1,057	126,804	83,858	339,948	
	受益者負担率⑮／⑭	%	0.00	0.00	0.00	10.61	
財源内訳	一般財源⑰＝⑯－⑱	千円	1,057	66,190	83,858	332,752	H17:特別区債、施設整備交付金 H19:都補助金（一時保育・産休代替職員・子育てひろば）
	特定財源⑱		0	60,614	0	7,196	
	一般財源投入率⑰／⑭	%	100.00	52.20	100.00	87.50	
職員	常勤職員	人	0.00	4.00	4.00	32.00	※四谷子ども園…常勤28、非常勤13 ※愛日・中町…常勤4（担任増）、非常勤1（調理）
	非常勤職員		0.00	1.00	1.00	14.00	

事業に関する検討課題

幼稚園と保育園の連携・一元化により、子ども同士の多様な関わりや遊びに広がりが生まれ、自立心や社会性の芽生え、規範意識の醸成等の成果につながっています。他方、幼稚園教諭と保育士は、ティーム保育を通じて、子どもへの関わり方や職員間の連携のしかた等に幅が生まれていますが、引き続き、園運営の実践・検証や幼保合同研修等を通じた更なる相互理解と、意識向上のための取り組みが必要です。また、今後の子ども園の地域展開にあたっては、四谷子ども園の運営や愛日幼稚園・中町保育園の合同保育を検証し、課題を解決しながら、次の計画へと反映させていくことが重要です。

評価基準に基づく評価と理由『3・2・1』の3段階評価です。			
	達成度	2	自立心や社会性、規範意識が培われつつある子どもの姿が確認でき、保護者からも子ども園に対する期待の声が聞かれます。他方、幼稚園教諭・保育士は交流による成果が見られますが、今後さらに相互理解を深め、意識を高めるための工夫が必要です。
	実施の成果	3	子どもの育ちの環境が確保されるとともに、預かり保育や給食、産休明けや延長保育などは、保護者からも評価されています。さらに、年間2,082組の親子がつどいのへやを利用し、子育て中の親どうしが気軽に話し合える関係づくりができました。
	効率性	3	連携・一元化により、幼稚園の空き教室の有効利用や、保育所のしくみを活用した預かり保育、給食の実施、また、幼稚園教諭と保育士の交流を通してマンパワーの相乗効果が期待できます。
	行政の関与	3	就学前の子どもに対する保育・教育の機会の充実と環境整備は、地域遍在を考慮して区が主体的に推進していく必要があります。また、家庭と地域の子育て力の向上を図ることは、地域の活性化を促し、円滑な区政運営に還元されるものと評価しています。
	妥当性	2	連携・一元化は、保護者、地域、保育者が手を携え、子どもと子育て家庭を支援する地域づくりを理念に掲げています。これは、後期基本計画に掲げる子育て支援の推進、地域に開かれた教育の推進という施策に合致するもので妥当と評価します。
	施策寄与度	3	連携・一元化は、地域・家庭と保育者とが一体となり、豊かな交流の中で子どもの育ちの場を実現する事業であり、「子育て支援の推進」および「子ども達の生きる力をはぐくむ教育」という区の施策に大きく寄与する事業であると評価しています。

総合評価

19年度は、四谷子ども園の運営や愛日幼稚園・中町保育園での合同保育の取組みの中で、子ども達の自立心や社会性、規範意識が培われつつある状況が確認でき、その成果が保護者からも評価されています。

過去3年間ではＢと評価します。愛日・中町の幼保連携は17年度から開始し、19年度には合同保育という形まで進めることができました。四谷子ども園は、幼保一元化懇談会等を通じて保護者や地域の理解を深め、開園を迎えることができました。また、職員の理解は高まりつつありますが、今後さらに園運営の実践や合同研修を通じて相互理解を深めるための取組みが必要です。

※ **B**

過年度評価

18年度 **A**
17年度 **A**
16年度 **A**
15年度

改革方針

引き続き四谷子ども園の運営を検証していくとともに、愛日幼稚園・中町保育園の子ども園化と、西新宿幼稚園と西新宿保育園の機能を統合した（仮称）西新宿子ども園の開設について、第一次実行計画の「10③幼稚園と保育園の連携・一元化」として進めていきます。また、今後の幼保一元化施設のあり方に関する基本方針を踏まえ、区内全域で幼保連携・一元化の理念を実現するため、計画的に子ども園の整備を進めていきます。今後の子ども園の展開にあたっては、幼稚園教諭と保育士の相互理解と意識を高めるため、合同研修や交流保育のいっそうの充実と実践に活かす工夫を検討するとともに、園舎整備や子育て支援事業の策定段階から、子ども園の職員を積極的に参画させるなど、これまでの実践や検証が反映できる取り組みを進めていきます。

方向性

※ **4**

拡大

事務事業	21	新宿区児童手当
章	1	健康でおもいやりのあるまち
大項目	02	地域とともに育む福祉社会づくり
施策	04	子育て支援の推進

事業内容

目的	子育て中の家庭の経済的負担感を軽減し、新宿区を子育てしやすいまちにするとともに、次代の社会を担う児童の健全な育成を図ります。
対象・手段	中学生（12歳到達後最初の4月1日から15歳到達後最初の3月31日までの児童）を養育する世帯に、国の児童手当に準じた一人あたり5,000円の手当を支給します。

成果（事業が意図する成果）

子育て中の家庭への経済的支援を行うことで、子どもを安心して育てられる環境を整えます。

事業成果指標

指標名	定義	目標水準
新宿区児童手当受給率	新宿区児童手当の受給対象児童に対する受給児童の割合（受給児童／受給対象児童）	（ 平成19 ）年度に （ 100% ）の水準達成
		（ ）年度に （ ）の水準達成
		（ ）年度に （ ）の水準達成

成果の達成状況

		単 位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備 考
事業成果指標	目標値１①	%	0.00	0.00	70.00	100.00	18年度は、目標値を70%に設定。
	実績１②	%	0.00	0.00	41.10	77.31	
	③＝②／①	%	0.00	0.00	58.71	77.31	
	目標値２④		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績２⑤		0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑥＝⑤／④	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
	目標値３⑦		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績３⑧		0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑨＝⑧／⑦	%	0.00	0.00	0.00	0.00	

事業の実施内容

平成18年度	中学生（12歳到達後最初の4月1日から15歳到達後最初の3月31日までの児童）を養育する世帯に、児童手当（国制度）に準じた一人あたり5,000円の手当を支給します。 受給者数：8,920人
平成19年度	中学生（12歳到達後最初の4月1日から15歳到達後最初の3月31日までの児童）を養育する世帯に、児童手当（国制度）に準じた一人あたり5,000円の手当を支給します。 受給者数：9,273人

部名称	子ども家庭部	課名称	子どもサービス課

		単　位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備　　考
トータルコスト	事業費⑩	千円	0	0	98,524	129,210	
	人件費⑪	千円	0	0	24,840	24,780	
	事務費⑫	千円	0	0	0	0	
	減価償却費等⑬	千円	0	0	0	0	
	総計⑭＝⑩＋⑪＋⑫＋⑬	千円	0	0	123,364	153,990	
	受益者負担⑮	千円	0	0	0	0	
	純計⑯＝⑭－⑮	千円	0	0	123,364	153,990	
	受益者負担率⑮／⑭	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
財源内訳	一般財源⑰＝⑯－⑱	千円	0	0	123,364	153,990	
	特定財源⑱		0	0	0	0	
	一般財源投入率⑰／⑭	%	0.00	0.00	100.00	100.00	
職員	常勤職員	人	0.00	0.00	3.00	3.00	
	非常勤職員		0.00	0.00	0.00	0.00	

事業に関する検討課題

新宿区児童手当の制度を知らないことによる手当の支給もれがないよう、機会のあるごとに制度周知を行う必要があります。

評価基準に基づく評価と理由（『3・2・1』の3段階評価です。）			
	達成度	2	18年度からの事業実施にあたり、広報紙の掲載や中学校への周知など計画的に区民にお知らせして、制度の利用を促進しています。受給率を上げることが今後の課題です。
	実施の成果	3	中学生を養育する家庭に対して特に使途を限定しない子育てにかかる様々な費用を公的に負担することは、23区内でも数少なく、経済的支援として区民の不安を解消する成果をあげています。
	効率性	3	対象児童数延32,000人に対し、窓口での申請のほか電子申請での受付を推進するなど必要最小限の人員及び事業費にて効率的に事業実施しています。
	行政の関与	3	少子化が進行する中、次世代を担う子どもを育成するために、行政が子育てを支援していくことが必要です。
	妥当性	3	子育て家庭の経済的負担を軽減し、子育てを区民全体で支えるという観点から、児童手当の対象年齢を中学生に拡大したことは、国制度の児童手当と連続性を持たせ、国の施策展開に先駆的役割を果たしています。
	施策寄与度	3	18年度から開始した事業ですが、新宿区児童手当の受給対象児童に対する受給割合は、19年度で77.31%となっています。この事業については、「子育て支援の推進」の達成に向けた経済的支援サービスとして寄与しています。

総合評価

平成19年度は、18年度に比較し受給率が大幅に伸びたため、総合評価をＢとしました。過去２年間の実績ではＢと評価します。新宿区児童手当が、特に使途を限定しない子育て家庭への経済的支援として一定の効果をあげていることは評価できます。
今後は手当の受給率を上げていくために、制度の周知方法を工夫するなど、対応していく必要があります。

※ B

過年度評価

18年度 B
17年度
16年度
15年度

改革方針

今後は経常事業「児童手当等」として、引き続き取り組んでいきます。
より多くの区民に新宿区児童手当の制度を活用してもらうために、周知方法等を検討し受給率の向上を目指します。

方向性

※ 1

現状のまま継続

事務事業	148	子ども医療費助成
章	1	健康でおもいやりのあるまち
大項目	02	地域とともに育む福祉社会づくり
施策	04	子育て支援の推進

事業内容

目的	子どもに係る医療費の一部を助成することにより、子どもの健全な育成及び保健の向上に寄与し、児童福祉の増進を図ります。
対象・手段	新宿区内に住所を有する子ども（０歳から１５歳到達後最初の３月３１日まで）の保護者を対象に、子どもが保険診療による給付を受けたときの医療機関に支払った自己負担額のうち、他の公費負担額を除いた額及び入院時食事療養標準負担額を助成します。

成果（事業が意図する成果）

子育て中の家庭への経済的支援を行うことで、子どもを安心して育てられる環境を整えます。

事業成果指標

指標名	定義	目標水準
子ども医療費助成認定者率	子ども医療費助成制度の受給対象者に対する認定者の割合（認定者／受給対象者）	（ 平成19 ）年度に （ 100% ）の水準達成
		（ ）年度に （ ）の水準達成
		（ ）年度に （ ）の水準達成

成果の達成状況

		単 位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備 考
事業成果指標	目標値１①	%	0.00	0.00	0.00	100.00	
	実績１②	%	0.00	0.00	0.00	97.80	
	③＝②／①	%	0.00	0.00	0.00	97.80	
	目標値２④		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績２⑤		0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑥＝⑤／④	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
	目標値３⑦		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績３⑧		0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑨＝⑧／⑦	%	0.00	0.00	0.00	0.00	

事業の実施内容

平成18年度	
平成19年度	１９年１０月より対象年齢を６歳到達後最初の３月３１日までから１５歳到達後最初の３月３１日までに拡大

部名称	子ども家庭部	課名称	子どもサービス課

		単　位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備　　考
トータルコスト	事業費⑩	千円	0	0	0	339,539	
	人件費⑪	千円	0	0	0	27,441	
	事務費⑫	千円	0	0	0	0	
	減価償却費等⑬	千円	0	0	0	0	
	総計⑭＝⑩＋⑪＋⑫＋⑬	千円	0	0	0	366,980	
	受益者負担⑮	千円	0	0	0	0	
	純計⑯＝⑭－⑮	千円	0	0	0	366,980	
	受益者負担率⑮／⑭	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
財源内訳	一般財源⑰＝⑯－⑱	千円	0	0	0	366,980	
	特定財源⑱		0	0	0	0	
	一般財源投入率⑰／⑭	%	0.00	0.00	0.00	100.00	
職員	常勤職員	人	0.00	0.00	0.00	3.00	
	非常勤職員		0.00	0.00	0.00	1.00	

事業に関する検討課題

年齢拡大実施を知らないことによる不利益を区民が受けることのないよう、機会のあるごとに制度周知を行う必要があります。

評価基準に基づく評価と理由（『3・2・1』の3段階評価です。）

達成度	2	97.8%の認定率により、子どもの健全育成及び保健の向上の目的は、ほぼ達成しております。
実施の成果	3	中学生までの子どもを養育する家庭が、不安なく医療を受けられる環境が整ったことは大きな成果です。
効率性	3	対象者15,000人に対し、窓口での申請のほか電子申請による受付を推進するなど、必要最小限の人員及び事業費にて効率的に事業実施しています。
行政の関与	3	少子化が進行する中、次世代を担う子どもを育成していくために、行政が子育てを支援していくことが必要です。
妥当性	3	子どもの健全育成及び福祉向上を目指し、所得制限なく中学生までの子どもの医療費を助成することは、子育て家庭への支援として妥当な方法です。
施策寄与度	3	19年度から開始した事業ですが、子ども医療費助成制度の受給対象者に対する認定者の割合は、97.80%となっています。この事業については、「子育て支援の推進」の達成に向けた経済的支援サービスとして寄与しています。

総合評価

19年度から開始した事業ですが、子ども医療費助成制度の受給対象者に対する認定者の割合は、97.80%となっており、総合評価をＢとしました。
教育費等の負担が大きくなる傾向にある、中学生までの子どもを養育する家庭の医療費を軽減することは、子育て家庭への経済的支援の意味で評価できます。

※ B

過年度評価
18年度
17年度
16年度
15年度

改革方針

今後は経常事業「子ども医療費助成」として、引き続き取り組んでいきます。
制度の対象者がもれなく活用できるように、周知方法等を検討し、認定率の向上を目指します。

方向性
※ 1
現状のまま継続

事務事業	22	介護サービス基盤整備の推進
章	1	健康でおもいやりのあるまち
大項目	03	社会福祉を支える新しいしくみづくり
施策	01	福祉と保健・医療サービスなどの総合的展開

事業内容

目的	介護保険事業計画に基づき、自宅での生活が困難になった要介護高齢者のための特別養護老人ホーム及び在宅生活の継続を支援する短期入所や通所リハビリテーションなどの居宅サービス施設及び小規模多機能型居宅介護サービス施設や認知症高齢者グループホームを整備します。
対象・手段	対象：特別養護老人ホーム（指定介護老人福祉施設）、短期入所生活介護、通所リハビリテーション、小規　　模多機能型居宅介護、認知症高齢者グループホーム（認知症対応型共同生活介護） 手段：補助金交付、区有地・都有地・国有地活用、事業者公募（プロポーザル）など

成果（事業が意図する成果）

区民が、住み慣れた新宿区内で特別養護老人ホームに入所できるようになります。
また、施設に短期入所や通所リハビリテーション等を併設することや小規模多機能型居宅介護などの地域密着型サービスを整備することにより、区民が住み慣れた地域で暮らし続けられる体制を整備することができます。

事業成果指標

指標名	定義	目標水準
特別養護老人ホームの定員の整備数	区内特別養護老人ホームの定員の整備数	（　平成22　）年度に （　450人　）の水準達成
小規模多機能型居宅介護の登録定員の整備数	区内小規模多機能型居宅介護の登録定員の整備数	（　平成22　）年度に （　225人　）の水準達成
認知症高齢者グループホームの定員の整備数	区内認知症高齢者グループホームの定員の整備数	（　　）年度に （　114人　）の水準達成

成果の達成状況

		単　位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備　　考
事業成果指標	目標値１①	人	450.00	450.00	450.00	450.00	（特別養護老人ホーム及び認知症高齢者グループホームの目標値は、平成14年度末の実績値に第3期介護保険事業計画の目標値及び矢来町都有地活用計画値を加算したもの、小規模多機能型居宅介護は、平成18年度から制度化されたため、第3期介護保険事業計画の目標値です。）
	実績１②	人	270.00	270.00	270.00	270.00	
	③＝②／①	%	60.00	60.00	60.00	60.00	
	目標値２④	人	0.00	0.00	225.00	225.00	
	実績２⑤	人	0.00	0.00	24.00	24.00	
	⑥＝⑤／④	%	0.00	0.00	10.67	10.67	
	目標値３⑦	人	114.00	114.00	114.00	114.00	
	実績３⑧	人	60.00	65.00	75.00	75.00	
	⑨＝⑧／⑦	%	52.63	57.02	65.79	65.79	

事業の実施内容

平成18年度	特別養護老人ホーム：百人町四丁目国有地（補助協議、２月着工）、矢来町都有地活用（地域説明） 居宅サービス：ショートステイ（百人町四丁目特養及び矢来町都有地特養併設） 地域密着型サービス：小規模多機能型居宅介護サービス事業所の整備、及び早稲田鶴巻町都有地を活用した認知症高齢者グループホームの整備
平成19年度	特別養護老人ホーム：百人町四丁目国有地（施設建設）、矢来町都有地活用（事業者選定、補助協議） 居宅サービス：ショートステイ（百人町四丁目特養及び矢来町都有地特養併設） 地域密着型サービス：旧東戸山中学校を活用した小規模特別養護老人ホーム等の整備（事業者公募開始）、矢来町都有地を活用した認知症高齢者グループホームの整備（事業者公募）、小規模多機能型居宅介護サービスの整備（事業者公募）

部名称	福祉部	課名称	介護保険課

		単　位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備　　考
トータルコスト	事業費⑩	千円	0	190,320	99,044	328,223	
	人件費⑪	千円	6,670	12,507	16,560	0	
	事務費⑫	千円	0	0	0	0	
	減価償却費等⑬	千円	0	0	0	0	
	総計⑭＝⑩＋⑪＋⑫＋⑬	千円	6,670	202,827	115,604	328,223	
	受益者負担⑮	千円	0	0	0	0	
	純計⑯＝⑭－⑮	千円	6,670	202,827	115,604	328,223	
	受益者負担率⑮／⑭	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
財源内訳	一般財源⑰＝⑯－⑱	千円	6,670	202,827	115,604	97,223	
	特定財源⑱		0	0	0	231,000	
	一般財源投入率⑰／⑭	%	100.00	100.00	100.00	29.62	
職員	常勤職員	人	0.80	1.50	2.00	0.00	
	非常勤職員		0.00	0.00	0.00	0.00	

事業に関する検討課題

介護保険法の改正による、小規模多機能型居宅介護や夜間対応型訪問介護、認知症高齢者グループホームなどからなる地域密着型サービスの制度化や、療養病床の再編成などの動向を踏まえて、介護サービスの基盤整備を進めていますが、小規模多機能型居宅介護の新たな整備に向けた公募事業には応募事業者がなく、整備が進みませんでした。

今後は、19年度の結果及び他自治体の状況、介護保険制度の21年度改正の動向等を踏まえ、整備の手法を検討する必要があります。

評価基準に基づく評価と理由（『3・2・1』の3段階評価です。）			
	達成度	1	継続事業である特別養護老人ホームの建設竣工、整備事業者選定、認知症高齢者グループホームの整備はこれら特別養護老人ホーム等の整備に合わせて進みました。一方小規模多機能型居宅介護は、１ヵ所も整備が進みませんでした。
	実施の成果	2	特別養護老人ホーム及び併設居宅サービスの竣工、整備事業者の選定という成果が得られました。 小規模多機能型居宅介護は、１９年度は、応募者がありませんでした。
	効率性	3	施設整備は、国や東京都の補助金も活用し、医療法人などの民間事業者による整備を支援する形で行っており、効率的です。
	行政の関与	3	地価の高い都心区においては、施設整備のため、事業用地と施設整備費の支援が必要です。こうした支援を行う主体としては、行政が妥当であると考えます。
	妥当性	2	目標は、パブリックコメント等を経た介護保険事業計画を基本とする区民要望に基づくものであり、適切です。整備が進まない理由は経費が多額な点にあり、補助金という手段は妥当です。なお、小規模多機能型居宅介護は、制度の動向を考慮した検討が必要
	施策寄与度	3	補助事業によって、特別養護老人ホームや認知症高齢者グループホームの整備を進めることができ、要介護状態になっても住み慣れた地域で暮らし続けることができる体制を整備するという施策目的に寄与しています。

総合評価

平成１９年度の評価をＤとした理由は、特別養護老人ホーム等の整備は進捗したものの、小規模多機能型居宅介護の整備が進まなかったことによります。その内容は、公募に対する応募がなかったことによります。

また、過去３年間の実績では、Ｄと評価します。その内容は、平成１９年度の評価と同様、特別養護老人ホームや認知症高齢者グループホームの整備は進んだものの、小規模多機能型居宅介護の整備が進まなかったことによります。

※ **D**

過年度評価

18年度 D
17年度 B
16年度 A
15年度

改革方針

この事業は、平成２０年度までを計画期間とする第３期介護保険事業計画に基づくものであるため、第一次実行計画「３１①地域密着型サービスの整備」及び「３１②特別養護老人ホーム等の整備」に引き継いで取り組んでいきます。

なお、小規模多機能型居宅介護の整備については、整備が進まない理由が、介護保険法で定められている介護報酬の額が都市部での運営経費に見合わないことにあると推測されており、厚生労働省で介護報酬についての検討が始まっています。このため、平成２１年度の報酬改定の動向を踏まえて整備手法を検討します。

方向性

※ 1

現状のまま継続

事務事業	23	介護予防事業の整備
章	1	健康でおもいやりのあるまち
大項目	03	社会福祉を支える新しいしくみづくり
施策	01	福祉と保健・医療サービスなどの総合的展開

事業内容

目的	改正介護保険法でいう「地域支援事業」のうち、介護予防事業対象者の選定及び介護予防サービスの実施が本事業の柱となります。適切に介護予防の対象者を選び介護予防サービスにつなげることで高齢者ができるだけ要介護状態に陥ることなく、健康でいきいきとした生活を地域で送れるよう支援するのが目的です。
対象・手段	対象者は介護保険未申請、介護認定非該当者のうち要介護状態への移行リスクが高い方です。主に老人保健事業の基本健康診査で行う生活機能評価の結果から対象者（特定高齢者）を選定します。対象者には地域包括支援センターで介護予防プランを作成し、リスクを改善する適切な介護予防サービスに参加を促すことで要介護状態になることを予防します。

成果（事業が意図する成果）

要支援、要介護状態に陥るおそれのある方は、高齢者人口の５パーセントとされています。これらの方に介護予防サービスを提供し、平成２０年度に、３０パーセントの方に予防効果が表われることを目標とします。

事業成果指標

指標名	定義	目標水準
事業参加による改善率（%）	介護予防教室の参加者のうち、要支援・要介護状態に移行しなかった方の割合	（ 平成20 ）年度に （ 30% ）の水準達成
		（ ）年度に （ ）の水準達成
		（ ）年度に （ ）の水準達成

成果の達成状況

		単　位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備　　考
事業成果指標	目標値１①	%	0.00	0.00	18.00	24.00	事業開始前に目標値を設定するにあたり、国が示す要支援・要介護への移行防止率の計画値を用いましたが、新宿区の実績は大きく上回りました。 （参考） 国が示す移行の防止率の目標 平成18年度　18% 平成19年度　24% 平成20年度　30%
	実績１②	%	0.00	0.00	94.40	95.10	
	③＝②／①	%	0.00	0.00	524.44	396.25	
	目標値２④		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績２⑤		0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑥＝⑤／④	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
	目標値３⑦		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績３⑧		0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑨＝⑧／⑦	%	0.00	0.00	0.00	0.00	

事業の実施内容

平成18年度	①特定高齢者の選定では、平成19年3月末現在で596名を選定しました。②介護予防教室の実施では、筋力向上トレーニング（マシンあり・マシンなし）、転倒予防、水中運動、低栄養予防、総合的予防改善、認知症予防、尿失禁予防の各教室を実施しました。 教室の延べ参加者数は3,095名でした。
平成19年度	①特定高齢者の選定では、平成20年3月末現在で2,915名を選定しました。②介護予防教室の実施では、筋力向上トレーニング（マシンあり・マシンなし）、転倒予防、水中運動、低栄養予防、口腔機能改善、総合的予防改善の各教室を実施しました。また、65歳以上の高齢者を対象に認知症予防、尿失禁予防、シニアスポーツチャレンジの各教室を実施しました。教室の延べ参加者数は12,714名でした。

部名称	福祉部	課名称	高齢者サービス課

		単　位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備　　考
トータルコスト	事業費⑩	千円	0	0	49,968	91,196	
	人件費⑪	千円	0	0	16,560	16,520	
	事務費⑫	千円	0	0	0	0	
	減価償却費等⑬	千円	0	0	0	0	
	総計⑭＝⑩＋⑪＋⑫＋⑬	千円	0	0	66,528	107,716	
	受益者負担⑮	千円	0	0	1,238	5,085	
	純計⑯＝⑭－⑮	千円	0	0	65,290	102,631	
	受益者負担率⑮／⑭	%	0.00	0.00	1.86	4.72	
財源内訳	一般財源⑰＝⑯－⑱	千円	0	0	19,967	102,631	
	特定財源⑱		0	0	45,323	0	
	一般財源投入率⑰／⑭	%	0.00	0.00	30.01	95.28	
職員	常勤職員	人	0.00	0.00	2.00	2.00	
	非常勤職員		0.00	0.00	0.00	0.00	

事業に関する検討課題

地域支援事業実施要綱によれば、介護予防特定高齢者施策は平成20年度目標値で高齢者人口の概ね5%を目安として地域の実情に応じて実施するものとされています。19年4月の同要綱改正により基準の見直しが行われた結果、19年度においては2,915名の対象者を選定し、延べで10,091名が教室事業に参加しました。また、一般高齢者施策として実施した教室には延べで2,623名が参加しました。20年度は特定高齢者と決定された者のさらに多くが介護予防プランにつながるための実践を行うとともに、教室を終了した高齢者が継続して地域での介護予防活動に取り組むしくみづくりが課題となります。

評価基準に基づく評価と理由（『3・2・1』の3段階評価です。）			
	達成度	2	特定高齢者の選定は、平成１８年度を大きく上回るなど対象者の選定が順調に進んでいるため、評価できます。
	実施の成果	3	本事業の実施成果は、教室事業に参加した方が要支援・要介護状態に移行するのを予防することにあります。19年度も教室参加者のうち要介護・要支援に移行しなかった者の割合は９割を上回り、成果は大きかったといえます。
	効率性	2	特定高齢者の決定、介護予防教室の参加状況の把握等の業務を高齢者サービス課で一括管理して実施しました。特定高齢者への最初のアプローチを区が実施するなど、対象者の教室参加までの把握等において効率的に事業を実施できたといえます。
	行政の関与	3	地域支援事業の実施主体は区市町村となっています。計画した事業の執行状況や事業効果を的確に把握するためにも区は積極的に関与する必要があり、この点で区の関与は適切であったといえます。
	妥当性	3	事業の目的は要介護状態への移行を防ぐことにあることから、要介護状態への移行リスクの高い者を的確に選定し、アセスメントを経て教室に参加することで改善を目指す方法は適切な方法であるといえます。
	施策寄与度	3	介護予防は対象者を適切に選定し、マネジメント、プログラムへの参加という過程を経て初めて達成できます。本事業は介護保険法に基く必須事業ですが、本計画は施策目的達成に寄与しているといえます。

総合評価		※
	１９年度の評価はBとした理由は、介護予防教室の参加者のうち、要支援・要介護状態に移行しなかった方の割合が、目標を上回ったことによります。また、過去２年間においても、着実な事業展開が図られたことからBと評価します。なお、介護予防は対象者を適切に選定し、マネジメント、プログラムへの参加という過程を経て初めて達成できます。そのため、多くの対象者を把握できるよう町会等へのチラシの配布など介護予防の必要性を幅広くＰＲしました。また、対象となった方には、できるだけ教室に参加するよう積極的な働きかけをしてきたことで、年度の後半の教室充足率は約85%という結果になりました。従って、施策目的の達成に寄与しているといえます。	B

過年度評価	
18年度	B
17年度	
16年度	
15年度	

改革方針		方向性
	本事業は、介護保険法に基づく地域支援事業として実施しており区市町村の実施が必須の事業です。今後は区の経常事業「介護予防事業」として実施していきます。今後は、介護予防教室修了者が、継続して地域での介護予防活動に取組むためのしくみづくりについて検討していきます。	※ 1 現状のまま継続

事務事業	24	自立支援対策の推進
章	1	健康でおもいやりのあるまち
大項目	03	社会福祉を支える新しいしくみづくり
施策	01	福祉と保健・医療サービスなどの総合的展開

事業内容

目的	虚弱高齢者等に対し機能訓練や趣味・生きがい活動等を通じ、心身機能の維持向上を図り、自立した生活を支援することを目指します。
対象・手段	加齢・疾病などにより心身の機能が低下した高齢者や閉じこもりの高齢者を対象とし、区内５か所のことぶき館といきがい館で、趣味活動等を中心とした通所事業を行います。

成果（事業が意図する成果）

閉じこもりによる心身機能の低下を予防することにより、現在の生活機能レベルを向上させ、自分らしいイキイキとした生活が継続できます。

事業成果指標

指標名	定義	目標水準
いきがい対応型デイサービス延べ参加人数	年間参加者の延べ参加者数	（ 平成20 ）年度に （ 7,500人 ）の水準達成
		（ ）年度に （ ）の水準達成
		（ ）年度に （ ）の水準達成

成果の達成状況

		単 位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備 考
事業成果指標	目標値１①	人	7,500.00	7,500.00	7,500.00	7,500.00	
	実績１②	人	6,685.00	7,561.00	8,915.00	9,276.00	
	③＝②／①	%	89.13	100.81	118.87	123.68	
	目標値２④		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績２⑤		0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑥＝⑤／④	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
	目標値３⑦		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績３⑧		0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑨＝⑧／⑦	%	0.00	0.00	0.00	0.00	

事業の実施内容

平成18年度	区内６か所　延べ実施回数　７３４回　延べ参加人数　８，９１５人
平成19年度	区内６か所　延べ実施回数　７３９回　延べ参加人数　９，２７６人

部名称	福祉部	課名称	高齢者サービス課

		単　位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備　　考
トータルコスト	事業費⑩	千円	6,956	7,293	16,417	18,048	
	人件費⑪	千円	2,501	2,501	2,484	2,478	
	事務費⑫	千円	217	217	18	15	
	減価償却費等⑬	千円	0	0	0	0	
	総計⑭＝⑩＋⑪＋⑫＋⑬	千円	9,674	10,011	18,919	20,541	
	受益者負担⑮	千円	625	714	834	862	
	純計⑯＝⑭－⑮	千円	9,049	9,297	18,085	19,679	
	受益者負担率⑮／⑭	%	6.46	7.13	4.41	4.20	
財源内訳	一般財源⑰＝⑯－⑱	千円	9,049	9,297	18,085	18,929	
	特定財源⑱		0	0	0	750	
	一般財源投入率⑰／⑭	%	93.54	92.87	95.59	92.15	
職員	常勤職員	人	0.30	0.30	0.30	0.30	
	非常勤職員		0.00	0.00	0.00	0.00	

事業に関する検討課題

１９年度は、新規参加者数の増加があったため、多くの館で前年度を上回る参加人数となり、受け入れ定員を超える館もみられました。従事職員の人数には限りがあるため、安全面の確保と参加者のニーズに適した効果的なプログラムの工夫がよりいっそう必要です。２０年度は希望者が増加する中で、いきがい対応型デイサービスの目的に合った、より効果的な事業運営をするための体制の整備が課題となります。

評価基準に基づく評価と理由（『3・2・1』の3段階評価です。）			
	達成度	3	１９年度は、利用者が増加し、目標水準を達成したため計画どおりといえます。
	実施の成果	2	事業に参加することで、閉じこもり防止や生きがいづくり、心身機能の回復・維持向上が図られ、介護を必要としない、健康でいきいきとした生活の継続が図られています。
	効率性	2	１７年度から事業を委託したことにより、利用者のニーズに応じた多様なプログラムの提供が可能となり、１９年度についても効率的に実施しました。
	行政の関与	2	介護予防に資する事業のうち、週２回の通所を設定している事業は本事業のみであり、区が関与するからこそ、この頻度で事業を実施できるといえます。
	妥当性	2	対象を比較的虚弱な高齢者及び介護保険法でいう予防ならびに介護給付の通所系サービスを利用していない高齢者とし、「閉じこもり予防」の視点から運営内容を設定していることも妥当です。
	施策寄与度	2	閉じこもり予防、介護保険法でいう予防ならびに介護給付の通所系サービスを利用していない高齢者に対応する選択肢として本事業を実施していくことは必要な事業と考えます。

総合評価

１９年度の評価をBとした理由は、利用者の増加や、多様なプログラムを提供できるようになったためです。また、過去３年間の実績でもBと評価します。その理由は、利用者も着実に増加していることから、高齢者の自立した生活を支援するとともに、閉じこもり防止にも効果をあげているからです。

※ B

過年度評価

18年度 B
17年度 C
16年度 B
15年度

改革方針

本事業は、通所サービスを受けていた人が、平成１２年度の介護保険制度の創設に伴い、サービスを受けられなくなった場合の補助的事業として実施されてきましたが、平成１８年度の介護保険法改正に伴う予防給付システムの確立に伴い、現在、本事業のサービスを受けている人でも、予防給付の中で通所サービスを受けることや地域支援事業の介護予防教室の利用などの選択肢が広まってきました。計画事業としては、参加者数も目標水準も達成することができたため、今後は計画事業の位置づけではなく、経常事業「いきがい対応型デイサービス」として実施していきます。なお、希望者の増加に対応できるよう、より効果的な事業運営ができるようにしていく必要があります。

方向性

※ 1

現状のまま継続

事務事業	25	認知症高齢者対策の推進
章	1	健康でおもいやりのあるまち
大項目	03	社会福祉を支える新しいしくみづくり
施策	01	福祉と保健・医療サービスなどの総合的展開

事業内容

目的	認知症高齢者を早期に発見し、認知症の予防及び介護者等の負担を軽減します。
対象・手段	認知症または物忘れの心配がある方及びその介護者に対して、物忘れ相談など各種保健予防に関する事業を実施します。 また、６０歳以上の認知症徘徊高齢者を在宅介護している方に、位置情報探索機の申込金及び探索システム利用料の助成を行います。

成果（事業が意図する成果）

認知症を早期に発見し、原因疾患で治療可能なものについて早期に治療を行うことにより、認知症の進行を最小限に抑えます。
また、徘徊高齢者や要介護者を支援することにより、家族等の介護者の負担を軽減します。

事業成果指標

指標名	定義	目標水準
早期に発見された人の割合	物忘れ相談の中で認知症と診断された者の数／来所数	（ 平成19 ）年度に （ 発見数の増加 ）の水準達成
相談の結果、生活の質（ＱＯＬ）が改善されたと思った人の割合	認知症専門相談に来所した家族で改善されたと思った人／来所数	（ 平成19 ）年度に （ 70% ）の水準達成
高齢者探索サービス利用率	介護保険認定調査で、「在宅で徘徊がある」推定される方を母数とした、認知症徘徊高齢者探索サービスを利用している方の割合	（ 平成19 ）年度に （ 20% ）の水準達成

成果の達成状況

		単　位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備　　考
事業成果指標	目標値１①	%	0.00	0.00	0.00	0.00	指標１の実績 19年度：27/71 指標２の実績 19年度：25/28
	実績１②	%	41.67	39.13	43.28	38.00	
	③＝①／②	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
	目標値２④	%	70.00	70.00	70.00	70.00	
	実績２⑤	%	80.00	75.00	75.90	89.30	
	⑥＝⑤／④	%	114.29	107.14	108.43	127.57	
	目標値３⑦	%	20.00	20.00	20.00	20.00	
	実績３⑧	%	16.29	13.15	15.50	22.10	
	⑨＝⑧／⑦	%	81.45	65.75	77.50	110.50	

事業の実施内容

平成18年度	①　講演会：3回（参加者157人)、　支援者向け講演会：1回（参加者36人）、　リーフレット等作成配布 ②　認知症専門相談：所内相談12回(延21人)　訪問相談9回(延11人)　　③物忘れ相談：16回（延67人) ④　認知症高齢者訪問指導：延341人　面接・電話等相談：延733人　　関係機関連絡：1347件 ⑤　探索サービス利用者数　31人　探索依頼回数　423回
平成19年度	①　講演会：3回(参加者126人)、　支援者向け講演会：1回(参加者60人)、　リーフレット等作成配布 ②　認知症専門相談：所内相談12回(延22人)　訪問相談（延7人）　　③物忘れ相談：16回（延71人) ④　認知症高齢者訪問指導：延257人　　面接・電話等相談：延　　関係機関連絡 ⑤　探索サービス利用者数　36人　探索依頼回数　1,174回

部名称	福祉部	課名称	高齢者サービス課

		単　位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備　　考
トータルコスト	事業費⑩	千円	1,450	1,665	1,705	2,495	
	人件費⑪	千円	3,752	3,752	3,726	3,717	
	事務費⑫	千円	66	221	35	10	
	減価償却費等⑬	千円	0	0	0	0	
	総計⑭＝⑩＋⑪＋⑫＋⑬	千円	5,268	5,638	5,466	6,222	
	受益者負担⑮	千円	0	0	0	0	
	純計⑯＝⑭－⑮	千円	5,268	5,638	5,466	6,222	
	受益者負担率⑮／⑭	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
財源内訳	一般財源⑰＝⑯－⑱	千円	4,620	4,872	5,466	6,222	※平成１８年度より、高齢者探索サービスの補助金が対象外となりました。
	特定財源⑱		648	766	0	0	
	一般財源投入率⑰／⑭	%	87.70	86.41	100.00	100.00	
職員	常勤職員	人	0.45	0.45	0.45	0.45	
	非常勤職員		0.00	0.00	0.00	0.00	

事業に関する検討課題

認知症の早期発見のための普及・啓発活動、物忘れ相談をより充実させることや、かかりつけ医等での早期発見方法、早期段階の認知症の進行抑制対策を進めていくことが重要です。また、認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるようにするためのしくみづくりが必要です。

評価基準に基づく評価と理由（『3・2・1』の3段階評価です。）

達成度	2	相談や専門医による認知症の方への接し方などの講演会を実施し、普及啓発に取り組み早期発見の割合が増加しています。探索システムは目標値に達しました。
実施の成果	2	講演会・物忘れ相談・認知症専門相談・訪問指導の各々の効果はありますが、区民全体への対策としては、まだ十分ではありません。探索システムは、２４時間体制により、介護者への身体的・精神的・経済的な負担を軽減しています。
効率性	2	相談事業は、関係部課・関係機関と連携して、効率的に実施しています。探索システムは、２４時間体制での位置情報提供および保護が可能な点で効率的です。
行政の関与	3	予防・早期発見等認知症高齢者対策に、区が総合的に取組むことは必要です。探索システムは、認知症高齢者に対する支援の一環として、区がサービスを提供する必要があります。
妥当性	2	相談により認知症を早期に発見し早期に対応することは、進行防止等に有効です。探索システムは、介護者への身体的・精神的・経済的な負担を軽減していることから、目標や指標は妥当です。
施策寄与度	2	専門医による相談をはじめとした様々な取り組みは、施策目的である認知症の早期発見や介護者の負担を軽減することに寄与しています。

総合評価

１９年度の評価をBとした理由は、講演会の回数を増やし、支援者向け講演会の実施など、広く普及啓発に努めたことにより、認知症の早期発見につながったことによります。また、過去３年間の評価も、着実な事業展開が図られていることからBです。今後も関係部署が連携して事業を実施することにより内容の充実を図っていきます。

また、認知症の予防及び早期発見のための更なる普及・啓発を推進します。

支援者やかかりつけ医等と連携して、きめ細かな対応を実践すると共に、保健センターや地域包括支援センターとの連携強化により本人及び家族への支援対策を進めていくことが重要です。

※ **B**

過年度評価

18年度 **B**
17年度 **B**
16年度 **B**
15年度

改革方針

各種講演会や認知症専門相談等の事業については、認知症の普及啓発、早期発見・早期対応及び本人や家庭支援事業の一環として、経常事業「精神保健相談」において引き続き実施していきます。

また、高齢者探索システムについては、認知症高齢者に対する支援事業の一環として、経常事業「徘徊高齢者探索サービス」として引き続き実施していきます。なお、認知症になっても住みなれた地域で安心して暮らし続けられるようにするため、第一次実行計画「30②認知症高齢者を地域で支えるしくみづくり」に引き継いで取組んでいきます。

方向性

※ 4

拡大

事務事業	26	地域包括支援センターの運営支援
章	1	健康でおもいやりのあるまち
大項目	03	社会福祉を支える新しいしくみづくり
施策	01	福祉と保健・医療サービスなどの総合的展開

事業内容

目的	地域の高齢者が、安心して住み慣れた地域で生活を継続することを目的とする包括的支援事業（介護予防ケアマネジメント、総合相談・支援、虐待防止・早期発見、地域のネットワークづくり）を実施する機関として地域包括支援センターの整備を行います。
対象・手段	区内の６５歳以上を対象とします。区民にとって身近である特別出張所管轄を相談圏域とし、各圏域に１所ずつセンターを設置します。地域のセンターはすべて民間法人へ委託し、それらを統轄する役割を区役所内のセンターが担います。１７年度まで高齢者の総合相談窓口として周知されていた在宅介護支援センターの機能を強化して活用することにより、地域包括支援センターへの転換を行います。

成果（事業が意図する成果）

特別出張所管轄を基本とする地域ごとに保健・福祉・介護に関する総合的な相談体制を整備することにより、高齢者とその家族が住み慣れた地域で安心して生活を継続することができます。

事業成果指標

指標名	定義	目標水準
地域包括支援センター10所の整備	特別出張所管轄及び区役所管轄に各1所 ・直営型（区設置）1所 ・地域型（委託設置）9所	（ 平成18 ）年度に （ １０所 ）の水準達成
		（ ）年度に （ ）の水準達成
		（ ）年度に （ ）の水準達成

成果の達成状況

		単 位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備 考
事業成果指標	目標値１①	所	0.00	0.00	10.00	10.00	柏木地区と角筈地区を合わせて一つの相談圏域としたため、１０所設置。
	実績１②	所	0.00	0.00	10.00	10.00	
	③＝②／①	%	0.00	0.00	100.00	100.00	
	目標値２④		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績２⑤		0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑥＝⑤／④	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
	目標値３⑦		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績３⑧		0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑨＝⑧／⑦	%	0.00	0.00	0.00	0.00	

事業の実施内容

平成18年度	設置数：①直営　（１所）：区役所内 ②民間委託（９所）：若葉、北山伏、原町ホーム、若松町、大久保、高田馬場、聖母ホーム、上落合、淀橋 相談件数：37,766件
平成19年度	設置数：①直営　（１所）：区役所内 ②民間委託（９所）：若葉、北山伏、原町ホーム、若松町、大久保、高田馬場、聖母ホーム、上落合、淀橋 相談件数：46,007件

部名称	福祉部	課名称	高齢者サービス課

		単　位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備　　考
トータルコスト	事業費⑩	千円	0	0	206,397	226,206	
	人件費⑪	千円	0	0	231,840	256,060	
	事務費⑫	千円	0	0	0	0	
	減価償却費等⑬	千円	0	0	0	0	
	総計⑭＝⑩＋⑪＋⑫＋⑬	千円	0	0	438,237	482,266	
	受益者負担⑮	千円	0	0	0	0	
	純計⑯＝⑭－⑮	千円	0	0	438,237	482,266	
	受益者負担率⑮／⑭	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
財源内訳	一般財源⑰＝⑯－⑱	千円	0	0	438,237	482,266	
	特定財源⑱		0	0	0	0	
	一般財源投入率⑰／⑭	%	0.00	0.00	100.00	100.00	
職員	常勤職員	人	0.00	0.00	28.00	31.00	
	非常勤職員		0.00	0.00	0.00	0.00	

事業に関する検討課題

利用者にできるだけ近い場所にセンターがあることが望ましいため、特別出張所管轄を基本とした相談圏域に１所ずつセンターを設置しました。設置に際し、各圏域の利用対象者数をできるだけ均等になるように、他の地区と比較して人口の少ない柏木地区と角筈地区を合わせて１つの圏域として１所のセンターが担当することにしました。しかし、設置場所が区の西南の端で利用者に不便が生じたため、１９年４月に二つの地域のほぼ中央の位置にセンターを移転し、事業を実施しています。なお、地域包括ケア体制を更に充実させていくために、地域包括支援センターの機能強化をどのように図っていくのかが課題となっています。

評価基準に基づく評価と理由（『3・2・1』の3段階評価です。）			
	達成度	3	ほぼ計画どおりといえます。特別出張所管轄を基本的な相談圏域とし、各圏域ごとに１所ずつ設置しましたが、他の管轄区域と比較して人口の少ない柏木地区と角筈地区を一つの圏域としたため、１０所の設置となりました。
	実施の成果	3	１９年度の相談件数は、前年度と比較して4946件増加しています。地域包括支援センターが徐々に高齢者に周知された結果であり、実施成果は大きいといえます。
	効率性	3	１７年度まで高齢者の相談窓口の役割を担っていた在宅介護支援センターを活用して転換したため、効率的に整備が行えたといえます。
	行政の関与	3	介護保険法により、包括的支援事業の実施と実施機関である地域包括支援センターの設置は区が責任主体とされているため、区の関与は妥当です。
	妥当性	3	高齢者の様々な問題に適切に対応できる専門職員を配置した地域包括支援センターが、特別出張所管轄ごとに区内１０ヶ所に整備されたことにより、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を継続するための相談支援体制が整いました。
	施策寄与度	3	介護だけではなく保健、医療との連携はもとより、地域の民生委員やボランティア等と連携して総合的に支援する必要があります。各センターにおいて、関係機関とのネットワークづくり等を行っています。施策目的の達成に十分寄与しているといえます。

総合評価

１９年度の評価は、各センターへ職員を１名ずつ増配置し、認知症高齢者や虐待に関する相談等に対して、十分な対応ができる体制になったことからBとします。なお、過去２年間の評価も、計画どおり１０所の地域包括支援センターを整備し、着実な事業展開が図られたことからBとします。

※ B

過年度評価

18年度 B
17年度
16年度
15年度

改革方針

本事業は、介護保険法上の地域支援事業に位置づけられており、今後は経常事業「地域包括支援センター事業」として実施していきます。また、地域包括支援センターの機能強化については、包括的・継続的ケアの強化や居宅介護支援機能の強化等の視点から、必要な見直しを図っていきます。

方向性

※ 1

現状のまま継続

事務事業	27	介護保険利用者保護体制の充実
章	1	健康でおもいやりのあるまち
大項目	03	社会福祉を支える新しいしくみづくり
施策	01	福祉と保健・医療サービスなどの総合的展開

事業内容

目的	苦情の対応体制を充実し、公正・中立な要介護認定調査を行なうことにより、利用者保護を目指します。 また、事業者のサービスの質の向上を促進させ、利用者本位のサービスを目指します。
対象・手段	苦情対応・相談を通じて、利用者及び介護サービス事業者に助言指導します。 要介護認定調査が適切に行なわれているかの点検調査とともに、新規利用者の認定調査を行います。 介護老人保健施設の実地指導を実施します。また、介護支援専門員初任者研修を行います。 介護サービス事業者協議会の運営支援を行ない、事業者向けに研修会を開催します。

成果（事業が意図する成果）

利用者保護体制を充実することにより、サービスの質が向上し、利用者が安心して介護サービスを利用できるようになります。

事業成果指標

指標名	定義	目標水準
介護老人保健施設指導監査	介護老人保健施設指導監査を行なった件数	（ 平成19 ）年度に （ 3所 ）の水準達成
要介護認定調査件数	公務員が要介護認定調査を行なった件数	（ 平成19 ）年度に （ 1000件 ）の水準達成
		（ ）年度に （ ）の水準達成

成果の達成状況

		単　位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備　　考
事業成果指標	目標値１①	所	0.00	3.00	3.00	3.00	
	実績１②	所	0.00	2.00	3.00	3.00	
	③＝②／①	%	0.00	66.67	100.00	100.00	
	目標値２④	件	0.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	
	実績２⑤	件	0.00	700.00	1,652.00	2,002.00	
	⑥＝⑤／④	%	0.00	70.00	165.20	200.20	
	目標値３⑦		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績３⑧		0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑨＝⑧／⑦	%	0.00	0.00	0.00	0.00	

事業の実施内容

平成18年度	要介護認定調査　　１６５２件 苦情相談　　１１１件 介護老人保健施設実地指導　　３所　介護サービス事業所管理者講習会　２回 介護サービス事業者協議会運営支援　（研修会３回、福祉展の開催）
平成19年度	要介護認定調査　　２００２件 苦情相談　　７５件 介護老人保健施設実地指導　　３所　介護支援専門員初任者研修　１回 介護サービス事業者協議会運営支援　（研修会３回、福祉展の開催）

部名称	福祉部	課名称	介護保険課

		単　位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備　　考
トータルコスト	事業費⑩	千円	0	1,035	1,125	796	
	人件費⑪	千円	0	44,069	46,520	46,345	
	事務費⑫	千円	0	0	0	0	
	減価償却費等⑬	千円	0	0	0	0	
	総計⑭＝⑩＋⑪＋⑫＋⑬	千円	0	45,104	47,645	47,141	
	受益者負担⑮	千円	0	0	0	0	
	純計⑯＝⑭－⑮	千円	0	45,104	47,645	47,141	
	受益者負担率⑮／⑭	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
財源内訳	一般財源⑰＝⑯－⑱	千円	0	44,814	47,204	47,141	
	特定財源⑱		0	290	441	0	
	一般財源投入率⑰／⑭	%	0.00	99.36	99.07	100.00	
職員	常勤職員	人	0.00	5.00	4.00	4.00	
	非常勤職員		0.00	1.00	5.00	5.00	

事業に関する検討課題

介護老人保健施設の指導監査は、「介護保険の適正利用の促進」と重複する事業ですので、平成２１年度からの「第４期介護保険事業計画」の見直しとともに事務事業の整理が必要です。また、平成２０年度から新規認定調査を全件公務員が行う体制の整備が必要です。

評価基準に基づく評価と理由（『3・2・1』の3段階評価です。）			
	達成度	3	苦情相談に対する区の迅速かつ適切な関与により、利用者保護が図られています。
	実施の成果	3	苦情・相談の対応は利用者への助言やサービス事業者との調整、事業者指導などを行うことが多く、適正なサービス提供につながりました。介護サービス事業者協議会の活動を支援することで、サービスの質の向上につながりました。
	効率性	3	この事業は区職員により実施しているため、公正かつ適切に行われています。特に苦情対応は、区の体制のみならず介護サービス事業者協議会の活用により、効果的に行なわれています。
	行政の関与	3	苦情・相談の対応、要介護認定調査の点検は、保険者の責務として、利用者が安心してサービスを利用するために区が行うべき事業です。
	妥当性	3	多様な事業主体が参入し、利用者との契約に基づきサービスを提供する介護保険制度の下では、苦情対応体制の充実は利用者保護に必要な対策です。
	施策寄与度	3	この３年間で利用者からの苦情対応、事業者指導、公務員による認定調査を強化してきました。利用者・事業者の双方へ区が関与することにより、施策に寄与しています。

総合評価

平成１９年度の評価をＢとした理由は、計画どおりに事業を実施し、目標を概ね達成したためです。区は、苦情相談に対し、当事者間の調整などを行い、利用者が安心してサービスを利用できる環境作りに寄与しています。介護老人保健施設の実地指導に関しては、区内施設３所に対してすべて行い、介護サービス事業者協議会の活動支援とともに、サービスの質の向上につながっています。また、過去３年間の実績ではＢと評価します。着実な事業実施により、介護保険サービスに関する苦情相談窓口として定着しました。また、苦情・相談の対応は、利用者に介護保険の正しい知識を伝え、適正にサービスを利用してもらうための良い機会となっています。

※ B

過年度評価

18年度 B
17年度 B
16年度
15年度

改革方針

苦情・相談対応等の利用者保護体制については、１２年度から１４年度までの間に基礎は構築され、１５年度以降はその充実を図ってきました。さらに１７年度からの３年間で苦情相談窓口として確実に定着しました。このため、２０年度からは経常事業の「利用者保護体制の充実」に引継いで取り組んでいきます。苦情・相談については、今後、さらに苦情事例の記録の整理方法や苦情対応困難ケースの事例の検討等の充実に努め、よりわかりやすい相談体制の構築を図ります。

新規認定調査を全件公務員が行う体制整備については、介護支援専門員の資格を持つ非常勤職員を雇用することにより、４月から実施しています。

方向性

※ 2

手段改善

事務事業	28	介護保険の適正利用の促進
章	1	健康でおもいやりのあるまち
大項目	03	社会福祉を支える新しいしくみづくり
施策	01	福祉と保健・医療サービスなどの総合的展開

事業内容

目的	介護保険制度の安定的かつ継続的な運営を目指して、サービス内容や、介護保険給付内容の点検を強化し、事業者に対する必要な指導を行っていきます。あわせて、サービス利用者に対する適正な利用を促していきます。
対象・手段	介護保険給付分析ソフトを利用し、不適正・不正な介護保険サービスの提供を行っている事業者を調査し、指導を行います。 給付適正化システムを用いて、介護保険事業者からの保険給付請求費用の点検を強化します。また介護保険利用者に対して、サービスの利用実績を通知することで、不適正なサービスがないか注意を喚起します。

成果（事業が意図する成果）

適切な介護保険サービスの提供及び利用を促進することで、利用者の自立支援が促されます。また、事業者のサービス内容を調査・検証することで、介護保険事業者の不正請求並びに事業者の指定取消に至る悪質な事例発生を未然に防ぐことができます。これらにより、保険給付費の抑制が期待でき、社会保険としての介護保険制度の安定かつ持続的な運営を実現します。

事業成果指標

指標名	定義	目標水準
調査事業者数	介護保険給付分析ソフト等により、不適正な 介護保険サービスを提供していると思われる 事業者を抽出し、実地調査を行う事業者の	（ 毎 ）年度に （ 事業者数 ４８所 ）の水準達成
		（ ）年度に （ ）の水準達成
		（ ）年度に （ ）の水準達成

成果の達成状況

		単 位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備 考
事業成果指標	目標値１①	所	0.00	48.00	48.00	48.00	
	実績１②	所	0.00	48.00	43.00	42.00	
	③＝②／①	%	0.00	100.00	89.58	87.50	
	目標値２④		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績２⑤		0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑥＝⑤／④	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
	目標値３⑦		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績３⑧		0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑨＝⑧／⑦	%	0.00	0.00	0.00	0.00	

事業の実施内容

平成18年度	介護保険サービス事業者実地調査　４３所（地域密着型サービス中心） 保険給付請求費用の点検　１４１事業所に点検内容通知送付 給付費通知の発送　年２回・１２，８１２通
平成19年度	介護保険サービス事業者実地調査　４２所（地域密着型サービス中心） 事業者集団指導　２回 保険給付請求費用の点検　２５５事業所に点検通知送付 給付費通知の発送　年２回・１２，３４３通

部名称	福祉部	課名称	介護保険課

		単　位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備　　考
トータルコスト	事業費⑩	千円	0	1,391	1,595	1,614	
	人件費⑪	千円	0	21,434	38,480	38,362	
	事務費⑫	千円	0	0	0	0	
	減価償却費等⑬	千円	0	0	0	0	
	総計⑭＝⑩＋⑪＋⑫＋⑬	千円	0	22,825	40,075	39,976	
	受益者負担⑮	千円	0	0	0	0	
	純計⑯＝⑭－⑮	千円	0	22,825	40,075	39,976	
	受益者負担率⑮／⑭	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
財源内訳	一般財源⑰＝⑯－⑱	千円	0	16,149	40,075	39,976	
	特定財源⑱		0	6,676	0	0	
	一般財源投入率⑰／⑭	%	0.00	70.75	100.00	100.00	
職員	常勤職員	人	0.00	2.00	4.00	4.00	
	非常勤職員		0.00	2.00	2.00	2.00	

事業に関する検討課題

介護費用適正化対策には、事業者自身の自己点検、保険者による指導・監査といった様々な場面における取組みがあります。それぞれの場面で、より実効的かつ効果的な結果が得られる事業実施手法について常に検討する必要があります。また、事業所の指導監査については、「利用者保護体制の充実」と一部重複していますので、平成２１年度からの「第４期介護保険事業計画」の見直しとともに事業の整理が必要です。

評価基準に基づく評価と理由（『3・2・1』の3段階評価です。）			
	達成度	2	事業者に対する実地調査は４２事業所実施しました。また介護保険利用者に対する給付費通知の発送を年２回行い、年間計画どおりに保険給付請求内容の点検も実施しました。区内全事業所を対象に、法令遵守の徹底を図るため集団指導を２回実施しました。
	実施の成果	2	事業者に対する実地指導や保険請求内容の点検により、不適正なサービスが明らかになった場合は、保険給付費の返還を求めるとともに、運営基準に沿った適正なサービスの提供を行うよう事業者に徹底しました。
	効率性	2	この事業は区職員により実施しているため、公正かつ適切に行え、効率性の面からの利点もあります。しかし、職員の指導レベルにばらつきがあるため、職員個々人のスキルアップと指導内容の標準化を図る必要があります。
	行政の関与	3	介護保険事業者に対する調査・指導、保険請求の点検は保険者の責務として行うべき事業です。介護保険の適正利用を進めるために区が積極的に関与していく必要があります。
	妥当性	3	介護保険の適正利用は、単一の方法や短期間で実現するものではありません。 事業者への指導や保険請求内容の点検、給付費通知による利用者への不適正なサービスに対する注意喚起などにより、適正利用を推進していくことができると考えます。
	施策寄与度	3	介護サービス事業所に対する実地調査、給付費通知などによる介護保険の適正利用の推進は、介護保険制度の安定的かつ持続的な運営を目指すために必要不可欠な事業であり、施策に寄与しています。

総合評価

平成１９年度の評価をＢとした理由は、計画どおり事業を実施し目標を概ね達成したためです。事業者指導の強化については、地域密着型サービス事業者を中心に４２事業所に対して指導調査を実施し、着実な成果を挙げています。また年２回給付費通知を発送することで、利用者に対して不適正なサービス利用はないか注意喚起を図りました。

過去３年間の実績ではＢと評価します。事業者に対する指導調査の方法が一定程度確立されたこと、給付費通知による利用者への注意喚起、東京都国民健康保険団体連合会からの情報をもとに、介護報酬請求内容の点検を随時実施したことにより、介護サービスの適正利用推進に寄与しています。

※ B

過年度評価

18年度 B
17年度 B
16年度
15年度

改革方針

１８年度からの介護保険法の改正により、事業者指導に関しての保険者機能が強化されました。このため、公正・中立な立場で効率的かつ効果的に事業が遂行できる指導体制を整備し、指導調査の方法を一定程度確立しました。２０年度以降は、経常事業の「介護保険の適正利用の促進」として恒常的に取り組んでいきます。その中で、より介護サービスの質の向上に結びつくような、実効性のある指導の実施を目指していきます。また請求費用点検の強化については、東京都国民健康保険団体連合会が行う点検内容が拡大されたため、点検体制も含め実施方法の見直しを検討していきます。

また、「利用者保護体制の充実」と重複する事業については、整理統合を図っていきます。

方向性

※ 1

現状のまま継続

事務事業	29	知的障害者・障害児ショートステイの充実
章	1	健康でおもいやりのあるまち
大項目	03	社会福祉を支える新しいしくみづくり
施策	02	ともにつくる福祉の推進

事業内容

目的	在宅知的障害者の地域生活を支援します。
対象・手段	新宿生活実習所の多目的ルームを利用し定員3名の知的障害者・障害児(学齢期以上）ショートステイ事業を実施します。

成果（事業が意図する成果）

保護者等の介助者の急病時における障害者緊急一時保護利用と、保護者等の介助者の休養のための利用（レスパイト）のショートステイ事業を行うことにより、在宅の知的障害者や障害児とその保護者等が住み慣れた地域で安心して生活を継続することが可能となります。

事業成果指標

指標名	定義	目標水準
知的障害者・障害児のショートステイの開始	新宿生活実習所多目的ルームに3床のショートステイ施設を設置し、運営を開始します。	（ 平成17 ）年度に （ 3床 ）の水準達成
ショートステイ利用登録者数	障害者・児ショートステイ事業の周知度を図るため、ショートステイ利用登録者数を指標とし、前年度数に3人増で目標達成とします。(目標登録者：平成17年度72人、平成18年度75人、平成19年度78人)	（ 平成19 ）年度に （ 毎年3人の増 ）の水準達成
		（ ）年度に （ ）の水準達成

成果の達成状況

		単　位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備　　考
事業成果指標	目標値１①	床	0.00	3.00	3.00	3.00	
	実績１②	床	0.00	3.00	3.00	3.00	
	③＝②／①	%	0.00	100.00	100.00	100.00	
	目標値２④	人	0.00	72.00	75.00	78.00	
	実績２⑤	人	0.00	72.00	77.00	87.00	
	⑥＝⑤／④	%	0.00	100.00	102.67	111.54	
	目標値３⑦		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績３⑧		0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑨＝⑧／⑦	%	0.00	0.00	0.00	0.00	

事業の実施内容

平成18年度	事業の２ヵ年目として、利用登録者も増加し、安定した運営になっています。緊急時対応の定員枠を１名とし、他２名分を保護者の不在時や介助者の休養のための利用（レスパイト）ができる定員枠として実施しています。
平成19年度	事業開始から３年が経過し、安定した運営を行っています。障害児・者への周知も進み、利用登録者も大幅に増加しました。緊急時対応の定員枠を１名とし、他２名分を保護者の不在時や介助者の休養のための利用（レスパイト）ができる定員枠として実施しています。

部名称	福祉部	課名称	障害者福祉課

		単　位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備　　考
トータルコスト	事業費⑩	千円	0	13,740	10,746	11,340	
	人件費⑪	千円	0	834	828	826	
	事務費⑫	千円	0	0	0	0	
	減価償却費等⑬	千円	0	0	0	0	
	総計⑭＝⑩＋⑪＋⑫＋⑬	千円	0	14,574	11,574	12,166	
	受益者負担⑮	千円	0	0	0	0	
	純計⑯＝⑭－⑮	千円	0	14,574	11,574	12,166	
	受益者負担率⑮／⑭	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
財源内訳	一般財源⑰＝⑯－⑱	千円	0	11,477	11,574	12,166	平成17年度は特定財源（支援費及び自立支援給付費（国庫分）・都補助金）は区の歳入でしたが、18年度の指定管理者制度の導入に伴い、事業受託法人の収入となりました。
	特定財源⑱		0	3,097	0	0	
	一般財源投入率⑰／⑭	%	0.00	78.75	100.00	100.00	
職員	常勤職員	人	0.00	0.10	0.10	0.10	
	非常勤職員		0.00	0.00	0.00	0.00	

事業に関する検討課題

本ショートステイ事業は、平成18年４月に施行された障害者自立支援法に基づく「障害者短期入所事業」と位置付け運営しています。
今後さらに幅広く障害者の方にご利用いただけるよう事業の周知と受け入れ側の職員のスキルの向上を図っていく必要があります。

評価基準に基づく評価と理由（『3・2・1』の3段階評価です。）			
	達成度	3	障害者・障害児ショートステイ事業（3床）を開始し、順調な事業運営となっています。登録者も予定を上回る数となっています。緊急枠を除けば利用率も高く堅実な成長です。
	実施の成果	3	利用登録者も大幅に向上し、緊急時受け入れが可能な安心感と併せて、地域の障害者及び家族等の福祉の向上に成果がありました。 また、学齢期の障害児の一時保護にも成果を挙げています。
	効率性	2	事業運営は、生活実習所の所長が責任者となり、運営職員との連携体制を整えるなど事業実施の質、安全性、安定性を確保しています。運営職員には法人の非常勤職員をあて、効率的に運営されており、区の費用負担は最小限です。
	行政の関与	3	障害者の地域生活を支える上で、介護者の急病時対応や休養機会の提供などの手段として、障害者短期入所事業は大変重要な事業です。しかし、区内にショートステイ事業を行う民間事業者がないため、区がサービス基盤の充実に関与するのは妥当です。
	妥当性	3	介助者等の急病時等に、より多くの障害者が地域の身近な施設においてショートステイ事業が利用できるよう整備を行うことは、障害者・児の地域生活支援体制の充実を図るために妥当です。
	施策寄与度	3	介助者等の緊急時対応への支援により、障害児・者の地域生活支援体制の充実に寄与しています。

総合評価

平成19年度の評価はＢです。
平成19年度に事業周知に努めた結果、利用登録者数は大幅な伸びを示し、事業費も効率的な運営ができているためです。
平成17年度から19年度の3ヵ年における評価もＢとします。
指定管理者制度への移行後も障害者自立支援法に基づくサービスとして事業の質、安定性を保っており、障害者・障害児の地域生活の支援の向上に寄与しています。

※ B

過年度評価
18年度 B
17年度 B
16年度
15年度

改革方針

幅広い障害者の方の利用に対応できるよう、受け入れ側職員の知識、ケア等のスキルの向上を図り、平成２０年度からは経常事業「生活実習所の管理運営」の中で継続して運営します。

方向性
※ 1
現状のまま継続

事務事業	30	心身障害者グループホームの設置促進
章	1	健康でおもいやりのあるまち
大項目	03	社会福祉を支える新しいしくみづくり
施策	02	ともにつくる福祉の推進

事業内容

目的	民間との協働により、心身障害者が地域での自立生活の促進を図り、安心して暮らせる地域社会の実現をめざします。
対象・手段	重度知的障害者グループホームについては、運営する社会福祉法人等に対し、施設整備費の補助を行います。 重度重複心身障害者グループホームについては、設置する社会福祉法人に対し、施設整備費補助と運営助成を行います。

成果（事業が意図する成果）

心身障害者の地域自立生活の定着が図られます。

事業成果指標

指標名	定義	目標水準
区内知的障害者グループホーム設置数	目標値　４か所(22名)	（ 平成19 ）年度に （ 設置数 4か所 ）の水準達成
区内身体障害者グループホーム設置数	目標値　２か所(20名)	（ 平成19 ）年度に （ 設置数 2か所 ）の水準達成
		（ ）年度に （ ）の水準達成

成果の達成状況

		単　位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備　　考
事業成果指標	目標値１①	か所	2.00	4.00	4.00	4.00	
	実績１②	か所	2.00	4.00	3.00	3.00	
	③＝②／①	%	100.00	100.00	75.00	75.00	
	目標値２④	か所	1.00	2.00	2.00	2.00	
	実績２⑤	か所	1.00	1.00	2.00	2.00	
	⑥＝⑤／④	%	100.00	50.00	100.00	100.00	
	目標値３⑦		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績３⑧		0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑨＝⑧／⑦	%	0.00	0.00	0.00	0.00	

事業の実施内容

平成18年度	重度重複心身障害者グループホーム（ひまわりホーム）は、平成19年2月に竣工しました。（平成19年4月1日開設）
平成19年度	事業としての取り組みはありません。しかし継続して障害者の地域自立生活促進を図るため、第一次実行計画において「障害者グループホーム（知的障害者）等の設置促進」としてグループホーム等の基盤整備を位置づけ、区内にグループホーム等を設置する社会福祉法人等に対し、建設費補助を行うこととしました。平成２０年度から３ヵ年にわたり１か所ずつ設置し、合計６か所をめざします。

部名称	福祉部	課名称	福祉部障害者福祉課

		単　位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備　　考
トータルコスト	事業費⑩	千円	0	2,642	7,000	0	
	人件費⑪	千円	0	1,668	1,656	0	
	事務費⑫	千円	0	0	0	0	
	減価償却費等⑬	千円	0	0	0	0	
	総計⑭＝⑩＋⑪＋⑫＋⑬	千円	0	4,310	8,656	0	
	受益者負担⑮	千円	0	0	0	0	
	純計⑯＝⑭－⑮	千円	0	4,310	8,656	0	
	受益者負担率⑮／⑭	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
財源内訳	一般財源⑰＝⑯－⑱	千円	0	2,989	8,656	0	
	特定財源⑱		0	1,321	0	0	
	一般財源投入率⑰／⑭	%	0.00	69.35	100.00	0.00	
職員	常勤職員	人	0.00	0.20	0.20	0.00	
	非常勤職員		0.00	0.00	0.00	0.00	

事業に関する検討課題

本計画では、知的障害者グループホーム2か所に対する建設費への助成の実施と、重度重複心身障害者グループホームに対する区有地の貸与及び建設費助成を2か年にわたり実施し、目標達成に至り一定の成果を上げることができました。

しかし、保護者の高齢化による在宅生活の継続が困難となる障害者や、施設から地域移行を求められている障害者などの地域生活を支援するためには、法人都合により閉所した知的障害者グループホームの補完を含めグループホームをさらに区内に設置する必要があります。

評価基準に基づく評価と理由（『3・2・1』の3段階評価です。）

達成度	2	重度重複心身障害者グループホーム「ひまわりホーム」（定員１０名）が平成１９年４月に開設し、順調な達成度です。知的障害者のグループホームについては、１所が法人都合により閉所したため、７５％の達成度です。
実施の成果	3	障害者の地域自立生活への移行は障害者福祉の重要課題で、今回の心身障害者グループホーム設置が障害者福祉の障害者の福祉向上に寄与するところは非常に大きいと思われます。
効率性	3	重度重複心身障害者グループホームには、区有地の有償貸与及び施設整備の一部補助を行いました。国、都による補助も活用し、法人支援方法としては概ね効率的です。知的障害者グループホームも、都補助を合わせて活用するため効率的です。
行政の関与	3	心身障害者グループホームは、障害者の地域自立生活への移行のため不可欠であり、東京都も障害者福祉の重点施策として推進しているところです。区内においても需要が多く、区として誘致策を講ずる必要があります。
妥当性	3	区有地の貸付については、区内に適当な土地がないことからやむを得ないと思われます。重度知的障害者グループホームの施設設備費は大部分は東京都が補助しており、区の負担は最低限にとどまっています。
施策寄与度	3	「ともにつくる福祉の推進」として、区内にグループホームを設置する意欲ある社会福祉法人に対し、区が財政的支援を行うことにより、基盤整備の促進につながりました。

総合評価

平成19年度は、重度重複心身障害者グループホームが、４月開設し、計画どおりに事業達成していますので、評価はＢです。

平成17年度から19年度の3ヵ年の評価としてもＢです。

民間法人の事業への助成を行うことで、知的障害者グループホーム３所と身体障害者グループホーム（重度重複含む）２所が、区内整備促進につながりました。

※ B

過年度評価

18年度 B
17年度 B
16年度 B
15年度

改革方針

区外施設から地域生活に移行する方への支援や、保護者等介護者の高齢化により在宅生活の継続が困難な方への支援を目的として、また、既存グループホーム一箇所の閉所による目標未達成状況の改善を図るため、知的障害者グループホームの区内誘致を再度図るため第一次実行計画の「３４②グループホーム（知的）等の設置促進」として位置づけ、区内設置を行う法人の誘致を行います。さらに、重度重複心身障害者グループホームの「ひまわりホーム」は重度身体障害者グループホーム「あじさいホーム」とともに、「身体障害者福祉ホーム」として新宿区地域生活支援事業に位置づけ充実を図るとともに、障害者の地域生活支援の基盤整備に努めていきます。

方向性

※ 4

拡大

事務事業	31	障害者入所支援施設の設置促進
章	1	健康でおもいやりのあるまち
大項目	03	社会福祉を支える新しいしくみづくり
施策	02	ともにつくる福祉の推進

事業内容

目的	施設入所希望者の入所先を区内に確保することにより、障害者が住み慣れた地域での生活を継続するための支援をします。
対象・手段	建設費補助を行うことで、社会福祉法人が区内に障害者支援施設を設置、運営することを支援します。

成果（事業が意図する成果）

施設入所希望障害者の入所先を確保するとともに、障害者の日中活動の場やショートステイ事業所についても確保することにより、障害者の地域生活の充実を図ります。

事業成果指標

指標名	定義	目標水準
障害者支援施設(身体障害者対象）の入所者数	社会福祉法人設置による入所施設(身体障害者対象）の入所者数	（ 平成20 ）年度に （ 10人 ）の水準達成
区内設置の障害者支援施設(知的障害者対象)の入所者数	社会福祉法人設置による入所施設（知的障害者対象）の入所者数	（ 平成24 ）年度に （ 30人 ）の水準達成
		（ ）年度に （ ）の水準達成

成果の達成状況

		単　位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備　　考
事業成果指標	目標値１①	人	0.00	10.00	10.00	10.00	
	実績１②	人	0.00	0.00	0.00	0.00	
	③＝②／①	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
	目標値２④	人	0.00	30.00	30.00	30.00	
	実績２⑤	人	0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑥＝⑤／④	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
	目標値３⑦		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績３⑧		0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑨＝⑧／⑦	%	0.00	0.00	0.00	0.00	

事業の実施内容

平成18年度	障害者支援施設(旧身体障害者療護施設）は、事業実施社会福祉法人は平成19年2月に着工し、平成20年6月に施設開設予定です。区は、特別養護老人ホームと合わせて建設費補助を18年度と19年度に行いますが、その1ヵ年目の補助を行いました。旧知的障害者入所更生施設は、新制度に対応した整備を行うため、平成24年度以降の設置を目指し準備を行います。
平成19年度	平成20年3月に竣工した障害者支援施設（旧身体障害者療護施設）「新宿けやき園」に対し、特別養護老人ホームと合わせ２ヵ年目の建設費補助を行いました。平成20年6月から順次利用者が入所しています。障害者支援施設（旧知的障害者入所更生施設）については、平成２４年度以降の設置を目指し準備することを第一次実行計画としました。

部名称	福祉部	課名称	障害者福祉課

		単　位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備　　考
トータルコスト	事業費⑩	千円	0	274	19,800	46,200	
	人件費⑪	千円	834	4,169	4,140	4,130	
	事務費⑫	千円	0	0	0	0	
	減価償却費等⑬	千円	0	0	0	0	
	総計⑭＝⑩＋⑪＋⑫＋⑬	千円	834	4,443	23,940	50,330	
	受益者負担⑮	千円	0	0	0	0	
	純計⑯＝⑭－⑮	千円	834	4,443	23,940	50,330	
	受益者負担率⑮／⑭	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
財源内訳	一般財源⑰＝⑯－⑱	千円	834	4,443	23,940	50,330	
	特定財源⑱		0	0	0	0	
	一般財源投入率⑰／⑭	%	100.00	100.00	100.00	100.00	
職員	常勤職員	人	0.10	0.50	0.50	0.50	
	非常勤職員		0.00	0.00	0.00	0.00	

事業に関する検討課題

障害者支援施設「新宿けやき園」（主な対象は身体障害者）は、夜間支援（定員10人）と、日中サービスの生活介護（定員20人／日）サービスと短期入所（定員2人／日）を行う施設で、自立支援給付費で運営されますが、給付費には医療的介護の費用は織り込まれていません。しかし、医療的介護に関する区民ニーズが大変高く、これに応えるには、給付費とは別に区から運営法人に対し、看護師等を増配置する経費への助成を行うことが必要です。　旧知的障害者入所更生施設は、新制度に対応した施設として平成24年度以降の開設を目指して準備を行っていきます。

評価基準に基づく評価と理由（『3・2・1』の3段階評価です。）			
	達成度	2	旧身体障害者療護施設は、社会福祉法人に対する建設費補助を行い、平成20年3月竣工し、6月に障害者支援施設として開設されており順調な進行状況です。旧知的障害者更生施設は、改めて第一次実行計画に位置づけ、平成24年以降の開設を目指します。
	実施の成果	3	入所需要の充足及び障害者の地域生活支援策としての成果は大きいと考えます。
	効率性	3	入所施設の最低設置定員(30人）が要件が緩和される特別養護老人ホーム併設施設としての整備で効率的です。法人は、区補助に併せ国、都の建設費補助も活用予定で効率的です。なお、知的障害者の入所需要状況では、30人／日以上の規模の施設が必要です。
	行政の関与	3	区内は土地代も高く、社会福祉法人単独での建設は困難であり、また、自立支援給付費のみでは運営が難しい施設であるため、設置及び運営について区が支援することは必要です
	妥当性	3	当該障害者入所支援施設により身体障害者の待機者の一部は解消することができました。また、入所施設は短期入所による緊急対応等、障害者地域生活支援の拠点としての役割が期待されることから、区の基盤整備助成は妥当です。
	施策寄与度	3	社会福祉法人の障害者入所施設を区内に設置することに対し助成を行うことにより、施設整備が促進され、入所待機者の解消と障害者地域生活支援の拠点整備につながります。

総合評価

平成19年度についての評価はＢです。百人町四丁目の特別養護老人ホーム併設の障害者支援施設は、平成２０年６月に開設し、ほぼ計画通りの進行です。

平成17年度から19年度の3ヵ年の評価としてもＢです。百人町の施設開設により、障害者が住み慣れた地域で引き続き生活を送るために大いに寄与することを期待しています。また、知的障害者を主な対象として整備予定の障害者支援施設についても、第一次実行計画において整備を位置づけ、平成24年度以降に適切な用地を確保し、区内に設置する社会福祉法人を誘致するなどの準備を行うこととし、着実な進行を予定しています。

※ B

過年度評価

18年度 D
17年度 B
16年度 B
15年度

改革方針

百人町四丁目に建設中の旧身体障害者療護施設については、障害者支援施設として運営されますが、医療的介護に必要な看護職員の増配置を行うため、社会福祉法人に対し運営助成を行い、障害者に対する支援の充実を図ります。（「障害者支援施設運営助成」事業）

また、知的障害者を主な対象とした障害者支援施設(旧知的障害者入所更生施設）は、第一次実行計画に「３４①障害者入所支援施設（知的）等の設置促進」として位置づけ、平成２４年度以降の開設を目指し、準備を行います。

方向性

※ 1

現状のまま継続

事務事業	32	地域見守りネットワークの充実
章	1	健康でおもいやりのあるまち
大項目	03	社会福祉を支える新しいしくみづくり
施策	02	ともにつくる福祉の推進

事業内容

目的	地域社会との交流に乏しい一人暮らしの高齢者等を訪問し、安否の確認や話相手になるなどして、高齢者の孤独解消と事故の未然防止を図ります。併せて介護の予防と自立した生活を支援します。
対象・手段	対象：６５歳以上の一人暮らし、または高齢者のみの世帯 手段：ボランティアの地域見守り協力員が高齢者を訪問し、日常生活の相談及び安全の確認をします。 また、より専門的な相談をふれあい訪問・見守り協力員事業推進員が行います。

成果（事業が意図する成果）

高齢者の孤独感の解消、事故の未然防止、介護の予防及び自立した生活を支援することができます。

事業成果指標

指標名	定義	目標水準
地域見守り対象者数	地域見守り協力員が訪問する、地域見守り対象者の数	（ 平成19 ）年度に （ 530人 ）の水準達成
ふれあい訪問対象者数	地域見守り協力員ではなく、より専門的なふれあい訪問・見守り協力員事業推進員が訪問する、ふれあい訪問希望者の数	（ 平成19 ）年度に （ 450人 ）の水準達成
		（ ）年度に （ ）の水準達成

成果の達成状況

		単　位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備　　考
事業成果指標	目標値１①	人	640.00	530.00	530.00	530.00	１７年度から１９年度までの目標値は１６年度の実績の７％増しとした。
	実績１②	人	496.00	491.00	484.00	561.00	
	③＝②／①	%	77.50	92.64	91.32	105.85	
	目標値２④	人	450.00	450.00	450.00	450.00	
	実績２⑤	人	285.00	221.00	210.00	182.00	
	⑥＝⑤／④	%	63.33	49.11	46.67	40.44	
	目標値３⑦		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績３⑧		0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑨＝⑧／⑦	%	0.00	0.00	0.00	0.00	

事業の実施内容

平成18年度	地域見守り協力員（ボランティア）：　２７７名 地域見守り対象者：　４８４名 ふれあい訪問対象者：　２１０名 （３月末）
平成19年度	地域見守り協力員（ボランティア）：　２８５名 地域見守り対象者：　５６１名 ふれあい訪問対象者：　１８２名 （３月末）

部名称	福祉部	課名称	地域福祉課

		単　位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備　　考
トータルコスト	事業費⑩	千円	17,895	16,875	17,407	14,646	
	人件費⑪	千円	2,501	2,501	2,484	2,478	
	事務費⑫	千円	6	4	0	0	
	減価償却費等⑬	千円	0	0	0	0	
	総計⑭＝⑩＋⑪＋⑫＋⑬	千円	20,402	19,380	19,891	17,124	
	受益者負担⑮	千円	0	0	0	0	
	純計⑯＝⑭－⑮	千円	20,402	19,380	19,891	17,124	
	受益者負担率⑮／⑭	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
財源内訳	一般財源⑰＝⑯－⑱	千円	10,367	9,074	9,591	6,820	
	特定財源⑱		10,035	10,306	10,300	10,304	
	一般財源投入率⑰／⑭	%	50.81	46.82	48.22	39.83	
職員	常勤職員	人	0.30	0.30	0.30	0.30	
	非常勤職員		0.00	0.00	0.00	0.00	

事業に関する検討課題

地域見守り事業は一人暮らし高齢者等が地域で安心して暮らし続けるための施策として重要視されていますが、個人のプライバシーを尊重する必要もあり、現状ではサービスを申請した世帯を対象としています。

今後、認知症高齢者の支援や高齢者の孤独死を防止するための地域の支えあいの仕組みづくりを検討していく中で、本事業のあり方も併せて見直していく必要があります。

評価基準に基づく評価と理由（『3・2・1』の3段階評価です。）			
	達成度	2	他事業の申請時に本事業を説明し、申込みを勧めるなどして事業の周知を図ったことにより、地域見守り対象者は目標の１０６％を達成しました。しかし、ふれあい訪問対象者は目標の４０％を達成するに止まりました。
	実施の成果	2	地域見守り対象者は５６１名となり、ほぼ安定した数で推移しています。しかし、ふれあい訪問対象者は１８２名に止まっています。高齢者の引きこもり防止や孤独感の解消という成果を上げるため、今後さらに事業の周知に努めていきます。
	効率性	2	高齢者に対する見守りや相談事業は新宿区社会福祉協議会へ委託して実施しています。これらの事業は地域ボランティアとの協働により効率的に運営されています。
	行政の関与	2	この事業は、新宿区社会福祉協議会に委託していますが、総合的な調整機能は区が担っています。地域社会との交流が乏しい高齢者に対し見守りを行うことは区民の安全・安心を担保するもので、区が関与することは必要です。
	妥当性	2	地域見守り対象者における目標は、平成１６年度を基準として一定の増加を見込んだもので、適切であると考えます。その一方、ふれあい訪問対象者における目標は、需要と供給の視点から事業の現状を分析し、見直しが必要であると考えます。
	施策寄与度	2	この３年間で、地域見守りでは１，５３６名、ふれあい訪問では６１３名の実績がありました。協力員の訪問をきっかけにした一人暮らし高齢者等と地域住民との交流拡大は、孤独感の解消や事故（孤独死等）防止につながり、施策推進に寄与しているといえ

総合評価

平成１９年度の評価をＢとした理由は、利用者数が安定した数で推移していることによります。本事業は委託先である社会福祉協議会の地域活動のひとつとして区民に認知されるものとなっています。

また、過去３年間の評価ではＢと評価します。見守り協力員やふれあい訪問の相談員の訪問をきっかけに、一人暮らし高齢者等と地域住民との間に交流が広がり、地域ボランティアとの協働によって孤独感の解消や事故（悪質商法被害や孤独死等）の防止につながっていることは、地域見守りネットワークの目的に沿ったものと評価できます。

※ B

過年度評価

18年度 B
17年度 B
16年度 A
15年度

改革方針

この事業は、第一次実行計画の「３０③地域見守り活動の推進」に引き継いで取り組んでいきます。地域のさまざまな団体への働きかけ等により登録ボランティアの拡大を図るとともに、高齢者の地域参画のきっかけづくりや相談相手になるなど、高齢者の生活支援につながるよりきめ細かな見守り体制を推進していきます。また、他の一人暮し高齢者向けサービスと連携しながら見守り対象者の利用促進を図ります。

方向性

※ 4

拡大

事務事業	33	家庭の教育力の向上
章	2	ともに学ぶ、文化とふれあいのあるまち
大項目	01	生涯学習、スポーツの推進
施策	01	学習・教育環境の充実

事業内容

目的	家庭の教育力の向上及び地域の教育力との連携による相互の教育力の向上を図ります。
対象・手段	対象：幼・小・中学校の保護者 手段：ＰＴＡ・学校関係者が社会教育指導員の指導助言を受けながら、子育てに関わる講座を自主的に企画　運営し、また、研修を受講します。15年度からは生涯学習財団により家庭教育支援委託事業が加わり、　地域の教育活動団体の活用を図っています。

成果（事業が意図する成果）

保護者が講座の企画運営の段階から関わり研修を実施することで、保護者同士が学びあう環境を作り家庭の教育力が向上されます。

事業成果指標

指標名	定義	目標水準
家庭教育学級開催回数	延べ開催回数（ブロック単位で２から３回）小学校数	（　毎　）年度に （　100%　）の水準達成
家庭教育講座開催回数	延べ開催回数（幼稚園＋中・養護学校数）	（　毎　）年度に （　100%　）の水準達成
		（　　）年度に （　　）の水準達成

成果の達成状況

		単　位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備　　考
事業成果指標	目標値１①	回	30.00	30.00	30.00	29.00	平成１９年度から小学校数が統廃合により３０校から２９校になっています。
	実績１②	回	30.00	33.00	30.00	29.00	
	③＝②／①	%	100.00	110.00	100.00	100.00	
	目標値２④	回	39.00	38.00	38.00	35.00	
	実績２⑤	回	32.00	34.00	29.00	28.00	
	⑥＝⑤／④	%	82.05	89.47	76.32	80.00	
	目標値３⑦		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績３⑧		0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑨＝⑧／⑦	%	0.00	0.00	0.00	0.00	

事業の実施内容

平成18年度	家庭教育学級　１１ブロック３０回実施　延べ１，９５３人参加　家庭教育講座（幼・中・養護）２９回実施　延べ１，２０６人参加　ＰＴＡ研修会　幼延べ１６０人・小延べ５０８人・中延べ１３３人　家庭教育特別講座　３回１６８名　（財団事業）支援委託事業　２事業　延べ３０回・３７２人参加
平成19年度	家庭教育学級　１０ブロック２９回実施　延べ１，９３４人参加　家庭教育講座（幼・中・養護）２８回実施　延べ１，１６５人参加　ＰＴＡ研修会　幼延べ１３９人・小延べ４０９人・中延べ１３２人

部名称	教育委員会事務局	課名称	教育政策課

		単　位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備　　考
トータルコスト	事業費⑩	千円	4,706	5,303	5,622	4,233	
	人件費⑪	千円	11,428	11,428	11,984	11,930	
	事務費⑫	千円	0	0	0	0	
	減価償却費等⑬	千円	0	0	0	0	
	総計⑭＝⑩＋⑪＋⑫＋⑬	千円	16,134	16,731	17,606	16,163	
	受益者負担⑮	千円	0	0	0	0	
	純計⑯＝⑭－⑮	千円	16,134	16,731	17,606	16,163	
	受益者負担率⑮／⑭	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
財源内訳	一般財源⑰＝⑯－⑱	千円	16,134	16,731	17,606	16,163	
	特定財源⑱		0	0	0	0	
	一般財源投入率⑰／⑭	%	100.00	100.00	100.00	100.00	
職員	常勤職員	人	0.80	0.80	0.80	0.80	
	非常勤職員		2.00	2.00	2.00	2.00	

事業に関する検討課題

家庭を取り巻く環境が大きく変容している中で、保護者の家庭教育に対する意識の高揚を図るため本事業の推進が必要であり、引き続き講座等における対象の拡大や内容の充実による活性化が必要です。

評価基準に基づく評価と理由（『3・2・1』の3段階評価です。）			
	達成度	2	中学校の保護者対象家庭教育講座では３年間とも30から40%台の実施状況です。一方、小学校・幼稚園では３年間とも100%を越え、全体では概ね目標を達成しています。
	実施の成果	3	ＰＴＡが、自ら講座運営を行い、課題解決の手法を学ぶ重要な機会となっています。また、保護者全体の家庭教育への意識向上がなされています。この成果は数値化が困難ですが、この数年の小Ｐ連・中Ｐ協の地域パトロールなどの動きの一因にもなっていま
	効率性	3	ＰＴＡ主体で講座運営がなされており、教育委員会主催事業で職員が直接執行あるいは委託による実施に比べ、人件費委託料の視点からも効率的です。
	行政の関与	3	家庭教育は第一義的には各家庭が自主的に取り組むことが前提ですが、家庭の教育力の低下が問題になっています。専門知識を有する行政が一定の方向性を示し、保護者の代表であるＰＴＡが企画運営する協働による手法は適切と考えています。
	妥当性	2	家庭の教育力は、個人の生活環境に関わることであり、行政が直接関与するのではなく、保護者の集合体であるＰＴＡを核として地域全体で推進することが目的、手段、対象とも妥当と考えています。
	施策寄与度	3	家庭教育学級・講座の定着化により、保護者の参画意識・連帯意識が強まり、地域が「共育」の場となり、子どもを取り巻く環境の維持改善に寄与しています。この３年間でともに学び支えあう環境が充実したと判断しています。

総合評価

「概ね計画どおり」推進しＢと評価した理由は、実績及びＰＴＡ担当者(講座担当者)及び参加者からのアンケート結果を元にしています。特に企画運営に携わったＰＴＡ担当者からは、単に講座の実施・受講という側面にとどまらず、講座運営を通しての家庭教育向上活動への意識付けなどの効果についての評価が受け取れます。

また、過去３年間の実績ではＢ評価とします。この間の小学校ＰＴＡ連合会、中学校ＰＴＡ協議会の取り組みも、社会全体で家庭の教育力を向上する主体的な取り組みに転換してきており、成果が表れていると考えています。

※ **B**

過年度評価

18年度 B
17年度 B
16年度 B
15年度

改革方針

過去３年間の実績から判断し、計画事業の目標は達成できたと考え、２０年度からは経常事業「家庭の教育力の向上」に引き継ぎ、引き続き家庭教育学級・講座の取り組みの重要性を重視し、現状どおり継続して推進してまいります。

同時に、家庭教育学級・講座の枠では参加しがたい保護者を対象とした家庭教育支援のあり方について検討をすすめ、具体的な取り組みを行います。今後、学校行事やＰＴＡ活動に参加が困難な保護者を対象とした休日・夜間の講座のモデル実施などをとおして、家庭教育学級・講座と相互に関連づけた事業を試行し、家庭教育の充実を図ります。

方向性

※ 1

現状のまま継続

事務事業	34	地域の教育力との協働・連携の推進
章	2	ともに学ぶ、文化とふれあいのあるまち
大項目	01	生涯学習、スポーツの推進
施策	01	学習・教育環境の充実

事業内容

目的	地域の団体・個人と連携するとともに、地域の教育力を支援育成し、子どもたちの健全育成事業を充実します。
対象・手段	地域の子どもに関わる団体（個人）と連携事業を実施し、子どもに関わる体験活動を充実するとともに、地域社会全体で次代を担う子どもを育成するという意識を涵養し、新たな活動を支援します。また、学校に地域の教育力を導入することにより、教育課程・学校行事の支援等を行うスクール・コーディネーターの活動や各中学校区での居場所づくりを行うことで、環境醸成を進めます。

成果（事業が意図する成果）

家庭・学校・地域が連携し、地域の団体・個人がそれぞれの特性を活かして恒常的に地域社会全体で子どもを育てる意識が定着します。

事業成果指標

指標名	定義	目標水準
連携事業後の地域団体の自主的活動数	目標値に対する実施数 （自主的活動団体数／3団体[目標値]）	（ 毎 ）年度に （ 100% ）の水準達成
フォーラムの参加者数	年間の参加者数 （参加者人数／500人[目標値]）	（ 毎 ）年度に （ ５００人 ）の水準達成
居場所事業への参加児童・生徒数	1回あたりの平均参加者数 （各学校児童・生徒数の1割程度）	（ ）年度に （ 30人 ）の水準達成

成果の達成状況

		単 位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備 考
事業成果指標	目標値１①	回	3.00	3.00	3.00	3.00	フォーラムについては、16年度は文部科学省委託事業としてパネル展示を行ったため、19年度は文部科学省委託事業の事業発表会を行ったため未実施です。
	実績１②	回	3.00	3.00	3.00	3.00	
	③＝②／①	%	100.00	100.00	100.00	100.00	
	目標値２④	人	500.00	500.00	500.00	500.00	
	実績２⑤	人	0.00	200.00	250.00	0.00	
	⑥＝⑤／④	%	0.00	40.00	50.00	0.00	
	目標値３⑦	人	0.00	30.00	30.00	30.00	
	実績３⑧	人	0.00	43.90	33.31	26.76	
	⑨＝⑧／⑦	%	0.00	146.33	111.03	89.20	

事業の実施内容

平成18年度	地域の教育力との連携事業の実施　10団体　14事業実施　地域の教育力を考えるフォーラム　1回250名参加　情報誌の発行　年2回各12,000部発行 区立小中学校全校で居場所づくり事業を実施、延べ714回23784人参加（国事業や地域団体との連携事業等を含む）各小中学校の総合的学習等に講師等地域人材の情報提供
平成19年度	地域の教育力との連携事業の実施　8団体　11事業実施 情報誌の発行　年4回発行　うち3回11,000部発行、1回15,000部発行 地域スポーツ・文化事業（区立小・中学校全校で居場所作り事業を含む）延べ2696回72144人参加 各小・中学校の総合的学習等に講師等地域人材の情報提供

部名称	教育委員会事務局	課名称	教育政策課

		単　位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備　　考
トータルコスト	事業費⑩	千円	882	9,908	10,371	5,354	
	人件費⑪	千円	9,052	9,052	11,568	11,536	
	事務費⑫	千円	0	0	0	0	
	減価償却費等⑬	千円	0	0	0	0	
	総計⑭＝⑩＋⑪＋⑫＋⑬	千円	9,934	18,960	21,939	16,890	
	受益者負担⑮	千円	0	0	0	0	
	純計⑯＝⑭－⑮	千円	9,934	18,960	21,939	16,890	
	受益者負担率⑮／⑭	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
財源内訳	一般財源⑰＝⑯－⑱	千円	9,934	18,960	21,939	16,890	
	特定財源⑱		0	0	0	0	
	一般財源投入率⑰／⑭	%	100.00	100.00	100.00	100.00	
職員	常勤職員	人	1.00	1.00	1.30	1.30	
	非常勤職員		0.30	0.30	0.30	0.30	

事業に関する検討課題

自然体験・生活体験・社会体験等の充実により子どもの生きる力を育むため、地域の教育力との協働・連携事業は引き続き推進していく必要があります。スクール・コーディネーターはより教育活動との連携を高めた事業執行を行う必要があります。

評価基準に基づく評価と理由（『3・2・1』の3段階評価です。）

達成度	2	地域の教育力との協働・連携事業において目標値をほぼ計画どおり達成し、地域社会全体で子どもを育成する意識が高まっています。
実施の成果	3	本事業により、地域の教育力の向上・発掘やより開かれた学校づくりに大きな成果をあげています。
効率性	2	地域・学校・家庭の連携が進むことにより、効率的な事業運営が行われています。
行政の関与	3	学校・家庭・地域の連携による、子どもが安全で健やかに育つ環境作りには、区の関与が不可欠です。
妥当性	2	子どもたちの健全育成のため、地域と学校・家庭との連携を進め、その活動の拡大を図っていくうえで指標の設定、対象及び手段は適切です。
施策寄与度	3	この3年間で、地域の教育力を担う多様な主体が、学校や家庭と連携することで、より豊かな教育環境が実現できました。

総合評価

平成19年度はスクール・コーディネーターが学校と地域人材の連携に大きく貢献し、また、地域の教育力を活かして区単独では実施困難な事業が展開できたことで地域団体にとっても自立した活動に結びつけることができました。こうしたことから地域社会全体で子どもを育成する意識の高まりとともに、概ね計画どおりと評価し、B評価とします。

また、3年間の本事業実施により、地域・学校・家庭が連携する環境が整い、概ね計画どおりとし、B評価とします。

※ B

過年度評価

18年度	B
17年度	B
16年度	B
15年度	

改革方針

地域の教育力との協働・連携事業は地域・学校・家庭の連携に欠かせない内容になっています。平成20年度以降、スクール・コーディネーターの活動は、経常事業の「スクールコーディネーターの活動」として、より教育活動との連携を高めた事業執行を行っていきます。地域の教育力との連携は、経常事業の「家庭及び地域の教育力の向上」として地域社会全体で子どもを育成する意識の向上を図っていきます。

方向性

※ 1

現状のまま継続

事務事業	35	特色ある学校づくり
章	2	ともに学ぶ、文化とふれあいのあるまち
大項目	01	生涯学習、スポーツの推進
施策	01	学習・教育環境の充実

事業内容

目的	特色ある教育活動の充実を図り、児童・生徒の「生きる力」の育成と保護者・地域から信頼される学校づくりを推進します。
対象・手段	対象：幼児・児童・生徒 手段：「総合的な学習の時間」などを通じ、地域や学校の実態に応じた学習活動を実施します。また、教員　　の資質・能力向上のための校内研修等を通じて、特色ある教育活動の充実を図ります。

成果（事業が意図する成果）

児童・生徒の興味関心や実態に応じた学習など、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開することにより、自ら学び考える能力を育成することができます。

事業成果指標

指標名	定義	目標水準
中長期的な視点に沿って特色ある学校づくりに取り組む学校	左記の内容に取り組む学校数	（　毎　）年度に （　全校　）の水準達成
		（　　）年度に （　　）の水準達成
		（　　）年度に （　　）の水準達成

成果の達成状況

		単　位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備　　考
事業成果指標	目標値１①	校	44.00	42.00	42.00	41.00	17年度統廃合により2校減になっています。 19年度統廃合により1校減となっています。
	実績１②	校	44.00	42.00	42.00	41.00	
	③＝②／①	%	100.00	100.00	100.00	100.00	
	目標値２④		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績２⑤		0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑥＝⑤／④	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
	目標値３⑦		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績３⑧		0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑨＝⑧／⑦	%	0.00	0.00	0.00	0.00	

事業の実施内容

平成18年度	「特色ある学校づくり教育活動計画」（平成１７から１９年度の３か年計画）に基づき、各校・園で教育活動を行っています。
平成19年度	「特色ある学校づくり教育活動計画」（平成１７から１９年度の３か年計画）に基づき、各校・園で教育活動を行っています。

部名称	教育委員会事務局	課名称	教育指導課

		単　位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備　　考
トータルコスト	事業費⑩	千円	28,808	37,936	38,002	38,372	
	人件費⑪	千円	2,501	2,501	2,484	2,478	
	事務費⑫	千円	0	0	0	0	
	減価償却費等⑬	千円	0	0	0	0	
	総計⑭＝⑩＋⑪＋⑫＋⑬	千円	31,309	40,437	40,486	40,850	
	受益者負担⑮	千円	0	0	0	0	
	純計⑯＝⑭－⑮	千円	31,309	40,437	40,486	40,850	
	受益者負担率⑮／⑭	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
財源内訳	一般財源⑰＝⑯－⑱	千円	31,309	40,437	40,486	40,850	
	特定財源⑱		0	0	0	0	
	一般財源投入率⑰／⑭	%	100.00	100.00	100.00	100.00	
職員	常勤職員	人	0.30	0.30	0.30	0.30	
	非常勤職員		0.00	0.00	0.00	0.00	

事業に関する検討課題

中長期的な視点に立った計画を策定し、学校経営上の目標を的確に設定し、特色ある教育活動を充実させるための教育実践を継続しています。今後、学校（園）長の裁量権を拡充していく中で、より一層自主的で自律的な教育活動を進める必要があります。

評価基準に基づく評価と理由（『3・2・1』の3段階評価です。）			
	達成度	3	各校（園）が策定した「特色ある学校づくり教育活動計画」に沿って事業運営を行うことができました。
	実施の成果	3	各学校が児童・生徒一人一人の個性を伸ばすとともに、多様な学習活動を充実させることができました。また、各学校自らの責任の下で地域性を生かし、主体的に運営していました。
	効率性	2	これまでは、義務教育学校運営費標準等に基づき一律に算定した予算を措置してきましたが、各校（園）の実態に即したものに改善し、計画に沿った事業運営を行うことができ、効率的です。
	行政の関与	3	地域・保護者から信頼される地域（コミュニティ）の中心（核）となる学校をつくるために、各学校の特色ある学校づくりを支援することが、区教育委員会の責務です。
	妥当性	2	校（園）長が児童等や地域の実態を十分考慮し、中長期的な視点から学校（園）経営上の目標を基に適切に評価できるよう、学校（園）を支援する体制を構築することが重要となっています。
	施策寄与度	3	学校（園）が幼児・児童・生徒の実態に即した方針に基づき、多様な教育指導を行うことにより学習環境の充実に寄与しています。

総合評価

平成１９年度の評価をＢとした理由は、校（園）長の考えに基づき充実した事業内容を実施できたことによります。その内容は、各校（園）で策定した「特色ある学校づくり教育活動計画」に沿って事業を運営しました。また、事業内容や予算編成の段階から、校（園）長の裁量を拡大していく取組みにより、順調に事業を実施しました。

また、過去３年間の実績では、Ｂと評価します。その内容は、実施してきた事業により、各校（園）は、地域や児童・生徒の実態に即した教育実践を促すことができ、地域・保護者からの学校運営に対する信頼が、より一層増してきたためです。

※ **B**

過年度評価

18年度 B
17年度 B
16年度 B
15年度

改革方針

引き続き「特色ある学校づくり教育活動計画」に沿って取り組んでいきます。今後は、各学校・園の教育目標の達成に向けた日常の教育活動の充実に結び付けるとともに、より自主的な学校経営が可能となり、地域や保護者に理解される活動となるよう、次期計画づくりに生かしていきます。

今後、この事業は、一層の充実が必要であることから、第一次実行計画「１５特色ある教育活動の推進」に引き継ぎ取り組んでいきます。

方向性

※ 1

現状のまま継続

事務事業	36	情報教育の推進
章	2	ともに学ぶ、文化とふれあいのあるまち
大項目	01	生涯学習、スポーツの推進
施策	01	学習・教育環境の充実

事業内容

目的	児童・生徒の高度情報社会への適切な対応能力向上を図ります。
対象・手段	インターネット環境の充実や校内ＬＡＮ整備のモデル実施などを通して、コンピュータ利用による情報教育の充実を図ります。

成果（事業が意図する成果）

児童・生徒に情報活用の基礎となる情報手段の特性を理解させ、情報活用の実践力を育成するとともに、情報社会に参画する態度を涵養します。

事業成果指標

指標名	定義	目標水準
校内ＬＡＮの増設整備	校内ＬＡＮの増設整備の進捗率 モデル校の成果検証のまとめを30% 増設の計画化を50% 増設の具体化を100%とする。	（ 平成19 ）年度に （ 50% ）の水準達成
		（ ）年度に （ ）の水準達成
		（ ）年度に （ ）の水準達成

成果の達成状況

		単 位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備 考
事業成果指標	目標値１①	%	0.00	50.00	50.00	50.00	
	実績１②	%	0.00	30.00	30.00	30.00	
	③＝②／①	%	0.00	60.00	60.00	60.00	
	目標値２④	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績２⑤	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑥＝⑤／④	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
	目標値３⑦	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績３⑧	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑨＝⑧／⑦	%	0.00	0.00	0.00	0.00	

事業の実施内容

平成18年度	小学校７校の機器更新を実施しました。 また、情報教育推進委員会においては、情報モラル育成のための授業研究を行いました。
平成19年度	小学校５校の機器更新を実施しました。 また、情報教育推進委員会においては、情報モラル育成のための授業研究を行いました。

部名称	教育委員会事務局	課名称	教育指導課

		単　位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備　　考
トータルコスト	事業費⑩	千円	104,396	111,832	86,194	108,826	
	人件費⑪	千円	2,918	2,918	2,898	2,891	
	事務費⑫	千円	0	0	0	0	
	減価償却費等⑬	千円	0	0	0	0	
	総計⑭＝⑩＋⑪＋⑫＋⑬	千円	107,314	114,750	89,092	111,717	
	受益者負担⑮	千円	0	0	0	0	
	純計⑯＝⑭－⑮	千円	107,314	114,750	89,092	111,717	
	受益者負担率⑮／⑭	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
財源内訳	一般財源⑰＝⑯－⑱	千円	107,314	114,750	89,092	111,717	
	特定財源⑱		0	0	0	0	
	一般財源投入率⑰／⑭	%	100.00	100.00	100.00	100.00	
職員	常勤職員	人	0.35	0.35	0.35	0.35	
	非常勤職員		0.00	0.00	0.00	0.00	

事業に関する検討課題

インターネット上での情報収集や情報交換が一般的なことになっている中で、引き続き情報化社会における対応能力や正しいルールを身に付けさせる情報教育が必要であり、また、情報通信技術を効果的に活用した教育活動を展開する必要性がより一層強まっています。

評価基準に基づく評価と理由（『3・2・1』の3段階評価です。）			
	達成度	2	パソコンの配置が小学校１校あたり21.0台、１台あたり児童数12.5人、中学校１校あたり42台、１台あたり生徒数5.9人、特別支援学校１校あたり2台、１台あたり16.5人となっています。
	実施の成果	2	児童・生徒の情報リテラシー（高度情報化社会への適切な対応能力）を高めるとともに、教員は児童・生徒に具体的な事例を通してわかりやすく指導することができました。
	効率性	2	ソフトウェアを隔年で購入していますが、より一層有効に活用できるよう学校間で活用事例等の情報を交換できるようにし、効率的活用を進めます。
	行政の関与	3	この施策における教育は、高度情報化社会に伴うものでもあり、情報を的確に判断する能力、特に情報モラルに関するものは学校教育においても推進する必要があります。
	妥当性	2	年度間経費の平準化を目的にリース方式により対応しています。この方法は導入年次が各学校異なる中では、手段として適切です。
	施策寄与度	3	この３年間で、従来の映像放送機器も含め、機器の整備を計画的に実施することができたことにより、学習環境の充実に寄与しています。

総合評価

平成１９年度の評価をＢとした理由は、リース替えの計画的実施によるものです。その内容は、小学校５校において機器を更新しました。

また、過去３年間の実績では、Ｂと評価します。その内容は、小学校１９校の機器を更新したことです。小・中・特別支援学校全校でインターネット接続環境の高速回線化が終了するなど、一定の教育環境の整備がなされ、児童・生徒の情報活用能力の育成や情報社会に参画する態度の涵養に寄与できたと評価しています。

一方、校内ＬＡＮの増設については、モデル校における研究の成果を生かし、今後具体的方法を検討し、学習におけるコンピュータのより一層の活用を図ります。

※ **B**

過年度評価

18年度	B
17年度	B
16年度	B
15年度	

改革方針

児童・生徒の高度情報化社会への対応能力向上を図ることを目的として、校内ＬＡＮの整備、地上デジタル放送への対応等を含め、学校としてより一層有効に情報機器を活用するため、今後も継続的に情報機器の整備を計画していくことが必要です。

また、情報機器の整備、活用方法の検討ばかりでなく、広く情報そのものを対象とする情報教育が重要となってきていることから、情報通信技術に関する技術革新の動向を踏まえた整備計画のもと情報教育の推進を図ります。

なお、この事業は経常事業「学校の情報化」として実施し、情報機器を定期更新していきます。

方向性

※ 1

現状のまま継続

事務事業	37	少人数学習指導の推進
章	2	ともに学ぶ、文化とふれあいのあるまち
大項目	01	生涯学習、スポーツの推進
施策	01	学習・教育環境の充実

事業内容

目的	児童・生徒の基礎学力の定着と個に応じた指導を充実するため、学習集団を弾力的に編成し指導の充実を図ります。
対象・手段	都の費用負担（都費）によるTT（ﾃｨｰﾑ･ﾃｨｰﾁﾝｸﾞ：１単位時間の授業を複数の教員で指導するもの）及び少人数授業のための教員加配されていない学校等に区の費用負担（区費）で講師を配置し、学習指導を充実します。

成果（事業が意図する成果）

個に応じた指導を行うことにより、児童・生徒の基礎学力の定着を確かなものにします。

事業成果指標

指標名	定義	目標水準
小学校におけるティーム・ティーチングあるいは少人数学習指導の配置数	全小学校のうちティーム・ティーチングあるいは少人数学習指導の配置数	（　毎　）年度に （　全校　）の水準達成
中学校におけるティーム・ティーチングあるいは少人数学習指導の配置数	全中学校のうちティーム・ティーチングあるいは少人数学習指導の配置数	（　毎　）年度に （　全校　）の水準達成
		（　　）年度に （　　）の水準達成

成果の達成状況

		単　位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備　　考
事業成果指標	目標値１①	校	30.00	30.00	30.00	29.00	17年度統廃合により2校減になっています。 19年度統廃合により1校減になっています。
	実績１②	校	28.00	27.00	27.00	26.00	
	③＝②／①	%	93.33	90.00	90.00	89.66	
	目標値２④	校	13.00	11.00	11.00	11.00	
	実績２⑤	校	13.00	11.00	11.00	11.00	
	⑥＝⑤／④	%	100.00	100.00	100.00	100.00	
	目標値３⑦		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績３⑧		0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑨＝⑧／⑦	%	0.00	0.00	0.00	0.00	

事業の実施内容

平成18年度	指導方法改善のための教員配置　小学校２７人　２７校　中学校２３人　１１校 区費講師　小学校　６人３校　中学校　７人４校
平成19年度	指導方法改善のための教員配置　小学校２６人、２６校　中学校２３人　１１校 区費講師　小学校　３人３校　中・特別支援学校　８人７校

部名称	教育委員会事務局	課名称	教育指導課

		単　位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備　　考
トータルコスト	事業費⑩	千円	12,684	22,680	30,781	31,971	
	人件費⑪	千円	167	1,251	1,242	1,239	
	事務費⑫	千円	0	0	0	0	
	減価償却費等⑬	千円	0	0	0	0	
	総計⑭＝⑩＋⑪＋⑫＋⑬	千円	12,851	23,931	32,023	33,210	
	受益者負担⑮	千円	0	0	0	0	
	純計⑯＝⑭－⑮	千円	12,851	23,931	32,023	33,210	
	受益者負担率⑮／⑭	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
財源内訳	一般財源⑰＝⑯－⑱	千円	167	23,931	32,023	33,210	
	特定財源⑱		12,684	0	0	0	
	一般財源投入率⑰／⑭	%	1.30	100.00	100.00	100.00	
職員	常勤職員	人	0.02	0.15	0.15	0.15	
	非常勤職員		0.00	0.00	0.00	0.00	

事業に関する検討課題

児童・生徒の一人一人の個性や可能性を伸ばし、基礎的・基本的学習内容の定着を図る観点から、引き続き習熟の程度に応じた指導を含む少人数学習集団による指導や複数の教員によるティーム・ティーチング指導が必要であり、より効果的な区費講師の活用による少人数指導体制を整えていく必要があります。

評価基準に基づく評価と理由（『3・2・1』の3段階評価です。）			
	達成度	3	少人数学習集団や複数の教員による指導による個に応じたきめ細かな学習指導を行うことができました。
	実施の成果	3	児童・生徒の基礎的・基本的学習内容の定着と、個に応じたきめ細かな指導を充実しています。
	効率性	2	週20時間の配置により、効果的な指導を実施できています。指導方法についての打合せを20時間に含んでいる学校もあり、効率的に進める必要があります。
	行政の関与	2	都においても、国の第７次義務教育諸学校教職員定数改善計画に基づき、少人数指導を行う学校の支援策として加配していますが、区内全ての学校に措置されている状況ではないため、一定の区の関与は妥当です。
	妥当性	3	目標設定は、確かな学力を定着させる点において妥当です。児童・生徒の基礎的・基本的学習内容の定着と個に応じた指導を充実するために、習熟の程度に応じた指導を含む学習集団の弾力的編成による指導は有効でした。
	施策寄与度	3	この３年間で、教員・区費講師による指導、大学生による学習指導補助、小学校での講師の専門性を活かした教科の指導計画、教科及び学年に応じた少人数学習指導など、個に応じたきめ細やかな指導を実施し、学習環境の充実に寄与しました。

総合評価

平成１９年度の評価をＢとした理由は、小・中学校４９名の加配教員を配置し、区費講師を１２名配置し、様々な指導形態のうち有効なものを選択し実施することができたからです。

また、過去３年間の実績では、Ｂと評価します。児童・生徒に基礎的・基本的な学習内容を確実に身に付けさせるために、習熟の程度に応じた指導を行うとともに、少人数学習集団や複数の教員による指導によって個に応じたきめ細かな学習指導を行うことができたからです。

※ **B**

過年度評価

18年度 **B**
17年度 **B**
16年度 **B**
15年度

改革方針

この事業は、学習指導要領改訂に伴う新教育課程の実施により、基礎的・基本的学習内容の定着と思考力・判断力・表現力の育成が重視されることから、よりきめ細やかな指導が大切となってきます。このことから、今後より一層、都費加配の不足分を区費講師で補てんしていく必要があります。今後の国・都の教職員配置計画の動向を注視しつつ、多様な指導体制・手法に取り組んでいきます。

なお、この事業は、第一次実行計画「１４確かな学力の育成」に統合し取り組んでいきます。

方向性

※ **5**

統合

事務事業	38	確かな学力推進員の配置
章	2	ともに学ぶ、文化とふれあいのあるまち
大項目	01	生涯学習、スポーツの推進
施策	01	学習・教育環境の充実

事業内容

目的	区費による講師を学校に派遣し、少人数指導やティーム・ティーチング指導等きめ細かな指導を行い、確かな学力を育成します。
対象・手段	区費講師（確かな学力推進員）を小中学校全校に配置し、少人数学習指導やティーム・ティーチング指導等きめ細かな指導を実施します。

成果（事業が意図する成果）

学習活動の工夫ときめ細かな学習が可能となり基礎基本の定着と確かな学力が育成されます。

事業成果指標

指標名	定義	目標水準
確かな学力推進員派遣率	確かな学力推進員を派遣した学校数	（ 平成19 ） 年度に （ 全校 ） の水準達成
		（ ） 年度に （ ） の水準達成
		（ ） 年度に （ ） の水準達成

成果の達成状況

		単 位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備 考
事業成果指標	目標値１①	校	0.00	0.00	41.00	40.00	19年度統廃合により1校減となっています。
	実績１②	校	0.00	0.00	41.00	40.00	
	③＝②／①	%	0.00	0.00	100.00	100.00	
	目標値２④		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績２⑤		0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑥＝⑤／④	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
	目標値３⑦		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績３⑧		0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑨＝⑧／⑦	%	0.00	0.00	0.00	0.00	

事業の実施内容

平成18年度	確かな学力推進員４１名の配置
平成19年度	確かな学力推進員４０名の配置

部名称	教育委員会事務局	課名称	教育指導課

		単　位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備　　考
トータルコスト	事業費⑩	千円	0	0	115,842	112,192	
	人件費⑪	千円	0	0	4,140	4,130	
	事務費⑫	千円	0	0	0	0	
	減価償却費等⑬	千円	0	0	0	0	
	総計⑭＝⑩＋⑪＋⑫＋⑬	千円	0	0	119,982	116,322	
	受益者負担⑮	千円	0	0	0	0	
	純計⑯＝⑭－⑮	千円	0	0	119,982	116,322	
	受益者負担率⑮／⑭	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
財源内訳	一般財源⑰＝⑯－⑱	千円	0	0	119,982	116,322	
	特定財源⑱		0	0	0	0	
	一般財源投入率⑰／⑭	%	0.00	0.00	100.00	100.00	
職員	常勤職員	人	0.00	0.00	0.50	0.50	
	非常勤職員		0.00	0.00	0.00	0.00	

事業に関する検討課題

児童・生徒個々の学習上のつまずきや理解の状況を適切に把握し、それに合わせた学習内容を提示し、指導することが、個に応じたきめ細かな指導として求められています。このためには、指導と評価の一体化を図り、児童・生徒の習熟の程度が二極化している状況を把握した上で、確かな学力の育成にかかわる課題や解決の方法を研究し、指導を充実させる必要があります。そうした中で今後ますます、区費講師のニーズは高くなってきており、その効果的な活用を工夫する必要があります。

評価基準に基づく評価と理由（『3・2・1』の3段階評価です。）			
	達成度	3	小中学校全校に確かな学力推進員を配置することにより、各学校では、主に少人数学習指導、ティーム・ティーチングを実施することができ、個に応じたきめ細かい指導を実施することができました。
	実施の成果	3	確かな学力推進員を配置したことにより、指導の形態及び方法を工夫することができ、きめ細かな学習が可能となりました。このことにより、基礎的・基本的名学習内容を定着させ、確かな学力を育成できました。
	効率性	2	各学校１名配置したことで、少人数学習指導等が全校で実施することができ、効率的です。
	行政の関与	3	正規教員は東京都によりその定数が決められています。学校が少人数学習指導等を実施したくてもできない中、区費による講師を配置することで解消できるため、区の関与は必要です。
	妥当性	2	本事業の目的は、確かな学力を育成することにあり、そのためには、きめの細かな指導の実現が必要です。区費による講師の配置は、目的達成のためには妥当です。
	施策寄与度	2	重要施策のひとつである本事業は、子どもたちの確かな学力の育成という目標達成により大きく寄与しています。

総合評価

平成１９年度の評価をＢとした理由は、区費講師が全学校に配置されたことにより、学習活動の工夫ときめ細かな学習が可能となり基礎的・基本的学習内容の定着と確かな学力を育成できていることによります。

また、過去２年間の実績では、Ｂと評価します。その内容は、子どもの状況に応じた支援も行われ、教育的な効果を高めていることによります。

今後、本事業の効果をより上げるために、確かな学力推進員の指導力や資質の向上のため研修等を実施していく必要があります。

※ **B**

過年度評価

18年度 **A**
17年度
16年度
15年度

改革方針

この事業は学習指導要領の改訂、新教育課程の実施に伴い、今後さらに重要度が増すとの理由から、第一次実行計画「１４確かな学力の育成」に引き継いで取り組んでいきます。この中で、教科、学習単元、児童・生徒に応じたより効果的な個の学習課題に応じたきめ細かな指導にかかわり、確かな学力推進員の具体的な活用場面を研究していきます。

方向性

※ **5**

統合

事務事業	39	学校図書の充実
章	2	ともに学ぶ、文化とふれあいのあるまち
大項目	01	生涯学習、スポーツの推進
施策	01	学習・教育環境の充実

事業内容

目的	「総合的な学習の時間」等において、多様な教育活動を展開していくことができるよう「読書センター」としての機能だけでなく「学習情報センター」としての機能も向上させるために、学校図書室の蔵書数・内容の充実を図ります。
対象・手段	学校図書標準（学級数により規定されるもの　新宿区においては約5000から10000冊）を下回る学校の図書を計画的に充実します。

成果（事業が意図する成果）

「総合的な学習の時間」等での児童・生徒の調べ学習や読書活動の充実を図ることができます。

事業成果指標

指標名	定義	目標水準
学校図書標準率達成校の割合	小中学校全校に対する達成校の割合	（　平成19　）年度に （　100%　）の水準達成
		（　　）年度に （　　）の水準達成
		（　　）年度に （　　）の水準達成

成果の達成状況

		単　位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備　　考
事業成果指標	目標値１①	校	43.00	41.00	41.00	40.00	19年度統廃合により1校減になっています。
	実績１②	校	21.00	22.00	23.00	40.00	
	③＝②／①	%	48.84	53.66	56.10	100.00	
	目標値２④		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績２⑤		0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑥＝⑤／④	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
	目標値３⑦		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績３⑧		0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑨＝⑧／⑦	%	0.00	0.00	0.00	0.00	

事業の実施内容

平成18年度	学校図書標準率未達成校　小学校　８校　中学校　６校　を対象に達成率の改善を実施しました。
平成19年度	学校図書標準率未達成校　小学校　１３校　中学校　７校　を対象に達成率の改善を実施しました。

部名称	教育委員会事務局	課名称	教育指導課

		単　位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備　　考
トータルコスト	事業費⑩	千円	4,423	4,548	4,616	25,741	
	人件費⑪	千円	167	167	166	165	
	事務費⑫	千円	0	0	0	0	
	減価償却費等⑬	千円	0	0	0	0	
	総計⑭＝⑩＋⑪＋⑫＋⑬	千円	4,590	4,715	4,782	25,906	
	受益者負担⑮	千円	0	0	0	0	
	純計⑯＝⑭－⑮	千円	4,590	4,715	4,782	25,906	
	受益者負担率⑮／⑭	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
財源内訳	一般財源⑰＝⑯－⑱	千円	4,590	4,715	4,782	25,906	
	特定財源⑱		0	0	0	0	
	一般財源投入率⑰／⑭	%	100.00	100.00	100.00	100.00	
職員	常勤職員	人	0.02	0.02	0.02	0.02	
	非常勤職員		0.00	0.00	0.00	0.00	

事業に関する検討課題

１９年度末である平成２０年３月に小学校・中学校共に学校図書標準達成率100%を実現しました。そのなかでも、図書の廃棄も併せてなされたことや学級増のため、達成率が落ちた学校もありました。
今後の課題は、図書標準を維持しより一層充実させるための計画的な購入・廃棄を進めることです。

評価基準に基づく評価と理由（『3・2・1』の3段階評価です。）			
	達成度	2	１９年度末に、学校図書標準達成率１００%を実現しました。各学校が適正な図書の購入・廃棄計画を策定し、供給に努める必要があります。
	実施の成果	2	調べ学習で使用する図書資料の整備は進みました。また、多種多様なジャンルの図書を整備し、児童・生徒の読書への興味・関心を一層高める工夫をする必要があります。
	効率性	2	各学校の規模に応じて配分した図書購入費は、達成率の改善や学校のカリキュラムに沿った資料の整備のために効率的に使われています。
	行政の関与	3	学校図書館法に基づき、一定の学習環境を整備することは、区の責務です。
	妥当性	3	各学校が図書標準に基づく蔵書数を維持できるよう、図書経費を計画的に予算措置し、法令上の基準蔵書数を満たすことは妥当な方法です。
	施策寄与度	3	この３年間で、基準蔵書数達成の実績がありました。今後、各学級から蔵書検索できるなど、情報教育の一環として学校図書館の機能を高めることが学習・教育環境の充実につながります。

総合評価

平成１９年度の評価をＢとした理由は、全小・中学校において法令上の学校図書基準蔵書充足率１００%を達成したことによります。その内容は、学校図書標準の充足率１００%に向け、計画的に取り組み、その結果達成できたことによります。
また、過去３年間の実績ではＢと評価します。その内容は、全体として、学校図書標準達成率の改善は進んだことによります。また、ＰＴＡ、スクールスタッフや地域のボランティアとの協働による学校図書館の環境整備なども行われつつあり、「総合的な学習の時間」などでの児童・生徒の調べ学習や読書活動の充実につながりました。

※ B

過年度評価
18年度 B
17年度 B
16年度 B
15年度

改革方針

この事業は、全校が学校図書館図書標準の蔵書数を維持できるよう、適正な図書の廃棄・購入計画を策定し、計画的に図書の購入を行っていくことができることが必要です。
そのため、充足率の維持を継続的課題と捉え、経常事業「普通学級の管理運営」として計画的な購入、廃棄を行っていきます。

方向性
※ 1
現状のまま継続

事務事業	40	地域学校協力体制の整備
章	2	ともに学ぶ、文化とふれあいのあるまち
大項目	01	生涯学習、スポーツの推進
施策	01	学習・教育環境の充実

事業内容

目的	地域の人材を活用することで、地域との協働による教育の実施を図っていきます。
対象・手段	対象：幼児・児童・生徒 手段：中学校区を基本単位とする地区ごとに、教員免許、図書館司書、保育士等の有資格者を始めとした学　　校に必要な人材を地域から受入れ、各学校で相互に活用します。

成果（事業が意図する成果）

子どもの成長過程に応じた教育を、地域と一体となって進めていくことができます。

事業成果指標

指標名	定義	目標水準
スクールスタッフ新宿の活用率	小、中学校、幼稚園における活用率	（　毎　）年度に （ 全校（園） ）の水準達成
		（　　）年度に （　　）の水準達成
		（　　）年度に （　　）の水準達成

成果の達成状況

		単　位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備　　考
事業成果指標	目標値１①	校	0.00	67.00	67.00	64.00	平成19年度、幼稚園1園及び小学校2校が統廃合して3校減になっています。
	実績１②	校	0.00	67.00	67.00	64.00	
	③＝②／①	%	0.00	100.00	100.00	100.00	
	目標値２④		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績２⑤		0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑥＝⑤／④	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
	目標値３⑦		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績３⑧		0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑨＝⑧／⑦	%	0.00	0.00	0.00	0.00	

事業の実施内容

平成18年度	中学校区を単位とする区内の１１ブロックで、調整しながら実施しています。
平成19年度	中学校区を単位とする区内の１１ブロックで、継続して調整し、実施しています。

部名称	教育委員会事務局	課名称	教育指導課

		単　位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備　　考
トータルコスト	事業費⑩	千円	0	21,325	22,007	22,105	
	人件費⑪	千円	0	8,338	8,280	8,260	
	事務費⑫	千円	0	0	0	0	
	減価償却費等⑬	千円	0	0	0	0	
	総計⑭＝⑩＋⑪＋⑫＋⑬	千円	0	29,663	30,287	30,365	
	受益者負担⑮	千円	0	0	0	0	
	純計⑯＝⑭－⑮	千円	0	29,663	30,287	30,365	
	受益者負担率⑮／⑭	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
財源内訳	一般財源⑰＝⑯－⑱	千円	0	29,663	30,287	30,365	
	特定財源⑱		0	0	0	0	
	一般財源投入率⑰／⑭	%	0.00	100.00	100.00	100.00	
職員	常勤職員	人	0.00	1.00	1.00	1.00	
	非常勤職員		0.00	0.00	0.00	0.00	

事業に関する検討課題

スクールスタッフ新宿の仕組みは各学校で定着し、学校教育の充実に大きく寄与しています。しかし、より多くの地域の人材の掘り起こしや、相互活用が円滑にできるよう、情報の共有化を図っていく必要があります。

評価基準に基づく評価と理由（『3・2・1』の3段階評価です。）			
	達成度	3	全校でスクールスタッフ新宿が学校の活動目的に応じて、着実に活用されていました。
	実施の成果	2	学校図書室の読書環境がボランティアによって整理されました。また、ボランティアの指導で、部活動を活発におこなうことができました。
	効率性	2	学校で発掘した地域の人材を学校間で共有することで、様々な分野の地域人材の活用ができるようになりました。
	行政の関与	3	学校が、学校自らの目的と必要性から人選できる現行の仕組みは、必要とする地域の人材を的確に確保する観点から見て、妥当であると考えます。
	妥当性	3	スクールスタッフ新宿は、学校が特色ある教育活動を展開することを支える仕組みとして、全ての学校で定着しており、妥当であると考えます。
	施策寄与度	3	学校と地域の連携は、学校教育の充実を図る仕組みとして必要であり、目的達成に寄与していると考えます。

総合評価

平成19年度の評価をＢとした理由は、地域の人材を活用する仕組みとして定着しているからです。その内容は、学校が自ら人選し、各校に相応しい人材を活用し、各学校の特色ある教育活動を行っています。
また、過去3年間の実績ではＢと評価します。その内容は、地域と協働して学校教育の充実を図っていく仕組みとして構築できたからです。

※ B

過年度評価

18年度 B
17年度 B
16年度
15年度

改革方針

この事業は、地域の人材を活用をする仕組みとして定着しているので、経常事業の「スクールスタッフの活用」として引き続き取り組みます。
なお、より多くの地域の人材の掘り起こしや、相互活用が円滑にできるよう、スクール・コーディネーターを活用し、情報の共有化を図っていきます。

方向性

※ 1

現状のまま継続

事務事業	41	特別支援教育の充実
章	2	ともに学ぶ、文化とふれあいのあるまち
大項目	01	生涯学習、スポーツの推進
施策	01	学習・教育環境の充実

事業内容

目的	心身に障害のある児童・生徒に対する教育環境を充実させていきます。
対象・手段	心身障害学級（情緒・通級学級）の増設（小学校）と新設（中学校）を行います。

成果（事業が意図する成果）

心身障害学級（情緒・通級指導学級）を増・新設することにより、心身に障害のある児童・生徒を含めた学校全体の教育環境を充実させ、児童・生徒の安全の確保と学習成果の向上を図っていきます。

事業成果指標

指標名	定義	目標水準
情緒通級学級・小学校の増設についての調査検討	具体化を70%とする 小学校の増設置を100%とする	（ 平成17 ）年度に （ 100% ）の水準達成
情緒通級学級・中学校の新設についての調査検討	中学校の新設についての調査・検討 調査・検討のまとめを50%とする 具体化を70%とする 中学校の新設を100%とする	（ 平成19 ）年度に （ 100% ）の水準達成
情緒通級学級・中学校の入級相談と学級の円滑な運営	入級相談による支援の必要な生徒の入級と学級の円滑な運営を100%とする。	（ 平成19 ）年度に （ 100% ）の水準達成

成果の達成状況

		単　位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備　　考
事業成果指標	目標値１①	%	100.00	100.00	100.00	100.00	
	実績１②	%	70.00	100.00	100.00	100.00	
	③＝②／①	%	70.00	100.00	100.00	100.00	
	目標値２④	%	100.00	100.00	100.00	100.00	
	実績２⑤	%	50.00	70.00	100.00	100.00	
	⑥＝⑤／④	%	50.00	70.00	100.00	100.00	
	目標値３⑦	%	0.00	0.00	0.00	100.00	
	実績３⑧	%	0.00	0.00	0.00	100.00	
	⑨＝⑦／⑧	%	0.00	0.00	0.00	100.00	

事業の実施内容

平成18年度	18年4月に心身障害学級（情緒・通級指導学級）を落合第二中学校に開設しました。備品の整備、専門講師による教員への支援等を通して円滑な運営と効果的な指導ができました。また、就学指導委員会情緒障害中学部会を立ち上げ、希望者の就学相談の結果、19年度に6名の新規入級が決定しました。
平成19年度	入級相談により小・中学校の情緒・通級学級の指導が必要な児童・生徒を入級させ、円滑な運営と効果的な指導ができました。19年５月１日現在、落合第二中学校赤土学級入級者は１２名となり、その後年度内に３名が入級しました。また、20年度就学相談で６名が入級することとなりました。

部名称	教育委員会事務局	課名称	学校運営課

		単　位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備　　考
トータルコスト	事業費⑩	千円	0	36,157	1,628	0	
	人件費⑪	千円	0	8,338	8,280	0	
	事務費⑫	千円	0	290	52	0	
	減価償却費等⑬	千円	0	0	0	0	
	総計⑭＝⑩＋⑪＋⑫＋⑬	千円	0	44,785	9,960	0	
	受益者負担⑮	千円	0	0	0	0	
	純計⑯＝⑭－⑮	千円	0	44,785	9,960	0	
	受益者負担率⑮／⑭	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
財源内訳	一般財源⑰＝⑯－⑱	千円	0	44,785	9,960	0	
	特定財源⑱		0	0	0	0	
	一般財源投入率⑰／⑭	%	0.00	100.00	100.00	0.00	
職員	常勤職員	人	0.00	1.00	1.00	0.00	
	非常勤職員		0.00	0.00	0.00	0.00	

事業に関する検討課題

情緒・通級学級を円滑に運営し、支援の必要な児童・生徒の動向を把握し、適切な教育が提供できるよう教育環境の整備や入級・退級のしくみ作りについて調査検討して行くことが必要です。

評価基準に基づく評価と理由（『3・2・1』の3段階評価です。）

達成度	3	情緒・通級学級を新設し（17年度小学校、18年度中学校）円滑な運営が行われました。そのことにより支援の必要な児童・生徒に適切な教育をすることができました。
実施の成果	3	小・中学校の情緒・通級学級の新設により、通常学級に在籍する支援の必要な生徒が通級による適切な教育を受けることができるようになりました。
効率性	3	通常学級に在籍する、情緒障害、自閉傾向、注意欠陥多動性障害等の児童・生徒のためには専門性のある教員のいる情緒障害等通級指導学級での指導が効率的で適切です。
行政の関与	3	心身障害等特別な配慮を要する児童・生徒の教育環境の改善・充実については国や都の動向や方向性を踏まえた上で区が関与していくことが責務です。
妥当性	3	情緒・通級学級の増設及び新設は、情緒・通級学級対象の児童・生徒のみならず、小・中学校全体の教育環境の充実につながります。
施策寄与度	3	小学校の増設・中学校の新設、円滑な運営は特別支援教育で新たに対象となった発達障害等の児童・生徒のための教育環境の整備に寄与しています。

総合評価

平成１９年度の評価をＡとした理由は特別支援教育のニーズに応えることができたことです。その内容としては、情緒・通級指導学級の存在や内容を区民へ周知したことと、保護者からの相談を受けて入級につなげ、円滑な学級運営を行った結果、支援の必要な児童・生徒に効果的な指導ができたこと等があげられます。
また、過去３年間の実績ではＡと評価します。理由としては、計画どおり小学校・中学校に情緒・通級学級を新設し、円滑に運営を行った結果、発達障害等、支援の必要な児童・生徒に適切な教育をすることができたことがあげられます。

※ A

過年度評価

18年度	A
17年度	A
16年度	A
15年度	

改革方針

この事業は、情緒障害等通級指導学級への希望が増加しているという理由により第１次実行計画「１６②情緒障害等通級指導学級の設置」に引き継いで取り組んでいきます。
また、入級・退級のしくみについては、特別支援教育推進委員会で検討していきます。

方向性

※ 1

現状のまま継続

事務事業	42	学校適正配置の推進
章	2	ともに学ぶ、文化とふれあいのあるまち
大項目	01	生涯学習、スポーツの推進
施策	01	学習・教育環境の充実

事業内容

目的	区立小・中学校の小規模校の適正規模・適正配置を推進していくことで、集団教育による社会性の育成や多様な学習方法等への対応など教育効果を高めるとともに、統合新校を建設することにより、学校施設の効率的な施設整備を進めていきます。
対象・手段	適正配置対象校のＰＴＡから統合に対する同意を得たうえで、対象校の関係者で組織する「統合協議会」を設置し、統合の時期や統合新校の位置及び名称等を協議しながら決定し、学校適正配置計画案を策定していきます。

成果（事業が意図する成果）

児童・生徒の減少による小規模校の適正配置を推進し教育効果を高め、統合することを機に施設の老朽化による建替えを実施し、今後の多様な教育方法等に対応する学校施設に更新していきます。

事業成果指標

指標名	定義	目標水準
学校適正配置の推進 (17年度統合校「西早稲田中・新宿中」生徒の意識調査) 設問1 生徒数が増えたことについて 設問2 統合してよかったと感じるか	設問1 生徒が増えてうれしい数／生徒数　68% 設問2 統合してよかった／生徒数　60%	（　平成17　）年度に （　100%　）の水準達成
「学校適正配置のビジョン」に基づく、地域別達成状況　(小学校)	小学校全３地区（淀橋地区、四谷地区、牛込地区）の適正配置地区数	（　平成19　）年度に （　全地区　）の水準達成
「学校適正配置のビジョン」に基づく、地域別達成状況　(中学校)	中学校全５地区（淀橋地区、四谷地区、戸塚・大久保地区、西戸山地区、牛込地区）の適正配置地区数	（　　）年度に （　全地区　）の水準達成

成果の達成状況

		単　位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備　　考
事業成果指標	目標値１①	%	0.00	100.00	0.00	0.00	設問1　68% 設問2　60% 左記実績は平均値 18・19年度はアンケート未実施
	実績１②	%	0.00	64.00	0.00	0.00	
	③＝②／①	%	0.00	64.00	0.00	0.00	
	目標値２④	地区	3.00	3.00	3.00	3.00	
	実績２⑤	地区	2.00	2.00	2.00	2.00	
	⑥＝⑤／④	%	66.67	66.67	66.67	66.67	
	目標値３⑦	地区	5.00	5.00	5.00	5.00	
	実績３⑧	地区	3.00	3.00	4.00	4.00	
	⑨＝⑧／⑦	%	60.00	60.00	80.00	80.00	

事業の実施内容

平成18年度	四谷地区小学校適正配置は新校舎が完成し、落成式や両校の移転作業など四谷小開設に向けた作業を実施します。戸塚・大久保地区中学校適正配置は西早稲田中・新宿中の新校舎建設工事（第1年度）を行います。西戸山地区中学校適正配置は、西戸山中と西戸山二中、両校の関係者や地域代表者から成る統合協議会を設置し、第7次・学校適正配置計画策定に向けて協議します。
平成19年度	戸塚・大久保地区中学校適正配置は西早稲田中・新宿中の新校舎建設工事（第2年度）を行います。西戸山地区中学校適正配置は、基本設計及び実施設計を行うほか、仮校舎（旧西早稲田中）への移転準備を行います。牛込地区学校適正配置は、学校関係者及び地域代表で構成する「牛込地区学校適正配置に関する懇談会」を開催し、牛込地区の適正配置等に関する検討を行います。

部名称	教育委員会事務局	課名称	教育施設課

		単　位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備　　考
トータルコスト	事業費⑩	千円	542	286	745	676	
	人件費⑪	千円	8,338	8,338	8,280	8,260	
	事務費⑫	千円	0	0	0	0	
	減価償却費等⑬	千円	0	0	0	0	
	総計⑭＝⑩＋⑪＋⑫＋⑬	千円	8,880	8,624	9,025	8,936	
	受益者負担⑮	千円	0	0	0	0	
	純計⑯＝⑭－⑮	千円	8,880	8,624	9,025	8,936	
	受益者負担率⑮／⑭	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
財源内訳	一般財源⑰＝⑯－⑱	千円	8,880	8,624	9,025	8,936	
	特定財源⑱		0	0	0	0	
	一般財源投入率⑰／⑭	%	100.00	100.00	100.00	100.00	
職員	常勤職員	人	1.00	1.00	1.00	1.00	
	非常勤職員		0.00	0.00	0.00	0.00	

事業に関する検討課題

「新宿区立学校の適正規模、適正配置及び学校施設のあり方等について（答申）（4年７月）を踏まえ、「教育基盤検討委員会報告(14年2月)」の学校適正配置ビジョンを推進していきますが、牛込地区適正配置において実施した懇談会のように、今後は、計画段階から地域の意向を反映できるよう、どう取り組んでいくのか、更に検討する必要があります。また、適正配置未実施の地区においても、実施時期等について検討が必要です。

評価基準に基づく評価と理由（『3・2・1』の3段階評価です。）			
	達成度	2	第五次及び第六次・学校適正配置計画とも、関係者各位の協力により計画通り完了しました。第七次・学校適正配置計画は、統合協議会で詳細について検討を重ねています。
	実施の成果	3	新校の建設により今後の多様な学習態様にも適応が可能となります。また、学級規模が大きくなり、クラスの数の増加とともに教員数も増え、授業の質の向上にもつながります。また、部活動や進学指導においても充実することが期待できます。
	効率性	2	統合対象校の関係者への説明や統合の合意、その後の統合協議会の開催など、学校適正配置においては、回数を重ねて説明することが相互理解を生むことにより、結果として、費用対効果から見ても、効率的・効果的といえます。
	行政の関与	3	良好な学習・教育環境の整備は、学校設置者である区（区長）の責務です。
	妥当性	2	目標設定のうち、アンケートについては、児童生徒から見た満足度として、妥当といえます。
	施策寄与度	3	学校適正配置を進めた結果、小規模校の解消につながったほか、新校舎の建設により最新設備による教育が実施できるなど、学習・教育環境の充実に大きく寄与しました。

総合評価

19年度評価をＢとした理由は、「第七次・学校適正配置（西戸山地区中学校）の統合協議会が順調に進んでいるほか、牛込地区学校適正配置では、懇談会を開催して意見書を取りまとめたことによるものです。また、過去3年間の実績においてもＢと評価します。これは「学校適正配置等審議会答申(4年7月)」の趣旨を尊重し、「教育基盤検討委員会報告(14年2月)」の学校適正配置のビジョンに基づいて、「第五次・学校適正配置（戸塚・大久保地区中学校）」及び「第六次・学校適正配置（四谷地区小学校）」についても計画が達成されたことによるものです。

※ **B**

過年度評価

18年度 **B**
17年度 **B**
16年度 **A**
15年度

改革方針

この事業は「教育基盤検討委員会報告(14年2月)」の学校適正配置のビジョンを推進するため、第一次実行計画「１７①学校適正配置の推進」として引き続き取り組んでいきます。ただし、適正配置未実施の地区においては慎重に検討する必要があります。

また、今後適正配置に取組む際には、統廃合対象校に提案し、各校ＰＴＡからの統合に対する同意を得た後、対象校の関係者で組織する「統合協議会」を設置し、統合の時期や統合新校の位置及び名称等を協議しながら決定していくという従来の手法に加え、牛込地区適正配置において実施した懇談会のように、地域の意向を反映できるような場を設け、そこで出された意見を参考にして、学校適正配置を進めてまいります。

方向性

※ 1

現状のまま継続

事務事業	43	学校施設の計画的整備
章	2	ともに学ぶ、文化とふれあいのあるまち
大項目	01	生涯学習、スポーツの推進
施策	01	学習・教育環境の充実

事業内容

目的	「学校適正配置等審議会答申(4年7月)」の趣旨を尊重し、「教育基盤整備検討委員会報告(14年2月)」の学校適正配置ビジョンに基づき、統合新校を建設することにより、学校施設の計画的施設整備を行います。
対象・手段	学校適正配置計画を進める中で、新校舎の位置、設計等について適正配置対象校の関係者からなる統合協議会と協議しながら整備を進めます。

成果（事業が意図する成果）

統合することを機に老朽化した施設を建替え、今後の多様な教育方法等に対応できる学校施設を整備していきます。

事業成果指標

指標名	定義	目標水準
学校適正配置計画に基づく計画的整備 (統合新校「四谷小学校」の新校舎・落成)	進捗率 基本設計・実施設計をもって50%とする 新校舎落成をもって100%とする	(　平成18　) 年度に (　100%　) の水準達成
(統合新校「西早稲田・新宿中学校」の新校舎・落成)	進捗率 基本設計・実施設計をもって50%とする 新校舎落成をもって100%とする	(　平成19　) 年度に (　100%　) の水準達成
(統合新校「新宿西戸山中学校」の新校舎・落成)	進捗率 基本設計・実施設計をもって50%とする 新校舎落成をもって100%とする	(　平成22　) 年度に (　100%　) の水準達成

成果の達成状況

		単　位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備　　考
事業成果指標	目標値１①	%	100.00	100.00	100.00	100.00	
	実績１②	%	30.00	60.00	100.00	100.00	
	③＝②／①	%	30.00	60.00	100.00	100.00	
	目標値２④	%	0.00	100.00	100.00	100.00	
	実績２⑤	%	0.00	50.00	75.00	100.00	
	⑥＝⑤／④	%	0.00	50.00	75.00	100.00	
	目標値３⑦		0.00	0.00	50.00	100.00	
	実績３⑧		0.00	0.00	50.00	50.00	
	⑨＝⑧／⑦	%	0.00	0.00	100.00	50.00	

事業の実施内容

平成18年度	戸塚・大久保地区中学校適正配置は、西早稲田中と新宿中がそれぞれ仮校舎にて開校し、新校舎の建設（第1年度）に着手します。四谷地区小学校適正配置は新校舎が竣工し、落成式や移転作業など19年4月新校開設に向けた具体的な準備作業を行います。西戸山地区中学校適正配置は統合協議会を設置し第七次・学校適正配置計画の策定に向け協議します。
平成19年度	戸塚・大久保地区中学校適正配置は、西早稲田中と新宿中の新校舎が竣工し、平成２０年４月開校に向けての準備を完了しました。四谷地区小の学校適正配置は１９年４月に四谷小学校が新校として開校しました。西戸山地区中学校適正配置は統合協議会で協議を継続し、基本設計は終了しました。なお、平成２０年６月には実施設計を完了する予定です。

部名称	教育委員会事務局	課名称	教育施設課

		単　位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備　　考
トータルコスト	事業費⑩	千円	79,512	474,158	3,128,266	4,075,838	四谷小学校の工事費については、発生主義の考え方を取り入れています。よって１９年度から減価償却費に計上しています。 1,781,242,050×90%÷47年＝34,108,890（償却期間４７年）
	人件費⑪	千円	33,352	33,352	33,120	33,040	
	事務費⑫	千円	0	0	0	0	
	減価償却費等⑬	千円	0	0	0	34,109	
	総計⑭＝⑩＋⑪＋⑫＋⑬	千円	112,864	507,510	3,161,386	4,142,987	
	受益者負担⑮	千円	0	0	0	0	
	純計⑯＝⑭－⑮	千円	112,864	507,510	3,161,386	4,142,987	
	受益者負担率⑮／⑭	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
財源内訳	一般財源⑰＝⑯－⑱	千円	112,864	507,510	3,161,386	4,142,987	
	特定財源⑱		0	0	0	0	
	一般財源投入率⑰／⑭	%	100.00	100.00	100.00	100.00	
職員	常勤職員	人	4.00	4.00	4.00	4.00	
	非常勤職員		0.00	0.00	0.00	0.00	

事業に関する検討課題

学校施設の計画的整備については、平成４年の区立学校適正配置等審議会答申、平成１４年の学校適正配置ビジョンに基づき計画的に進めています。なお、施設の緊急整備を必要とする耐震補強工事は平成１９年度で完了しました。今後も学習や生活の場にふさわしい魅力ある学校施設を整備していくことが課題です。

評価基準に基づく評価と理由（『3・2・1』の3段階評価です。）			
	達成度	3	第五次・学校適正配置計画により、「新宿中」、「西早稲田中」が20年4月に開校しました。第六次学校適正配置計画により19年4月に「四谷小学校」が開校しました。第七次学校適正配置計画により西戸山地区統合協議会を設置し詳細を検討しています。
	実施の成果	3	新校建設により、児童生徒数に見合った適正規模の学校施設整備が可能となり、今後の多様な教育内容・方法等に対応した施設整備を行うことができます。また、既存の校舎を仮校舎として使用するため、教育環境の悪化を最小限度に抑えることが可能です。
	効率性	2	統合対象校に提案し対象校の同意を得た上で「統合協議会」を設置し、統合時期・校名等を決定するため、かなりの時間を要します。必ずしも効率的とは言えない面もありますが、区民と一緒に協議していくため、最終的には受け入れられやすい手法です。
	行政の関与	3	良好な学習・教育環境の整備は学校設置者である区の責務です。
	妥当性	2	統合対象校については、学校の規模及び老朽化の度合いから判断すべきであると考えますが、今後は計画段階から地域住民の意向を尊重できる手法を取り入れます。
	施策寄与度	3	良好な教育環境の提供や、老朽化した学校施設の統合による建替えや跡地の活用等、継続的、計画的に進めることが必要です。統合により、学習や生活の場にふさわしい学校建設が推進され「学習・教育環境の充実」に寄与しています。

総合評価

平成19年度の評価をＢとした理由は事業が計画どおり実施できたからです。第六次学校適正配置計画による四谷地区小学校は、19年4月に「四谷小学校」が開校しました。第五次学校適正配置計画による戸塚・大久保地区中学校は「新宿中」、「西早稲田中」の20年4月の開校しました。第七次適正配置計画による西戸山地区中学校は平成18年に統合協議会を設置し、詳細な協議を続けています。過去３年間の実績は各計画とも順調に実施されたものとしＢ評価とします。

※ **B**

過年度評価

18年度 B
17年度 B
16年度 A
15年度

改革方針

この事業は継続的に推進していく必要があるため、第一次実行計画「17②学校施設の計画的整備」に引き継いで取り組んでいきます。学校施設の計画的整備については、まず学校の規模、児童・生徒数及び老朽化の度合いから判断するべきであると考えますが、今後は学校関係者だけではなく、地域住民の意向を尊重した、開放型学校を積極的に展開するとともに、子供たちにとってより魅力ある学校を建設していきます。

方向性

※ 1

現状のまま継続

事務事業	44	学校施設の改修
章	2	ともに学ぶ、文化とふれあいのあるまち
大項目	01	生涯学習、スポーツの推進
施策	01	学習・教育環境の充実

事業内容

目的	区立学校の校舎棟・屋内運動場を計画的に改修することにより、児童・生徒の安全と良好な学習・教育環境を確保します。さらに、将来的な維持費の軽減と施設の延命を図ります。
対象・手段	建設又は改修後一定年数を経過した区立小・中学校を対象とします。

成果（事業が意図する成果）

改修を行うことにより、施設の安全性の確保と機能維持を図り、良好な学習・教育環境を整備できます。

事業成果指標

指標名	定義	目標水準
改修割合	各年度に計画している改修の達成率	（ 毎 ）年度に （ 100% ）の水準達成
		（ ）年度に （ ）の水準達成
		（ ）年度に （ ）の水準達成

成果の達成状況

		単 位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備 考
事業成果指標	目標値１①	%	100.00	100.00	100.00	100.00	
	実績１②	%	100.00	100.00	100.00	100.00	
	③＝①／②	%	100.00	100.00	100.00	100.00	
	目標値２④		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績２⑤		0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑥＝⑤／④	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
	目標値３⑦		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績３⑧		0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑨＝⑧／⑦	%	0.00	0.00	0.00	0.00	

事業の実施内容

平成18年度	＜外壁事前調査＞小学校・校舎－２校、小学校・屋内運動場－１校 ＜屋上防水工事＞小学校・校舎－３校
平成19年度	＜外壁事前調査＞小学校・校舎－２校、小学校・屋内運動場－２校、中学校・校舎－１校 ＜外壁改修工事＞小学校・校舎－２校、小学校・屋内運動場－１校

部名称	教育委員会事務局	課名称	教育施設課

		単　位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備　　考
トータルコスト	事業費⑩	千円	45,421	0	0	0	事業費については、17年度から発生主義の考え方を取り入れています。<減価償却費の算定>（外壁改修）工事費65,392千円×90%（残存価値10%）÷耐用年数20年＝2,943千円（屋上防水）工事費69,854千円×90%÷15年＝4,192千円[18年度3,127千円 19年度5,818千円]
	人件費⑪	千円	1,167	1,251	1,490	2,974	
	事務費⑫	千円	0	0	0	0	
	減価償却費等⑬	千円	0	5,818	8,945	16,080	
	総計⑭＝⑩＋⑪＋⑫＋⑬	千円	46,588	7,069	10,435	19,054	
	受益者負担⑮	千円	0	0	0	0	
	純計⑯＝⑭－⑮	千円	46,588	7,069	10,435	19,054	
	受益者負担率⑮／⑭	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
財源内訳	一般財源⑰＝⑯－⑱	千円	46,588	7,069	10,435	19,054	
	特定財源⑱		0	0	0	0	
	一般財源投入率⑰／⑭	%	100.00	100.00	100.00	100.00	
職員	常勤職員	人	0.14	0.15	0.18	0.36	
	非常勤職員		0.00	0.00	0.00	0.00	

事業に関する検討課題

老朽化した学校施設を多く抱える現状から考えると、統合も含めた施設の建替えは喫緊の課題ですが、建替えまでには時間がかかり、経費調達も不可欠です。したがって、建替えまでの間、児童・生徒の安全と施設の延命のため計画的改修がますます重要となってきています。その際、学校施設の保全計画、統合計画を勘案しつつ、さらなる効率的な改修を行っていくことが必要です。

評価基準に基づく評価と理由（『3・2・1』の3段階評価です。）

達成度	3	各年度に計画した改修をすべて完了しました。
実施の成果	3	平成１７から１９年度に４校の外壁工事、７校の屋上防水工事を実施し、児童・生徒の安全と施設の延命をはかりました。
効率性	2	児童・生徒の安全と施設の延命効果を見据えながら経費の節減を図ることができました。ただし、計画策定時に計画的保全の面から必要であっても、実施時期を先送りした施設もあります。今後も現場調査をしながら時宜に適った改修を行っていきます。
行政の関与	3	良好な学習・教育環境の整備は、学校設置者である区の責務です。
妥当性	3	学校施設の保全計画、統廃合計画を勘案しつつ、計画的・効率的な改修を行っており、妥当です。
施策寄与度	3	平成１７から１９年度の３年間に４校の外壁工事、７校の屋上防水工事を実施し、児童・生徒の安全と良好な学習・教育環境の確保に寄与しました。

総合評価

学校施設の改修は、安全で良好な学習・教育環境を確保するために、施設の現状と将来を勘案しながら、計画的に進めてきました。
１９年度も１７、１８年度同様、当初の計画どおり改修工事を実施したため、評価はＢとします。
また、１７から１９年度の３年間の実績でも、各年度に計画の改修をすべて完了したため、Ｂと評価します。

※ **B**

過年度評価

18年度	B
17年度	B
16年度	A
15年度	

改革方針

老朽化した学校施設を多く抱える現状から考えると、統合も含めた施設の建替えは喫緊の課題ですが、建替えまでには時間がかかり、経費調達も不可欠です。したがって、建替えまでの間、児童・生徒の安全と施設の延命を図るための計画的な改修が重要です。学校施設の統合計画を勘案しつつ、予防保全の考え方にたった中長期修繕計画に基づき、適切で効率的な改修を行っていきます。本事業は、第一次実行計画の「129中長期修繕計画に基づく施設の維持保全」に引き継いで実施していきます。

方向性

※ 1

現状のまま継続

事務事業	45	学校施設の改善
章	2	ともに学ぶ、文化とふれあいのあるまち
大項目	01	生涯学習、スポーツの推進
施策	01	学習・教育環境の充実

事業内容

目的	区立幼稚園の保育室等を空調化することによって、通年良好な環境の整備を図ります。
対象・手段	対象：幼稚園22園、中学校図書室5校 手段：区施設の営繕工事及びレンタル

成果（事業が意図する成果）

通年良好な環境を整備することにより、教育の充実を図ることができます。

事業成果指標

指標名	定義	目標水準
幼稚園保育室・遊戯室等、中学校図書室空調化割合	対象園、校に対する達成率	（ 平成18 ）年度に （ 100% ）の水準達成
		（ ）年度に （ ）の水準達成
		（ ）年度に （ ）の水準達成

成果の達成状況

		単 位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備 考
事業成果指標	目標値１①	%	0.00	100.00	100.00	100.00	
	実績１②	%	0.00	100.00	100.00	100.00	
	③＝②／①	%	0.00	100.00	100.00	100.00	
	目標値２④		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績２⑤		0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑥＝⑤／④	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
	目標値３⑦		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績３⑧		0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑨＝⑧／⑦	%	0.00	0.00	0.00	0.00	

事業の実施内容

平成18年度	幼稚園の保育室等及び中学校図書室の空調化完了。
平成19年度	計画なし

部名称	教育委員会事務局	課名称	教育施設課

		単　位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備　　考
トータルコスト	事業費⑩	千円	492,359	0	0	0	事業費については、17年度から発生主義の考え方を取り入れています。 ＜減価償却費の算定＞ [17年度]工事費 125,157千円×90%（残存価値10%）÷耐用年数15年=7,509千円 [18年度]工事費 135,898千円×90%（残存価値10%）÷耐用年数15年=8,154千円
	人件費⑪	千円	10,422	6,254	6,624	0	
	事務費⑫	千円	0	0	0	0	
	減価償却費等⑬	千円	0	7,509	15,663	15,663	
	総計⑭＝⑩＋⑪＋⑫＋⑬	千円	502,781	13,763	22,287	15,663	
	受益者負担⑮	千円	0	0	0	0	
	純計⑯＝⑭－⑮	千円	502,781	13,763	22,287	15,663	
	受益者負担率⑮／⑭	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
財源内訳	一般財源⑰＝⑯－⑱	千円	502,781	13,763	22,287	15,663	
	特定財源⑱		0	0	0	0	
	一般財源投入率⑰／⑭	%	100.00	100.00	100.00	100.00	
職員	常勤職員	人	1.25	0.75	0.80	0.00	
	非常勤職員		0.00	0.00	0.00	0.00	

事業に関する検討課題

小・中学校の普通教室、図書室及び幼稚園の保育室・遊戯室の空調化を完了しましたが、これら空調機のメンテナンスを適切に行っていく必要があります。

評価基準に基づく評価と理由（『3・2・1』の3段階評価です。）

達成度	3	17・18年度において、幼稚園の保育室、遊戯室等、中学校図書室の空調化を計画どおり行いました。
実施の成果	3	全小中学校の普通教室・図書室及び幼稚園の保育室・遊戯室等の空調化を行ったことで、児童・生徒・園児の学習意欲、学習能率の向上に大きく寄与しています。
効率性	2	将来的なコスト負担を考えて施工しますが、短期の場合には、レンタル設置として、効率的な対応をとっています。
行政の関与	3	良好な学習・教育環境の整備は学校設置者たる区の責務です。
妥当性	3	近年、とみに顕著となってきたヒートアイランド現象及び都心部の大気汚染を考慮すると、良好な学習・教育環境の整備には空調化が有効な手段の一つです。
施策寄与度	3	17・18年度において、幼稚園の保育室、遊戯室等、中学校図書室の空調化を計画どおり行い、児童・生徒・園児の学習・教育環境の充実に大きく寄与しています。

総合評価

近年、とみに顕著になってきたヒートアイランド現象及び都心部の大気汚染を考慮すると、次世代を担う小学校、中学校の普通教室、幼稚園保育室等の空調化は、良好な学習・教育環境の整備を図る上で、必要不可欠となっています。したがって、小・中学校普通教室・図書室、幼稚園保育室等の空調化は、児童・生徒の学習意欲、学習能率の向上に大きく寄与しています。

幼稚園の保育室、遊戯室及び中学校図書室について、計画どおり17・18年度に空調整備を行いました。その結果、計画どおり全小中学校の普通教室・図書室及び幼稚園の保育室・遊戯室等の空調化を完了したので、過去３年間の実績はＢと評価します。

※ B

過年度評価

18年度 B
17年度 B
16年度 A
15年度

改革方針

小・中学校の普通教室及び小学校図書室の空調化を完了し、１８年度においては中学校図書室及び幼稚園の保育室・遊戯室の空調化を完了しました。

今後は、第一次実行計画「18学校施設の改善」において、整備済みの音楽室とコンピュータ室を除く特別教室のうち、学習指導要領に定められている教科指導を行う教室、少人数学習で使用する教室及びPTAや地域の活動に使用する会議室の空調整備を行います。

方向性

※ 1

現状のまま継続

事務事業	46	開かれた学校づくり
章	2	ともに学び、文化とふれあいのあるまち
大項目	01	生涯学習、スポーツの推進
施策	02	開かれた学校づくり

事業内容

目的	保護者や地域が共に学校をつくっていこうとする意識や態度をはぐくみます。また、児童・生徒や地域等の実態を踏まえた教育活動が行われ、適切な学校運営を行っていきます。
対象・手段	学校評価（自己評価・学校関係者評価）の公表や学校情報の公開や公開授業を積極的に実施するとともに、学校評議員や保護者の意見を学校運営に反映していきます。（学校評議員とは、平成１２年の学校教育法施行規則の一部改正により導入された制度で、校長の求めに応じて学校運営に関して意見を述べることができます。）

成果（事業が意図する成果）

学校がどのような教育をしているのかを広く発信し、また、区民からの意見を参考にした学校運営を行うことができる地域に開かれた学校が実現します。

事業成果指標

指標名	定義	目標水準
学校評議員の教育課程への意見聴取率	小、中、特別支援学校全校における学校評議員の教育課程に対する意見聴取率（意見聴取校／全校）	（ 平成19 ）年度に （ 100% ）の水準達成
公開授業の実施率	小、中、特別支援学校全校における公開授業の実施率（実施校／全校）	（ 平成19 ）年度に （ 100% ）の水準達成
自己評価の公表率	小、中、特別支援学校全校における自己評価の保護者・地域へ結果公表率（結果公表校／全校）	（ ）年度に （ 100% ）の水準達成

成果の達成状況

		単　位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備　　考
事業成果指標	目標値１①	%	0.00	100.00	100.00	100.00	
	実績１②	%	0.00	78.57	80.50	100.00	
	③＝②／①	%	0.00	78.57	80.50	100.00	
	目標値２④	%	0.00	100.00	100.00	100.00	
	実績２⑤	%	0.00	100.00	100.00	100.00	
	⑥＝⑤／④	%	0.00	100.00	100.00	100.00	
	目標値３⑦	%	0.00	100.00	100.00	100.00	
	実績３⑧	%	0.00	57.14	90.40	92.70	
	⑨＝⑧／⑦	%	0.00	57.14	90.40	92.70	

事業の実施内容

平成18年度	学校評価（自己評価・外部評価）の適正な実施と公表。区内の小、中、養護学校４２校の全校で、学校評議員を委嘱し、学校運営に地域の意見を反映するよう努めています。なお、各校の学校評議員が一同に会する会議も、年３回程度開催しています。
平成19年度	学校評価（自己評価・学校関係者評価）の適正な実施と公表。区内の小・中・特別支援学校４１校で、学校評議員を委嘱し、学校運営に地域の意見を反映させるよう努めています。

部名称	教育委員会事務局	課名称	教育指導課

		単　位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備　　考
トータルコスト	事業費⑩	千円	0	818	831	1,106	
	人件費⑪	千円	0	417	414	413	
	事務費⑫	千円	0	0	0	0	
	減価償却費等⑬	千円	0	0	0	0	
	総計⑭＝⑩＋⑪＋⑫＋⑬	千円	0	1,235	1,245	1,519	
	受益者負担⑮	千円	0	0	0	0	
	純計⑯＝⑭－⑮	千円	0	1,235	1,245	1,519	
	受益者負担率⑮／⑭	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
財源内訳	一般財源⑰＝⑯－⑱	千円	0	1,235	1,245	1,519	
	特定財源⑱		0	0	0	0	
	一般財源投入率⑰／⑭	%	0.00	100.00	100.00	100.00	
職員	常勤職員	人	0.00	0.05	0.05	0.05	
	非常勤職員		0.00	0.00	0.00	0.00	

事業に関する検討課題

区民から学校運営等について適切に評価を受けるため、学校評議員の活用の充実・活性化を図るとともに、自己評価・学校関係者評価を含む学校評価制度を充実させることが必要です。
学校評価にかかわる評価の名称及び内容が変更となったことについて、学校・園に周知し、評価の適正実施に向け指導を継続する必要があります。

評価基準に基づく評価と理由（『3・2・1』の3段階評価です。）			
	達成度	2	学校公開、学校評議員制度の導入及び、評議員の活動自体については、定着してきました。自己評価に基づいて学校関係者評価を充実させることが課題です。
	実施の成果	2	学校評価は、学校経営方針及び学校運営に地域の意見を反映させる具体的な場として効果的に機能しました。
	効率性	2	学校評議員の構成について、保護者、町会関係者、社会教育関係者等の比率がバランスのとれたものになっており、地域の多様な意見を取り入れる点で効率的です。
	行政の関与	3	学校評価は、法令に基づいた制度です。現行の区の関与の在り方を国が示したガイドラインに合っており、妥当です。
	妥当性	2	地域に対して開かれた学校づくりという目的に対して、学校評議員という制度は手段として効果的で、妥当です。今後、学校関係者評価実施にかかわり公募による評議員を増やすなど、学校評価の在り方を改善していく必要があります。
	施策寄与度	3	この３年間で、学校公開、学校評議員制度の導入を進めたことで、地域に対して開かれた学校づくりを実現することができました。さらに、開かれた学校づくり推進に向け、本制度を十分運用していきます。

総合評価

平成１９年度の評価をＢとした理由は、地域に対して開かれた学校づくりという目的のために、学校評議員制度の運用内容の改善が図られたことによります。
また、過去３年間の実績では、Ｂと評価します。その内容は、学校評議員による教育課程への意見聴取率、自己評価の公表率も高まり、地域に開かれた学校づくりが着実に進んでいることによります。学校評議員をはじめとして、保護者、地域の意見を反映した学校運営が行われていると評価しています。

※ **B**

過年度評価	
18年度	B
17年度	B
16年度	
15年度	

改革方針

この事業は、今後もより一層充実させることが大切です。内部評価、学校関係者評価、第三者評価の名称及び内容を整理し、学校に対し十分周知を図る必要があります。また、学校評価の方法についても区の確かな学力の育成に関する意識調査等における結果等を有効に活用するなどし、第一次実行計画「１９②学校評価の充実」に引き続いて取り組んでいきます。

方向性	
※	1
	現状のまま継続

事務事業	47	国際理解教育の推進
章	2	ともに学ぶ、文化とふれあいのあるまち
大項目	01	生涯学習、スポーツの推進
施策	02	開かれた学校づくり

事業内容

目的	国際的視野を持ち、我が国や諸外国の伝統や文化についての理解を深め、進んで国際社会に参加する態度を養います。
対象・手段	小学校、中学校に外国人指導員を配置し、英語教育の充実を図り、文化交流等国際理解教育を推進します。また、国際化の進展に伴い区内学校に入学する外国人児童・生徒に対しては、日本語指導、生活指導及び基礎学習指導などの適応指導を行い、学校生活に適応することを援助します。

成果（事業が意図する成果）

国際社会に生きる日本人として、児童・生徒に国際的視野をもたせ、コミュニケーション能力、実践的英語運用能力を育成します。

事業成果指標

指標名	定義	目標水準
中学校のうち、外国人英語指導員を活用して英語教育の推進に取り組む学校数	区内中学校全校中の実施校数	（ 毎 ）年度に （ 全校 ）の水準達成
小学校のうち、外国人英語指導員を活用して英語教育の推進に取り組む学校数	区内小学校全校中の実施校数	（ 毎 ）年度に （ 全校 ）の水準達成
		（ ）年度に （ ）の水準達成

成果の達成状況

		単　位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備　　考
事業成果指標	目標値１①	校	13.00	11.00	11.00	11.00	17年度統廃合により2校減になっています。
	実績１②	校	13.00	11.00	11.00	11.00	
	③＝②／①	%	100.00	100.00	100.00	100.00	
	目標値２④	校	30.00	30.00	30.00	29.00	19年度統廃合により1校減になっています。
	実績２⑤	校	30.00	30.00	30.00	29.00	
	⑥＝⑤／④	%	100.00	100.00	100.00	100.00	
	目標値３⑦		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績３⑧		0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑨＝⑧／⑦	%	0.00	0.00	0.00	0.00	

事業の実施内容

平成18年度	全小学校に外国人英語指導員を配置（小学校30校　延779日） 中学校全学年の英語授業等の教員助手として外国人英語指導員を配置（中学校11校　延1197日） 日本語適応指導について、9カ国143名の児童・生徒に実施
平成19年度	全小学校に外国人英語指導員を配置（小学校29校　延777日） 中学校全学年の英語授業等に教員助手として外国人英語指導員を配置（中学校11校　延1192日） 日本語適応指導について、10カ国134名の児童・生徒に実施。

部名称	教育委員会事務局	課名称	教育指導課

		単　位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備　　考
トータルコスト	事業費⑩	千円	47,131	48,212	59,016	7,443	
	人件費⑪	千円	417	417	414	413	
	事務費⑫	千円	0	0	0	0	
	減価償却費等⑬	千円	0	0	0	0	
	総計⑭＝⑩＋⑪＋⑫＋⑬	千円	47,548	48,629	59,430	7,856	
	受益者負担⑮	千円	0	0	0	0	
	純計⑯＝⑭－⑮	千円	47,548	48,629	59,430	7,856	
	受益者負担率⑮／⑭	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
財源内訳	一般財源⑰＝⑯－⑱	千円	47,548	48,629	59,430	7,856	
	特定財源⑱		0	0	0	0	
	一般財源投入率⑰／⑭	%	100.00	100.00	100.00	100.00	
職員	常勤職員	人	0.05	0.05	0.05	0.05	
	非常勤職員		0.00	0.00	0.00	0.00	

事業に関する検討課題

外国人英語指導員の派遣については、小学校からの要望が強いです。小学校の担任は英語活動を指導する上で英語にかかわる指導力の向上を課題として捉えています。小学校英語の手引き作成委員会及び英語教育指導の手引き作成委員会における指導方法の研究成果を受け、発達段階に応じた英語活動指導を充実させる必要があります。

評価基準に基づく評価と理由（『3・2・1』の3段階評価です。）			
	達成度	2	全小学校において英語活動が実践されています。その中で特色ある教育活動としての国際理解教育が行われています。さらに、国際理解の対象範囲を拡大させるともに自国文化の理解についても推進する必要があります。
	実施の成果	3	多文化共生を目指す新宿という地域性を十分考慮し、進んで国際社会に参加し、協力できる能力及び態度を育成しています。他国の人とも積極的にコミュニケーションを図るなどの能力を身に付けています。
	効率性	2	外国人英語指導員の配置については、適切な時数の確保を各小・中学校に義務付けています。その中、英語活動を自校の特色ある教育活動として位置付け、効率的に運用して充実させている学校も多く出てきています。
	行政の関与	3	国際的視野をもった日本人となるよう、英語のコミュニケーション能力を身に付けさせることは区としての責務です。また、国籍にかかわらず義務教育段階にある児童・生徒に対し、学校生活を送るための日本語適応指導も区としての役割です。
	妥当性	2	外国人英語指導員及び日本語適応指導員配置業務については、英語のコミュニケーション能力を身に付けさせ、また、国籍にかかわらず義務教育段階にある児童・生徒が学校生活を送るための適応指導として、妥当と考えます。
	施策寄与度	3	児童・生徒に国際的視野をもたせ、コミュニケーション能力を育成しています。発達段階に応じた英語活動・教育指導体制の研究・開発を進めることにより、開かれた学校づくりに寄与しています。

総合評価

平成１９年度の評価をＢとした理由は、計画どおり外国人英語指導員を全校に配置し、効果的に指導できたことと、日本語適応指導を１３４名の児童・生徒に実施できたことによります。

また、過去３年間の実績ではＢと評価します。その内容は、小学校でも全校で英語活動が実施され、児童・生徒が他国の人とも積極的にコミュニケーションを図れるようになるなど能力が身に付くとともに、国際理解は着実に進んでいると評価しています。また、日本語適応指導は、外国人児童・生徒が学校生活に適応するための生活指導や基礎学習指導等において十分効果をあげています。

※ **B**

過年度評価

18年度 B
17年度 B
16年度 B
15年度

改革方針

この事業は、今後、小学校での英語の必修化を見据え、中学校教育との円滑な接続のため、連携教育を推進する中で、小・中学校の教員同士の相互研究、指導力の向上、指導の内容・方法について研究を進めています。また、年間６回実施する小学校英語活動研修会において、ＡＬＴとの効果的なティーム・ティーチング等についての研修を踏まえ、発達段階に応じた英語活動の充実を図っていきます。

新宿区立小学校で、これまで推進し、成果を上げてきた英語活動を維持するとともに、新学習指導要領で必修化される小学校第５、６学年における英語活動を充実させます。

なお、この事業のうち日本語適応指導については、第一次実行計画「１６③日本語サポート指導」として引き継ぎ取り組みます。

方向性

※ 1

現状のまま継続

事務事業	48	職員の地域派遣事業の推進（ふれあいトーク宅配便）
章	2	ともに学ぶ、文化とふれあいのあるまち
大項目	01	生涯学習、スポーツの推進
施策	03	生涯学習、スポーツの条件整備

事業内容

目的	区民の区政への関心と地域課題等に関する知識を深めていただくとともに、区政への区民参加の契機づくりと学習機会を提供することを目的としています。
対象・手段	半数以上が区内に在住・在勤・在学する、１０名以上の団体・グループを対象としています。申込みの団体・グループが確保した会場に職員が出張し、講話を行います。

成果（事業が意図する成果）

区民の区に対する理解が深まるとともに区政への区民参加の意識が高まります。

事業成果指標

指標名	定義	目標水準
各課が提供する講座数の総数	前年度講座総数実績からの増加数	（ 毎 ）年度に （ ５講座増 ）の水準達成
		（ ）年度に （ ）の水準達成
		（ ）年度に （ ）の水準達成

成果の達成状況

		単 位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備 考
事業成果指標	目標値１①	講座	104.00	101.00	103.00	122.00	
	実績１②	講座	96.00	98.00	117.00	120.00	
	③＝②／①	%	92.31	97.03	113.59	98.36	
	目標値２④		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績２⑤		0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑥＝⑤／④	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
	目標値３⑦		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績３⑧		0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑨＝⑧／⑦	%	0.00	0.00	0.00	0.00	

事業の実施内容

平成18年度	１１７講座　利用実績は４８件　受講者１，１６９人
平成19年度	１２０講座　利用実績は４９件　受講者１，１４０人

部名称	地域文化部	課名称	生涯学習コミュニティ課

		単　位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備　　考
トータルコスト	事業費⑩	千円	0	0	0	0	
	人件費⑪	千円	0	0	0	0	
	事務費⑫	千円	0	0	0	0	
	減価償却費等⑬	千円	0	0	0	0	
	総計⑭＝⑩＋⑪＋⑫＋⑬	千円	0	0	0	0	
	受益者負担⑮	千円	0	0	0	0	
	純計⑯＝⑭－⑮	千円	0	0	0	0	
	受益者負担率⑮／⑭	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
財源内訳	一般財源⑰＝⑯－⑱	千円	0	0	0	0	
	特定財源⑱		0	0	0	0	
	一般財源投入率⑰／⑭	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
職員	常勤職員	人	0.00	0.00	0.00	0.00	
	非常勤職員		0.00	0.00	0.00	0.00	

事業に関する検討課題

１９年度は、ほぼ１課１講座のメニューをそろえましたが、特定の担当課への申し込みが集中している傾向にあり、幅広い団体層の利用を促進する工夫が必要です。

評価基準に基づく評価と理由（『3・2・1』の3段階評価です。）

達成度	2	講座メニュー数は120講座、派遣（利用）実績は延べ49件、受講者数は1140人でした。講座はほぼ1課1講座が達成されました。
実施の成果	2	地域の活動団体や高齢者クラブ、社会教育団体、ＰＴＡ、学校等様々な団体に利用されており、区政への関心や区政参画の意識の向上に成果をあげています。
効率性	3	派遣を希望する団体が、直接、各講座メニューの担当課に申込み、団体が会場の確保と設営を行う方法で実施しており、最小の経費で効果を生んでいます。
行政の関与	2	事業の普及のため、区民への周知を図り、区民の期待に十分応えられるよう、組織相互の横の連携を進めるため関与が必要です。
妥当性	2	目標設定は、区民の区政への関心や信頼性を高め、地域課題等に向けた知識を深め、区政への区民参加の契機づくりとしていて妥当であるといえます。
施策寄与度	3	17年度から19年度を通じて各種講座の講師として職員が地域に出向くことで、区政の透明性、信頼性が高まり、地域の情報やニーズを知るよい機会となるなど施策目的達成へ大いに寄与しました。

総合評価

平成１９年度は、目標が達成できたためＢと評価します。
各課が提供する講座数もほぼ計画どおり増加し、講座メニュー数は120講座、派遣（利用）実績は延べ49件、受講者数は1140人でした。当事業は、担当課職員の意欲、創意工夫により区政への関心度・信頼性・透明性が高まるなど大きな成果が得られました。
また、過去３年間の実績でも、計画どおりであったためＢと評価します。１７年度は98講座、１８年度は117講座、１９年度は120講座と講座数が徐々に増加し、講座の充実・多様化も図ることができました。

※ B

過年度評価

18年度	B
17年度	B
16年度	B
15年度	

改革方針

ほぼ１課に1講座が開設されました。今後は区民のニーズに応える豊富な講座メニューを揃え、講座名や周知方法の工夫により、幅広い団体に利用していただけるようにしていきます。
事業としては、定着してきましたので、平成２０年度からは、経常事業「新宿区職員の地域派遣事業（ふれあいトーク宅急便）」として取り組んでいきます。

方向性

※ 1

現状のまま継続

事務事業	49	屋外運動場や民間運動施設を活用したスポーツ活動の場の確保
章	2	ともに学ぶ、文化とふれあいのあるまち
大項目	01	生涯学習、スポーツの推進
施策	03	生涯学習、スポーツの条件整備

事業内容

目的	区内に不足している屋外運動施設を補うため、他の自治体・民間との協働により、新たなスポーツの場を確保することにより、より多くのスポーツ・文化活動の機会と場の提供を図ります。
対象・手段	対象：区民等 手段：区立北新宿公園内多目的広場・都立戸山多目的広場・上智大学真田堀運動広場・中野区妙正寺川公園　運動広場・千代田区外濠公園運動施設等を小学生野球・サッカー等に開放します。総合運動場の建設を　都に働きかけていきます。民間企業等の保有する運動施設の提供を受け、スポーツの場の確保を図りま　す。

成果（事業が意図する成果）

区内屋外運動施設の不足を補い、区民のスポーツ活動の場を確保することにより、区民の健康・体力の維持増進、地域スポーツや地域コミュニティの活性化が図られます。

事業成果指標

指標名	定義	目標水準
屋外運動広場の整備	現状（5箇所）から1箇所増をもって100%とする	（　平成19　）年度に （　100%　）の水準達成
総合運動場の建設	総合運動場の建設完了をもって100%とする	（　平成19　）年度に （　100%　）の水準達成
民間運動施設の地域開放	民間運動施設1所の地域開放をもって100%とする	（　　）年度に （　100%　）の水準達成

成果の達成状況

		単　位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備　　考
事業成果指標	目標値１①	%	100.00	100.00	100.00	100.00	
	実績１②	%	0.00	100.00	100.00	100.00	
	③＝②／①	%	0.00	100.00	100.00	100.00	
	目標値２④	%	100.00	100.00	100.00	100.00	
	実績２⑤	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑥＝⑤／④	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
	目標値３⑦	%	100.00	100.00	100.00	100.00	
	実績３⑧	%	0.00	0.00	100.00	100.00	
	⑨＝⑧／⑦	%	0.00	0.00	100.00	100.00	

事業の実施内容

平成18年度	北新宿多目的広場・戸山多目的運動広場・上智大学真田堀運動広場・妙正寺川公園運動広場・外濠公園運動施設を開放しました。千葉県睦沢町・大日本印刷との連携体制をつくりました。
平成19年度	北新宿多目的広場・戸山多目的運動広場・上智大学真田堀運動広場・妙正寺川公園運動広場・外濠公園運動施設、千葉県睦沢町総合運動場・大日本印刷㈱狭山総合グラウンドテニスコートを開放しました。

部名称	地域文化部	課名称	生涯学習コミュニティ課

		単　位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備　　考
トータルコスト	事業費⑩	千円	0	0	0	0	
	人件費⑪	千円	834	834	828	826	
	事務費⑫	千円	0	0	0	0	
	減価償却費等⑬	千円	0	0	0	0	
	総計⑭＝⑩＋⑪＋⑫＋⑬	千円	834	834	828	826	
	受益者負担⑮	千円	0	0	0	0	
	純計⑯＝⑭－⑮	千円	834	834	828	826	
	受益者負担率⑮／⑭	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
財源内訳	一般財源⑰＝⑯－⑱	千円	834	834	828	826	
	特定財源⑱		0	0	0	0	
	一般財源投入率⑰／⑭	%	100.00	100.00	100.00	100.00	
職員	常勤職員	人	0.10	0.10	0.10	0.10	
	非常勤職員		0.00	0.00	0.00	0.00	

事業に関する検討課題

区民の身近な場所に一定の規模の新たな広場の確保・整備することは困難ですが、スポーツを通じた区民同士の交流を図るため、運動広場を拡充することが必要です。

評価基準に基づく評価と理由（『3・2・1』の3段階評価です。）

達成度	1	１８年度からは他の自治体の総合運動場や民間企業のテニスコートの利用が可能になりましたが、総合運動場の建設については、計画どおりに進んでいません。
実施の成果	1	１８年度から他の自治体の総合運動場や民間企業のテニスコートの利用が可能になりました。しかし、遠方であるため、利用率は高くありません。
効率性	1	区内で運動広場として一定規模の土地を確保することは極めて困難で、また他自治体や民間企業等の協働による保有施設の確保についても、難しい状況にあり、効率的に推進していません。
行政の関与	3	このような施設は、スポーツの場を通し、区民の健康増進やコミニュティーの醸成に深く関わっているものであり、行政の積極的な関与が求められます。
妥当性	2	区民が生涯において生き生きと、いつでも、身近なところで文化活動にも参加できるような場を確保することが必要です。しかし、区民にとって利便性の高い適地を確保することは難しいことから、目標については検討が必要です。
施策寄与度	2	この３年間で、新たに、千葉県睦沢町総合運動場・大日本印刷㈱狭山総合グラウンドテニスコートの開放が可能となりました。総合すると３年間で他自治体・民間との連携により施策寄与を果たしました。

総合評価

１９年度は、１８年度に引き続き民間企業のテニスコート及び千葉県睦沢町の所有するスポーツ施設の利用が可能となりました。よって、概ね計画どおりであるためＢと評価します。
また、過去３年間についても、千葉県睦沢町との提携や民間企業の運動施設が利用可能になるなど、区内での適地確保は困難ですが、少しずつ活動の場は拡がっているため、Ｂと評価します。

※ **B**

過年度評価

18年度	B
17年度	D
16年度	C
15年度	

改革方針

総合運動場の建設については引き続き国・都に働きかけを行っていくとともに、都立戸山公園内に総合運動場の整備を検討します。また、民間運動施設の活用について引き続き検討するとともに、学校開放、学校跡地の利用についても検討していきます。
この事業は、第一次実行計画「21①総合運動場の整備」「111旧東戸山中学校の活用」及び経常事業の「学校施設の活用」「民間運動施設等を活用したスポーツ活動の場の確保」に引き継いで行っていきます。

方向性

※ 2

手段改善

事務事業	50	生涯学習指導者・支援者バンクの充実
章	2	ともに学ぶ、文化とふれあいのあるまち
大項目	01	生涯学習、スポーツの推進
施策	03	生涯学習、スポーツの条件整備

事業内容

目的	生涯学習活動団体の中から、広く生涯学習・生涯スポーツを指導・支援する個人や団体を登録し、生涯学習活動希望する区民を支援する体制を確立する事で、生涯学習活動の充実を図ります。
対象・手段	①対象：区内在住・在勤・在学の個人または区内に活動拠点のある団体。 ②手段：広く区民や、各種団体へ指導者登録の働きかけを行うとともに、研修会・講習会を実施し、多様なニーズに対応できる登録者や、登録ジャンルの増加を図ります。また、財団事業での積極的な登録者の活用や、地域事業とのコーディネートを通じて、制度活用の増加をめざします。

成果（事業が意図する成果）

文化・スポーツのバンク制度を一体的に充実し、生涯学習の活動成果を地域に還元するしくみの一端を担うことで、協働・参画社会実現の一助となります。

事業成果指標

指標名	定義	目標水準
文化等学習支援者バンク登録者	文化等学習支援者バンク登録者数	（ 平成19 ）年度に （ 250人 ）の水準達成
スポーツ指導者バンク登録者	スポーツ指導者バンク登録者数	（ 平成19 ）年度に （ 400人 ）の水準達成
		（ ）年度に （ ）の水準達成

成果の達成状況

		単　位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備　考
事業成果指標	目標値１①	人	250.00	250.00	250.00	250.00	
	実績１②	人	99.00	128.00	139.00	195.00	
	③＝②／①	%	39.60	51.20	55.60	78.00	
	目標値２④	人	400.00	400.00	400.00	400.00	
	実績２⑤	人	250.00	268.00	276.00	278.00	
	⑥＝⑤／④	%	62.50	67.00	69.00	69.50	
	目標値３⑦		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績３⑧		0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑨＝⑧／⑦	%	0.00	0.00	0.00	0.00	

事業の実施内容

平成18年度	文化等支援者バンク登録者数は個人139人、団体18。登録者研修会1回、「お試し体験講座」を34件実施しました。 スポーツバンク登録者276人。体育館指導員・各種スポーツ教室・学校プール開放・地域団体への派遣実績89名。
平成19年度	文化等支援者バンク登録者数は個人195人(団体２５含む）。登録者研修会１回、「お試し体験講座」を２３件実施しました。 スポーツバンク登録者２７8人。体育館指導員・各種スポーツ教室・学校プール開放・地域団体への派遣実績７2名。

部名称	地域文化部	課名称	生涯学習コミュニティ課

		単　位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備　　考
トータルコスト	事業費⑩	千円	755	442	317	296	
	人件費⑪	千円	5,837	5,837	5,796	5,782	
	事務費⑫	千円	0	0	0	0	
	減価償却費等⑬	千円	0	0	0	0	
	総計⑭＝⑩＋⑪＋⑫＋⑬	千円	6,592	6,279	6,113	6,078	
	受益者負担⑮	千円	0	0	0	0	
	純計⑯＝⑭－⑮	千円	6,592	6,279	6,113	6,078	
	受益者負担率⑮／⑭	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
財源内訳	一般財源⑰＝⑯－⑱	千円	6,592	6,279	6,113	6,078	
	特定財源⑱		0	0	0	0	
	一般財源投入率⑰／⑭	%	100.00	100.00	100.00	100.00	
職員	常勤職員	人	0.70	0.70	0.70	0.70	
	非常勤職員		0.00	0.00	0.00	0.00	

事業に関する検討課題

今後、地域スポーツ・文化事業、放課後こどもひろば等の、地域参画事業の運営を円滑に実施し、生涯学習社会を実現していくためには、多くの地域人材・団体の確保が必要とされます。
現在、さまざまな部所、団体が個別に保有している区内の人材情報、活動情報を包括的に網羅する統合的バンクとしての制度整備が求められています。

評価基準に基づく評価と理由（『3・2・1』の3段階評価です。）			
	達成度	2	文化等学習支援者及びスポーツ指導者バンクの登録者については、財団事業への活用やＰＲを行い、５８人の増となりました。達成率は７２．８パーセントとほぼ計画どおり達成できました。
	実施の成果	3	登録者数が増加したことにより活用件数も５件増加しました。このことにより、「放課後子どもひろば」「新宿シティハーフマラソン」「お試し体験事業」など活用機会が増えました。
	効率性	3	この事業は生涯学習財団に委託することで、スポーツ・文化の垣根を超えた多様化する区民ニーズに応えられる事業展開が可能となり、より一層の事業の効率化が図られています。
	行政の関与	3	人材バンクを充実するために、分類別にネットワーク化を図り、現場で総合的に管理できる仕組みの構築を行う上で、地域組織団体の活動情報の共有化、区関係部署、地域との連携・協働が必要であり、区の関与は妥当です。
	妥当性	3	人材バンクの登録者を増やす目標設定は、生涯学習活動を希望する区民の多様な要望に応えたもので適切です。
	施策寄与度	3	生涯学習財団事業への活用の機会・場を積極的に提供し、人材バンク制度のＰＲを行ってきたことにより、３年間で登録者数も１２４人の増となりました。この事業は施策目的達成に寄与していると評価します。

総合評価

１９年度は、通年での登録周知や、事業関与の呼びかけを行ったことで、登録者の増加においては一定の効果をあげています。そのためＢと評価します。
また、過去３年間の登録者数については、１．５倍に増加しているためＢと評価します。文化等学習支援者バンクの「お試し体験講座」やスポーツ指導者バンクにおいては、小学校こども広場の支援ボランティアでの活動機会の拡充などの成果をあげてきました。今後、学校部活動支援や、子どもひろば、総合型地域スポーツ・文化クラブの設立など、地域参画事業での指導者・事業運営協力者の需要は、一層高まると予想されるなかで、人材確保に向けての環境整備が着実に進んでいるものと評価します。

※ **B**

過年度評価

18年度	B
17年度	B
16年度	B
15年度	

改革方針

生涯学習社会実現のために、幅広い生涯学習活動に対し指導・支援できる地域人材を、効率的かつ柔軟に有効活用できるバンク制度として、両バンク制度を統合するとともに、既存の活動団体も内包した総合的な人材バンク制度として整備します。
更に、登録情報を広く区民に周知し、気軽に検索、派遣依頼ができ、派遣しやすい方策を検討します。また、登録者・登録団体対象の研修・面談等を通じて登録意図・技量の把握に努め、財団地域事業などと連携した積極的なコーディネートを実現するとともに、ボランティア的活用の促進を図る新たな仕組みを検討するなど、第一次実行計画「５③生涯学習指導者・支援者バンクの充実」に引き継いで取り組んでいきます。

方向性

※ **4**

拡大

事務事業	51	総合型地域スポーツ・文化クラブの育成
章	2	ともに学ぶ、文化とふれあいのあるまち
大項目	01	生涯学習、スポーツの推進
施策	03	生涯学習、スポーツの条件整備

事業内容

目的	子どもから高齢者まで個々の目的やレベルに応じて多様なスポーツ・文化活動に親しめる「総合型地域スポーツ・文化クラブ」を創設し、区民主体の自立したクラブ運営を支援し、地域の活性化を図ります。
対象・手段	地域の資源である学校を核として総合的な自主クラブ作りを進め、地域のあらゆる人材に参画していただきクラブの育成を図ります。現在区内全10地区（9組織）で運営されている「スポーツ交流推進委員会」への支援を行い、学校開放のあり方を検討する中で、新宿区版総合型地域スポーツ・文化クラブを育成します。

成果（事業が意図する成果）

区民が自主的・主体的に活動できる総合型地域スポーツ・文化クラブを支援することによって、地域の自治能力を高め、共に支え合う区民との協働による地域社会づくりに寄与します。

事業成果指標

指標名	定義	目標水準
新宿区版総合型地域スポーツ・文化クラブの運営	学校を拠点としたクラブ運営を一元的に管理できる組織数	（ 平成19 ）年度に （ １組織 ）の水準達成
		（ ）年度に （ ）の水準達成
		（ ）年度に （ ）の水準達成

成果の達成状況

		単 位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備 考
事業成果指標	目標値１①	組織	0.00	1.00	1.00	1.00	西早稲田中学校・新宿中学校については、新校開校を契機に、地域スポーツ・文化協議会と学校施設開放運営委員会及び町会・育成会が参画する組織を立ち上げ、区が目指す地域の総合力を結集したクラブ化への土台を構築しました。
	実績１②	組織	0.00	0.00	0.00	0.50	
	③＝②／①	%	0.00	0.00	0.00	50.00	
	目標値２④		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績２⑤		0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑥＝⑤／④	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
	目標値３⑦		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績３⑧		0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑨＝⑧／⑦	%	0.00	0.00	0.00	0.00	

事業の実施内容

平成18年度	スポーツ交流会の実施（10地区９組織）
平成19年度	従前行っていた、スポーツ交流会（10地区９組織）・小学校校庭開放（小学校29校）・子どもの居場所づくり（小・中学校40校）の各事業の予算と組織を統合し、新たに設立した「地域スポーツ・文化協議会」が実施する「地域スポーツ・文化事業」として、各小・中学校を中心に毎月４回程度実施しました。

部名称	地域文化部	課名称	生涯学習コミュニティ課

		単　位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備　　考
トータルコスト	事業費⑩	千円	2,927	2,958	3,661	30,197	スポーツ交流会（8,745千円） 小学校校庭開放（14,253千円） 子どもの居場所づくり（7,199千円）
	人件費⑪	千円	8,338	8,338	8,280	8,260	
	事務費⑫	千円	0	0	0	0	
	減価償却費等⑬	千円	0	0	0	0	
	総計⑭＝⑩＋⑪＋⑫＋⑬	千円	11,265	11,296	11,941	38,457	
	受益者負担⑮	千円	0	0	0	0	
	純計⑯＝⑭－⑮	千円	11,265	11,296	11,941	38,457	
	受益者負担率⑮／⑭	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
財源内訳	一般財源⑰＝⑯－⑱	千円	11,265	11,296	11,941	38,457	
	特定財源⑱		0	0	0	0	
	一般財源投入率⑰／⑭	%	100.00	100.00	100.00	100.00	
職員	常勤職員	人	1.00	1.00	1.00	1.00	
	非常勤職員		0.00	0.00	0.00	0.00	

事業に関する検討課題

区民の自主的・主体的な活動による自立したクラブ運営を実現するため、活動の拠点となる場、人材の確保が必要です。地域の総合力を結集した「総合型クラブ」へと育て、事業の有効性を高めていくためには、拠点となる学校施設の整備や運営に係る人材をさらに確保しなければならないため、学校施設開放事業や地域の関連組織等との連携・融合・統合が求められています。

評価基準に基づく評価と理由（『3・2・1』の3段階評価です。）

達成度	2	スポーツ交流会・小学校校庭開放・子どもの居場所づくりの各事業の予算を統合し、一部の学校ではありますが、地域スポーツ・文化協議会、学校開放運営委員会、町会・育成会等の連携・融合が進みつつあります。
実施の成果	3	スポーツや文化活動を通して、地域の子どもたちの健全育成や世代を超えた地域の様々な人たちが交流し、コミュニティーの形成に寄与できました。従って、生涯学習・コミュニティ行政の本来の目的の実現に向けて、成果があったと言えます。
効率性	2	３事業を統合し、各中学校区に地域スポーツ・文化協議会を立ち上げ、各小・中学校を中心に毎月４回程度、地域スポーツ・文化事業を企画・実施するなど、効率的に行われています。
行政の関与	3	区は３事業を統合し、事行間の人材交流及び予算の有効活用を図り、地域の総合力を結集したクラブ化への土台を構築しました。今後、自立したクラブ運営が可能となるまでは、財政的にも人的にもクラブの育成支援が必要であり、区の関与は不可欠です。
妥当性	3	学校や地域センター等を有効利用し、スポーツや文化活動を通じて、地域の人材開発、子どもの健全育成、世代間交流等を図る総合型地域スポーツ・文化クラブの果たす役割は極めて大きいものと考えます。
施策寄与度	3	この３年間でスポーツ交流会事業から類似３事業を統合し地域スポーツ・文化事業へと発展させ、区が目指す地域の総合力を結集したクラブ化への土台を構築しました。総合すると施策目的達成に寄与していると言えます。

総合評価

１９年度は、概ね計画どおりに事業が推進できたため、Ｂと評価します。西早稲田中学校と新宿中学校の新校開校を契機に地域スポーツ・文化協議会・学校施設開放運営委員会・町会・育成会等との連携が深まるなど学校を拠点としたクラブ運営の足がかりができました。

また、過去３年間の実績でも、Ｂと評価します。総合型クラブの拠点整備のために、17年度・18年度は個別に実施していた「スポーツ交流会」「小学校校庭開放」「子どもの居場所づくり」の事業を19年度は統合して、事業間の人材交流及び予算の有効活用を図り、区が目指す地域の総合力を結集したクラブ化の土台が構築できたからです。

※ **B**

過年度評価

18年度	B
17年度	B
16年度	B
15年度	

改革方針

今後は学校施設開放事業関係者や町会・自治会・育成会等との連携を深めるため、協議の場を設けていきます。

この事業は、地域の総合力を結集した組織へと発展させていく必要があるため、第一次実行計画「21③総合型地域スポーツ・文化クラブの設立・活動支援」に引き継いで取り組んでいきます。

方向性

※ 2

手段改善

事務事業	52	子ども読書活動の推進
章	2	ともに学ぶ、文化とふれあいのあるまち
大項目	01	生涯学習、スポーツの推進
施策	03	生涯学習、スポーツの条件整備

事業内容

目的	「新宿区子ども読書活動推進計画」に基づき、家庭・地域をはじめ図書館・学校などの役割を明確にし、具体的な取組みを行うことにより、区内の全ての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的に読書活動ができるようにします。
対象・手段	区内在住の子どもを対象にします。また、「新宿区子ども読書活動推進計画」の進捗状況を客観的に測定するために、各年度の取組みの成果を「数値」として把握し、評価します。

成果（事業が意図する成果）

区立小・中学校における朝の読書活動の取組みなどにより、子どもの自主的な読書活動が身につき、読書への関心の高まりとともに区立図書館の子どもの利用も高まり、さらに家庭・地域をはじめ図書館・学校など、あらゆる機会とあらゆる場所において、読書活動が展開していきます。

事業成果指標

指標名	定義	目標水準
区立図書館の子どもの利用登録率	区立図書館に利用登録している子どもの割合	（ 平成19 ）年度に （ 小学生以下65% ）の水準達成
区立図書館における年間貸出し冊数の増加	区立図書館において児童・生徒に貸出した図書館の冊数 （このシートでは小学生以下を対象とする）	（ 平成19 ）年度に （ 358,000冊 ）の水準達成
区立小・中学校における朝の読書等の実施率	始業前等に読書を実施している学校の割合	（ 平成19 ）年度に （ 100% ）の水準達成

成果の達成状況

		単　位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備　　考
事業成果指標	目標値１①	%	65.00	65.00	65.00	65.00	
	実績１②	%	59.40	50.00	48.40	59.20	
	③＝②／①	%	91.38	76.92	74.46	91.08	
	目標値２④	冊	358,000.00	358,000.00	358,000.00	358,000.00	
	実績２⑤	冊	307,000.00	337,000.00	346,000.00	349,000.00	
	⑥＝⑤／④	%	85.75	94.13	96.65	97.49	
	目標値３⑦	%	100.00	100.00	100.00	100.00	
	実績３⑧	%	92.68	100.00	100.00	100.00	
	⑨＝⑧／⑦	%	92.68	100.00	100.00	100.00	

事業の実施内容

平成18年度	「新宿区子ども読書活動推進計画」の推進により、区立図書館における年間貸出冊数は増加傾向にありますが、利用登録率については、17年度に実施的な数値に変更したため減少しました。一方、区立小・中学校における朝の読書等の実施率については、平成19年度の目標値に達しました。 平成19年４月「子ども読書活動優秀実践図書館」として文部科学大臣表彰を受賞しました。
平成19年度	「新宿区子ども読書活動推進計画」の推進により、区立図書館における年間貸出冊数は順調に伸びています。利用登録率については目標値に達しませんでしたが、入館利用者は増加しています。 「新宿区子ども読書活動推進計画」で実施した施策を検証し、新たに「第二次新宿区子ども読書活動推進計画」を策定しました。

部名称	中央図書館（部）	課名称	中央図書館（課）

		単　位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備　　考
トータルコスト	事業費⑩	千円	256	11,521	216	1,423	
	人件費⑪	千円	8,338	8,338	8,280	8,260	
	事務費⑫	千円	466	5,048	2,160	1,423	
	減価償却費等⑬	千円	0	0	0	0	
	総計⑭＝⑩＋⑪＋⑫＋⑬	千円	9,060	24,907	10,656	11,106	
	受益者負担⑮	千円	0	0	0	0	
	純計⑯＝⑭－⑮	千円	9,060	24,907	10,656	11,106	
	受益者負担率⑮／⑭	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
財源内訳	一般財源⑰＝⑯－⑱	千円	9,060	24,907	10,656	11,106	
	特定財源⑱		0	0	0	0	
	一般財源投入率⑰／⑭	%	100.00	100.00	100.00	100.00	
職員	常勤職員	人	1.00	1.00	1.00	1.00	
	非常勤職員		0.00	0.00	0.00	0.00	

事業に関する検討課題

利用登録率の目標達成を図るため、今後も引き続きこども図書館を拠点として、効率的に学校・地域・関係施設との連携を図っていく必要があります。

評価基準に基づく評価と理由（『3・2・1』の3段階評価です。）

達成度	2	平成19年度は、区立学校の不読者率・朝の読書率・図書標準の充足率が、当初の目標を達成しました。また、区立図書館の子どもの利用登録率・年間貸出冊数も増加しました。
実施の成果	3	「こども図書館」の開設により、こども図書館が、新宿区の子ども読書活動のセンター的機能を持つことで、より大きな成果が生まれています。
効率性	2	子ども読書活動を推進するため、家庭や地域をはじめ図書館、学校などの役割を明確にし、事業を体系的に計画化することにより、ほぼ効率的に事業実施ができています。
行政の関与	3	子ども読書活動を推進するための環境整備等は、区が主体となり、また、計画の実効性を担保する「子ども読書活動推進会議」は、ＰＴＡ・ボランティア団体などと協働するなど、事業実施における区の関与形態は妥当と思われます。
妥当性	3	区内在住の子どもを対象にした新宿区子ども読書推進計画に基づき、家庭・地域をはじめ図書館・学校などの役割を明確にし、具体的な取組みを提示したうえで、計画の進捗状況を数値をもって、客観的に測定するなど、目的・手段・対象は妥当と思われま
施策寄与度	3	第四次実施計画の課題「新しい時代を担う子どもの育成」や「新宿区次世代育成支援計画」など区の子育て支援施策とも整合性を図った子どもの読書活動推進分野における総合的な事業として寄与しています。

総合評価

19年度の評価をBとした理由は、設定した３つの数値目標全てで90%以上の目標達成率を実現したことに加え、区立小中学校における不読者率・図書標準の充足率についても19年度の目標値に達し、概ね計画どおりに事業を推進することができたからです。また「新宿区子ども読書推進会議」及び庁内関連部署からの意見も反映させて、新たに20年3月に「第二次新宿区子ども読書活動推進計画」を他の自治体に先駆けて策定できました。　過去3年間の実績では、18年5月5日に中央図書館の2階に「こども図書館」を開設して以降、貸出冊数及び来館者数が増加するなど、子どもの読書活動の環境整備は着実に進んでいるのでBと評価しました。

※ B

過年度評価

18年度	B
17年度	B
16年度	B
15年度	

改革方針

これまでの施策の成果や取り組みの内容等を検証し、子どもを取り巻く社会環境の変化を踏まえ、小・中学校への団体貸出を充実するとともに、図書館司書の小・中学校への派遣や蔵書管理システムのネットワーク化を図ることにより、区立図書館と小・中学校の学校図書館との連携を深めていきます。また、地域図書館や幼稚園・保育園等の関係施設との連携も深めていきます。

20年度からは、第一次実行計画「24子ども読書活動の推進」に引き継いで取り組んでいきます。

方向性

※ 1 現状のまま継続

事務事業	53	文化体験プログラム事業の展開
章	2	ともに学ぶ、文化とふれあいのあるまち
大項目	02	個性ある地域文化づくり
施策	01	地域文化活動の活性化

事業内容

目的	様々な文化、芸術に触れる機会をつくることで、区民の文化・芸術に対する理解と関心を深めます。
対象・手段	区内在住演奏家、区内文化芸術団体等のネットワーク化を図り、団体との協働による区民参画・創造型事業を推進します。

成果（事業が意図する成果）

気軽に様々な文化、芸術に触れる機会をつくることにより、区民の自主的な文化・芸術活動を活発にすることで、地域文化を活性化します。

事業成果指標

指標名	定義	目標水準
文化体験プログラム参加団体数	文化体験プログラムの実施主体となる団体数	（ 平成19 ）年度に （ 10参加団体 ）の水準達成
応募率	実定員に対する応募者数の割合	（ 平成19 ）年度に （ 100% ）の水準達成
		（ ）年度に （ ）の水準達成

成果の達成状況

		単　位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備　　考
事業成果指標	目標値１①	団体	0.00	10.00	10.00	10.00	
	実績１②	団体	0.00	10.00	9.00	13.00	
	③＝②／①	%	0.00	100.00	90.00	130.00	
	目標値２④	%	0.00	100.00	100.00	100.00	
	実績２⑤	%	0.00	101.00	124.00	110.60	
	⑥＝⑤／④	%	0.00	101.00	124.00	110.60	
	目標値３⑦		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績３⑧		0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑨＝⑧／⑦	%	0.00	0.00	0.00	0.00	

事業の実施内容

平成18年度	日本舞踊、オーケストラ、和楽器、茶道、ダンスなどの文化体験プログラムを実施しました。 参加実績（９種類計） 募集人数：４６０名　応募人数：５６９名　参加人数：３７２名
平成19年度	茶道、染色、日本舞踊、バレエ等の１３種の文化体験プログラムを実施し、３種の成人向けプログラムも展開しました。 参加実績（１３種計） 募集人数：６７０名　応募人数：７４１名　参加人数：４９０名

部名称	地域文化部	課名称	文化観光国際課

		単　位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備　　考
トータルコスト	事業費⑩	千円	0	0	4,115	3,838	参加費（保険料等）については、事業者に直接支払う仕組みになっています。 17年度は国の補助金を受け、実行委員会形式で実施しました。18、19年度は区単独で実施しました。
	人件費⑪	千円	0	6,670	6,624	6,608	
	事務費⑫	千円	0	15	15	0	
	減価償却費等⑬	千円	0	0	0	0	
	総計⑭＝⑩＋⑪＋⑫＋⑬	千円	0	6,685	10,754	10,446	
	受益者負担⑮	千円	0	0	0	0	
	純計⑯＝⑭－⑮	千円	0	6,685	10,754	10,446	
	受益者負担率⑮／⑭	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
財源内訳	一般財源⑰＝⑯－⑱	千円	0	6,685	10,754	10,446	
	特定財源⑱		0	0	0	0	
	一般財源投入率⑰／⑭	%	0.00	100.00	100.00	100.00	
職員	常勤職員	人	0.00	0.80	0.80	0.80	
	非常勤職員		0.00	0.00	0.00	0.00	

事業に関する検討課題

区民の自主的な文化・芸術活動を活発化し、地域文化の活性化を図るためには、主に小中学生を対象（一部プログラムは幼児、高校生も対象）として実施してきたプログラムについて、成人を対象にプログラムの拡充や実施期間の拡大を図るなど、更に多くの参加者を得る仕組みとしていくことが必要です。

評価基準に基づく評価と理由（『3・2・1』の3段階評価です。）			
	達成度	3	事業成果指標であるプログラム参加団体数１０に対して１３、応募率１００％に対して１１０％と、目標値を達成できました。
	実施の成果	2	終了後のアンケート結果において、満足や参加継続意思を示した方がいずれも９５％を超え、満足度の高い事業を実施できました。
	効率性	3	この事業には、実績、指導力がある講師や内容に適した会場が必要です。新宿文化・国際交流財団や日本芸能実演家団体協議会等と連携し、その専門的なノウハウやネットワークを活用することで、優れた講師や会場を効率的に確保することができました。
	行政の関与	3	低廉で気軽に多様な本物の文化・芸術を経験できる機会を提供することは、採算を重視する民間では難しく、このような機会を提供する事業を実施することは、区の責務であると言えます。
	妥当性	3	民間では採算性や集客性等の問題から実現しにくいプログラムを実施することや、民間より低廉で気軽に文化芸術体験できる機会を提供していくことは、区民が文化芸術体験を経験する機会を増やすための方法として妥当であると言えます。
	施策寄与度	3	３年間で延べ３２の地域文化団体等と連携して、延べ１，３４９名の参加を得られました。多彩なプログラムを地域の力と連携して実施し、多くの参加者に本物の文化芸術を体験してもらえたことは、施策目的の達成に寄与できたと言えます。

総合評価

19年度については、個々のプログラムに関してはアンケートで満足や参加継続意思を示した方がいずれも95%を超え事業の満足度は高く、また、参加団体数、応募率とも目標値を達成できました。一方、一部の種目の応募率が50%強にとどまったことから、意図する成果に対して概ね計画通りに事業を推進し、成果を上げたと判断し、評価をＢとします。
３年間では、延べ32の地域文化団体等と連携して多彩なプログラムを実施することで、延べ1,349名の参加を得られ、また、実定員に対する応募者数の割合も毎年ほぼ達成できている状況にあり、それぞれの成果指標も達成できていることから、地域文化活動の活性化を促進することができたと判断し、評価をＢとします。

※ **B**

過年度評価

18年度 **B**
17年度 **B**
16年度
15年度

改革方針

18年度までは主に小中学生を対象（一部プログラムは幼児、高校生も対象）としましたが、19年度から、対象の範囲を一般にも広げました。また実施期間についても、夏休みを中心に実施してきましたが、冬休みや秋にも拡大実施しました。
今後は、成人向けのプログラムを増加するとともに、春にも実施するなど、対象者や実施期間を拡大し、本物の文化・芸術に触れることができる機会の拡充に努めるとともに、第一次実行計画「78文化体験プログラムの展開」に引き継ぎ、取り組んでいきます。

方向性

※ **4**

拡大

事務事業	54	文化・観光施策の推進
章	2	ともに学ぶ、文化とふれあいのあるまち
大項目	02	個性ある地域文化づくり
施策	01	地域文化活動の活性化

事業内容

目的	新宿のまちの魅力を高め、発信していくことで、新たに文化・観光という視点から地域の活性化を促進します。
対象・手段	①地域文化発掘：区民の地域への愛着を深めるため、区民自らによる文化資源発掘を促進します。 ②文化・観光ルートの整備：観光資源の発掘、地域・産業のブランド化を促すことにより産業振興を図るとともに、観光情報を積極的に発信します。また、安心して観光を楽しめるように、案内標識を設置します。 ③文化・観光施策推進体制の整備：文化・観光施策の推進のため、区と関係機関の協働体制を整備しま

成果（事業が意図する成果）

区民が自分のまちの様々な文化資源を知ることにより、まちへの愛着と誇りを育みます。また、まちへの愛着と誇りを持って、まちづくりに関わり行動する中から、新たなまちの文化が生まれます。
このような連鎖が新宿のまちの魅力と理解を深め、これまで以上に多くの人々を新宿区に引き付けることとなります。

事業成果指標

指標名	定義	目標水準
地域のお宝情報の提供件数	区民からの文化・観光資源の発掘情報の提供件数	（ 平成19 ）年度に （ 200件 ）の水準達成
観光マップの利用者数	観光マップ（日本語版）を利用して区内を回遊する来街者の人数（年間）	（ 平成19 ）年度に （ 35000人 ）の水準達成
新宿文化観光ビューローの機能とイメージ整理	「新宿区産業振興プラン策定会議」での新宿文化観光ビューローの在り方の検討とそのイメージの整理	（ ）年度に （ 整理 ）の水準達成

成果の達成状況

		単　位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備　　考
事業成果指標	目標値１①	情報件数	0.00	200.00	200.00	200.00	
	実績１②	情報件数	0.00	80.00	0.00	94.00	
	③＝②／①	%	0.00	40.00	0.00	47.00	
	目標値２④	人	0.00	0.00	30,000.00	35,000.00	
	実績２⑤	人	0.00	0.00	32,015.00	47,780.00	
	⑥＝⑤／④	%	0.00	0.00	106.72	136.51	
	目標値３⑦	イメージ	0.00	0.00	0.00	1.00	
	実績３⑧	イメージ	0.00	0.00	0.00	1.00	
	⑨＝⑧／⑦	%	0.00	0.00	0.00	100.00	

事業の実施内容

平成18年度	対象を歴史・文化資源等から地域のお宝へと拡げて地域文化の発掘を進めました。また、観光パンフレット・モバイルサイトや観光案内標識により広く情報発信するとともに、地域ブランドのコンセプトイメージ確立を図りました。更に、文化観光関連団体と、文化・観光施策の推進体制について意見を交換しました。
平成19年度	地域のお宝発掘については、漱石生誕１４０年記念事業とも連携して発掘を進めました。また、観光マップには新たに四谷地域を加え、荒川線散策マップも作成し、モバイルサイト運営等とあわせて、広く観光情報を発信しました。更に、産業振興プラン策定の中で新宿文化観光ビューローの機能・イメージについて整理するとともに、観光施策推進協働委員会を設置し、文化・観光施策について調査検討を行いました。

部名称	地域文化部	課名称	文化観光国際課

		単　位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備　　考
トータルコスト	事業費⑩	千円	0	9,297	22,664	4,489	
	人件費⑪	千円	0	11,673	11,592	13,216	
	事務費⑫	千円	0	0	0	0	
	減価償却費等⑬	千円	0	0	0	0	
	総計⑭＝⑩＋⑪＋⑫＋⑬	千円	0	20,970	34,256	17,705	
	受益者負担⑮	千円	0	0	0	0	
	純計⑯＝⑭－⑮	千円	0	20,970	34,256	17,705	
	受益者負担率⑮／⑭	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
財源内訳	一般財源⑰＝⑯－⑱	千円	0	18,996	16,406	17,705	
	特定財源⑱		0	1,974	17,850	0	
	一般財源投入率⑰／⑭	%	0.00	90.59	47.89	100.00	
職員	常勤職員	人	0.00	1.40	1.40	1.60	
	非常勤職員		0.00	0.00	0.00	0.00	

事業に関する検討課題

①地域文化の発掘：区民からの情報について、既知の文化資源に関するものが少なくなかったため、新たな発掘を促進する取組みが必要です。　②文化・観光ルートの整備：「ひと、まち、文化の交流が創るふれあいのあるまち」を実現するためには、観光情報の発信力を強化するとともに、来街者とのコミュニケーションを重視した観光案内制度の整備が必要です。　③文化・観光施策推進体制の整備：文化・観光施策を推進するために総合的に推進できる組織のあり方の検討が必要です。

評価基準に基づく評価と理由（『3・2・1』の3段階評価です。）

達成度	2	地域のお宝の発掘は、情報数は十分ではありませんが、これまでに知られていない情報も提供されるようになりました。観光マップ利用者数は目標値を上回り、文化観光ビューローは予定していた機能とイメージを整理できました。
実施の成果	2	知られていない伝承の情報が寄せられたこと、観光マップを利用して区内を回遊した来街者の数や観光モバイルサイトのアクセス件数が順調に増えたこと、新宿文化観光ビューローのあるべき姿等を整理した等の成果を得ることができました。
効率性	2	区民、地域団体、民間業者、関係機関、区等の各主体が、それぞれ特徴を活かしてふさわしい役割を担った上で、連携して事業を実施しました。このことから、効率的な事業執行が図れたと言えます。
行政の関与	3	地域のお宝情報を効果的に共有化したり、知名度の低い観光資源を広く発信するためには、区の関与は必要です。また、文化観光施策を効果的・効率的に推進するためには、区民、地域団体、事業者、区等新宿区全体で推進する必要があります。
妥当性	3	地域のお宝情報の提供件数、区内を回遊する来街者数、文化観光ビューローの機能とイメージ整理という指標は、明確に数値化されたもので、かつ、文化・観光という視点から地域の活性化を促進するという目標に対しても、達成度を測る上で適切と言えま
施策寄与度	2	３年間で、地域のお宝情報は目標値に足りませんでしたが、次第にユニークな情報が寄せられるようになり、観光マップ・モバイルサイトは目標を超える利用があり、文化観光ビューローもイメージが整理され、総合的に見て施策寄与はなされたと判断できま

総合評価

19年度は、地域のお宝情報について、これまでにない情報が寄せられ、観光マップは目標値を達成し、モバイルサイトにも５万件を上回るアクセスがある等、文化・観光情報の収集・発信にあたって、一定の成果が得られました。また、文化観光ビューローの機能とイメージを整理し、産業振興プランに反映することができました。地域のお宝情報こそ目標値に達しませんでしたが、概ね目標が達成できたものと評価しＢ評価とします。また、３年間では文化・観光情報の発掘・収集、広範な情報発信と来街者の誘致、総合的な文化・観光施策の推進体制の整備などの各施策について、それぞれ官民の役割分担と連携の下に、概ね目標どおり推進することができたことからＢ評価とします。

※ **B**

過年度評価

18年度	B
17年度	B
16年度	
15年度	

改革方針

文化・観光情報の発掘・収集、広範な情報発信と来街者の誘致、総合的な文化・観光施策の推進体制の整備などの各施策について、施策間の連携を図ります。また、区内には、区民、地域団体、事業者、関係機関や区などがそれぞれ文化・観光施策を実施していますが、これらの多様で多彩な力を結び付け、新宿区全体で文化・観光施策を推進していくように、第一次実行計画「８２新宿の魅力の発信」に引き継いで取り組んでいきます。

方向性

※ 1

現状のまま継続

事務事業	55	文化・芸術活動への区民参加の促進
章	2	ともに学ぶ、文化とふれあいのあるまち
大項目	02	個性ある地域文化づくり
施策	01	地域文化活動の活性化

事業内容

目的	自主文化団体の形成・育成・活動を促進することで、地域文化活動の活性化と文化意識の向上を図ります。
対象・手段	新宿区内に在住、在勤する潜在的な文化活動の愛好者のために、新しい自主文化団体が形成される機会を設けます。また、新たなグループ育成・活動環境を支援します。

成果（事業が意図する成果）

自主文化団体の形成・育成・活動を促進することにより、文化活動を通して、地域文化活動の活性化と文化意識の向上を図ります。

事業成果指標

指標名	定義	目標水準
登録文化団体数	営利を目的としない区内の文化団体等で、新宿文化・国際交流財団の「文化団体の登録等運用基準」により登録を行ったもの	（ 平成19 ）年度に （ 40団体 ）の水準達成
		（ ）年度に （ ）の水準達成
		（ ）年度に （ ）の水準達成

成果の達成状況

		単 位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備 考
事業成果指標	目標値１①	団体	0.00	40.00	40.00	40.00	大規模改修工事施工のため、文化センターは、平成１９年３月１６日から平成２０年３月１４日まで休館しました。
	実績１②	団体	0.00	44.00	41.00	37.00	
	③＝②／①	%	0.00	110.00	102.50	92.50	
	目標値２④		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績２⑤		0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑥＝⑤／④	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
	目標値３⑦		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績３⑧		0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑨＝⑧／⑦	%	0.00	0.00	0.00	0.00	

事業の実施内容

平成18年度	参加体験型プログラムの実施、低廉な活動場所や活動情報の提供を行うとともに、団体登録制度については、要件を緩和するなどにより、さらなる文化活動の活性化を図りました。
平成19年度	大規模修繕工事の施工による約１年間の新宿文化センターの休館がありましたが、区民ホール等を活用して、青少年向けのユースミュージカル講座、新宿合唱祭等の参加体験型の事業を実施し、区民の文化芸術活動の発表の機会を確保しました。また、仮事務所において、団体登録制度も継続して行いました。

部名称	地域文化部	課名称	文化観光国際課

		単　位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備　　考
トータルコスト	事業費⑩	千円	0	0	0	0	この事業は、財団法人新宿文化・国際交流財団の事業です。
	人件費⑪	千円	0	0	0	0	
	事務費⑫	千円	0	0	0	0	
	減価償却費等⑬	千円	0	0	0	0	
	総計⑭＝⑩＋⑪＋⑫＋⑬	千円	0	0	0	0	
	受益者負担⑮	千円	0	0	0	0	
	純計⑯＝⑭－⑮	千円	0	0	0	0	
	受益者負担率⑮／⑭	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
財源内訳	一般財源⑰＝⑯－⑱	千円	0	0	0	0	
	特定財源⑱		0	0	0	0	
	一般財源投入率⑰／⑭	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
職員	常勤職員	人	0.00	0.00	0.00	0.00	
	非常勤職員		0.00	0.00	0.00	0.00	

事業に関する検討課題

優先受付、施設の使用料の減免、情報提供、参加体験型プログラムの実施などを適切に組み合わせて、区民の文化団体への参加や新たな文化団体の結成などを促進するための、さらに効果的な取り組みを進めていくことが必要です。

評価基準に基づく評価と理由（『3・2・1』の3段階評価です。）

達成度	2	大規模修繕工事の施工に伴い約１年間休館したため、平成１９年度は登録団体数が目標値を下回りましたが、休館中も仮事務所で団体の登録業務を継続して取り組むことにより、目標値に近い数の団体登録がありました。
実施の成果	2	過去５年間の登録団体数の推移の推移を見ると、41、37、44、41、37と増減がありますが、毎年一定水準の団体が登録され、活動を行っている状況は、事業実施の成果によるものと言えます。
効率性	2	低廉な活動場所の提供、地域文化団体の情報の共有化、参加体験型プログラムの実施等により、区民の自主的な文化芸術活動を促し、側面から支援していくことは、費用対効果に優れた実施方法であると言えます。
行政の関与	3	地域文化の振興には、区民の自主的な文化芸術活動が欠かせません。低廉な活動場所の提供、地域文化団体の情報の共有化、参加体験型プログラムの実施等により、区民の自主的な活動を促し、支援することは、区の関与のあり方として適切であると言えま
妥当性	3	地域文化の振興には、区民の文化芸術活動への参加が欠かせません。低廉な活動場所や活動情報の共有化等が受けられる「文化団体の登録等運用基準」による登録団体数を指標とすることは適切であると言えます。
施策寄与度	3	３ヵ年の登録団体数を見ると、44、41、37と斬減していますが、大規模改修工事に伴う約１年間の休館の影響もあると考えます。平均では４０．７団体が登録し活動している状況から、この事業は施策目的へ寄与していると評価しています。

総合評価

19年度は大規模改修工事に伴う休館で、活動場所の提供ができませんでしたが、仮事務所にて団体登録の業務を行いました。また、37団体941名が参加する新宿合唱祭を東京厚生年金会館を借りて実施し、活動の場を提供するなど、休館中も文化芸術団体の活動を支援しました。こうした取組みの中で、目標値の92.5%を維持できたことから、ほぼ目標水準が達成できているものと評価し、B評価とします。また、過去３年間の団体数を見ると、44、41、37と斬減していますが、大規模改修工事に伴う約１年間の休館の影響もあり、平均でみると４０．７団体が登録し活動している状況から、一定数の文化芸術団体が活動を実施し、成果をあげていると評価し、B評価とします。

※ **B**

過年度評価

18年度	B
17年度	B
16年度	
15年度	

改革方針

地域文化の振興には、区民の自主的な文化芸術活動が必要です。文化芸術活動に参加する入口の確保や、活動を継続のため、文化芸術団体の活動は欠かせません。

そのため、２０年度以降も、経常事業の「新宿文化・国際交流財団運営助成」の中で、この事業を継続して実施していきます。また、区民参加体験型事業や区民企画型事業を実施すること等により、文化活動への参加のきっかけを作ったり、連絡会議等の実施により登録団体地域文化団体同士の連携を図ることで、その活動を促進していきます。

方向性

※ 1

現状のまま継続

事務事業	149	夏目漱石生誕１４０年記念事業
章	2	ともに学ぶ、文化とふれあいのあるまち
大項目	02	個性ある地域文化づくり
施策	01	地域文化活動の活性化

事業内容

目的	新宿区に生まれ、没した国民的文豪・夏目漱石について、漱石・その作品・漱石山房・漱石の下に集まった人々・新宿区との縁等を広く情報発信することで、区民の地域に対する愛着や誇りを育み、文化の薫るまちづくりを推進します。
対象・手段	夏目漱石の生誕１４０年を記念して、小冊子の作成、シンポジウム・落語会、ミュージカル、記念ホームページの開設等、多彩なイベントを実施し、漱石やその作品、漱石をめぐる人々、漱石と新宿区の縁などを広く情報発信していきます。

成果（事業が意図する成果）

国民的文豪の夏目漱石や漱石が新宿区に縁が深いことなどを広く情報発信することにより、区民の地域への誇りや愛着を育くみ、地域文化を活性化します。

事業成果指標

指標名	定義	目標水準
小冊子の配布部数	夏目漱石やその作品、漱石をめぐる人々、漱石と新宿区の縁等を紹介する小冊子「漱石山房秋冬」（無料）の配布部数	（ 平成19 ）年度に （ 25000部 ）の水準達成
ホームページのアクセス件数	夏目漱石生誕１４０年記念ホームページの月平均アクセス件数	（ 平成19 ）年度に （ 4000件 ）の水準達成
シンポジウム・落語会の満足度	シンポジウム・落語会「漱石山房秋冬」の事後アンケートにおいて、面白かった、参考になった、新しい発見があった等の満足の意を示した人の割合	（ 平成19 ）年度に （ 90% ）の水準達成

成果の達成状況

		単　位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備　　考
事業成果指標	目標値１①		0.00	0.00	0.00	25,000.00	
	実績１②		0.00	0.00	0.00	25,000.00	
	③＝②／①	%	0.00	0.00	0.00	100.00	
	目標値２④		0.00	0.00	0.00	4,000.00	
	実績２⑤		0.00	0.00	0.00	3,981.00	
	⑥＝⑤／④	%	0.00	0.00	0.00	99.52	
	目標値３⑦		0.00	0.00	0.00	90.00	
	実績３⑧		0.00	0.00	0.00	99.00	
	⑨＝⑧／⑦	%	0.00	0.00	0.00	110.00	

事業の実施内容

平成18年度	
平成19年度	漱石生誕140年プロジェクトチームを設置し、関係各課・外郭団体の連携強化を図り、小冊子の作成、生誕140年記念ホームページの開設、シンポジウム・落語会などの生誕140年を記念する事業29事業を実施しました。また、５事業については、協働事業提案制度に基づく事業として、ＮＰＯ団体からの提案を受け、漱石やその作品、漱石をめぐる人々、新宿区との縁などを広く情報発信しました。

部名称	地域文化部	課名称	文化観光国際課

		単　位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備　　考
トータルコスト	事業費⑩	千円	0	0	0	13,665	
	人件費⑪	千円	0	0	0	12,390	
	事務費⑫	千円	0	0	0	0	
	減価償却費等⑬	千円	0	0	0	0	
	総計⑭＝⑩＋⑪＋⑫＋⑬	千円	0	0	0	26,055	
	受益者負担⑮	千円	0	0	0	0	
	純計⑯＝⑭－⑮	千円	0	0	0	26,055	
	受益者負担率⑮／⑭	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
財源内訳	一般財源⑰＝⑯－⑱	千円	0	0	0	26,055	
	特定財源⑱		0	0	0	0	
	一般財源投入率⑰／⑭	%	0.00	0.00	0.00	100.00	
職員	常勤職員	人	0.00	0.00	0.00	1.50	
	非常勤職員		0.00	0.00	0.00	0.00	

事業に関する検討課題

漱石生誕140年プロジェクトチームとして、全区的に事業を展開する中で、新宿歴史博物館において、昭和２８年の「漱石山房 猫塚 復元記念」の式典の映像が発見されました。夏目漱石やその作品等については、専門家等により調査・検討が進んでいますが、このような区内に埋もれた文化・歴史資源を発掘していく取組みを継続・強化していくことが課題です。また、協働事業として実施した５事業については、区と地域団体との互いの強みを活かし合い、漱石についての効果的な発信ができたものの、事前調査が十分にできなかった事業等が変更になる等、事業実施上の課題もありました。

評価基準に基づく評価と理由（『3・2・1』の3段階評価です。）			
	達成度	2	地域団体との協働事業で一部事業の振り替えなどがありましたが、漱石生誕１４０年プロジェクト関係各課の事業とも合わせて、年間を通じて多彩な事業を展開し、漱石や漱石と新宿区の縁等を広く情報発信できました。また、指標は目標値をほぼ達成できま
	実施の成果	2	漱石の晩年の旧居である漱石山房の復元の機運が地域から高まってくる等、地域文化活動の活性化を促すことができました。また、広く情報発信をした結果、小冊子やイベントについては、全国から問合わせがありました。これらは事業実施の成果と言えま
	効率性	2	漱石プロジェクト関係各課が情報の共有化を図り、共通のホームページ、ポスター、ロゴを作成する等、事業の連携を強化するとともに、協働提案事業により、地域団体の専門的な知識やネットワークを活かすことで、多彩な事業を効率的に実施できたと言え
	行政の関与	2	協働提案事業等により区が区民や地域団体等の地域主体の活動を側面から支援し、また、地域主体の持つ多彩な漱石の情報を区がホームページや広報紙などで広く発信したことは、それぞれの特性を活かしたもので、区の関与の方法として適切であると言えま
	妥当性	3	この事業は、国民的文豪・夏目漱石が新宿区に縁の深いことを広く情報発信するものです。小冊子の配布部数やホームページのアクセス件数等を指標として設定することは、情報発信の成果を測る上で、妥当であると言えます。
	施策寄与度	3	文化の薫るまちづくりの実現のためには、区民が身近な文化歴史資源を知り、地域に誇りと愛着を持つことが欠かせません。国民的文豪・夏目漱石が新宿区に縁の深いことを広く情報発信するこの事業は、施策目的の達成に大いに寄与するものと言えます。

総合評価

漱石生誕140年記念事業として、29事業を実施しましたが、小冊子やイベントは広く全国から問合わせがあり、新宿区と漱石との縁について、区の内外に向けて、情報発信することができたと評価しています。

また、地域からの文化を掘り起こし、文化の薫るまちづくりを進めていく上では、区からの情報発信のみならず、地域と一体となって進めていくことが必要です。140周年事業を実施する中では、夏目漱石に関するＮＰＯ団体と区との新たな関係づくりが進めることができました。また、漱石山房復元に向けての機運も高めることができたと評価しています。

※ B

過年度評価

18年度
17年度
16年度
15年度

改革方針

夏目漱石の生誕１４０年を記念した事業は終了しますが、夏目漱石が新宿区縁の文豪であることや、多くの傑作を執筆した晩年の居宅・漱石山房があったこと等を継続して情報発信していくため、第一次実行計画「７６①漱石山房の復元に向けた取組み」に引き継ぎ取り組みます。

第一次実行計画期間中は、漱石に関するイベント等による情報発信や、漱石山房の復元に向けた調査・検討を行い、漱石山房の復元に向けた取組みを進めていきます。

また、漱石を愛し、深い知識を持つ区民の方々や地域団体とも連携を深め、漱石縁の新宿区ならではの事業展開を図っていきます。

方向性

※ 2

手段改善

事務事業	56	新宿文化センターの整備
章	2	ともに学ぶ、文化とふれあいのあるまち
大項目	02	個性ある地域文化づくり
施策	01	地域文化活動の活性化

事業内容

目的	建物や設備を適切に修繕することで、新宿文化センターを音楽、演劇等を優れた条件で上演できる施設とするとともに、大ホールを利用しやすくします。
対象・手段	新宿文化センターは昭和54年の開館以来28年が経過し、建物や設備の老朽化が進んでいるため、施設を適切な状態に維持するために、計画的に修繕を行います。

成果（事業が意図する成果）

新宿文化センターを、新宿区における文化芸術活動の核として活用することにより、区民が様々な文化芸術活動に触れることで、区民生活を豊かなものにできます。

事業成果指標

指標名	定義	目標水準
新宿文化センター大ホールの利用率	新宿文化センター大ホールの利用率（通年ベース）	（ 平成19 ）年度に （ 95% ）の水準達成
		（ ）年度に （ ）の水準達成
		（ ）年度に （ ）の水準達成

成果の達成状況

		単 位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備 考
事業成果指標	目標値１①	%	0.00	95.00	95.00	95.00	大規模修繕工事施工に伴い、平成１９年３月１６日から平成２０年3月１４日まで休館しました。
	実績１②	%	0.00	92.20	87.10	94.11	
	③＝②／①	%	0.00	97.05	91.68	99.06	
	目標値２④		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績２⑤		0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑥＝⑤／④	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
	目標値３⑦		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績３⑧		0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑨＝⑧／⑦	%	0.00	0.00	0.00	0.00	

事業の実施内容

平成18年度	前年度に実施した調査結果等を基に、効果的な補修工事の実現に向け、関係課と検討を進めました。また、新宿区における文化芸術活動の拠点として、より多くの利用を得られるように、接客設備の改修も行うこととしました。
平成19年度	大規模改修工事を実施し、予定どおり平成２０年３月１５日にリニューアルオープンを行いました。 主な工事の内容 外壁及び屋上防水改修、舞台照明設備・吊物機構改修、特別高圧受変電設備改修等の大規模修繕工事、アスベスト除去工事、大ホール車椅子席増設、ロビー・ホワイエ改修等の接客設備向上工事

部名称	地域文化部	課名称	文化観光国際課

		単　位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備　　考
トータルコスト	事業費⑩	千円	0	5,460	4,810	821,973	
	人件費⑪	千円	0	0	0	0	
	事務費⑫	千円	0	0	0	0	
	減価償却費等⑬	千円	0	0	0	0	
	総計⑭＝⑩＋⑪＋⑫＋⑬	千円	0	5,460	4,810	821,973	
	受益者負担⑮	千円	0	0	0	0	
	純計⑯＝⑭－⑮	千円	0	5,460	4,810	821,973	
	受益者負担率⑮／⑭	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
財源内訳	一般財源⑰＝⑯－⑱	千円	0	5,460	4,810	91,808	
	特定財源⑱		0	0	0	730,165	
	一般財源投入率⑰／⑭	%	0.00	100.00	100.00	11.17	
職員	常勤職員	人	0.00	0.00	0.00	0.00	
	非常勤職員		0.00	0.00	0.00	0.00	

事業に関する検討課題

今後とも、新宿文化センターを魅力ある文化施設として維持できるように、修繕を要する箇所ごとに、効率的効果的な修繕方法を選択する必要があります。

評価基準に基づく評価と理由（『3・2・1』の3段階評価です。）			
	達成度	3	外壁補修等の大規模修繕工事、アスベスト除去工事、接客設備向上工事とも計画どおりに施工でき、予定どおりリニューアルオープンすることができました。
	実施の成果	2	１９年度は開館期間が約半月でしたが、大ホールの利用率については、ほぼ目標値を達成することができました。利用者からも、文化センターの雰囲気が明るくなったとの声が多く聞かれ、施設の魅力が増したことを感じてもらえました。
	効率性	2	今回の大規模改修には約１年間の休館をしましたが、外壁等の大規模修繕工事、アスベスト除去工事、接客設備改修工事を併せて施工したことで、休館期間を極力短縮し、効率的に行うことができました。
	行政の関与	3	近隣には文化センターと同様なホールがありますが、区民が低廉かつ気軽に利用できる施設は、他にはありません。区が修繕等を施工し、区内の文化芸術の核となる施設を維持することは、「文化の薫るまち　新宿」を実現するために必要です。
	妥当性	3	区民ホール等、区民が気軽に文化芸術活動の場として活用できる施設は他にもありますが、本格的な設備と１８００人の収容力を持つ大ホールは、文化センターしかありません。この大ホールの利用率を目標達成の指標としたことは適切であると考えます。
	施策寄与度	3	この３ヵ年の調査・設計・工事で、区民が様々な文化活動を行う拠点として、本格的な大ホールを持つ文化センターをリニューアルし、魅力を高めることができたと評価します。

総合評価	※
19年度は予定どおり工事を竣工させることができ、３月15日にはリニューアルオープンすることができました。年度内に予定していた工事・事業が計画どおりできたことからＢ評価とします。また、３年間を通して、調査、設計、工事とも予定どおり進行し、外壁等の大規模修繕、アスベスト除去、接客設備改修の各工事を同時に実施することで、休館期間を極力抑えることができたと評価しています。リニューアルオープン後は、引き続き、区内における文化芸術活動の拠点として活用していきます。指標である大ホールの利用率については、３箇年の平均が91.1%と目標値の95%を若干下回りましたが、ほぼ有効に活用できたことからＢ評価します。	B
	過年度評価
	18年度 B
	17年度 B
	16年度
	15年度

改革方針	方向性
大規模改修工事の完了に伴い、この事業は終了します。 今後は、文化センター維持管理していく中で施設や設備の状態に十分に注意を払い、適切な改修工事を実施し、魅力ある施設として維持していきます。 また、20年３月から、リニューアルオープン記念事業を順次実施してきていますが、今後とも、文化センターの魅力を広く発信して、施設の利用率の向上に努めていきます。	※ 6 休廃止

事務事業	57	博物館友の会の推進
章	2	ともに学ぶ、文化とふれあいのあるまち
大項目	02	個性ある地域文化づくり
施策	02	文化資源の保護と文化環境づくりの推進

事業内容

目的	博物館友の会を推進し、区の歴史や文化を調査・研究する自主的活動を支援することにより、郷土の歴史・文化に対する理解及び地域文化の向上を図るとともに、区民等の博物館事業運営への参画と協働を推進することで、より親しまれる博物館を実現します。
対象・手段	区内小・中学生を対象にしたこども友の会と、区民及び区外の来館者を対象とした一般友の会の事業を推進します。 林芙美子記念館と新宿歴史博物館に博物館の解説及び史跡案内を内容とする博物館ボランティアを導入します。

成果（事業が意図する成果）

参画・協働型の博物館事業運営により、区民に親しまれる博物館が実現できます。

事業成果指標

指標名	定義	目標水準
一般友の会会員登録数	一般友の会登録状況	（ 平成19 ）年度に （ 160人 ）の水準達成
博物館ボランティアの活動状況	ボランティア活動件数	（ 平成19 ）年度に （ 400件 ）の水準達成
		（ ）年度に （ ）の水準達成

成果の達成状況

		単　位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備　　考
事業成果指標	目標値１①	人	0.00	160.00	160.00	160.00	
	実績１②	人	0.00	206.00	241.00	233.00	
	③＝②／①	%	0.00	128.75	150.62	145.62	
	目標値２④	件	0.00	400.00	400.00	400.00	
	実績２⑤	件	0.00	148.00	490.00	1,159.00	
	⑥＝⑤／④	%	0.00	37.00	122.50	289.75	
	目標値３⑦		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績３⑧		0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑨＝⑧／⑦	%	0.00	0.00	0.00	0.00	

事業の実施内容

平成18年度	１こども友の会の運営 ２一般友の会の運営 ３ボランティア講座の実施 ４新宿歴史博物館及び林芙美子記念館の解説ボランティアの登録（97名）及び活用（490件）
平成19年度	１こども友の会を生涯学習財団事業課のレガス子どもクラブと連携実施　年間20回（歴史分野8回） ２一般友の会の運営　登録者233人　３ボランティアレベルアップ講座等の実施 ４博物館ボランティア（①林芙美子記念館ガイドボランティア②史跡ガイドボランティア③展示ガイドボランティア）の登録（112名）及び活用（延1,159件）

部名称	地域文化部	課名称	文化観光国際課

		単　位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備　　考
トータルコスト	事業費⑩	千円	738	712	542	904	
	人件費⑪	千円	6,548	6,548	6,820	6,791	
	事務費⑫	千円	0	0	0	0	
	減価償却費等⑬	千円	0	0	0	0	
	総計⑭＝⑩＋⑪＋⑫＋⑬	千円	7,286	7,260	7,362	7,695	
	受益者負担⑮	千円	0	0	0	0	
	純計⑯＝⑭－⑮	千円	7,286	7,260	7,362	7,695	
	受益者負担率⑮／⑭	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
財源内訳	一般財源⑰＝⑯－⑱	千円	7,186	7,028	7,095	7,448	
	特定財源⑱		100	232	267	247	
	一般財源投入率⑰／⑭	%	98.63	96.80	96.37	96.79	
職員	常勤職員	人	0.50	0.50	0.50	0.50	
	非常勤職員		1.00	1.00	1.00	1.00	

事業に関する検討課題

平成19年度の事業の実施内容に記載のとおり、一般友の会や博物館ボランティアの登録者数や活用件数は大幅に増大しました。今後は本事業を歴史博物館の経常的な事業とする中で、ボランティアの活用領域のさらなる拡大と、自主グループの自立に向けた活動支援を継続していく必要があります。

評価基準に基づく評価と理由（『3・2・1』の3段階評価です。）

達成度	3	博物館ボランティア養成とその活動も進行し、参加・協働型の歴史博物館運営への環境整備が着実に進んでいます。
実施の成果	2	こども友の会、一般友の会の活動の推進により、親しまれる博物館の実現に向け、自主グループの育成と、これと協働するための環境整備が進んでいます。
効率性	2	こども友の会の活動は、生涯学習財団事業「レガス子どもクラブ」と連携実施することで、効率的に事業の実施回数、参加者数を拡大することができました。また、博物館ボランティアの活動領域・規模が拡大したことで、より効果的に事業を展開しました。
行政の関与	3	博物館ボランティア等との協働による博物館事業運営を通じ、新宿の歴史や文化に親しみ、郷土への愛着・誇りを育むと共に、次世代に継承していくことができます。
妥当性	2	博物館友の会は、博物館利用者の増大及び参画・協働による博物館事業運営の実践を通じて、親しまれる博物館づくりを推進することを目的に実施しており、適切に目標設定されています。
施策寄与度	3	平成17年度と比較し、友の会会員数は13.1%増、博物館ボランティア登録者数は489.5%増、ボランティアの延活用件数は683.1%増と極めて順調に推移し、協働による「文化資源の保護と文化環境づくりの推進」に大きく寄与しました。

総合評価

19年度の評価をＢとしました。理由は①こども友の会の活動が、生涯学習財団事業「レガス子どもクラブ」と連携実施することで、効率的に事業実施回数、参加者数の拡大を実現することができたこと、②一般友の会において、19年度末の登録者が233人となり、継続的利用者の増加が図られていること、③博物館ボランティアの登録者が112人、活用は延1,159件と大幅に増加し継続的な協働のパートナーとしての位置づけが確立されてきている等、着実に事業が展開できているからです。また、過去3年間の実績からもＢと評価しました。17年度、創設した、博物館ボランティア制度をはじめ、参加・協働型の博物館事業運営の環境整備がほぼ計画通りに進んでいるためです。

※ B

過年度評価

18年度 B
17年度 B
16年度 B
15年度

改革方針

平成20年度からは、経常事業の「新宿区生涯学習財団運営助成」の中で事業を実施し、引き続き、ボランティアの活動領域を博物館事業全体に拡げるとともに、参加・協働型博物館運営を進めていきます。

方向性

※ 1

現状のまま継続

事務事業	58	ミニ博物館の充実及び推進
章	2	ともに学ぶ、文化とふれあいのあるまち
大項目	02	個性ある地域文化づくり
施策	02	文化資源の保護と文化環境づくりの推進

事業内容

目的	区内に所在する文化資源及び産業設備を整備し公開することにより、区民の教養や文化の発展に寄与します。
対象・手段	区内に所在する文化資源及や産業設備など、寺社、地場産業、伝統工芸、老舗、民間事業所、官公庁、鉄道等のうち区民が気軽に入れる展示、実演施設をミニ博物館として整備し、公開します。

成果（事業が意図する成果）

区内にある身近な文化資源を区民に認識してもらうことで、地域への愛着を深め、区の文化環境づくりが進められます。また区外の人々に新宿の地域文化とその伝統に対する魅力を伝えることができます。

事業成果指標

指標名	定義	目標水準
ミニ博物館に対する運営助成	ミニ博物館に対する運営助成達成館数	（ 平成19 ）年度に （ 7館の運営助成 ）の水準達成
ミニ博物館の新館設置状況	ミニ博物館の新館設置達成館数	（ 平成19 ）年度に （ 1館の新館設置 ）の水準達成
ミニ博物館(既存館)の展示替え等改修補助状況	ミニ博物館(既存館）の展示替え等改修補助達成館数	（ 平成19 ）年度に （ 1館の改修補助 ）の水準達成

成果の達成状況

		単　位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備　　考
事業成果指標	目標値１①	館	7.00	7.00	7.00	7.00	（１館の休館含む）
	実績１②	館	7.00	7.00	7.00	7.00	
	③＝②／①	%	100.00	100.00	100.00	100.00	
	目標値２④	館	0.00	0.00	1.00	1.00	
	実績２⑤	館	0.00	0.00	0.00	0.00	予定していた新館は事業者側のｾｷｭﾘﾃｨや定期公開等の条件整備が整うまで延期。
	⑥＝⑤／④	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
	目標値３⑦	館	0.00	0.00	0.00	1.00	
	実績３⑧	館	0.00	0.00	0.00	1.00	
	⑨＝⑧／⑦	%	0.00	0.00	0.00	100.00	

事業の実施内容

平成18年度	①新館１館の設置調整 ②各ミニ博物館に対する運営補助（７館） ③各ミニ博物館のパンフレットの増刷（２館） ④伝統工芸講座（２回実施、６８名参加）
平成19年度	①「ミニ博物館事業及び補助金交付要綱」を改正（展示替え・展示設備改修経費に対する補助を追加） ②ミニ博物館運営補助（６館、１館は休館のため非該当）、展示替え・展示設備改修補助（１館） ③ミニ博物館マップ増刷及び各ミニ博物館のパンフレット増刷（２館）、新刷（１館） ④伝統工芸講座（２回実施、３５名参加）　※③④は、（財）新宿区生涯学習財団で担当

部名称	地域文化部	課名称	文化観光国際課

		単　位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備　　考
トータルコスト	事業費⑩	千円	1,164	2,053	1,326	4,663	
	人件費⑪	千円	6,548	6,548	6,820	6,791	
	事務費⑫	千円	10	10	0	0	
	減価償却費等⑬	千円	0	0	0	0	
	総計⑭＝⑩＋⑪＋⑫＋⑬	千円	7,722	8,611	8,146	11,454	
	受益者負担⑮	千円	0	0	0	0	
	純計⑯＝⑭－⑮	千円	7,722	8,611	8,146	11,454	
	受益者負担率⑮／⑭	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
財源内訳	一般財源⑰＝⑯－⑱	千円	7,722	8,611	8,146	11,454	
	特定財源⑱		0	0	0	0	
	一般財源投入率⑰／⑭	%	100.00	100.00	100.00	100.00	
職員	常勤職員	人	0.50	0.50	0.50	0.50	
	非常勤職員		1.00	1.00	1.00	1.00	

事業に関する検討課題

ミニ博物館は、区内の文化資源を再評価し、これをもとに区の文化環境を整備するための貴重な施設です。区民に郷土の文化とその魅力を伝える意義もあり、今後も着実に継続・発展させる必要があります。
しかし、ミニ博物館は、あくまでも設置事業者が主体となって運営している施設です。団体見学の増大により、仕事場等として、支障をきたすこともあるため、見学や観光施策として取り組む際は、十分な配慮が必要と考えます。

評価基準に基づく評価と理由（『3・2・1』の3段階評価です。）

達成度	2	①館設置者の積極的な取り組みを支援するため規定の整備を行い、既存館１館に対し、展示替え等の経費の一部を補助しました。 ②他の既存館６館も継続して、ミニ博物館事業を運営し、運営補助を実現しました。
実施の成果	2	伝統工芸や寺社等、民間事業者の協力で10年以上継続して実施されており、協働事業の面からも成果のある事業です。区内にある文化資源を広く周知し、区の文化環境づくりを進める上で大きな役割を果たしているほか、教育資源としても評価できます。
効率性	2	この事業は、民間事業者が自ら運営しており、維持管理の支援を目的に、運営補助や展示替え・展示設備改修等に係る経費の一部を補助しています。 費用対効果から見て効果的・効率的に行われていると評価します。
行政の関与	2	事業者が主体的に運営するミニ博物館に対し、区内の文化資源をより広く周知し、文化環境づくりをさらに進めるために、区が関与していく必要があります。
妥当性	2	今後も継続的に活性化させる方策を考える必要があります。 既存館の展示設備改修等の指標は妥当と考えます。また、観光施策等への位置づけについては、関係機関との十分な調整と緊密な連携が必要と考えます。
施策寄与度	2	要綱整備等のこの３年間の取り組みと各ミニ博物館の活動は、区民の身近な文化資源として、区民の地域への愛着を深め、区の文化環境づくりに寄与してきているものと評価します。

総合評価

19年度は、既存のミニ博物館を対象として、展示替え等の経費の一部を補助するしくみを創設し補助することにより、ミニ博物館の新たな魅力を引き出すことができました。（リニューアルによる開設は20年度です。）また、既存館の魅力を広く知らせるため、伝統工芸講座を歴史博物館で実施しました。そして、予定した新館は設置できませんでしたが、文化財の特別公開の形で公開することができました。また、３ヵ年の取組みについても①ミニ博物館７館の運営②パンフレット・伝統工芸講座を通してのミニ博物館の魅力の紹介③新設のミニ博物館の設置に変わる特別公開等が実施できました。そのため、19年度・３ヵ年いずれも概ね計画どおりに事業ができたとＢ評価とします。

※ **B**

過年度評価

18年度	B
17年度	B
16年度	B
15年度	

改革方針

各ミニ博物館が受入れにあたって混乱することがないよう、広報・ホームページ・パンフレット等を利用しての周知活動を徹底していきます。
そして、この事業は、継続的な事業として遂行していくため、経常事業の「ミニ博物館の充実」として、引き続き、取り組んでいきます。

方向性

※ 1

現状のまま継続

事務事業	59	ＮＰＯ等との協働の環境づくりの推進
章	2	ともに学ぶ、文化とふれあいのあるまち
大項目	03	ふれあい、参加、協議の推進
施策	01	コミュニティ活動の充実と支援

事業内容

目的	区民・事業者・ＮＰＯ・ボランティアなど多様な主体が出会い、地域の様々な課題に取り組むために協働を推進する過程で生じる具体的な問題や協働を推進するための協議や、多様な主体による協働を推進するため、「協働支援会議」の運営や多くの方々の寄附に支えられたＮＰＯへの財政支援、また、地域の人材育成・支援などの様々な主体による協働の環境づくりを進めます。
対象・手段	ＮＰＯ等との協働事業や活動を促進するため、協働の過程で生じる具体的な問題を協議する場として、協働支援会議」の運営と、協働推進基金により、ＮＰＯへの財政支援を推進します。また、地域型コミュニティリーダーを養成していくための講座「協働カレッジ」を開催し、横断的な地域課題に対応できる人材を育成・支援していきます。

成果（事業が意図する成果）

平成16年3月に策定された「地域との協働推進計画」で掲げられた協働推進プランの具体的な取組みを実践することで、区とＮＰＯなどの多様な主体との協働を推進し、みんなで支える地域社会の実現に向けての環境をつくることができます。

事業成果指標

指標名	定義	目標水準
ＮＰＯ活動資金助成の実施	協働推進基金への寄附金目標額	（ 毎 ）年度に （ 2,000,000円 ）の水準達成
協働カレッジの参加	協働カレッジの受講修了者人数	（ 平成19 ）年度に （ 100人 ）の水準達成
		（ ）年度に （ ）の水準達成

成果の達成状況

		単　位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備　　考
事業成果指標	目標値１①	千円	0.00	2,000.00	2,000.00	2,000.00	
	実績１②	千円	0.00	2,098.41	12,363.22	290.81	
	③＝②／①	%	0.00	104.92	618.16	14.54	
	目標値２④	人	0.00	35.00	70.00	100.00	
	実績２⑤	人	0.00	37.00	88.00	68.00	
	⑥＝⑤／④	%	0.00	105.71	125.71	68.00	
	目標値３⑦		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績３⑧		0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑨＝⑧／⑦	%	0.00	0.00	0.00	0.00	

事業の実施内容

平成18年度	協働事業提案及び協働事業評価の実施 ＮＰＯ活動基金助成の実施及び協働推進基金の趣旨普及 新宿ＮＰＯネットワーク協議会の設立 地域リーダー養成講座「協働カレッジ」の開催
平成19年度	協働事業提案及び協働事業評価の実施、 ＮＰＯ活動基金助成の実施及び協働推進基金の趣旨普及、 新宿ＮＰＯネットワーク協議会の運営、区民活動支援サイト「キラミラネット」の開設、 地域リーダー養成講座「協働カレッジ」の開催

部名称	地域文化部		課名称	地域調整課		
		単　位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備　　考
トータルコスト	事業費⑩	千円	0	7,974	19,531	11,020	
	人件費⑪	千円	0	16,676	16,560	16,520	
	事務費⑫	千円	0	0	0	0	
	減価償却費等⑬	千円	0	0	0	0	
	総計⑭＝⑩＋⑪＋⑫＋⑬	千円	0	24,650	36,091	27,540	
	受益者負担⑮	千円	0	0	0	0	
	純計⑯＝⑭－⑮	千円	0	24,650	36,091	27,540	
	受益者負担率⑮／⑭	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
財源内訳	一般財源⑰＝⑯－⑱	千円	0	24,650	36,091	27,540	
	特定財源⑱		0	0	0	0	
	一般財源投入率⑰／⑭	%	0.00	100.00	100.00	100.00	
職員	常勤職員	人	0.00	2.00	2.00	2.00	
	非常勤職員		0.00	0.00	0.00	0.00	

事業に関する検討課題

ＮＰＯ等との協働の環境づくりの推進のためには、新たな人材の発掘と地域における様々な主体をコーディネートできる地域リーダーの養成と活動の場の整備、また、ＮＰＯネットワーク協議会を中心とした区内の社会貢献活動団体のネットワーク化の促進による実効性のある組織づくりに引続き取り組んでいく必要があります。さらに、ＮＰＯや地域団体などの社会貢献活動や協働事業のＰＲや報告の実施等により普及啓発を行い、多くの区民の地域活動への参画を促進していく必要があります。

評価基準に基づく評価と理由（『3・2・1』の3段階評価です。）			
	達成度	1	協働事業提案制度は、実施・評価・次年度実施事業の選定は、計画通り行いました。 協働推進基金は、普及啓発に努めましたが目標額を大きく下回りました。 また、協働カレッジの受講者数も目標値に達することができませんでした。
	実施の成果	2	協働カレッジは今後につながる人材の育成ができました。また、地域活動情報のサイトの開設により、様々な情報収集が可能となったことなど、これらは協働の環境づくりが推進された成果と言えます。
	効率性	2	協働支援会議、ＮＰＯ等の社会貢献団体、区等が、それぞれの経験や能力を活かした役割を担い、連携して効率的に事業を実施しました。
	行政の関与	3	区と様々な主体とが協働する環境整備は、多様化・複雑化する地域課題の効果的・効率的な解決に向けて重要なことであり、そのためには、行政が具体的な協働参画の仕組みづくりを行う必要があります。
	妥当性	3	協働事業提案及び協働事業評価制度の実施、ＮＰＯネットワーク及び区民活動支援サイトの立ち上げ、地域を支える人材の育成は、多様な主体が協働参画を推進するために重要な役割を果たすものであり、適切です。
	施策寄与度	2	１９年度は、寄附金・受講者数ともに目標値を達成することができませんでしたが、この３年間では、協働事業提案及び協働事業評価を制度化し導入したほか、ＮＰＯのネットワークづくりが進み、総合的にみると施策目的の達成に寄与しました。

総合評価

１９年度は、Ｂ評価です。寄附金及び協働カレッジが目標値に達しなかったものの、協働カレッジによる今後につながる人材の育成や、地域活動情報の集約サイトの開設により様々な情報を区民が容易に収集可能となったことなど、協働の環境づくりの推進に一定の成果が得られました。

また、３年間の実績では、協働事業提案制度・評価制度の実施、ＮＰＯのネットワーク化、協働カレッジの開催、区民活動支援サイトの開設などに取り組み、ＮＰＯなどの多様な主体との協働の環境整備が進んでいるためBと評価します。

※ B

過年度評価

18年度 A
17年度 B
16年度
15年度

改革方針

協働支援会議による協働事業提案と評価制度の円滑な運用の検討や、さらなる協働推進基金の趣旨普及とＮＰＯのネットワークの充実を図るなど、ＮＰＯ等との協働の環境づくりをさらに推進していくために、第一次実行計画「３ＮＰＯや地域活動団体等、多様な主体との協働の推進」と「５①地域活動を支える担い手の発掘と人材の育成」に引き継いで取り組んでいきます。

方向性

※ 1

現状のまま継続

事務事業	60	地域協働事業への支援
章	2	ともに学ぶ、文化とふれあいのあるまち
大項目	03	ふれあい、参加、協議の推進
施策	01	コミュニティ活動の充実と支援

事業内容

目的	住みよいまちづくりに向けた区民主体の活動を促進するために、地域のコミュニティ団体等の活動を支援し、地域住民の交流参加の促進と連帯感の醸成を図ります。
対象・手段	地域におけるコミュニティ団体から提案された地域イベント・活動及び地域センター事業を支援することにより、地域交流を促進し、住民主体の活動の芽を育みます。

成果（事業が意図する成果）

住民参加と地域交流の促進が図られます。また、協働のための基盤が形成され、地域におけるコミュニティ活動が活性化されます。

事業成果指標

指標名	定義	目標水準
公募制自主事業数	自主事業の数 2事業×10地区	（ 平成19 ）年度に （ 20事業 ）の水準達成
事業参加者数の推移	特別出張所及び地域センターの自主事業参加者数	（ 平成19 ）年度に （ 6855人 ）の水準達成
		（ ）年度に （ ）の水準達成

成果の達成状況

		単　位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備　　考
事業成果指標	目標値１①	事業	20.00	20.00	20.00	20.00	平成14年度実績の約５％増
	実績１②	事業	21.00	11.00	32.00	39.00	
	③＝②／①	%	105.00	55.00	160.00	195.00	
	目標値２④	人	6,855.00	6,855.00	6,855.00	6,855.00	
	実績２⑤	人	4,441.00	5,085.00	15,034.00	20,041.00	
	⑥＝⑤／④	%	64.78	74.18	219.31	292.36	
	目標値３⑦		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績３⑧		0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑨＝⑧／⑦	%	0.00	0.00	0.00	0.00	

事業の実施内容

平成18年度	「地域交流の促進」　２特別出張所　（戸塚・落合第二）延べ６事業 地域センターの自主運営機能の充実 公募制自主事業の実施と拡充
平成19年度	「地域交流の促進」　１特別出張所　（戸塚）１事業 地域センターの自主運営機能の充実 公募制自主事業の実施と拡充

部名称	地域文化部	課名称	地域調整課

		単　位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備　　考
トータルコスト	事業費⑩	千円	1,292	1,103	4,082	3,348	
	人件費⑪	千円	4,169	4,169	4,140	4,130	
	事務費⑫	千円	0	0	0	0	
	減価償却費等⑬	千円	0	0	0	0	
	総計⑭＝⑩＋⑪＋⑫＋⑬	千円	5,461	5,272	8,222	7,478	
	受益者負担⑮	千円	0	0	0	0	
	純計⑯＝⑭－⑮	千円	5,461	5,272	8,222	7,478	
	受益者負担率⑮／⑭	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
財源内訳	一般財源⑰＝⑯－⑱	千円	5,461	5,272	8,222	7,478	
	特定財源⑱		0	0	0	0	
	一般財源投入率⑰／⑭	%	100.00	100.00	100.00	100.00	
職員	常勤職員	人	0.50	0.50	0.50	0.50	
	非常勤職員		0.00	0.00	0.00	0.00	

事業に関する検討課題

公募制事業について、応募が多かった場合の評価方法を検討するとともに、公平性、透明性の観点からその評価方法の周知についての検討が求められています。

評価基準に基づく評価と理由（『3・2・1』の3段階評価です。）			
	達成度	3	周知方法や審査方法を見直し自主事業の幅を広げたことにより、目標の事業数２０事業に対し３９事業実施できました。
	実施の成果	3	自主事業が３９事業、参加者数が２０，０４１人を達成するなど、地域住民の交流参加の促進が図られたと言えます。
	効率性	2	地域のコミュニティ活動団体の自主性を尊重することにより、団体の創意工夫のもと自主事業が、ほぼ効率的に行われたと言えます。
	行政の関与	2	地域のコミュニティ活動団体がコミュニティ活動を自主的に企画・実施し、それに対し区が補助金を支出して支援するということで役割分担を明確にしてます。また、助成対象事業の審査に特別出張所の職員も加わわるなど区の関与はほぼ妥当と言えます。
	妥当性	2	後期基本計画の指標地域活動参加率６３．８％から見て、地域のコミュニティ団体の活動を支援することは、地域活動への参加促進に一定の役割を担っており、ほぼ妥当と言えます。
	施策寄与度	2	この３年間で事業数が　１１事業から８２事業に、参加人数が５，０８５人から２０，０４１人に拡大しました。より多くの地域住民の交流参加を促進することができたことにより、施策目的に寄与していると言えます。

総合評価

平成19年度の評価をBとした理由は、事業数と参加者数で十分な成果をあげることができたからです。その内容は、事業数39事業と、参加者数20,041人です。
また、過去３年間の実績では、平成18年度より事業助成を各地区10万円から30万円に拡大し、事業数と参加者数が17年度に比べ３倍強の事業成果を挙げたことによりBと評価しました。

※ B

過年度評価
18年度 B
17年度 B
16年度 B
15年度

改革方針

この事業は、事業数や参加者数が目標水準を達成しました。今後は、公募制事業の評価方法の公平性・透明性を高めながら継続していく必要があることから、経常事業の「地域協働事業の支援」に引き継いで取組みます。

方向性
※ 1
現状のまま継続

事務事業	61	学校跡地を活用したひろばづくり
章	2	ともに学ぶ、文化とふれあいのあるまち
大項目	03	ふれあい、参加、協議の推進
施策	02	コミュニティ施設の充実と利用の促進

事業内容

目的	地域の多様な主体により、ともに支え合い助け合う都市にふさわしいコミュニティを創出します。 世代を超えた豊かな交流を育み、新たな活力を生み出します。 地域住民による地域貢献活動の場としての活用を図るとともに、地域文化の発信拠点としていきます。
対象・手段	四谷第四小学校跡地を地域のひろばとして活用していきます。ひろばづくりにあたっては、地域の方が自主的・主体的に企画・立案段階から参画し、運営するという、参加と協働によるひろばづくりのモデル事業とします。

成果（事業が意図する成果）

地域住民による地域貢献活動の場として活用されます。
世代を超えた交流の輪が拡がります。

事業成果指標

指標名	定義	目標水準
運営協議会準備委員会（四谷地区協議会四谷ひろばプロジェクト）の開催	ひろばを自主管理・自主運営する運営協議会の準備委員会。開催回数	（ 平成19 ）年度に （ ５回開催 ）の水準達成
四谷ひろば運営協議会の設立、総会・役員会の開催	ひろばを自主管理・自主運営する運営協議会。開催回数	（ 平成19 ）年度に （ ７回開催 ）の水準達成
		（ ）年度に （ ）の水準達成

成果の達成状況

		単　位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備　　考
事業成果指標	目標値１①	回	0.00	6.00	6.00	5.00	
	実績１②	回	0.00	6.00	6.00	5.00	
	③＝②／①	%	0.00	100.00	100.00	100.00	
	目標値２④		0.00	0.00	0.00	7.00	
	実績２⑤		0.00	0.00	0.00	9.00	
	⑥＝⑤／④	%	0.00	0.00	0.00	128.57	
	目標値３⑦		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績３⑧		0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑨＝⑧／⑦	%	0.00	0.00	0.00	0.00	

事業の実施内容

平成18年度	地区協議会の意見書を受けて区の活用方針を決定し、地域が自主管理・自主運営するひろばの運営協議会準備委員会を設置。開設に向けて、アンケート・地域意見交換会を行うなど、準備を進めました。 また、建物の耐震診断等、施設整備に着手しました。
平成19年度	四谷ひろば運営協議会が設立され、20年４月のオープンを決定しました。 また、四谷ひろばは、用途変更許可手続き及び耐震補強等工事を完了し、四谷ひろば運営協議会及び二つのＮＰＯ法人との間で協定書・貸付契約を締結しました。

部名称	地域文化部	課名称	四谷特別出張所

		単　位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備　　考
トータルコスト	事業費⑩	千円	0	239	2,511	313,277	
	人件費⑪	千円	0	4,169	4,140	4,130	
	事務費⑫	千円	0	0	0	0	
	減価償却費等⑬	千円	0	0	0	0	
	総計⑭＝⑩＋⑪＋⑫＋⑬	千円	0	4,408	6,651	317,407	
	受益者負担⑮	千円	0	0	0	0	
	純計⑯＝⑭－⑮	千円	0	4,408	6,651	317,407	
	受益者負担率⑮／⑭	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
財源内訳	一般財源⑰＝⑯－⑱	千円	0	4,408	6,651	317,407	
	特定財源⑱		0	0	0	0	
	一般財源投入率⑰／⑭	%	0.00	100.00	100.00	100.00	
職員	常勤職員	人	0.00	0.50	0.50	0.50	
	非常勤職員		0.00	0.00	0.00	0.00	

事業に関する検討課題

今後の主な課題は、参加と協働によるひろばづくりのモデル事業として、安定的な運営を図ることです。区は、運営が安定的なものとなるよう、適切な助言を行なうなどの支援をしていきます。

評価基準に基づく評価と理由（『3・2・1』の3段階評価です。）

達成度	3	平成19年度は、準備委員会を５回、準備委員会を経て平成19年10月設立した運営協議会を７回開催しました。四谷ひろば運営協議会は、地域により自主管理・自主運営していく方向で「四谷ひろば」を平成20年4月にオープンしました。目標は100%達成しまし
実施の成果	3	四谷ひろばが、学校跡地を効率的かつ有効に活用した新たなコミュニティ拠点が整備されことにより、この拠点を活用して地域に支えられた新たな交流と活力を生み出す事業展開が図られるなどの成果が読み取れます。
効率性	3	四谷ひろば運営協議会と2つのＮＰＯ法人との間で協定書・貸付契約を締結し、一定の貸付収入を確保したうえで、四谷ひろば運営協議会では、事業計画・予算を策定し、地域により自主管理・自主運営が進められ、学校跡地の効率的な有効活用が図れていま
行政の関与	3	学校跡地を効率的かつ有効に活用した四谷ひろばは運営協議会と二つのＮＰＯ法人がそれぞれ貸付契約を締結し、自主的主体的な運営しています。　区は、安定的な運営がなされるよう適切な助言を行うなど引き続き支援を行う必要があります。
妥当性	3	この目標設定により、地域により自主管理・自主運営していく「四谷ひろば」が平成20年4月にオープンできたことから目標設定は適切であったと考えます。
施策寄与度	3	地域により自主管理・自主運営していく「四谷ひろば」が平成20年4月にオープンでき、今後は、地域のコミュニティの核となって、交流の促進が図られる地域貢献の場として活用されることは、施策目的達成に大いに寄与したと言えます。

総合評価

平成19年度の評価はＡとします。10月に四谷ひろば運営協議会が設立され、地域による自主管理・自主運営で平成20年4月にオープンできたことによります。
平成17年からの3年間で、地域のコミュニティの核となる交流の場が整備され、今後は、幅広い地域団体からボランティアを募り、大勢の方が運営に携わっていく仕組みの中で「地域住民による地域貢献の場」として活用されるなど、地域がともに支え合い助け合う、都市型コミュニティの創出や新たな交流と活力が生まれることが期待できる事業としてＡ評価とします。

※ **A**

過年度評価

18年度	B
17年度	B
16年度	
15年度	

改革方針

参加と協働によるひろばづくりのモデル事業として、安定的な運営がなされるよう適切な助言を行なうとともに、関係部署と連携、調整を図りながら、20年度以降は、経常事業「四谷ひろばの維持管理」事業として引き続き支援を行います。

方向性

※ 1

現状のまま継続

事務事業	62	地域センターの整備
章	2	ともに学ぶ、文化とふれあいのあるまち
大項目	03	ふれあい、参加、協議の推進
施策	02	コミュニティ施設の充実と利用の促進

事業内容

目的	地域住民の連帯・自治意識を醸成し、地域コミュニティを育成するとともに、住民参加の区政を確保する場を提供します。
対象・手段	特別出張所管内の住民を中心とした全区民を対象に地域コミュニティ活動の拠点として地域センターを整備します。

成果（事業が意図する成果）

特別出張所をセンター化することにより、地域協働の核となる地域コミュニティ活動の拠点が確保され、地域の連帯・自治意識を高めることができます。

事業成果指標

指標名	定義	目標水準
地域センター数	特別出張所で地域センター化された数	（ 平成21 ）年度に （ 10センター ）の水準達成
地域センター利用率	地域センター利用率（%） （利用件数/利用可能件数）	（ 平成20 ）年度に （ 70% ）の水準達成
		（ ）年度に （ ）の水準達成

成果の達成状況

		単 位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備 考
事業成果指標	目標値１①	センター	10.00	10.00	10.00	10.00	
	実績１②	センター	8.00	8.00	8.00	9.00	
	③＝②／①	%	80.00	80.00	80.00	90.00	
	目標値２④	%	70.00	70.00	70.00	70.00	
	実績２⑤	%	63.90	66.50	66.00	59.79	
	⑥＝⑤／④	%	91.29	95.00	94.29	85.41	
	目標値３⑦		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績３⑧		0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑨＝⑧／⑦	%	0.00	0.00	0.00	0.00	

事業の実施内容

平成18年度	落合第二地域センターで平成１９年６月の地域センター開設に向けて、管理運営委員会を立上げ、各種規定の策定、事業計画、予算案の作成、事務局職員の採用を行いました。 (仮称)戸塚地域センターで建設準備会で施設構成等基本計画案を検討し基本計画案を決定しました。
平成19年度	落合第二地域センターは平成１９年６月に開設しました。 （仮称）戸塚地域センターで建設準備会にて基本設計・実施設計を決定しました。

部名称	地域文化部	課名称	生涯学習コミュニティ課

		単　位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備　　考
トータルコスト	事業費⑩	千円	282,871	27,457	0	59,166	事業費については、１８年度から発生主義の考え方を取り入れています。 《減価償却費の算定》 工事費７５４，５７５千円×９０％（残存価値１０％）÷耐用年数５０年＝１３，５８３千円
	人件費⑪	千円	4,169	4,169	4,140	4,130	
	事務費⑫	千円	1,982	1,856	0	2,043	
	減価償却費等⑬	千円	0	0	0	13,583	
	総計⑭＝⑩＋⑪＋⑫＋⑬	千円	289,022	33,482	4,140	78,922	
	受益者負担⑮	千円	0	0	0	0	
	純計⑯＝⑭－⑮	千円	289,022	33,482	4,140	78,922	
	受益者負担率⑮／⑭	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
財源内訳	一般財源⑰＝⑯－⑱	千円	289,022	33,482	4,140	78,922	
	特定財源⑱		0	0	0	0	
	一般財源投入率⑰／⑭	%	100.00	100.00	100.00	100.00	
職員	常勤職員	人	0.50	0.50	0.50	0.50	
	非常勤職員		0.00	0.00	0.00	0.00	

事業に関する検討課題

（仮称）戸塚地域センターは、平成２１年度の開設を目指し、平成２０年度は、地域センター建設準備会から管理運営準備会へ名称変更し、近隣住民、事業者に配慮した運営方法等を検討する必要があります。また、延床面積の増加に伴う、初度調弁費用等の見直しが求められます。さらに、地域センターの指定管理者については、既に活動している戸塚地区協議会と協議し調整が必要です。

評価基準に基づく評価と理由（『3・2・1』の3段階評価です。）			
	達成度	2	地域のコミュニティ活動の拠点としての地域センターの整備が、落合第二地域センターの開設により９地区の整備が終了しました。２２年２月に開設予定の(仮称)戸塚地域センターを整備することにより、全ての地区に地域センターが設置され計画が達成し
	実施の成果	3	地域のコミュニティ活動の拠点となる地域センター整備は、地域の相互交流、文化的活動の場を提供することにより、地区協議会活動等への支援、地域自治意識と地域連帯感醸成というコミュニティ活動への大きな成果を生み出します。
	効率性	3	地域のコミュニティ活動の拠点となる地域センター整備は、地縁団体の代表や公募等で構成する建設準備会を設置し、地域住民の参画と協働で合意形成を図りながら効率的・効果的に推進しました。管理運営への区民連帯意識の醸成も期待できます。
	行政の関与	3	区が地域のコミュニティ活動の拠点としての地域センターを整備し、区民相互の交流・文化的活動の場を提供することは、10地区のコミュニティの活性化と自治意識を推進するために必要なことであり区の関与は妥当性の高いものです。
	妥当性	3	地域における人々が、交流や連携を深め様々な地域課題に対し積極的に取り組んでいくためには、地域のコミュニティづくりの拠点の充実が必要になります。　地域コミュニティ活動の核として地域センターを整備することは適切であると言えます。
	施策寄与度	3	区内すべての地区に地域センターが整備され、地域協働の核となる拠点が確保されることは、地域コミュニティの育成、地域の連帯・自治意識を多いに高めることに大いに寄与していると言えます。

総合評価

１９年度は、落合第二地域センターが開設したことからＢと評価します。計画どおり新たな地域コミュニティの拠点が整備されたことにより、多くの地域の方々や団体等によって地域コミュニティの活性化を図ることができました。
また過去３年間の実績でも計画どおり進めることができたためＢと評価します。落合第二・戸塚地域センター建設にあたり建設準備会の設置、基本設計及び実施設計の決定など、開設に向けて予定通り推進することができました。

※ **B**

過年度評価

18年度 B
17年度 B
16年度 A
15年度

改革方針

この事業は、(仮称）戸塚地域センターが、建設準備会で決定した基本・実施設計に沿って、２０年度より建設工事に着工することにより、第一次実行計画「６地域センターの整備（戸塚地区）」に引き継いで取り組んでいきます。

方向性

※ 1

現状のまま継続

事務事業	63	男女共同参画への啓発活動の充実
章	2	ともに学ぶ、文化とふれあいのあるまち
大項目	04	男女共同参画社会の構築
施策	01	男女平等のための意識づくり

事業内容

目的	男女共同参画社会の実現を目的として、講座等を通じ啓発活動を充実します。
対象・手段	対象：区内在住、在勤、在学者等 手段：男女共同参画シンポジウム、性と生の講座(性の問題を通して男女平等を考える）、エンパワーメント講座（男女共同参画実現に向けて資質の向上を図る）、パートナーシップ講座(男女共同参画推進センター利用団体との共催）の開催、男女共同参画に関する学習会への講師派遣

成果（事業が意図する成果）

男女が性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮し、責任も分かち合い、ともにあらゆる分野に参画できるような意識の浸透を図ります。

事業成果指標

指標名	定義	目標水準
啓発講座受講者数	受講者数	（ 平成19 ）年度に （ 16年度の2割増 ）の水準達成
啓発事業参加者の評価	アンケートの肯定回答数/全体回答数	（ 平成19 ）年度に （ 100% ）の水準達成
		（ ）年度に （ ）の水準達成

成果の達成状況

		単　位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備　　考
事業成果指標	目標値１①	人	732.00	732.00	732.00	732.00	⑯ 性と生の講座 ｴﾝﾊﾟﾜｰﾒﾝﾄ講座 シンポジウム 講師派遣
	実績１②	人	610.00	739.00	608.00	652.00	
	③＝②／①	%	83.33	100.96	83.06	89.07	
	目標値２④	%	100.00	100.00	100.00	100.00	⑰⑱⑲ 性と生の講座 ｴﾝﾊﾟﾜｰﾒﾝﾄ講座 シンポジウム ﾊﾟｰﾄﾅｰｼｯﾌﾟ講座 講師派遣
	実績２⑤	%	87.60	92.20	88.20	91.28	
	⑥＝⑤／④	%	87.60	92.20	88.20	91.28	
	目標値３⑦		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績３⑧		0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑨＝⑧／⑦	%	0.00	0.00	0.00	0.00	

事業の実施内容

平成18年度	男女共同参画シンポジウム１回110人　性と生の講座３回151人 エンパワーメント講座４回128人　パートナーシップ講座３回87人　講師派遣５回132人
平成19年度	男女共同参画シンポジウム1回336人　性と生の講座3回95人 エンパワーメント講座３回76人　パートナーシップ講座２回57人　講師派遣３回88人

部名称	子ども家庭部	課名称	男女共同参画課

		単　位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備　　考
トータルコスト	事業費⑩	千円	372	1,229	1,290	880	
	人件費⑪	千円	3,335	3,335	3,312	3,304	
	事務費⑫	千円	0	0	0	0	
	減価償却費等⑬	千円	0	0	0	0	
	総計⑭＝⑩＋⑪＋⑫＋⑬	千円	3,707	4,564	4,602	4,184	
	受益者負担⑮	千円	0	0	0	0	
	純計⑯＝⑭－⑮	千円	3,707	4,564	4,602	4,184	
	受益者負担率⑮／⑭	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
財源内訳	一般財源⑰＝⑯－⑱	千円	3,707	4,564	4,602	4,184	
	特定財源⑱		0	0	0	0	
	一般財源投入率⑰／⑭	%	100.00	100.00	100.00	100.00	
職員	常勤職員	人	0.40	0.40	0.40	0.40	
	非常勤職員		0.00	0.00	0.00	0.00	

事業に関する検討課題

19年度はすべての講座を区民との協働による企画・運営で実施しました。事業内容を工夫した結果、一部講座では参加者数が減少したものの、参加者からの評価を向上させることができました。今後は参加者数の増加を目指し、より一層、社会情勢や区民ニーズの変化を反映させていく必要があります。

評価基準に基づく評価と理由（『3・2・1』の3段階評価です。）			
	達成度	2	シンポジウム参加者の増加により参加者総数は増加しました。エンパワーメント講座は区民との協働による企画の初年度ということもあり、実施回数が減りましたが、１回あたりの参加者数はほぼ同数です。
	実施の成果	3	講座参加者へのアンケートでは9割以上が肯定的な回答を寄せています。
	効率性	3	区民との協働で企画を行うことにより、効率的に区民ニーズを反映させた講座を開催しています。
	行政の関与	3	講座等の企画・運営には実行委員会方式や団体との協働を取り入れて実施しています。男女共同参画意識の啓発は行政が積極的に取り組むべき課題であり、区の関与は妥当です。
	妥当性	3	男女共同参画意識の啓発のため、区民を対象とした講座実施による方法が効果的で妥当と考えます。
	施策寄与度	3	男女共同参画推進条例の制定に伴い、区の果たすべき役割としての啓発活動は、さらに重要になっていると考えます。

総合評価

男女共同参画社会の実現のために、区民の意識を啓発する役割を果たしています。
19年度より、すべての講座の企画・運営を区民との協働で行っています。新たに区民との協働を開始した性と生の講座、エンパワーメント講座についても、参加者からの評価が向上しているため、総合評価をBとしました。また、講座開催時にアンケートを実施し、参加者の理解度、満足度、要望、感想を検証し、結果を次の講座の企画に役立てています。
この３年間に実施した男女共同参画社会の実現のための講座等は、区民の意識を啓発する役割を果たしているため、Bと評価します。

※ **B**

過年度評価

18年度 B
17年度 B
16年度 B
15年度

改革方針

この事業については、第一次実行計画「８①男女共同参画への意識啓発」に引き継いで取り組んでいきます。
今後は、男女共同参画の啓発対象者を拡大するために、新たな参加者層を開拓する必要があります。区民ニーズを反映させ、より多くの区民が企画に参加できるよう、区民との協働を推進していきます。

方向性

※ 1

現状のまま継続

事務事業	64	女性の参画の促進
章	2	ともに学ぶ、文化とふれあいのあるまち
大項目	04	男女共同参画社会の構築
施策	02	あらゆる分野における男女共同参画の促進

事業内容

目的	区政に、女性の意見を反映させるため、区の審議会等への女性の登用を推進します。また、男女共同参画に向けた職員の意識改革を図り、職場における男女共同参画を推進し、女性職員の政策決定過程への参加や参画を進めます。
対象・手段	「男女平等推進計画」に掲げられた「審議会等において一方の性が40%を割らないこと」を目標として、男女共同参画行政推進連絡会議（※）において、具体的に登用計画を策定し比率調査を実施します。また、職員に対する意識改革についても、男女共同参画行政推進連絡会議を通して研修等を実施し、全庁的に促進します。※男女共同参画に関する総合的な施策の推進を図るための庁内の組織

成果（事業が意図する成果）

審議会等において女性委員の登用を推進することにより、区政に女性の意見が反映されるとともに、より多くの女性が能力を伸ばし、活躍の機会を得ることになると考えます。職員の意識改革については、研修等の実施や日常的な働きかけの積み重ねで、政策決定過程への参画を推進することができます。

事業成果指標

指標名	定義	目標水準
審議会等における女性委員の割合	審議会等における女性委員の配置及び委員比率の達成率 （女性委員数／全委員数）	（ 平成19 ）年度に （ 40% ）の水準達成
女性委員のいる審議会	審議会等における女性委員の配置 （女性委員のいる審議会／全審議会等）	（ 平成19 ）年度に （ 100% ）の水準達成
全係長に占める女性係長数	全係長に占める女性係長の割合	（ 平成19 ）年度に （ 33% ）の水準達成

成果の達成状況

		単　位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備　　考
事業成果指標	目標値１①	%	40.00	40.00	40.00	40.00	調査基準日を10/1現在に統一
	実績１②	%	36.10	36.70	35.40	36.00	
	③＝②／①	%	90.25	91.75	88.50	90.00	
	目標値２④	%	100.00	100.00	100.00	100.00	調査基準日を10/1現在に統一
	実績２⑤	%	85.10	83.60	81.60	85.50	
	⑥＝⑤／④	%	85.10	83.60	81.60	85.50	調査基準日：4/1現在　保育園長含む。
	目標値３⑦	%	36.00	33.00	33.00	33.00	平成19年度の事務系は17.5%　17年度から第四次実施計画に合わせて目標値変更
	実績３⑧	%	31.50	32.40	31.80	32.70	
	⑨＝⑧／⑦	%	87.50	98.18	96.36	99.09	

事業の実施内容

平成18年度	審議会等における女性委員の比率調査の実施　：　10/1現在 女性委員の比率　35.4%　女性委員のいる審議会　81.6% 職場における男女共同参画の推進として、職員の意識改革を促進しセクシュアル・ハラスメントを防止するためのアンケートを実施しました。　　対象：常勤職員　300人　　回答数：241人（回収率80.0%）
平成19年度	審議会等における女性委員の比率調査の実施　：　10/1現在 女性委員の比率　36.0%　女性委員のいる審議会　85.5% 職場における男女共同参画の推進として、部課長級職員及び希望する職員に対し「セクシュアル・ハラスメントの防止と対応」について、外部から講師を招き講演会を実施しました。

部名称	子ども家庭部	課名称	男女共同参画課

		単　位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備　　考
トータルコスト	事業費⑩	千円	0	0	0	0	
	人件費⑪	千円	1,668	1,668	1,656	1,652	
	事務費⑫	千円	0	0	0	0	
	減価償却費等⑬	千円	0	0	0	0	
	総計⑭＝⑩＋⑪＋⑫＋⑬	千円	1,668	1,668	1,656	1,652	
	受益者負担⑮	千円	0	0	0	0	
	純計⑯＝⑭－⑮	千円	1,668	1,668	1,656	1,652	
	受益者負担率⑮／⑭	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
財源内訳	一般財源⑰＝⑯－⑱	千円	1,668	1,668	1,656	1,652	
	特定財源⑱		0	0	0	0	
	一般財源投入率⑰／⑭	%	100.00	100.00	100.00	100.00	
職員	常勤職員	人	0.20	0.20	0.20	0.20	
	非常勤職員		0.00	0.00	0.00	0.00	

事業に関する検討課題

審議会等における女性委員の登用に関しては、職務指定・団体推薦に女性の登用が少なく、管理職、団体の代表に女性を増やしていくことが課題です。
職場における男女共同参画の推進については、男女共同参画行政推進連絡会議で引き続きセクシュアル・ハラスメント防止等の研修を実施し、職員の意識啓発をしていくことが必要です。
また、職員に対して区の特定事業主行動計画の周知を徹底する必要があります。

評価基準に基づく評価と理由（『3・2・1』の3段階評価です。）

達成度	2	審議会等における女性委員の比率は、全国平均32.3%や都平均21.4%と比較して高い水準を維持していますが、職務指定や女性委員が少ない団体からの推薦では、女性の登用が難しい状況にあります。
実施の成果	3	審議会等における女性委員の比率は0.6ポイント、女性委員のいる審議会の割合は3.9ポイント、全係長に占める女性係長数の割合は0.9ポイント上昇しています。事業実施により、区政への女性の参画は、着実に成果を上げています。
効率性	2	審議会における女性委員の登用や職員に対する意識改革について、男女共同参画行政推進連絡会議を通して、ほぼ効率的に取り組みました。
行政の関与	3	男女共同参画の促進は、区が率先して行う必要があります。区の審議会等における女性委員の登用について、区が関与することは重要であり妥当です。
妥当性	3	審議会等における女性の登用の推進や、全係長に占める女性係長数の割合を増やし、区政において女性の意見を政策に反映させるための手段とすることは、妥当であると考えます。
施策寄与度	3	審議会等における女性委員の割合等については、この３年間で目標値の達成には至りませんでしたが、女性委員の登用が促進され審議会等に女性が参画することで、政策に女性の意見が反映されるなど、女性の参画の促進に寄与しています。

総合評価

平成１９年度をＢとした理由は、審議会等における女性委員の登用や職員の意識改革を、男女共同参画行政推進連絡会議を通して全庁的に推進したためです。
女性委員の登用は着実に推進されてきており、区の審議会等の女性委員の比率は全国的に見てもかなり高い水準を維持しています。しかし、職務指定や団体推薦の委員は、管理職や団体の長に女性が少なく、伸び率は鈍化傾向にあります。職員の意識改革についても全庁的に推進しています。
また、過去３年間の実績はＢと評価します。女性委員の登用を促進することにより政策に女性の意見が反映されるなど、女性の参画が着実に推進されました。

※ **B**

過年度評価

18年度	B
17年度	B
16年度	B
15年度	

改革方針

この事業については、第一次実行計画「８③区政における女性の参画の促進」に引き継いで取り組んでいきます。
目標達成を目指して女性委員の登用をさらに推進します。
男女共同参画社会を実現するためには、区が区民・事業者・地域団体と協働で取組むことが重要ですが、そのためにはすべての職員が男女共同参画を十分理解することが不可欠です。今後は、男女共同参画行政推進連絡会議を通した全庁的な施策の推進を強化していきます。各職場においても日常業務のなかで職員への意識改革の働きかけを積極的に行います。
また、特定事業主行動計画の周知や利用促進を図ります。

方向性

※ 1

現状のまま継続

事務事業	65	職場における男女共同参画の推進
章	2	ともに学ぶ、文化とふれあいのあるまち
大項目	04	男女共同参画社会の構築
施策	02	あらゆる分野における男女共同参画の促進

事業内容

目的	区内事業所における「男女共同参画」及び「仕事と家庭の両立支援」を促進することにより、男女共同参画社会の実現を目指します。あわせて次世代育成支援対策推進法に基づく啓発を行い、少子化対策を進めます。
対象・手段	区内事業者に、啓発の一環として男女共同参画状況及び次世代育成支援計画に関するアンケート調査を行います。また、働きやすい職場づくりに向けた取り組みを推進するため、「新宿区ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度」により、ワーク・ライフ・バランスを推進する事業者を認定、紹介します。

成果（事業が意図する成果）

区内事業所において、「男女共同参画」及び「仕事と家庭の両立支援」を促進することにより、男女共同参画社会の実現を目指すとともに、次世代育成を推進します。

事業成果指標

指標名	定義	目標水準
女性が働きやすい環境・職場風土づくりを推進している事業者	女性が働きやすい環境・職場風土づくりを推進している事業者数/全体回答数	（ 平成19 ）年度に （ 80% ）の水準達成
育児・介護休業制度を導入している事業者	育児・介護休業制度を導入している事業者数/全体回答数	（ 平成19 ）年度に （ 80% ）の水準達成
ワーク・ライフ・バランスを推進している事業者	ワーク・ライフ・バランス推進企業の認定を受けた数及び認定のためにコンサルタントの派遣を受けた企業数の合計	（ ）年度に （ 10社 ）の水準達成

成果の達成状況

		単　位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備　　考
事業成果指標	目標値１①	%	80.00	80.00	80.00	80.00	対象事業者 H.16年度、H.17年度は区内の入札登録事業者 H.18年度は東京商工会議所新宿支部加入事業者 ※指標１の設問の一部変更 H.19年度は(株)帝国データバンクのデータベースより抽出 指標３はH.19年度から追加
	実績１②	%	70.20	72.20	30.10	90.20	
	③＝②／①	%	87.75	90.25	37.63	112.75	
	目標値２④	%	80.00	80.00	80.00	80.00	
	実績２⑤	%	36.50	61.50	49.10	66.20	
	⑥＝⑤／④	%	45.62	76.88	61.38	82.75	
	目標値３⑦		0.00	0.00	0.00	10.00	
	実績３⑧		0.00	0.00	0.00	13.00	
	⑨＝⑧／⑦	%	0.00	0.00	0.00	130.00	

事業の実施内容

平成18年度	商工会議所新宿支部の協力を得て、商工会議所新宿支部に加入している企業1,000社を対象に、「仕事と家庭の両立」「働きやすい職場づくり」「次世代育成支援計画」等についてのアンケート調査を行いました。回答数：162社
平成19年度	区内1,500社（区内に事業所があり従業員が10人以上の企業から抽出）を対象に、「ワーク・ライフ・バランスに関する企業の意識・実態調査」を行いました。回答数：274社 また、10月から「新宿区ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度」を開始しました。申請企業：25社（うち辞退：1社）、認定企業：11社、宣言企業：2社、審査中：11社

部名称	子ども家庭部	課名称	男女共同参画課

		単　位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備　　考
トータルコスト	事業費⑩	千円	0	129	635	1,299	
	人件費⑪	千円	3,335	3,335	3,312	3,304	
	事務費⑫	千円	0	0	0	0	
	減価償却費等⑬	千円	0	0	0	0	
	総計⑭＝⑩＋⑪＋⑫＋⑬	千円	3,335	3,464	3,947	4,603	
	受益者負担⑮	千円	0	0	0	0	
	純計⑯＝⑭－⑮	千円	3,335	3,464	3,947	4,603	
	受益者負担率⑮／⑭	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
財源内訳	一般財源⑰＝⑯－⑱	千円	3,335	3,464	3,947	4,603	
	特定財源⑱		0	0	0	0	
	一般財源投入率⑰／⑭	%	100.00	100.00	100.00	100.00	
職員	常勤職員	人	0.40	0.40	0.40	0.40	
	非常勤職員		0.00	0.00	0.00	0.00	

事業に関する検討課題

大企業では、仕事と家庭の両立支援等さまざまな制度の整備が進んできています。しかし、区内の事業所の多くは中小企業で、制度を整備することが難しい事業所もあり、啓発とともに具体的な支援が課題です。
また、企業を対象としたアンケート調査は、17，18年度に比べ、19年度は調査対象を大きく拡大し企業の実態把握を行い、結果を男女共同参画推進計画に反映させました。今後は、企業のニーズを踏まえた支援策を充実していく必要があります。

評価基準に基づく評価と理由（『3・2・1』の3段階評価です。）			
	達成度	3	女性が働きやすい環境・職場風土づくりを推進している事業者と、ワーク・ライフ・バランスを推進している事業者の割合は目標を達成しました。
	実施の成果	3	新たな支援策として、「ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度」や「ワーク・ライフ・バランス応援資金制度」を実施し、認定制度では25社の応募、応援資金制度では45件の融資実績があったことは、大きな成果と考えています。
	効率性	3	区内事業者に対し、企業の意識・実態調査を行うことは、新たな支援策を考えるための貴重なデータになるとともに、一度に多くの事業者への啓発となり、効率的です。
	行政の関与	3	区が調査を実施し認定制度を設けることで、区内事業者に対し男女共同参画について実態の把握や啓発、具体的な支援を行うことができるので、区が関与することは妥当であり必要なことです。
	妥当性	3	男女共同参画社会の実現や少子化対策を進めるために、区内事業者の多くを占める中小企業を対象に、実態を把握し、具体的な支援を行うことは妥当です。
	施策寄与度	3	区内事業者に対してアンケート調査や意識・実態調査を実施することで、男女共同参画・次世代育成の啓発とともに、実態把握や収集された基礎データをワーク・ライフ・バランス認定制度などの新たな支援策に反映し、施策目的の達成に向けて寄与しまし

総合評価

平成１９年度は、「ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度」や「ワーク・ライフ・バランス企業応援資金制度」をスタートさせ、新たな啓発や環境・職場風土作りを行い、総合評価をＢとしました。
また、過去３年間の実績ではＢと評価します。この３年間の成果として、区内事業者に対して意識・実態調査を実施し、男女共同参画についての啓発や働きやすい環境・職場風土づくりを促進するとともに、調査結果を男女共同参画推進計画に反映させました。

※ **B**

過年度評価	
18年度	B
17年度	B
16年度	B
15年度	

改革方針

この事業は、第一次実行計画「９ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進」に引き継いで取り組みます。
２０年度からは、「ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度」の充実を図るため、コンサルタント企業からの情報収集や「優良推進企業認定制度」の創設など、具体的な取組みを行います。

方向性	
※	4
	拡大

事務事業	66	男女共同意識啓発のための情報提供
章	2	ともに学ぶ、文化とふれあいのあるまち
大項目	04	男女共同参画社会の構築
施策	03	家庭生活を男女がともに担うための支援

事業内容

目的	固定的な性別役割分業にとらわれず、男女がともに家庭生活における責任を果たすための意識づくりを推進します。
対象・手段	男女共同参画のための情報啓発誌「ウィズ新宿」を発行します。

成果（事業が意図する成果）

固定的な性別役割分業にとらわれず、男女がともに家庭責任を果たせるように区民の意識改革が図られています。

事業成果指標

指標名	定義	目標水準
家庭における男女平等観	区政モニターアンケートで「家庭生活で平等になっている」との回答/全体回答数	（ 平成19 ）年度に （ 60% ）の水準達成
		（ ）年度に （ ）の水準達成
		（ ）年度に （ ）の水準達成

成果の達成状況

		単 位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備 考
事業成果指標	目標値１①	%	60.00	60.00	60.00	60.00	
	実績１②	%	24.60	35.70	36.40	40.10	
	③＝②／①	%	41.00	59.50	60.67	66.83	
	目標値２④		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績２⑤		0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑥＝⑤／④	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
	目標値３⑦		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績３⑧		0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑨＝⑧／⑦	%	0.00	0.00	0.00	0.00	

事業の実施内容

平成18年度	「しんじゅくフォーラム」25号発行 テーマ：「結婚」から考える男女のパートナーシップ
平成19年度	「ウィズ新宿」96、97、98、99号発行 ※「しんじゅくフォーラム」と男女共同参画推進センターの情報誌であった「ウィズ新宿」を一元化し、新たな情報啓発誌「ウィズ新宿」を発行

部名称	子ども家庭部	課名称	男女共同参画課

		単　位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備　　考
トータルコスト	事業費⑩	千円	2,117	2,117	2,145	3,524	
	人件費⑪	千円	3,335	2,501	2,484	3,808	
	事務費⑫	千円	0	0	0	0	
	減価償却費等⑬	千円	0	0	0	0	
	総計⑭＝⑩＋⑪＋⑫＋⑬	千円	5,452	4,618	4,629	7,332	
	受益者負担⑮	千円	0	0	0	0	
	純計⑯＝⑭－⑮	千円	5,452	4,618	4,629	7,332	
	受益者負担率⑮／⑭	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
財源内訳	一般財源⑰＝⑯－⑱	千円	5,452	4,618	4,629	7,332	
	特定財源⑱		0	0	0	0	
	一般財源投入率⑰／⑭	%	100.00	100.00	100.00	100.00	
職員	常勤職員	人	0.40	0.30	0.30	0.30	
	非常勤職員		0.00	0.00	0.00	0.50	

事業に関する検討課題

編集を業者委託し作成していた啓発誌「しんじゅくフォーラム」は平成18年度で終了し、平成19年度からは、これまで男女共同参画推進センターの情報誌として発行していた「ウィズ新宿」と一元化し、情報啓発誌「ウィズ新宿」を発行しました。情報提供と意識啓発を兼ね備えた紙面づくりについて、創意工夫していく必要があります。

評価基準に基づく評価と理由（『3・2・1』の3段階評価です。）			
	達成度	3	新たに公募区民による編集委員会方式を開始した「ウィズ新宿」は、充実した誌面と親しみやすさにより、区民の意識改革に役立っています。
	実施の成果	3	「ウィズ新宿」は、区内の様々な各団体や各区立施設に配布し、多くの区民が読めるようにしています。成果指標にも表れているとおり、区民の意識は確実に変化しています。
	効率性	3	公募区民との協働により、区民の視点から区民意識の改革に役立つ内容を効率的に盛り込んだ情報啓発誌を作成しています。
	行政の関与	3	区民ニーズを捉えつつも、社会情勢を反映させた情報啓発誌を作成するため、区民編集委員と区の協働による事業実施は妥当であるといえます。
	妥当性	3	区と区民の協働による情報啓発誌「ウィズ新宿」の編集・発行は、区民への男女共同参画の啓発のための手段として妥当であるといえます。
	施策寄与度	3	「ウィズ新宿」の発行により、男女がともに家庭責任を果たせるように、区民の意識改革が図られ、施策の達成に寄与しています。

総合評価

19年度から、業者委託により作成していた「しんじゅくフォーラム」と男女共同参画推進センター情報誌「ウィズ新宿」を統合し、区民編集委員会による情報啓発誌「ウィズ新宿」の発行を開始しました。区民に対し、効果的な啓発活動を行うことができたため、総合評価をBとしています。公募区民が編集講座で編集の基礎を学ぶとともに男女共同参画に対する理解を深めた上で誌面づくりを行うことで、的確に区民ニーズを反映させた男女共同参画の情報啓発誌を作成しています。これは今までの成果を踏まえた新たな取り組みです。　過去3年間の実績では、啓発誌の発行は成果達成状況にも表れているとおり区民への意識啓発に役立っており、Bと評価します。

※ B

過年度評価

18年度	B
17年度	B
16年度	B
15年度	

改革方針

この事業は、第一次実行計画「８①男女共同参画への意識啓発」に引き継いで取り組みます。
編集講座を踏まえた区民編集委員による誌面づくりは今後も継続し、充実した情報啓発誌を作成します。編集講座および編集委員会については、より効果的な運営方法を模索します。

方向性

※ 1

現状のまま継続

事務事業	67	平和啓発事業の推進
章	2	ともに学ぶ、文化とふれあいのあるまち
大項目	05	平和の推進と国際化への対応
施策	01	平和事業の推進

事業内容

目的	区民の平和に関する認識を一層深めるため、「新宿区平和都市宣言」の趣旨に基づき、平和の啓発普及活動を推進します。
対象・手段	区民、特に戦争を知らない世代を対象に、平和展・平和のポスター展・親と子の平和派遣・平和派遣報告会・すいとんの会・平和講演会などの地域に根ざした啓発活動を行います。

成果（事業が意図する成果）

平和を願う児童・生徒と平和の大切さを深く認識できる区民を育てることで、平和な社会を構築します。

事業成果指標

指標名	定義	目標水準
平和のポスター展への参加校数	応募校数	（ 平成19 ）年度に （ 41校 ）の水準達成
平和講演会の参加者数	参加者数	（ 平成19 ）年度に （ 100人 ）の水準達成
		（ ）年度に （ ）の水準達成

成果の達成状況

		単　位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備　　考
事業成果指標	目標値１①	校	43.00	41.00	41.00	41.00	＊平成１７年度統廃合により２校減
	実績１②	校	24.00	25.00	26.00	25.00	
	③＝②／①	%	55.81	60.98	63.41	60.98	
	目標値２④	人	100.00	100.00	100.00	100.00	
	実績２⑤	人	100.00	77.00	100.00	100.00	
	⑥＝⑤／④	%	100.00	77.00	100.00	100.00	
	目標値３⑦		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績３⑧		0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑨＝⑧／⑦	%	0.00	0.00	0.00	0.00	

事業の実施内容

平成18年度	平和展は３会場で開催。うち新宿歴史博物館で平和のポスター展と同時開催。 親と子の平和派遣、平和派遣者との協働事業等の平和関連事業を実施。 平和のポスター展の開催（対象：小学校４・５・６年生　中学校１・２・３年生　特別支援学校生徒 7/22から7/30まで　歴史博物館で開催）。
平成19年度	平和展・平和のポスター展は、新宿歴史博物館で同時開催。本庁舎１Fロビーと新宿スポーツセンターの３会場でパネル展示等を実施。親と子の平和派遣、平和派遣者との協働事業等の平和関連事業を実施。平和のポスター展の開催（対象：小学校４・５・６年生　中学校１・２・３年生　特別支援学校生徒 7/21から7/29まで　歴史博物館で開催）。

部名称	総務部	課名称	総務課

		単　位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備　　考
トータルコスト	事業費⑩	千円	2,570	10,899	2,487	2,094	
	人件費⑪	千円	3,335	3,335	3,312	3,304	
	事務費⑫	千円	0	0	0	0	
	減価償却費等⑬	千円	0	0	0	0	
	総計⑭＝⑩＋⑪＋⑫＋⑬	千円	5,905	14,234	5,799	5,398	
	受益者負担⑮	千円	0	0	0	0	
	純計⑯＝⑭－⑮	千円	5,905	14,234	5,799	5,398	
	受益者負担率⑮／⑭	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
財源内訳	一般財源⑰＝⑯－⑱	千円	5,905	14,234	5,799	5,398	
	特定財源⑱		0	0	0	0	
	一般財源投入率⑰／⑭	%	100.00	100.00	100.00	100.00	
職員	常勤職員	人	0.40	0.40	0.40	0.40	
	非常勤職員		0.00	0.00	0.00	0.00	

事業に関する検討課題

戦後６０年以上が経過し、戦争の悲惨さを直接に継承する人が少なくなっている現状のなかで、若い世代が平和の大切さに関する認識を一層深める事業を推進していく必要があります。
平和のポスター展への児童・生徒の参加率を高めることが重要です。しかし、限られた授業時数の中で、そのための時間数を確保するための工夫が必要となっています。

評価基準に基づく評価と理由（『3・2・1』の3段階評価です。）			
	達成度	2	平和派遣者との協働事業等は企画を充分に練ることで、多くの方の参加を得てアンケート結果も好評でした。また、平和のポスター展への参加校が６割を超え、次代を担う子どもの平和意識を深めることができました。
	実施の成果	2	事業参加者のアンケート結果から、成果があったと言えます。また、平和のポスター展への参加率からも、学校という集団生活を通じて、共に尊重しあう態度と平和に関する認識を深めさせる契機となっており、成果があったと言えます。
	効率性	2	区民との協働により実施することで、内容の充実を図り、より効果的な啓発が可能となっています。また、学校教育の中で、平和に関する学習を推進し平和についての認識強化を図ることは、効率的な啓発に繋がっています。
	行政の関与	3	平和は区民生活の基本を成すもので、平和啓発事業は区民との協働により継続して実施する必要があります。また、平和に関する認識をより一層深め、平和を願う児童・生徒の育成を区が継続して行う必要があります。
	妥当性	2	平和な社会を構築するための啓発は、平和について考える契機を与えることが必要であり、平和事業の実施は妥当な手段です。また、次代を担う児童・生徒が平和のポスターに取り組むことは、平和意識を醸成するための妥当な手段です。
	施策寄与度	2	平和展、平和講演会等の平和啓発事業や学校教育の中で平和啓発を行うことは、平和な社会の構築に寄与しています。

総合評価

１９年度、１７年度からの３年間の評価はともにＢです。その理由は、平和は区民生活の基本を成すもので、平和について考える契機となる平和啓発事業は、継続的に推進していくことが必要ですが、平和展・平和講演会・平和派遣事業等の各事業を予定どおり実施することで、多くの方が平和について考える契機とすることができたからです。また、学校教育全体の中で、継続して恒久平和を願う児童・生徒を育成することは平和な社会を構築するためにも有意義ですが、平和のポスター展への参加校は平成１７年度から１９年度の３年間にわたり６割を超えていることから、恒久平和を願う児童・生徒を育成する役割を果たしたと言えます。

※ **B**

過年度評価

18年度	B
17年度	A
16年度	B
15年度	

改革方針

戦後６０年以上が経過し、戦争の悲惨さを直接継承する人が少なくなっているなか、戦争の悲惨さと平和の大切さを若い世代に継承するため、第一次実行計画「８５平和啓発事業の推進」に引き継いで取り組んでいきますが、各事業の参加者を増やすため、上映会等を併せて実施するなど、より多くの人に平和について考える契機を提供します。
また、学校教育においては、平和のポスター展のほか、各教科等における平和にかかわる単元での学習等、各学校の実態に即した多様な展開を研究・工夫することが重要です。今後とも教育全体の中で様々な機会を活用して、恒久平和を願う児童・生徒の育成に努めていきます。

方向性

※ 4

拡大

事務事業	68	多文化共生のまちづくり
章	2	ともに学ぶ、文化とふれあいのあるまち
大項目	05	平和の推進と国際化への対応
施策	02	国際化に対応した地域社会づくり

事業内容

目的	日本人と外国人との交流を促進し、文化、歴史等の相互理解を深めることにより、多様な文化を持つ人々が共に生きる地域社会を形成します。
対象・手段	しんじゅく多文化共生プラザを拠点に地域住民や活動団体のネットワーク化を図るとともに、外国人を含めた様々な人や団体が交流し、互いの理解を深めることができる事業を展開します。また、外国人への情報提供や、相談業務を実施することにより総合的な事業として推進します。

成果（事業が意図する成果）

しんじゅく多文化共生プラザを拠点に日本人と外国人との交流を進めるとともに、地域住民や活動団体など多様な主体の参加により多文化共生社会を実現することができます。また、外国人に必要な生活情報や行政情報を提供することができます。

事業成果指標

指標名	定義	目標水準
多目的スペースの利用件数	２件／日×２８開館日／月＝５６件／月	（ 平成19 ）年度に （ ５６件／月 ）の水準達成
外国語版文化・生活情報等ホームページへのアクセス件数	外国人登録者数約５万人が毎月1回アクセス	（ 平成19 ）年度に （ 50,000件／月 ）の水準達成
外国語広報紙の配布場所	外国語広報紙の普及 配布設置場所 公共施設、小中学校、保育園、幼稚園、日本語学校、NPO団体、ボランティア団体等	（ ）年度に （ 265か所 ）の水準達成

成果の達成状況

		単　位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備　　考
事業成果指標	目標値１①	件／月	0.00	56.00	56.00	56.00	多文化共生のまちづくりを進めていくためには、多くの外国人の方に、地域で生活する上でのマナーや生活習慣等を周知し、理解してもらうことが必要です。 目標値②・③については、18年度に目標水準を達成したため、19年度はそのことを踏まえて、新たに目標を設定しました。
	実績１②	件／月	0.00	43.00	45.00	52.00	
	③＝②／①	%	0.00	76.79	80.36	92.86	
	目標値２④	件／月	0.00	0.00	30,000.00	50,000.00	
	実績２⑤	件／月	0.00	0.00	39,196.00	57,428.00	
	⑥＝⑤／④	%	0.00	0.00	130.65	114.86	
	目標値３⑦	か所	0.00	0.00	240.00	265.00	
	実績３⑧	か所	0.00	0.00	265.00	285.00	
	⑨＝⑧／⑦	%	0.00	0.00	110.42	107.55	

事業の実施内容

平成18年度	しんじゅく多文化共生プラザの管理運営（各種講座、プラザ開設１周年記念事業） ネットワーク事業の推進（連絡会、分科会①防災　②子どもの教育・学習支援　③情報提供　④イベント） 外国人への情報提供（外国語版生活情報紙、外国語版広報紙、外国語版文化・生活情報等ホームページ） 外国人相談窓口の運営（本庁舎１階区政情報コーナー、しんじゅく多文化共生プラザ外国人相談コー
平成19年度	しんじゅく多文化共生プラザの管理運営（各種講座、啓発パネル展）多文化共生実態調査の実施 ネットワーク事業の推進（連絡会、分科会①防災　②子どもの教育・学習支援　③情報提供　④イベント） 外国人への情報提供（外国語版生活情報紙、外国語版広報紙、外国語版文化・生活情報等ホームページ） 外国人相談窓口の運営（本庁舎１階区政情報コーナー、しんじゅく多文化共生プラザ外国人相談コー

部名称	地域文化部	課名称	文化観光国際課

		単　位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備　　考
トータルコスト	事業費⑩	千円	0	23,290	49,694	53,199	
	人件費⑪	千円	0	9,049	15,928	15,877	
	事務費⑫	千円	0	0	0	0	
	減価償却費等⑬	千円	0	0	0	0	
	総計⑭＝⑩＋⑪＋⑫＋⑬	千円	0	32,339	65,622	69,076	
	受益者負担⑮	千円	0	0	0	0	
	純計⑯＝⑭－⑮	千円	0	32,339	65,622	69,076	
	受益者負担率⑮／⑭	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
財源内訳	一般財源⑰＝⑯－⑱	千円	0	32,339	65,622	69,076	
	特定財源⑱		0	0	0	0	
	一般財源投入率⑰／⑭	%	0.00	100.00	100.00	100.00	
職員	常勤職員	人	0.00	0.80	1.60	1.60	
	非常勤職員		0.00	1.00	1.00	1.00	

事業に関する検討課題

17年度に設置した「しんじゅく多文化共生プラザ」は、19年度には年間25000人の方が利用する施設となりました。多くの外国人区民がいる中では、利用者の一層の拡大を図るとともに、日本人と外国人の交流を促進させることが課題です。また、今後は、多文化共生プラザを拠点とした、地域住民や活動団体のネットワーク連絡会が主体的に事業を運営できる態勢作りが課題です。そして、19年度に実施した多文化共生実態調査では、「ことば」や「地域での交流」、「災害時の対応」等の課題が浮き彫りになりました。実態調査で明らかになった課題については、今後の施策に反映していくことが必要です。

評価基準に基づく評価と理由（『3・2・1』の3段階評価です。）			
	達成度	3	ホームページの改善により、１９年度のアクセス件数は18,232件増加し、広報紙の配布場所も20個所増やすことができました。また、多文化共生プラザの利用者も7,249人増加するなど、それぞれの目標に対して利用者を大幅に増やすことができました。
	実施の成果	3	ホームページや毎月の情報提供を行なったことにより、多くの外国人がプラザを拠点とした各種事業に参加することは、外国人相互や日本人と外国人の交流促進に大いに成果があるものと評価しています。
	効率性	3	ネットワーク事業は、テーマ別に分科会を設け、参加者の知識や経験など専門性を活かすことができました。また、広報紙や生活情報紙の配布先の拡大や、ホームページの毎月更新など、効果的・効率的に検討を行い、情報提供ができるよう工夫しました。
	行政の関与	3	区の人口の約１割が外国人であり、区として日本人と外国人が共に生活するまちづくりを推進する必要があります。
	妥当性	3	地域住民や活動団体のネットワークが主体となった事業展開や、外国人を対象とした情報提供や相談業務の実施は、多文化共生の推進のために必要なことであり、目標の設定に当たっても適切であると評価しています。
	施策寄与度	3	国際化に対応した地域社会づくりのためには、日本人と外国人が共に生活する多文化共生のまちづくりを推進することが重要です。この事業を行うことは、施策目的達成に大いに寄与していると評価しています。

総合評価

平成19年度の評価・３ヵ年評価は、いずれも「A」評価と評価します。
19年度は多文化共生プラザの利用者が年間で7000名（対前年比1.39倍）増加したほか、ホームページのアクセス件数や広報紙配布場所も大幅に増やすことができました。また、実態調査を行うことにより、外国人・日本人それぞれの意識や多文化共生の課題を明らかにすることができた等、調査・情報提供・施設利用等の面から、多文化共生のまちづくりを大きく進めることができました。３ヵ年の取組みとしては、多文化共生を専管する区組織や拠点となるプラザの設置、実態調査の実施等、多文化共生のまちづくりに関する事業を総合化し、飛躍的に進めることができたためＡ評価とします。

※ **A**

過年度評価

18年度	A
17年度	A
16年度	
15年度	

改革方針

多分化共生プラザは、啓発パネル展や国際理解講座等の取組みを通して、更なる利用者の拡大や日本人・外国人の相互理解を進めていきます。また、ネットワーク連絡会は、各部会の活動等を通して、協議会が自主的に運営できる態勢づくりを進めていきます。そして、実態調査で明らかになった課題については、区・地域・ＮＰＯ団体等が一体となって、協働の取組みの中で、日本語学習の効果的な支援や地域での交流促進、災害時の情報提供の多言語化等に取り組んでいきます。
外国人が人口の１割を占める新宿区の特性を積極的に捉え、今後も、新宿区第一次実行計画「８６地域と育む外国人参加の促進」や経常事業における各事業の実施の中で、多文化共生のまちづくりに積極的に取り組んでいきます。

方向性

※ 4

拡大

事務事業	69	日本語学習への支援
章	2	ともに学ぶ、文化とふれあいのあるまち
大項目	05	平和の推進と国際化への対応
施策	02	国際化に対応した地域社会づくり

事業内容

目的	新宿区で生活している外国人の言語に対する不安を取り除くことで、多文化共生を推進します。
対象・手段	区が日本語教室を実施することにより、外国人の日本語学習の機会の充実を図ります。 また、ボランティアが自主的に運営する日本語教室のネットワークづくりと活動への支援を行っていきます。

成果（事業が意図する成果）

日本人と外国人のコミュニケーションの促進や、外国人が日本の生活習慣を身につけ、地域の一員として生活していくことの手助けを図ることができます。

事業成果指標

指標名	定義	目標水準
日本語教室の会場数	日本語教室の地域展開	（ 平成19 ）年度に （ 8か所 ）の水準達成
日本語教室及び日本語教授法講座の参加者数	日本語教室の参加者数　360人 日本語教授法講座の参加者数　120人 レベルアップ講座の参加者数　90人	（ 平成19 ）年度に （ 570人 ）の水準達成
日本語学習コーナーでの学習者数	日本語学習コーナーでの活動・利用実績 日本語学習コーナーでの学習会への参加者数15名/回×4回/週×52週（年間）＝3,120人	（ ）年度に （ 3,120人 ）の水準達成

成果の達成状況

		単　位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備　　考
事業成果指標	目標値１①	か所	0.00	8.00	8.00	8.00	日本語は生活する上での基本となる言語です。目標値２は18年度に目標水準を達成したため、19年度は、そのことを踏まえて、新たな目標値を設定しました。 目標値３についても、日本語学習コーナーでの学習会の対象人数と開催回数の見直しを行いました。
	実績１②	か所	0.00	8.00	8.00	8.00	
	③＝②／①	%	0.00	100.00	100.00	100.00	
	目標値２④	人	0.00	520.00	520.00	570.00	
	実績２⑤	人	0.00	377.00	432.00	642.00	
	⑥＝⑤／④	%	0.00	72.50	83.08	112.63	
	目標値３⑦	人	0.00	0.00	624.00	3,120.00	
	実績３⑧	人	0.00	0.00	888.00	3,558.00	
	⑨＝⑧／⑦	%	0.00	0.00	142.31	114.04	

事業の実施内容

平成18年度	日本語学習コーナーでの日本語教材・資料の整備・閲覧 ボランティア主体による各種日本語学習会の開催 日本語教室の運営、日本語教授法講座・レベルアップ講座 日本語ボランティア教室のネットワーク化と支援
平成19年度	日本語学習コーナーでの日本語教材・資料の整備・閲覧 ボランティア主体による各種日本語学習会の開催 日本語教室の運営、日本語教授法講座・レベルアップ講座 日本語ボランティア教室のネットワーク化と支援

部名称	地域文化部	課名称	文化観光国際課

		単　位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備　　考
トータルコスト	事業費⑩	千円	0	8,082	8,082	7,720	
	人件費⑪	千円	0	2,501	2,484	2,478	
	事務費⑫	千円	0	0	0	0	
	減価償却費等⑬	千円	0	0	0	0	
	総計⑭＝⑩＋⑪＋⑫＋⑬	千円	0	10,583	10,566	10,198	
	受益者負担⑮	千円	0	1,880	2,137	2,234	
	純計⑯＝⑭－⑮	千円	0	8,703	8,429	7,964	
	受益者負担率⑮／⑭	%	0.00	17.76	20.23	21.91	
財源内訳	一般財源⑰＝⑯－⑱	千円	0	8,703	8,429	7,964	
	特定財源⑱		0	0	0	0	
	一般財源投入率⑰／⑭	%	0.00	82.24	79.77	78.09	
職員	常勤職員	人	0.00	0.30	0.30	0.30	
	非常勤職員		0.00	0.00	0.00	0.00	

事業に関する検討課題

①外国人が日本語を学びながら、日本の生活習慣やマナーを身につけることができるように工夫し、さらに充実することが課題です。
②外国人の日本語学習を支援する指導者を育成するとともに、日本語ボランティア団体をネットワーク化することにより相互の連携を図ることが求められています。
③近年、成人のみならず、来日間もない外国人の子どもの日本語学習も課題になってきています。

評価基準に基づく評価と理由（『3・2・1』の3段階評価です。）

達成度	3	日本語教室の地域バランスを考えた広範囲にわたる展開が実現しました。またプラザ内日本語学習コーナーでは、ボランティアが主体となった日本語学習会の開催など、工夫を重ねています。日本語教室・教授法の参加者も増え目標値の112.6%を達成しまし
実施の成果	3	日本語教室の普及により日本語教室と教授法ともに参加者が増えました。また外国人の学習者の中から、今度は自分の母国の文化と言語を教えたいという自主学習グループも生まれてきています。日本語教室から相互交流の芽が確実に生まれてきています。
効率性	2	日本語ボランティアを活用することで、地域住民との協働により事業を実施しています。新宿文化・国際交流財団に事業を委託することで、長年の実績や経験を活かして、効果的・効率的な運営ができていると評価します。
行政の関与	3	コミュニケーション手段としての日本語能力は、地域住民同士の交流のために必要です。外国人の誰もが気軽に日本語を学習しやすい環境づくりは区の役割です。また、ＮＰＯ団体等には、講座の講師等を担ってもらっており、適切な役割分担と評価していま
妥当性	3	スキルアップのための上級講座やボランティア向け講座など、ニーズに合わせ、様々な講座を開催しています。また、日常会話の他、緊急時の対応や地震対策など、生活に密着したテーマを取り上げていることなどから、指標の設定は妥当であると評価してい
施策寄与度	3	この３年間で日本語教室の参加者は増加傾向にあります。国際化に対応した地域社会づくりのためには、区で生活する外国人への日本語学習支援は重要であり、施策目的達成に大いに寄与しているといえます。

総合評価

日本語を教えたいボランティアを対象としたレベルアップ講座など、現場のニーズに合わせた講座を開催することで、増加を続ける学習者に対して学習機会の充実と普及を図ることができました。よって19年度の評価をＡとしました。　過去3年間では、日本語教室の会場を見直し、より広い地域で展開しました。外国人が参加しやすい環境を整備することにより、日本語教室の参加者を増やすことができました。さらに外国人の学習者の中から、今度は自分の母国の文化と言語を教えたいという自主学習グループも生まれました。日本語学習の場から相互交流の芽が確実に生まれてきています。これらの成果は多文化共生のまちづくりを大きく推進させるものであり、Ａと評価します。

※ **A**

過年度評価

18年度 **A**
17年度 **B**
16年度
15年度

改革方針

新宿区には多くの外国人が生活しているため、日本語学習の支援は重要な事業です。
今後は、日本語の学習だけでなく、日本の生活習慣やマナーも身につけることができるよう内容をさらに充実するとともに、地域住民と外国籍住民の相互交流の場としても寄与していきます。
また、課題欄にも記載したとおり、近年、来日間もない外国人の子どもの日本語学習も課題になってきています。そのため、民間ボランティアによる日本語教室、ＮＰＯ、教育委員会等とも連携を進め、さらに効果的な取り組みとなるよう工夫していきます。
今後は、経常事業「日本語学習への支援」として、日本語学習への支援に引き続き取り組んでいきます。

方向性

※ **2**

手段改善

事務事業	70	鉄道網の整備促進
章	3	安全で快適な、みどりのあるまち
大項目	01	計画的なまちづくりの展開
施策	01	適切な都市構造の実現

事業内容

目的	都市の骨格を形成する鉄道網のひとつである東京メトロ副都心線の整備事業を円滑に進捗させるために必要な調整を図ります。
対象・手段	対象：地下鉄副都心線整備事業者である東京地下鉄株式会社と東京都建設局、及び沿線住民。 手段：地元住民の要望を把握し、事業者と調整しながら事業に反映させていきます。併せて事業の進捗状況　を常に把握し地元住民にその情報を伝えていきます。

成果（事業が意図する成果）

地下鉄副都心線建設事業の整備を促進することにより区内の交通基盤が整備されます。

事業成果指標

指標名	定義	目標水準
工事進捗度（%）	駅出入口の確保等各種の問題は工事の遅延につながりやすく、これらの問題解決を円滑に進めるには区の関与が必要です。工事進捗度は、整備促進を目的とした区の関与を示す一つの指標です。	（　平成19　）年度に （　100%　）の水準達成
		（　　）年度に （　　）の水準達成
		（　　）年度に （　　）の水準達成

成果の達成状況

		単　位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備　　考
事業成果指標	目標値１①	%	30.00	65.00	90.00	100.00	平成20年6月の副都心線開通に向け、工事がわずかに残っています。
	実績１②	%	30.00	65.00	90.00	97.00	
	③＝②／①	%	100.00	100.00	100.00	97.00	
	目標値２④		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績２⑤		0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑥＝⑤／④	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
	目標値３⑦		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績３⑧		0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑨＝⑧／⑦	%	0.00	0.00	0.00	0.00	

事業の実施内容

平成18年度	引き続き、地下鉄副都心線の各駅における出入口、換気塔の設置について、事業者と住民との間の調整等を行いました。事業者に対しては、バリアフリー施設や自転車駐車場の確保について働きかけを行いました。なお、2月に路線名（副都心線）と駅名（西早稲田、東新宿、新宿三丁目）が決まりました。
平成19年度	地下鉄副都心線の駅の出入口の設置についての調整や、自転車駐車場の確保についての働きかけを行いました。また、開業日が6月14日に決まり、開業に向けた関係者や地元との調整を行いました。

部名称	都市計画部	課名称	都市計画課

		単　位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備　　考
トータルコスト	事業費⑩	千円	0	0	0	0	
	人件費⑪	千円	6,670	6,670	6,624	6,608	
	事務費⑫	千円	22	30	35	38	
	減価償却費等⑬	千円	0	0	0	0	
	総計⑭＝⑩＋⑪＋⑫＋⑬	千円	6,692	6,700	6,659	6,646	
	受益者負担⑮	千円	0	0	0	0	
	純計⑯＝⑭－⑮	千円	6,692	6,700	6,659	6,646	
	受益者負担率⑮／⑭	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
財源内訳	一般財源⑰＝⑯－⑱	千円	6,692	6,700	6,659	6,646	
	特定財源⑱		0	0	0	0	
	一般財源投入率⑰／⑭	%	100.00	100.00	100.00	100.00	
職員	常勤職員	人	0.80	0.80	0.80	0.80	
	非常勤職員		0.00	0.00	0.00	0.00	

事業に関する検討課題

開業された駅周辺環境について、以下の調整を行うことが課題です。
引き続き、事業者への自転車駐車場の確保についての働きかけが必要です。

評価基準に基づく評価と理由（『3・2・1』の3段階評価です。）			
	達成度	3	駅出入口等については、地元の要望を踏まえ、より利用しやすいものとなるよう事業者と地元との調整を図ってきました。この結果、工事に遅れが出ることなく、出入口と換気塔設置が決定され、開業日が平成20年6月14日に決まりました。
	実施の成果	2	地元からの要望や工事に対する苦情等を、的確に鉄道業者に伝え対応することで円滑な事業進行が図られました。
	効率性	3	地下鉄の整備は、東京メトロ㈱により行われております。この事業を促進することは、周辺の都市基盤が整備されてまちの発展へつながるため、効率的です。
	行政の関与	2	鉄道や道路等、都市施設建設が区の都市マスタープランに沿って計画的に進められるよう、区が関与していく必要があります。
	妥当性	3	地下鉄工事とその周辺の環境整備が計画通り進むためには、区が地元と事業者との調整を行なう必要があります。
	施策寄与度	3	副都心線は、南北の都市骨格として非常に重要です。平成20年6月に開業することにより、周辺の交通網の整備や建築物の更新が期待できます。

総合評価

平成１９年度の評価をBとした理由は、開業に向けて調整を行い計画どおり事業を促進させたからです。
また、過去３年間の実績では、Bと評価します。
その内容は、各駅の換気塔や地下鉄出入口の設置位置について、地元や関係者間の調整を順調に行いました。この間工事に対する苦情等にも対応し工事も円滑に進むとともに、計画どおり事業を促進しました。

※ B

過年度評価
18年度 B
17年度 B
16年度 A
15年度

改革方針

この事業は、地下鉄副都心線のほぼ完成に伴い、平成20年度からは経常事業「鉄道施設の整備促進」として取り組みます。引き続き駅周辺環境について、必要な調整を行っていきます。
なお、「鉄道網の整備促進」に関連する既存鉄道の踏切対策等については、経常事業の「鉄道施設の整備促進」として取り組んでいきます。

方向性
※ 1
現状のまま継続

事務事業	71	都市マスタープランの改定
章	3	安全で快適な、みどりのあるまち
大項目	01	計画的なまちづくりの展開
施策	01	適切な都市構造の実現

事業内容

目的	平成８年に都市マスタープランを策定し、１０年が経過しました。策定後の社会状況の変化や都市基盤整備の進捗状況等によって、区のまちづくりに新たな課題が生じています。これらの課題に対応するとともに、区民の一層の参画を得て、協働でまちづくりを進めるため、平成１９年度に新宿区都市マスタープランを改定します。
対象・手段	新宿区民会議の提言書及び地区協議会の意見書の内容を尊重して作成された都市計画審議会の答申を踏まえ、改定都市マスタープランの素案を作成していきます。素案作成後には、パブリックコメントや説明会等により区民等の意見を聴取するなどし、区民等の参画を得て計画づくりを進めます。また、同時期に見直しを行う区の基本計画と一体の総合的な計画の作成を目指します。

成果（事業が意図する成果）

平成１９年度に都市マスタープランを改定し、建築・都市開発の適切な誘導、調和のとれたまちづくりを進め、持続可能な歩きたくなるまち新宿の実現を目指していきます。また、都市マスタープランと基本計画の総合化を図り、区のまちづくりの総合的な計画として、区民等に分かりやすいものとしていきます。

事業成果指標

指標名	定義	目標水準
区民の意見収集のための会議等の開催	区民参加により、計画案を作成するため区民会議及び地区協議会で「まちづくりの方針」を検討しています。区民意見の収集、反映の度合を表すものとして、会議等の開催回数を指標にします。	（ 平成19 ）年度に （ 100回 ）の水準達成
有識者からの意見聴取	都市計画審議会等に諮り、意見を求める回数を指標にします。	（ 平成19 ）年度に （ 10回 ）の水準達成
		（ ）年度に （ ）の水準達成

成果の達成状況

		単　位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備　　考
事業成果指標	目標値１①	回	0.00	100.00	100.00	100.00	区民の意見収集のための会議開催は、合計94回です。（平成17、18年度は、区民会議等の開催回数です。平成19年度は区民会議等はありませんでしたが、地域の説明会10回、素案策定に向けた国等関係者との検討を14回及びその他地域のまちづくりに係る協議会等約70回の説明機会を加えています。）
	実績１②	回	0.00	82.00	144.00	94.00	
	③＝②／①	%	0.00	82.00	144.00	94.00	
	目標値２④	回	0.00	0.00	10.00	10.00	
	実績２⑤	回	0.00	0.00	12.00	3.00	
	⑥＝⑤／④	%	0.00	0.00	120.00	30.00	
	目標値３⑦		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績３⑧		0.00	0.00	0.00	0.00	都市計画審議会を3回開催しました。
	⑨＝⑧／⑦	%	0.00	0.00	0.00	0.00	

事業の実施内容

平成18年度	平成１８年６月には区民会議が提言書を、８月には各地区協議会が意見書をまとめ、提出を受けました。７月には都市計画審議会に「都市マスタープランの改定について」諮問し、提言書及び意見書の内容を尊重して審議が進められました。都市計画審議会では、基本計画と都市マスタープランとが一体となった答申としてまとめられ、平成１９年２月に答申を受けました。
平成19年度	平成１９年８月には、答申を踏まえた素案を策定し、パブリックコメント及び区内１０箇所において説明会を実施し、意見をうかがいました。その後、パブリックコメント等の意見を踏まえ、基本計画と都市計画マスタープランとが一体となったを「総合計画」案を作成し、１２月に区議会に議案として上程、議決され、新たな都市計画マスタープランを定めました。

部名称	都市計画部	課名称	都市計画課

		単　位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備　　考
トータルコスト	事業費⑩	千円	0	7,024	7,066	6,979	
	人件費⑪	千円	0	16,676	16,560	16,520	
	事務費⑫	千円	0	84	234	4,301	
	減価償却費等⑬	千円	0	0	0	0	
	総計⑭＝⑩＋⑪＋⑫＋⑬	千円	0	23,784	23,860	27,800	
	受益者負担⑮	千円	0	0	0	0	
	純計⑯＝⑭－⑮	千円	0	23,784	23,860	27,800	
	受益者負担率⑮／⑭	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
財源内訳	一般財源⑰＝⑯－⑱	千円	0	23,784	23,860	27,800	
	特定財源⑱		0	0	0	0	
	一般財源投入率⑰／⑭	%	0.00	100.00	100.00	100.00	
職員	常勤職員	人	0.00	2.00	2.00	2.00	
	非常勤職員		0.00	0.00	0.00	0.00	

事業に関する検討課題

新しい都市マスタープランに基づいて具体の事業を進めていくために、各関係者と連携して、事業者等との行政協議の場で都市マスタープランの浸透を図ります。併せて、地区計画等のまちづくりの中で、区民等の方々には都市マスタープランの内容を周知していきます。

評価基準に基づく評価と理由（『3・2・1』の3段階評価です。）

達成度	3	8月には、都市マスタープランの区素案を発表し、多くの意見をいただきました。それらの意見を踏まえた案について区議会で議決いただき、予定どおり２０年度中に決定することができました。
実施の成果	3	検討段階から多くの区民の方々が関わり、協働と参画により、策定作業の透明性及び公平性の確保、まちづくりに対する意識の啓発など、目標以上の成果をあげることができました。
効率性	3	社会状況の変化等により、まちづくりに新たな課題が生じてきました。これらの課題に対応した都市マスタープランに改定することで、効率的に建築・都市開発を誘導することができます。
行政の関与	3	都市マスタープランは、都市計画法に基づく法定計画であるため、区が作成する必要があります。
妥当性	3	都市計画法では、都市マスタープランを定める場合、区民等の意見を反映させる措置を講じること規定しています。区民会議や地区協議会等の検討経過や実績を目標設定にすることは、区民参画の推進及び法の主旨を反映したもので適切です。
施策寄与度	3	都市マスタープランは、都市計画に関する基本的な方針であり、計画的なまちづくりを展開していくために重要です。区民の考えに即したものに改定することで、実効性の高い方針として、建築・都市開発を誘導し、都市環境等の整備に寄与することができま

総合評価

平成19年度の評価をＡとした理由は、目標以上の成果、達成度が認められたためです。その内容は、策定した都市マスタープランが都市計画審議会の答申を受け、さらに、基本構想審議会と連携をとりながら基本計画との総合化を図るなど、目標以上の成果をあげたためです。また、過去３年間の実績でもＡと評価します。その内容は、平成17・18年度に協働により計画の初期段階から区民の参画を得て検討を行い、その意見等がまとめられて区に提出いただいたこと。そして19年2月には、都市計画審議会からも答申をいただき、将来の新宿を見据えた、多くの方々の声を反映した案が作成できたことです。このため、平成19年12月には都市マスタープランを定めることができました。

※ A

過年度評価

18年度 A
17年度 B
16年度
15年度

改革方針

平成19年度に改定し、総合計画を策定したため終了します。

方向性

※ 6

休廃止

事務事業	72	都市計画道路の整備（補助第７２号線）
章	3	安全で快適な、みどりのあるまち
大項目	01	計画的なまちづくりの展開
施策	01	適切な都市構造の実現

事業内容

目的	新宿駅付近から高田馬場駅付近を結ぶ都市計画道路補助72号線の未開通区間を整備し、周辺道路の混雑緩和と周辺地域の活性化を図ります。
対象・手段	計画線内に存在する土地の地権者、建物所有者、その他の土地又は建物に権利を有するものに対して補償を行い、用地を買収して道路を整備します。

成果（事業が意図する成果）

都市計画道路の開通により周辺道路の混雑緩和と地域の活性化が図られます。

事業成果指標

指標名	定義	目標水準
補助72号線進捗率（Ⅰ期＋Ⅱ期）	補助72号線の事業用地に対する買収の進捗率	（ 平成19 ）年度に （ 88% ）の水準達成
		（ ）年度に （ ）の水準達成
		（ ）年度に （ ）の水準達成

成果の達成状況

		単 位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備 考
事業成果指標	目標値１①	%	0.00	82.51	85.80	88.00	既買収面積 (Ⅰ＋Ⅱ期、 平成19年度末) 16,730.81㎡ （計画線外含まず 公社保有地含まず） 全体対象面積 18,986.22㎡ 目標値 17年度 82.51% 18年度 85.80% 19年度 88.00% 20年度 91.04%
	実績１②	%	77.30	81.50	82.85	88.12	
	③＝②／①	%	0.00	98.78	96.56	100.14	
	目標値２④		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績２⑤		0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑥＝⑤／④	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
	目標値３⑦		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績３⑧		0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑨＝⑧／⑦	%	0.00	0.00	0.00	0.00	

事業の実施内容

平成18年度	第Ⅱ期区間の民有地3件（256.60㎡）を区直買により取得しました。また、公社保有地2件（80.53㎡）を買い戻しました。 ※買収方法＝区が直接買う方法（区直買）と、公社が先行取得し区が買い戻す方法
平成19年度	第Ⅱ期区間の民有地10件（699.84㎡）を区直買により取得しました。また、第Ⅰ期区間の民有地1件（300.40㎡）を区直買により取得しました。

部名称	みどり土木部	課名称	道路課

		単　位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備　　考
トータルコスト	事業費⑩	千円	209,587	524,218	414,371	985,240	
	人件費⑪	千円	0	41,690	41,400	41,300	
	事務費⑫	千円	22	100	68	0	
	減価償却費等⑬	千円	0	0	0	0	
	総計⑭＝⑩＋⑪＋⑫＋⑬	千円	209,609	566,008	455,839	1,026,540	
	受益者負担⑮	千円	0	0	0	0	
	純計⑯＝⑭－⑮	千円	209,609	566,008	455,839	1,026,540	
	受益者負担率⑮／⑭	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
財源内訳	一般財源⑰＝⑯－⑱	千円	136,122	247,387	108,875	38,261	
	特定財源⑱		73,487	318,621	346,964	988,279	
	一般財源投入率⑰／⑭	%	64.94	43.71	23.88	3.73	
職員	常勤職員	人	0.00	5.00	5.00	5.00	
	非常勤職員		0.00	0.00	0.00	0.00	

事業に関する検討課題

第Ⅱ期区間に関しては、平成20年度中の買収完了を目指し、移転交渉を進めています。補償金額の説明や移転先の調整をどのように行うか、合意が得られない場合にどのように対応するかが検討課題となっています。

第Ⅰ期区間に関しては平成20年度は土地測量等の調査を行います。事業が長期間に及ぶ中で、今後の買収計画をどのようにするかが検討課題となっています。

評価基準に基づく評価と理由（『3・2・1』の3段階評価です。）

達成度	3	目標を上回りました。大規模な対象地の多くを買収できたため、第Ⅱ期区間の完了の目途が立ちました。
実施の成果	3	平成20年度中の用地買収完了の目途がたちました。補助72号線の開通によって、大久保・百人町地区の活性化はもちろんのこと、近隣住宅地内への通過交通の減少が期待できます。地域の方の安全の観点からも非常に大きな成果が期待できます。
効率性	3	補助72号線事業に関しては、国庫補助金及び都補助金の対象事業になっており、区単独の負担を少なくし、効率的に事業を進める事ができました。
行政の関与	3	都市計画道路補助７２号線事業は区が施行すべき事業であり、用地取得、道路の整備は区が行うものです。
妥当性	3	事業実施による効果から、目的は妥当だといえます。金銭補償で交渉を行うのが用地買収の原則であり、正当な補償の観点からも妥当といえます。交渉の対象は当該土地に権利を持つ人に限定されます。
施策寄与度	3	都市計画道路が整備されることによって、適切な用途に沿った都市構造が構築されることが期待できます。

総合評価

平成19年度の評価をBとした理由は、目標である平成20年度中の第Ⅱ期区間の用地取得完了に目途が立ったからです。地権者の生活再建や権利関係の調整を図り、10件の買収を完了させました。また、第Ⅰ期区間の民有地を1件買収しました。

過去３年間の実績ではBと評価します。その理由は各種調査、境界確定、用地取得率で大きな進展が見られたからです。地権者の生活再建を行い、第Ⅱ期区間で16件、第Ⅰ期区間で1件の買収が完了しました。

※ **B**

過年度評価

18年度 **B**
17年度 **B**
16年度 **B**
15年度

改革方針

この事業は、第一次実行計画「68都市計画道路の整備(補助第72号線)」に引き継いで取り組みます。　補助72号線の第Ⅱ期区間は、既に供用開始した部分を活かすことができるため、効果の面からも優先度が高い地区と考えます。従って、第一次実行計画では早期に第Ⅱ期区間の用地買収を完了させ、平成22年度に同区間を開通できるよう取り組んでいきます。任意売買契約での土地取得を目指しますが、平成20年度において契約が望めない場合には土地収用制度の活用も検討します。

なお、第Ⅱ期区間を優先的に取り組んでいきますが、第Ⅰ期区間について平成20年度は、測量等の調査を実施するとともに、今後の事業計画の策定に取り組み、できるだけ早い時期での全線開通を目指します。

方向性

※ 1

現状のまま継続

事務事業	73	都市計画道路の整備（駅街路10号線）
章	3	安全で快適な、みどりのあるまち
大項目	01	計画的なまちづくりの展開
施策	01	適切な都市構造の実現

事業内容

目的	新宿駅東口広場と新南口付近をつなぐ都市計画道路新宿駅付近街路第10号線を整備し、駅周辺の交通アクセス性・歩行回遊性の強化及び駅前の景観の向上等を図ります。
対象・手段	東口広場から明治通りまでの330mのうち、甲州街道から明治通りまでの180m間（計画幅員15m）を都市計画事業として整備します。 街路単独事業とした場合、区が事業主体となり用地買収、街路築造を行うこととなります。

成果（事業が意図する成果）

駅前交通環境の向上を図るとともに、沿道土地の高度利用促進等駅周辺の活性化が図られます。

事業成果指標

指標名	定義	目標水準
道路完成率	施行延長／総延長	（ 平成27 ）年度に （ 100% ）の水準達成
用地買収率	買収面積／買収予定面積	（ 平成27 ）年度に （ 100% ）の水準達成
		（ ）年度に （ ）の水準達成

成果の達成状況

		単　位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備　　考
事業成果指標	目標値１①	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績１②	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
	③＝②／①	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
	目標値２④	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績２⑤	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑥＝⑤／④	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
	目標値３⑦		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績３⑧		0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑨＝⑧／⑦	%	0.00	0.00	0.00	0.00	

事業の実施内容

平成18年度	周辺事業との調整及び事業化の検討
平成19年度	周辺事業との調整及び事業化の検討

部名称	みどり土木部	課名称	道路課

		単　位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備　　考
トータルコスト	事業費⑩	千円	0	0	0	0	
	人件費⑪	千円	0	0	0	0	
	事務費⑫	千円	0	0	0	0	
	減価償却費等⑬	千円	0	0	0	0	
	総計⑭＝⑩＋⑪＋⑫＋⑬	千円	0	0	0	0	
	受益者負担⑮	千円	0	0	0	0	
	純計⑯＝⑭－⑮	千円	0	0	0	0	
	受益者負担率⑮／⑭	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
財源内訳	一般財源⑰＝⑯－⑱	千円	0	0	0	0	
	特定財源⑱		0	0	0	0	
	一般財源投入率⑰／⑭	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
職員	常勤職員	人	0.00	0.00	0.00	0.00	
	非常勤職員		0.00	0.00	0.00	0.00	

事業に関する検討課題

本路線は、昭和21年の都市計画決定から長期間経過していることと併せ、平成16年度から平成27年度にかけて優先的に整備すべき都市計画道路（第3次前期事業化計画路線）に選定されており、甲州街道の架け替えを含む南口基盤整備事業等、周辺の開発に合わせた事業計画をたてる必要があります。
地価の上昇傾向により、用地取得費が年々上昇しています。

評価基準に基づく評価と理由（『3・2・1』の3段階評価です。）

達成度	2	現在、事業の具体化に向けた情報収集に努めています。
実施の成果	1	事業化に向けた情報収集の段階であるため、成果はあらわれていませんが、南口、東口を含めた駅周辺の将来像の中での位置づけを再整理する必要があります。
効率性	2	事業化にあたっては、効果的な整備のため、南口基盤整備事業や沿道開発などと調整を図ります。
行政の関与	3	現段階では、都市計画決定権者である区に主体性があります。
妥当性	2	周辺の開発の動向を踏まえた事業化の検討は、適切な都市構造を実現するために必要です。
施策寄与度	1	新宿駅周辺の開発が進む中、事業化に向けた情報収集を行ってきましたが、事業実施には至っていないため、現時点で、施策「適切な都市構造の実現」への寄与は少ないです。

総合評価

新宿駅南口基盤整備事業の状況等から、現在、まだ事業化には至っていないため、評価はＤとしました。
また、過去３年間についても、事業実績がないためＤと評価しました。

※ D

過年度評価
18年度 D
17年度 D
16年度 B
15年度

改革方針

この事業は、近々に着手できる見込みがないことから、経常事業「道路の改良」事業の中で検討していきます。
施工中の甲州街道の橋りょう架け替えも含めた、新宿駅南口の基盤整備が１８年度着手されました。周辺の基盤整備が動き出したことから、各事業者と事業内容及びスケジュール等を調整して事業計画を立てていきます。

方向性
※ 1
現状のまま継続

事務事業	74	地籍情報の調査
章	3	安全で快適な、みどりのあるまち
大項目	01	計画的なまちづくりの展開
施策	01	適切な都市構造の実現

事業内容

目的	道路管理に必要な境界、面積、所有者などを調査することにより、安全で安心なまちづくりを推進します。
対象・手段	登記所の登記事項をあらかじめ調査したのち、現地立会いにより境界を確認し、その結果を測量して道路と民有地の境界や隣接する土地の情報を調査します。

成果（事業が意図する成果）

道路管理に必要な境界、面積、所有者などを調査することにより、安全で安心なまちづくりが推進されます。

事業成果指標

指標名	定義	目標水準
街区調査実施面積	調査により境界が明確になった道路とそれに囲まれる街区の占める面積です。	（ 平成21 ）年度に （ 2.9k㎡ ）の水準達成
		（ ）年度に （ ）の水準達成
		（ ）年度に （ ）の水準達成

成果の達成状況

		単 位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備 考
事業成果指標	目標値１①	k㎡	0.35	0.40	0.46	0.44	各年度目標値の累計が平成21年度目標水準2.9k㎡ 対象面積 18.12k㎡ 目標値 16年度まで0.93k㎡ 17年度 0.40k㎡ 18年度 0.46k㎡ 19年度 0.44k㎡ 20年度 0.42k㎡ 21年度 0.25k㎡ 計 2.90k㎡
	実績１②	k㎡	0.38	0.40	0.46	0.44	
	③＝②／①	%	108.57	100.00	100.00	100.00	
	目標値２④		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績２⑤		0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑥＝⑤／④	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
	目標値３⑦		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績３⑧		0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑨＝⑧／⑦	%	0.00	0.00	0.00	0.00	

事業の実施内容

平成18年度	街区調査　河田町ほか　０．４６k㎡を実施しました。
平成19年度	街区調査　市谷薬王寺町ほか　０．４４k㎡を実施しました。

部名称	みどり土木部	課名称	土木管理課

		単　位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備　　考
トータルコスト	事業費⑩	千円	44,705	45,493	46,139	40,372	
	人件費⑪	千円	12,507	12,507	12,420	12,390	
	事務費⑫	千円	1,849	1,596	2,901	2,932	
	減価償却費等⑬	千円	0	0	0	0	
	総計⑭＝⑩＋⑪＋⑫＋⑬	千円	59,061	59,596	61,460	55,694	
	受益者負担⑮	千円	0	0	0	0	
	純計⑯＝⑭－⑮	千円	59,061	59,596	61,460	55,694	
	受益者負担率⑮／⑭	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
財源内訳	一般財源⑰＝⑯－⑱	千円	24,456	25,396	29,030	28,394	
	特定財源⑱		34,605	34,200	32,430	27,300	
	一般財源投入率⑰／⑭	%	41.41	42.61	47.23	50.98	
職員	常勤職員	人	1.50	1.50	1.50	1.50	
	非常勤職員		0.00	0.00	0.00	0.00	

事業に関する検討課題

都心部での地籍調査では土地の権利者が複数に及び且つ複雑であることや、個人情報保護等の問題から地権者調査の確認に多くの時間を要しています。
また、現在実施している街区調査の後続事業である一筆地調査は、民有地と民有地の境界を調査していくものです。今以上に地権者との調整に時間と労力が必要であり、円滑にすすめるための手法を確立することが必要です。

評価基準に基づく評価と理由（『3・2・1』の3段階評価です。）			
	達成度	3	調査が困難であり多くの時間を要していますが、実績も順調に推移しています。
	実施の成果	3	都市計画事業の基礎である用地取得を円滑に進めたり、災害時の復旧を迅速に行えるなど安全安心のまちづくりに成果がでます。
	効率性	3	各土地所有者が独自に測量するのに比べて広範囲で実施するため効率的です。
	行政の関与	3	国土調査法に市町村が実施主体として定められています。
	妥当性	3	区民の資産を保全することは重要であり、境界の立会等の手法も妥当です。
	施策寄与度	3	適切な都市構造の実現するためのいわば基礎情報が地籍情報であり、すべての都市活動を円滑に進めるために必要な調査です。

総合評価

平成１９年度は計画面積０．４４ｋ㎡を予定どおり実施したことから、評価はＢとします。
過去３年間の実績ではＢと評価します。計画面積どおり調査を実施し、道路管理に必要な境界、面積、所有者等が明確になり、区民の資産保全に寄与したためです。

※ B

過年度評価

18年度 B
17年度 A
16年度 B
15年度

改革方針

区内全域を調査するには多くの年数を要することから、調査をより円滑に進めるための手法を確立し、平成２０年度より経常事業として定着させ地籍情報の調査を進めていきます。

方向性

※ 1

現状のまま継続

事務事業	75	交通結節点の整備推進（中井駅周辺）
章	3	安全で快適な、みどりのあるまち
大項目	01	計画的なまちづくりの展開
施策	01	適切な都市構造の実現

事業内容

目的	環状六号線拡幅工事により生ずる中井富士見橋の高架下空間を活用し、西武線中井駅周辺の交通の利便性向上を図ります。
対象・手段	対象：東京都、首都高速道路、西武鉄道、中井駅利用客及び落合・中井地区住民 手段：高架下空間を利用した中井駅周辺の整備を行ないます。

成果（事業が意図する成果）

駅北口を整備することにより、踏み切りを横断することなく駅利用が可能となります。
駅前広場を整備し、自転車駐車場を設置することにより、放置自転車の解消が図られます。

事業成果指標

指標名	定義	目標水準
中井駅周辺の整備	整備計画を策定して20%、基本調査を行って30%、実施設計を行って50%、整備工事が完了して100%とします。	（　　）年度に （　100%　）の水準達成
		（　　）年度に （　　）の水準達成
		（　　）年度に （　　）の水準達成

成果の達成状況

		単　位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備　　考
事業成果指標	目標値１①	%	100.00	100.00	100.00	100.00	都道環状六号線の工事に起因する計画のため、目標年次の設定はできません。 基本調査を19年度に行ったため、30%の達成状況です。今後、実施設計に向け、住民、関係機関との調整を行っていきます。
	実績１②	%	20.00	20.00	20.00	30.00	
	③＝②／①	%	20.00	20.00	20.00	30.00	
	目標値２④		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績２⑤		0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑥＝⑤／④	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
	目標値３⑦		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績３⑧		0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑨＝⑧／⑦	%	0.00	0.00	0.00	0.00	

事業の実施内容

平成18年度	調整協議（都、首都高速道路㈱、西武鉄道） 住民対応（環状六号線、中井駅周辺の工事進捗及び事業内容についての説明）
平成19年度	調整協議（都、首都高速道路㈱、西武鉄道） 住民対応（環状六号線、中井駅周辺の工事進捗及び事業内容についての説明） 西武線中井駅周辺地区整備基本計画に基づく委託調査（交通量調査、施設規模、施設配置等の検討）

部名称	都市計画部	課名称	都市計画課

		単　位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備　　考
トータルコスト	事業費⑩	千円	0	0	0	0	
	人件費⑪	千円	6,670	6,670	6,624	6,608	
	事務費⑫	千円	58	60	59	3,505	
	減価償却費等⑬	千円	0	0	0	0	
	総計⑭＝⑩＋⑪＋⑫＋⑬	千円	6,728	6,730	6,683	10,113	
	受益者負担⑮	千円	0	0	0	0	
	純計⑯＝⑭－⑮	千円	6,728	6,730	6,683	10,113	
	受益者負担率⑮／⑭	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
財源内訳	一般財源⑰＝⑯－⑱	千円	6,728	6,730	6,683	10,113	
	特定財源⑱		0	0	0	0	
	一般財源投入率⑰／⑭	%	100.00	100.00	100.00	100.00	
職員	常勤職員	人	0.80	0.80	0.80	0.80	
	非常勤職員		0.00	0.00	0.00	0.00	

事業に関する検討課題

環状六号線工事の進捗を見守り、西武鉄道及び道路事業者及び地域住民と調整を図る必要があります。幹線道路から北口の整備予定地への経路の設定等が今後の課題です。

評価基準に基づく評価と理由（『3・2・1』の3段階評価です。）

達成度	2	19年度は工事進捗状況を踏まえ、事業者との情報交換をするとともに委託調査により交通量調査や施設規模等の検討を行いました。この整備は環六整備終了後に行うため、それに合わせた全体スケジュールの中での工程としてほぼ計画どおりに進んでいます。
実施の成果	2	道路事業の進捗状況を踏まえ、鉄道事業者や道路事業者との情報交換や調整を行なうことにより、駅周辺の利便性の向上が図られたため成果はありました。
効率性	2	中井駅利用者の利便性向上のため、道路事業にあわせて高架下空間を活用し、駅周辺の整備を行う事業であり効率的です。 委託調査により、周辺交通量の変化や必要な施設規模等を把握することができまし
行政の関与	3	区が鉄道事業者や道路事業者との調整を行うことにより、地元の利益向上に繋がり、まちの賑わいを生み出します。そのため、区の関与が必要であり妥当です。
妥当性	3	新たに生み出される高架下空間と連携させた中井駅周辺の整備は、踏切対策や利便性、回遊性の向上が図られるため妥当です。
施策寄与度	3	環状六号線拡幅工事により生ずる高架下の空間を利用し、中井駅周辺の交通の利便性向上を図ることにより、適切な都市構造の実現が期待できます。 そのため、目的達成に大いに寄与しております。

総合評価

19年度の評価をBとした理由は、環状六号線工事進捗を進めるため事業説明会等への協力を行い、概ね計画どおりに街路事業が進んだからです。
また、駅周辺整備に向けて交通量調査を基にした施設規模等の検討を行い、概ね計画どおりに進みました。
過去３年間の実績では、Bと評価します。
内容は、環状六号線が円滑に進捗するための事業説明会への協力や工事に関する陳情等への機敏な対応を行いました。

※ B

過年度評価

18年度	B
17年度	B
16年度	B
15年度	

改革方針

①住民との協議
整備に当たっての一定の制約条件（都市計画道路環状六号線の整備状況による時間的制約、高架下空間という物理的制約）のもとで、地域住民の意見を施設整備に取り入れつつ、事業を進めていきます。
②民間との役割分担
西武鉄道と取り交わした駅北口設置への協力を約束する文書をもとに、その具体化を図っていきます。
この事業は、第一次実行計画「65中井駅周辺の整備推進」に引き継いで取り組んでいきます。

方向性

※ 1 現状のまま継続

事務事業	76	交通バリアフリーの整備促進
章	3	安全で快適な、みどりのあるまち
大項目	01	計画的なまちづくりの展開
施策	01	適切な都市構造の実現

事業内容

目的	国の基本方針に従い交通バリアフリーを実現するために、特定経路及び特定事業計画を早期に策定します。
対象・手段	専門家、交通事業者、利用者が参加した推進委員会や推進部会を開催し、特定経路の策定及び事業者が作成する特定事業計画の策定支援をします。

成果（事業が意図する成果）

区内の交通施設がバリアフリー化されることにより、公共交通機関を利用する高齢者や障害者等の利便性や安全性が向上します。

事業成果指標

指標名	定義	目標水準
新宿駅周辺地区	特定事業計画の策定までを100%として 特定経路の設定までで　30% 特定事業計画（案）のまとめまでで　80%	（　平成19　）年度に （　100%　）の水準達成
高田馬場駅周辺地区	特定事業計画の策定までを100%として 特定経路の設定までで　30% 特定事業計画（案）のまとめまでで　80%	（　平成18　）年度に （　100%　）の水準達成
		（　　）年度に （　　）の水準達成

成果の達成状況

		単　位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備　　考
事業成果指標	目標値１①	%	0.00	30.00	80.00	100.00	新宿駅周辺地区 平成１７年度 ・特定経路設定 平成１９年度 ・特定事業計画作成
	実績１②	%	0.00	30.00	50.00	100.00	
	③＝②／①	%	0.00	100.00	62.50	100.00	
	目標値２④	%	30.00	80.00	100.00	100.00	高田馬場駅周辺地区平成１６年度 ・特定経路設定 平成１８年度 ・特定事業計画作成
	実績２⑤	%	30.00	80.00	100.00	100.00	
	⑥＝⑤／④	%	100.00	100.00	100.00	100.00	
	目標値３⑦	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績３⑧	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑨＝⑧／⑦	%	0.00	0.00	0.00	0.00	

事業の実施内容

平成18年度	交通バリアフリー推進委員会及び推進部会（新宿駅周辺地区・高田馬場駅周辺地区）を併せて６回開催し、重点整備地区における新宿駅周辺地区の特定経路の設定及び高田馬場駅周辺地区の特定事業計画を作成しました。また「新宿区鉄道駅エレベーター整備事業補助要綱」を策定し、この補助制度を適用してＪＲ信濃町駅にエレベーターが設置されました。
平成19年度	交通バリアフリー推進委員会及び推進部会（新宿駅周辺地区・高田馬場駅周辺地区）を併せて６回開催し、新宿駅周辺地区については特定事業計画の作成を行い、高田馬場駅周辺地区については特定事業計画の進行管理を行いました。

部名称	都市計画部	課名称	都市計画課

		単　位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備　　考
トータルコスト	事業費⑩	千円	5,252	0	20,556	4,494	
	人件費⑪	千円	6,670	6,670	6,624	6,608	
	事務費⑫	千円	111	228	4,507	236	
	減価償却費等⑬	千円	0	0	0	0	
	総計⑭＝⑩＋⑪＋⑫＋⑬	千円	12,033	6,898	31,687	11,338	
	受益者負担⑮	千円	0	0	0	0	
	純計⑯＝⑭－⑮	千円	12,033	6,898	31,687	11,338	
	受益者負担率⑮／⑭	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
財源内訳	一般財源⑰＝⑯－⑱	千円	12,033	6,898	21,413	11,338	
	特定財源⑱		0	0	10,274	0	
	一般財源投入率⑰／⑭	%	100.00	100.00	67.58	100.00	
職員	常勤職員	人	0.80	0.80	0.80	0.80	
	非常勤職員		0.00	0.00	0.00	0.00	

事業に関する検討課題

①推進委員会及び推進部会を運営し、重点整備地区（新宿駅周辺地区・高田馬場駅周辺地区）の整備促進を図ります。
②重点整備地区以外の地区においてもバリアフリーを推進する必要があります。また、乗降客数が比較的少ない駅についても、エレベーター等の設置を推進し、バリアフリー化を図る必要があります。
③特定事業計画の着実な進捗を図るとともに、計画の中で課題として整理された項目について対策を検討していく必要があります。

評価基準に基づく評価と理由（『3・2・1』の3段階評価です。）

達成度	3	交通バリアフリー推進委員会及び推進部会を６回開催し、高田馬場駅周辺地区は特定事業計画の進行管理を行い、新宿駅周辺地区は特定事業計画を作成し、目標の100%を達成しました。なお、計画で課題とされた項目については、今後対応を検討していきま
実施の成果	3	交通バリアフリーの実現には、特定事業計画の作成が不可欠です。本事業では、計画作成にあたり、推進委員会及び推進部会を開催することで、利用者の意見の反映と関係機関との調整をスムーズに行うことができました。
効率性	3	特定事業計画の作成にあたり、関係者との意見調整を推進委員会等で行うとともに、会議の運営等を業者委託することで効果的、効率的に行いました。
行政の関与	3	バリアフリー基本構想に沿った事業計画となるよう、地元自治体として関与していく必要があります。
妥当性	3	区内の駅の旅客施設や道路等のバリアフリー化を促進することで、移動制約者の交通機関を利用した移動の円滑化の向上を図ることができます。このことは、区民会議等からも提言を受けており区民ニーズを踏まえたものであり適切です。
施策寄与度	3	特定事業計画を策定することにより、適切な都市構造の実現に寄与します。

総合評価

平成19年度の評価をBとした理由は、重点整備地区（新宿駅周辺地区・高田馬場駅周辺地区）の新宿駅周辺地区の特定事業計画を計画どおり作成したからです。なお、計画の作成にあたっては、推進委員会及び推進部会で当事者の意見を反映させるとともに、特定事業計画を作成済みの高田馬場駅周辺地区では、計画の進行管理を行うことで新宿区の交通バリアフリーの促進が図られました。
また、過去3年間の実績ではBと評価します。その内容は、重点整備地区の特定事業計画を当初計画どおり作成したものです。

※ B

過年度評価
18年度 B
17年度 B
16年度 A
15年度

改革方針

推進委員会及び推進部会において当事者意見を反映させながら計画の着実な進捗を図ることとあわせ、計画の内容について評価・改善を継続的に行うとともに、計画で課題として整理された項目について対策を検討していきます。
また、重点整備地区（新宿駅周辺地区・高田馬場駅周辺地区）以外の地区についてもバリアフリー化の促進を図っていきます。
この事業は、第一次実行計画「62交通バリアフリーの整備推進」に引継いで取り組んでいきます。

方向性
※ 1
現状のまま継続

事務事業	77	再開発による市街地の整備
章	3	安全で快適な、みどりのあるまち
大項目	01	計画的なまちづくりの展開
施策	02	地域の特性をいかした参加のまちづくり

事業内容

目的	既成市街地内における細分化された宅地や低・未利用地を広く統合し、土地の合理的かつ健全な高度利用を図ることにより、良質で防災性の高い中・高層建築物に建替え、併せて、公園、街路など公共施設とオープンスペースを確保することで、安全・安心で快適な都市環境をつくります。
対象・手段	対象：（準備地区）西新宿五丁目中央北地区・同南地区、西富久地区、新宿駅西口地区　（事業地区）西新　宿六丁目西第７地区、西新宿六丁目西第６地区、新宿三丁目東地区、西新宿八丁目成子地区 手段：（準備地区）都市計画決定及び適切な合意形成に向けた指導・助言をします。　（事業地区）適正な　事業促進のための指導・助言及び事業補助をします。

成果（事業が意図する成果）

低・未利用地の有効・高度利用、定住人口の確保、建物の不燃化による防災性の向上、空地・広場等のオープンスペースの確保が図れます。また、区画道路等の公共施設の整備も図れます。

事業成果指標

指標名	定義	目標水準
事業進捗率１（権利変換・着工段階）（新宿三丁目東地区、西新宿八丁目成子地区、西新宿六丁目西第7地区、西新宿六丁目西第6地区）	再開発事業の機運0%から、準備組合等の設立時30%、都市計画決定時50%、事業認可時70%、権利変換計画認可・着工時を90%、完成時を100%とし、評価したものです	（　平成19　）年度に （　95%　）の水準達成
事業進捗率２（都市計画段階）（西新宿五丁目中央北地区、西富久地区、新宿駅西口地区）	再開発事業の機運0%から、準備組合等の設立時30%、都市計画決定時50%、事業認可時70%、権利変換計画認可・着工時を90%、完成時を100%とし、評価したものです	（　平成19　）年度に （　50%　）の水準達成
事業進捗率　３（準備組合段階）（西新宿五丁目中央南地区）	再開発事業の機運0%から、準備組合等の設立時30%、都市計画決定時50%、事業認可時70%、権利変換計画認可・着工時を90%、完成時を100%とし、評価したものです	（　　）年度に （　30%　）の水準達成

成果の達成状況

		単　位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備　　考
事業成果指標	目標値１①	%	0.00	90.00	95.00	95.00	目標値１ 完了2地区、着工1地区、権利変換計画認可１地区
	実績１②	%	0.00	80.00	90.00	95.00	
	③＝②／①	%	0.00	88.89	94.74	100.00	
	目標値２④	%	0.00	50.00	50.00	50.00	目標値２ 都市計画審議会付議１地区、準備組合解散１地区
	実績２⑤	%	0.00	30.00	30.00	26.00	
	⑥＝⑤／④	%	0.00	60.00	60.00	52.00	
	目標値３⑦	%	0.00	30.00	30.00	30.00	目標値３　準備組合として活動１地区
	実績３⑧	%	0.00	30.00	30.00	30.00	
	⑨＝⑧／⑦	%	0.00	100.00	100.00	100.00	

事業の実施内容

平成18年度	準備組合等への指導・助言等　西新宿五丁目中央南地区　西富久地区　新宿駅西口地区 都市計画決定への指導・助言等　西新宿五丁目中央北地区 事業認可への指導・助言等 工事着手等への指導・助言等　新宿三丁目東地区　西新宿八丁目成子地区　西新宿六丁目西第6・第7地区
平成19年度	準備組合等への指導・助言等　西新宿五丁目中央南地区　西富久地区　新宿駅西口地区 都市計画決定への指導・助言等　西新宿五丁目中央北地区 事業認可への指導・助言等 工事着手等への指導・助言等　西新宿八丁目成子地区　西新宿六丁目西第6地区

部名称	都市計画部	課名称	地域整備課

		単　位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備　　考
トータルコスト	事業費⑩	千円	507,700	731,200	247,116	348,400	
	人件費⑪	千円	40,022	53,363	45,540	49,560	
	事務費⑫	千円	365	378	239	495	
	減価償却費等⑬	千円	0	0	0	0	
	総計⑭＝⑩＋⑪＋⑫＋⑬	千円	548,087	784,941	292,895	398,455	
	受益者負担⑮	千円	0	0	0	0	
	純計⑯＝⑭－⑮	千円	548,087	784,941	292,895	398,455	
	受益者負担率⑮／⑭	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
財源内訳	一般財源⑰＝⑯－⑱	千円	294,237	419,341	144,279	178,355	
	特定財源⑱		253,850	365,600	148,616	220,100	
	一般財源投入率⑰／⑭	%	53.68	53.42	49.26	44.76	
職員	常勤職員	人	4.80	6.40	5.50	6.00	
	非常勤職員		0.00	0.00	0.00	0.00	

事業に関する検討課題

事業進捗段階や地区特性に応じて課題は異なりますが、都市計画事業として一定の法的強制力がはたらくこと、また、補助金交付制度があることから、計画の公益性、手続きの透明性が求められます。
更に、事業実施にあたっては、地区内及び周辺地区の住民の理解、権利者の合意形成が重要な課題となるほか、零細権利者や借家人の居住継続・生活再建とそのための事業採算性の確保が必要です。

評価基準に基づく評価と理由（『3・2・1』の3段階評価です。）			
	達成度	2	西新宿八丁目成子地区は権利変換計画の都知事認可及び除却工事着手に至り、事業が進捗しているため評価することができます。また、西新宿五丁目中央北地区は、都市計画案を都市計画審議会に付議し、答申まで至ったことでほぼ計画通りです。
	実施の成果	2	有効な土地利用転換が図れ、建築物の不燃化やオープンスペース等が確保されました。これにより、地域防災性の向上が図れるなど、事業実施による成果は大きいと言えます。
	効率性	2	上位計画（都市マスタープラン等）に位置づけられた市街地整備が、事業の計画に含まれています。この事業を進めるにあたり、地元の再開発組合や民間活力を得ながら、都市マスタープランの市街地整備を実現することは効率的であるといえます。
	行政の関与	3	都市計画事業としての事業推進及び地権者などの関係権利者の合意形成や生活再建等を図るには、区の関与は必要と言えます。
	妥当性	3	再開発事業は長期にわたる合意形成が重要です。指標は合意形成を評価するのに妥当といえます。また、建物の耐震・耐火性を確保し、公共施設やオープンスペースを整備することにより、安全・安心で快適な都市環境が形成されるので、妥当といえます。
	施策寄与度	3	この事業は、関係地権者の共同事業による地域の特性を生かした区民と行政との協働によるまちづくりであり、安全で快適なまちづくりの施策に大きく寄与します。

総合評価

１９年度の評価をＢとした理由は、権利変換計画の認可や都市計画の決定など、事業推進に当たり、権利者の合意形成や生活再建など様々な課題を解決し、着実な事業進捗が見られた地区があったからです。また、過去３か年の実績においても、同じ評価とします。これは、組合施行において１地区、個人施行において１地区の事業が完了し、耐震性に優れた安全な建物の建設とともに広場や道路等の公共施設が整備されたことにより、安全で快適なまちづくりに貢献することができたからです。

※ **B**

過年度評価

18年度 B
17年度 B
16年度 B
15年度

改革方針

これまでも、新宿区においては市街地再開発事業により、安全で快適な住み良いまちづくりを、数多く実現してきました。このような市街地再開発という手法による都市機能の更新は、新宿区の新しい総合計画の基本目標「安全で安心な、質の高いくらしを実感できるまち」を実現することのできる重要な事業のひとつであり、この事業の取組み状況は評価することができます。従ってこの事業は、２０年度以降も第一次実行計画事業「46再開発による市街地の整備」に位置づけ、区民と協働したまちづくりとして実施していきます。そのためには、関係権利者と事業地区周辺の住民とが、共に理解し合い開発貢献を享受し合うことができなければなりません。引続き市街地再開発組合や準備組合を指導・助言し、適切な事業計画に基づいた事業を着実に促進していきます。

方向性

※ 1

現状のまま継続

事務事業	78	地域別市街地整備の推進
章	3	安全で快適な、みどりのあるまち
大項目	01	計画的なまちづくりの展開
施策	02	地域の特性をいかした参加のまちづくり

事業内容

目的	住民や地元関係者との協働により、地区の特性に合ったまちづくりの手法を検討、選択することで、地区の個性と雰囲気を生かしたまちづくりを行います。
対象・手段	対象：①神楽坂地区　約14.6ｈａ　②若松町・河田町地区　約27.5ｈａ 手段：①神楽坂地区　街なみ環境整備事業による協定締結地区内の整備、地元まちづくり会・ＮＰＯとの協　働による地区別課題の整理とその課題に対応するための地区計画の検討　②若松町・河田町地区住宅　市街地総合整備事業の整備計画及びまちづくりの提言書の実現のため、地域住民の取り組みへの支援

成果（事業が意図する成果）

①神楽坂地区：街なみ環境整備事業による協定締結地区の沿道整備を行うとともに、区域内の多様なまちづくりの課題に対応する地区計画を策定するため、まちづくりに関する地域の住民団体、ＮＰＯ等との協働体制を構築します。
②若松町・河田町地区：大規模施設の移転跡地の土地利用転換及び建替えにより、歩行者ネットワークやオープンスペースを確保し、防災性の向上を図ることで、良好な住環境を整備します。

事業成果指標

指標名	定義	目標水準
まちづくり協定の締結率 （神楽坂地区）	街づくり機運が高まっている地区の協定締結率。神楽坂1丁目から5丁目地区で締結されれば25%、本多横丁地区で締結されれば50%、神楽坂六丁目地区で締結されれば75%、その他地区で締結されれば100%とし	（　平成18　）年度に （　75%　）の水準達成
住宅着工戸数 （若松町・河田町地区）	整備計画区域内における着工戸数	（　平成19　）年度に （　1400戸　）の水準達成
道路拡幅整備延長 （若松町・河田町地区）	整備計画区域内における道路拡幅整備延長	（　　）年度に （　1490m　）の水準達成

成果の達成状況

		単　位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備　　考
事業成果指標	目標値１①	%	25.00	50.00	75.00	75.00	
	実績１②	%	25.00	50.00	50.00	50.00	
	③＝②／①	%	100.00	100.00	66.67	66.67	
	目標値２④	戸	1,400.00	1,400.00	1,400.00	1,400.00	
	実績２⑤	戸	816.00	816.00	1,400.00	1,587.00	
	⑥＝⑤／④	%	58.29	58.29	100.00	113.36	
	目標値３⑦	m	1,490.00	1,490.00	1,490.00	1,490.00	
	実績３⑧	m	230.00	230.00	356.00	375.49	
	⑨＝⑧／⑦	%	15.44	15.44	23.89	25.20	

事業の実施内容

平成18年度	①神楽坂地区：神楽坂本多横丁沿道の整備計画に基づき、景観整備として道路の美装化工事を行いました。 ②若松町・河田町：まちづくり整備計画及び協議会からの提言に基づき、まちづくりの誘導を行うと共に事業進捗に伴う整備計画変更（20年度整備終了）に関する関係機関との協議を終了しました。
平成19年度	②若松町・河田町：事業実施期間の最終年度であり、整備計画に位置づけている住宅目標戸数、道路整備状況の実態調査を行いました。調査した整備状況をもとに完了実績報告書の作成を行い、国土交通大臣あて提出し、事業完了となりました。

部名称	都市計画部	課名称	地域整備課

		単　位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備　　考
トータルコスト	事業費⑩	千円	2,006	2,047	17,268	0	
	人件費⑪	千円	13,341	11,673	11,592	6,608	
	事務費⑫	千円	160	77	129	51	
	減価償却費等⑬	千円	0	0	0	0	
	総計⑭＝⑩＋⑪＋⑫＋⑬	千円	15,507	13,797	28,989	6,659	
	受益者負担⑮	千円	0	0	0	0	
	純計⑯＝⑭－⑮	千円	15,507	13,797	28,989	6,659	
	受益者負担率⑮／⑭	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
財源内訳	一般財源⑰＝⑯－⑱	千円	14,007	12,297	27,489	6,659	
	特定財源⑱		1,500	1,500	1,500	0	
	一般財源投入率⑰／⑭	%	90.33	89.13	94.83	100.00	
職員	常勤職員	人	1.60	1.40	1.40	0.80	
	非常勤職員		0.00	0.00	0.00	0.00	

事業に関する検討課題

①神楽坂地区：当地区は、平成9年以降2つの区域でまちづくり協定が締結され、街なみ環境整備事業による景観整備を実施しました。当事業は、平成18年度をもって完了しましたが、路地の保全や地域危険度の解消、大規模開発への対応等の課題が残っています。今後は都市計画法に基づく地区計画の手法を使ったまちづくりを推進していく必要があります。
②若松町・河田町地区：住宅市街地総合整備事業の整備計画に位置づけた住宅等の整備に関する事項は、目標に達したものの、区画街路整備のための道路拡幅について、引き続き誘導していく必要があります。

評価基準に基づく評価と理由（『3・2・1』の3段階評価です。）			
	達成度	2	事業計画上の住宅建設目標戸数は、達成しています。道路拡幅は約375mの整備が完了しました。大規模開発に伴う整備誘導を実施しており、区の実施計画上は、ほぼ計画どおりです。完了実績報告書を提出し、事業完了となりました。
	実施の成果	2	②移転跡地の土地利用転換を適切に誘導し、良好な住宅整備、公共施設の整備を行いました。
	効率性	2	住宅及び道路拡幅整備とも開発事業者の建替えにあわせ、公共施設の整備や住宅供給を図る仕組みであり、ほぼ効率的です。
	行政の関与	3	②住宅市街地総合整備事業の整備計画及び地元からのまちづくり提言に、区とまちづくり協議会を中心とした地元住民が協力して、開発事業者を誘導する必要があります。
	妥当性	3	②都や民間事業者の事業実施に併せ、住宅供給を中心に必要な公共施設の整備を行うことは、歩行者ネットワークやオープンスペースの確保につながり防災性向上と良好な住環境確保につながりますので、妥当です。
	施策寄与度	2	②民間の開発による建替更新等に併せ、都市型住宅の整備や歩行者ネットワーク等の形成を誘導する手法のため、一定の時間を要しますが、実現した際には上位計画（都市マスタープラン等）に位置づけているまちが形成され、施策に寄与されます。

総合評価

平成19年度の評価をＢとします。これは、住宅市街地総合整備事業（若松町・河田町地区）の整備計画に位置づけた住宅建設目標戸数を達成したことによります。過去３年間の事業評価もＢとします。これは、若松町・河田町地区においては、良好な都市型住宅が供給されたこと、都心居住の回帰を実現したことが評価できるからです。また、神楽坂地区においては、街なみ環境整備事業が平成18年に事業完了しましたが、事業実施により地元と区による協働によるまちづくりの機運が培われ、神楽坂のまちづくりの方針が整理できたことが評価できます。なぜなら、このまちづくりの方針を実現するために、地元と区との協働による地区計画の策定が平成19年度に実現したからです。

※ **B**

過年度評価

18年度 B
17年度 B
16年度 B
15年度

改革方針

①神楽坂地区：事業は完了しましたが、地区の課題である路地保全、大規模開発への対応、地域危険度の解消等について、地区計画の策定を検討し、地元組織との協働を基本に、神楽坂全体のまちづくりを実現していきます。
②若松町・河田町地区：平成19年度をもって事業完了となりますが、地元住民及び民間開発者との連携を図り、引続き道路などの公共施設整備と地元のまちづくり提言を実現します。
　なお、実施計画事業としての「地域別市街地整備の推進」は、平成19年度をもって完了し、整備計画に基づく両地区のまちづくりは、第四次実施計画で事業終了とします。今後は、整備事業によらない、規制・誘導手法によるまちづくりを推進していきます。

方向性

※ 6

休廃止

事務事業	79	区民主体のまちづくり・地区計画の推進
章	3	安全で快適な、みどりのあるまち
大項目	01	計画的なまちづくりの展開
施策	02	地域の特性をいかした参加のまちづくり

事業内容

目的	区民の主体的なまちづくり活動を支援し、地区計画制度等を活用した協働のまちづくりを推進していきます。
対象・手段	①まちづくりパンフを作成し、まちづくりに関する普及啓発を図ります。 ②まちづくりの初動期には、必要に応じてまちづくり相談員を派遣し、助言・指導を行います。 ③１０地区程度を想定し、まちづくり活動を具体的に支援します。 ④平成１９年度末までに、新たに４地区において地区計画等のまちづくりのルールを定めます。

成果（事業が意図する成果）

区民のまちづくりに関する機運を高めるとともに、具体的なまちづくりのルールを定めることができます。

事業成果指標

指標名	定義	目標水準
地区計画等の策定数（まちづくり構想等の任意のまちづくりルールを含む。）	地区計画等のまちづくりルール策定数/１２地区	（ 平成19 ）年度に （ 12地区 ）の水準達成
地区計画等の策定区域面積（まちづくり構想等の任意のまちづくりルールを含む。）	地区計画等の策定区域面積/112ha	（ 平成19 ）年度に （ 112ha ）の水準達成
		（ ）年度に （ ）の水準達成

成果の達成状況

		単　位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備　　考
事業成果指標	目標値１①	地区	0.00	12.00	12.00	12.00	平成19年度末現在 12地区　103.8ha
	実績１②	地区	0.00	9.00	10.00	12.00	
	③＝②／①	%	0.00	75.00	83.33	100.00	平成18年度末現在 10地区　98.4ha
	目標値２④	ha	0.00	112.00	112.00	112.00	
	実績２⑤	ha	0.00	91.40	98.40	103.80	平成17年度末現在 ９地区　91.4ha
	⑥＝⑤／④	%	0.00	81.61	87.86	92.68	
	目標値３⑦		0.00	0.00	0.00	0.00	※参考 平成16年度末現在 ８地区　88.8ha
	実績３⑧		0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑨＝⑧／⑦	%	0.00	0.00	0.00	0.00	

事業の実施内容

平成18年度	新宿六丁目西北地区において、東京のしゃれた街並みづくり推進条例に基づく「街並み再生方針」を策定し、地区計画（再開発等促進区を定める地区計画）を策定するための手続き（都市計画法第16条に基づく縦覧）に着手しました。
平成19年度	神楽坂三・四・五丁目地区及び新宿六丁目西北地区において、地区計画を策定しました。 西新宿五丁目中央北地区において、地区計画策定に向けた手続きを進め、都市計画審議会で審議を終えました（平成20年４月11日地区計画策定）。

部名称	都市計画部	課名称	景観と地区計画課

		単　位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備　　考
トータルコスト	事業費⑩	千円	0	20,956	14,514	22,960	
	人件費⑪	千円	0	50,028	57,960	57,820	
	事務費⑫	千円	0	3,208	1,055	564	
	減価償却費等⑬	千円	0	0	0	0	
	総計⑭＝⑩＋⑪＋⑫＋⑬	千円	0	74,192	73,529	81,344	
	受益者負担⑮	千円	0	0	0	0	
	純計⑯＝⑭－⑮	千円	0	74,192	73,529	81,344	
	受益者負担率⑮／⑭	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
財源内訳	一般財源⑰＝⑯－⑱	千円	0	74,192	73,529	81,344	
	特定財源⑱		0	0	0	0	
	一般財源投入率⑰／⑭	%	0.00	100.00	100.00	100.00	
職員	常勤職員	人	0.00	6.00	7.00	7.00	
	非常勤職員		0.00	0.00	0.00	0.00	

事業に関する検討課題

地域特性を活かしたまちづくりを推進していくためには、地区計画制度の活用が有効です。その上で任意のまちづくり構想やガイドライン等を活用した方がふさわしい地域もあります。こうした実情を踏まえ適切な手法を選択しながら、柔軟にまちづくりを推進していくことが課題となっています。また、まちづくりに関する地域住民の機運に応じて、まちづくり相談員の派遣などによる適切な支援を行うことが課題です。

評価基準に基づく評価と理由（『3・2・1』の3段階評価です。）

達成度	3	２地区で地区計画を策定することができました。また、１地区で区計画策定に向けた手続きを進め、都市計画審議会で審議を終えました。
実施の成果	3	地区計画等の策定により、地域特性にふさわしいきめ細かなまちづくりを推進することができます。また、その過程においては、住民との協働というプロセスを踏むことができます。
効率性	2	地区計画を策定するためには、利害関係者の同意や、都市計画法に基づく所定の手続きを経る必要があります。地区計画は住民主体のまちづくりで、区の意向のみでなく地域住民の意向を踏まえる必要がありますが、概ね効率的に進めています。
行政の関与	3	住民のまちづくり活動に対する支援は、住民が主体的にまちづくりに参加する過程において必要です。更に、地区計画は区が都市計画で定めることから、積極的に関与することが妥当です。
妥当性	3	地域の課題にきめ細かく対応していくために、地域住民との協働で地区計画によるまちづくりを推進していくことが求められています。平成１６年度末現在に地区計画を策定した地域数及び面積を踏まえると、３年間での目標設定は適切です。
施策寄与度	3	地域特性に応じたまちづくりを計画的に推進していくことは、居住環境の改善や防災性の向上に寄与することができます。

総合評価

平成１９年度の評価をＢとした理由は、概ね計画どおりに事業を推進したからです。その内容は、２地区で地区計画を策定することができ、また、１地区で地区計画策定に向けた手続きを進め、都市計画審議会での審議を終えたことです。

また、過去３年間の評価をＢと評価した理由は、概ね計画どおりに事業を推進したからです。その内容は、地区計画策定の目処をつけた１地区を含めると、目標値の１２地区で地区計画等の策定に至りました。地区計画等を活用したまちづくりルールを策定することで、地域特性にふさわしいきめ細かなまちづくりを推進していくことができました。

※ B

過年度評価

18年度 B
17年度 B
16年度
15年度

改革方針

現在、多くの地区でまちづくり活動が展開されています。また、新たな地区におけるまちづくりの相談も予想されます。今後は、地域の課題にきめ細かく対応し、地域住民と協働によるまちづくり活動を積極的に支援していくため、第一次実行計画「７３地区計画等を活かした地域の個性豊かなまちづくりの推進」に引き継いで取り組んでいきます。

方向性

※ 1

現状のまま継続

事務事業	80	都市防災機能の向上
章	3	安全で快適な、みどりのあるまち
大項目	02	災害に強い安全なまちづくり
施策	01	防災都市づくり

事業内容

目的	老朽住宅が密集し道路や公園など公共施設が未整備な事業地区内において、不燃建替えや共同建替えを促進するとともに、道路・公園等の公共施設の整備を進め、地区の防災性の向上と住環境の改善を図ります。
対象・手段	対象：北新宿二丁目地区（約13.3ha)、若葉・須賀町地区(約15.6ha)、上落合三丁目地区(約18ha)が事業対象地区です。 手段：事業対象地区内で老朽化した木造住宅で、一定の要件を満たした不燃建替えに対して建替促進助成を行うとともに主要生活道路の拡幅等の公共施設を整備します。

成果（事業が意図する成果）

事業対象地区において、民間の不燃建替えや共同建替えに補助支援をするとともに道路や公園等を整備し地区の防災性の向上と住環境の改善により、災害に強く良好な住環境を備えた住宅市街地の実現を図ります。

事業成果指標

指標名	定義	目標水準
住宅戸数	補助事業を適用した住宅戸数	（ 平成19 ）年度に （ 1165戸 ）の水準達成
道路整備量	若葉地区の道路整備	（ 平成19 ）年度に （ 407.5㎡ ）の水準達成
		（ ）年度に （ ）の水準達成

成果の達成状況

		単　位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備　　考
事業成果指標	目標値１①	戸	1,165.00	1,165.00	1,165.00	1,165.00	・成果指標１の平成19年度の実績は、若葉3-2地区の81戸の住宅整備戸数です。 ・成果指標２の平成19年度の実績は、若葉3-2地区の建替えに併せた約52.4㎡の道路拡幅整備です。
	実績１②	戸	235.00	235.00	235.00	316.00	
	③＝②／①	%	20.17	20.17	20.17	27.12	
	目標値２④	㎡	407.50	407.50	407.50	407.50	
	実績２⑤	㎡	142.58	142.58	148.44	200.86	
	⑥＝⑤／④	%	34.99	34.99	36.43	49.29	
	目標値３⑦		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績３⑧		0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑨＝⑧／⑦	%	0.00	0.00	0.00	0.00	

事業の実施内容

平成18年度	若葉・須賀町地区事業再々評価調査及び若葉地区まちづくり手法の検討調査 若菜3-2地区共同建替え事業の補助金の交付 若葉通り道路用地の取得及び整備（約5.86㎡） 若葉2-11地区の共同化への事業化支援（懇談会の開催）
平成19年度	①北新宿・上落合地区の事業終了　②若葉・須賀町地区整備計画及び事業計画変更に係る業務委託 ③若葉3-2地区共同建替え事業の補助金の交付　④若葉2-11地区建替促進事業計画作成業務委託 ⑤若葉地区現況測量等に関する業務委託　⑥若葉通り等の道路拡幅及び広場整備工事

部名称	都市計画部	課名称	地域整備課

		単　位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備　　考
トータルコスト	事業費⑩	千円	26,741	57,029	280,163	137,997	
	人件費⑪	千円	17,866	17,866	16,560	16,520	
	事務費⑫	千円	738	343	527	376	
	減価償却費等⑬	千円	0	0	0	0	
	総計⑭＝⑩＋⑪＋⑫＋⑬	千円	45,345	75,238	297,250	154,893	
	受益者負担⑮	千円	0	0	0	0	
	純計⑯＝⑭－⑮	千円	45,345	75,238	297,250	154,893	
	受益者負担率⑮／⑭	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
財源内訳	一般財源⑰＝⑯－⑱	千円	27,379	38,088	131,422	58,353	
	特定財源⑱		17,966	37,150	165,828	96,540	
	一般財源投入率⑰／⑭	%	60.38	50.62	44.21	37.67	
職員	常勤職員	人	2.00	2.00	2.00	2.00	
	非常勤職員		0.50	0.50	0.00	0.00	

事業に関する検討課題

当事業は、民間建築物の建替えに併せ、区により道路等の拡幅整備を進める修復型のまちづくり手法により地区内の防災性の向上と住環境の改善を図るものです。
修復型のまちづくり手法は、地区内の建替えや共同化の合意形成に一定の期間が必要となるため、事業期間が長期になります。

評価基準に基づく評価と理由（『3・2・1』の3段階評価です。）

達成度	2	若葉・須賀町地区の共同建替え事業で1地区が計画どおり事業完了し、1地区で事業化支援をしました。しかし、道路拡幅整備は目標の達成には至りませんでしたが、事業の促進のため、地元のまちづくり組織と連携し、事業を進めています。
実施の成果	2	若葉・須賀町の事業実績は、道路や広場、住宅の整備で成果を上げました。 若葉3-2地区の共同建替え事業の完了により、周辺地区で共同建替えの気運が高まっています。
効率性	2	民間の建替えに併せた修復型の事業手法であり、共同建替え事業の事業化には期間を要してますが、費用対効果においては、ほぼ効率的に進めています。
行政の関与	2	民間の建替えに併せ、道路・公園等の公共施設の整備を区が実施することは不可欠です。また、区が民間の建替えの事業化や補助支援に関与することで施策目的が達成できるため妥当です。
妥当性	2	事業地区の防災性の向上と住環境の改善が図れるため、民間の建替えに併せ公共施設等の整備と住宅整備は妥当です。また、事業の目標は、民間の建替え動向に併せ設定しており妥当です。
施策寄与度	2	本事業は、防災性の向上と住環境の改善のため、道路や公園の整備と民間の建替えを支援することで、施策目的の達成に寄与しています。

総合評価

平成19年度の評価をＢとした理由は、事業の目標を達成できませんでしたが、木密事業地区の改善が修復型のまちづくり手法による民間の建替えや共同化の合意形成に長期間を必要とする中で、若葉3-2地区の共同建替え事業が、長年に亘る区民との協働により事業完了したことと、区民とともに若葉2-11建替促進計画を策定し権利者の合意形成を向上したことです。これらを総合的に評価したものです。
また、過去３年間の評価もＢ評価とします。建替促進や道路拡幅整備などの事業実績に加え、地元のまちづくり組織との連携により、共同建替えなど、事業促進の検討やまちづくりの気運の醸成を進めてきたことから判断したものです。

※ B

過年度評価

18年度	B
17年度	D
16年度	B
15年度	

改革方針

北新宿地区と上落合地区は、事業の一定の成果はあったものの事業期間の満了により事業終了しました。平成20年度以降は、若葉・須賀町地区で事業を延伸し、市街地の改善に取り組みます。事業終了した地区においては、地区計画や新防火地域、細街路拡幅整備事業などを活用し災害に強いまちづくりに取り組みます。
若葉・須賀町地区は、平成20年度以降も第一次実行計画事業「45木造住宅密集地区整備促進」に位置付け、地区計画等の見直しや民間の建替えを誘導し、共同建替え、不燃建替えを促進するとともに、道路・広場公園などの公共施設整備を進め地区の改善に取り組みます。

方向性

※ 3

縮小

事務事業	81	百人町三・四丁目地区の整備推進
章	3	安全で快適な、みどりのあるまち
大項目	02	災害に強い安全なまちづくり
施策	01	防災都市づくり

事業内容

目的	東京都の地域防災計画で広域避難場所に指定されている当地区について、広域避難場所の機能強化を図るとともに、良質な市街地住宅の供給と居住環境の整備を図っていきます。
対象・手段	対象：百人町三・四丁目周辺区民及び事業者、公共施設管理者 手段：地区計画、防火地域の指定による建築物の構造制限及び住宅市街地総合整備事業（拠点開発型）を組み合わせることにより、公共施設整備や住宅建設事業などを推進し、安全で良好な居住環境の保全・改善を誘導します。

成果（事業が意図する成果）

都営住宅の建替えなど住宅建設事業により、職住近接の良好な住宅の整備が促進されます。また、広域避難場所として指定されている当地区において、十分な通行機能、沿線機能及び空間機能を有する各区画街路や災害時一時活動拠点であるポケットパークとして整備することによって、広域避難場所としての機能強化と良好な居住環境の保全・改善を図ることができます。

事業成果指標

指標名	定義	目標水準
道路用地買収面積	地区内における道路用地買収面積 （道路整備必要面積 2626.78㎡）	（　　）年度に （ 2626.78㎡ ）の水準達成
整備済公園面積	地区内における整備済公園面積 （公園整備必要面積　10,435.64㎡）	（ 平成19 ）年度に （ 10,435.64㎡ ）の水準達成
		（　　）年度に （　　）の水準達成

成果の達成状況

		単　位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備　　考
事業成果指標	目標値１①	㎡	2,626.78	2,626.78	2,626.78	2,626.78	
	実績１②	㎡	50.19	50.19	50.19	50.19	
	③＝②／①	%	1.91	1.91	1.91	1.91	
	目標値２④	㎡	10,435.64	10,435.64	10,435.64	10,435.64	
	実績２⑤	㎡	8,696.73	9,199.96	9,887.07	10,435.64	
	⑥＝⑤／④	%	83.34	88.16	94.74	100.00	
	目標値３⑦		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績３⑧		0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑨＝⑧／⑦	%	0.00	0.00	0.00	0.00	

事業の実施内容

平成18年度	公園整備方針に基づくポケットパークの整備（環境土木部（現みどり土木部）事業）
平成19年度	公園整備方針に基づくポケットパークの整備（環境土木部（現みどり土木部）事業） 区画街路２号線拡幅整備に係る地区計画変更手続き（２０年４月１日変更告示）

部名称	都市計画部	課名称	地域整備課

		単　位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備　　考
トータルコスト	事業費⑩	千円	2,350	1,196	1,451	0	
	人件費⑪	千円	417	417	414	413	
	事務費⑫	千円	39	48	21	39	
	減価償却費等⑬	千円	0	0	0	0	
	総計⑭＝⑩＋⑪＋⑫＋⑬	千円	2,806	1,661	1,886	452	
	受益者負担⑮	千円	0	0	0	0	
	純計⑯＝⑭－⑮	千円	2,806	1,661	1,886	452	
	受益者負担率⑮／⑭	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
財源内訳	一般財源⑰＝⑯－⑱	千円	2,806	1,661	1,886	452	
	特定財源⑱		0	0	0	0	
	一般財源投入率⑰／⑭	%	100.00	100.00	100.00	100.00	
職員	常勤職員	人	0.05	0.05	0.05	0.05	
	非常勤職員		0.00	0.00	0.00	0.00	

事業に関する検討課題

当地区内における公園整備と住宅整備は、区の単独事業として実施してきたポケットパークの整備が完了するとともに、東京都が実施している地域住宅交付金を活用した公営住宅整備事業が２０年度で完了予定となるなど、着実な整備が図られてきました。一方、地区計画に定められた道路の整備は、まだ整備が完了していない区画街路のうち区画街路５号線など一部路線では未買収用地があとわずかとなっているものの、他の道路では、公共施設や民間の建替えの機会などを捉えた整備を図る必要がありますので、それらの計画との調整が課題となります。

評価基準に基づく評価と理由（『3・2・1』の3段階評価です。）

達成度	2	公園整備は、１９年度末で整備完了となり目標水準を達成しました。 道路整備は、都営住宅の建替えに合わせた整備は計画どおり進んでいますが、そのほかの道路整備は、計画どおりには進んでいません。
実施の成果	2	公園整備は、事業実施により、所期の成果を達成することができました。しかし道路については、当初の計画を達成できていないため、所期の成果を上げるに至っていません。
効率性	1	規制・誘導型のまちづくり手法を行っており、区が積極的に用地取得を行うことができないため、効率的ではありません。
行政の関与	2	国の補助事業としては、平成２０年度で終了しますが、その後も地区計画に基づく道路拡幅や建物の建替えなどを誘導するため、引続き区の関与が必要です。
妥当性	2	当地区のまちづくりは、広域避難場所としての機能改善だけでなく、良好な住環境が確保されるなど、「安全」と「快適」を誘導・再生するものであり、まちづくりとして妥当性が高いといえます。
施策寄与度	2	拠点的開発事業である都営住宅建替えや、公園整備は、まちづくりに大きく寄与しました。今後は、協働型のまちづくりとして、時間をかけて目的の達成を目指していきます。

総合評価

１９年度の評価はＢとします。これは、ポケットパークの整備を予定どおり終え、目標水準を達成したからです。また、１７年度から１９年度までの実績もＢと評価します。これは、公園整備によるオープンスペースの確保や、都営住宅の建替え及びこれに合わせた道路整備等による居住環境の改善において、目標どおりの成果を上げており、住宅市街地総合整備事業の２０年度事業完了に向け、仕上げの段階を迎えることができたからです。
今後、まだ地区計画の地区整備計画を達成していない道路については、拡幅・新設の必要性や地区計画の意義などを分かりやすく説明しながら、整備に取り組んでいきます。

※ B

過年度評価

18年度	B
17年度	B
16年度	B
15年度	

改革方針

住宅市街地総合整備事業は、都営住宅の建替え完了に伴い、２０年度末をもって整備計画期間が終了します。このため、住宅市街地総合整備事業としては２０年度末をもって事業完了となりますが、実施計画事業としての本事業は１９年度をもって終了し、最終年度である２０年度は、経常事業「百人町三・四丁目地区再開発促進」として実施します。
なお、当地区は、住宅市街地総合整備事業の事業完了後の２１年度以降についても、広域避難場所としての機能強化と良好な居住環境の保全・改善に向けて、都市計画として定められている地区計画や防火地域の目的やしくみを説明しながら、まちづくりを経常的に促進していきます。

方向性

※ 2

手段改善

事務事業	82	百人町三・四丁目地区の道路・公園整備
章	3	安全で快適な、みどりのあるまち
大項目	02	災害に強い安全なまちづくり
施策	01	防災都市づくり

事業内容

目的	地区における良好な住環境整備とともに、広域避難場所としての機能を強化するため、適切な地区施設（道路・公園）の整備を図ります。
対象・手段	地区計画に基づき、区画街路内の土地所有者等を対象に、道路計画線内の用地買収を行い、道路を築造します。また、地区計画を推進するために、従前に確保した公園用地を整備します。

成果（事業が意図する成果）

広域避難場所として指定されている当地区において、十分な通行機能、沿線機能及び空間機能を有する各区画街路や災害時一時活動拠点であるポケットパークとして整備することによって、広域避難場所としての機能強化と良好な居住環境の保全・改善を図ることができます。

事業成果指標

指標名	定義	目標水準
道路整備必要面積に対する買収面積	道路整備必要面積	（　　）年度に （ 2626.78㎡ ）の水準達成
整備計画での整備済公園の割合 （全面積　１０，４３５．６４㎡）	整備済公園面積／公園整備予定面積 （整備済み面積　８６９６．７３㎡ 平成１６年度末現在）	（　平成19　）年度に （ 10435.64㎡ ）の水準達成
		（　　）年度に （　　）の水準達成

成果の達成状況

		単　位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備　　考
事業成果指標	目標値１①	㎡	2,626.78	2,626.78	2,626.78	2,626.78	地区内区画道路として街路１号、４号、７号から１１号は完了し街路２号、３号は、一部完了しています。 地区計画に位置づけた街路全体の道路整備率は６４％です。
	実績１②	㎡	50.19	50.19	50.19	50.19	
	③＝②／①	%	1.91	1.91	1.91	1.91	
	目標値２④	㎡	10,435.64	10,435.64	10,435.64	10,435.64	
	実績２⑤	㎡	8,696.73	9,199.96	9,887.07	10,435.64	
	⑥＝⑤／④	%	83.34	88.16	94.74	100.00	
	目標値３⑦		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績３⑧		0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑨＝⑧／⑦	%	0.00	0.00	0.00	0.00	

事業の実施内容

平成18年度	ポケットパークの整備（６８７．１１㎡）第Ⅱ期
平成19年度	ポケットパークの整備（５４８．５７㎡）第Ⅲ期 本年度もって、ポケットパークの整備計画は完了

部名称	みどり土木部	課名称	道路課

		単　位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備　　考
トータルコスト	事業費⑩	千円	49,565	17,115	18,690	17,669	
	人件費⑪	千円	0	0	3,312	3,304	
	事務費⑫	千円	0	28	14	15	
	減価償却費等⑬	千円	0	0	0	0	
	総計⑭＝⑩＋⑪＋⑫＋⑬	千円	49,565	17,143	22,016	20,988	
	受益者負担⑮	千円	0	0	0	0	
	純計⑯＝⑭－⑮	千円	49,565	17,143	22,016	20,988	
	受益者負担率⑮／⑭	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
財源内訳	一般財源⑰＝⑯－⑱	千円	49,565	17,143	22,016	20,988	
	特定財源⑱		0	0	0	0	
	一般財源投入率⑰／⑭	%	100.00	100.00	100.00	100.00	
職員	常勤職員	人	0.00	0.00	0.40	0.40	
	非常勤職員		0.00	0.00	0.00	0.00	

事業に関する検討課題

現在、地区計画に定められた道路の整備率は６４％を越えており、区画街路５号線は未買収用地があとわずかとなっています。また、区画街路３号、６号については、特に大規模用地が多いため、いかに確保し着実な整備を図るかが今後の課題です。

評価基準に基づく評価と理由『3・2・1』の3段階評価です。			
	達成度	2	建築物の更新に併せた整備を予定しており、２％しか達成していませんが、公園については、平成１７年度より整備を再開し、平成１９年度で目標１００％達成しました。
	実施の成果	3	公園整備は、居住環境の向上、防災機能の強化等が期待できます。 しかし、道路予定地として買収した用地について、路線全体で買収が未完了のため、未だ整備されず放置した状態です。
	効率性	2	地区計画に基づき、関係権利者の事業進捗に合わせて事業実施をしています。 公園予定地については、短期間で本整備するのが効率的・効果的であり、３か年の整備計画は妥当です。
	行政の関与	3	区として防災上整備する必要があるため、地区計画に基づき区が建替えの誘導をしながら整備するものです。
	妥当性	3	広域避難場所としての機能整備確保するだけではなく、「安全」「快適」を誘導・再生するものであり、妥当性が高いものです。
	施策寄与度	2	道路整備はまちづくりの一環であり、住宅の不燃化促進、適正な公園整備と併せて一体的に進めることが重要です。公園整備により、広域避難場所としての機能強化と良好な居住環境の創出が図れました。

総合評価

１９年度評価をBとした理由は、公園整備が完了し、防災機能の強化や居住環境改善が図られたためです。
また、過去３年間の実績はBと評価します。当初計画どおり公園整備が完了し目的である良好な住環境整備、広域避難場所としての機能強化が図られたためです。

※ B

過年度評価	
18年度	B
17年度	B
16年度	B
15年度	

改革方針

現在、地区計画に定められた道路の整備率は64％を越えており、区画街路5号線は未買収地があとわずかとなっています。こうした状況を踏まえ、区画街路3号、6号など特に大規模用地が多い路線については、いかに確保し、着実な整備につなげるかを創意工夫しながら、今後は、早期に道路整備を行なうことで良好な住環境を創作し、防災機能の強化を図れるように、第一次実行計画「43②百人町三・四丁目地区の道路・公園整備」に引き継いで検討し、事業を推進していきます。

方向性

※ 1

現状のまま継続

事務事業	84	歌舞伎町対策の推進
章	3	安全で快適な、みどりのあるまち
大項目	02	災害に強い安全なまちづくり
施策	01	防災都市づくり

事業内容

目的	歌舞伎町を誰もが安心して歩き、楽しむことができるまちへと再生するため、「犯罪インフラの除去と環境美化」「新たな文化の創造と発信」「健全で魅力あふれるまちづくり」に官民一体となって総合的に取組んでいきます。
対象・手段	歌舞伎町ルネッサンス推進協議会での提言をもとに、クリーン作戦プロジェクト・地域活性化プロジェクト・喜兵衛プロジェクト・まちづくりプロジェクトにおいて、地元・事業者・行政等が一体となって歌舞伎町の活性化と再生に取り組みます。

成果（事業が意図する成果）

歌舞伎町をまちの将来ビジョンである大衆文化や娯楽の企画・制作・消費の拠点とし、誰もが安心して楽しむことができるまちへと再生します。

事業成果指標

指標名	定義	目標水準
放置自転車台数	歌舞伎町地区の放置自転車の台数	（ 平成19 ）年度に （ 1,400台以下 ）の水準達成
路上看板設置等違法店舗数	歌舞伎町一丁目地区内における路上看板等設置店舗への指導件数	（ 平成19 ）年度に （ 37店舗以下 ）の水準達成
シネシティ広場の使用日数（年間）	シネシティ広場におけるイベント等実施日数	（ ）年度に （ 365日 ）の水準達成

成果の達成状況

		単　位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備　　考
事業成果指標	目標値１①	台	0.00	1,800.00	1,600.00	1,400.00	１放置自転車台数（平成19年度目標値 1,400台以下）
	実績１②	台	0.00	1,629.00	1,428.00	1,141.00	
	③＝①／②	%	0.00	110.50	112.04	122.70	
	目標値２④	店舗	0.00	37.00	37.00	37.00	２路上看板設置等違法店舗数
	実績２⑤	店舗	0.00	24.00	22.00	19.00	
	⑥＝④／⑤	%	0.00	154.17	168.18	194.74	３ｲﾍﾞﾝﾄ開催日数（イベント会場の分散化により実績減となりました。）
	目標値３⑦	日	0.00	365.00	365.00	365.00	
	実績３⑧	日	0.00	237.00	217.00	71.00	
	⑨＝⑧／⑦	%	0.00	64.93	59.45	19.45	

事業の実施内容

平成18年度	クリーン作戦・地域活性化プロジェクトの継続実施と、喜兵衛プロジェクトによるインターネット放送局のサテライトスタジオ開局や吉本興業グループ東京本部の旧四谷第五小学校への誘致、まちづくりプロジェクトによるまちづくり誘導方針案策定など歌舞伎町の再生に向けたハード・ソフトのまちづくりを重点的に推進しました。
平成19年度	クリーン作戦の継続的な実施、地域活性化プロジェクトによるシネシティ広場や大久保公園でのイベントなど公共空間を活用した賑わいの場と安心していられる空間づくり、喜兵衛プロジェクトによる吉本興業グループ東京本部の旧四谷第五小学校への移転及び「ふらっと新宿」の開店の支援を行いました。また、歌舞伎町タウン・マネージメント組織の設立に向けた準備に取り組みました。

部名称	区長室	課名称	特命プロジェクト推進課

		単　位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備　　考
トータルコスト	事業費⑩	千円	0	94,414	140,766	176,684	
	人件費⑪	千円	0	44,903	57,132	45,430	
	事務費⑫	千円	0	1,755	1,845	1,217	
	減価償却費等⑬	千円	0	0	0	0	
	総計⑭＝⑩＋⑪＋⑫＋⑬	千円	0	141,072	199,743	223,331	
	受益者負担⑮	千円	0	0	0	0	
	純計⑯＝⑭－⑮	千円	0	141,072	199,743	223,331	
	受益者負担率⑮／⑭	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
財源内訳	一般財源⑰＝⑯－⑱	千円	0	141,072	179,343	223,331	
	特定財源⑱		0	0	20,400	0	
	一般財源投入率⑰／⑭	%	0.00	100.00	89.79	100.00	
職員	常勤職員	人	0.00	5.10	6.90	5.50	
	非常勤職員		0.00	1.00	0.00	0.00	

事業に関する検討課題

歌舞伎町ルネッサンスの実現に向けた取組みが進められる中で、課題として、①歌舞伎町のイメージアップのための情報発信のあり方、②歌舞伎町タウン・マネージメント組織の運営基盤の確立があります。

評価基準に基づく評価と理由（『3・2・1』の3段階評価です。）

達成度	2	歌舞伎町の環境浄化・環境美化により放置自転車や路上看板設置等違法店舗数が減少しました。また、まち全体がイベント会場となり、新たな文化の発信、大衆文化の拠点構築に向けた事業者誘致などルネッサンス実現に向けた取り組みは着実に進んでいま
実施の成果	2	環境浄化・美化は成果を挙げ、公共空間を活用したイベントにより、賑わいの場と安心していられる空間づくりも行われました。また、吉本興業㈱の移転など事業者誘致による大衆文化の拠点づくりが進められ歌舞伎町の再生に向けて大きく前進しました。
効率性	2	歌舞伎町の課題を解決するために、各プロジェクトごとに官民一体となって取組むことにより、効率的に成果を挙げています。
行政の関与	3	地元・事業者の方が主体となって活動に取組み、区は側面的支援していくことにより、地域の力を引き出し、持続的なまちの活性化や再生につながっていきます。
妥当性	2	ルネッサンス事業は、安全・安心のまちづくりや新たな文化の発信、イメージアップなど必要な事業であると言えます。指標も誰もが安心して楽しむことのできるまちづくりの指標として妥当なものですが、事業が広がっていく中、新たな指標への転換が必要
施策寄与度	3	この３年間に、清掃活動や複合ビルの警察・消防と一体となった合同立入調査等により環境浄化・美化が進みました。誰もが安心して楽しむことのできるまちづくりに大いに寄与しています。

総合評価

平成１９年度については、歌舞伎町の環境浄化・環境美化が進むとともに、大久保公園の活用や区役所通りのイルミネーションをはじめとするイベント活動が広がりを見せるなど、にぎわいと安全・安心なまちづくりの推進に向けての成果があったことから、評価をＢとします。　過去３年間の実績としては、歌舞伎町ルネッサンス推進協議会の下、クリーン作戦による環境浄化・美化、地域活性化イベントによる新たな文化の創造と発信、吉本興業㈱をはじめ歌舞伎町再生の担い手となる事業者誘致、歌舞伎町まちづくり誘導方針の策定及び推進などにより、誰もが安心して楽しめるまちづくりを推進し、歌舞伎町再生に向けて大きく前進しています。このため評価をＢとします。

※ **B**

過年度評価

18年度 B
17年度 B
16年度
15年度

改革方針

歌舞伎町のマイナスイメージの改善は未だ十分とは言えません。ルネッサンスの実現に向けてイメージアップのための情報発信機能の充実が必要です。また、総合的なまちづくりを推進するため、各プロジェクトの推進主体となる歌舞伎町タウン・マネージメント組織の運営基盤を確立し、第一次実行計画「８３歌舞伎町地区のまちづくりの推進」により引き続き取り組んでいきます。

方向性

※ 2

手段改善

事務事業	85	安全で安心して暮らせるまちづくりの推進
章	3	安全で快適な、みどりのあるまち
大項目	02	災害に強い安全なまちづくり
施策	01	防災都市づくり

事業内容

目的	新宿区に住む人にとっても、訪れる人にとっても、安全で安心して過ごせるまちづくりを推進します。
対象・手段	新宿区民の安全・安心の推進に関する条例に基づく安全推進地域活動重点地区に対し、パトロールに使用するジャンパーを貸与するとともに、ステッカー表示等によりＰＲ活動を行い、安全・安心のまちづくりの気運を盛り上げます。また、必要に応じ重点地区に職員を動員して地域の方々と一体となってパトロール等を行います。さらに防犯設備設置の事業補助、安心・安全ステーション整備補助を行います。

成果（事業が意図する成果）

区民、事業者及び行政が連携・協働し、新宿区に住む者にとっても、訪れる者にとっても、安全で安心してすごせるまちづくりを実現します。

事業成果指標

指標名	定義	目標水準
安全推進地域活動重点地区の指定数	安全推進地域活動重点地区に指定した地区の延べ数	（ 平成19 ）年度に （ 30地区 ）の水準達成
		（ ）年度に （ ）の水準達成
		（ ）年度に （ ）の水準達成

成果の達成状況

		単　位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備　　考
事業成果指標	目標値１①	地区	20.00	20.00	20.00	30.00	
	実績１②	地区	11.00	13.00	20.00	50.00	
	③＝②／①	%	55.00	65.00	100.00	166.67	
	目標値２④		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績２⑤		0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑥＝⑤／④	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
	目標値３⑦		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績３⑧		0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑨＝⑧／⑦	%	0.00	0.00	0.00	0.00	

事業の実施内容

平成18年度	条例に基づく重点地区について、既存１３地区については指定更新を行い、新規に７地区を指定し、活動用ベストなどの物的支援をしました。事業補助については、防犯設備整備補助（防犯カメラ）を３団体に対して行いました。
平成19年度	条例に基づく重点地区については、既存19地区の指定更新を行い、新規に31地区を指定し、活動用ベストなど物的支援を行いました。事業補助については、防犯設備整備補助（防犯カメラ）を１団体に対し行いました。

部名称	区長室	課名称	危機管理課

		単　位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備　　考
トータルコスト	事業費⑩	千円	27,496	7,396	17,849	15,541	
	人件費⑪	千円	6,670	4,169	4,140	4,130	
	事務費⑫	千円	0	0	0	0	
	減価償却費等⑬	千円	0	0	0	0	
	総計⑭＝⑩＋⑪＋⑫＋⑬	千円	34,166	11,565	21,989	19,671	
	受益者負担⑮	千円	0	0	0	0	
	純計⑯＝⑭－⑮	千円	34,166	11,565	21,989	19,671	
	受益者負担率⑮／⑭	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
財源内訳	一般財源⑰＝⑯－⑱	千円	34,166	11,565	21,989	13,671	
	特定財源⑱		0	0	0	6,000	
	一般財源投入率⑰／⑭	%	100.00	100.00	100.00	69.50	
職員	常勤職員	人	0.80	0.50	0.50	0.50	
	非常勤職員		0.00	0.00	0.00	0.00	

事業に関する検討課題

自主防犯活動を行っていただいている方は高齢者の方々が多く、いかにすれば若い世代の人達も活動に参加してもらえるようになるかが課題です。

評価基準に基づく評価と理由（『3・2・1』の3段階評価です。）

達成度	3	関係部署との連携・協力により、安全安心なまちづくり施策を計画以上に推進できました。特に、年々重点地区が増加しています。
実施の成果	3	重点地区の新規指定が目標値以上になされており、区民、事業者との連携による安全なまちづくりの成果は大です。
効率性	2	住民が自ら活動し事業者と協働しながら、効率的に事業を実施しています。
行政の関与	3	区民などが自主防犯活動への参加機運を高めるきっかけづくりのため、安全・安心なまちづくりの主体は区民であるという考え方を基本とし、区としても地域の見守りなどに参加したり、町会長会議等で積極的にＰＲ活動を実施しています。
妥当性	3	安全・安心条例に基づく自主防犯活動団体である重点地区を区内全域に広め、地域の防犯力の向上を図ることは妥当です。
施策寄与度	3	区が行っている自主防犯活動への物的支援は、区民などが行う防犯活動への参加機運を高めるきっかけとなり地域の防犯力を向上し、安全安心のまちづくりに寄与してます。

総合評価

平成19年度の評価をＡと評価した理由は、安全・安心まちづくりは、地域住民や地域団体が自主的活動を行うことで実現するものであり、条例に基づく重点地区の指定により自主的活動を側面から支援したことや、事業者との協働により、安全なまちづくりが推進できたからです。
また、過去３年間の実績ではＢと評価します。その理由は、平成16年度から20地区まで拡充する目標としていましたが、18年度でようやく20地区を達成したからです。
なお19年度の指定更新が20地区ではなく19地区なのは、18年度に指定をした１重点地区が19年度には８町会に分かれ、それぞれ新たに重点地区として指定されたためです。

※ A

過年度評価

18年度 A
17年度 A
16年度 A
15年度

改革方針

①　町連の会議やあらゆる機会を捉えて、新宿区民の安全・安心の推進に関する条例及び新宿区防犯ボランティア組織に対する防犯資器材交付要綱の重点地区や防犯ボランティアグループに対する支援についての啓発活動を行うなどし、広く区民や地域の方々に周知していきます。
②　重点地区や防犯ボランティアグループに対する支援についての啓発活動をすることで、住民や地域からの参加機運などを高めるとともに住民や地域の連帯感を醸成し、安全・安心まちづくりを推進しながら、関係部署との連携を強め、区全体で関係する事業を集中的に行なえるよう調整機能を強化していきます。また今後はPTAなどと連携して若い世代の人達を取り込んでいき、20年度の第一実行計画「48安全で安心して暮らせるまちづくりの推進」に引き継いでいきます。

方向性

※ 1

現状のまま継続

事務事業	86	安全・安心な建築物づくり
章	3	安全で快適な、みどりのあるまち
大項目	02	災害に強い安全なまちづくり
施策	01	防災都市づくり

事業内容

目的	災害に強い都市づくりのために、安全で安心な建築物づくりを行います。
対象・手段	対象は区内のすべての建築物とします。新築建築物については、建築物が各法令に適合しているかを工事中に検査する中間検査、工事完了後に検査する完了検査の受検率（検査率）の向上を図ります。また、既存建築物については、その維持管理状態を調べて、必要な改善につなげる定期報告の報告率の向上を図ります。建築物に関する地域ごとの相談会を実施し、安全性の確保に向けた相談機能の充実を図ります。

成果（事業が意図する成果）

中間・完了検査率及び定期報告率の向上を図るとともに、相談機能を充実させることにより、新築及び既存建築物の安全性を高めます。

事業成果指標

指標名	定義	目標水準
完了検査率の維持	完了検査件数／工事完了件数（指定確認検査機関分を含む。）	（ 平成19 ）年度に （ 70% ）の水準達成
中間検査率の維持	中間検査件数／特定工程終了件数（指定確認検査機関分を含む。）	（ 平成19 ）年度に （ 90% ）の水準達成
定期報告書の報告率の向上	報告件数／報告対象件数（共同住宅・病院等）	（ ）年度に （ 60% ）の水準達成

成果の達成状況

		単　位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備　　考
事業成果指標	目標値１①	件	521.50	486.50	414.40	439.60	完了 工事完了件数　628件 目標値(70%) 439.6件 実績　542件 中間 特定工程終了件数 388件 目標値（90%） 349.2件 実績　358件 定期 報告対象件数　676件 目標値（60%） 405.6件 実績　440件
	実績１②	件	572.00	531.00	463.00	542.00	
	③＝②／①	%	109.68	109.15	111.73	123.29	
	目標値２④	件	299.70	380.70	331.20	349.20	
	実績２⑤	件	313.00	370.00	347.00	358.00	
	⑥＝⑤／④	%	104.44	97.19	104.77	102.52	
	目標値３⑦	件	0.00	423.00	637.80	405.60	
	実績３⑧	件	0.00	467.00	450.00	440.00	
	⑨＝⑧／⑦	%	0.00	110.40	70.56	108.48	

事業の実施内容

平成18年度	＜中間・完了検査率の向上＞①建築主に対する啓発文書の送付　②確認済看板に中間検査合格シールの貼付 ③検査時期が到来した建築現場のパトロールによる受検啓発 ＜定期報告率の向上＞警察、保健所相互通知制度に基づく安全点検の実施、法改正講習会等の実施 ＜相談機能の充実＞安全・安心なんでも相談会の実施、構造に関する相談会の実施
平成19年度	＜中間・完了検査率の向上＞①建築主に対する啓発文書の送付　②確認済看板に中間検査合格シールの貼付　③検査時期が到来した建築現場のパトロールによる受検啓発 ＜定期報告率の向上＞警察、保健所相互通知制度に基づく安全点検の実施、法改正講習会等の実施 ＜相談機能の充実＞安全・安心なんでも相談会の実施（構造に関する相談を含みます。）

部名称	都市計画部	課名称	建築指導課

		単　位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備　　考
トータルコスト	事業費⑩	千円	0	0	0	0	
	人件費⑪	千円	0	0	0	0	
	事務費⑫	千円	119	123	120	131	
	減価償却費等⑬	千円	0	0	0	0	
	総計⑭＝⑩＋⑪＋⑫＋⑬	千円	119	123	120	131	
	受益者負担⑮	千円	0	0	0	0	
	純計⑯＝⑭－⑮	千円	119	123	120	131	
	受益者負担率⑮／⑭	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
財源内訳	一般財源⑰＝⑯－⑱	千円	119	123	120	131	
	特定財源⑱		0	0	0	0	
	一般財源投入率⑰／⑭	%	100.00	100.00	100.00	100.00	
職員	常勤職員	人	0.00	0.00	0.00	0.00	
	非常勤職員		0.00	0.00	0.00	0.00	

事業に関する検討課題

中間・完了検査率は、着実に向上しています。平成16年7月から中間検査対象建築物の範囲が拡大しましたが、中間・完了検査とも受検率は目標値を上回りました。今後は、中間・完了検査の受検率の目標値を高く設定し、より安全な建築物づくりを目指します。

定期報告については、警察、保健所との通知制度に基づく安全点検時、法改正講習会等様々な機会を捉えて普及活動を行っています。今後もあらゆる機会を捉え、継続的に定期報告の普及・啓発に取り組んでいくことが必要です。

評価基準に基づく評価と理由（『3・2・1』の3段階評価です。）			
	達成度	3	目標は達成しています。継続して事業実施するとともに、より高い検査率を目指します。
	実施の成果	3	中間検査率、完了検査率の高さは、対象者全員に対する文書勧奨やパトロールによる指導等地道な努力の成果であると考えます。定期報告については、現在行っている啓発活動の他に、さらに報告率を向上させるための方策を検討します。
	効率性	3	個々の建築物が対象であるため、様々な機会を捉えて周知し、検査の受検や定期報告を促していく現在の方法は、効率的であると考えます。
	行政の関与	3	災害に強い都市づくりは、区の方針です。安全・安心な建築物づくりに区が関与することは、必要であると考えます。
	妥当性	3	個々の建築物の安全性の向上が、都市の安全性の向上へとつながります。新築や既存の建築物が適法、適正に管理されている割合を示す現在の指標は妥当であると考えます。
	施策寄与度	3	本事業は、安全なまちづくりの根幹を成す事業です。中間検査率や完了検査率及び定期報告率が向上することは、安全な建築物づくり、更には安全なまちづくりへとつながっていきます。

総合評価

平成１９年度は、評価をＡとしました。指標とした完了検査率、中間検査率、定期報告率の３つすべての指標が目標を達成し、特に完了検査率は目標を２０％以上上回りました。これらの結果は、検査対象となる者全員に対する文書勧奨や区内パトロールによる指導等職員の地道な努力の成果であると考えます。

過去３年の評価はＢ評価でした。実績でみると、完了検査率は１１４．６％、中間検査率は１０１．３％、定期報告書の報告率は９２．５％になり、概ね計画どおりの成果をあげたからです。既存建築物に対する定期報告率は、用途間（年度間）のバラツキがあり、既存建築物全体の定期報告率の向上を図ることが重要です。

※ **A**

過年度評価

18年度 B
17年度 B
16年度 A
15年度

改革方針

阪神・淡路大震災では、施工の不備が原因と考えられる建築物の被害が多く見られました。こうした背景を踏まえて中間検査制度が設けられました。現在、中間検査、完了検査とも目標を達成しています。今後、中間・完了検査の受検率の目標を高く設定し、建築物の安全性をより高める努力をしていきます。

定期報告については、既存の建築物が経常的に適正に維持、管理されているかの報告であることから、対象となる建築物には必ず提出してもらうことが大切です。そのため、今後も様々な機会を捉え、継続的に啓発活動に取り組んでいきます。また、報告率向上のための方策を検討していきます。第一次実行計画においても「42②安全・安心な建築物づくり」として引き続き取り組んでいきます。

方向性

※ 1

現状のまま継続

事務事業	87	建築物等耐震化支援事業
章	3	安全で快適な、みどりのあるまち
大項目	02	災害に強い安全なまちづくり
施策	01	防災都市づくり

事業内容

目的	建築物の耐震化を促進し、地震の際の建築物の倒壊等による区民の生命・財産の被害の軽減を図ります。また、地震の際の避難、消火及び救命等の活動空間を確保するため、建築物やブロック塀等が倒壊することによる避難路等の閉鎖を防ぎます。
対象・手段	区内の新耐震基準（昭和56年施行）以前の建築物等を助成の対象とします。 木造建築物に対する耐震調査・補強計画・耐震補強工事に要する費用の一部助成、非木造建築物に対する耐震調査・補強計画に要する費用の一部助成、ブロック塀等除去工事に要する費用の一部助成及びがけの耐震調査を委託する等の事業を実施します。

成果（事業が意図する成果）

事業の推進により、建築物等の耐震化の促進による耐震性の向上だけでなく、区民等が自らの生命、財産を守るため、耐震改修の必要性に対する意識向上を図ります。さらに、「減災社会」を目指し、区民と区の協働により災害に強い都市づくりや、地域ぐるみで防災に取り組んでいく体制づくりなど、災害に強い人とまちをつくり安心して生活でき逃げないですむまちづくりを実現していきます。

事業成果指標

指標名	定義	目標水準
予備耐震診断実施件数	木造住宅建築物の予備耐震診断に対する民間専門技術者の無料派遣実施件数	（ 平成19 ）年度に （ 150件 ）の水準達成
耐震調査・補強計画作成実施件数	木造住宅建築物の耐震調査・補強計画作成に要する費用の一部助成交付件数	（ 平成19 ）年度に （ 50件 ）の水準達成
耐震補強工事実施件数	木造住宅建築物の耐震補強工事に要する費用の一部助成交付件数	（ ）年度に （ 40件 ）の水準達成

成果の達成状況

		単　位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備　　考
事業成果指標	目標値１①	件	0.00	0.00	100.00	150.00	
	実績１②	件	0.00	0.00	95.00	142.00	
	③＝②／①	%	0.00	0.00	95.00	94.67	
	目標値２④	件	0.00	0.00	50.00	50.00	
	実績２⑤	件	0.00	0.00	32.00	42.00	
	⑥＝⑤／④	%	0.00	0.00	64.00	84.00	
	目標値３⑦	件	0.00	0.00	40.00	40.00	
	実績３⑧	件	0.00	0.00	5.00	12.00	
	⑨＝⑧／⑦	%	0.00	0.00	12.50	30.00	

事業の実施内容

平成18年度	従前から実施している木造建築物の耐震調査・補強計画に要する経費に対しての助成に加え、平成18年度より、非木造建築物の耐震調査・計画に要する費用の一部助成、木造建築物の耐震補強工事に要する費用の一部助成、ブロック塀等除去工事に要する費用の一部助成及びがけの耐震調査の技術者無料派遣などの事業を拡充して実施しました。
平成19年度	平成18年度と同様に、木造建築物の予備耐震診断の技術者派遣、耐震調査・補強計画・耐震補強工事に要する費用の一部助成、非木造建築物の予備調査の技術者無料派遣、耐震調査・補強計画に要する費用の一部助成、ブロック塀等除去工事に要する費用の一部助成及びがけの耐震調査の技術者無料派遣を実施しました。

部名称	都市計画部	課名称	地域整備課

		単　位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備　　考
トータルコスト	事業費⑩	千円	0	0	5,843	37,181	
	人件費⑪	千円	0	0	16,560	16,520	
	事務費⑫	千円	0	0	1,100	194	
	減価償却費等⑬	千円	0	0	0	0	
	総計⑭＝⑩＋⑪＋⑫＋⑬	千円	0	0	23,503	53,895	
	受益者負担⑮	千円	0	0	0	0	
	純計⑯＝⑭－⑮	千円	0	0	23,503	53,895	
	受益者負担率⑮／⑭	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
財源内訳	一般財源⑰＝⑯－⑱	千円	0	0	23,503	48,965	
	特定財源⑱		0	0	0	4,930	
	一般財源投入率⑰／⑭	%	0.00	0.00	100.00	90.85	
職員	常勤職員	人	0.00	0.00	2.00	2.00	
	非常勤職員		0.00	0.00	0.00	0.00	

事業に関する検討課題

予備耐震診断及び耐震調査・補強計画を実施した件数に比べて耐震補強工事まで行う件数が少なく、耐震化の速度があがっていません。これは、建物全体の補強工事には多額の費用負担が伴うことや、引越しや荷物の移動等が、高齢者には負担が多いことなどが理由として考えられます。

耐震化の必要性や事業の目的等を区民に理解していただくために、広報・ホームページの活用や講習会や相談会の開催などを実施するとともに、区民にとってより利用しやすい制度とするための検討を行っていく必要があります。

評価基準に基づく評価と理由（『3・2・1』の3段階評価です。）

達成度	2	耐震補強工事については目標件数に到達しませんでしたが、本事業は「災害に強い安全なまちづくり」に必要な事業です。今後も周知方法等を検討し、より区民の方に利用しやすい事業とするための工夫を加え、区民の利用促進の向上を図っていきます。
実施の成果	2	区内の耐震化の向上を図るためには、区民一人ひとりの意識改革が重要であり、そのために本事業による個々の建築物の耐震化向上と、耐震化に対する区民への啓発が果たす役割は大きいと考えます。
効率性	2	予備耐震診断、耐震詳細診断・補強計画作成、耐震補強工事といった事業実施の流れは、耐震化率の向上だけでなく、区民への耐震化への理解を得るという面からも、効率的な事業実施内容です。
行政の関与	3	個人が所有する建築物であっても、区が目指す「災害に強い安全なまちづくり」に向けて、その耐震性の向上に向けて区が関与することは、妥当です。
妥当性	2	建築物の耐震化を促進するために本事業を推進することは重要である。耐震補強工事の件数を向上させることが必要であるが、実施件数により建築物の耐震化の進捗の把握を行うことは妥当である。
施策寄与度	3	「防災都市づくり」を達成するためには、個人の所有する建築物の耐震化は必要不可欠であり、本事業は施策目的達成に大いに寄与しています。

総合評価

19年度の本事業実施による事業実施の効率性や成果、区関与の必要性は十分あることから、施策に対する事業の有効性について評価できます。「事業の達成度」のうち、予備耐震診断や耐震調査補強計画については目標件数におおむね達しており、耐震化の必要性についての啓発活動に繋がっていると考えられますが、耐震補強工事については、目標に達しておらず検討が必要であることから総合評価をBとしました。

2ヵ年では、予備耐震診断や耐震調査補強計画については順調に件数を伸ばしています。耐震補強工事についても件数は少ないものの2ヵ年で2倍以上の件数に増加しており、徐々に浸透してきていると思われるため、総合評価をBとします。

※ B

過年度評価

18年度 B
17年度
16年度
15年度

改革方針

平成20年度には、簡易補強工事に対する助成や高齢者、障害者に対する耐震シェルターやベッドの設置助成など、木造住宅の耐震化支援策を充実させます。また、緊急輸送道路沿いの建築物に対する耐震診断助成などの耐震化支援策も充実させ、新宿区耐震改修促進計画（平成20年3月策定）を踏まえた事業の推進を行います。さらに、地震の倒壊や火災による危険度を周知するため「地震ハザードマップ」を区内全戸配布し、区民の方への耐震化の周知啓発を行うとともに、関係団体等で構成される新宿区耐震補強推進協議会と連携して、区民に利用しやすい制度としていきます。従ってこの事業は、２０年度以降も第一次実行計画事業「42①建築物等耐震化支援事業」として継続し、災害に強い、逃げないですむ安全なまちづくりに向け、引続き取組んでいきます。

方向性

※ 2

手段改善

事務事業	90	防災ボランティアの育成
章	3	安全で快適な、みどりのあるまち
大項目	02	災害に強い安全なまちづくり
施策	02	地域ぐるみの防災体制づくり

事業内容

目的	防災サポーターとして再編成し、活発な活動を目指します。防災サポーター制度の発足を機に、当区の防災指導員と協力し、各防災区民組織の活性化を図ります。
対象・手段	平常時の対策、災害時の活動に関する専門的な知識を持った防災サポーターの活動は、地域の防災力の向上を行うためには大きな力になっています。その活動も、平常時は防災対策全般の企画・相談・指導等、多岐にわたっています。災害時はその知識を活かし、避難所での迅速な活躍ができます。

成果（事業が意図する成果）

現在の防災サポーターは、いままで避難所情報ボランティア・防災アドバイザーとして防災知識の高いスキルを持ち、地域の防災活動で活躍していました。この活躍を踏まえ、登録数の目標値は150名から60名と減少しましたが、地域での実質的な活動を今まで以上に活性化させるため、制度の見直しを図り、統合しました。さらに、防災サポーターの活性化により地域との連携が深まり、住民の防災意識の向上と災害時の救出・救護体制の強化につながり、地域防災力の向上が図られます。

事業成果指標

指標名	定義	目標水準
防災サポーター登録数	登録防災サポーター登録数 平常時と災害時の活動を兼ねたボランティア制度であり、両制度の実質的な存続を図り、かつ、より多くの参加を促すために各特別出張所6名で、合計60名としました。	（ 平成19 ）年度に （ 60人 ）の水準達成
防災アドバイザー登録数	防災アドバイザー登録数 平常時における防災普及啓発活動を主とし、地域防災協議会や避難所運営管理協議会への出席、防災資機材の操作指導など、活動は多岐にわたっています。	（ 平成16 ）年度に （ 40人 ）の水準達成
避難所情報ボランティア登録数	避難所情報ボランティア登録数 災害時に開設される避難所での情報収集活動を主としています。	（ 平成16 ）年度に （ 110人 ）の水準達成

成果の達成状況

		単 位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備 考
事業成果指標	目標値１①	人	0.00	60.00	60.00	60.00	目標１については平成１７年度から防災アドバイザー及び避難所情報ボランティアを統合し、防災サポーターの登録数としました。 目標２については防災アドバイザー、目標３については避難所情報ボランティアの登録数でしたが、防災サポーターに統合したためため、１７年度以降は空欄です。
	実績１②	人	0.00	58.00	56.00	56.00	
	③＝②／①	%	0.00	96.67	93.33	93.33	
	目標値２④	人	40.00	0.00	0.00	0.00	
	実績２⑤	人	35.00	0.00	0.00	0.00	
	⑥＝⑤／④	%	87.50	0.00	0.00	0.00	
	目標値３⑦	人	110.00	0.00	0.00	0.00	
	実績３⑧	人	84.00	0.00	0.00	0.00	
	⑨＝⑧／⑦	%	76.36	0.00	0.00	0.00	

事業の実施内容

平成18年度	防災サポーター56名登録（2名転出により減員） スキルアップ研修の実施。防災イベントへの参加、協力。
平成19年度	防災サポーター56名登録 スキルアップ研修として防災士研修を受講し、防災士資格取得１３名。防災イベントへの参加、協力。

部名称	区長室	課名称	危機管理課

		単　位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備　　考
トータルコスト	事業費⑩	千円	262	308	1,314	1,046	
	人件費⑪	千円	0	0	2,192	0	
	事務費⑫	千円	0	0	0	0	
	減価償却費等⑬	千円	0	0	0	0	
	総計⑭＝⑩＋⑪＋⑫＋⑬	千円	262	308	3,506	1,046	
	受益者負担⑮	千円	0	0	0	0	
	純計⑯＝⑭－⑮	千円	262	308	3,506	1,046	
	受益者負担率⑮／⑭	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
財源内訳	一般財源⑰＝⑯－⑱	千円	262	308	3,506	1,046	
	特定財源⑱		0	0	0	0	
	一般財源投入率⑰／⑭	%	100.00	100.00	100.00	100.00	
職員	常勤職員	人	0.00	0.00	0.20	0.00	
	非常勤職員		0.00	0.00	0.20	0.00	

事業に関する検討課題

防災サポーターの平常時における防災普及啓発活動としては、地域防災協議会や避難所運営管理協議会への出席、防災訓練における防災資機材の操作指導、地域の防災イベントへの参加など多岐にわたっていますが、防災サポーター個々人の活動範囲を広げ、地域との連携として防災区民組織への浸透を図る必要があります。

また、より専門的な研修を行って、防災のエキスパートとして育成する必要があります。

評価基準に基づく評価と理由『3・2・1』の3段階評価です。			
	達成度	2	現在、定員６０名のところ、５６人の登録となっています。新規の加入の促進に努めます。
	実施の成果	2	各種防災イベントや地域の防災訓練に積極的に参加し、防災意識の普及啓発に努めています。地域と連携し地域防災力の向上を図ることができました。
	効率性	3	区民の能力や資格等を地域防災行動力の向上に活用するため、研修や講習、防災イベントへの参加については項目や実施方法を工夫しています。費用対効果から見て事業は効果的です。
	行政の関与	3	区民の自主的な活動を地域防災行動力の向上を目指すため、その育成、フォローを区が行う必要があります。さらに区としては、より高度な研修を実施していきます。
	妥当性	2	防災区民組織の育成という面から、これからも指導者への支援は必要です。地域の防災リーダーとして定員６０名の充足を図ります。
	施策寄与度	3	防災区民組織は高齢化等の課題を抱えているため積極的に活動できる人の育成は急務です。このため防災サポーターは区と区民の橋わたしとしても重要です。地域ぐるみの防災体制づくりに大いに寄与しています。

総合評価

18年2月に避難所情報ボランティアと防災サポーターを統合し、防災サポーターとして発足しました。防災士資格も13名が取得し、地域の防災リーダーとしての資質も向上してきました。消防、警察、防災区民組織の意見交換の場である地域防災協議会や避難所運営管理協議会に出席し、防災区民組織の活性化に向けて効果が現れています。登録者数及び事業実績も概ね計画どおり推進しているため19年度の事業評価はBとします。

また、過去3年間の実績ではBと評価します。その内容は、登録者数が安定していることに加え、専門的な知識を持つ防災サポーターは防災資機材の操作指導などで区民の防災力を引き出し、災害時の活動を見据えて有効な役割を担っているためです。

※ B

過年度評価

18年度 B
17年度 B
16年度 B
15年度

改革方針

今後も地域防災協議会や避難所運営管理協議会、防災訓練の場を通じて、発言や指導をする中で防災区民組織とのつながりを深めていきます。また、防災士研修の受講を継続するとともに、災害図上訓練・ワークショップなどの研修や防災知識向上のための講習を行い、スキルアップを図ります。

さらに、ふれあいフェスタ、神楽坂防災ふれあい広場等、地域でのイベントに参加し、活動の場を広げることで、防災サポーターとして区民の認知度を高めていきます。

今後は防災ボランティア活動をより充実させていくため、経常事業「防災ボランティアの育成」として引き続き実施していきます。

方向性

※ 1

現状のまま継続

事務事業	91	避難所等の震災対策
章	3	安全で快適な、みどりのあるまち
大項目	02	災害に強い安全なまちづくり
施策	02	地域ぐるみの防災体制づくり

事業内容

目的	減災社会の実現に向け、第一次避難所となる区立小・中学校及び第二次避難所となる幼稚園・福祉施設（児童館・ことぶき館など）等の耐震補強工事を実施し、災害時における避難所の安全性を高めます。
対象・手段	旧耐震基準（昭和５６年以前）で設計・建築された公共施設のうち、耐震診断の結果、補強工事が必要とされた区立小・中学校、幼稚園、福祉施設、区民保養所等について耐震補強設計、耐震補強工事を実施します。

成果（事業が意図する成果）

耐震補強工事を実施することで、災害時における避難所の機能を維持するとともに、安全で良好な学習・教育・福祉環境及び区民が利用する施設の安全性を確保することができます。

事業成果指標

指標名	定義	目標水準
区立小・中学校、幼稚園における耐震補強工事実施施設	旧耐震基準（昭和５６年以前）に建築された学校の耐震補強工事着工状況	（ 平成19 ）年度に （ 19施設 ）の水準達成
福祉施設における耐震補強工事の実施施設	旧耐震基準（昭和５６年以前）に建築された福祉施設の耐震補強工事着工状況	（ 平成19 ）年度に （ 4施設 ）の水準達成
		（ ）年度に （ ）の水準達成

成果の達成状況

		単　位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備　　考
事業成果指標	目標値１①	校園	2.00	19.00	19.00	19.00	17年度に耐震対策方針を定め、新たな水準としました。
	実績１②	校園	2.00	3.00	16.00	19.00	
	③＝②／①	%	100.00	15.79	84.21	100.00	
	目標値２④	館園	3.00	5.00	4.00	4.00	18年度に信濃町児童館の工事時期を検討のため先送りしたため、減となっています。
	実績２⑤	館園	3.00	0.00	1.00	4.00	
	⑥＝⑤／④	%	100.00	0.00	25.00	100.00	
	目標値３⑦		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績３⑧		0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑨＝⑧／⑦	%	0.00	0.00	0.00	0.00	

事業の実施内容

平成18年度	＜補強工事＞小学校・校舎・屋内運動場-３校、小学校・校舎-１校、小学校・屋内運動場-４校、中学校・校舎・屋内運動場-2校、中学校・校舎-２校、幼稚園・園舎-１園、福祉施設-北新宿第二児童館、区立住宅-西新宿四丁目アパート ＜補強設計＞中学校・校舎-２校、中学校・屋内運動場-１校、幼稚園・園舎-１園、福祉施設-保育園１園、　　児童館３館、図書館-中央図書館、区民施設-中強羅区民保養所、土木施設-２所
平成19年度	＜補強工事＞小学校・校舎・屋内運動場-１校、中学校・校舎-１校、（18年度に校舎を工事した中学校の屋内運動場-１校）、幼稚園・園舎-１園、福祉施設-児童館３館、区民施設-２所、土木施設-２所 ＜補強設計＞福祉施設-１館、区民施設-１所

部名称	区長室	課名称	危機管理課

		単　位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備　　考
トータルコスト	事業費⑩	千円	341,357	235,849	1,277,321	882,284	
	人件費⑪	千円	5,003	18,844	11,095	2,478	
	事務費⑫	千円	0	0	0	0	
	減価償却費等⑬	千円	0	0	0	0	
	総計⑭＝⑩＋⑪＋⑫＋⑬	千円	346,360	254,693	1,288,416	884,762	
	受益者負担⑮	千円	0	0	0	0	
	純計⑯＝⑭－⑮	千円	346,360	254,693	1,288,416	884,762	
	受益者負担率⑮／⑭	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
財源内訳	一般財源⑰＝⑯－⑱	千円	309,585	237,220	1,125,906	788,087	
	特定財源⑱		36,775	17,473	162,510	96,675	
	一般財源投入率⑰／⑭	%	89.38	93.14	87.39	89.07	
職員	常勤職員	人	0.60	2.26	1.34	0.30	
	非常勤職員		0.00	0.00	0.00	0.00	

事業に関する検討課題

福祉施設の多くが複合・併設施設となっており、特に保育園が併設されている場合は、仮設園舎の必要性がでてきます。こうした負担をできるだけ軽減させるため、補強工法を工夫する必要があります。

評価基準に基づく評価と理由（『3・2・1』の3段階評価です。）			
	達成度	3	区立小・中学校、幼稚園について目標を達成しました。 また、福祉施設についてはほぼ目標を達成しました。
	実施の成果	3	学校・福祉施設とも、震災時における地域の救援拠点となるため、耐震補強工事を実施することにより、その機能を充実させることが、区の応急活動を迅速に進めることにつながり、区民の被害軽減が図られます。
	効率性	3	学校施設では、施設の延命効果、児童・生徒の安全を見据えながら、施工したことにより、経費の節減を図ることができました。 また、福祉施設では、実施時期を見直し、計画を前倒ししました。
	行政の関与	3	耐震補強工事を実施することで、避難所としての安全性を高めるとともに、安全で良好な教育・福祉環境及び区民が利用する施設の安全性を確保することは区の責務です。
	妥当性	3	旧耐震基準（昭和５６年以前）により設計・建設された避難所のうち、耐震診断により補強工事を要する施設に耐震補強工事を実施することは、地域ぐるみの防災体制づくりを進めるうえで妥当であると考えます。
	施策寄与度	3	平成１７年度から３か年で計画していた耐震補強工事を前倒しで実施し、避難所としての安全性を高めてきました。避難所の耐震化は地域ぐるみの防災体制づくりを進めるうえで、大きく寄与したと考えます。

総合評価

平成１９年度は目標どおり工事を実施したため、評価はＢとしました。耐震補強工事を実施することで、避難所としての機能とともに、良好な教育・福祉環境及び施設の安全性を確保しました。

また、過去３年間の実績ではＢと評価します。第一次避難所となる小・中学において、平成１７年度から３か年で計画していた耐震補強工事を前倒しで実施し、避難所としての安全性を高めてきました。また、第二次避難所となる幼稚園・福祉施設において、避難所としての機能確保と利用者の安全を図りながら、可能な限り実施時期を前倒しすることで整備を行ってきました。

※ B

過年度評価

18年度 A
17年度 A
16年度 A
15年度

改革方針

第一次避難所となる小・中学校で耐震補強工事が未整備の学校については、平成19年度末までに工事を完了しました。

第二次避難所となる福祉施設の耐震化は、緊急性・必要性を総合的に判断して、計画的に進めており、第一次実行計画として20年度に「108信濃町児童館等の整備と機能転換」及び「125西落合児童館等の整備と西落合ことぶき館廃止後の活用」のなかで２施設の耐震補強工事をしていきます。

複合・併設施設となっている保育園などの福祉施設については、利用者の安全を確保するためにも仮設園舎の設置を考えていきます。

方向性

※ 1

現状のまま継続

事務事業	92	災害対策用各種水利の確保及び充実
章	3	安全で快適な、みどりのあるまち
大項目	02	災害に強い安全なまちづくり
施策	02	地域ぐるみの防災体制づくり

事業内容

目的	大規模地震発生に備え、消防水利を確保します。 ①消火栓が震災等により使用不能となった場合の応急的な消防水利として ②防災区民組織が行う初期消火活動用水利として
対象・手段	基本的な考えとして、既設小型防火貯水槽・協定浅井戸等、防災区民組織用消防水利の不足地域に小型防火貯水槽を新規設置します。

成果（事業が意図する成果）

地域に防火貯水槽等を設置することで、消防団、防災区民組織の防災体制を強化します。

事業成果指標

指標名	定義	目標水準
小型防火貯水槽（５t）の新規設置（１基）	小型防火貯水槽（５t）を水利不足地域に設置する。	（　毎　）年度に （　１基　）の水準達成
		（　　）年度に （　　）の水準達成
		（　　）年度に （　　）の水準達成

成果の達成状況

		単　位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備　　考
事業成果指標	目標値１①	基	1.00	1.00	1.00	1.00	
	実績１②	基	1.00	1.00	1.00	1.00	
	③＝②／①	%	100.00	100.00	100.00	100.00	
	目標値２④		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績２⑤		0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑥＝⑤／④	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
	目標値３⑦		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績３⑧		0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑨＝⑧／⑦	%	0.00	0.00	0.00	0.00	

事業の実施内容

平成18年度	防火貯水槽の維持管理（９４基） 小型防火貯水槽の維持管理（２２８基）新規設置（１基） 所有・協定している井戸施設の維持管理（深井戸４基・防災井戸１７９基） 公衆浴場の揚水施設の活用（１０基）
平成19年度	防火貯水槽の維持管理（９４基） 既設小型防火貯水槽の維持管理（２１７基　１９年度現地調査により基数訂正）、新規設置（１基） 所有・協定している井戸施設の維持管理（深井戸４基・防災井戸１７９基） 公衆浴場の揚水施設の活用（１０基）

部名称	区長室	課名称	危機管理課

		単　位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備　　考
トータルコスト	事業費⑩	千円	1,439	1,381	1,554	3,150	
	人件費⑪	千円	8,338	8,338	8,280	8,260	
	事務費⑫	千円	0	0	0	0	
	減価償却費等⑬	千円	0	0	0	0	
	総計⑭＝⑩＋⑪＋⑫＋⑬	千円	9,777	9,719	9,834	11,410	
	受益者負担⑮	千円	0	0	0	0	
	純計⑯＝⑭－⑮	千円	9,777	9,719	9,834	11,410	
	受益者負担率⑮／⑭	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
財源内訳	一般財源⑰＝⑯－⑱	千円	9,777	9,719	9,834	11,410	
	特定財源⑱		0	0	0	0	
	一般財源投入率⑰／⑭	%	100.00	100.00	100.00	100.00	
職員	常勤職員	人	1.00	1.00	1.00	1.00	
	非常勤職員		0.00	0.00	0.00	0.00	

事業に関する検討課題

協定浅井戸・小型防火貯水槽の設置状況から、防災区民組織用消防水利は概ね充足しましたが、今後はその設置位置周知、維持管理方法に検討の余地があります。

評価基準に基づく評価と理由（『3・2・1』の3段階評価です。）			
	達成度	3	小型防火貯水槽（５ｔ）の年１基設置をしました。 今後、維持管理・設置位置周知について検討していきます。
	実施の成果	2	区民による消火活動用水利の充足や、消防水利としての消火栓を補う為設置してきました。今年度設置事業をもって、この目的は充足したと考えられます。
	効率性	2	区独自事業としての貯水槽設置により、地域の消火用水利の充実と地域の防災意識の促進を図ることができました。設備の充実とともに地域の防災意識の促進が図れたことは、費用対効果の視点からも効率的であったと考えます。
	行政の関与	3	震災時の地域の水利確保は区の責務ですので、区の関与の必要性があります。
	妥当性	3	地域の防災体制を強化するため、耐火性の低い木造住宅密集地域や、地域の消火用水の不足地域に、新規で防火貯水槽を設置することは手段として妥当であると考えます。
	施策寄与度	2	地域の防火貯水槽は、地域ぐるみの防災体制づくりに寄与していると考えます。

総合評価

１９年度の実績はBと評価します。その理由は、各種水利の確保は順調に進められ、地域の災害時消火用水は充足されたと考えます。新規の防火貯水槽設置は１９年度をもって終了します。
また、過去3年間の実績はBと評価します。その理由は、計画通り各年度小型防火貯水槽1基を消火用水不足地域に設置完了し地域の防災体制に寄与しているからです。

※ B

過年度評価

18年度 B
17年度 B
16年度 A
15年度

改革方針

平成１５年度より消防水利不足地域に小型防火貯水槽（5t）を毎年度１基づつ設置してきましたが、１９年度設置をもって消防水利充足とみなし、本設置計画を終了します。
なお、１９年度調査により貯水槽基数は１１基減となりましたが、木造住宅密集地域など消火用水利必要地域の不足は解消しています。
今後は、経常事業「防火貯水槽の維持管理」事業により既設貯水槽の維持管理に努める一方、地域消防団による貯水槽点検により、地域への設置位置周知に努めていきます。

方向性

※ 6

休廃止

事務事業	93	避難所機能の充実
章	3	安全で快適な、みどりのあるまち
大項目	02	災害に強い安全なまちづくり
施策	02	地域ぐるみの防災体制づくり

事業内容

目的	災害時、地域の救援拠点となる避難所において、被災区民の不安感・不便感を軽減するとともに、平常時においても、区民が安心感を持って住み続けられるよう、機能の充実を図ります。 また、大震災発生時における避難所（学校）や広域避難場所（公園等）でのトイレ対策として、下水道を利用する災害用トイレを設置することで、多数の避難者が繰り返し使用できるよう設備の充実を図ります。
対象・手段	第一次避難所に指定した区立小・中学校、都立高校、私立学校及び第二次避難所に指定したことぶき館・児童館等の福祉施設・区立幼稚園などの施設に、避難所運営管理協議会の設置及び避難所運営管理マニュアルの策定を行い、また、災害用トイレ、受水槽の改良、ろ水機配備、発災時対応食糧、応急資機材、生活必需品の配備を行うことで、施設面からの整備を進めます。

成果（事業が意図する成果）

避難所運営管理協議会の定例開催や、下水道利用型災害用トイレの整備を進めることで、運営、設備の両面で避難所機能が充実し、区民が安心して利用できる避難所環境が整います。

事業成果指標

指標名	定義	目標水準
避難所運営管理協議会の定例開催	定例開催した協議会数/全協議会数	（ 平成19 ）年度に （ 全45か所 ）の水準達成
災害用トイレの設置	下水道利用型災害用トイレの設置箇所の延べ数	（ 平成19 ）年度に （ 50か所 ）の水準達成
		（ ）年度に （ ）の水準達成

成果の達成状況

		単　位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備　　考
事業成果指標	目標値１①	か所	45.00	45.00	45.00	45.00	
	実績１②	か所	19.00	19.00	26.00	35.00	
	③＝②／①	%	42.22	42.22	57.78	77.78	
	目標値２④	か所	50.00	50.00	50.00	50.00	
	実績２⑤	か所	22.00	30.00	39.00	41.00	
	⑥＝⑤／④	%	44.00	60.00	78.00	82.00	
	目標値３⑦		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績３⑧		0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑨＝⑧／⑦	%	0.00	0.00	0.00	0.00	

事業の実施内容

平成18年度	運営面の充実　避難所運営管理協議会の定例開催と運営マニュアルの見直し 設備面の充実　災害用トイレの設置（９か所・合計３９か所）
平成19年度	運営面の充実　避難所運営管理協議会の定例開催と運営マニュアルの見直し 設備面の充実　災害用トイレの設置（２か所・合計４１か所）

部名称	区長室	課名称	危機管理課

		単　位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備　　考
トータルコスト	事業費⑩	千円	15,814	16,631	26,450	6,739	
	人件費⑪	千円	834	0	0	0	
	事務費⑫	千円	0	0	0	0	
	減価償却費等⑬	千円	0	0	0	0	
	総計⑭＝⑩＋⑪＋⑫＋⑬	千円	16,648	16,631	26,450	6,739	
	受益者負担⑮	千円	0	0	0	0	
	純計⑯＝⑭－⑮	千円	16,648	16,631	26,450	6,739	
	受益者負担率⑮／⑭	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
財源内訳	一般財源⑰＝⑯－⑱	千円	16,648	16,631	26,450	6,739	
	特定財源⑱		0	0	0	0	
	一般財源投入率⑰／⑭	%	100.00	100.00	100.00	100.00	
職員	常勤職員	人	0.10	0.00	0.00	0.00	
	非常勤職員		0.00	0.00	0.00	0.00	

事業に関する検討課題

運営面では、避難所運営管理協議会の維持・活性化のため年１回以上会議を開催する協議会が多くなってきましたが、何年も開催していない避難所運営管理協議会も若干あり、避難所の自主運営という観点から検討が必要です。

防災指導員や防災サポーターを通じて避難所運営管理協議会の基礎となる防災区民組織の防災行動力の充実を図っていますが、組織の高齢化等により活性化が困難な組織も見受けられ、事業所などを含めた地域での交流を活性化させることが課題です。

評価基準に基づく評価と理由（『3・2・1』の3段階評価です。）

達成度	2	避難所運営管理協議会の開催の必要性については、各特別出張所とともに地域防災協議会などで説明したことにより、平成19年度の開催協議会は目標の77%に達しました。 災害用トイレは82%で初期の目的を達成しました。
実施の成果	3	平成19年度の避難所運営管理協議会の開催は35協議会となり、目標の77%ですが、平成17年度と比較しても倍近く開催され、順調に増えてたことで、避難所の自主運営も充実してきました。
効率性	3	避難所の運営管理は住民による自主運営を基本とした体制により整備しているため、費用対効果からみて事業は効果的・効率的に行われています。
行政の関与	3	避難所の運営管理は協働の視点から区民との役割分担で行う必要があり、その機能充実は区の責務であるため、区の関与は妥当といえます。
妥当性	3	避難所の運営態勢は区民との協働の視点で充実を図ってきており、目標設定は区民ニーズを踏まえたもので適切です。
施策寄与度	3	行政のみでは災害対応に限界があることは、阪神・淡路大震災の事例からも明らかです。自助・共助・公助を適切に使い分けた手法は、「地域ぐるみの防災体制づくり」に大いに寄与しています。

総合評価

平成19年度の評価をＢとした理由は、避難所運営管理協議会を年1回以上開催した協議会が、平成17年度に比べ大幅に増加したためです。そして、避難所の自主運営という観点からみても、避難所運営管理協議会をベースとした防災訓練が定着してきています

また、過去3年間の実績でもＢと評価します。その内容は、平成17年度以降、予定していた成果をあげたことによります。避難所運営管理の充実は着実に進んでいますが、年1回以上開催していない協議会については、開催しやすい運営方法のあり方などを考えていきます。また、協議会を構成する防災区民組織が高齢化してきており対策が必要です。災害用トイレについては82%となり、初期の目的を達成しました。

※ B

過年度評価

18年度	B
17年度	B
16年度	B
15年度	

改革方針

この事業は災害時の避難所運営を安定したものとするため、避難所運営管理協議会の持続的な活性化を図る必要があり、地域ぐるみで協働できる体制づくりを進めるためにも、経常事業の「地域防災コミュニティの育成」の中で、引き続き取組んでいきます。災害用トイレについては区施設以外の施設について、今後の建て替え時等に設置してもらえるよう働きかけていきます。

また、防災区民組織が高齢化してきたことにより、協議会の定期的な開催が困難になり始めていることについては、組織内の事業所と連携するなどの方法により、地域防災力を高めていきます。

方向性

※ 1

現状のまま継続

事務事業	94	災害情報システムの更新
章	3	安全で快適な、みどりのあるまち
大項目	02	災害に強い安全なまちづくり
施策	02	地域ぐるみの防災体制づくり

事業内容

目的	災害時の情報通信手段として整備している防災無線の現行周波数帯が使用できなくなるため、２６０MHｚのデジタル地域防災無線に更新します。また防災意識の普及啓発を図るため、老朽化している防災センターの普及啓発システムの更新も併せて行います。
対象・手段	本庁舎・防災センター・各特別出張所・一次避難所（区立小中学校等）・各ライフラインにデジタル移動系無線機を配備します。

成果（事業が意図する成果）

現行周波数帯の使用ができなくなるため、地域防災無線網については更新が不可欠です。デジタル化により相互通話が可能となるため操作性の向上が図れます。

事業成果指標

指標名	定義	目標水準
基本計画・導入環境調査・実施設計の策定 防災センタープロジェクターの更新	計画の策定とプロジェクターの更新工事の完成をもって１００％とします。	（ 平成18 ）年度に （ 100% ）の水準達成
無線機の更新 施工管理	工事の完了をもって１００％とします。	（ 平成19 ）年度に （ 100% ）の水準達成
		（ ）年度に （ ）の水準達成

成果の達成状況

		単　位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備　　考
事業成果指標	目標値１①	%	0.00	0.00	100.00	100.00	
	実績１②	%	0.00	0.00	100.00	100.00	
	③＝①／②	%	0.00	0.00	100.00	100.00	
	目標値２④	%	0.00	0.00	0.00	100.00	
	実績２⑤	%	0.00	0.00	0.00	100.00	
	⑥＝⑤／④	%	0.00	0.00	0.00	100.00	
	目標値３⑦		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績３⑧		0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑨＝⑧／⑦	%	0.00	0.00	0.00	0.00	

事業の実施内容

平成18年度	平成１９年度のデジタル化更新工事に備え、工事の基本設計・実施設計を行いました。また老朽化してる防災センターのプロジェクターの更新工事を実施しました。
平成19年度	既存の地域防災無線のデジタル化更新工事を実施しました。計１８６台の無線機の設置工事を行いました。

部名称	区長室	課名称	危機管理課

		単　位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備　　考
トータルコスト	事業費⑩	千円	0	0	10,078	525,132	
	人件費⑪	千円	0	0	2,192	0	
	事務費⑫	千円	0	0	0	0	
	減価償却費等⑬	千円	0	0	0	0	
	総計⑭＝⑩＋⑪＋⑫＋⑬	千円	0	0	12,270	525,132	
	受益者負担⑮	千円	0	0	0	0	
	純計⑯＝⑭－⑮	千円	0	0	12,270	525,132	
	受益者負担率⑮／⑭	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
財源内訳	一般財源⑰＝⑯－⑱	千円	0	0	12,270	525,132	
	特定財源⑱		0	0	0	0	
	一般財源投入率⑰／⑭	%	0.00	0.00	100.00	100.00	
職員	常勤職員	人	0.00	0.00	0.20	0.00	
	非常勤職員		0.00	0.00	0.20	0.00	

事業に関する検討課題

無線機の設置場所について有効的な配備計画を行うとともに、既存の無線機器では操作の利便性が良くなかったため、より操作性の良い無線機器を導入する必要があります。また、導入後の機器の定期的なメンテナンスが不可欠なため、保守性及び耐久性にも優れた機種の導入が望まれます。
また、地震発生時の被害をできるだけ少なくするために、緊急地震速報の導入が必要です。

評価基準に基づく評価と理由（『3・2・1』の3段階評価です。）

達成度	3	配備予定数及び工期、工事予定金額についても計画どおりに工事が完了しました。
実施の成果	3	無線機の操作性が格段に良くなり、緊急時の対応の幅が広がりました。操作が簡易になったことで、災害時、誰でも無線機を使った通信が可能となりました。
効率性	3	無線機を効率的に配備できました。通信環境も計画通りに確保できました。必要最小限の設備投資としたため、費用対効果の面からみても効率的に行われています。
行政の関与	3	災害時の情報伝達手段を整備するのは行政の責務です。
妥当性	3	防災対策を行ううえで、情報機器の整備に重点を置くのは妥当です。円滑な通信環境を確保することが迅速な災害対応につながるため、デジタル移動系防災無線への更新は目的として妥当です。
施策寄与度	3	災害に強いまちづくりのためには、情報伝達手段の強化を図ることは効果的です。災害時に正確な情報を迅速に収集伝達することが減災につながります。デジタル移動系防災無線への移行は地域ぐるみの防災体制づくりに大きく寄与しています

総合評価

デジタル移動系無線更新工事については設計どおりに工事が終了し、効果的な無線設備の配備ができました。今後は無線訓練等を実施し、運用面を強化していきます。
防災無線の整備は、行政が行う防災対策の中でも、特に重要なものです。今後も区の現状を把握し、必要な機器整備をいち早く、効果的に行っていきます。更新予定台数、工期、工事予定金額ともに計画どおりに達成できたため、事業評価をBとします。
また、過去2年間の実績ではBと評価します。その内容は基本計画・実施設計・設置工事とも全て計画とおりに終了したためです。

※ B

過年度評価

18年度 B
17年度
16年度
15年度

改革方針

今回更新を行ったデジタル移動系無線については無線訓練等を実施し、運用面の強化を図っていきます。また同報系防災無線のデジタル化についても第一次実行計画「４７①１３３２１１災害情報システムの整備」として平成２０年度から基本計画の作成に取り組み、災害に強いまちづくりを目指していきます。区内の建物環境の変化によって生じた音声の届かない地域を解消するため、設備機器の更新を行います。なお防災区民組織には防災ラジオに代わる一斉情報配信システム用戸別受信機を配備します。緊急地震速報については導入を推進します。

方向性

※ 4

拡大

事務事業	96	分譲マンションの適切な管理運営の支援
章	3	安全で快適な、みどりのあるまち
大項目	03	快適な生活環境づくり
施策	01	住みよい環境づくり

事業内容

目的	分譲マンションの適切な維持・管理を推進し、将来にわたって良好なストックとして存続させることにより、住環境の保全・向上を図ります。
対象・手段	区内にある分譲マンションの管理組合員・区分所有者を対象にマンション管理に関するセミナーを開催するほか、マンション管理相談、マンション管理組合交流会、マンション管理相談実務研修講座を実施するなどの側面支援を行います。

成果（事業が意図する成果）

分譲マンションの適切な維持管理を促進することにより住環境の向上を図ります。

事業成果指標

指標名	定義	目標水準
マンションセミナー参加者	セミナー参加者数	（ 毎 ）年度に （ 80人 ）の水準達成
マンション管理相談件数	相談件数	（ 毎 ）年度に （ 24件 ）の水準達成
交流会参加者	交流会参加者数	（ ）年度に （ 48人 ）の水準達成

成果の達成状況

		単 位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備 考
事業成果指標	目標値１①	人	80.00	80.00	80.00	80.00	・独立した交流会の実施は17年度から（16年度はマンションセミナーとマンション管理組合交流会を同時開催） ・平成19年度の「目標値１」は、定員50人の会場しか手配できませんでした。
	実績１②	人	74.00	70.00	61.00	47.00	
	③＝②／①	%	92.50	87.50	76.25	58.75	
	目標値２④	件	24.00	24.00	24.00	24.00	
	実績２⑤	件	22.00	28.00	22.00	23.00	
	⑥＝⑤／④	%	91.67	116.67	91.67	95.83	
	目標値３⑦	人	0.00	48.00	48.00	48.00	
	実績３⑧	人	0.00	21.00	38.00	63.00	
	⑨＝⑧／⑦	%	0.00	43.75	79.17	131.25	

事業の実施内容

平成18年度	セミナー　新宿区　６１名　　マンション管理相談実務研修講座　２４名 マンション管理相談　２２件 マンション管理組合交流会　３８名
平成19年度	セミナー　新宿区　４７名　　マンション管理相談実務研修講座　２１名 マンション管理相談　２３件 マンション管理組合交流会　６３名

部名称	都市計画部	課名称	住宅課

		単　位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備　　考
トータルコスト	事業費⑩	千円	376	451	408	413	
	人件費⑪	千円	5,837	5,837	5,796	5,782	
	事務費⑫	千円	16	49	27	0	
	減価償却費等⑬	千円	0	0	0	0	
	総計⑭＝⑩＋⑪＋⑫＋⑬	千円	6,229	6,337	6,231	6,195	
	受益者負担⑮	千円	0	0	0	0	
	純計⑯＝⑭－⑮	千円	6,229	6,337	6,231	6,195	
	受益者負担率⑮／⑭	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
財源内訳	一般財源⑰＝⑯－⑱	千円	6,229	6,337	5,909	6,110	
	特定財源⑱		0	0	322	85	
	一般財源投入率⑰／⑭	%	100.00	100.00	94.83	98.63	
職員	常勤職員	人	0.70	0.70	0.70	0.70	
	非常勤職員		0.00	0.00	0.00	0.00	

事業に関する検討課題

今後、老朽化により建替え等を必要とするマンションが増加するほか、居住者の高齢化により管理組合が十分に機能しなくなっていくことが考えられます。そのため、研修会の開催など、マンション管理相談員の資質向上に向けた事業を実施することにより、区のマンション相談体制を充実させる必要があります。

また、マンション管理セミナーの開催回数を増やすとともに、管理組合交流会については、マンション管理士やマンション関連団体と協力して情報提供を行いながら、管理組合同士の連携を強めていくことが課題です。さらに、老朽化したマンションの建替え等に対する支援の充実が求められます。

評価基準に基づく評価と理由（『3・2・1』の3段階評価です。）

達成度	3	平成19年度は、管理セミナーや実務研修講座、交流会などを計画どおり実施しました。管理組合交流会の参加者数も増加しており、事業が計画どおりに達成しています。
実施の成果	3	平成19年度は「給排水設備の改修」のテーマでセミナーを実施するなど、要望の多かった情報を提供し、マンションの適切な管理運営の推進に大きな成果をもたらしていると判断しています。
効率性	2	関連団体の協力を得ながらマンション管理協働して効率的に実施しています。
行政の関与	3	マンションは、住宅ストックとして都市環境を構成するうえでの主要要素であり、快適な居住空間を確保できるように側面支援することは必要です。区民がマンション管理士などの専門家に気軽に相談できる機会などを、区が設けることは重要です。
妥当性	3	分譲マンションの管理組合員等を対象としたセミナーや管理相談、交流会などの実施は、マンションの適切な管理運営の推進を促しています。
施策寄与度	3	この３年間で概ね計画どおりの実績がありました。管理組合や区分所有者に対する啓発や情報提供、相談体制の整備などにより、総合すると３年間で、快適な住環境の形成に寄与しました。

総合評価

平成１９年度の評価を「B」とした理由は、マンション管理相談をはじめ、事業が計画どおり達成されたことによるマンションの維持管理の向上への寄与は大きいからです。区内のマンションストックが増加している状況においては、今後とも積極的な事業展開を行い、区民のニーズに合った支援体制を整備・強化することが必要です。

また、過去３年間の実績も概ね計画どおりに事業を推進することができたため、３年間の総合評価も「B」とします。

※ **B**

過年度評価

18年度	B
17年度	B
16年度	A
15年度	

改革方針

この事業は、分譲マンションの良好な維持管理や再生への支援を促進するため、「分譲マンションアドバイザー制度利用助成」の創設や、マンション管理相談員の資質向上に向けた事業の実施により支援内容をさらに充実させ、第一次実行計画「４０分譲マンションの適正な維持管理及び再生への支援」と事業名を変更し、継続して取り組みます。

また、「分譲マンション実態調査」を実施し、その結果を踏まえ、今後の分譲マンション関連施策に反映していきます。

方向性

※ 4

拡大

事務事業	97	住宅建設資金融資あっ旋
章	3	安全で快適な、みどりのあるまち
大項目	03	快適な生活環境づくり
施策	01	住みよい環境づくり

事業内容

目的	区民が居住する住宅の居住性の向上及び定住化の促進を図ることを目的とします。
対象・手段	公的融資（旧住宅金融公庫融資）の対象外となる住宅を建設・増改築する世帯に対して、区が金融機関へ融資のあっ旋を行います。また、その住宅ローン利子の１パーセント又は２パーセント相当額を区が負担します。

成果（事業が意図する成果）

区民が自ら住宅を整備することにより、安全・安心で暮らしやすい住環境を形成することができます。

事業成果指標

指標名	定義	目標水準
新規融資決定件数	新たに融資あっ旋と利子補給決定した件数 内訳：建築・購入　２件 増改築　２件 増改築（特別分：バリアフリー、耐震	（ 平成19 ）年度に （ 34件 ）の水準達成
		（ ）年度に （ ）の水準達成
		（ ）年度に （ ）の水準達成

成果の達成状況

		単　位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備　考
事業成果指標	目標値１①	件	9.00	14.00	34.00	34.00	
	実績１②	件	1.00	0.00	0.00	0.00	
	③＝②／①	%	11.11	0.00	0.00	0.00	
	目標値２④		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績２⑤		0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑥＝⑤／④	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
	目標値３⑦		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績３⑧		0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑨＝⑧／⑦	%	0.00	0.00	0.00	0.00	

事業の実施内容

平成18年度	融資あっ旋新規決定実績　０件 利子補給継続分　153,600円(３件) 内訳：建設２件（１１・１２年度決定分）、増改築１件（１６年度決定分） パンフレット作成及び融資取扱金融機関への配布
平成19年度	融資あっ旋新規決定実績　０件 利子補給継続分　94,600円(３件) 内訳：建設２件（１１・１２年度決定分）、増改築１件（１６年度決定分） パンフレット作成及び融資取扱金融機関への配布

部名称	都市計画部	課名称	住宅課

		単　位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備　　考
トータルコスト	事業費⑩	千円	152	154	154	174	
	人件費⑪	千円	4,169	4,169	4,140	4,130	
	事務費⑫	千円	59	17	30	80	
	減価償却費等⑬	千円	0	0	0	0	
	総計⑭＝⑩＋⑪＋⑫＋⑬	千円	4,380	4,340	4,324	4,384	
	受益者負担⑮	千円	0	0	0	0	
	純計⑯＝⑭－⑮	千円	4,380	4,340	4,324	4,384	
	受益者負担率⑮／⑭	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
財源内訳	一般財源⑰＝⑯－⑱	千円	4,380	4,340	4,324	4,384	
	特定財源⑱		0	0	0	0	
	一般財源投入率⑰／⑭	%	100.00	100.00	100.00	100.00	
職員	常勤職員	人	0.50	0.50	0.50	0.50	
	非常勤職員		0.00	0.00	0.00	0.00	

事業に関する検討課題

１９年度は、特に耐震補強工事について制度の周知が図られ、問い合わせ件数自体は増加したものの、融資には結びつかず実績は向上しませんでした。今後は、制度の内容、申請手続き及び融資対象が区民にとって利用しやすいものかを詳細に分析する必要があります。

評価基準に基づく評価と理由（『3・2・1』の3段階評価です。）			
	達成度	1	耐震改修工事をはじめ、制度の周知を図りましたが、１９年度の新規融資決定件数３４件の計画に対して、実績は０件でした。
	実施の成果	1	区の利子補給により、少ない本人負担で住宅整備を行うことができる制度であり、補給を受けている案件については成果が大きいと判断します。 しかし、新規の実績が無かったことから、実施にあたって改善が必要です。
	効率性	2	この事業は、融資に関する事務を取扱金融機関で行っているため、個人所有の住宅整備を誘導するにあたっては、比較的少ない費用で効果をあげる方法であり、有効です。
	行政の関与	2	このサービスは、公的融資対象外の世帯に対し住宅整備ができるよう支援し、居住性の向上及び定住化の促進を図るものであることから、区が関与する妥当性は大きいと判断します。
	妥当性	2	居住性の向上等のため、増改築等に対し、融資あっ旋・利子補給を行うことはほぼ妥当であると判断します。
	施策寄与度	1	この３年間で新規実績が０件であったため、施策目的達成にあまり寄与していないと考えます。

総合評価

平成１９年度の評価を「D」とした理由は、事業の新規利用実績が無かったためです。
居住性の向上及び定住化の促進を図るために、少ない費用で大きな効果が期待できますが、問い合わせ増など周知効果は見られたものの、実績に結びつきませんでした。
また、過去３年間において、融資対象の一部について利子補給利率を引き上げたり、耐震化補強工事を加えるなど、内容の充実に努めてきましたが、３年間を通して新規の実績がありませんでした。そのため、３年間の評価も「D」とします。

※ D

過年度評価

18年度 D
17年度 D
16年度 B
15年度

改革方針

この事業は、経常事業「住宅資金の融資あっ旋利子補給」として実施していきます。
耐震補強工事にかかる融資あっ旋利子補給については、引き続き「建築物等耐震化支援事業」と連携して事業の周知を図っていきます。
また、子どもの出生や成長に伴う持家の増改築工事にかかる、子育て世帯への融資あっ旋・利子補給を行う事業を本事業に移管して実施し、事業の周知を図ります。
さらに、今後は、事業の内容、申請手続き及び融資対象が区民にとって利用しやすいものかを分析していきます。

方向性

※ 2

手段改善

事務事業	98	住み替え居住継続支援
章	3	安全で快適な、みどりのあるまち
大項目	03	快適な生活環境づくり
施策	01	住みよい環境づくり

事業内容

目的	民間賃貸住宅に居住する高齢者等が住宅の取り壊し等により転居を求められた場合、新たな家賃との差額及び移転費用の一部を一時金として助成し、居住の安定を図ります。
対象・手段	高齢者世帯・障害者世帯・ひとり親世帯を対象とし、転居前後の家賃の差額の１／２を、２４か月分一括支給するほか、引越しにかかる費用の一部を助成します。

成果（事業が意図する成果）

民間賃貸住宅に居住する高齢者等が、住宅の取り壊し等により転居を求められた場合、区が一定の経済的な援助を行うことにより、その生活の安定と居住水準の向上が図られ、また福祉の向上に寄与することができます。

事業成果指標

指標名	定義	目標水準
転居に伴う家賃差額助成決定世帯	年度内に新規に助成決定を受けた世帯数 高齢単身世帯８、二人以上世帯５ 障害者単身世帯２、二人以上世帯２ ひとり親世帯２	（　毎　）年度に （　19世帯　）の水準達成
		（　　）年度に （　　）の水準達成
		（　　）年度に （　　）の水準達成

成果の達成状況

		単　位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備　　考
事業成果指標	目標値１①	世帯	0.00	19.00	19.00	19.00	
	実績１②	世帯	0.00	2.00	5.00	13.00	
	③＝②／①	%	0.00	10.53	26.32	68.42	
	目標値２④		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績２⑤		0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑥＝⑤／④	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
	目標値３⑦		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績３⑧		0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑨＝⑧／⑦	%	0.00	0.00	0.00	0.00	

事業の実施内容

平成18年度	・家賃の差額助成 高齢者世帯：５世帯
平成19年度	・家賃の差額助成 高齢者世帯：１１世帯、障害者世帯：　２世帯 ・転居にかかる費用の一部助成（１９年度追加事業） 高齢者世帯：１０世帯、障害者世帯：　１世帯

部名称	都市計画部	課名称	住宅課

		単　位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備　　考
トータルコスト	事業費⑩	千円	0	480	1,356	3,837	
	人件費⑪	千円	0	1,668	1,656	1,652	
	事務費⑫	千円	0	13	14	0	
	減価償却費等⑬	千円	0	0	0	0	
	総計⑭＝⑩＋⑪＋⑫＋⑬	千円	0	2,161	3,026	5,489	
	受益者負担⑮	千円	0	0	0	0	
	純計⑯＝⑭－⑮	千円	0	2,161	3,026	5,489	
	受益者負担率⑮／⑭	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
財源内訳	一般財源⑰＝⑯－⑱	千円	0	1,681	3,026	5,489	
	特定財源⑱		0	480	0	0	
	一般財源投入率⑰／⑭	%	0.00	77.79	100.00	100.00	
職員	常勤職員	人	0.00	0.20	0.20	0.20	
	非常勤職員		0.00	0.00	0.00	0.00	

事業に関する検討課題

今後も、制度周知のため、東京都宅地建物取引業協会新宿区支部との連携を一層強化していく必要があります。

評価基準に基づく評価と理由（『3・2・1』の3段階評価です。）

達成度	2	１９年度より転居にかかる費用の一部を開始したこと、区が実施する住み替え相談から当事業の申請につなげていったことなどにより、目標の６８％を達成しました。
実施の成果	2	助成を実施した１６世帯が区内の民間賃貸住宅に円滑な住み替えを行うことができました。
効率性	2	東京都宅地建物取引業協会新宿区支部と連携し、効率的に実施しています。
行政の関与	3	民間賃貸住宅に住む高齢者など特別な支援を必要とする世帯が、住宅の取り壊しなどにより転居を余儀なくされる際に、経済的負担を軽減し、住み替えが円滑に行えるよう区が関与する妥当性は大きいと判断します。
妥当性	2	転居時の経済的支援が、高齢者等の居住安定のため妥当な手法と判断します。
施策寄与度	2	この３年間で２３件の実績がありました。総合すると３年間で転居を余儀なくされる高齢者等の居住の安定化という点で、一定の寄与をしました。

総合評価

平成１９年度の評価を「B」とした理由は、制度の周知を図った結果などにより、前年度に比べ実績が約３倍に増加し、概ね計画どおり事業を推進することができたからです。
また、過去３年間において、平成１７年度はわずか２件しかなかった実績が年々増加しています。これは、東京都宅地建物取引業協会との連携により、住み替え相談から当事業の申請につなげていったことや制度の周知を図ったことによると判断します。そのため、３年間の総合評価も「B」とします。

※ B

過年度評価
18年度 B
17年度 D
16年度
15年度

改革方針

この事業は、経常事業の「住み替え居住継続支援」において引き続き取り組みます。今後も、区が実施する住み替え相談から当事業の対象となり得る世帯を把握し、当事業の申請につなげていくなど、引き続き事業の利用促進を図っていきます。

方向性
※ 1
現状のまま継続

事務事業	99	子育てファミリー世帯居住支援
章	3	安全で快適な、みどりのあるまち
大項目	03	快適な生活環境づくり
施策	01	住みよい環境づくり

事業内容

目的	子育て世帯の区内転入・転居を促進するとともに、良好な環境で住み続けられるよう居住環境の改善を支援します。
対象・手段	区内の民間賃貸住宅に住む、または住む予定の子育て世帯を対象に、転居一時金や家賃差額を助成します。

成果（事業が意図する成果）

子育て世帯の住み替えに伴う経済的負担を軽減し、定住化及び居住環境の改善を促進することで、子育て世帯の増加を図り、それによって地域コミュニティの活性化の一助とします。

事業成果指標

指標名	定義	目標水準
転入助成決定世帯	年度内に新規に転入助成決定を受けた助成世帯数	（ 毎 ）年度に （ 30世帯 ）の水準達成
転居助成決定世帯	年度内に新規に転居助成決定を受けた助成世帯数	（ 毎 ）年度に （ 20世帯 ）の水準達成
		（ ）年度に （ ）の水準達成

成果の達成状況

		単　位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備　　考
事業成果指標	目標値１①	世帯	0.00	30.00	30.00	30.00	
	実績１②	世帯	0.00	20.00	22.00	27.00	
	③＝②／①	%	0.00	66.67	73.33	90.00	
	目標値２④	世帯	0.00	20.00	20.00	20.00	
	実績２⑤	世帯	0.00	12.00	8.00	19.00	
	⑥＝⑤／④	%	0.00	60.00	40.00	95.00	
	目標値３⑦		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績３⑧		0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑨＝⑧／⑦	%	0.00	0.00	0.00	0.00	

事業の実施内容

平成18年度	転入助成：２２世帯　８，４８８，９００円 転居助成：新規決定８世帯　継続決定１２世帯　４，７６８，０００円
平成19年度	転入助成：２７世帯　９，２０８，１００円 転居助成（新規決定世帯すべてに、家賃差額助成及び１９年度に追加した移転費用助成を決定） ：新規決定１９世帯　４，３３７，３００円 継続決定１５世帯　３，４６４，０００円　計７，８０１，３００円

部名称	都市計画部	課名称	住宅課

		単　位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備　　考
トータルコスト	事業費⑩	千円	0	9,672	13,257	17,009	
	人件費⑪	千円	0	8,338	8,280	8,260	
	事務費⑫	千円	0	13	19	57	
	減価償却費等⑬	千円	0	0	0	0	
	総計⑭＝⑩＋⑪＋⑫＋⑬	千円	0	18,023	21,556	25,326	
	受益者負担⑮	千円	0	0	0	0	
	純計⑯＝⑭－⑮	千円	0	18,023	21,556	25,326	
	受益者負担率⑮／⑭	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
財源内訳	一般財源⑰＝⑯－⑱	千円	0	8,352	21,556	25,326	
	特定財源⑱		0	9,671	0	0	
	一般財源投入率⑰／⑭	%	0.00	46.34	100.00	100.00	
職員	常勤職員	人	0.00	1.00	1.00	1.00	
	非常勤職員		0.00	0.00	0.00	0.00	

事業に関する検討課題

転入、転居助成ともに目標にほぼ届いていますが、予定登録申請後、居住先が見つからなかったことなどにより、予定登録期間内に手続きせず、期限切れとなっているケースが多数見受けられます。予定登録申請者は転居の場合２０世帯まで受け付けていますが、その中で期限切れが出ると、受けられたかもしれない転居者（予定数に達しているため断っている世帯）に助成されない状況です。現在、予定登録の期限が切れた場合、再登録が出来るようになっていますが、今後、受付方法などについて検討が必要です。

評価基準に基づく評価と理由（『3・2・1』の3段階評価です。）

達成度	3	１９年度から転居助成について従来の家賃助成に加え移転費用の助成を開始し、制度内容を充実するなど、利用促進を図ったことなどにより、転入助成について目標の９０%、転居助成については目標の９５%を達成しました。
実施の成果	2	子育て世帯の居住環境の改善に一定の成果があったと判断します。
効率性	2	作業の投入量に対して、ほぼ効率的に事業が実施されていると判断します。
行政の関与	3	少子高齢化が進む今日、子育て世帯の居住環境を改善し、区内居住継続や地域コミュニティの活性化のため、行政が支援する必要性は高いと判断します。
妥当性	2	子育て世帯を対象とし、居住環境改善・居住継続という目的で支援することは、ほぼ妥当であると判断します。
施策寄与度	2	この３年間で転入６９件、転居３９件の実績がありました。総合すると３年間で子育て世帯の定住促進、居住環境の改善及びコミュニティの活性化の施策に寄与しました。

総合評価

１９年度の評価を「B」とした理由は、案内及び申請書をホームページからダウンロードを可能にしたほか、転居助成について、従来の家賃差額に加え移転費用の助成により、概ね計画どおりに事業を推進し、成果をあげることができたからです。
過去３年間の実績をみても制度が周知されてきており、助成世帯数も増加していることから、３年間の総合評価も「B」とします。

※ B

過年度評価
18年度 B
17年度 B
16年度
15年度

改革方針

転入・転居の予定登録申請数が助成予定数に達した段階で新たな申請を断っており、予定登録申請者が予定登録期間内に転入・転居をしなかったことにより、目標水準に達しないこともあることから、今後、受付方法などの見直しを検討していきます。
この事業は、経常事業の「子育てファミリー世帯居住支援」において引き続き取り組んでいきます。

方向性
※ 1
現状のまま継続

事務事業	100	都心共同住宅供給事業等の推進
章	3	安全で快適な、みどりのあるまち
大項目	03	快適な生活環境づくり
施策	01	住みよい環境づくり

事業内容

目的	居住機能の低下している都心域における良質な住宅供給を推進する制度です。共同建替え後も、都心共同住宅供給事業としての認定を受けた住宅や、建替えにより創出された歩道状空地などオープンスペースを適正に管理していくことにより、住環境の改善や防災性の向上を図ることができます。
対象・手段	対象：東京都総合計画「東京構想２０００」において定めるセンター・コア・エリア内又は住生活基本法に基づき都が指定した特定促進地区において行われる、複数権利者による共同建替え（「共同化タイプ」）を補助対象事業とします。 手段：都知事の事業認定を受けた共同建替え事業のうち、区の補助対象となる共同化タイプの事業計画を募集し、採択のうえ事業助成を行います。

成果（事業が意図する成果）

敷地を共同化して中高層建築物を建設することにより、次のような成果を得ることができます。
①密集住宅市街地の解消及び不燃化による防災性の向上が図られます。
②良質な都市型住宅の供給が図られます。
③住居費負担の軽減により都心居住の促進が図られます。
④一定の空地要件や壁面後退により、広場や歩道状空地などオープンスペースの確保が図られます。
⑤道路に接していない敷地も接している敷地と一体化することにより宅地として有効に活用できます。

事業成果指標

指標名	定義	目標水準
住宅供給戸数（事業累計）	都心共同住宅供給事業による補助対象事業における住宅供給戸数	（ 平成20 ）年度に （ 328戸 ）の水準達成
事業実施地区数（事業累計）	都心共同住宅供給事業による補助対象事業の認定地区数	（ 平成19 ）年度に （ 6地区 ）の水準達成
公募による新規事業採択地区数	第四次実施計画期間において公募によって新規事業採択された地区数	（ ）年度に （ 2地区 ）の水準達成

成果の達成状況

		単　位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備　　考
事業成果指標	目標値１①	戸	188.00	328.00	328.00	328.00	
	実績１②	戸	188.00	188.00	188.00	188.00	
	③＝②／①	%	100.00	57.32	57.32	57.32	
	目標値２④	地区	4.00	6.00	6.00	6.00	
	実績２⑤	地区	4.00	4.00	4.00	4.00	
	⑥＝⑤／④	%	100.00	66.67	66.67	66.67	
	目標値３⑦	地区	0.00	2.00	2.00	2.00	
	実績３⑧	地区	0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑨＝⑧／⑦	%	0.00	0.00	0.00	0.00	

事業の実施内容

平成18年度	都心共同住宅供給事業に該当する建築計画の公募（応募期限あり）
平成19年度	都心共同住宅供給事業に該当する建築計画の通年募集（応募期限撤廃）、制度案内チラシの作成

部名称	都市計画部	課名称	地域整備課

		単　位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備　　考
トータルコスト	事業費⑩	千円	50,908	0	0	0	
	人件費⑪	千円	5,837	4,169	4,140	4,130	
	事務費⑫	千円	148	11	49	122	
	減価償却費等⑬	千円	0	0	0	0	
	総計⑭＝⑩＋⑪＋⑫＋⑬	千円	56,893	4,180	4,189	4,252	
	受益者負担⑮	千円	0	0	0	0	
	純計⑯＝⑭－⑮	千円	56,893	4,180	4,189	4,252	
	受益者負担率⑮／⑭	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
財源内訳	一般財源⑰＝⑯－⑱	千円	18,712	4,180	4,189	4,252	
	特定財源⑱		38,181	0	0	0	
	一般財源投入率⑰／⑭	%	32.89	100.00	100.00	100.00	
職員	常勤職員	人	0.70	0.50	0.50	0.50	
	非常勤職員		0.00	0.00	0.00	0.00	

事業に関する検討課題

新宿区内では、都心回帰の傾向や、バブル経済崩壊後の地価沈静化を追い風として、民間事業者によるマンション供給をはじめ住宅供給が活発でした。しかし、最近の地価上昇傾向や建築コストの上昇など、住宅供給の点では再びマイナスとなる要因も見られるようになってきています。

この事業は、補助対象となる事業計画の応募による制度であるため、計画的な事業として行うことは困難ですが、区としては、引続き地価の動向や住宅供給の傾向を見極めながら、より区のまちづくり施策に資する共同建替え事業を誘導していく必要があります。

評価基準に基づく評価と理由（『3・2・1』の3段階評価です。）

達成度	1	第四次実施計画期間においては、この事業による住宅供給戸数目標は達成できませんでしたので、計画通りには進みませんでした。
実施の成果	2	土地区画整理事業や市街地再開発事業などと比較すると、防災性向上の効果は限られますが、事業化された区域で着実なまちづくり効果を上げることができ、修復型のまちづくり手法として事業による成果は高いです。
効率性	2	関係権利者全員同意を前提とした任意事業ですので、事業調整に時間を要する場合がありますが、事業化されれば効率的に都心居住のための良質な住宅供給を行うことができます。
行政の関与	2	この事業は、東京都知事の事業認定を得た良質な共同建替え事業に対し、区の事業採択により国、都及び区が助成する仕組みですので、区の関与は必要です。
妥当性	2	東京都知事の認定基準を満たした住宅は、良質なものとなります。この事業で供給される住宅は、入居者の選定が公募など公平であり、家賃等も同種の相場以下となりますので、区民ニーズにあった住宅供給を実現することができ、妥当性が高い事業です。
施策寄与度	2	事業が行われれば、良質な住宅供給の拡大だけでなく、木造住宅密集地域など防災上問題のある地域における住環境の改善及び防災性の向上にも大きく寄与します。

総合評価

１９年度の評価をＤとした理由は、新規事業計画の採択がなかったからです。また、１７年度から１９年度までの実績においてもＤと評価します。これは、新たな共同建替え事業計画を誘導することができませんでしたので、この実施計画期間における目標水準を達成することができなかったからです。

しかし、最近の区内での地価上昇や建築コストの高騰により、今後共同建替え事業に対する助成制度への期待が再び高まることも考えられます。従って、今後もこの事業を継続し、区のまちづくり施策に資する事業計画の応募があれば、補助採択を行い支援を行うことは、区のまちづくりにとって有効であると評価します。

※ D

過年度評価

18年度 D
17年度 D
16年度 A
15年度

改革方針

この事業は、今後も、災害に強い、逃げないですむ安全なまちづくりに向け、新しい総合計画の基本目標「安全で安心な、質の高いくらしを実感できるまち」を実現するための事業として継続するとともに、制度の周知にも努めていきます。

一方この事業は、東京都知事の事業計画の認可を受けた共同建替え事業について、区の補助物件として採択し助成していく受動的な仕組みであるため、実行計画事業として計画的な目標設定を行い事業を実施していくことは困難です。このため、平成20年度からは、経常事業「都心共同住宅供給事業」として、従前どおり補助対象となる事業計画の募集を継続します。区のまちづくり施策に資する共同建替事業の応募があれば、安全で安心なまちづくりの一環として、事業助成により今後も支援していきます。

方向性

※ 1

現状のまま継続

事務事業	101	子育て支援マンションの整備誘導
章	3	安全で快適な、みどりのあるまち
大項目	03	快適な生活環境づくり
施策	01	住みよい環境づくり

事業内容

目的	子育てに配慮した民間のマンションを区が認定・支援することにより、子育てしやすい居住環境の整備を図ります。
対象・手段	乳幼児の安全に配慮した施設・整備仕様や子育て中の親子が使える共用スペース（キッズルーム、プレイロット等）を備えた集合住宅について、区が認定し、子育てしやすい民間住宅を誘導していきます。

成果（事業が意図する成果）

民間活力を活かし、子育てに配慮したマンションの整備・供給を促進し、子育て世帯の定住化と地域のコミュニティの活性化を図ることができます。

事業成果指標

指標名	定義	目標水準
子育て支援マンションの認定	区が基準を定める子育てに適したマンション数の延べ数	（ 平成19 ）年度に （ 20件 ）の水準達成
		（ ）年度に （ ）の水準達成
		（ ）年度に （ ）の水準達成

成果の達成状況

		単 位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備 考
事業成果指標	目標値１①	件	0.00	4.00	10.00	20.00	17年度目標：4件 18年度目標：10件 19年度目標：20件
	実績１②	件	0.00	0.00	0.00	0.00	
	③＝②／①	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
	目標値２④		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績２⑤		0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑥＝⑤／④	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
	目標値３⑦		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績３⑧		0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑨＝⑧／⑦	%	0.00	0.00	0.00	0.00	

事業の実施内容

平成18年度	子育て支援マンションの認定　実績０件
平成19年度	子育て支援マンションの認定　実績０件

部名称	都市計画部	課名称	住宅課

		単　位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備　　考
トータルコスト	事業費⑩	千円	0	0	0	0	
	人件費⑪	千円	0	1,668	1,656	1,652	
	事務費⑫	千円	0	2	2	0	
	減価償却費等⑬	千円	0	0	0	0	
	総計⑭＝⑩＋⑪＋⑫＋⑬	千円	0	1,670	1,658	1,652	
	受益者負担⑮	千円	0	0	0	0	
	純計⑯＝⑭－⑮	千円	0	1,670	1,658	1,652	
	受益者負担率⑮／⑭	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
財源内訳	一般財源⑰＝⑯－⑱	千円	0	1,670	1,658	1,652	
	特定財源⑱		0	0	0	0	
	一般財源投入率⑰／⑭	%	0.00	100.00	100.00	100.00	
職員	常勤職員	人	0.00	0.20	0.20	0.20	
	非常勤職員		0.00	0.00	0.00	0.00	

事業に関する検討課題

ホームページなどにより事業の周知を図ったり、事業者からの相談・問い合わせに対して認定にかかるメリットのＰＲに努めたりしましたが、結果的に認定申請に結びつきませんでした。今後は、本事業を廃止するとともに、子育て世帯にとって住みやすい居住環境の整備に結びつく新たな事業の実施等を検討していく必要があります。

評価基準に基づく評価と理由（『3・2・1』の3段階評価です。）			
	達成度	1	目標水準２０件に対して実績が０件で、計画通りに進んでいません。
	実施の成果	1	事業に対する相談がなく、申請にも至らなかったことから、事業そのものの見直しが必要です。
	効率性	1	実績は０件に対し、コストが発生していることから、改善が必要です。
	行政の関与	2	子育てに配慮したマンションの整備を区が誘導することは、子育て世帯にとって住みやすい居住環境を整備していく上で妥当であると考えます。
	妥当性	1	子育てしやすい居住環境の整備という目的のために実施している事業ですが、３年間で実績が０件であることから、事業そのものの見直しが必要です。
	施策寄与度	1	この３年間における認定申請の実績は０件であることから、施策に寄与していません。

総合評価

平成１９年度の評価を「D」とした理由は、実績がなかったからです。
事業者にとって、子育て支援マンションの認定を受けることのメリットがあまりないこと、子どもの成長とともに、マンションの共用部分を子育てのための施設として継続して利用されなくなってくるなど、運営面での問題点が生じることなどが考えられます。
過去３年間においても実績がなく、「D」とします。また、事業そのものの見直しを図る必要があります。

※
D

過年度評価
18年度 D
17年度 D
16年度
15年度

改革方針

この事業は、子育てしやすい居住環境の整備を図るという目的に対し、その実効性が認められなかったため、事業を廃止します。なお、子育てしやすい居住環境の整備は引き続き必要であることから、再開発事業などのまちづくり手法の活用や、ワンルームマンション条例の見直しにより、子育てしやすい居住環境の整備を誘導していきます。

方向性
※
6
休廃止

事務事業	102	主要な生活道路の整備推進
章	3	安全で快適な、みどりのあるまち
大項目	03	快適な生活環境づくり
施策	02	人にやさしい道路、交通施設の整備

事業内容

目的	主要な生活道路を、歩行者が中心の安全で快適な道路とするとともに、消防活動困難区域解消のために道路の幅員等、防災機能の向上を図るために整備します。
対象・手段	対象：主要な生活道路（地区内主要道路、主要区画道路）７７路線 手段：地区計画等まちづくり施策と連携して整備を進めます。

成果（事業が意図する成果）

主要な生活道路を整備し道路幅員を広げることにより、歩行者の安全が確保され、快適な道路となります。また、主要区画道路の整備により消防活動困難区域が解消され、防災機能が向上します。

事業成果指標

指標名	定義	目標水準
主要な生活道路の整備	目標幅員を確保し、整備した路線	（　　）年度に （　77路線　）の水準達成
		（　　）年度に （　　）の水準達成
		（　　）年度に （　　）の水準達成

成果の達成状況

		単　位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備　　考
事業成果指標	目標値１①	路線	77.00	77.00	77.00	77.00	道路の拡幅は、時間がかかるため目標年次の設定はできません。 平成１９年度に完成した市谷本村町と市谷砂土原町は道路の一部であるため、実績（本表「実績１」欄）には反映されていません。
	実績１②	路線	24.00	24.00	24.00	24.00	
	③＝②／①	%	31.17	31.17	31.17	31.17	
	目標値２④		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績２⑤		0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑥＝⑤／④	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
	目標値３⑦		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績３⑧		0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑨＝⑧／⑦	%	0.00	0.00	0.00	0.00	

事業の実施内容

平成18年度	整備方針案の検討 開発等による整備（施工中　北新宿（再開発）、市谷砂土原町（自費）等）
平成19年度	整備方針案の検討 開発等による整備　施工中　北新宿（再開発） 完　成　市谷本村町（開発行為） 市谷砂土原町（自費）

部名称	都市計画部	課名称	都市計画課

		単　位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備　　考
トータルコスト	事業費⑩	千円	0	0	0	0	
	人件費⑪	千円	6,670	6,670	6,624	6,608	
	事務費⑫	千円	71	53	68	32	
	減価償却費等⑬	千円	0	0	0	0	
	総計⑭＝⑩＋⑪＋⑫＋⑬	千円	6,741	6,723	6,692	6,640	
	受益者負担⑮	千円	0	0	0	0	
	純計⑯＝⑭－⑮	千円	6,741	6,723	6,692	6,640	
	受益者負担率⑮／⑭	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
財源内訳	一般財源⑰＝⑯－⑱	千円	6,741	6,723	6,692	6,640	
	特定財源⑱		0	0	0	0	
	一般財源投入率⑰／⑭	%	100.00	100.00	100.00	100.00	
職員	常勤職員	人	0.80	0.80	0.80	0.80	
	非常勤職員		0.00	0.00	0.00	0.00	

事業に関する検討課題

区が道路用地を買収して拡幅整備することは難しい状況ですが、歩行者の安全確保や、消防活動困難区域解消のためにも早期整備が求められており、まちづくり施策と一体となって整備手法を検討していく必要があります。そのためには、区民や事業者に整備の必要性や重要性を理解してもらうよう周知、啓発を行うとともに、住宅の建築やまちづくりの時期を的確に捉え、整備に向けて協議、調整を進めていく必要があります。

評価基準に基づく評価と理由（『3・2・1』の3段階評価です。）			
	達成度	2	再開発等の中で整備されつつある路線がありますが、道路のみでなく、まちづくり全体の整備の中で事業を進めるため、目標達成には時間を要します。現在、北新宿の再開発が事業中であるほか、市谷本村町、市谷砂土原町で行われていた事業が完了しまし
	実施の成果	2	まちづくり等の機会を捉え、必要となる道路整備を誘導していくことで、安全で安心な都市基盤を整備することができます。
	効率性	2	再開発等のまちづくり事業の中で道路を整備していくため、区財政を投入せず費用対効果の面で効率的ですが、事業が具体化するまで時間を要します。
	行政の関与	3	道路の拡幅整備のためには、まちづくり等の中で区が関与して誘導していく必要があります。
	妥当性	2	歩行者の安全確保、消防活動困難区域解消のため、まちづくりの中で道路を拡幅していくことは必要です。
	施策寄与度	3	早期に道路を拡幅していくことは、歩行者の安全確保や消防活動困難区域を解消し、人にやさしい道路整備に寄与するものです。

総合評価

平成19年度の評価をBとした理由は、開発等で進められていた道路整備が、計画どおり完成したからです。その内容は、市谷本村町の開発行為と市谷砂土原町の自費工事です。また、過去3年間の実績ではBと評価します。その内容は、まちづくりの中で着実に生活道路の整備が進められたからです。

※ B

過年度評価

18年度 B
17年度 B
16年度 B
15年度

改革方針

生活道路の整備にあたっては、用地買収による整備では区の財政負担が大きいため、民間の大規模開発やまちづくり等の面的整備と連携して整備を図っていくこととし、経常事業の「主要な生活道路の整備推進」に引継いで取り組みます。

方向性

※ 1

現状のまま継続

事務事業	103	細街路の拡幅整備
章	3	安全で快適な、みどりのあるまち
大項目	03	快適な生活環境づくり
施策	02	人にやさしい道路、交通施設の整備

事業内容

目的	幅員４m未満の細街路を４mに拡幅整備して、快適な居住環境の確保及び災害時の安全性の向上を推進するとともに、地域特性やコミュニティにも配慮した適切な道路機能の形成と確保を図ります。
対象・手段	対象：幅員４m未満の細街路（建築基準法42条２項道路）で区道（99ｋm）又は私道（125ｋm） 手段：新宿区細街路拡幅整備条例により、道路後退部分を区道の場合は、沿道敷地所有者の寄附・無償使用　承諾により拡幅整備し、区道化を推進します。私道（一部、区道を含む）の場合は、自主整備を基本と　しますが、一定の条件に適合する場合、建築主等の依頼により、区が拡幅整備を行います。

成果（事業が意図する成果）

生活道路の４m未満の細街路が、４mに拡幅され、防災性の向上・居住環境の向上など、まちづくりの基礎を住民と区の協働で整備することができます。

事業成果指標

指標名	定義	目標水準
道路整備率（区道＋私道）	整備累積延長（区道＋私道）／細街路延長（区道＋私道）	（　平成19　）年度に （　8%　）の水準達成
道路整備率（区道）	整備累積延長（区道）／細街路延長（区道）	（　平成19　）年度に （　12.6%　）の水準達成
		（　32　）年度に （　　）の水準達成

成果の達成状況

		単　位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備　　考
事業成果指標	目標値１①	%	8.40	8.40	8.40	8.40	
	実績１②	%	3.30	4.60	5.84	7.13	
	③＝②／①	%	39.29	54.76	69.52	84.88	
	目標値２④	%	12.60	12.60	12.60	12.60	
	実績２⑤	%	4.80	6.55	8.12	9.73	
	⑥＝⑤／④	%	38.10	51.98	64.44	77.22	
	目標値３⑦		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績３⑧		0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑨＝⑧／⑦	%	0.00	0.00	0.00	0.00	

事業の実施内容

平成18年度	細街路拡幅整備協議件数　４３４件　５０８　箇所 整備延長　５，４５１m　整備面積　２，７２４㎡
平成19年度	細街路拡幅整備協議件数　４６０件　５６１　箇所 整備延長　５，７９７m　整備面積　３，１３６㎡

部名称	都市計画部	課名称	建築調整課

		単　位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備　　考
トータルコスト	事業費⑩	千円	79,495	107,641	112,205	98,127	
	人件費⑪	千円	85,759	94,097	85,480	85,261	
	事務費⑫	千円	3,921	4,165	4,310	4,041	
	減価償却費等⑬	千円	0	0	0	0	
	総計⑭＝⑩＋⑪＋⑫＋⑬	千円	169,175	205,903	201,995	187,429	
	受益者負担⑮	千円	0	0	0	0	
	純計⑯＝⑭－⑮	千円	169,175	205,903	201,995	187,429	
	受益者負担率⑮／⑭	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
財源内訳	一般財源⑰＝⑯－⑱	千円	168,925	205,803	201,595	187,379	
	特定財源⑱		250	100	400	50	
	一般財源投入率⑰／⑭	%	99.85	99.95	99.80	99.97	
職員	常勤職員	人	10.00	11.00	10.00	10.00	
	非常勤職員		1.00	1.00	1.00	1.00	

事業に関する検討課題

細街路の拡幅整備は、建築動向にあわせて進めていますが、災害危険度の高い地域では、より一層効果的に整備を進めることが必要です。

評価基準に基づく評価と理由（『3・2・1』の3段階評価です。）			
	達成度	2	経済好調を反映し、建築着工件数の増加で細街路拡幅整備件数も増加しています。 17年度から私道の拡幅整備を区施工で行なう制度改正を行い、工事実績を上げています。
	実施の成果	3	細街路拡幅整備条例に基づき拡幅整備方法が確立し、着実に細街路が拡幅整備されています。事業の進展で区民、事業者の協力が得やすい環境が整ってきています。
	効率性	3	建築確認申請の提出前に事前協議を行うことにより、建替えに合わせた道路後退が容易となっています。また、区道沿道の拡幅の場合、区が用地買収を行わず、寄附や無償使用により道路拡幅が可能となるため、効率的です。
	行政の関与	3	生活環境整備・防災対策として細街路の整備は、行政の役割として重要です。行政が関与することで細街路の拡幅整備が確実なものとなっています。
	妥当性	3	細街路拡幅整備事業は、生活道路の整備として有効な手法です。区民、事業者と区が役割分担し、細街路の拡幅整備を行うことは適切です。
	施策寄与度	3	細街路拡幅整備事業は、防災まちづくりや人にやさしいまちづくりを区民、事業者と協働で作り上げる具体的な事業として重要です。

総合評価

平成19年度の評価は「B」であり、道路拡幅整備が概ね計画どおりに進展しています。ただ、当事業は、区民、事業者、区が役割分担して整備する手法なので整備実績は、建築動向に左右されることがあります。
また、過去３年間も概ね計画どおりの実績であり、「B」とします。

※ B

過年度評価
18年度 B
17年度 B
16年度 A
15年度

改革方針

この事業は、建築動向にあわせて着実に進展していく必要性から第一次実行計画においても「70①細街路の拡幅整備」として引き続き取り組んでいきます。
なお、災害危険度の高い地域では、より一層整備が進むように啓発活動を充実させていきます。

方向性
※ 1
現状のまま継続

事務事業	104	人とくらしの道づくり
章	3	安全で快適な、みどりのあるまち
大項目	03	快適な生活環境づくり
施策	02	人にやさしい道路、交通施設の整備

事業内容

目的	「ひと」の通行が優先されるべき幹線道路に囲まれた住宅街や学校周辺などの地域において、「まち」を通行する車を抑制することにより、住環境の改善を図り、歩行者が安心して歩ける生活空間を整備します。
対象・手段	住居系、商業系地区において交通規制等のソフト対策と併せたハード整備（車両走行に物理的な負荷を与えるハンプ、狭さくなど）を行い、地区内の通過車両を減少させ、走行速度を抑制し、「ひと」中心のコミュニティ・ゾーンを整備します。整備にあたっては、地元区民と懇談会やワークショップを実施し、住民を中心に総合的・面的なまちづくりを行います。

成果（事業が意図する成果）

地区単位での歩行者の安全確保と住環境の改善が可能となります。また、ワークショップなどの手法により、計画にあたっては住民意見が反映されることとなります。

事業成果指標

指標名	定義	目標水準
新宿一・二丁目地区のコミュニティゾーン整備	新宿一・二丁目整備計画策定地区（5路線）に対する整備完了路線数/計画路線数	（ 平成19 ）年度に （ 5路線整備完了 ）の水準達成
		（ ）年度に （ ）の水準達成
		（ ）年度に （ ）の水準達成

成果の達成状況

		単　位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備　　考
事業成果指標	目標値１①	路線	0.00	5.00	5.00	5.00	
	実績１②	路線	0.00	2.00	4.00	5.00	
	③＝②／①	%	0.00	40.00	80.00	100.00	
	目標値２④		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績２⑤		0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑥＝⑤／④	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
	目標値３⑦		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績３⑧		0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑨＝⑧／⑦	%	0.00	0.00	0.00	0.00	

事業の実施内容

平成18年度	整備工事の実施（新宿一・二丁目地区　第２期）
平成19年度	整備工事の実施（新宿一・二丁目地区　第３期） 対象地区の整備完了

部名称	みどり土木部	課名称	道路課

		単　位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備　　考
トータルコスト	事業費⑩	千円	1,995	38,443	60,996	31,983	事業費については、発生主義の考え方を取り入れています。 ＜減価償却費の算定＞ 工事費（通常舗装との差額分）×90%（残存価値10%）÷耐用年数 耐用年数：各舗装材の現時点での施工実績（歩道ﾌﾞﾛｯｸ舗装10年、車道ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装5年）〔17年度〕1,392千円〔18年度〕2,609千円
	人件費⑪	千円	0	0	0	0	
	事務費⑫	千円	68	52	107	85	
	減価償却費等⑬	千円	0	1,392	4,001	4,001	
	総計⑭＝⑩＋⑪＋⑫＋⑬	千円	2,063	39,887	65,104	36,069	
	受益者負担⑮	千円	0	0	0	0	
	純計⑯＝⑭－⑮	千円	2,063	39,887	65,104	36,069	
	受益者負担率⑮／⑭	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
財源内訳	一般財源⑰＝⑯－⑱	千円	2,063	23,387	39,254	20,669	
	特定財源⑱		0	16,500	25,850	15,400	
	一般財源投入率⑰／⑭	%	100.00	58.63	60.29	57.30	
職員	常勤職員	人	0.00	0.00	0.00	0.00	
	非常勤職員		0.00	0.00	0.00	0.00	

事業に関する検討課題

新宿一・二丁目地区は完了しました。今後、この地区の検証を行いながら、次期整備地区及び整備内容の検討が必要です。

評価基準に基づく評価と理由『3・2・1』の3段階評価です。			
	達成度	3	地元とのワークショップに基づいた３ヵ年計画が予定どおり完了しました。
	実施の成果	3	対象地区内で予定していた、全５路線の整備が終了し、車の速度抑制等、歩行者の安全性が高まりました。
	効率性	3	国庫補助金の対象事業により、区単独の負担を少なくし、効率的に事業を進めることが出来ました。
	行政の関与	3	区民の意見を取り入れながら、安全な道路整備を図ることは、区の責務です。
	妥当性	3	ワークショップ形式で、住民のニーズを反映したため妥当です。
	施策寄与度	3	本事業による道路が整備されたことによって、住環境の改善を図り、歩行者が安心して歩ける生活空間が、構築されました。

総合評価

平成１９年度に、花園通りを予定通り終了したことにより、評価はＢとします。
また、過去３年間については、新宿一・二丁目地区で予定していた５路線すべてが完了し、車の速度抑制等、歩行者の通行の安全性が高まったことにより評価はＢとしています。

※ B

過年度評価
18年度 B
17年度 B
16年度 B
15年度

改革方針

新宿一・二丁目地区の完了に伴う効果を検証しながら、平成20年度以降、第一次実行計画「69②人とくらしの道づくり」事業に引き継いで、次期整備地区の選定や整備内容の検討を、区民等関係者と協働で進めていきます。

方向性
※ 1
現状のまま継続

事務事業	105	道路の改良
章	3	安全で快適な、みどりのあるまち
大項目	03	快適な生活環境づくり
施策	02	人にやさしい道路、交通施設の整備

事業内容

目的	道路の舗装構造のレベルアップや副員構成を変更することによって、安全かつ快適な道路空間を形成し、併せて景観の向上を図ります。
対象・手段	対象：区道　面積：1.742.933.25㎡、延長：290,790.52m〔平成１８年度４月１日現在〕 手段：道路構造及び舗装構造の改良、舗装のカラー化、歩道の拡幅

成果（事業が意図する成果）

道路の改良は、道路の機能保全はもとより、機能の向上のための改良を進めて、さらに沿道にとっての良好な道路空間を提供します。具体的には、歩道の拡幅やカラー舗装などを行い、安全で快適な歩行空間を創出します。また、排水性（低騒音）や透水機能を持った舗装によって、環境負荷の軽減が図られます。

事業成果指標

指標名	定義	目標水準
平成１４年度から平成１９年度までの目標達成状況	平成１４年度から１９年度までの計画路線数	（　平成19　）年度に （ 28路線実施 ）の水準達成
		（　　）年度に （　　）の水準達成
		（　　）年度に （　　）の水準達成

成果の達成状況

		単　位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備　　考
事業成果指標	目標値１①	路線	28.00	28.00	28.00	28.00	
	実績１②	路線	19.00	24.00	26.00	28.00	
	③＝②／①	%	67.86	85.71	92.86	100.00	
	目標値２④		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績２⑤		0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑥＝⑤／④	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
	目標値３⑦		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績３⑧		0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑨＝⑧／⑦	%	0.00	0.00	0.00	0.00	

事業の実施内容

平成18年度	舗装改良工事　２路線
平成19年度	舗装改良工事　２路線　（中井通りⅠ期） （新宿中央公園公園小橋通り２期）

部名称	みどり土木部	課名称	道路課

		単　位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備　　考
トータルコスト	事業費⑩	千円	178,263	221,220	67,607	51,501	
	人件費⑪	千円	50,028	50,028	49,680	49,560	
	事務費⑫	千円	437	476	524	0	
	減価償却費等⑬	千円	0	0	0	0	
	総計⑭＝⑩＋⑪＋⑫＋⑬	千円	228,728	271,724	117,811	101,061	
	受益者負担⑮	千円	0	0	0	0	
	純計⑯＝⑭－⑮	千円	228,728	271,724	117,811	101,061	
	受益者負担率⑮／⑭	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
財源内訳	一般財源⑰＝⑯－⑱	千円	228,728	271,724	117,811	101,061	
	特定財源⑱		0	0	0	0	
	一般財源投入率⑰／⑭	%	100.00	100.00	100.00	100.00	
職員	常勤職員	人	6.00	6.00	6.00	6.00	
	非常勤職員		0.00	0.00	0.00	0.00	

事業に関する検討課題

歩行者の安全確保や安心して歩ける歩行空間を確保するためには、本事業による舗装や道路施設の老朽化による更新だけではなく、電柱の地中化をはじめ、荷捌駐車帯の設置等、歩道の有効幅員の確保、街路樹のあり方などを、沿道をはじめ関係機関との協議や合意のもと進めていく必要があります。

評価基準に基づく評価と理由『3・2・1』の3段階評価です。			
	達成度	3	計画通り２路線を実施し、中井通りについては、排水性(低騒音)舗装を実施しました。
	実施の成果	3	舗装構造のレベルアップは、良好な道路空間を生み出しました。さらに、排水性舗装の実施は通過車両の騒音の低下に加え、排水効果により水跳ねを押さえ、ドライバーの視認性を高めるという効果もあります。
	効率性	3	老朽化による舗装の全面打ち換え時期に合わせて、低騒音効果のある排水性舗装を実施しました。
	行政の関与	3	道路管理者の責務として、舗装の打ち換えを自ら実施するのは妥当です。
	妥当性	3	舗装構造をレベルアップし良好な道路空間を形成することは、安全で快適な道路を整備することにつながります。また、年々改良工事を実施して改良路線を増やしていくことは、目標達成のための方策として妥当です。
	施策寄与度	3	舗装のレベルアップを実施したことで、安全かつ快適な道路空間が形成され、人にやさしい道路・交通施設の整備推進に寄与しました。

総合評価

平成１９年度には、中井通りの第１期改良工事を計画通りに実施したことから、評価をＢとしました。
また過去３年間の実績では、Ｂ評価としています。環境に配慮した排水性舗装の整備は、老朽化による全面的な舗装の打ち換えと併せて効果があったと評価できます。さらに、津の守坂通りでは同時に歩道を拡幅し、歩行者の歩きやすさの向上とバリアフリー化にも寄与しました。

※ B

過年度評価

18年度	B
17年度	B
16年度	B
15年度	

改革方針

この事業は第一次実行計画「６９③道路の改良」で引き続き取り組んでいきます。
道路改良は、地球環境、景観、バリアフリーなどの観点を念頭に置きながら進めていくために、道路の利用状況、社会情勢、沿道住民の要望等、広い視野に立って進めていく必要があります。また、舗装のレベルアップだけでなく、歩道の拡幅など安心して歩ける歩行空間を確保できるよう、関係機関も含めた検討協議を進めます。さらに、新たな材料の施工後について検証を行い、効果の把握に努めます。

方向性

※ 1

現状のまま継続

事務事業	106	やすらぎの散歩道整備
章	3	安全で快適な、みどりのあるまち
大項目	03	快適な生活環境づくり
施策	02	人にやさしい道路、交通施設の整備

事業内容

目的	神田川の桜並木の復活をはじめとした道路の緑化や休憩施設の設置など、地域の環境や道路の利用状況に合わせて、特色ある安全で快適な歩行空間として散歩道の整備を行います。 また、これらの散歩道を系統的に組み合わせ、区内歩行系道路ネットワークを構築することにより、地域拠点を結ぶ安全性の高い歩行動線の整備を目指します。
対象・手段	都市マスタープランに位置付けられている歩行系道路ネットワークのうち、主に改修が終了した河川沿いの道路を対象として整備を図ります。 また、整備後の日常的な維持管理には、住民等との協働を検討し、区と区民の両者による管理を目指します。

成果（事業が意図する成果）

散歩道の整備とネットワーク化により、広域的な歩行動線の確保と地域コミュニティの確立に寄与します。

事業成果指標

指標名	定義	目標水準
散歩道整備実施済区間数	整備実施済区間	（ 平成19 ）年度に （ 6.0区間 ）の水準達成
散歩道整備実施済延長	整備実施済延長	（ 平成19 ）年度に （ 1800m ）の水準達成
		（ ）年度に （ ）の水準達成

成果の達成状況

		単 位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備 考
事業成果指標	目標値１①	区間	6.00	6.00	6.00	6.00	整備目標【６区間】 ○伏見橋-淀橋 ○淀橋-菖蒲橋 ○戸田平橋-源水橋 ○新落合橋-千代久保橋 ○栄橋-寺斉橋 ○清水川橋-神高橋
	実績１②	区間	2.40	2.40	2.40	3.00	
	③＝②／①	%	40.00	40.00	40.00	50.00	
	目標値２④	m	1,800.00	1,800.00	1,800.00	1,800.00	
	実績２⑤	m	649.00	649.00	649.00	873.00	整備済区間 ◎伏見橋-淀橋 ◎淀橋-菖蒲橋 ◎戸田平橋-源水橋
	⑥＝⑤／④	%	36.06	36.06	36.06	48.50	
	目標値３⑦		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績３⑧		0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑨＝⑧／⑦	%	0.00	0.00	0.00	0.00	

事業の実施内容

平成18年度	案内板設置　　２箇所（新開橋、戸田平橋下流）
平成19年度	案内板設置　　２箇所（白鳥橋、久保前橋下流）

部名称	みどり土木部	課名称	道路課

		単　位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備　　考
トータルコスト	事業費⑩	千円	498	1,642	6,384	2,192	＊区間整備の外に案内板の設置を実施 ○15年度[２箇所] 田島橋、面影橋 ○16年度[３箇所] 中之橋、西江戸川橋、石切橋 ○17年度[２箇所] 小滝橋、曙橋上流 ○18年度[２箇所] 新開橋、戸田平橋下流 ○19年度[２箇所] 白鳥橋、久保前橋
	人件費⑪	千円	0	0	828	826	
	事務費⑫	千円	0	0	0	0	
	減価償却費等⑬	千円	0	0	0	0	
	総計⑭＝⑩＋⑪＋⑫＋⑬	千円	498	1,642	7,212	3,018	
	受益者負担⑮	千円	0	0	0	0	
	純計⑯＝⑭－⑮	千円	498	1,642	7,212	3,018	
	受益者負担率⑮／⑭	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
財源内訳	一般財源⑰＝⑯－⑱	千円	498	1,642	7,212	3,018	
	特定財源⑱		0	0	0	0	
	一般財源投入率⑰／⑭	%	100.00	100.00	100.00	100.00	
職員	常勤職員	人	0.00	0.00	0.10	0.10	
	非常勤職員		0.00	0.00	0.00	0.00	

事業に関する検討課題

歩行系道路ネットワークの整備の一環として、現在、「水と緑の散歩道」を対象に事業化しています。
河川改修事業の完成後の整備となるため、河川改修の事業主体である東京都と調整を行い、どのような役割分担で整備を進めるかが課題となります。

評価基準に基づく評価と理由（『3・2・1』の3段階評価です。）

達成度	3	都の河川改修事業が完成した箇所を順次整備しています。河川改修の工期が延びた箇所があるため、目標値に達していませんが、河川改修が完成した部分については、着実に散歩道として整備しています。
実施の成果	3	散歩道整備により、安全で快適、そしてみどり豊かなな歩行空間を地域に提供しています。
効率性	3	都との調整により、事業者による散歩道整備を実施しました。これにより整備に係る区事業の規模を圧縮し、コストの削減を実施しました。
行政の関与	3	河川管理用通路を利用して、安全で快適な歩行空間を整備していくことは、区として妥当といえます。
妥当性	3	「水と緑の散歩道」として、都の河川改修事業と連携し、バリアフリーにも配慮しながら、地域拠点を結ぶ歩行動線の整備であり、歩行系道路ネットワークを構築していく上で、妥当な方策です。
施策寄与度	2	散歩道の整備により、地域での安全で快適な歩行空間の確保が図られ、利用者間での交流と健康への意識の向上等、ソフト面でも貢献しています。

総合評価

19年度は、予定通り整備を実施したことから、評価をBとしました。加えて、都との協議により、基盤から散歩道の整備までを都が施工したことにより、コストを削減することができました。
また、過去3年間の評価はBです。これは、都の河川改修が完了した3区間全てで散歩道整備が完成し、多くの区民に利用されているためです。

※ B

過年度評価
18年度 B
17年度 B
16年度 B
15年度

改革方針

この事業は名称を変更して、第一次実行計画「74①水辺とまちの散歩道整備」に引き継いで取り組んでいきます。
散歩道の整備は、河川改修と併せて実施している事業であるため、河川改修事業と連携し、きちんといい物ができるよう、適切な時期での調整を図っていきます。
また、整備済みの区間では、みどり溢れる散歩道を目指し、案内板の設置を進めるなど、利用促進に向けた取り組みを行っていきます。

方向性
※ 1
現状のまま継続

事務事業	107	道路の無電柱化整備
章	3	安全で快適な、みどりのあるまち
大項目	03	快適な生活環境づくり
施策	02	人にやさしい道路、交通施設の整備

事業内容

目的	主要な区道において、電線管理者の協力のもと電線類の地中化を推進し、歩行空間の拡大と都市景観の向上を図ります。
対象・手段	対象：地区内主要道路、都市計画道路　啓開道路等 手段：電線共同溝方式（電線共同溝の整備に関する特別措置法に基づき、電線類を収容するため、道路管理　　者が道路の地下に施設を整備します）

成果（事業が意図する成果）

道路の既存ストックの中で電線類を地中化することにより、歩行空間の拡大に伴うバリアフリー化をはじめ震災対策・円滑な消防活動の実施などの防災性の向上が図れます。さらに、都市景観の向上と良好な住環境が形成されます。

事業成果指標

指標名	定義	目標水準
地中化整備路線延長	電線類を地中化する区道整備予定延長	（　平成21　）年度に （　９４０ｍ　）の水準達成
		（　　）年度に （　　）の水準達成
		（　　）年度に （　　）の水準達成

成果の達成状況

		単　位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備　　考
事業成果指標	目標値１①	m	0.00	940.00	940.00	940.00	区道３４－２２０ 大日本印刷通り H17からH18まで 整備延長４６０ｍ 次期整備路線 補助７２号線 H19からH21まで 整備延長２２０ｍ （H19設計、H20・H21工事） 平成21年度までの整備延長 460＋220＋260＝940m （三栄通り含む）
	実績１②	m	0.00	200.00	460.00	460.00	
	③＝②／①	%	0.00	21.28	48.94	48.94	
	目標値２④		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績２⑤		0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑥＝⑤／④	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
	目標値３⑦		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績３⑧		0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑨＝⑧／⑦	%	0.00	0.00	0.00	0.00	

事業の実施内容

平成18年度	区道３４－２２０（大日本印刷通り）の整備(自費工事)　２６０ｍ（新道部１４０ｍを含む）
平成19年度	補助７２号線第Ⅱ期（２２０ｍ）の詳細設計 区道４２－５６０（三栄通り　５６０ｍ）の予備調査

部名称	みどり土木部	課名称	道路課

		単　位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備　　考
トータルコスト	事業費⑩	千円	0	0	0	10,504	
	人件費⑪	千円	0	1,668	1,656	1,652	
	事務費⑫	千円	0	55	55	67	
	減価償却費等⑬	千円	0	0	0	0	
	総計⑭＝⑩＋⑪＋⑫＋⑬	千円	0	1,723	1,711	12,223	
	受益者負担⑮	千円	0	0	0	0	
	純計⑯＝⑭－⑮	千円	0	1,723	1,711	12,223	
	受益者負担率⑮／⑭	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
財源内訳	一般財源⑰＝⑯－⑱	千円	0	1,723	1,711	12,223	
	特定財源⑱		0	0	0	0	
	一般財源投入率⑰／⑭	%	0.00	100.00	100.00	100.00	
職員	常勤職員	人	0.00	0.20	0.20	0.20	
	非常勤職員		0.00	0.00	0.00	0.00	

事業に関する検討課題

三栄通りについては、予備調査の結果、予想以上に既存埋設物が輻輳し、共同溝の設置スペースを確保するためには企業者との十分な調整が必要です。
また、昨年地元より要望のあった聖母坂通りの無電柱化は、埋設方式の選択などの技術的な検討に加え、地上機器の設置場所に対する地元の協力が必要です。

評価基準に基づく評価と理由（『3・2・1』の3段階評価です。）

達成度	3	予定していた、補助72号線の詳細設計と三栄通りの予備調査について、計画通りに作業が進みました。
実施の成果	2	補助７２号線ついては、整備に向けて順調に進捗しました。 三栄通りについては輻輳する地下埋設物に対する検討の必要性が明らかになりました。
効率性	3	委託業務を有効に活用して、効率的に設計、調査を進めました。
行政の関与	3	沿道の協力を得ながら、道路管理者が行っていく事業です。
妥当性	2	現行の電線共同溝方式は、他の地中化方式と比較して経済性・効率性においてもっとも優れた方式です。
施策寄与度	3	過去３年間で、自費工事による１路線の整備が完了し、区主体の２路線についても設計に着手しました。これにより、施策の実現に大きく前進しました。

総合評価

平成19年度は、次期整備路線として位置付けた補助７２号線の詳細設計と三栄通りの予備調査を予定通り実施したことから、評価をＢとしました。
過去３年間の評価をＢとした理由として、道路拡幅とあわせ自費工事により整備した大日本印刷通りがしゅん工し、安全で快適な歩行空間が創出されるとともに、次期整備路線と位置付けた２路線についても整備に向けた準備を進めることができたことによります。

※ B

過年度評価

18年度 B
17年度 A
16年度
15年度

改革方針

無電柱化にあたっては、地上機器の設置スペースの確保や埋設方式の選択など技術的検討を十分に行っていきます。また、既存埋設物の支障移設に多額の費用を要することから、企業者との事前調整を行い、経費削減に向けた検討を行います。
地中化の要望の強い聖母坂通りについては、道路幅員が狭い路線におけるモデルケースとして検討を進めます。沿道の方々と計画段階から十分な話し合いを行い、事業に対する理解と協力を得ながら沿道を活用した地上機器の設置等、様々な工夫を試みます。
この事業は、第四次実施計画中の「人にやさしい道路交通施設の整備」から、第一次実施計画では基本施策III－３－①「災害に強い、逃げないですむ安全なまちづくり」の中に位置づけ、「44道路の無電柱化整備」として継続していきます。

方向性

※ 1

現状のまま継続

事務事業	108	路面下空洞調査
章	3	安全で快適な、みどりのあるまち
大項目	03	快適な生活環境づくり
施策	02	人にやさしい道路、交通施設の整備

事業内容

目的	路面下の空洞を把握し、道路陥没等を未然に防ぐため実施します。
対象・手段	防災上重要な路線やバス路線等、区民生活を支える主要な区道を対象に、地中レーダーによる探査及び解析を行い、空洞の有無の確認と原因の究明を行います。

成果（事業が意図する成果）

路面下の空洞を把握し補修することで、道路陥没による事故の防止が図られます。

事業成果指標

指標名	定義	目標水準
調査延長（車道部）	年間の調査延長	（ 毎 ）年度に （ 50.5Km ）の水準達成
調査延長（歩道部）	年間の調査延長	（ 毎 ）年度に （ 17.5Km ）の水準達成
		（ ）年度に （ ）の水準達成

成果の達成状況

		単 位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備 考
事業成果指標	目標値１①	km	50.50	50.50	50.50	50.50	
	実績１②	km	52.32	52.83	57.11	48.49	
	③＝②／①	%	103.60	104.61	113.09	96.02	
	目標値２④	km	17.50	17.50	17.50	17.50	
	実績２⑤	km	21.71	26.74	23.27	17.81	
	⑥＝⑤／④	%	124.06	152.80	132.97	101.77	
	目標値３⑦		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績３⑧		0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑨＝⑧／⑦	%	0.00	0.00	0.00	0.00	

事業の実施内容

平成18年度	車道調査５７．１km　（空洞数１４） 歩道調査２３．２km　（空洞数　３）
平成19年度	車道調査４８．４km　（空洞数１７） 歩道調査３１．１km　（空洞数　４）

部名称	みどり土木部	課名称	道路課

		単　位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備　　考
トータルコスト	事業費⑩	千円	16,200	16,201	16,200	16,201	
	人件費⑪	千円	2,501	2,501	2,484	2,478	
	事務費⑫	千円	0	0	0	0	
	減価償却費等⑬	千円	0	0	0	0	
	総計⑭＝⑩＋⑪＋⑫＋⑬	千円	18,701	18,702	18,684	18,679	
	受益者負担⑮	千円	0	0	0	0	
	純計⑯＝⑭－⑮	千円	18,701	18,702	18,684	18,679	
	受益者負担率⑮／⑭	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
財源内訳	一般財源⑰＝⑯－⑱	千円	18,701	18,702	18,684	18,679	
	特定財源⑱		0	0	0	0	
	一般財源投入率⑰／⑭	%	100.00	100.00	100.00	100.00	
職員	常勤職員	人	0.30	0.30	0.30	0.30	
	非常勤職員		0.00	0.00	0.00	0.00	

事業に関する検討課題

平成１９年度で４ヵ年計画の予定箇所が終わったことから、調査頻度等を見直し、主要な路線に絞っていた調査路線を、生活道路まで拡大するなどの検討が必要です。

評価基準に基づく評価と理由（『3・2・1』の3段階評価です。）

達成度	3	調査予定路線だけでなく緊急的調査が必要な道路にも対応していることから、計画以上の調査実績になっています。
実施の成果	3	平成１９年度は２１箇所、また、調査開始からの累計は１５２箇所の空洞を発見し、陥没防止に役立っています。
効率性	3	職員による調査に比べて、非破壊かつ正確に調査ができることから費用対効果が向上しました。
行政の関与	3	道路管理者である区がおこなうべき業務です。
妥当性	3	事故が生じた場合、区政に対する信頼を大きく損なうとともに、著しい経済的損失が発生する場合もあるため、この調査はこの事故を事前に防止する意味で有効であり妥当です。
施策寄与度	3	本調査を実施することは、道路管理の考え方を従来の道路陥没発生後処置から未然対策処置に移行するものであり、区道の良好な維持管理に大いに寄与しています。

総合評価

平成１９年度の評価をＢとしたのは、ほぼ調査予定延長を実施したためです。
また過去３年間の実績はＡと評価します。計画路線に留まらず区民からの要望箇所に即座に対応し、区民の安全・安心に対して当初の目標以上の貢献をしたことによります。なお、調査開始からこれまでに合計１５２箇所の空洞を発見し陥没を未然に防ぐことができました。

※ B

過年度評価

18年度 A
17年度 A
16年度 B
15年度

改革方針

この事業は、道路の保全について事後保全から予防保全への転換を目指し、これまで計画事業として実施してきました。空洞を事前に把握して道路陥没を防止するだけでなく住民の不安の解消などにおいて期待以上の実績があったことから、今後は経常事業「路面下空洞調査」として継続していきます。平成２０年度からの調査では、平成１９年度までの４ヵ年計画での調査結果をもとに、調査頻度を見直す代わりに調査対象路線の拡大を検討します。

方向性

※ 1

現状のまま継続

事務事業	109	まちをつなぐ橋の整備
章	3	安全で快適な、みどりのあるまち
大項目	03	快適な生活環境づくり
施策	02	人にやさしい道路、交通施設の整備

事業内容

目的	まちをつなぐ橋の安全性を高め災害に強いまちづくりを図るため、計画的に橋の整備と補修を行います。
対象・手段	東京都の河川改修事業に合わせ、河川工事と同時に区が管理する橋の架け替えを行います。 また、架け替え予定のない橋については、耐震性の向上や老朽箇所の補修（延命化）を行います。

成果（事業が意図する成果）

河川改修事業に伴う架け替えによる橋の拡幅、新しい設計基準による更新や補強・補修を行い、耐震性の向上、交通の利便・安全性を確保するとともに、災害時における重要な避難経路を確保して地域の防災性を確立します。また、修景にも配慮して地域の景観向上にも寄与します。

事業成果指標

指標名	定義	目標水準
架け替え済みの橋りょう数	架け替え済み橋りょう累数	（ 平成19 ）年度に （ 33橋 ）の水準達成
落橋防止装置の設置数	落橋防止装置設置済み橋りょう累数	（ 平成19 ）年度に （ 13橋 ）の水準達成
		（ ）年度に （ ）の水準達成

成果の達成状況

		単　位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備　　考
事業成果指標	目標値１①	橋	33.00	33.00	33.00	33.00	河川改修に伴う架替（予定） ○四村橋 ○無名橋
	実績１②	橋	29.00	29.00	29.00	30.00	
	③＝②／①	%	87.88	87.88	87.88	90.91	
	目標値２④	橋	13.00	13.00	13.00	13.00	
	実績２⑤	橋	13.00	13.00	13.00	13.00	
	⑥＝⑤／④	%	100.00	100.00	100.00	100.00	
	目標値３⑦		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績３⑧		0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑨＝⑧／⑦	%	0.00	0.00	0.00	0.00	

事業の実施内容

平成18年度	架け替え　　１橋継続（北原橋） 震災対策調査・設計　６橋（新垂橋、栄橋[妙]、大正橋、宮田橋、田島橋、ねずみ坂道路橋）
平成19年度	架け替え　　１橋完了（北原橋） 補修工事　　１橋　　（落合橋[神]）

部名称	みどり土木部	課名称	道路課

		単　位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備　　考
トータルコスト	事業費⑩	千円	11,891	12,207	6,748	13,256	
	人件費⑪	千円	0	0	1,656	1,652	
	事務費⑫	千円	0	0	0	0	
	減価償却費等⑬	千円	0	0	0	0	
	総計⑭＝⑩＋⑪＋⑫＋⑬	千円	11,891	12,207	8,404	14,908	
	受益者負担⑮	千円	0	0	0	0	
	純計⑯＝⑭－⑮	千円	11,891	12,207	8,404	14,908	
	受益者負担率⑮／⑭	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
財源内訳	一般財源⑰＝⑯－⑱	千円	11,891	12,207	8,404	14,908	
	特定財源⑱		0	0	0	0	
	一般財源投入率⑰／⑭	%	100.00	100.00	100.00	100.00	
職員	常勤職員	人	0.00	0.00	0.20	0.20	
	非常勤職員		0.00	0.00	0.00	0.00	

事業に関する検討課題

橋の延命化に向け阪神淡路震災後、区による震災対策事業の中で実施してきた、橋梁の横ずれや滑落防止を目的とした、落橋防止装置の設置については、対象橋梁の全13橋が終了しました。
また、橋梁自体の耐用年数を延ばすため、橋梁を改造する延命化工事の実施と現在実施されている妙正寺川の河川改修事業に伴う四村橋、無名橋（人道橋）の架け替え（拡幅・修景）について、着実に実施する必要があります。

評価基準に基づく評価と理由（『3・2・1』の3段階評価です。）			
	達成度	2	河川改修に合わせて北原橋の架け替えが完了しました。今後は、四村橋と無名橋の架け替えを着実に行うとともに、既存橋の計画的な補修を実施していきます。
	実施の成果	3	架け替えに伴う拡幅、耐震性や修景機能の向上により、地域の交通利便性や安全性が向上します。
	効率性	3	架け替えは、河川改修に合わせ、都や隣接区との応分の費用負担で実施しています。また、当面予定のない橋については、定期的に調査を行い、補修工事を効率的に実施し、適正に管理しています。
	行政の関与	3	区道橋の整備は、道路管理者としての区の責務です。
	妥当性	3	橋の安全性を高め、橋梁を適切に管理することは、災害時の非難経路の確保、地域の防災性の向上につながります。
	施策寄与度	3	計画的な橋の架け替え整備は、道路橋のバリアフリー化と交通施設の整備に大いに寄与しています。

総合評価

平成19年の評価は、北原橋の架け替え工事と落合橋の補修工事が予定通り完了したことにより、Bとしました。
また、過去3年間の評価はBです。これは、補強及び補修工事（延命化）を3橋に実施したためです。
これにより、災害時における重要な避難経路を確保し、地域の防災性を確立したことによる評価です。

※ B

過年度評価
18年度 B
17年度 B
16年度 B
15年度

改革方針

この事業は、第一次実行計画「71まちをつなぐ橋の整備」に引き継いで取り組んでいきます。
架け替え予定の無名橋、四村橋について、河川改修事業に併せて架け替えを実現していきます。

方向性
※ 1
現状のまま継続

事務事業	110	放置自転車対策の推進
章	3	安全で快適な、みどりのあるまち
大項目	03	快適な生活環境づくり
施策	02	人にやさしい道路、交通施設の整備

事業内容

目的	「自転車の適正利用の推進」、「放置自転車の軽減・解消」を実現し、①円滑な車両通行の流れを確保、 ②交通弱者を含む歩行通行者等の安全確保、③災害時における防災空間の確保、④都市景観の保全を具現化することを目的としています。
対象・手段	自転車駐車場（自転車等整理区画）の整備を図ることにより、駅周辺へ乗入れる自転車の放置を防止し、 適正利用を促すと伴に「声掛け」等の啓発活動を強化します。また、地域住民との協働を図り、自転車の適正利用の啓発活動を実施します。

成果（事業が意図する成果）

平成１０年に策定した「新宿区自転車等の駐車対策に関する総合計画」に基づき、駐輪整備目標量を整備するとともに啓発活動を実施し、自転車の適正利用と放置自転車の軽減・解消を図ることにより、快適な駅前空間が確保されます。

事業成果指標

指標名	定義	目標水準
区内鉄道各駅における自転車駐車場等の整備済駅数	区内鉄道駅３０駅に対する駐輪場整備済駅数	（ 平成19 ）年度に （ 26駅 ）の水準達成
自転車駐車場等の整備量	整備済駐輪場等の収容台数の合計	（ 平成19 ）年度に （ 6916台 ）の水準達成
駅周辺の放置自転車台数の推移	区内既設鉄道駅３０駅周辺への自転車の放置台数（放置自転車台数調査の台数）	（ 平成19 ）年度に （ 3992台 ）の水準達成

成果の達成状況

		単　位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備　　考
事業成果指標	目標値１①	駅	22.00	22.00	24.00	26.00	整備目標数 平成17年度　22駅 平成18年度　24駅 平成19年度　26駅
	実績１②	駅	21.00	21.00	22.00	22.00	
	③＝②／①	%	95.45	95.45	91.67	84.62	
	目標値２④	台	6,916.00	6,916.00	6,916.00	6,916.00	
	実績２⑤	台	6,707.00	6,747.00	6,837.00	6,837.00	
	⑥＝⑤／④	%	96.98	97.56	98.86	98.86	
	目標値３⑦	台	9,442.00	4,928.00	4,435.00	3,992.00	
	実績３⑧	台	4,944.00	5,092.00	4,300.00	3,496.00	放置自転車目標値 平成17年度 4928台平成18年度 4435台平成19年度 3992台　平成15年度実績
	⑨＝⑦／⑧	%	190.98	96.78	103.14	114.19	

事業の実施内容

平成18年度	新宿西口駅自転車等整理区画の整備（１区画　収容台数７０台） 新宿駅西口自転車駐車場、曙橋駅自転車駐車場の整理区画化 啓発活動の実施（18駅）
平成19年度	百人町自転車保管場所の整備（収容台数１１００台） 四谷自転車保管場所の整備（収容台数８００台） 啓発活動の実施（23駅）

部名称	みどり土木部	課名称	交通対策課

		単　位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備　　考
トータルコスト	事業費⑩	千円	134,662	70,747	74,069	72,993	整備・撤去費全体 117,581千円 歌舞伎町対策費 32,027千円 一般 80,632千円 （一般内訳） 事業費73,138千円 事務費 7,494千円 総合計画 全体　4,922千円 事務費　　5千円 事業費4,917千円
	人件費⑪	千円	83,380	83,380	91,080	90,860	
	事務費⑫	千円	0	5,914	6,855	7,494	
	減価償却費等⑬	千円	0	0	0	0	
	総計⑭＝⑩＋⑪＋⑫＋⑬	千円	218,042	160,041	172,004	171,347	
	受益者負担⑮	千円	0	0	0	0	
	純計⑯＝⑭－⑮	千円	218,042	160,041	172,004	171,347	
	受益者負担率⑮／⑭	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
財源内訳	一般財源⑰＝⑯－⑱	千円	218,042	160,041	171,963	171,108	
	特定財源⑱		0	0	41	239	
	一般財源投入率⑰／⑭	%	100.00	100.00	99.98	99.86	
職員	常勤職員	人	10.00	10.00	11.00	11.00	
	非常勤職員		0.00	0.00	0.00	0.00	

事業に関する検討課題

道路法の改正により、路上駐輪施設を設置する際の諸規定が新設され、既存整理区画を見直す必要があります。また、放置自転車に対する啓発活動としては、条例に基づく「撤去」の強化、放置させない「声掛け」を実施することで、放置自転車は着実に減少しています。一方で、駅周辺以外の放置自転車が問題となってきているため、新たに策定した「総合計画」に基づく駐輪場の整備や、地域社会全体で啓発活動を充実するため、住民との協働の仕組みづくりなどが今後の課題となります。

評価基準に基づく評価と理由（『3・2・1』の3段階評価です。）

達成度	2	撤去等の啓発活動により、放置台数が対前年度約1割減少してきました。収容台数の達成度は98%とほぼ計画通りに駐輪場等の整備を推進してきました。
実施の成果	3	駅周辺の放置自転車数は、対前年度1割以上の減少を続け、着実に進展しています。これは、駐輪場等の整備が推進されたことによる成果と判断しています。
効率性	3	駅直近に駐輪場用地の確保が困難な状況の中、道路空間を積極活用した自転車等整理区画を設け、駐輪場等の整備を推進してきました。また、撤去活動のみならず、放置状況に応じて指導整理員を配置し、声かけなどの啓発活動と合わせて効率的に実施してい
行政の関与	3	放置自転車問題は、その内容・性格から自転車利用者個人の意識改革で解決する問題ですが、その解決は非常に困難です。問題解決にあたり、地域や社会全体で取り組むべき課題であり、行政を中心に地域住民とともに推進すべき事業です。
妥当性	2	道路空間を積極活用する整理区画の整備を進めるとともに、適正利用の効果的啓発活動である「撤去」と、放置させない「声かけ」を実施することは、自転車の適正利用の推進や放置自転車を軽減・解消になり妥当です。
施策寄与度	3	この3年間で駐輪場等を整備し、放置台数が着実に減少していることは、人にやさしい道路、交通施設の整備に寄与しています。

総合評価

駐輪場の整備済駅数は増えており、収容台数もほぼ目標を達成しました。駅周辺の放置台数も目標以上に減ったことから、B評価としました。
また過去3年間の評価は、駐輪場整備済駅数・収容台数のいずれも着実に増加しており、その結果として駅周辺の放置自転車数は目標を上回る達成率をおおむね得られたことからBとします。

※ B

過年度評価
18年度 B
17年度 B
16年度 B
15年度

改革方針

この事業は、平成19年度策定の「総合計画」に基づき、駐輪場等未整備駅での施設整備、啓発活動の強化、自動二輪車駐車の対策を実施するために、第一次実行計画「６６自転車等の適正利用の推進」に引き継いで取組んでいきます。また新たな課題に対する今後の方針として、地域情勢等を調査したうえで、法令の改正等へ対応していきます。

方向性
※ 4
拡大

事務事業	111	公共施設の緑化・民間施設の緑化
章	3	安全で快適な、みどりのあるまち
大項目	04	うるおいのあるみどりのまちづくり
施策	01	みどりと水の豊かなまちづくり

事業内容

目的	みどり豊かなまちを実現するために、公共施設と民間施設のみどりについて、既存の樹木等を残しながら新たに増やすとともに、特色のあるみどりづくりを進めていきます。
対象・手段	学校などの屋上緑化や芝生緑化、庁舎等の壁面緑化、河川の護岸緑化、ビオトープづくりなど区ならではの特色のある緑化を実施します。また、地上から建築物の壁面、屋上に至る多様な緑化手法によってみどりに包まれたまちを「空中緑花都市」と名付け、その実現のために区民や事業者を、緑化計画書制度や啓発事業により誘導していきます。

成果（事業が意図する成果）

学校や庁舎などの公共施設において、壁面緑化、芝生緑化、ビオトープなどの新宿ならではの特色あるみどりを新たに創出します。また、民有地における建築行為や開発に伴う既存樹木の喪失を最小限に抑え、地上部から建築物の屋上や壁面にいたるまで多様なみどりづくりを誘導します。これらの事業を進めることによってやすらぎとうるおいのあるみどり豊かなまちを形成していきます。

事業成果指標

指標名	定義	目標水準
学校緑化実施箇所数	区立小学校、中学校、養護学校及び幼稚園における緑化実施か所の累計	（ 平成19 ）年度に （ 44か所 ）の水準達成
学校ビオトープの設置箇所数	区立小学校、幼稚園につくられたビオトープの実施か所数の累計	（ 平成19 ）年度に （ 32か所 ）の水準達成
屋上緑化の普及促進	屋上緑化モニターの参加者数の累計 ※屋上緑化モニター制度とは、区が区民等に屋上緑化ユニットを提供して体験してもらう一方で、区民等には屋上緑化に関する調査に協力していただく制度のこと	（ ）年度に （ 40人 ）の水準達成

成果の達成状況

		単 位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備 考
事業成果指標	目標値１①	か所	46.00	44.00	44.00	44.00	小・中学校のか所数は統廃合により46か所から44か所に減少したことに伴い学校緑化の対象箇所も変更となりました。
	実績１②	か所	20.00	28.00	37.00	44.00	
	③＝②／①	%	43.48	63.64	84.09	100.00	
	目標値２④	か所	32.00	32.00	32.00	32.00	
	実績２⑤	か所	21.00	24.00	26.00	28.00	
	⑥＝⑤／④	%	65.62	75.00	81.25	87.50	
	目標値３⑦	人	40.00	40.00	40.00	40.00	
	実績３⑧	人	10.00	20.00	30.00	40.00	
	⑨＝⑧／⑦	%	25.00	50.00	75.00	100.00	

事業の実施内容

平成18年度	公共施設緑化：学校緑化9か所、庁舎等の壁面緑化2か所、護岸緑化1区間、芝生緑化1か所など 生き物の生息できる環境づくり：学校ビオトープ補修（2校） 空中緑花都市づくり：緑化計画書制度（認定151件、完了81件）、屋上緑化モニター制度（累計30人） 緑化意識の啓発：みどりの協定（区民グループ30件、団体25件）
平成19年度	公共施設緑化：学校緑化7か所、庁舎等の壁面緑化5か所、護岸緑化1区間、芝生緑化1か所など 生き物の生息できる環境づくり：学校ビオトープ補修（2校） 空中緑花都市づくり：緑化計画書制度（認定114件、完了97件）、屋上緑化モニター制度（累計40人） 緑化意識の啓発：みどりの協定（区民グループ15件、団体30件）

部名称	みどり土木部	課名称	みどり公園課

		単　位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備　　考
トータルコスト	事業費⑩	千円	30,855	37,099	30,759	33,357	
	人件費⑪	千円	40,022	44,191	43,884	43,778	
	事務費⑫	千円	0	0	0	0	
	減価償却費等⑬	千円	0	0	0	0	
	総計⑭＝⑩＋⑪＋⑫＋⑬	千円	70,877	81,290	74,643	77,135	
	受益者負担⑮	千円	0	0	0	0	
	純計⑯＝⑭－⑮	千円	70,877	81,290	74,643	77,135	
	受益者負担率⑮／⑭	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
財源内訳	一般財源⑰＝⑯－⑱	千円	70,877	80,090	73,443	75,935	
	特定財源⑱		0	1,200	1,200	1,200	
	一般財源投入率⑰／⑭	%	100.00	98.52	98.39	98.44	
職員	常勤職員	人	4.80	5.30	5.30	5.30	
	非常勤職員		0.00	0.00	0.00	0.00	

事業に関する検討課題

学校緑化の目標を達成したため、今後の公共施設緑化の推進方法の検討が必要です。また、地域により活用されるビオトープの設置を図ること、建物の屋上・壁面緑化のより効果的な推進策が課題です。

評価基準に基づく評価と理由（『3・2・1』の3段階評価です。）

達成度	3	公共施設の緑化と民間施設の緑化は、実施計画やみどりの基本計画に基づきほぼ計画的に実施しています。 なお、学校緑化は目標を100%達成しました。
実施の成果	2	公共施設の緑化は計画どおりに進捗しています。19年度末の学校緑化件数は44か所となり、協働により様々な特色ある緑化が実施されています。民間施設の緑化は、緑化誘導施策や啓発事業によってみどり豊かなまちが確実に増えています。
効率性	2	各事業とも区と区民・事業者等が連携することにより費用対効果から見てほぼ効率的に行われています。
行政の関与	3	公共施設の緑化を図り、質を高めることは区の責務です。また、区のみどりの過半は民有地にあるため、みどり豊かなまちを実現するために区が民間施設の緑化への関与は必要です。
妥当性	3	みどり豊かなまちの実現のため、協働を取り入れた公共施設の緑化をすること、また、樹木の喪失防止と緑化の推進を図るため、区が民有地の緑化誘導と啓発を行う目標設定は妥当です。
施策寄与度	3	この3年間で、学校緑化24か所、屋上緑化モニターが30件増加した実績があり、みどり豊かなまちをつくるための施策に寄与しました。

総合評価

平成19年度の評価はＢとします。理由は、学校緑化と屋上緑化モニターは目標を100%達成し、さらに、民間施設の緑化として、緑化計画書制度により、既存樹木の保全と新たな緑化を誘導するとともに、みどりの協定によって区民主体の緑化、地域ぐるみの緑化を実施できたからです。

また、過去3年間の実績はＢと評価します。3年間で学校緑化24か所や屋上緑化モニターが30件増加するなど、この事業は公共施設及び民間施設の緑化推進に寄与したことからです。

※ B

過年度評価

18年度 B
17年度 B
16年度 B
15年度

改革方針

この事業は第一次実行計画「58新宿らしい都市緑化の推進」、「60アユやトンボ等の生息できる環境づくり」、経常事業の「区民との協働による緑化の推進」に引継いで取り組んでいきます。

公共施設緑化を学校のみでなく、その他の緑化工事を行っていない区有公共施設で実施し、護岸緑化にも鋭意取り組んでいきます。

また、地域の活動の拠点となるビオトープを地域毎に設置します。

なお、平成２０年度は第一次実行計画「58②空中緑花都市づくり」で屋上、壁面緑化の助成制度（各10件ずつ）を実施するなど拡充を図っていきます。

方向性

※ 4

拡大

事務事業	112	安心のみどり整備
章	3	安全で快適な、みどりのあるまち
大項目	04	うるおいのあるみどりのまちづくり
施策	01	みどりと水の豊かなまちづくり

事業内容

目的	みどりの持つ防災機能を都市の中に生かし、みどりによる安心のまちづくりを進めます。
対象・手段	対象：区内全域 手段：接道部緑化の助成

成果（事業が意図する成果）

接道部を生垣にすることにより、地震等の災害によるブロック塀等の倒壊や、火災の際の延焼を未然に防ぎます。また、併せて四季を感じられるみどり豊かなまちの実現を図ります。

事業成果指標

指標名	定義	目標水準
接道部緑化助成延長の推移	生垣及び植樹帯の助成延長（累計） 目標：200m／年 単位：m	（ 平成19 ）年度に （ 2,000m ）の水準達成
		（ ）年度に （ ）の水準達成
		（ ）年度に （ ）の水準達成

成果の達成状況

		単 位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備 考
事業成果指標	目標値１①	m	1,400.00	1,600.00	1,800.00	2,000.00	
	実績１②	m	759.00	834.00	864.00	897.00	
	③＝②／①	%	54.21	52.12	48.00	44.85	
	目標値２④		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績２⑤		0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑥＝⑤／④	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
	目標値３⑦		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績３⑧		0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑨＝⑧／⑦	%	0.00	0.00	0.00	0.00	

事業の実施内容

平成18年度	生垣助成　３件　施工延長　２２．０ｍ　２７３，０００円 植樹帯助成　１件　施工延長　８．０ｍ　４０，０００円 ブロック塀等の撤去　０件 （参考）緑化計画書制度に基づく接道部緑化の実績　５，２６０ｍ
平成19年度	生垣助成　３件　施工延長　３３．０ｍ　４１１，０００円 植樹帯助成　０件 ブロック塀等の撤去　０件 （参考）緑化計画書制度に基づく接道部緑化の実績　２，５５５ｍ

部名称	みどり土木部	課名称	みどり公園課

		単　位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備　　考
トータルコスト	事業費⑩	千円	778	956	344	497	
	人件費⑪	千円	1,668	1,668	1,656	1,652	
	事務費⑫	千円	0	0	0	0	
	減価償却費等⑬	千円	0	0	0	0	
	総計⑭＝⑩＋⑪＋⑫＋⑬	千円	2,446	2,624	2,000	2,149	
	受益者負担⑮	千円	0	0	0	0	
	純計⑯＝⑭－⑮	千円	2,446	2,624	2,000	2,149	
	受益者負担率⑮／⑭	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
財源内訳	一般財源⑰＝⑯－⑱	千円	2,444	2,622	2,000	2,149	
	特定財源⑱		2	2	0	0	
	一般財源投入率⑰／⑭	%	99.92	99.92	100.00	100.00	
職員	常勤職員	人	0.20	0.20	0.20	0.20	
	非常勤職員		0.00	0.00	0.00	0.00	

事業に関する検討課題

　接道部緑化助成の申請件数は区が意図する件数よりも少ないのが現状です。より実情に合った助成基準に見直していくことと、生垣の防災面、景観面、環境面の効果・効用を積極的にＰＲし、助成制度の利用者数を増やすことが求められています。

評価基準に基づく評価と理由（『3・2・1』の3段階評価です。）			
	達成度	1	目標の45%の達成と、助成の実績は必ずしも多くありませんが、生垣等は着実に増えています。
	実施の成果	2	平成19年度末の生垣の助成延長は897mで、着実に増えています。接道部の緑化は、火の延焼や塀の倒壊を未然に防ぐ等の防災的な効果に加え、日常的に接するみどりの増大に成果がありました。
	効率性	2	この事業は、接道部への生垣づくりの費用の一部を区が助成することにより実施しているため、費用対効果から見て、効率的に行われています。
	行政の関与	2	ブロック塀等の震災時の危険性については、区民も認識してきていますが、これらを生垣等に代えることは多大な負担となるため、その負担の一部を行政が担うことは適切です。
	妥当性	2	災害に強い、みどりとうるおいのあるまちづくりを進めるという目的において、区が生垣や植樹帯設置の助成を行うこと、助成延長を指標とすることは妥当です。目標値に近づけるように助成対象の基準の見直しを検討しています。
	施策寄与度	2	この3年間で138mの生垣等設置助成の実績があり、「みどりと水の豊かなまちづくり」の施策に寄与しました。

総合評価

　平成19年度の評価をＤとしました。その理由は目標の45%の達成であったためです。19年度は、①新宿御苑みどりの集い、ふれあいフェスタ、菊花展、②箪笥地区協議会、柏木地区協議会、③エコリーダー養成講座の機会を活用しＰＲに努め、この他にも「緑化計画書制度」により約2500mの接道において緑が創出されています。
　また、過去3年間の実績ではＤと評価します。600m（200m×3年）の助成を目標として努力しましたが、結果として138m分の助成となったからです。

※ D

過年度評価

18年度 D
17年度 D
16年度 B
15年度

改革方針

　この事業は、経常事業の「接道部緑化の助成」に引継いで取り組んでいきます。
　4月から生垣幅の要件を弾力化する等より実情にあわせ助成基準を改正しています。
　さらに、今年は区広報による周知を充実して、2ヶ月に1回程度みどりの特集記事を掲載する予定です。第1回目は屋上緑化・壁面緑化、第2回目は緑化相談、第3回目は生垣助成の特集を掲載します。
　また、防火、防災のための植栽方法や四季の花が咲く生垣等の設置方法、効能を具体的に、パンフレットや区ＨＰを活用して区民や事業者にＰＲします。
　加えて、地区計画や細街路整備事業と積極的に連携し、事業の普及促進を図ります。

方向性

※ 2

手段改善

事務事業	113	みどりの保全
章	3	安全で快適な、みどりのあるまち
大項目	04	うるおいのあるみどりのまちづくり
施策	01	みどりと水の豊かなまちづくり

事業内容

目的	既存の貴重な樹木や樹林を保全し、良質な景観と文化や歴史のあふれるまちを実現することを目的とします。
対象・手段	対象：区内の樹木・樹林等 手段：区内にある大木や樹林を保護樹木等に指定し、これらの貴重な樹木を保護します。また、建替えなど　によって不要となった樹木をグリーンバンクで預かり、必要な区民に提供します。

成果（事業が意図する成果）

区内にある貴重な大木や樹林が保護、保全されることにより、歴史や文化を感じるみどり豊かな都市が実現します。

事業成果指標

指標名	定義	目標水準
保護樹木の指定本数	当該年度末における保護樹木の指定本数	（　平成19　）年度に （　1250本　）の水準達成
グリーンバンクの利用件数	グリーンバンクにおける樹木の引取及び提供の合計件数	（　平成19　）年度に （　140件　）の水準達成
		（　　）年度に （　　）の水準達成

成果の達成状況

		単　位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備　　考
事業成果指標	目標値１①	本	1,250.00	1,250.00	1,250.00	1,250.00	
	実績１②	本	1,030.00	1,021.00	1,014.00	1,026.00	
	③＝②／①	%	82.40	81.68	81.12	82.08	
	目標値２④	件	140.00	140.00	140.00	140.00	
	実績２⑤	件	80.00	85.00	108.00	129.00	
	⑥＝⑤／④	%	57.14	60.71	77.14	92.14	
	目標値３⑦		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績３⑧		0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑨＝⑧／⑦	%	0.00	0.00	0.00	0.00	

事業の実施内容

平成18年度	保護樹木等の指定状況：樹木＝　１，０１４本(２６４件) 樹林＝９０，６１８㎡（３８件） 生垣＝　１，２３１ｍ（４５件） グリーンバンク事業の実施：引取１０件、提供１３件
平成19年度	保護樹木等の指定状況：樹木＝　１，０２６本(２６７件) 樹林＝９０，６１８㎡（３８件） 生垣＝　１，２０３ｍ（４４件） グリーンバンク事業の実施：引取１４件、提供７件

部名称	みどり土木部	課名称	みどり公園課

		単　位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備　　考
トータルコスト	事業費⑩	千円	7,083	7,208	7,709	9,320	
	人件費⑪	千円	10,006	10,006	9,936	9,912	
	事務費⑫	千円	0	0	0	0	
	減価償却費等⑬	千円	0	0	0	0	
	総計⑭＝⑩＋⑪＋⑫＋⑬	千円	17,089	17,214	17,645	19,232	
	受益者負担⑮	千円	0	0	0	0	
	純計⑯＝⑭－⑮	千円	17,089	17,214	17,645	19,232	
	受益者負担率⑮／⑭	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
財源内訳	一般財源⑰＝⑯－⑱	千円	17,089	17,214	17,645	19,232	
	特定財源⑱		0	0	0	0	
	一般財源投入率⑰／⑭	%	100.00	100.00	100.00	100.00	
職員	常勤職員	人	1.20	1.20	1.20	1.20	
	非常勤職員		0.00	0.00	0.00	0.00	

事業に関する検討課題

新たな保護樹木の指定をいかに増やしていくかということと併せて、所有者の樹木の維持管理にかかる負担を和らげる区の支援策の検討が必要です。また、開発等で樹木が伐られてしまうことを阻止する制度作りが課題です。
グリーンバンクでは、より地域の人が利用しやすい条件づくりが必要です。

評価基準に基づく評価と理由（『3・2・1』の3段階評価です。）			
	達成度	2	保護樹木等では19年度は指定の働きかけの強化等により3年ぶりに指定が解除を上回り、指定件数は増加に転じました。目標では82.2%を達成しました。グリーンバンクの利用件数は決して多くはありませんが着実に利用され、目標では92%を達成しました。
	実施の成果	3	平成19年度末の保護樹木指定は1026本です。保護指定によって建築行為で残る事例もあり、既存樹を守る方策として効果があります。また、グリーンバンクの利用件数は多くはありませんが着実に利用されています。
	効率性	3	新宿区で民有地の既存樹木を保存することは容易ではありません。このような中で、みどりを保全するための保護樹木の区による維持管理費の一部助成やグリーンバンク制度は、費用対効果から見て効率的に行われています。
	行政の関与	3	区のみどりの５割以上は民有地にあるため、みどり豊かな都市を形成するために、区が民有地の貴重な樹木を保護樹木と位置付け維持管理の支援を行うことは必要です。また、区がグリーンバンクを設置し、不要樹木の有効利用を図ることは妥当です。
	妥当性	2	区民の関心の高い、既存樹木を残すために、保護樹木の指定本数を目標とすること、また、グリーンバンクの利用件数を目標とすることは適切です。
	施策寄与度	3	この3年間で保護樹木は指定、解除の結果として総本数を2本減じ、グリーンバンクの利用は49件でしたが、民有地の貴重な樹木が、建築行為等で減少する中で、保護樹木やグリーンバンク制度は既存樹木を保全するための方策として施策に大いに寄与しまし

総合評価

平成19年度の評価をＢとします。その理由は、区職員が行う樹木所有者への指定の働きかけを強化し、また、平成18年度から、区が保護樹木の診断や緊急時の剪定等の新たな支援を開始しており、この結果、3年ぶりに指定が解除を上回り、指定総本数を12本増やしたからです。
また、過去3年間の実績はＢと評価します。3年間で指定を進め、解除もありましたが結果として保護樹木総数をほぼ維持し、みどりを守る有効な方策として寄与しています。

※ B

過年度評価

18年度	B
17年度	D
16年度	B
15年度	

改革方針

この事業は今ある貴重な樹木を守る有効な施策であるため、第一次実行計画「59樹木、樹林等の保護」、経常事業の「みどりのリサイクル」に引継いで取り組んでいきます。
引き続き、区職員による保護樹木の指定の働きかけの強化を図ります。
保護樹木の緊急時の区の維持管理支援規模の拡大や移植支援について検討します。
また、地区計画等の制度を活用したみどりの保全策、保護樹木の落葉の区による回収、地域毎のグリーンバンクの確保を検討します。

方向性

※ 2

手段改善

事務事業	114	新宿りっぱな街路樹運動
章	3	安全で快適な、みどりのあるまち
大項目	04	うるおいのあるみどりのまちづくり
施策	01	みどりと水の豊かなまちづくり

事業内容

目的	都市の貴重なみどりである街路樹を再整備し、都市の景観・うるおいを向上させることで、「歩きたくなるまち新宿」の実現を図っていきます。
対象・手段	区道街路樹について、管理指針を策定し街路樹台帳による継続的な管理を行うともに、一部路線で区のシンボルになるような街路樹の整備を図ります。区の活動については、国道や都道の管理者にも周知を図り、かつ、沿道の住民等へパンフレットを配布し周知するとともに清掃等の協力が得られるよう道のサポーター制度の拡充を進めます。

成果（事業が意図する成果）

都市の貴重なみどりである街路樹の再整備し、都市の景観・うるおいを向上させることで、「歩きたくなるまち新宿」の実現を目指します。

事業成果指標

指標名	定義	目標水準
サポーター数	団体・個人に係わらず、路線単位、場所単位で１団体として換算。	（ 平成19 ）年度に （ 20団体 ）の水準達成
		（ ）年度に （ ）の水準達成
		（ ）年度に （ ）の水準達成

成果の達成状況

		単 位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備 考
事業成果指標	目標値１①	団体	15.00	16.00	18.00	20.00	（目標値１） １７年度 １６団体 １８年度 １８団体 １９年度 ２０団体
	実績１②	団体	16.00	18.00	24.00	32.00	
	③＝②／①	%	106.67	112.50	133.33	160.00	
	目標値２④		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績２⑤		0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑥＝⑤／④	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
	目標値３⑦		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績３⑧		0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑨＝⑧／⑦	%	0.00	0.00	0.00	0.00	

事業の実施内容

平成18年度	街路樹カレンダーの設定 街路樹管理指針に基づく剪定等計画策定（平成１８年１２月１８日） 道のサポーター制度（追加６路線） ２４路線 新宿グリーンシンボルロード（津の守坂通り、大日本印刷通りの工事完了）
平成19年度	街路樹管理指針に基づく剪定 ６０路線 道のサポーター制度（追加８路線） ３２路線

部名称	みどり土木部	課名称	道路課

		単　位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備　　考
トータルコスト	事業費⑩	千円	0	14,262	51,453	27,449	
	人件費⑪	千円	0	9,172	8,280	8,260	
	事務費⑫	千円	0	0	405	730	
	減価償却費等⑬	千円	0	0	0	0	
	総計⑭＝⑩＋⑪＋⑫＋⑬	千円	0	23,434	60,138	36,439	
	受益者負担⑮	千円	0	0	0	0	
	純計⑯＝⑭－⑮	千円	0	23,434	60,138	36,439	
	受益者負担率⑮／⑭	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
財源内訳	一般財源⑰＝⑯－⑱	千円	0	23,434	60,138	36,439	
	特定財源⑱		0	0	0	0	
	一般財源投入率⑰／⑭	%	0.00	100.00	100.00	100.00	
職員	常勤職員	人	0.00	1.10	1.00	1.00	
	非常勤職員		0.00	0.00	0.00	0.00	

事業に関する検討課題

街路樹の取り組みについて、今後も引き続き区民等に周知していくとともに、国道、都道を管理する関係各機関へ協力を求めることが必要です。
また、この取り組みに際して必要な落葉期の清掃等について、区民等に協力を求めていくことが必要です。

評価基準に基づく評価と理由（『3・2・1』の3段階評価です。）			
	達成度	3	計画通り、街路樹管理指針を推進しているほか、道のサポーター制度も、活動が拡大しています。
	実施の成果	3	街路樹管理指針に基づき、適切な街路樹管理ができていると考えます。
	効率性	3	都市の景観・うるおいを向上させるために、既存の街路樹を活用することは、効率的です。今後に向けて、台帳整備、指針策定により、総合的な対応と効果の早期発現ができました。
	行政の関与	3	区道における街路樹の維持管理は区の本来業務であるため、区が積極的に関与していく必要があります。
	妥当性	3	街路樹管理指針を策定し、これに基づく剪定を行うことは、道路景観ひいては都市景観を向上させることであり、妥当です。
	施策寄与度	3	この3年間で、路線毎にシンボルになるような街路樹への取り組みが実施され、「みどりと水の豊かなまちづくり」に寄与しています。

総合評価

平成19年度の評価はＢです。街路樹管理指針に基づき、街路樹の適切な維持管理ができたとともに、道のサポーターも着実に増えてきているからです。
また、過去3年間の実績による評価はBです。街路樹管理指針の策定及び目標樹形に向けた剪定管理を実現できたとともに、区民に対してパンフレットや区広報で区の取り組みを呼びかけ、一定の理解、協力が得られたからです。また、道のサポーターの活動路線も拡大しました。

※ B

過年度評価
18年度 B
17年度 B
16年度 B
15年度

改革方針

平成20年度以降は、第一次実施計画「57新宿りっぱな街路樹運動」に引き継ぎ、新宿のシンボルになる道路空間を整備していきます。
また、枝事業の街路樹管理指針の推進及び道のサポーター等は、経常事業である、「街路樹管理指針の推進」や「道のサポーター制度」に位置付け、事業を継続していきます。
なお、落葉期の清掃等については、日常業務の中でどのような工夫ができるか、検討していきます。

方向性
※ 1
現状のまま継続

事務事業	115	アユが喜ぶ川づくり
章	3	安全で快適な、みどりのあるまち
大項目	04	うるおいのあるみどりのまちづくり
施策	01	みどりと水の豊かなまちづくり

事業内容

目的	著しく都市化した神田川及び妙正寺川の新宿区区間において、生態系の回復や親水性の向上を図るなど河川環境の再生を行うことにより、ゆとりとうるおいのある自然豊かな区民の憩いの場を創出します。
対象・手段	神田川や妙正寺川における生態系の回復や親水性の向上を河川改修の一環として位置付け、東京都で行っている河川改修事業の中で整備します。 また、区民と一体になって、河川環境の再生や河川行政を推進します。

成果（事業が意図する成果）

生態系の回復や親水性の向上により、神田川や妙正寺川をやすらぎとうるおいのある良好な河川環境として整備します。そして区民がそこで、川面をながめたり散策や休憩をするなど、水辺に親しめる自然豊かな憩いの場を創出します。

事業成果指標

指標名	定義	目標水準
河川に関する啓発活動実施地区数	河川愛護の啓発活動地区数（累積）　／ 区内特別出張所管内数	（　平成19　）年度に （　１０地区　）の水準達成
親水施設の整備か所数	親水施設整備か所数（累積）	（　平成19　）年度に （　７か所　）の水準達成
		（　　）年度に （　　）の水準達成

成果の達成状況

		単　位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備　　考
事業成果指標	目標値１①	地区	10.00	10.00	10.00	10.00	
	実績１②	地区	6.00	6.00	7.00	8.00	
	③＝②／①	%	60.00	60.00	70.00	80.00	
	目標値２④	か所	7.00	7.00	7.00	7.00	
	実績２⑤	か所	6.00	6.00	6.00	6.00	
	⑥＝⑤／④	%	85.71	85.71	85.71	85.71	
	目標値３⑦		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績３⑧		0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑨＝⑧／⑦	%	0.00	0.00	0.00	0.00	

事業の実施内容

平成18年度	啓発活動の実施（神田川ファンクラブ）／　落合第二特別出張所管内 事業調整／都及び隣接区、区民〔（仮称）戸塚地域センター建設準備会等〕
平成19年度	啓発活動の実施（神田川ファンクラブ）／　落合第一特別出張所管内 事業調整／都及び隣接区、区民〔（仮称）戸塚地域センター建設準備会等〕

部名称	みどり土木部	課名称	みどり公園課

		単　位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備　　考
トータルコスト	事業費⑩	千円	340	365	10,130	423	
	人件費⑪	千円	0	0	1,656	1,652	
	事務費⑫	千円	0	0	0	0	
	減価償却費等⑬	千円	0	0	0	0	
	総計⑭＝⑩＋⑪＋⑫＋⑬	千円	340	365	11,786	2,075	
	受益者負担⑮	千円	0	0	0	0	
	純計⑯＝⑭－⑮	千円	340	365	11,786	2,075	
	受益者負担率⑮／⑭	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
財源内訳	一般財源⑰＝⑯－⑱	千円	340	365	11,786	2,075	
	特定財源⑱		0	0	0	0	
	一般財源投入率⑰／⑭	%	100.00	100.00	100.00	100.00	
職員	常勤職員	人	0.00	0.00	0.20	0.20	
	非常勤職員		0.00	0.00	0.00	0.00	

事業に関する検討課題

現在、東京都が工事を進めている神高橋上流部の河川改修事業において、（仮称）戸塚地域センター前面について、親水施設であるアプローチ階段や生き物に配慮した河床の整備を進めており、これが完成すれば当面の目標が達成されます。今後、（仮称）戸塚地域センター内に整備予定である神田川ふれあいセンターの内容について区民と協議しながら検討することが課題です。

評価基準に基づく評価と理由（『3・2・1』の3段階評価です。）			
	達成度	2	河川事業により７か所目の親水施設の整備が進んでおり、平成22年度には完成予定です。現在、神田川ふれあいセンターの整備内容の検討を進めています。
	実施の成果	3	河川改修にあわせて魚道や親水施設が整備され、アユが以前より上流側で確認される等、生態系の回復や河川環境の向上が図られました。「神田川ファンクラブ」では、口コミによる広がりが見られる等、区民の神田川に対する関心の高まりが進んでいます。
	効率性	3	河川改修に合わせて東京都や豊島区と協議しながら親水施設の整備を進めていますが、基盤整備は東京都が行っており効率的です。
	行政の関与	2	やすらぎとうるおいのある水辺空間の整備（生態系の回復、親水性の向上等）は、区民の意向を反映して進めていくことが不可欠です。　区は、区民意識を背景に東京都や隣接区と連携し、実現に向けた働きを積極的に果たす必要があります。
	妥当性	3	ゆとりとうるおいある自然豊かな区民の憩いの場を創出するために東京都の河川改修事業の中で親水施設を整備したり、区民を対象に河川愛護の啓発活動を実施することは適切です。
	施策寄与度	2	この3年間で河川改修に合わせて親水施設等の整備が進められており、区民の憩いの場の創出に大いに寄与しています。

総合評価

平成19年度の評価をＢとします。その理由は、神田川ファンクラブが計画どおり推進し、親水施設についても、東京都が22年度の完成を目指して、（仮称）戸塚地域センター前に整備工事を進めているからです。

また、過去3年間の実績ではＢと評価します。その内容は、神田川の河川公園構想を推進するため、東京都に対して協議を行ってきた結果、アプローチ階段や生き物に配慮した河床の整備が実現することになりました。また、平成11年度から始まった神田川ファンクラブの参加者が延べ500人を越え、学校の総合学習の一環として活用される等、区民の神田川や神田川の自然環境回復への関心が高まってきました。

※ B

過年度評価

18年度 B
17年度 B
16年度 B
15年度

改革方針

この事業は、河川公園整備構想に基づき河川や河川沿いの管理通路と既存公園を一体的に整備する「河川公園」の具現化に向け、具体的な施設整備や運営管理について検討していくため、第一次実行計画「６０①アユが喜ぶ川づくり」に引き継いで取り組んでいきます。

（仮称）戸塚地域センター内に整備予定の神田川ふれあいセンターの内容を、区民と協議検討していきます。

方向性

※ 1

現状のまま継続

事務事業	116	みんなで考える身近な公園の整備
章	3	安全で快適な、みどりのあるまち
大項目	04	うるおいのあるみどりのまちづくり
施策	02	公園、広場などの整備充実

事業内容

目的	地域住民にとって身近な公園を、より一層使いやすい公園にするため、子どもを含む地域の住民参加によって改修プラン作りを行い、再整備を図っていきます。
対象・手段	主に住宅街の中にある小規模な既存公園（６００㎡程度以下）のうち、施設の老朽化や立地状況から利用度が低下している公園を対象とします。計画から工事までの期間を２年間とし、地域との協働のよる改修プランの作成には十分な時間を確保します。10年間で５園の整備を行います。

成果（事業が意図する成果）

地域の人たちが協働して公園を整備することにより、公園に対する愛着が湧き、公園の利用が増加されます。

事業成果指標

指標名	定義	目標水準
整備目標公園数に対する整備済公園数の割合	目標値５園に対する達成率	（ 平成19 ）年度に （ 100% ）の水準達成
整備目標内容に対する整備済内容の割合	目標値５園に対する達成率（設計・施工別）設計10ポイント、施工10ポイントで換算	（ 平成19 ）年度に （ 100% ）の水準達成
		（ ）年度に （ ）の水準達成

成果の達成状況

		単　位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備　　考
事業成果指標	目標値１①	%	60.00	60.00	80.00	100.00	⑩:まつ川 設計 ⑪:まつ川 工事 ⑫:対象なし ⑬:原町 設計 ⑭:原町 工事 ⑮:やまぶき 設計 ⑯:やまぶき 工事 ⑰:しんかい 設計 ⑱:しんかい 工事 大久保北 設計 大久保北 工事 西早稲田 設計 ⑲:西早稲田 工事 西大久保 設計 (計130ﾎﾟｲﾝﾄ)
	実績１②	%	60.00	60.00	100.00	120.00	
	③＝②／①	%	100.00	100.00	125.00	120.00	
	目標値２④	%	70.00	80.00	90.00	100.00	
	実績２⑤	%	60.00	70.00	110.00	130.00	
	⑥＝⑤／④	%	85.71	87.50	122.22	130.00	
	目標値３⑦		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績３⑧		0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑨＝⑧／⑦	%	0.00	0.00	0.00	0.00	

事業の実施内容

平成18年度	しんかいばし児童遊園　　実施設計及び整備工事　４８２㎡ 大久保北公園　　設計ワークショップ実施＋実施設計＋整備工事　７８３㎡ 西早稲田児童遊園　設計ワークショップの実施 区民との協働によるプランづくり
平成19年度	西早稲田児童遊園　実施設計及び整備工事　４４１㎡ 西大久保児童遊園　設計ワークショップの実施 区民との協働によるプランづくり

部名称	みどり土木部	課名称	みどり公園課

		単　位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備　　考
トータルコスト	事業費⑩	千円	5,269	27	27,459	11,913	
	人件費⑪	千円	8,338	4,169	20,700	12,390	
	事務費⑫	千円	0	0	0	275	
	減価償却費等⑬	千円	0	0	0	0	
	総計⑭＝⑩＋⑪＋⑫＋⑬	千円	13,607	4,196	48,159	24,578	
	受益者負担⑮	千円	0	0	0	0	
	純計⑯＝⑭－⑮	千円	13,607	4,196	48,159	24,578	
	受益者負担率⑮／⑭	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
財源内訳	一般財源⑰＝⑯－⑱	千円	13,607	4,196	40,159	24,578	⑱大久保北まちづくり交付金
	特定財源⑱		0	0	8,000	0	
	一般財源投入率⑰／⑭	%	100.00	100.00	83.39	100.00	
職員	常勤職員	人	1.00	0.50	2.50	1.50	
	非常勤職員		0.00	0.00	0.00	0.00	

事業に関する検討課題

本事業の対象とする公園は、利用者の範囲が限られる小規模な公園であるため、協働を行う際のきめ細かい配慮が必要になり、さまざまな利用者のニーズに応えることが大切になります。

評価基準に基づく評価と理由（『3・2・1』の3段階評価です。）

達成度	3	当初実施計画どおり進め、目標より１園多い６園の改修を行い、目標を達成しました。
実施の成果	3	整備が完了した既実施公園については、整備後の利用が高まっています。 １９年度完成した公園でも公園サポーターが結成され、管理・運営面での協働も進んでいます。
効率性	3	住民と協働で改修計画案を作成することから、真に必要な施設の見極めができ、効率的な設計が可能になっています。
行政の関与	2	公園管理者として、施設改修は当然の責務です。また、協働で公園を再整備する事業では、技術的な助言などのように行政が積極的に関与していく必要があります。
妥当性	2	使いやすい公園にするには、利用者ニーズに応えた公園を実現する事が重要であるため、地域との協働による公園整備を進めることは、適切です。
施策寄与度	3	この３年間で３園改修の実績があり、改修後の利用度も増加傾向にあります。総合的に３年間で公園の整備充実の施策寄与をしました。

総合評価

１９年度の評価はＡとします。西早稲田児童遊園において、住民参画ワークショップにより、利用者ニーズにきめ細かく配慮した公園として改修できた結果、利用者が増えた点にあります。ワークショップを通じて公園サポーターも結成されました。
また、過去３年の実績ではＡと評価します。当初実施計画より１園多く公園改修を実施でき、目標を上回った点です。

※ A

過年度評価
18年度 A
17年度 A
16年度 B
15年度

改革方針

この事業は引続き、第一次実行計画「７５②みんなで考える身近な公園の整備」事業で取り組んでいきます。工事完了後も、区民が愛着と関心を持って管理に積極的に参加してくれるよう、より多くの区民の参画の下で、公園整備を行っていきます。

方向性
※ 1
現状のまま継続

事務事業	117	サポーター制度による公園管理
章	3	安全で快適な、みどりのあるまち
大項目	04	うるおいのあるみどりのまちづくり
施策	02	公園、広場などの整備充実

事業内容

目的	区民等が公園のサポーターとなって自発的かつ自主的に公園管理を行うことにより、公園利用の活性化と快適な公園施設環境を実現し、暮らしやすい地域を創出していきます。
対象・手段	ボランティア活動により公園管理をするため、サポーター自身が活動計画を立て、活動者と区とで活動内容の合意形成を図ります。区は活動計画作成の相談のほか、活動内容に沿って、資器材の貸与・支給・ボランティア保険加入等の必要な支援を行います。

成果（事業が意図する成果）

公園利用者である近隣の区民等が公園の管理に参画することにより、公園利用の活性化と快適な公園施設環境を実現し、暮らしやすい地域を創出します。公園はその新しい屋外レクリエーション機能として、「生きがい感」や「社会貢献意欲の充足」を提供するようになりました。さらにサポーターは特定人が頻繁に特定公園に立ち寄ることから、「匿名性を原因とする犯罪の予防」や「ホームレスの公園居留の抑止力」にもなっており、暮らしやすい地域の創出につながっています。

事業成果指標

指標名	定義	目標水準
公園のサポーター活動のある公園数	ひとつの公園を１活動として換算します。１公園で２組以上のサポーター活動があって重複する場合も１公園として数えています。	（ 平成19 ）年度に （ 45園 ）の水準達成
		（ ）年度に （ ）の水準達成
		（ ）年度に （ ）の水準達成

成果の達成状況

		単位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備考
事業成果指標	目標値１①	園	42.00	41.00	43.00	45.00	（目標値１） 目標値は、新規の登録状況を踏まえて、17年度の目標値を41園に修正し、以後各年度の推移を２園と設定しました。
	実績１②	園	33.00	40.00	50.00	76.00	
	③＝②／①	%	78.57	97.56	116.28	168.89	
	目標値２④		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績２⑤		0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑥＝⑤／④	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
	目標値３⑦		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績３⑧		0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑨＝⑧／⑦	%	0.00	0.00	0.00	0.00	

事業の実施内容

平成18年度	50園（のべ56園）/348名/50組 （実施園数／参加人数／団体数） 公園愛護会及び区民花壇との事業統合を図り、公園サポーターに統一しました。
平成19年度	76園／674人／82組 （実施園数／参加人数／団体数）

部名称	みどり土木部	課名称	みどり公園課

		単　位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備　　考
トータルコスト	事業費⑩	千円	781	196	388	6,274	
	人件費⑪	千円	4,169	4,169	4,140	6,195	
	事務費⑫	千円	0	0	0	0	
	減価償却費等⑬	千円	0	0	0	0	
	総計⑭＝⑩＋⑪＋⑫＋⑬	千円	4,950	4,365	4,528	12,469	
	受益者負担⑮	千円	0	0	0	0	
	純計⑯＝⑭－⑮	千円	4,950	4,365	4,528	12,469	
	受益者負担率⑮／⑭	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
財源内訳	一般財源⑰＝⑯－⑱	千円	4,950	4,365	4,528	12,469	
	特定財源⑱		0	0	0	0	
	一般財源投入率⑰／⑭	%	100.00	100.00	100.00	100.00	
職員	常勤職員	人	0.50	0.50	0.50	0.75	
	非常勤職員		0.00	0.00	0.00	0.00	

事業に関する検討課題

区は公園サポーターが行う清掃や花壇管理などの活動を支援するために、清掃用具や花苗を提供するほか、活動を活性化するために総会や分科会を開催してきましたが、サポーター活動をより活発にするために、他の公園の活動事例の見学会など情報交換の場を増やしていくことが課題です。

評価基準に基づく評価と理由（『3・2・1』の3段階評価です。）			
	達成度	3	サポーターによる管理が目標４５園に対して７６園となり目標を上回っています。
	実施の成果	3	利用者である区民が公園の管理に加わることで、公園の活性化が図られています。サポーター活動の活発な公園では、公園と地域との密着度が高まっており、十分に事業成果は上がっています。
	効率性	3	行政では目の届きにくい部分を地域の方にサポートしていただくため協働による公園管理は効率的です。
	行政の関与	3	公園の管理を区と協働で地域の方にも担っていただく事業であり、区の関与は必要です。
	妥当性	3	公園の管理を地域の方が担うことで公園利用が活性化するとともに、地域のコミュニティ活動の活発化が期待できることから公園サポーターによる公園管理は妥当です。
	施策寄与度	2	この3年間で新たに公園サポーター登録が43園ありました。サポーターによる公園管理は、公園の活性化と快適な施設環境を実現するとともに協働の推進に寄与しています。

総合評価

19年度の評価はＡとします。理由は、パンフレットを作成し制度の周知に努め、清掃用具や花苗等の資器材の提供を充実した結果、目標を大きく上回る26園でサポーターが新規登録され、公園利用の活性化や快適な公園施設環境の創出に寄与したからです。また、過去３年間の実績はＡと評価します。公園愛護会及び区民花壇管理者のサポーター制度への円滑な事業統合ができ、これらの事業統合を含めて３年間で新たに43園でサポーター登録が増えたほか、総会や地域別の分科会を開催し、区との意見交換やサポーター同士の情報交換を行うことにより、サポーター活動が活発に行われるようになり、公園利用の活性化と地域コミュニティの推進に寄与しました。

※
A

過年度評価

18年度 B
17年度 B
16年度 B
15年度

改革方針

この事業は、経常事業の「公園のサポーター制度」に引き継いで取り組んでいきます。今後、さらにサポーター制度を充実していくために、引続き、制度の周知に努め、総会や地域別の分科会を開催するほか、活動事例の見学会など情報交換の場を増やし、サポーター活動の活性化を図っていきます。

方向性

※
1

現状のまま継続

事務事業	118	漱石公園のリニューアル
章	3	安全で快適な、みどりのあるまち
大項目	04	うるおいのあるみどりのまちづくり
施策	02	公園、広場などの整備充実

事業内容

目的	郷土の偉人「夏目漱石」の足跡を区内外へ情報発信する公園として、リニューアル整備を行ないます。あわせて、老朽化した石積み擁壁の改修を行います。
対象・手段	漱石公園において、リニューアル整備を有識者や地元区民をはじめ、漱石に思い入れのある区民との協働により計画づくりを行います。

成果（事業が意図する成果）

漱石公園は、夏目漱石が執筆活動を行なった住居跡の一部であり、終焉の地でもあります。漱石の足跡を伝え、漱石を偲ぶことのできる文化度の高い公園にリニューアル整備し、本区を代表的する文化資産の一つとして高めます。

事業成果指標

指標名	定義	目標水準
リニューアル整備	①１７年度　基本計画策定　30% ②１８年度　実施設計策定　60% （地質調査・擁壁設計含む） ③１９年度　整備工事　100%	（　平成19　）年度に （　100%　）の水準達成
		（　　）年度に （　　）の水準達成
		（　　）年度に （　　）の水準達成

成果の達成状況

		単　位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備　　考
事業成果指標	目標値１①	%	0.00	30.00	60.00	100.00	
	実績１②	%	0.00	30.00	60.00	100.00	
	③＝②／①	%	0.00	100.00	100.00	100.00	
	目標値２④		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績２⑤		0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑥＝⑤／④	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
	目標値３⑦		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績３⑧		0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑨＝⑧／⑦	%	0.00	0.00	0.00	0.00	

事業の実施内容

平成18年度	前年度実施の基本設計の成果に基づき、実施設計を行いました。
平成19年度	実施設計に基づき、整備工事を実施しました。（事業完了）

部名称	みどり土木部	課名称	みどり公園課

		単　位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備　　考
トータルコスト	事業費⑩	千円	0	5,440	8,177	79,234	
	人件費⑪	千円	0	16,676	16,560	16,520	
	事務費⑫	千円	0	94	0	3,754	
	減価償却費等⑬	千円	0	0	0	0	
	総計⑭＝⑩＋⑪＋⑫＋⑬	千円	0	22,210	24,737	99,508	
	受益者負担⑮	千円	0	0	0	0	
	純計⑯＝⑭－⑮	千円	0	22,210	24,737	99,508	
	受益者負担率⑮／⑭	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
財源内訳	一般財源⑰＝⑯－⑱	千円	0	22,210	24,737	99,508	
	特定財源⑱		0	0	0	0	
	一般財源投入率⑰／⑭	%	0.00	100.00	100.00	100.00	
職員	常勤職員	人	0.00	2.00	2.00	2.00	
	非常勤職員		0.00	0.00	0.00	0.00	

事業に関する検討課題

公園敷地は、漱石終焉の地であり、漱石門下の討論の場として後の日本文学界・文芸界を代表する人々が育った場所でもあります。公園整備後は、「漱石山房」復元の取り組み拠点としての機能を高めることが課題です。

評価基準に基づく評価と理由（『3・2・1』の3段階評価です。）			
	達成度	3	目標どおりに「夏目漱石」の足跡を伝える公園として整備されただけでなく、「漱石山房」復元への取り組みに繋がっています。
	実施の成果	3	この事業は、漱石の足跡を伝える公園に整備された一方で、「漱石山房」復元への方向性が見出されたことが最大の成果であると考えています。
	効率性	3	この事業は、漱石に思い入れを持つ多くの参画者とプロポーザルにより選定した委託業者との協働による計画を策定したため、費用対効果の観点から効率的に行われました。
	行政の関与	2	この事業は、「漱石終焉の地」を念頭に、漱石関係者や区民との協働で取り組みました。その結果、参画者の漱石に対する関心の高さから、整備内容も充実し、「漱石山房」復元への方向性が定まりましたので、引き続き協力を得たいと考えています。
	妥当性	3	本事業は、「漱石終焉の地」であることを考慮して、漱石関係者をはじめ多くの参画者を必要とするため、３ヵ年におよぶ協働による計画づくりは、妥当であったと考えます。
	施策寄与度	3	３ヵ年に渡る本事業は、老朽化施設の改修をはじめ、漱石の足跡を伝える公園整備の充実が図れました。また、「漱石山房」復元への取り組む方向性を確立したことから、今後は文化資源施策へ寄与するものと考えています。

総合評価

平成１９年度の評価をＡとした理由は、区民との協働で策定した計画どおりに漱石の足跡を伝える公園に整備ができたからです。その内容は、漱石の情報発信施設建設や漱石山房テラスを復元、擁壁に使われていたすべての房州石を再利用して整備しました。

また、過去３年間の実績もＡと評価します。その理由は、漱石関係者をはじめ多くの参画者との協働により、リニューアル開園後の来園者数が、平日は約８０人、休日になると１００人から２００人もの来園者が訪れるようになり、漱石の足跡を伝える公園として活性化されたからです。さらに、本事業をきっかけに、「漱石生誕１４０年記念事業」が実施され、区民をはじめ区外からも漱石への関心が高まりました。

※ A

過年度評価

18年度 B
17年度 A
16年度
15年度

改革方針

本事業は、平成１９年度で完了ですが、第一次実行計画「７６①漱石山房の復元に向けた取り組み」に引き継ぎます。今後は、漱石公園を情報発信の拠点として、適切で質の高い運営管理を行うとともに、漱石山房復元に向けた取り組みを進めていきます。

方向性

※ 6

休廃止

事務事業	150	仮称富久公園の整備
章	3	安全で快適な、みどりのあるまち
大項目	04	うるおいのあるみどりのまちづくり
施策	02	公園、広場などの整備充実

事業内容

目的	当該周辺地域には公園が少なく、さらに環状４号線事業用地として借用していた西富久児童遊園、余丁町児童遊園を返還することとなるため、公園を取得し整備するものです。 さらに、まちづくりの視点からこの地区における避難場所としての機能など防災性を強化することで、良好な住環境整備が図れます。
対象・手段	西富久地区市街地再開発事業エリアを含んだ地区計画に基づき、主に再開発事業による低層部の広場と公園を空間で連携する構成として整備します。国家公務員宿舎の敷地を、公園用地として、新宿区土地開発公社が先行取得。これの買戻しを平成１９年度行いました。また残地を国から無償使用承諾をとります。用地買収、設計委託及び整備工事費の一部をまちづくり交付金の対象として公園整備を行っていきます。

成果（事業が意図する成果）

安心・安全の街づくりの視点から、まとまりのある整形な公園を整備し、この地域の災害時の避難広場とするなど、防災機能を持たせることで住環境改善に寄与します。
環状４号線道路予定地を借用して開園している西富久児童遊園及び余丁町児童遊園に代わり、地域の防災性の向上に配慮された公園が整備されます。

事業成果指標

指標名	定義	目標水準
公園用地の確保	・区公社が国（財務省）から用地買収　５０％ ・区が区公社から用地買収　５０％	（　平成19　）年度に （　100%　）の水準達成
公園の整備	・旧公務員宿舎解体　１０％（19年度） ・公園設計　４０％（19年度） ・公園整備工事　５０％（20年度）	（　平成20　）年度に （　100%　）の水準達成
		（　　）年度に （　　）の水準達成

成果の達成状況

		単　位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備　　考
事業成果指標	目標値１①		0.00	0.00	50.00	100.00	平成18年度は、新宿区土地開発公社が用地買収を行い、平成19年度、区が公社から買い戻し、公園用地を確保。並行して公園の設計を行いました。２０年度に公園の整備工事を行います。
	実績１②		0.00	0.00	50.00	100.00	
	③＝②／①	%	0.00	0.00	100.00	100.00	
	目標値２④		0.00	0.00	0.00	50.00	
	実績２⑤		0.00	0.00	0.00	50.00	
	⑥＝⑤／④	%	0.00	0.00	0.00	100.00	
	目標値３⑦		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績３⑧		0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑨＝⑧／⑦	%	0.00	0.00	0.00	0.00	

事業の実施内容

平成18年度	仮称富久公園の公園予定地である公務員宿舎全敷地(4550㎡）の2/3（3033㎡）を国から新宿区土地開発公社が買収しました。
平成19年度	新宿区土地開発公社が買収した土地（約3033㎡）を新宿区で買収し、残りの土地（約1516㎡）を国と無償貸付契約を結び、公園用地を確保しました。 既存公務員宿舎建物の解体工事及び公園実施設計を行いました。

部名称	みどり土木部	課名称	みどり公園課

		単　位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備　　考
トータルコスト	事業費⑩	千円	0	0	0	1,928,144	
	人件費⑪	千円	0	0	0	8,260	
	事務費⑫	千円	0	0	0	13	
	減価償却費等⑬	千円	0	0	0	0	
	総計⑭＝⑩＋⑪＋⑫＋⑬	千円	0	0	0	1,936,417	
	受益者負担⑮	千円	0	0	0	0	
	純計⑯＝⑭－⑮	千円	0	0	0	1,936,417	
	受益者負担率⑮／⑭	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
財源内訳	一般財源⑰＝⑯－⑱	千円	0	0	0	1,185,417	
	特定財源⑱		0	0	0	751,000	
	一般財源投入率⑰／⑭	%	0.00	0.00	0.00	61.22	
職員	常勤職員	人	0.00	0.00	0.00	1.00	
	非常勤職員		0.00	0.00	0.00	0.00	

事業に関する検討課題

公園に対する愛着が高まり、区民が完成後の公園の管理・運営に参加することによって、地域住民が誇れる公園を実現することが必要です。

評価基準に基づく評価と理由『3・2・1』の3段階評価です。			
	達成度	3	当初計画どおり公園用地を取得するとともに、既存建物の解体及び公園実施設計を完了しました。
	実施の成果	3	公園の少ない地域に、公園が確保でき、災害時の安全性が確保されるようになります。
	効率性	3	全敷地の1/3は国有地を無償で借り受けています。また、用地買収及び公園整備には、国庫補助金を充当しており、効率的に実施しています。
	行政の関与	3	地域の防災性向上のための公園整備は、行政が行っていくことが必要です。なお、より良い公園整備を行うため住民参加の下、整備計画を策定しました。
	妥当性	3	公園不足の解消、防災性向上の両面から目標設定は適切です。
	施策寄与度	3	公園用地を確保し公園を整備することにより、防災性の向上と公園不足地域の解消が図られました。

総合評価

１９年度の評価はＢとします。１９年度は、予定通り土地を取得し、地域住民と協働で、実施設計を完了したからです。
設計に当っては、ワークショップを開催し、地域住民のニーズを取り入れ、災害用トイレ、耐震性防火貯水槽、消防訓練用ウォール等の防災機能を備えるとともに、公園中央には芝生広場を設け、地域の賑わいの中心となる公園計画が出来ました。また、ワークショップを通じて、公園に対する関心が高まり、開園後、サポーターとして公園管理に関わっていこうという機運も高まっています。

※ B

過年度評価
18年度
17年度
16年度
15年度

改革方針

引続き、第一次実行計画「４３①（仮称）富久公園の整備」で取り組んでいきます。公園整備に当たって、さらに、地域住民から意見を求めると共に、現在平行してワークショップ参加者による公園サポーター設立の準備を進めており、完成後は公園の管理・運営を区民と協働していく予定です。

方向性
※ 1
現状のまま継続

事務事業	119	妙正寺川公園第Ⅱ期整備
章	3	安全で快適な、みどりのあるまち
大項目	04	うるおいのあるみどりのまちづくり
施策	02	公園、広場などの整備充実

事業内容

目的	新宿・中野両区で共同設置している妙正寺川公園の中で、妙正寺川地下調節池の上部を現在、運動広場として暫定整備して運用しています。昼夜間で多くの区民が利用できるナイター設備等を備えた複合運動施設として本格整備を図ります。
対象・手段	妙正寺川公園運動広場　　面積　9,594.33㎡ 新宿・中野両区で調査、検討し、現在の暫定整備を利用している区民の理解を得ながら事業を進めます。 なお、整備工事は中野区の施行となり、経費の半分を新宿区が負担します。

成果（事業が意図する成果）

暫定整備で開放している運動広場を、複合運動施設として本格整備することにより、区民からの要望の多い少年野球場、サッカー場、陸上競技場等、新宿区で不足している運動施設の充実が図れます。

事業成果指標

指標名	定義	目標水準
		(　　) 年度に (　　) の水準達成
		(　　) 年度に (　　) の水準達成
		(　　) 年度に (　　) の水準達成

成果の達成状況

		単　位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備　　考
事業成果指標	目標値１①		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績１②		0.00	0.00	0.00	0.00	
	③＝②／①	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
	目標値２④		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績２⑤		0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑥＝⑤／④	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
	目標値３⑦		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績３⑧		0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑨＝⑧／⑦	%	0.00	0.00	0.00	0.00	

事業の実施内容

平成18年度	調査・検討
平成19年度	調査・検討

部名称	みどり土木部	課名称	みどり公園課

		単　位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備　　考
トータルコスト	事業費⑩	千円	0	0	0	0	
	人件費⑪	千円	0	0	0	0	
	事務費⑫	千円	0	0	0	0	
	減価償却費等⑬	千円	0	0	0	0	
	総計⑭＝⑩＋⑪＋⑫＋⑬	千円	0	0	0	0	
	受益者負担⑮	千円	0	0	0	0	
	純計⑯＝⑭－⑮	千円	0	0	0	0	
	受益者負担率⑮／⑭	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
財源内訳	一般財源⑰＝⑯－⑱	千円	0	0	0	0	
	特定財源⑱		0	0	0	0	
	一般財源投入率⑰／⑭	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
職員	常勤職員	人	0.00	0.00	0.00	0.00	
	非常勤職員		0.00	0.00	0.00	0.00	

事業に関する検討課題

新宿区で不足している野球場やグラウンドの整備拡充は必要ですが、本格整備予定である複合運動施設について、施設の内容や整備時期、費用などに関して中野区と十分に調整しながら検討していくことが課題です。

評価基準に基づく評価と理由『3・2・1』の3段階評価です。			
	達成度	2	当面の間、現在の暫定整備の状態を維持することで、中野区と協議・調整済みです。
	実施の成果	2	暫定整備により、運動広場として利用可能としています。 本格整備ができれば、不足する運動施設の充足が図れます。
	効率性	2	中野区と共同設置することで事業費及び維持管理を両区で負担することになります。
	行政の関与	3	運動施設が不足する現状において、運動施設の整備は中野区と連携のうえ、積極的に進める必要があります。
	妥当性	3	調節池上部の活用による用地確保、中野区と共同による施設整備は、当該施設の立地・性格から妥当といえます。
	施策寄与度	2	この3年間で、暫定整備状態を維持することや将来の整備に関して中野区と協議を行い、運動施設の整備充実に寄与しました。

総合評価

平成19年度の評価はＢとします。理由は、中野区との協議で、現在の暫定整備の状態を維持するとともに、将来の整備についても継続して検討していくことを確認したからです。

また、過去３年間の実績はＢと評価します。当面は現在の運動広場としての暫定整備での利用を継続しつつ、将来の整備のあり方について引き続き中野区と検討していくこととしました。

※ B

過年度評価

18年度 B
17年度 B
16年度 B
15年度

改革方針

この事業は、経常事業の「妙正寺川公園の維持管理」のなかで、将来の整備のあり方について、引続き中野区と検討していきます。

方向性

※ 1

現状のまま継続

事務事業	120	新宿駅周辺地区の交通環境整備推進
章	4	にぎわいと魅力あふれるまち
大項目	01	魅力あふれるまちづくり
施策	01	魅力ある都市空間づくり

事業内容

目的	新宿駅周辺地区を回遊性の高い魅力ある都市空間とするために、歩行者空間の整備を促進するとともに、都市景観に配慮したまちなみの形成を図ります。
対象・手段	対象：新宿駅周辺地区 手段：東西自由通路整備と連携した駅前広場の整備や、地下通路の整備等のそれぞれの計画について事業者　　間の調整を行ない誘導していきます。

成果（事業が意図する成果）

新宿駅周辺地区の整備を推進することにより、歩行者の回遊性の確保、交通混雑の解消、安全性の向上、市街地の活性化等が図られます。

事業成果指標

指標名	定義	目標水準
新宿駅東西自由通路の都市計画決定	基礎調査を行って50%、都市計画決定をして100%	（　平成19　）年度に （　100%　）の水準達成
靖国通り地下通路延伸の都市計画決定	準備会を立ち上げて10%、都市計画決定をして100%	（　平成19　）年度に （　100%　）の水準達成
		（　　）年度に （　　）の水準達成

成果の達成状況

		単　位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備　　考
事業成果指標	目標値１①	%	0.00	100.00	100.00	100.00	東西自由通路については、関係者間において整備に関する基本合意を行い、事業化が現実なものとなりました。都市計画については、引き続き検討していきます。 靖国通り地下通路延伸については、関係者とともに事業手法等を検討しました。民間開発との調整を行いながら、都市計画についても検討していきます。
	実績１②	%	0.00	50.00	60.00	80.00	
	③＝②／①	%	0.00	50.00	60.00	80.00	
	目標値２④	%	0.00	100.00	100.00	100.00	
	実績２⑤	%	0.00	10.00	20.00	30.00	
	⑥＝⑤／④	%	0.00	10.00	20.00	30.00	
	目標値３⑦		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績３⑧		0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑨＝⑧／⑦	%	0.00	0.00	0.00	0.00	

事業の実施内容

平成18年度	東西自由通路及び駅前広場の整備については、「第3回新宿駅周辺整備計画検討委員会・第4回幹事会」を開催し、幅員25mでの早期実現を確認しました。また、委員会では、自由通路を都市計画として位置づけることについての提案と、事業のスケジュール等の検討を行いました。 靖国通り地下歩行者道の延伸については、歩行者交通量調査等の具体的な現況調査を、東京都等関係者で協働して進めました。
平成19年度	東西自由通路及び駅前広場の整備については、新宿駅周辺整備計画検討委員会を開催し、関係者間において自由通路の整備に関する基本合意を行いました。20年度より設計作業に着手します。 靖国通り地下歩行者道の延伸については、事業手法、事業計画等について、国・東京都とともに検討を進めました。新宿通りのモール化については、交通量調査、物流実態のヒアリング・アンケート調査等を行いました。

部名称	都市計画部	課名称	都市計画課

		単　位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備　　考
トータルコスト	事業費⑩	千円	0	0	0	0	
	人件費⑪	千円	0	6,670	6,624	6,608	
	事務費⑫	千円	0	70	75	52	
	減価償却費等⑬	千円	0	0	0	0	
	総計⑭＝⑩＋⑪＋⑫＋⑬	千円	0	6,740	6,699	6,660	
	受益者負担⑮	千円	0	0	0	0	
	純計⑯＝⑭－⑮	千円	0	6,740	6,699	6,660	
	受益者負担率⑮／⑭	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
財源内訳	一般財源⑰＝⑯－⑱	千円	0	6,740	6,699	6,660	
	特定財源⑱		0	0	0	0	
	一般財源投入率⑰／⑭	%	0.00	100.00	100.00	100.00	
職員	常勤職員	人	0.00	0.80	0.80	0.80	
	非常勤職員		0.00	0.00	0.00	0.00	

事業に関する検討課題

新宿駅東口地区では、地下鉄副都心線が20年6月に開通し、また甲州街道では地下歩道の工事が行われるなど、都市のインフラ整備が進行しています。その中で東口周辺のまちづくりを推進するためには、靖国通り地下通路延伸や新宿通りのモール化による回遊性の確保等について、関係機関と調整していく必要があります。

また、東西自由通路の事業化に伴い、通路に繋がる東西駅前広場の整備計画についても検討を行っていく必要があります。

評価基準に基づく評価と理由（『3・2・1』の3段階評価です。）

達成度	2	東西自由通路の整備については、関係者間において自由通路の整備に関する基本合意を行いました。靖国通り地下歩行者道の延伸については、事業手法、事業計画等について検討を進めました。
実施の成果	2	東西自由通路は、関係者間で自由通路の整備に関する基本合意を行いました。靖国通り地下通路延伸については、事業手法、事業計画等について、検討を進めました。新宿通りのモール化については、交通量調査等の調査を行いました。
効率性	2	新宿跨線橋架け替え工事や地下鉄副都心線の関係事業者と総合的な意見調整を行うことは、回遊性の高い魅力的なまちづくりを進める上で効率的です。
行政の関与	3	新宿駅は、全国的にも利用者の多い主要なターミナル駅であり、関係する多くの事業者の調整を図るため、地元自治体として区が関与する必要があります。
妥当性	2	新宿駅周辺地区を回遊性の高い魅力ある都市空間にするために、地元や関係機関相互の調整を行ない、新宿駅東西自由通路の整備や地下歩行者通路の整備、新宿通りのモール化を推進していくことは、妥当です。
施策寄与度	3	新宿駅周辺地区の整備を推進することにより、歩行者の回遊性の確保や交通混雑の解消、市街地の活性化等を図ることは、新宿駅周辺の都市空間の快適性を向上させるために大いに寄与します。

総合評価

平成19年度の評価はBです。新宿駅東西自由通路については、関係者間において自由通路の整備に関する基本合意を行い、靖国通り地下歩行者道の延伸については、事業手法、事業計画等について、国・東京都とともに検討を進めました。新宿通りのモール化については、具体的な調査に着手しました。新宿駅周辺の回遊性向上に向け、着実に進捗していることは評価できます。

平成17から19年度の評価もBとします。靖国通り地下歩行者道の延伸も含め、都市計画について引き続き検討を行っていく必要がありますが、新宿駅東西自由通路については、平成20年度からの事業化が実現し、大いに評価できます。

※ B

過年度評価

18年度 B
17年度 B
16年度
15年度

改革方針

靖国通り地下通路の延伸及び新宿通りのモール化については、東口周辺の歩行者の回遊性向上を図るために必要不可欠であるので、整備を実現していきます。今後は自由通路から駅前広場、そしてまちへの円滑なアクセス、さらにまちの更新などを視野に入れた一体的な計画の策定を行っていきます。

この事業は、第一次実行計画「63新宿駅周辺地区の整備推進」に引き継いで取り組んでいきます。

方向性

※ 1

現状のまま継続

事務事業	121	路上喫煙対策の推進
章	4	にぎわいと魅力あふれるまち
大項目	01	魅力あふれるまちづくり
施策	02	清潔で美しいまちづくり

事業内容

目的	「路上喫煙」の弊害に関する区民・来街者への啓発の促進とともに、区内主要駅周辺など路上喫煙現場での継続的なキャンペーンとパトロールによる指導を進め、秩序ある分煙により、「路上喫煙」をなくし、清潔で美しいまちづくりをめざします。
対象・手段	街頭キャンペーンや路上喫煙禁止のパトロールの実施、事業所を通じた従業員への啓発活動、商店街等の協力によるＰＲなど、路上喫煙防止対策を推進します。

成果（事業が意図する成果）

分煙化を推進し、「路上喫煙」が減少することにより、清潔で美しいまちづくりを推進します。

事業成果指標

指標名	定義	目標水準
「路上喫煙」に関する苦情の減少率	平成16年度からの区長へのはがきの件数の減少率 基準値 ９５件⇒目標値 ７０件 減少率 26.3%	（ 平成19 ）年度に （ 26% ）の水準達成
「路上喫煙率」の減少率	条例施行前（平成17年６月）からの「路上喫煙率」の減少率 基準値 4.13%⇒目標値 1.0% 減少率 75.8%	（ 平成19 ）年度に （ 76% ）の水準達成
事業者向け説明会の開催	参加事業者数 400社	（ ）年度に （ 400社 ）の水準達成

成果の達成状況

		単 位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備 考
事業成果指標	目標値１①	%	0.00	26.30	26.30	26.30	平成19年度：路上喫煙関係の区長へのはがきは、60件でした。
	実績１②	%	0.00	0.00	0.00	36.80	
	③＝②／①	%	0.00	0.00	0.00	139.92	
	目標値２④	%	0.00	75.80	75.80	75.80	基準値4.13%に対して0.83%、減少率は79.9%でした。
	実績２⑤	%	0.00	56.70	71.70	79.90	
	⑥＝⑤／④	%	0.00	74.80	94.59	105.41	
	目標値３⑦	社	0.00	400.00	400.00	400.00	清掃事務所主催の廃棄物管理責任者講習会において説明を実施しました。
	実績３⑧	社	0.00	176.00	279.00	235.00	
	⑨＝⑧／⑦	%	0.00	44.00	69.75	58.75	

事業の実施内容

平成18年度	区内主要駅周辺等における「路上喫煙」禁止のキャンペーン・パトロール、町会・商店街・事業所・学校・集客施設等におけるポスター・ステッカーの掲出、路面標示等のＰＲ、企業・学校向け説明会、出張研修を実施しました。また、喫煙率調査を行い、事業の実施に反映させました。
平成19年度	区内主要駅周辺等における「路上喫煙」禁止のキャンペーン・パトロール、町会・商店街・事業所・学校・集客施設等におけるポスター・ステッカーの掲出、路面標示等のＰＲ、企業・学校向け説明会、出張研修を実施しました。また、喫煙率調査を行い、事業の実施に反映させました。なお、夜間パトロールを実施するとともに夜間の喫煙率を把握するための調査も行いました。

部名称	環境清掃部	課名称	生活環境課

		単　位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備　　考
トータルコスト	事業費⑩	千円	0	88,519	86,694	140,233	
	人件費⑪	千円	0	16,676	16,560	16,520	
	事務費⑫	千円	0	0	0	0	
	減価償却費等⑬	千円	0	0	0	0	
	総計⑭＝⑩＋⑪＋⑫＋⑬	千円	0	105,195	103,254	156,753	
	受益者負担⑮	千円	0	0	0	0	
	純計⑯＝⑭－⑮	千円	0	105,195	103,254	156,753	
	受益者負担率⑮／⑭	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
財源内訳	一般財源⑰＝⑯－⑱	千円	0	105,195	103,254	156,753	
	特定財源⑱		0	0	0	0	
	一般財源投入率⑰／⑭	%	0.00	100.00	100.00	100.00	
職員	常勤職員	人	0.00	2.00	2.00	2.00	
	非常勤職員		0.00	0.00	0.00	0.00	

事業に関する検討課題

路上喫煙禁止については喫煙率調査結果からも理解は得られてきましたが、区内事業所・学校等に通勤・通学する人や来街者に対しても、路面標示やキャンペーンなどにより、さらに周知を重ねていくとともに、パトロールによる個別指導を継続的に実施していく必要があります。また、夜間・土日・休日における指導も今後拡大して取り組んでいく必要があります。

評価基準に基づく評価と理由（『3・2・1』の3段階評価です。）

達成度	3	ポスター等での周知活動やパトロールなどの啓発活動により喫煙率調査上からも路上喫煙は減少しています。
実施の成果	3	ＰＲ・パトロールを徹底することにより、目標も達成し、路上喫煙は減少しています。
効率性	2	定期的に効果測定を行ない、評価・分析し、ＰＲ、パトロール委託や区民による啓発活動の実施方法を改善していくことで、効率性を向上させています。
行政の関与	3	意識啓発活動は区の責務であり関与は当然です。区民・事業者等は、区と協働して、区の実施する施策に協力することが求められます。
妥当性	3	区民に対する継続的な啓発活動が必要であるとともに、多くの来街者がある新宿区においてはパトロールなど個別指導が必要です。
施策寄与度	3	路上喫煙は着実に減少しており、清潔で美しいまちづくりに寄与しています。

総合評価

19年度評価をＢとした理由は、業者委託によるキャンペーン・パトロール等を実施し、路上喫煙率が大幅に減少しましたことです。しかし、いまだに路上喫煙禁止について投書が６０件寄せられている現状を考慮すると、今後も路上喫煙ゼロを目指した意識啓発をさらに推進し、受動喫煙やたばこの火による被害の無い快適なまちづくりを普及していく必要があります。

また、過去３年間の実績ではＢと評価します。その内容は路上喫煙率の減少である一方、駅周辺から離れた場所での路上喫煙が無くなっていないことです。

※ B

過年度評価

18年度 B
17年度 B
16年度
15年度

改革方針

路上喫煙禁止のパトロール員による機動的な巡回指導を充実するとともに、土日・休日にもパトロール活動を行っていきます。また、地域団体との連携による路上喫煙対策協力員制度を活用し、区民との協働により路上喫煙率ゼロを目指します。

また、19年度区長が指定する喫煙所を６箇所から７箇所としましたが、分煙の徹底のため、敷地管理者と協議のうえ、受動喫煙にならない場所での喫煙所の設置について更に取り組んでいきます。

この事業は路上喫煙禁止の周知・徹底のため、第一次実行計画「５３路上喫煙対策の推進」に引き継いで取り組んでいきます。

方向性

※ 4

拡大

事務事業	122	ポイ捨て防止ときれいなまちづくりの推進
章	4	にぎわいと魅力あふれるまち
大項目	01	魅力あふれるまちづくり
施策	02	清潔で美しいまちづくり

事業内容

目的	「ポイ捨て」についての意識改革を図るとともに、美化活動の充実により繁華街などの「ポイ捨て」ごみを可能な限り減らしていきます。また、平成１７年８月１日から、「路上喫煙禁止」をこの事業の目的として加えました。
対象・手段	区民だけでなく通学・通勤者も対象として、区が啓発活動を行うとともに、特に新宿駅東口周辺、西口周辺、高田馬場駅周辺の美化推進重点地区においては、地元住民・事業者等と協力して空き缶等の散乱の防止に関する施策を重点的に実施するため、散乱防止計画を策定し、美化活動を推進します。

成果（事業が意図する成果）

ごみの「ポイ捨て」「路上喫煙」が減少し、清潔で美しいまちづくりを推進します。

事業成果指標

指標名	定義	目標水準
ごみゼロデーの参加団体数	新宿区一斉道路美化清掃日（ごみゼロ)の参加地域団体数	（ 平成19 ）年度に （ 200団体 ）の水準達成
		（ ）年度に （ ）の水準達成
		（ ）年度に （ ）の水準達成

成果の達成状況

		単 位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備 考
事業成果指標	目標値１①	団体	200.00	200.00	200.00	200.00	
	実績１②	団体	262.00	267.00	207.00	219.00	
	③＝②／①	%	131.00	133.50	103.50	109.50	
	目標値２④		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績２⑤		0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑥＝⑤／④	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
	目標値３⑦		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績３⑧		0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑨＝⑧／⑦	%	0.00	0.00	0.00	0.00	

事業の実施内容

平成18年度	散乱防止計画の策定、ポスター・標識等による美化意識の啓発、商店街等を中心として、企業、ボランティアによる美化キャンペーンを実施しました
平成19年度	散乱防止計画の策定、ポスター・標識等による美化意識の啓発、商店街等を中心として、企業、ボランティアによる美化キャンペーンを実施しました。

部名称	環境清掃部	課名称	生活環境課

		単　位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備　　考
トータルコスト	事業費⑩	千円	14,626	2,515	3,224	1,730	平成16年度については、(1)ポイ捨て防止意識の啓発、(2)歩きタバコ防止啓発活動を統合して実施しました。
	人件費⑪	千円	0	19,055	19,240	16,520	
	事務費⑫	千円	0	0	0	0	
	減価償却費等⑬	千円	0	0	0	0	
	総計⑭＝⑩＋⑪＋⑫＋⑬	千円	14,626	21,570	22,464	18,250	
	受益者負担⑮	千円	0	0	0	0	
	純計⑯＝⑭－⑮	千円	14,626	21,570	22,464	18,250	
	受益者負担率⑮／⑭	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
財源内訳	一般財源⑰＝⑯－⑱	千円	14,626	21,570	22,464	18,250	
	特定財源⑱		0	0	0	0	
	一般財源投入率⑰／⑭	%	100.00	100.00	100.00	100.00	
職員	常勤職員	人	0.00	2.00	2.00	2.00	
	非常勤職員		0.00	1.00	1.00	0.00	

事業に関する検討課題

住民、事業所との協働により美化活動を実施してきましたが、繁華街での夜間や休日における路上喫煙による吸殻や、ポイ捨てごみ等についての苦情がいまだに寄せられてきていることから、さらに多くのボランティア等の参加を得て継続的に推進していくと共に、実施方法の工夫が必要であると考えます。

評価基準に基づく評価と理由『3・2・1』の3段階評価です。			
	達成度	2	ごみ散乱防止の意識啓発や美化活動の推進等の活動により、全体としてポイ捨てごみは減少していますが、繁華街ではいまだにポイ捨てや路上喫煙が多く、苦情も多く寄せられています。
	実施の成果	2	自主的な清掃活動を行う団体やボランティアによる清掃活動も年々増加し美化意識が徐々に向上してきています。また、ごみゼロデー等の参加団体・人数も定着してきました。
	効率性	3	地域における自主的な清掃活動等、コストを抑制しつつも、まち美化の意識が向上し、キャンペーン等の効果が上がっています。
	行政の関与	3	区・区民・事業者等の役割や責務を認識し、相互に協力しながら推進していく必要があるため、コーディネーターとしての区の関与は欠かせません。
	妥当性	2	ポイ捨て防止ときれいなまちづくりという目的は妥当であり、散乱防止計画の策定、ポスター・標識などの活用、清掃用具の貸し出し等の手段も妥当ですが、今後は啓発対象として若年層に焦点を当てることによりさらに効果が期待できます。
	施策寄与度	3	地元商店会の美化・清掃活動の活発化に伴い、来街者のポス捨てについての意識も以前より大きく向上し、清潔で美しいまちづくりに大いに寄与しています。

総合評価

平成19年度の評価Ｂとした理由は、ごみゼロデーの参加団体数の指標を達成したためです。地元商店会の美化・清掃活動の活発化に伴い、来街者のポイ捨てについての意識は向上しています。今後ポイ捨ての意識向上を図りつつ、路上喫煙禁止対策も進めていくべきで、区内全域に清掃活動が拡大していることは評価でき、協働の仕組みが整ってきたと言えます。

また、過去３年間の実績ではＢと評価します。その内容はごみゼロデーの参加団体数や参加者数の増です。

※ B

過年度評価

18年度 B
17年度 B
16年度 B
15年度

改革方針

早朝、夜間及び休日における美化活動については地元商店会、団体及びボランティアとの協働による清掃活動が定着してきていますが、今後更に、まち美化を推進するために美化推進重点地区を中心に、区民等との協働による清掃活動とポイ捨て防止・路上喫煙禁止キャンペーンを総合的・一体的に実施していき、「美化の輪」を広げていきます。また、散乱の原因となりやすい物品や食品の販売店などに対して、ポイ捨て防止への協力要請を行っていきます。

この事業は、地域の美化活動推進の理由により、経常事業の「ポイ捨て防止ときれいなまちづくり」に引き継いで取り組んでいきます。

方向性

※ 4

拡大

事務事業	123	新たな景観まちづくりの推進
章	4	にぎわいと魅力あふれるまち
大項目	01	魅力あふれるまちづくり
施策	02	清潔で美しいまちづくり

事業内容

目的	平成１９年度に景観計画を策定し、良好な景観形成を図っていきます。良好な景観を形成することによって、区民にとって潤いのある豊かな生活環境を創造し、地域の活性化や賑わいを創出していきます。
対象・手段	区民会議や景観まちづくり審議会を活用し、区民や専門家の意見を踏まえた景観法に根拠を持った景観計画を策定していきます。また、東京都知事と協議を行い、景観行政団体になります。

成果（事業が意図する成果）

平成１９年度に景観計画を策定し、良好な景観形成を図っていきます。良好な景観を形成することによって、区民にとって潤いのある豊かな生活環境を創造し、地域の活性化や賑わいを創出していきます。

事業成果指標

指標名	定義	目標水準
景観計画の策定	基礎調査終了時点で20%、景観まちづくり審議会の答申時点で50%、景観計画策定時点で100%とします。	（ 平成19 ）年度に （ 100% ）の水準達成
景観行政団体	東京都知事の同意を得た時点で70%、告示した時点で100%とします。	（ 平成18 ）年度に （ 100% ）の水準達成
		（ ）年度に （ ）の水準達成

成果の達成状況

		単　位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備　　考
事業成果指標	目標値１①	%	0.00	100.00	100.00	100.00	①景観まちづくり審議会の了承を得て景観計画の素案を取りまとめたため、平成２０年度に、景観計画を策定する環境を整えることができました。このため、８０%としました。 ②協議書を、事前調整を経て年度末に東京都知事に提出し、平成２０年度当初に、同意が得られる見通しが立ちました。このため、５０%としました。
	実績１②	%	0.00	20.00	50.00	80.00	
	③＝②／①	%	0.00	20.00	50.00	80.00	
	目標値２④	%	0.00	100.00	100.00	100.00	
	実績２⑤	%	0.00	0.00	0.00	50.00	
	⑥＝⑤／④	%	0.00	0.00	0.00	50.00	
	目標値３⑦		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績３⑧		0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑨＝⑧／⑦	%	0.00	0.00	0.00	0.00	

事業の実施内容

平成18年度	景観まちづくり審議会に「今後の景観まちづくりのあり方とその実現方策について」を諮問し、予定どおり年度内に答申を得られました。
平成19年度	景観行政団体となるには至らなかったものの、景観行政団体になるための協議書を、事前調整を経て年度末に東京都知事に提出しました。また、景観まちづくり審議会の了承を得て景観計画の素案を取りまとめました。

部名称	都市計画部	課名称	景観と地区計画課

		単　位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備　　考
トータルコスト	事業費⑩	千円	0	7,508	6,510	11,182	
	人件費⑪	千円	0	8,338	8,280	24,780	
	事務費⑫	千円	0	340	320	22	
	減価償却費等⑬	千円	0	0	0	0	
	総計⑭＝⑩＋⑪＋⑫＋⑬	千円	0	16,186	15,110	35,984	
	受益者負担⑮	千円	0	0	0	0	
	純計⑯＝⑭－⑮	千円	0	16,186	15,110	35,984	
	受益者負担率⑮／⑭	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
財源内訳	一般財源⑰＝⑯－⑱	千円	0	16,186	15,110	35,984	
	特定財源⑱		0	0	0	0	
	一般財源投入率⑰／⑭	%	0.00	100.00	100.00	100.00	
職員	常勤職員	人	0.00	1.00	1.00	3.00	
	非常勤職員		0.00	0.00	0.00	0.00	

事業に関する検討課題

総合計画との整合性を図りながら、景観計画素案を取りまとめました。景観行政団体となってこの素案を法定の計画としていくためには、パブリックコメント制度などで住民の意見を聞くほか、周辺区との整合性も図りながら、きめ細かく策定していく必要があります。

評価基準に基づく評価と理由『3・2・1』の3段階評価です。			
	達成度	2	景観行政団体になるための協議書を、事前調整を経て年度末に東京都知事に提出したほか、景観まちづくり審議会の了承を得て景観計画の素案を取りまとめたため、平成２０年度に、景観行政団体となるとともに景観計画を策定する環境を整えることができま
	実施の成果	2	景観計画素案を取りまとめることができ、今後、景観行政団体になった場合のたたき台となります。この素案を積極的に検討の素材として活用していきます。
	効率性	3	大学研究室との協働・連携により、計画取りまとめのための調査を効率的に実施することができました。また、景観計画検討小委員会の活用により、景観まちづくり審議会において効率的な議論を行うことができました。
	行政の関与	3	景観計画は区が策定する計画です。区民や専門家の意見を聞きながら、積極的に取り組んでいく必要があります。
	妥当性	2	区民会議や地区協議会における議論を踏まえ、景観まちづくり審議会を中心に、景観計画素案を取りまとめました。今後、区民や専門家の意見を充分に聞きながら法定の景観計画を策定するので適切です。
	施策寄与度	3	景観法に基づく景観計画は、総合計画に重要な位置を占める計画です。法定の計画であり強制力もあるため、施策目標の達成に寄与できるものです。

総合評価

景観計画の方向性については、平成１９年度に素案を取りまとめたことで、景観計画を策定するための準備は整ったといえます。また、景観行政団体になるための協議書を、事前調整を経て東京都知事に提出したことから、景観行政団体となるための目処がたったため評価をＢとします。今後は、東京都知事の同意を得て景観行政団体となること、パブリックコメント等の法定の手続きを経た上で景観計画を策定すること、景観行政団体として景観まちづくりを進めるための条例制定等が課題となります。

過去３年間の評価としては、東京都との調整に時間を要したため、目標水準に達することができませんでしたが、概ね計画どおりに事業を推進できたため、Ｂとします。

※ B

過年度評価

18年度 B
17年度 B
16年度
15年度

改革方針

総合計画との整合性を図りつつ、特に地形や土地利用の歴史を充分に踏まえ、今後の景観まちづくりを効果的に誘導していくための景観計画を策定していきます。そのためにも、平成２０年度中に景観行政団体になるとともに、第一次実行計画「７２①景観計画の策定」に引き継いで取り組んでいきます。

方向性

※ 1

現状のまま継続

事務事業	124	中小企業活性化支援
章	4	にぎわいと魅力あふれるまち
大項目	02	活力ある地域産業づくり
施策	01	中小企業の振興

事業内容

目的	区内の中小企業等を支援することにより、地域産業の活性化を図ります。
対象・手段	区内中小企業等を対象として、情報の提供･相互交流･人材育成の機会を拡大する事業を実施します。 ①企業育成の専門家を継続的に派遣して育成。(ベンチャー企業道場しんじゅく) ②他の模範となる中小企業等を表彰。(優良企業表彰) ③産業振興フォーラム

成果（事業が意図する成果）

区内中小企業等を対象に、各種支援事業を実施することにより、区内中小企業と地域経済の活性化が図られます。

事業成果指標

指標名	定義	目標水準
育成企業の応募企業数 （ベンチャー企業道場しんじゅく）	育成企業の応募企業数	（　毎　）年度に （　８企業　）の水準達成
応募企業数 （優良企業表彰）	応募企業数	（　平成19　）年度に （　２２企業　）の水準達成
参加企業数 （産業振興フォーラムの開催）	参加企業数（平均）	（　　）年度に （　７０企業　）の水準達成

成果の達成状況

		単　位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備　　考
事業成果指標	目標値１①	企業	8.00	8.00	8.00	8.00	ﾍﾞﾝﾁｬｰ企業道場しんじゅくは16年度創設
	実績１②	企業	6.00	5.00	8.00	8.00	
	③＝②／①	%	75.00	62.50	100.00	100.00	
	目標値２④	企業	22.00	22.00	22.00	22.00	
	実績２⑤	企業	21.00	17.00	25.00	26.00	
	⑥＝⑤／④	%	95.45	77.27	113.64	118.18	
	目標値３⑦	企業	0.00	0.00	0.00	70.00	産業振興フォーラムは１９年度から実施
	実績３⑧	企業	0.00	0.00	0.00	78.00	
	⑨＝⑧／⑦	%	0.00	0.00	0.00	111.43	

事業の実施内容

平成18年度	ベンチャー企業道場しんじゅく(８企業) 優良企業表彰(６企業) 各種支援講座(創業支援講座･経営支援講座)
平成19年度	ベンチャー企業道場しんじゅく(８企業) 優良企業表彰(１０企業) 産業振興フォーラム開催(第1回、69社98人参加。第2回、87社107人参加)

部名称	地域文化部	課名称	産業振興課

		単　位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備　　考
トータルコスト	事業費⑩	千円	5,282	6,074	5,834	10,148	
	人件費⑪	千円	0	0	24,840	33,040	
	事務費⑫	千円	122	80	0	0	
	減価償却費等⑬	千円	0	0	40	0	
	総計⑭＝⑩＋⑪＋⑫＋⑬	千円	5,404	6,154	30,714	43,188	
	受益者負担⑮	千円	0	0	0	0	
	純計⑯＝⑭－⑮	千円	5,404	6,154	30,714	43,188	
	受益者負担率⑮／⑭	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
財源内訳	一般財源⑰＝⑯－⑱	千円	4,512	6,154	30,714	43,188	特定財源: 『東京都工業集積地域活性化支援事業費補助金(12-16年度実施事業)』
	特定財源⑱		892	0	0	0	
	一般財源投入率⑰／⑭	%	83.49	100.00	100.00	100.00	
職員	常勤職員	人	0.00	0.00	3.00	4.00	
	非常勤職員		0.00	0.00	0.00	0.00	

事業に関する検討課題

区内事業者に、実施する事業等を広く周知し、応募申込み企業を多く募ることが、より効率的、効果的に事業を実施することにつながると考えています。
①ベンチャー企業道場：育成企業応募数の増加を図り、複数の指導団体からの派遣について検討します。
②優良企業表彰：より効果的な表彰者の募集及び受賞企業のPR方法を検討します。
③フォーラムの開催：具体的な振興施策を検討する場を設ける必要があります。

評価基準に基づく評価と理由（『3・2・1』の3段階評価です。）

達成度	3	ベンチャー企業道場しんじゅくは、８企業に対して実施し、優良企業表彰は、26企業の応募、10企業を表彰しました。　産業振興フォーラムを２回開催しました。
実施の成果	3	ﾍﾞﾝﾁｬｰ企業道場しんじゅくは、育成企業の経営改善等で成果をあげ、優良企業表彰は、模範となる企業をPRすることで地域経済の活性化に繋がっています。ﾌｫｰﾗﾑでは大企業も含む多くの企業が集まり、情報共有が図られ、地域共生意識が高まりました。
効率性	3	ﾍﾞﾝﾁｬｰ企業道場しんじゅくは、区から企業に専門家を派遣し、また、優良企業表彰は募集･応募企業の調査を診断士会に委託し効率化を図りました。ﾌｫｰﾗﾑは企画立案・周知などを立教大学・東京商工会議所新宿支部と協働し効率的に実施できました。
行政の関与	3	中小企業活性化支援のために個別事業を実施するだけでなく、多種多様な企業が一堂に会し、様々な情報交換を行うことで新たな経営戦略や新分野進出等の機会を提供するﾌｫｰﾗﾑの開催を他事業との連携を深め開催する事は、区の役割と考えます。
妥当性	2	区内中小企業等を対象として、各企業の実情に合わせた計画的・継続的な支援や情報交換、企業のＰＲの場の提供など、中小企業活性化支援充実のための方法として妥当であるといえます。
施策寄与度	2	この3年間、各事業を実施したことにより、中小企業の育成等を支援することができ、また、様々な情報共有、情報提供することで経営改善や新たな事業展開のきっかけ作りができたことは、施策目的達成に寄与してていると言えます。

総合評価

19年度をＢと評価した理由は、専門家派遣による中小企業の指導は８企業(応募企業数、8企業)、優良企業表彰応募の件数は、26企業と、目標を達成することができ、中小企業等の活性化を図るという施策目的を実現する事ができたためです。また、19年度から実施した「産業振興フォーラム」は、目標を上回る参加者を得て企業間の情報共有の場として開催し、計画どおりに実施できたためです。
この３年間に様々な中小企業活性化施策を実施することによって、地域経済の活性化に繋がったためＢと評価します。

※ B

過年度評価
18年度 B
17年度 B
16年度 B
15年度

改革方針

ベンチャー企業道場しんじゅくは、第一次実行計画「81③ビジネスアシスト新宿」に引継ぎ、指導内容等の改善を行い、産業振興フォーラムは、第一次実行計画「81①産業振興フォーラムの実施」に引き継ぎ、フォーラムの分科会の開催などにより、実態に即したより効果的な中小企業活性化支援を図っていきます。

優良企業表彰は、経常事業の「優良企業表彰」に引き継ぎ、受賞企業のPRなどをフォーラムと連携して取り組んでいきます。

方向性
※ 2
手段改善

事務事業	125	地場産業の振興
章	4	にぎわいと魅力あふれるまち
大項目	02	活力ある地域産業づくり
施策	02	地場産業の振興

事業内容

目的	新宿区の地場産業である印刷･製本関連産業及び染色業の活性化を図ります。
対象・手段	印刷･製本関連産業及び染色業の活性化を目的に、各団体が自主的・自立的に開催する展示会等に対して支援を行うとともに、地場産業の発展に貢献のあった者及び染色業優秀技能者を表彰します。

成果（事業が意図する成果）

新宿区の地場産業である印刷・製本関連産業及び染色業が広く周知され、活性化が図られます。

事業成果指標

指標名	定義	目標水準
補助金交付件数	「新宿区地場産業団体支援事業補助金」の交付件数	（　毎　）年度に （　2件　）の水準達成
		（　　）年度に （　　）の水準達成
		（　　）年度に （　　）の水準達成

成果の達成状況

		単　位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備　　考
事業成果指標	目標値１①	件	0.00	2.00	2.00	2.00	新宿区地場産業団体支援事業補助金 ：17年度創設
	実績１②	件	0.00	2.00	2.00	2.00	
	③＝②／①	%	0.00	100.00	100.00	100.00	
	目標値２④		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績２⑤		0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑥＝⑤／④	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
	目標値３⑦		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績３⑧		0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑨＝⑧／⑦	%	0.00	0.00	0.00	0.00	

事業の実施内容

平成18年度	「新宿区地場産業団体支援事業補助金」交付 ・新宿区印刷･製本関連団体協議会（「経営者セミナー」の開催） ・新宿区染色協議会（展示会等） 「地場産業表彰」（染色業優秀技能者表彰：２名）
平成19年度	「新宿区地場産業団体支援事業補助金」交付 ・新宿区印刷･製本関連団体協議会（「経営者セミナー」「こども作文コンクール」等の開催） ・新宿区染色協議会（展示会等） 「地場産業表彰」（印刷･製本関連産業功労者表彰：４名、染色業優秀技能者表彰：２名）

部名称	地域文化部	課名称	産業振興課

		単　位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備　　考
トータルコスト	事業費⑩	千円	217	1,908	1,852	3,583	⑰・事業補助金 1,654千円 ・地場産業表彰 338千円 ⑱・事業補助金 1,576千円 ・地場産業表彰 308千円 ⑲・事業補助金 2,977千円 ・地場産業表彰 606千円
	人件費⑪	千円	0	0	8,280	8,260	
	事務費⑫	千円	20	84	32	19	
	減価償却費等⑬	千円	0	0	0	0	
	総計⑭＝⑩＋⑪＋⑫＋⑬	千円	237	1,992	10,164	11,862	
	受益者負担⑮	千円	0	0	0	0	
	純計⑯＝⑭－⑮	千円	237	1,992	10,164	11,862	
	受益者負担率⑮／⑭	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
財源内訳	一般財源⑰＝⑯－⑱	千円	237	1,992	10,164	11,862	
	特定財源⑱		0	0	0	0	
	一般財源投入率⑰／⑭	%	100.00	100.00	100.00	100.00	
職員	常勤職員	人	0.00	0.00	1.00	1.00	
	非常勤職員		0.00	0.00	0.00	0.00	

事業に関する検討課題

産業実態調査の分析結果等を基礎資料とし、地場産業振興施策の方向性や手法を検討し、効果的に実施する必要があります。
他のものづくり産業も含め地域産業の振興を幅広く支援するなど、新たな取り組みを検討することが必要です。

評価基準に基づく評価と理由（『3・2・1』の3段階評価です。）

達成度	3	「新宿区地場産業団体支援事業補助金」の補助対象事業及び地場産業表彰事業は、計画通り実施されました。
実施の成果	2	時代の変化に合わせ、地場産業団体の活動内容に助言し、事業補助を行うことで、染色と印刷製本業界をＰＲし、その活性化に一定の成果を上げています。
効率性	2	区は、団体が自主的に行う事業に対し助言することによって、事業助成を効率的に実施しています。また、地場産業表彰は、専門家による審査を行い効率的に実施しています。
行政の関与	3	地場産業団体の主体性、独自性を尊重し、自立化や活性化を支援する施策と位置づけられています。区が地域産業振興のために、地場産業を支援することは、必要です。
妥当性	2	産業構造等の変化に伴い地場産業団体の実施事業について助言し、支援するために事業補助を行うなど、地場産業振興施策は必要であり、ほぼ妥当だと言えます。
施策寄与度	3	過去３年に、地場産業表彰で11名を表彰し、19年度には、小学生を対象とした「作文コンクール」を実施するなど、印刷製本関連団体の活性化を促すなど、大いに寄与しました。

総合評価

19年度をＢと評価した理由は、産業構造の変化に合わせ地場産業団体の事業計画に助言し、各団体が主体的に実施する事業を支援することで、新たな取り組みを促すなど、計画どおり実施できたからです。
また、過去３年間は、各団体に助言し、地場産業の振興事業を着実に実施し、活性化に繋げることができたためＢと評価します。

※ B

過年度評価
18年度 B
17年度 B
16年度 B
15年度

改革方針

各団体の事業支援について、継続的に支援していくために、経常事業「新宿区地場産業団体支援事業補助金」に引き継ぎ、各団体が主体性を発揮し事業運営できるよう促していきます。
また、地場産業表彰については、第一次実行計画「81④新宿ものづくりマイスター認定制度」に引き継ぎ、染色や印刷製本関連業以外のものづくり産業も含めた優れた技術者の認定制度を確立し、新たな担い手を育成し、より広範かつ効果的な地域産業の支援を実施していきます。

方向性
※ 2
手段改善

事務事業	126	ものづくり産業支援
章	4	にぎわいと魅力あふれるまち
大項目	02	活力ある地域産業づくり
施策	02	地場産業の振興

事業内容

目的	新宿区の製造業・情報サービス業等の活性化を図ります。 新宿区の産業の実態を把握し、産業振興施策について検討します。
対象・手段	新宿区の製造業・情報サービス業等を営む中小企業・団体・グループ等に対して、新製品開発・技術開発・販路開拓等の事業の費用を一部助成します。 平成19年度に策定した『新宿区産業振興プラン』に基づき、ものづくり産業支援委員会の中でより効果的な「ものづくり産業支援策」を検討していきます。

成果（事業が意図する成果）

ものづくり産業を営む中小企業等を支援することで、地域産業の活性化が図られます。
ものづくり産業支援委員会において、時代の変化に合わせた支援施策を検討し地域産業の活性化に繋げることができます。

事業成果指標

指標名	定義	目標水準
ものづくり産業支援事業補助金 交付申請件数	ものづくり産業支援事業補助金の交付申請件数	（ 平成19 ） 年度に （ １０件 ） の水準達成
		（ ） 年度に （ ） の水準達成
		（ ） 年度に （ ） の水準達成

成果の達成状況

		単 位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備 考
事業成果指標	目標値１①	件	0.00	20.00	10.00	10.00	※「ものづくり産業支援事業補助金交付申請件数」については、１７年度のものづくり産業支援委員会の実績評価を踏まえ、より効率的・効果的な補助金活用を図るため、１８年度から目標値を１０件に修正しました。
	実績１②	件	0.00	13.00	7.00	6.00	
	③＝②／①	%	0.00	65.00	70.00	60.00	
	目標値２④		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績２⑤		0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑥＝⑤／④	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
	目標値３⑦		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績３⑧		0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑨＝⑧／⑦	%	0.00	0.00	0.00	0.00	

事業の実施内容

平成18年度	「新宿区ものづくり産業支援事業補助金」交付（５件） 「新宿区産業実態調査」の内容を検討、実施
平成19年度	「新宿区ものづくり産業支援事業補助金」交付（５件） ものづくり産業支援委員会において、「新宿ものづくりマイスター認定」制度を検討

部名称	地域文化部	課名称	産業振興課

		単　位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備　　考
トータルコスト	事業費⑩	千円	0	5,046	19,324	4,048	
	人件費⑪	千円	0	0	10,960	8,260	
	事務費⑫	千円	0	13	10	0	
	減価償却費等⑬	千円	0	0	0	0	
	総計⑭＝⑩＋⑪＋⑫＋⑬	千円	0	5,059	30,294	12,308	
	受益者負担⑮	千円	0	0	0	0	
	純計⑯＝⑭－⑮	千円	0	5,059	30,294	12,308	
	受益者負担率⑮／⑭	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
財源内訳	一般財源⑰＝⑯－⑱	千円	0	5,059	30,294	12,308	
	特定財源⑱		0	0	0	0	
	一般財源投入率⑰／⑭	%	0.00	100.00	100.00	100.00	
職員	常勤職員	人	0.00	0.00	1.00	1.00	
	非常勤職員		0.00	0.00	1.00	0.00	

事業に関する検討課題

　募集時期を早め対象企業の募集期間を延長するなど、募集企業数の増加を図る必要があります。また、実施期間を年度内で終了する事業を募集することが企業の活動実態とのズレがある中で、事業効果を上げる方法や事業価値を高める方法を検討する必要があります。
　また、地場産業を含め地域のものづくり産業の支援施策を「ものづくり産業支援委員会」で検討する必要があります。

評価基準に基づく評価と理由『3・2・1』の3段階評価です。			
	達成度	2	ものづくり産業支援事業補助金は、６件の応募があり、５件に対して補助金を交付しました。また、産業振興施策の一つとして「新宿ものづくりマイスター認定制度」についてものづくり産業支援委員会で検討を行いました。
	実施の成果	3	補助事業者から提出を受けた実績報告書及びものづくり産業支援委員会での実績報告のヒアリングにより支援企業すべてについて、計画どおりの成果が認められました。
	効率性	3	ものづくり産業支援事業補助金交付の審査･効果の検証 及び「新宿ものづくりマイスター認定制度」について、ものづくり産業支援委員会で検討し、効率的な実施を図りました。
	行政の関与	3	区内中小企業が行う新製品の開発等のチャレンジに対し、事業補助を区が実施することは、ものづくり産業の活性化を図るために必要です。
	妥当性	2	ものづくり産業の支援事業として、販路拡大事業や新製品開発等の事業補助をすることで、産業の振興が図られます。 　また、更なる産業振興のため施策等を検討する委員会を設置することは、適切です。
	施策寄与度	2	17年度から「ものづくり産業支援事業補助金」を継続して実施することで、15の中小企業を支援し、地域経済の活性化に繋がりました。また、委員会で「産業実態調査」を検討し、調査結果を「産業振興プラン」作成に繋ぐことができ、施策に寄与したといえ

総合評価

　19年度は、5社への事業補助を実施し地域経済の活性化を促し、「新宿ものづくりマイスター認定制度」を地場産業も含め検討することで、ものづくり産業等に新たな振興のきっかけを作ることができ、概ね計画どおり実施したのでＢと評価します。
　また、３年間の実績では、Ｂと評価します。１７年度から開始した「ものづくり産業事業補助」により15社を支援し、「ものづくり産業支援委員会」で産業実態調査内容の検討を行い、調査実施に繋げるなど、様々な支援施策を実施することができました。

※ B

過年度評価

18年度 B
17年度 B
16年度
15年度

改革方針

　今後も第一次実行計画「81②ものづくり産業支援」として補助事業を行い、効果的な事業活用方法として募集時期を早め、年間を通して助成事業のＰＲを行うなど改善して実施していきます。
　また、ものづくり産業支援委員会では、「新宿ものづくりマイスター認定制度」の検討の中で、地場産業の染色、印刷製本業に加え、その他のものづくり産業を含めた地域産業の振興を図るための制度を確立していきます。

方向性

※ 2

手段改善

事務事業	127	商店街ステップアップ支援
章	4	にぎわいと魅力あふれるまち
大項目	03	魅力ある地域商店街づくり
施策	01	商店街の活性化

事業内容

目的	商店街を取り巻く環境の変化に的確に対応するため、商店会が自主的に取り組む調査・研究等の事業に対して、その経費の一部を助成し、商店街の活性化や自立化の支援を図ります。
対象・手段	区内商店会が自主的に取り組む研修事業、プラン策定事業、商圏拡大、商店街PR事業等に対して助成します。（補助率：補助対象経費の２／３、補助限度額：３０万円）

成果（事業が意図する成果）

商店会が地域に密着した事業(商店街のマップ・ホームページ作りなど)に主体的に取り組むことを区が支援することにより、商店街の活性化が促され、まちの活性化につながります。

事業成果指標

指標名	定義	目標水準
補助事業実施件数	当初予定された交付申請事業数からみた商店会が実施した事業数	（ 毎 ）年度に （ 申請予定件数 ）の水準達成
補助事業実施効果度	商店会に対するアンケートで、「期待どおりに大いに効果がある」及び「まあまあ効果がある」と回答を得た事業の割合	（ 毎 ）年度に （ 100% ）の水準達成
「ステップアップフォーラム」参加商店会員の満足度	参加した商店会員に対するアンケートで、講演内容が「とても参考になった」及び「参考になった」と回答を得た事業の割合	（ ）年度に （ 100% ）の水準達成

成果の達成状況

		単　位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備　　考
事業成果指標	目標値１①	件	7.00	7.00	7.00	7.00	①平成19年度から目標値を事業実施度に変更
	実績１②	件	5.00	4.00	3.00	1.00	
	③＝②／①	%	71.43	57.14	42.86	14.29	
	目標値２④	%	0.00	100.00	100.00	100.00	②事業効果アンケートは、平成17年度から実施
	実績２⑤	%	0.00	100.00	100.00	100.00	
	⑥＝⑤／④	%	0.00	100.00	100.00	100.00	
	目標値３⑦	%	0.00	0.00	0.00	100.00	
	実績３⑧	%	0.00	0.00	0.00	95.80	
	⑨＝⑧／⑦	%	0.00	0.00	0.00	95.80	

事業の実施内容

平成18年度	事業補助金の支給：実績件数３件 関連事業：「商店街ステップアップフォーラム」の開催
平成19年度	事業補助金の支給：実績件数１件 関連事業：「商店街ステップアップフォーラム」の開催

部名称	地域文化部	課名称	産業振興課

		単　位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備　　考
トータルコスト	事業費⑩	千円	1,130	812	696	292	
	人件費⑪	千円	0	0	19,240	19,181	
	事務費⑫	千円	12	11	7	0	
	減価償却費等⑬	千円	0	0	0	0	
	総計⑭＝⑩＋⑪＋⑫＋⑬	千円	1,142	823	19,943	19,473	
	受益者負担⑮	千円	0	0	0	0	
	純計⑯＝⑭－⑮	千円	1,142	823	19,943	19,473	
	受益者負担率⑮／⑭	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
財源内訳	一般財源⑰＝⑯－⑱	千円	577	417	19,595	19,327	
	特定財源⑱		565	406	348	146	
	一般財源投入率⑰／⑭	%	50.53	50.67	98.26	99.25	
職員	常勤職員	人	0.00	0.00	2.00	2.00	
	非常勤職員		0.00	0.00	1.00	1.00	

事業に関する検討課題

商店会に対して事業内容を分かりやすく説明するとともに、「ステップアップフォーラム」等を通じて具体的な成功事例・活動報告等の情報提供の機会を作ることで、各商店会が積極的に事業に取組みを促し、商店街の活性化に結びつく効果的な事業が行われるよう支援していくことが必要です。

また、区は商店会サポート事業と連携し、商店会の現状を踏まえて積極的に助言することで、本事業の実施により、イベント事業等においてもより効果を上げることができるよう、取組みをさらに進めていく必要があります。

評価基準に基づく評価と理由（『3・2・1』の3段階評価です。）

達成度	1	平成15年度から創設した支援事業です。 申請された事業については1件の実施となり、予定されていた７件に達しませんでした。
実施の成果	3	事業実施後の「事業効果アンケート」で、実施した商店会（１商店会1件）が『期待どおりの効果が得られた』と回答しており、事業実施によりイベントの来街者数の増加などに効果があったと言えます。
効率性	3	東京都の補助事業と連携し、区が商店会の自主的活動に支援することで、効率化を図っています。
行政の関与	2	消費者ニーズの変化、景気の低迷等、商店街を取り巻く環境の変化が激しい状況の中で、商店会自らが社会の動向をつかみ、変化に応じた事業を柔軟に行うためには、区の支援は必要であると考えます。
妥当性	2	商店会組織の強化や商店街の売上向上等を図る事業を区が支援し、事業の実施件数及び効果度を目標達成の指標としたことは適正であると言えます。
施策寄与度	3	過去3年間において、商店会からも高い評価を得ました。商店会が主体的に取組んだホームページ作成事業などに区が支援したことは、商店街活性化に向けた取組みへのサポートとなり、総合的に見て施策目的達成に大いに寄与していると言えます。

総合評価

19年度の評価はＢです。その理由は、商店会が積極的に取組んだホームページ作成事業に支援し、商店会から事業実施により来街者増加などの効果を上げたとの報告があることから、一定の成果を得られたと考えられるからです。

また、この3年間の評価はＢです。その理由は、いずれの年度においても、実施した商店会全てから事業効果が高いと評価を得られたことや商店街に対する地域住民の認知度が上がっていることなどから、本事業が商店街の活性化につながったと評価できるからです。

※ B

過年度評価

18年度 B
17年度 B
16年度 A
15年度

改革方針

商店会からの申請件数が年々減少している状況から、今後も「商店会サポート事業」との連携や「ステップアップフォーラム事業」等の効果的な活用などにより、商店会の意欲ある取組みをより促進していきます。

計画事業としては、商店会におけるホームページ導入など一定の成果があったため、今後は経常事業「商店街活性化促進事業」として引継ぎ、本事業の活用が、第一次実行計画「84商店街活性化支援」における魅力ある商店街づくりの促進につながるよう、進めていきます。

方向性

※ 2

手段改善

事務事業	128	魅力ある商店街づくり支援
章	4	にぎわいと魅力あふれるまち
大項目	03	魅力ある地域商店街づくり
施策	02	魅力ある買物空間づくり

事業内容

目的	商店会が実施する施設整備事業、ＩＴ活用事業など魅力ある商店街づくり事業を支援します。
対象・手段	区内商店会が実施する商店街内の施設整備（街路灯建替等）、地域・コミュニティ事業等に対して補助金を助成します。 （補助率：補助対象経費の２／３、補助限度額：２,０００万円）

成果（事業が意図する成果）

商店街の環境整備などを支援することにより、人が集まり交流する、安全安心な楽しい買物の場として商店街の活性化が図られます。

事業成果指標

指標名	定義	目標水準
補助事業実施数	当初予定された交付申請事業数からみた商店会が実施した事業数	（ 毎 ）年度に （ 申請予定件数 ）の水準達成
補助事業実施効果度	商店会に対するアンケートで、「期待したどおりの効果があった」及び「まあまあ効果があった」と回答を得た事業の割合	（ 毎 ）年度に （ 100% ）の水準達成
		（ ）年度に （ ）の水準達成

成果の達成状況

		単　位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備　　考
事業成果指標	目標値１①	件	8.00	10.00	5.00	5.00	①平成19年度から目標値を事業実施度に変更
	実績１②	件	8.00	10.00	5.00	9.00	
	③＝②／①	%	100.00	100.00	100.00	180.00	
	目標値２④	%	0.00	100.00	100.00	100.00	②アンケートは、平成17年度から実施
	実績２⑤	%	0.00	100.00	100.00	100.00	
	⑥＝⑤／④	%	0.00	100.00	100.00	100.00	
	目標値３⑦		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績３⑧		0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑨＝⑧／⑦	%	0.00	0.00	0.00	0.00	

事業の実施内容

平成18年度	事業補助金の支給：実績件数５件
平成19年度	事業補助金の支給：実績件数９件

部名称	地域文化部	課名称	産業振興課

		単　位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備　　考
トータルコスト	事業費⑩	千円	60,996	84,992	53,406	53,790	
	人件費⑪	千円	0	0	19,240	19,181	
	事務費⑫	千円	46	50	59	24	
	減価償却費等⑬	千円	0	0	0	0	
	総計⑭＝⑩＋⑪＋⑫＋⑬	千円	61,042	85,042	72,705	72,995	
	受益者負担⑮	千円	0	0	0	0	
	純計⑯＝⑭－⑮	千円	61,042	85,042	72,705	72,995	
	受益者負担率⑮／⑭	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
財源内訳	一般財源⑰＝⑯－⑱	千円	30,544	42,546	46,002	46,100	
	特定財源⑱		30,498	42,496	26,703	26,895	
	一般財源投入率⑰／⑭	%	50.04	50.03	63.27	63.16	
職員	常勤職員	人	0.00	0.00	2.00	2.00	
	非常勤職員		0.00	0.00	1.00	1.00	

事業に関する検討課題

商店街の施設整備等は多額の経費を要するものが多く、商店会にとっては負担が大きいことから、商店会サポート事業との連携等により、施設整備等の必要性が高い商店会に対して、支援事業が適切に活用されるよう促していく必要があります。

また、消費者ニーズの変化をふまえたシステムや環境や高齢化対策などの地域社会の変化に対応した施設を整備していく必要があります。

評価基準に基づく評価と理由（『3・2・1』の3段階評価です。）

達成度	3	平成１９年度は、審査会を経て決定した事業が９件あり、全ての事業について予定通り100%実施されています。
実施の成果	3	意欲ある商店会等は、本事業を活用し大きな成果をあげています。 「事業効果アンケート」で、実施した商店会（９商店会・９件）全てが、『期待どおりの効果が得られた』と回答し、効果があったと言えます。
効率性	3	東京都の補助事業と連携し、区が商店会の自主的な施設整備などに支援することで効率化を図っています。
行政の関与	3	事業対象には、商店街の老朽化した施設の整備もあり、安心安全な商店街づくりに向け、区の関与の必要性は高いと考えます。
妥当性	2	現在は、商店街の施設整備支援が中心となっており、いずれも多額の経費がかかります。安心･安全で魅力ある商店街づくりの促進を図る事業を区が支援し、事業の実施件数及び効果度を目標達成の指標としたことは適正であると言えます。
施策寄与度	3	この３年間で、安心･安全で魅力ある商店街づくりに必要不可欠な商店街の施設整備事業等にかかる経費を区が支援することで、商店会の主体的・積極的な事業への取組みを促すことにつながり、施策目的達成に大いに寄与していると言えます。

総合評価

19年度の評価はＢです。その理由は、19年度の施設整備事業において、当初の申請予定数を上回る事業数を計画どおり全て実施することができ、快適な買物環境整備を図る支援事業として、一定の成果を得られたと考えられるからです。

また過去３年間の評価もＢです。その理由は、いずれの年度においても新規の設備・老朽化による改修を含め、多くの商店街の要望に応えることができ、アンケートによれば商店街の満足度も高く、効果の高い事業と評価することができるからです。

これらの事業には多額の経費を要するものが多く、商店会独自で全額負担することは困難であり、行政の支援が不可欠です。

※ B

過年度評価

18年度 B
17年度 B
16年度 A
15年度

改革方針

これからも安心安全な「魅力ある商店街づくり」とともに、時代の変化に合わせたＩＴ化事業の促進や電子マネーの普及など、商店街の施設整備等に対し、適切な支援を行っていく必要があります。

今後は、第一次実行計画「84商店街活性化支援」に引継ぎ、さらに魅力ある快適な商店街づくりを進めていきます。

方向性

※ 5

統合

事務事業	129	商店街にぎわい創出支援
章	4	にぎわいと魅力あふれるまち
大項目	03	魅力ある地域商店街づくり
施策	02	魅力ある買物空間づくり

事業内容

目的	商店会が実施するイベント事業等を支援することにより、商店街への集客力の向上や地域コミュニティの強化を図るなど商店街の活性化を図り、にぎわいのある商店街をつくります。
対象・手段	区内商店会が実施するイベント事業等に対して補助金を助成します。 （補助率：補助対象経費の２／３、補助限度額：２００万円）

成果（事業が意図する成果）

商店街イベント事業を支援することを通じて、地域のコミュニティや交流の場として、商店街のにぎわいや潤いが創出されます。
また、商店会サポーター活動との連携によりイベント事業の効果を高め、商店街の売上増加や商店街のＰＲにつながります。

事業成果指標

指標名	定義	目標水準
補助事業実施数	当初予定された交付申請事業数からみた商店会が実施した事業数	（ 毎 ）年度に （ 申請予定件数 ）の水準達成
補助事業実施効果度	商店会に対するアンケートで、「期待どおりの効果があった」及び「まあまあ効果があった」と回答を得た事業の割合	（ 毎 ）年度に （ 100% ）の水準達成
新規来街者獲得度	商店会に対するアンケートで、「事業実施により新たに来街者を獲得した」と回答を得た事業の割合	（ ）年度に （ 100% ）の水準達成

成果の達成状況

		単　位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備　　考
事業成果指標	目標値１①	件	84.00	83.00	88.00	94.00	①平成19年度から目標値を事業実施度に変更
	実績１②	件	80.00	82.00	82.00	87.00	
	③＝②／①	%	95.24	98.80	93.18	92.55	
	目標値２④	%	0.00	100.00	100.00	100.00	②アンケートは平成17年度から実施
	実績２⑤	%	0.00	95.10	98.80	98.85	
	⑥＝⑤／④	%	0.00	95.10	98.80	98.85	
	目標値３⑦	%	0.00	0.00	0.00	100.00	
	実績３⑧	%	0.00	0.00	0.00	64.37	
	⑨＝⑧／⑦	%	0.00	0.00	0.00	64.37	

事業の実施内容

平成18年度	商店街イベント事業補助金：実績件数８２件
平成19年度	商店街イベント事業補助金：実績件数８７件

部名称	地域文化部	課名称	産業振興課

		単　位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備　　考
トータルコスト	事業費⑩	千円	65,404	68,947	71,178	68,388	
	人件費⑪	千円	0	0	19,240	19,181	
	事務費⑫	千円	20	20	20	9	
	減価償却費等⑬	千円	0	0	0	0	
	総計⑭＝⑩＋⑪＋⑫＋⑬	千円	65,424	68,967	90,438	87,578	
	受益者負担⑮	千円	0	0	0	0	
	純計⑯＝⑭－⑮	千円	65,424	68,967	90,438	87,578	
	受益者負担率⑮／⑭	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
財源内訳	一般財源⑰＝⑯－⑱	千円	20,712	22,491	48,993	47,377	
	特定財源⑱		44,712	46,476	41,445	40,201	
	一般財源投入率⑰／⑭	%	31.66	32.61	54.17	54.10	
職員	常勤職員	人	0.00	0.00	2.00	2.00	
	非常勤職員		0.00	0.00	1.00	1.00	

事業に関する検討課題

商店会サポート事業等との連携により、区が支援するイベント事業が、来街者の継続的な増加や商店街の売上向上につながるよう、より効果的な支援を進めていくことが課題です。

評価基準に基づく評価と理由（『3・2・1』の3段階評価です。）

達成度	2	商店会からの申請件数は増加傾向にありますが、ほぼ計画どおりに実施できました。（当初９１事業のうち８７事業実施）
実施の成果	3	事業実施後の商店会への事業効果アンケートで、「期待どおりの効果が得られた」との回答が87件中86件（98.85%）、「新たな来街者を獲得した」との回答が56件（64.37%）あり、商店街への集客力の向上など、事業実施による大きな成果が現れてい
効率性	3	商店会と地域住民とが一体となって、自主的に事業を企画し・実施することに対して、東京都と連携して支援を効率的に実施しています。
行政の関与	2	「魅力ある買物空間づくり」に向け、地域特性を活かした商店街の活性化を促すためには、商店街活動を支える地域コミュニティとの連携が重要となります。地域コミュニティを核としたこれらの取組みに、区の関与が必要であると言えます。
妥当性	3	区の支援は「魅力ある買物空間づくり」を促進し、商店街における地域ｺﾐｭﾆﾃｨづくり等の社会的役割の機能を高めるための方法として妥当であり、事業の実施件数、効果度、新規来街者獲得度を目標達成の指標としたことは適正であると考えます。
施策寄与度	3	過去3年間で、実施事業のｱﾝｹｰﾄによると商店会から高い評価を得ています。ｲﾍﾞﾝﾄの実績により商店会活動の強化が図られ、地域ｺﾐｭﾆﾃｨとの連携を深めるものとなっています。商店街活性化という施策目的達成に大いに寄与したと言えます。

総合評価

19年度の評価はＢです。その理由は、19年度の補助事業において、実施された87事業のうち56事業は、新たな来街者の獲得に効果を上げており、さらに87事業のうち8事業については商店会が新規に取組んだものであることから、区の支援により、商店街活性化に効果的であると考えられるからです。

また、過去３年間の評価もＢです。その理由は、支援事業の数が年々増加していることと、いずれの年度も実施された事業の95%以上が期待通りの効果があったという商店会からの回答を得ているからです。これらのことから、商店街の集客力や商店街のもつ地域コミュニティ機能の向上に大きな効果を発揮したと考えられます。

※ B

過年度評価

18年度 B
17年度 B
16年度 A
15年度

改革方針

今後も、商店会に対し、商店会サポーター活動との連携により、さらに集客力のあるイベントになるように取組みを促し、積極的に指導助言していく必要があることから、第一次実行計画「８４商店街活性化支援」に引継ぎ、にぎわいある商店街づくりを進めていきます。

また、商店会への事業効果アンケートの項目を見直すことで、より事業の効果を上げるとともに、いくつかの商店街をモデルとして消費者アンケートを行い、商店会がより事業の効果を上げるよう促していきます。

方向性

※ 5

統合

事務事業	130	消費者学習の充実
章	4	にぎわいと魅力あふれるまち
大項目	04	豊かな消費生活の実現
施策	01	消費者の自立支援

事業内容

目的	消費者が、自ら進んで必要な知識を習得できるような環境を整備するとともに、消費者教育の充実を図り、消費者が主体的かつ合理的な判断と行動に基づいて、豊かで自立した消費生活を送れるよう支援します。
対象・手段	＜出前講座＞ 区内事業所、学校、消費者団体、地域団体等の要請に応じて講師を派遣します。 ＜中学生副読本の作成配布＞ 中学生を対象とした消費者教育実施のための副読本作成、「社会科・家庭科・総合学習」授業で使用することを通じて早期の段階から消費生活に関する正しい知識の普及を図ります。

成果（事業が意図する成果）

消費者が自ら進んで知識を習得できるような環境を整備するとともに、消費者教育の充実を通じて自立した消費生活実現の一助となります。

事業成果指標

指標名	定義	目標水準
出前講座	実施回数	（ 平成19 ）年度に （ 年12回 ）の水準達成
副読本の作成配布	中学生用消費者教育副読本の作成配布	（ 毎 ）年度に （ 100%配布 ）の水準達成
		（ ）年度に （ ）の水準達成

成果の達成状況

		単位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備考
事業成果指標	目標値１①	回	9.00	9.00	12.00	12.00	
	実績１②	回	11.00	27.00	19.00	22.00	
	③＝②／①	%	122.22	300.00	158.33	183.33	
	目標値２④	%	100.00	100.00	100.00	100.00	
	実績２⑤	%	100.00	100.00	100.00	100.00	
	⑥＝⑤／④	%	100.00	100.00	100.00	100.00	
	目標値３⑦		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績３⑧		0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑨＝⑧／⑦	%	0.00	0.00	0.00	0.00	

事業の実施内容

平成18年度	出前講座　年１９回（消費生活相談員　１９回） 消費者教育の支援 中学生用消費者教育副読本配布　１,３３０部
平成19年度	出前講座　年２２回（外部講師４回　消費生活相談員１８回） 消費者教育の充実 中学生用消費者教育副読本作成　３,０００部（平成２０年度・２１年度使用分・・２年度分一括印刷） 配布　１,３６０部

部名称	地域文化部	課名称	産業振興課

		単　位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備　　考
トータルコスト	事業費⑩	千円	0	1,271	0	1,120	
	人件費⑪	千円	905	2,251	962	2,251	
	事務費⑫	千円	0	0	0	0	
	減価償却費等⑬	千円	0	0	0	0	
	総計⑭＝⑩＋⑪＋⑫＋⑬	千円	905	3,522	962	3,371	
	受益者負担⑮	千円	0	0	0	0	
	純計⑯＝⑭－⑮	千円	905	3,522	962	3,371	
	受益者負担率⑮／⑭	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
財源内訳	一般財源⑰＝⑯－⑱	千円	905	3,522	962	3,371	
	特定財源⑱		0	0	0	0	
	一般財源投入率⑰／⑭	%	100.00	100.00	100.00	100.00	
職員	常勤職員	人	0.10	0.25	0.10	0.25	出前講座：消費生活相談員
	非常勤職員		0.03	0.07	0.05	0.07	

事業に関する検討課題

社会状況の変化に伴う新たな消費者問題の発生に対し、区民が消費者として自ら対処できる「賢い消費者」として行動できるよう支援していくことが必要です。そのため、学校、地域、団体等へ積極的かつ定例的に出前講座や情報提供を行うことができる仕組みの構築が課題となっています。

評価基準に基づく評価と理由『3・2・1』の3段階評価です。			
	達成度	3	出前講座は目標値を大きく上回る実績であり、事業の達成度は高くなっています。 また、副読本についても作成から活用まで教育委員会と連携して進める仕組みも定着しており計画どおり進んでいます。
	実施の成果	2	出前講座は団体等からの要望も広がりつつあり、高齢者の被害防止に向けて介護保険事業者等にも拡大し成果を挙げています。副読本は、作成段階から現場の教職員にも参画を得て中学生にも分かりやすいものとし、授業での活用を通じて成果を挙げていま
	効率性	2	出前講座は区民等の要望に応じて適切な講師を派遣しており、高齢者の被害防止に向け介護保険事業者などを対象とするなど効率的に実施しています。また、副読本も中学生の時期から消費者教育を行うものでありほぼ効率的です。
	行政の関与	3	消費問題が多様化している現在、自主的な活動を支援することや若年層への消費者学習の機会を充実することは区の責務と考えます。
	妥当性	2	出前講座は、区民等の要望によりテーマに応じて専門相談員や外部講師を適切に派遣しています。また、副読本は作成から活用までを教育委員会と連携しながら実施しており、目的手段共にほぼ妥当です。
	施策寄与度	2	社会状況の変化に伴う新たな消費者問題の発生に対し、区民が消費者として自ら対処できるよう支援していくことは消費者の自立に不可欠であり、消費者被害未然防止の観点からも消費者学習の充実を図る必要があります。

総合評価

消費者学習事業は、消費生活の諸問題について、区民が消費者として必要な知識を習得することができる環境づくりを推進し、消費者が自ら問題を解決し自立した消費生活が送れるよう支援しています。中学生向けの副読本による消費者教育の取り組みも定着しつつあります。また、18年度から悪質商法防止支援事業を本格実施し、特に高齢者の被害防止、被害の早期救済を図るために介護保険事業者や民生児童委員協議会などを対象に出前講座を実施し成果を挙げています。このように、消費者の自立支援に向けた仕組みとしても徐々に整備が進みつつある状況から、平成１９年度及び３か年の評価をＢとしました。

※ B

過年度評価

18年度 B
17年度 B
16年度 B
15年度

改革方針

社会状況の変化に伴う新たな消費者問題の発生に対し、区民が消費者として自立した対応ができるよう支援するためには、最新の被害事例などタイムリーに紹介するなど、区民に適格な情報を提供していきます。中学生への消費者教育については、教育委員会との連携をより一層強化し、学校教育における消費者教育の拡充に努める必要があります。

ただし、本事業は、継続的な事業実施に伴い、出前講座及び中学生向けの消費者教育も定着してきており、今後は、経常事業である「消費者講座」及び「消費者情報の提供事業」と整理統合し、引き続き充実を図ります。

方向性

※ 5

統合

事務事業	131	公害の監視・規制・指導の充実
章	5	身近な環境に配慮した、地球にやさしいまち
大項目	01	環境への負荷の少ない社会システムの構築
施策	01	環境への負荷の低減

事業内容

目的	区内の大気汚染、騒音・振動、悪臭の状況を把握するとともに、公害の発生源に対する規制・指導を充実し、汚染物質の排出低減を図ります。
対象・手段	①本庁、四谷の２測定局で大気質等の常時測定、区内４交差点での大気汚染測定　②神田川及び妙正寺川の水質調査、③酸性雨調査、④ダイオキシン類調査　⑤自動車騒音・道路交通振動の測定・評価（１．要請限度に関する測定　２、環境基準に関する測定）⑥繁華街の騒音対策　⑦工場・事業所等の臭気・燃料調査　⑧アスベスト除去・建設作業の監視　⑨有害化学物質の対策

成果（事業が意図する成果）

大気汚染、土壌汚染、騒音、振動、悪臭の状況を監視し、大きな発生源に対しての対策を進めることで、区民の健康を保護し、生活環境を保全していきます。

事業成果指標

指標名	定義	目標水準
苦情処理満足度	年間の苦情処理件数のうち、区の処理に対して「満足」又は「一応満足」と感じた件数の割合。（処理後の苦情者の態度・言動から職員が判断し、「満足」以下５段階に分類する。）	（　平成24　）年度に （　80%　）の水準達成
		（　　）年度に （　　）の水準達成
		（　　）年度に （　　）の水準達成

成果の達成状況

		単　位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備　　考
事業成果指標	目標値１①	%	80.00	80.00	80.00	80.00	平成１９年度の苦情処理件数 全１１６件 「満足」および「一応満足」とした件数 ７０件
	実績１②	%	56.00	56.80	52.90	60.34	
	③＝②／①	%	70.00	71.00	66.12	75.43	
	目標値２④		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績２⑤		0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑥＝⑤／④	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
	目標値３⑦		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績３⑧		0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑨＝⑧／⑦	%	0.00	0.00	0.00	0.00	

事業の実施内容

平成18年度	本庁測定局を更新し、四谷測定局と２局で大気等の常時監視を行いました。二酸化硫黄、一酸化炭素、二酸化窒素及び浮遊粒子物質については、各測定局とも環境基準を達成しました。オキシダントについては、基準を達成できない日がありました。
平成19年度	ダイオキシンについては、全調査地点で環境基準を大きく下回っており、状況は落ち着いてきています。区内４交差点での大気汚染測定を行いました。二酸化窒素が環境基準を超過した地点がありましたが超過率は前年に比べ減少しています、浮遊粒子状物質（ＳＰＭ）は全て基準内でした。

部名称	環境清掃部	課名称	生活環境課

		単　位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備　　考
トータルコスト	事業費⑩	千円	22,730	20,348	38,793	31,389	
	人件費⑪	千円	0	0	74,520	74,340	
	事務費⑫	千円	0	0	0	0	
	減価償却費等⑬	千円	0	0	0	0	
	総計⑭＝⑩＋⑪＋⑫＋⑬	千円	22,730	20,348	113,313	105,729	
	受益者負担⑮	千円	0	0	0	0	
	純計⑯＝⑭－⑮	千円	22,730	20,348	113,313	105,729	
	受益者負担率⑮／⑭	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
財源内訳	一般財源⑰＝⑯－⑱	千円	22,730	20,348	113,313	105,729	
	特定財源⑱		0	0	0	0	
	一般財源投入率⑰／⑭	%	100.00	100.00	100.00	100.00	
職員	常勤職員	人	0.00	0.00	9.00	9.00	
	非常勤職員		0.00	0.00	0.00	0.00	

事業に関する検討課題

自動車排出ガスによる大気汚染は、浮遊粒子状物質（ＳＰＭ）にいては改善され全て基準内におさまるなど解消に向かっていますが、二酸化窒素については基準超過があり引き続き監視が必要です。また、建築ラッシュ等に伴い、建築作業に係る騒音・振動の苦情が増加しており対応に迫られているほか、アスベスト被害に対する区民の関心が高まっており、アスベスト除去工事の監視の充実を図る必要があります。

苦情満足度向上のためには、データの蓄積及び職員の専門性の向上を図るなど、迅速かつ的確な対応ができる体制づくりが不可欠です。

評価基準に基づく評価と理由（『3・2・1』の3段階評価です。）

達成度	2	大気汚染の常時監視、騒音・ダイオキシン測定及び本庁舎測定局更新は当初の予定通り実施しました。データは広報紙などに掲載周知し、国・都へも報告しました。苦情処理の区民満足度については平成17年度から57%→53%→60%と推移しています。
実施の成果	3	国・都へのデータの提供ができました。 都の広域データや区内の測定値の経年比較などにより状況把握を行い、苦情対応への基礎資料として活用しました。
効率性	3	測定方法を工夫し効率化を図っています。 規制指導では、事業者管理システムによりデータ管理を行い、効率化を図っています。
行政の関与	3	法により定められており、区が責任をもって実施する必要があります。
妥当性	2	区内各域を測定・監視し、その状況を把握する当事業は、都区の環境行政に大きく関わり、目的・手段共に妥当であると考えます。測定地域や測定対象についても、測定結果を長期的視点で分析する為にも、継続することが妥当であると考えます。
施策寄与度	3	集積した広域データを活用した取り組みにより、大気中の浮遊粒子物質が基準内になるなど、環境の負荷への低減に寄与しました。 公害の規制指導については、環境に配慮したまちづくりに寄与しています。

総合評価

19年度の評価をＢとした理由は、全体的に計画通りの成果をあげることができたためです。具体的には、調査・測定とも計画通り実施でき、苦情処理満足度は前年度より上昇しました。

過去3年間の実績では評価をＢとします。理由は、調査・測定とも計画通り実施でき、苦情満足度は一旦下がりましたが、3年間を通すと上昇したためです。

地道な測定とデータの蓄積及び公表が、区民の環境問題への意識啓発にもつながると共に、公害の未然防止・迅速な解決のためにも必要です。また、法定測定や東京都への報告等もあり、引き続き事業の継続が必要です。

※ B

過年度評価

18年度 B
17年度 B
16年度 B
15年度

改革方針

地道な測定とデータの蓄積及び公表が、区民の環境問題への意識啓発にもつながっています。また、法定測定や東京都への報告等もあり、引き続き事業の継続が必要です。

調査結果に基づく、広域的・継続的な取り組みで、大気中のダイオキシンや浮遊粒子物質が基準内になるなど、環境への負荷の低減に寄与しています。

従って、事業を継続していきますが、自動車騒音・振動測定については、委託化により効率化を図る予定です。

また、臭気調査については排出水の調査を可能にするよう委託契約し、より多様な原因対する調査を可能にしていきます。

この事業は経常事業、「公害の監視・規制・指導」で引き続き実施していきます。

方向性

※ 1

現状のまま継続

事務事業	151	地球温暖化対策の推進
章	5	身近な環境に配慮した、地球にやさしいまち
大項目	01	環境への負荷の少ない社会システムの構築
施策	01	環境への負荷の低減

事業内容

目的	平成１７年度に策定した「新宿区省エネルギー環境指針」に基づき、地球温暖化防止に寄与する様々な取組みを進めていくために、区民や事業者（特に中小事業者）の省エネ行動を広く支援・促進し、二酸化炭素排出量の削減を目指します。
対象・手段	区民・事業者等の意識改革のために、環境学習情報センターを核に啓発事業を推進し、人々のライフスタイルを環境に配慮したスタイルへ転換させていきます。

成果（事業が意図する成果）

区民や事業者の省エネ意識の向上を図り、二酸化炭素排出量の削減につなげていきます。

事業成果指標

指標名	定義	目標水準
省エネナビモニター件数	家庭向けに省エネナビを貸出し、成果を報告していただくモニターの件数です。	（ 平成19 ）年度に （ 100件 ）の水準達成
新宿エコワングランプリ応募件数	区が実施する家庭・事業所等における省エネの取組み、アイデア、成果等のコンテストへの応募件数（個人・家族部門、グループ部門、事業者部門の合計）です。	（ 平成19 ）年度に （ 50件 ）の水準達成
省エネ技術研修セミナー参加者数	省エネ技術研修セミナーに参加した事業者の件数です。	（ ）年度に （ 100件 ）の水準達成

成果の達成状況

		単　位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備　　考
事業成果指標	目標値１①		0.00	0.00	0.00	100.00	
	実績１②		0.00	0.00	0.00	37.00	
	③＝②／①	%	0.00	0.00	0.00	37.00	
	目標値２④		0.00	0.00	0.00	50.00	
	実績２⑤		0.00	0.00	0.00	56.00	
	⑥＝⑤／④	%	0.00	0.00	0.00	112.00	
	目標値３⑦		0.00	0.00	0.00	100.00	
	実績３⑧		0.00	0.00	0.00	79.00	
	⑨＝⑧／⑦	%	0.00	0.00	0.00	79.00	

事業の実施内容

平成18年度	
平成19年度	中小事業者向けに①環境経営コンテスト②省エネルギー診断２件③エコアクション２１等認証取得費用助成１件④研修セミナー３回。区民向けに①環境にやさしい暮らしコンテスト②省エネナビ貸出し37台③環境家計簿普及事業130名④省エネ連続講座３回⑤地域環境イベント。学校向けに①普及啓発パンフレットの作成。区自らの取組みで①庁有車へのアイドリングストップ装置の装着59台　を実施しました。

部名称	環境清掃部	課名称	環境対策課

		単　位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備　　考
トータルコスト	事業費⑩	千円	0	0	0	18,816	
	人件費⑪	千円	0	0	0	24,780	
	事務費⑫	千円	0	0	0	0	
	減価償却費等⑬	千円	0	0	0	0	
	総計⑭＝⑩＋⑪＋⑫＋⑬	千円	0	0	0	43,596	
	受益者負担⑮	千円	0	0	0	0	
	純計⑯＝⑭－⑮	千円	0	0	0	43,596	
	受益者負担率⑮／⑭	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
財源内訳	一般財源⑰＝⑯－⑱	千円	0	0	0	43,496	
	特定財源⑱		0	0	0	100	
	一般財源投入率⑰／⑭	%	0.00	0.00	0.00	99.77	
職員	常勤職員	人	0.00	0.00	0.00	3.00	
	非常勤職員		0.00	0.00	0.00	0.00	

事業に関する検討課題

区民や事業者に対して、意識啓発、支援を行っていく上で、効果的なＰＲ方法を用いて広く推進していくことが重要です。

評価基準に基づく評価と理由（『3・2・1』の3段階評価です。）			
	達成度	2	区民・事業者等へのＰＲ、参加募集方法のより一層の工夫が課題ですが、着実に取組みが広まっています。
	実施の成果	2	区民・事業者等への様々な普及啓発活動により、イベントでの反応やアンケート調査の結果等における地球温暖化問題に対する意識は高まっています。
	効率性	3	環境学習情報センターを中心に区民・事業者等との協働により、効果的に事業を推進しています。
	行政の関与	3	地球温暖化対策推進法に定められているとおり、区が主導して区民や事業者に対する意識啓発、支援を推進し、区民・事業者・区が一体となって地球温暖化防止に取り組んでいかなければなりません。
	妥当性	3	国の京都議定書目標達成計画に基づいた「新宿区省エネルギー環境指針」の目標達成に向けて、区民・事業者等の省エネへの取組みの実践を促進していくことは、環境への負荷を低減するために必要です。
	施策寄与度	2	地球温暖化防止の取組みを推進することで、環境への負荷の少ない社会をつくっていくことに寄与していますが、より一層の効果を上げていく必要があります。

総合評価

「新宿区省エネルギー環境指針」に掲げられた二酸化炭素排出量削減に向けて、環境学習情報センターを核として区民・事業者等との協働により、家庭・事業所における省エネの取組みを支援・促進しています。環境への負荷の少ない社会を目指して、地域における取組みが着実に広まっています。

※ B

過年度評価
18年度
17年度
16年度
15年度

改革方針

平成１９年度に改定した「新宿区環境基本計画」に基づいて、区内の二酸化炭素排出量の削減目標を年度毎に設定し（平成２０年度 89,000t）、区民・事業者等に周知していきます。

また、家庭や事業所において、「みどりのカーテン」の普及等を実施するとともに、庁舎・公園等への太陽光・風力発電設備の設置等、区自らも率先して取り組んでいきます。さらに、区外の森林を保全することにより区内の二酸化炭素排出量を削減するカーボンオフセットの仕組みづくり等、独自の取組みも進めていくために、第一次実行計画「５１地球温暖化対策の推進」に引き継いで取り組んでいきます。

方向性
※ 4
拡大

事務事業	132	ごみの発生抑制に向けた普及啓発
章	5	身近な環境に配慮した、地球にやさしいまち
大項目	01	環境への負荷の少ない社会システムの構築
施策	02	資源循環型社会の形成

事業内容

目的	持続可能な資源循環型社会形成のため、ライフスタイルを見直すきっかけづくりと同時に、ごみの発生抑制を主眼とした排出方法の普及の徹底を図ります。
対象・手段	区民、区内事業者を対象として、①分別・排出の周知用パンフレット作成、②環境学習の充実、③事業系ごみの減量、④施設見学会の実施、⑤ごみ減量功労者の表彰、⑥区・地域の各種行事における、展示・ゲームなどの手法を用いた発生抑制・適正分別等の普及啓発を行います。

成果（事業が意図する成果）

資源循環型社会を推進する意識が醸成されます。排出量の抑制、適正な分別・排出が期待でき、中間処理・最終処分施設の延命化、収集作業の安全化・効率化にもつながります。

事業成果指標

指標名	定義	目標水準
環境学習実施回数	区立小学校等での環境学習実施学校数	（ 平成19 ）年度に （ ３５校 ）の水準達成
資源化率	資源回収量／（行政が収集するごみ+資源回収量）	（ 平成19 ）年度に （ 20% ）の水準達成
		（ ）年度に （ ）の水準達成

成果の達成状況

		単　位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備　　考
事業成果指標	目標値１①	校	15.00	15.00	25.00	35.00	
	実績１②	校	11.00	15.00	45.00	30.00	
	③＝②／①	%	73.33	100.00	180.00	85.71	
	目標値２④	%	20.00	20.00	20.00	20.00	
	実績２⑤	%	17.30	17.40	18.30	18.70	
	⑥＝⑤／④	%	86.50	87.00	91.50	93.50	
	目標値３⑦		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績３⑧		0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑨＝⑧／⑦	%	0.00	0.00	0.00	0.00	

事業の実施内容

平成18年度	①パンフレット等の作成　「ごみの出し方」（日本語版）、「みんなでつくろう資源循環型社会」（冊子）「年末年始ごみ収集のおしらせ」等 ②表彰の実施　リサイクル功労者（１１件）、大規模事業所の表彰（３件） ③環境学習　児童向け講座（１９５４人）
平成19年度	①パンフレット等の作成　「新しい資源・ごみの正しい分け方・出し方」（日本語、ハングル、中国語、英語版）等 ②表彰の実施　リサイクル功労者（１７件）、大規模事業所の表彰（３件） ③環境学習　児童向け講座（１３３９人）　④３Ｒ推進協議会の設立準備

部名称	環境清掃部	課名称	新宿清掃事務所

		単　位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備　　考
トータルコスト	事業費⑩	千円	2,846	3,311	5,107	7,736	
	人件費⑪	千円	23,346	23,346	23,184	23,128	
	事務費⑫	千円	0	0	0	0	
	減価償却費等⑬	千円	0	0	0	0	
	総計⑭＝⑩＋⑪＋⑫＋⑬	千円	26,192	26,657	28,291	30,864	
	受益者負担⑮	千円	0	0	0	0	
	純計⑯＝⑭－⑮	千円	26,192	26,657	28,291	30,864	
	受益者負担率⑮／⑭	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
財源内訳	一般財源⑰＝⑯－⑱	千円	26,192	26,657	28,291	30,864	
	特定財源⑱		0	0	0	0	
	一般財源投入率⑰／⑭	%	100.00	100.00	100.00	100.00	
職員	常勤職員	人	2.80	2.80	2.80	2.80	
	非常勤職員		0.00	0.00	0.00	0.00	

事業に関する検討課題

家庭ごみの減量に関する普及啓発は、区報や各種パンフレットの配布により、一定の成果をあげています。今後は、新宿区内から排出されるごみ量の３／４を占める事業系ごみの減量を目指し、区民、事業者、行政の協働による発生抑制に向けた３Ｒの推進の啓発活動を充実させていくことが課題です。

評価基準に基づく評価と理由（『3・2・1』の3段階評価です。）

達成度	2	環境学習については、目標値35校に対して30校の実施、資源化率については目標値20%に対し18.7%とほぼ目標を達成しました。また、20年４月からの新分別本格実施について、パンフレット、ポスター、広報紙、ホームページ等で広く周知を行ないまし
実施の成果	2	資源化率が年々高まっていることから、区民がごみの減量、リサイクルの推進について理解が進んでいると考えます。
効率性	3	パンフレットや広報紙での周知の他にホームページの活用、各種イベント開催時の説明会の実施に加え、新分別ボランティアの皆さんのご協力により口コミ周知を実施していただくなど比較的経費効率のよい周知活動を展開することができました。
行政の関与	3	ごみの発生抑制と適正処理に関する普及啓発は廃棄物処理法の規定により行政が担いますが、より効率的に普及啓発を実施していくためには行政、区民、事業者が協働し責任と役割を果たしていく必要があります。
妥当性	2	目標設定は環境学習実施回数が将来の資源循環型社会の形成の担い手である小学生等に向けた普及啓発の実績であること、資源化率が循環型生活の浸透度を測る標準的な指標であるとの理由により、ほぼ妥当です。
施策寄与度	2	この３年間で資源化率が17.3%から18.7%に改善されました。目標値20%にわずかに達しませんでしたが、３年間で1.4%の資源化率増の施策寄与をしました。

総合評価

19年度の評価をＢとした理由は、目標値１の達成度が85.71%、目標値２の達成度が93.50%と一定の成果があったからです。また、過去３年間の実績では、Ｂと評価します。その内容は、パンフレットの作成配布や集団回収の普及推進等により資源化率が1.4%の増となったことによります。

普及啓発事業は、長期間・継続的に実施することで、適正な排出と再利用への取組みが推進され、結果として、資源循環型社会の醸成、廃棄物処理・処分施設の延命化などが図られます。本事業の担う役割は大きいと考えます。

※ B

過年度評価

18年度 B
17年度 B
16年度 B
15年度

改革方針

この事業は、20年４月から本格実施となった新分別について、引き続き広く区民に浸透するよう努めていくとともに、事業系ごみの発生抑制に向けた区民、事業者、区の連携の核として３Ｒ推進協議会を立ち上げるなど３Ｒ（発生抑制、再使用、再生利用）について普及啓発を推進するため、経常事業の「ごみの発生抑制　普及啓発」に引き継いで取り組みます。

方向性

※ 4

拡大

事務事業	133	資源回収の推進
章	5	身近な環境に配慮した、地球にやさしいまち
大項目	01	環境への負荷の少ない社会システムの構築
施策	02	資源循環型社会の形成

事業内容

目的	ごみの最終処分場の延命化や資源の有効活用のために、ごみとして出される前に分別し、資源として回収することにより、資源循環型社会の構築を目指します。
対象・手段	区民、事業者との協働により、集団回収、古紙回収、びん・缶回収、ペットボトル回収、乾電池の回収、白色トレイの回収を推進します。

成果（事業が意図する成果）

資源回収を推進することで限りある資源を有効活用し、資源循環型社会の構築に寄与することができます。

事業成果指標

指標名	定義	目標水準
資源化率（%）	資源回収量/(行政が収集するごみ＋資源回収量)	(平成19) 年度に (20%) の水準達成
集団回収への参加率（%）	資源回収参加世帯数/区内世帯数	(平成19) 年度に (60%) の水準達成
		( ) 年度に ( ) の水準達成

成果の達成状況

		単 位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備 考
事業成果指標	目標値１①	%	20.00	20.00	20.00	20.00	20年度から始まる第一次実行計画の事業評価に当たっては、一人あたりの区収集ごみ量と資源化率を指標とします。 この指標に基づき、進行管理を適切に行っていきます。
	実績１②	%	17.30	17.40	18.30	18.70	
	③＝②／①	%	86.50	87.00	91.50	93.50	
	目標値２④	%	55.00	55.00	58.00	60.00	
	実績２⑤	%	48.30	49.00	48.70	49.10	
	⑥＝⑤／④	%	87.82	89.09	83.97	81.83	
	目標値３⑦		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績３⑧		0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑨＝⑧／⑦	%	0.00	0.00	0.00	0.00	

事業の実施内容

平成18年度	資源集団回収団体への支援（３７８団体、７９，１１６世帯）回収量　７，３８３トン 古紙回収量　９，４１８トン　乾電池　２１トン　紙パック　９トン びん・缶分別回収量　３，２０４トン　白色トレイ　１トン ペットボトル回収量　８０９トン
平成19年度	資源集団回収団体への支援（393団体、80,953世帯）回収量7,410トン　古紙回収量8,714トン　乾電池21トン　紙パック14トン　びん・缶分別回収量3,269トン　白色トレイ１トン　ペットボトル回収量947トン ７月から３月まで新分別モデル回収の実施（容器包装プラスチック269トン　再商品化量） 新分別説明会等の実施　回数　254回　参加者　11,095人

部名称	環境清掃部	課名称	新宿清掃事務所

		単　位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備　　考
トータルコスト	事業費⑩	千円	535,901	555,087	621,781	683,531	
	人件費⑪	千円	39,900	39,900	39,940	54,699	
	事務費⑫	千円	0	0	0	0	
	減価償却費等⑬	千円	0	0	0	0	
	総計⑭＝⑩＋⑪＋⑫＋⑬	千円	575,801	594,987	661,721	738,230	
	受益者負担⑮	千円	0	0	0	0	
	純計⑯＝⑭－⑮	千円	575,801	594,987	661,721	738,230	
	受益者負担率⑮／⑭	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
財源内訳	一般財源⑰＝⑯－⑱	千円	490,563	509,729	560,577	639,236	
	特定財源⑱		85,238	85,258	101,144	98,994	
	一般財源投入率⑰／⑭	%	85.20	85.67	84.72	86.59	
職員	常勤職員	人	4.50	4.50	4.50	6.30	
	非常勤職員		1.00	1.00	1.00	1.00	

事業に関する検討課題

資源化率は前年を上回っていますが、目標値である20%に達していません。このため、ごみ減量を推進するとともに、資源を効率的に回収するための方策の検討が必要です。
資源循環型社会の形成のためには、区民、事業者、行政の協働により取り組んでいく体制づくりが重要です。

評価基準に基づく評価と理由（『3・2・1』の3段階評価です。）

達成度	2	19年度の資源化18.7%、集団回収参加率49.1%は目標水準を若干下回りますが、2つの指標とも18年度を上回っています。新分別のモデル回収を７月から３月まで実施しました。また実施のため説明会等を254回実施し11,095人の参加がありました。
実施の成果	3	18年度と比較し、集団回収団体数は15の増、参加世帯数は1,837の増と着実に増加しています。地域団体による集団回収事業は経費効率が優れているだけでなく、コミュニティの活性化などにも寄与しています。
効率性	3	資源回収事業はごみとして処理するコストと比べ、重量あたりの区民負担が約半分で済むなど効率的です。
行政の関与	3	この事業には、行政による回収と地域が自主的に行う集団回収があり、集団回収に対して区は支援を行っています。資源化率の向上を図り、資源循環型社会を実現するためには、区の指導・助言は必要です。
妥当性	3	目標設定は、循環型生活の浸透度を測る標準的な指標であること、リサイクルのための区民の自主的な取組みの数値化であるとの理由により、区民ニーズを踏まえたもので適切です。
施策寄与度	3	この３年間で、資源回収品目や回収規模を拡大し、資源化を推進しました。集団回収の参加団体数や回収量も増加しました。区民の意識啓発や排出指導も行い、資源循環型社会の形成に大いに寄与しました。

総合評価

19年度の評価をBとした理由は、２つの指標とも目標水準を若干下回ったものの、18年度を上回りほぼ計画通りの事業達成ができたためです。また、過去３年間の実績ではＢと評価します。その内容は、ペットボトルの資源拠点回収や白色トレイの区内施設等の拠点回収を開始するなど、資源化を推進したことです。さらに、ごみ分別方法の変更にあたり容器包装プラスチックの資源回収の方針を決定し、モデル実施しました。集団回収については、参加団体数、回収量は着実に増加しており、資源循環型社会の構築に向けた取組みができたと考えます。

※ B

過年度評価
18年度 B
17年度 B
16年度 A
15年度

改革方針

20年度は、容器包装プラスチックの資源回収の区全域実施や回収拠点の増設などにより資源の回収量を増加させ、資源化率を高める事業を拡充します。また、集団回収の参加率の向上を図るため、きめ細かい周知活動を実施していくとともに、参加団体への支援内容の充実についても検討を進めていきます。さらに、３Ｒ推進協議会を設置し、区民、事業者、行政の協働を一層推進していきます。
この事業は資源循環型社会構築のための重要な事業として、第一次実行計画「５０①資源回収の推進」と「５０②プラスチックの資源回収の推進」に引き継ぎ、資源化率の向上や資源集団回収の推進に取り組んでいきます。

方向性
※ 4
拡大

事務事業	134	環境学習情報センターを核とした普及・啓発
章	5	身近な環境に配慮した、地球にやさしいまち
大項目	01	環境への負荷の少ない社会システムの構築
施策	03	環境保全思想の普及と啓発

事業内容

目的	環境学習情報センターを活用して適切な情報提供、環境に関連するイベントなどを行い、環境問題への関心・理解を深め、環境に配慮した生活や行動ができるように普及・啓発を図ります。
対象・手段	環境学習情報センターを核として、区民・企業・ＮＰＯ・学校との連携と協働を進め、環境に関する意識を向上させ、具体的に環境改善を実践できるよう、啓発パンフレット等の作成と配布、出前環境学習の実施、ホームページへの掲載、区民・企業・ＮＰＯ・学校への環境保全活動の支援を行います。

成果（事業が意図する成果）

各種イベントの開催、事業者との連絡会を通じて、普及・啓発、支援を効果的に進め、区民、事業者、ＮＰＯが環境保全活動を実践しやすい条件を整えていきます。

事業成果指標

指標名	定義	目標水準
エコリーダー養成講座の参加者数	地域の環境活動のリーダーを養成することを目的とした連続講座の参加者数です。	（ 平成19 ）年度に （ 300人 ）の水準達成
「まちの先生見本市」の参加者数	学校の環境学習・環境活動を推進するため、区民・地域団体・ＮＰＯ・事業者・学校・行政が連携して実施する「新宿の環境学習応援団」まちの先生見本市（１日1回のイベント）の参加数です。	（ 平成19 ）年度に （ 500人 ）の水準達成
		（ ）年度に （ ）の水準達成

成果の達成状況

		単　位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備　　考
事業成果指標	目標値１①	人	300.00	300.00	300.00	300.00	広報活動の成果もありますが、立地条件が大きく影響します。
	実績１②	人	265.00	340.00	150.00	474.00	
	③＝②／①	%	88.33	113.33	50.00	158.00	
	目標値２④	人	500.00	500.00	500.00	500.00	
	実績２⑤	人	650.00	2,000.00	700.00	1,479.00	
	⑥＝⑤／④	%	130.00	400.00	140.00	295.80	
	目標値３⑦		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績３⑧		0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑨＝⑧／⑦	%	0.00	0.00	0.00	0.00	

事業の実施内容

平成18年度	区立小・中学校における環境学習、地域の環境活動のリーダーを育成する「エコリーダー養成講座」、学校の先生や環境学習に興味のある人たちを対象にした「まちの先生見本市」、環境省の事業「こどもエコクラブ」事務局、夏休み親子体験教室「神田川たんけん隊」、環境保全活動を地域に広げていくことを目的としたエコライフ推進員の活動、エコ事業者連絡会の開催等を実施しました。
平成19年度	区立小・中学校における環境学習、地域の環境活動のリーダーを育成する「エコリーダー養成講座」、学校の先生や環境学習に興味のある人たちを対象にした「まちの先生見本市」、環境省の事業「こどもエコクラブ」事務局、夏休み親子体験教室「神田川たんけん隊」、環境保全活動を地域に広げていくことを目的としたエコライフ推進員の活動、地球温暖化対策の推進事業、エコ事業者連絡会の開催等を実施しました。

部名称	環境清掃部	課名称	環境対策課

		単　位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備　　考
トータルコスト	事業費⑩	千円	3,125	3,157	2,781	4,102	
	人件費⑪	千円	0	0	14,076	14,042	
	事務費⑫	千円	0	0	0	0	
	減価償却費等⑬	千円	0	0	0	0	
	総計⑭＝⑩＋⑪＋⑫＋⑬	千円	3,125	3,157	16,857	18,144	
	受益者負担⑮	千円	0	0	0	0	
	純計⑯＝⑭－⑮	千円	3,125	3,157	16,857	18,144	
	受益者負担率⑮／⑭	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
財源内訳	一般財源⑰＝⑯－⑱	千円	3,125	3,157	16,857	18,144	
	特定財源⑱		0	0	0	0	
	一般財源投入率⑰／⑭	%	100.00	100.00	100.00	100.00	
職員	常勤職員	人	0.00	0.00	1.70	1.70	
	非常勤職員		0.00	0.00	0.00	0.00	

事業に関する検討課題

環境学習情報センターの機能を最大限に活用して着実に環境学習を推進しています。特にホームページリニューアル後の利用人数が大幅に増加しました。更なる広報活動に力を入れて、利用者の開催事業への参加数の継続的な増加が求められます。

評価基準に基づく評価と理由（『3・2・1』の3段階評価です。）

達成度	2	環境学習情報センターを活用した環境学習事業実施、環境関連イベントへの参加、毎月発行の「環境ニュース、」やホームページを通じた情報提供など、利用可能なツールを活用して環境保全思想の普及啓発活動を実施しています。
実施の成果	2	イベント参加者へのアンケート調査等における満足度は高く、普及啓発事業が環境への理解や関心を深めるのに一定の成果を上げています。
効率性	2	環境学習情報センターを核とした、環境普及啓発事業展開は、地道な活動の積み重ねで普及啓発を行っています。区民の反応も多くなり、区民行動にも変化が出てきています。出前講座やホームページによる普及啓発の活用により、効率化が進んでいます。
行政の関与	3	環境基本条例に基づき、区の主導により、区民・事業者等との協働で環境保全に関する知識の普及及び意識啓発を図っていきます。
妥当性	3	環境学習情報センターを活用した普及啓発の成果として、地域の環境活動のリーダーを養成するエコリーダー養成講座の参加状況を捉えていくことは適切です。
施策寄与度	3	平成16年6月5日開設の環境学習情報センターの機能を最大限に活用した様々な環境学習事業により、区民・事業者等の環境保全の意識向上、行動の実践に大いに寄与しています。

総合評価

19年度の評価はＢです。各種イベントの開催や講座の実施等、区民・地域団体・ＮＰＯ・企業・学校等の地道な連携と協働により、普及啓発事業の環境への理解や関心を深めるのに大きな成果を上げています。

17年度から19年度の３年間についてもＢと評価します。施設利用・イベント参加人数は、19年度11月から3月まで耐震補強工事で閉館していたこともあり、10万人には届きませんでした。今後も利用・参加人数の増加に向けた事業内容の創意工夫を進めていきます。

※ B

過年度評価

18年度 B
17年度 B
16年度 B
15年度

改革方針

環境学習情報センターを核とした、区民・地域団体・ＮＰＯ・企業・学校等の連携、協働をより一層推進します。また、エコライフ推進員やリーダー養成講座修了生を活用し、環境保全思想の定着を担う仕組みづくりをしていきます。ホームページを更に充実させるなど、手段の改善を図り、今後もより効果的な普及啓発活動の展開を図るとともに、参加者の増加が図れるような魅力ある事業内容を工夫していきます。

そのために、この事業は第一次実行計画「５４環境学習・環境教育の推進」に引き継いで取り組んでいきます。

方向性

※ 2

手段改善

事務事業	135	環境白書の作成と報告会の開催
章	5	身近な環境に配慮した、地球にやさしいまち
大項目	02	快適環境の保全と創出
施策	01	環境施策の総合的展開と推進

事業内容

目的	環境基本計画の進捗状況を点検するとともに、環境保全の取り組みについて普及啓発を図っていきます。
対象・手段	環境白書報告会を通して、環境行動指針の普及を図るとともに、環境基本計画の進行管理をします。環境白書報告会を開催し、区民等から広く意見をいただきます。

成果（事業が意図する成果）

環境基本計画の進行管理と環境行動指針の推進を合わせて行うことができ、一貫した環境政策の推進が図れます。

事業成果指標

指標名	定義	目標水準
環境白書の作成	環境白書の作成	（ 毎 ）年度に （ 1回 ）の水準達成
環境白書報告会の開催	環境白書報告会の開催	（ 毎 ）年度に （ 2回 ）の水準達成
		（ ）年度に （ ）の水準達成

成果の達成状況

		単 位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備 考
事業成果指標	目標値１①	回	1.00	1.00	1.00	1.00	
	実績１②	回	1.00	1.00	1.00	1.00	
	③＝②／①	%	100.00	100.00	100.00	100.00	
	目標値２④	回	1.00	1.00	1.00	2.00	
	実績２⑤	回	1.00	1.00	1.00	2.00	
	⑥＝⑤／④	%	100.00	100.00	100.00	100.00	
	目標値３⑦		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績３⑧		0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑨＝⑧／⑦	%	0.00	0.00	0.00	0.00	

事業の実施内容

平成18年度	後期の環境基本計画策定に向けて、「環境施策検討会」（ワークショップにあたる会議）を開催して環境基本計画の見直しを進めました。環境白書を作成し、「環境白書を読む会」（「環境施策検討会」のメンバーをパネリストとしたシンポジウムと、白書の報告会を兼ねた会）を開催しました。
平成19年度	後期の環境基本計画策定に向けて、「環境施策検討会」（ワークショップにあたる会議）を開催して環境基本計画の見直しを行いました。環境白書を作成し、「環境白書を読む会」（「環境施策検討会」のメンバーをパネリストとしたシンポジウムと、白書の報告会を兼ねた会）を開催しました。併せて、後期の環境基本計画（改定）の内容説明をしました。

部名称	環境清掃部	課名称	環境対策課

		単　位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備　　考
トータルコスト	事業費⑩	千円	516	300	473	1,990	
	人件費⑪	千円	0	4,169	4,140	4,130	
	事務費⑫	千円	0	0	0	0	
	減価償却費等⑬	千円	0	0	0	0	
	総計⑭＝⑩＋⑪＋⑫＋⑬	千円	516	4,469	4,613	6,120	
	受益者負担⑮	千円	0	0	0	0	
	純計⑯＝⑭－⑮	千円	516	4,469	4,613	6,120	
	受益者負担率⑮／⑭	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
財源内訳	一般財源⑰＝⑯－⑱	千円	516	4,469	4,613	6,090	
	特定財源⑱		0	0	0	30	
	一般財源投入率⑰／⑭	%	100.00	100.00	100.00	99.51	
職員	常勤職員	人	0.00	0.50	0.50	0.50	
	非常勤職員		0.00	0.00	0.00	0.00	

事業に関する検討課題

区民・事業者・ＮＰＯ等と連携、協働して環境基本計画の進行管理、見直しを行っていく必要があるため、開催回数や開催時間を考慮して、「環境白書を読む会」への参加者をさらに増やしていくことが課題です。

評価基準に基づく評価と理由（『3・2・1』の3段階評価です。）

達成度	3	環境基本計画の進捗状況を把握するため、新宿区の施策や区民・事業者・NPOなどの取組みを環境白書としてとりまとめました。また、「環境白書を読む会」では、白書の報告とともに、平成19年度に改定した環境基本計画の説明をしました。
実施の成果	2	環境基本計画の目標達成状況を白書の中で明確にすることにより、課題を整理することができました。また、白書報告会の開催により、参加者との環境に関する種々の意見交換をすることができました。今後は、報告会の参加者数の増加が望まれます。
効率性	3	他の啓発冊子との整理・統合を図り、環境基本計画の進捗状況を点検するツールとしてより分かりやすくし、費用対効果の面からも向上しています。
行政の関与	3	区民・事業者・ＮＰＯ等と連携、協働して、環境基本計画の進捗状況を把握する必要があるため、区の関与は欠かせません。
妥当性	3	環境基本計画の進捗状況を点検するとともに、環境保全の取組みについて普及啓発を図っていくために、環境白書の作成と報告会により区民等から広く意見を聞くことが必要です。
施策寄与度	3	環境施策を取り巻く状況の変化を受けて、19年度、環境基本計画を改定しており、PDCAサイクルが機能しています。環境施策の総合的展開と推進が効率的に行われており、施策の目的達成に大いに寄与しているといえます。

総合評価

19年度の評価をＢとしたのは、環境基本計画に掲げられた目標を達成するための環境白書を作成し、その進捗状況を公表し、「環境白書を読む会」を２回開催したからです。（参加者33名）

17年度から19年度までのの３年間についてもＢと評価します。毎年度、環境白書を発行し、「環境白書を読む会」を開催して検証することにより（計４回、76名参加）、環境施策の着実な推進と見直しを図ることができました。

※ B

過年度評価

18年度	B
17年度	B
16年度	B
15年度	

改革方針

環境白書の無償頒布、ホームページ上での公開、区民・事業者等を交えた報告会の開催方法の改善などにより、環境基本計画の進捗状況を確認するとともに、環境施策をより広く公表していきます。

また、平成１９年度に環境基本計画を改定しましたので、区民等へ新たな環境施策内容を広く周知していきます。

この事業は経常事業の「環境基本計画の推進」に引き継いで取り組んでいきます。

方向性

※ 2

手段改善

事務事業	136	環境に配慮した道づくり
章	5	身近な環境に配慮した、地球にやさしいまち
大項目	02	快適環境の保全と創出
施策	02	環境保全型まちづくり

事業内容

目的	環境に配慮した舗装を実施することでヒートアイランド抑制効果を高めるとともに、道路施設において、資源の有効活用を進めます。
対象・手段	対象：区道 手段：①遮熱透水性舗装（※）の実施　②防護柵に間伐材を活用 ※遮熱透水性舗装とは、直射日光のうち、路面温度を上昇させる原因である赤外線を反射する塗料を路面に塗布した舗装をいいます。

成果（事業が意図する成果）

温度低減効果がある舗装の実施や既存資源の有効利用を図ることで、身近なところから、環境に配慮したまちづくりを進めます。

事業成果指標

指標名	定義	目標水準
遮熱透水性舗装の施工面積	遮熱透水性舗装の面積	（　毎　）年度に （　1,300㎡　）の水準達成
木製防護柵の施工延長	木製防護柵の延長	（　毎　）年度に （　100m　）の水準達成
		（　　）年度に （　　）の水準達成

成果の達成状況

		単　位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備　考
事業成果指標	目標値１①	㎡	0.00	1,300.00	1,300.00	1,300.00	
	実績１②	㎡	0.00	1,229.00	1,370.00	1,271.00	
	③＝②／①	%	0.00	94.54	105.38	97.77	
	目標値２④	m	0.00	100.00	100.00	100.00	
	実績２⑤	m	0.00	110.70	161.40	155.50	
	⑥＝⑤／④	%	0.00	110.70	161.40	155.50	
	目標値３⑦		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績３⑧		0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑨＝⑧／⑦	%	0.00	0.00	0.00	0.00	

事業の実施内容

平成18年度	遮熱透水性舗装　1,370　㎡ 木製防護柵　　161.4　m
平成19年度	遮熱透水性舗装　1,271　　㎡ 木製防護柵　　155.5　m

部名称	みどり土木部	課名称	道路課

		単　位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備　　考
トータルコスト	事業費⑩	千円	0	37,434	32,448	24,398	
	人件費⑪	千円	0	0	4,140	4,130	
	事務費⑫	千円	0	0	0	0	
	減価償却費等⑬	千円	0	0	0	0	
	総計⑭＝⑩＋⑪＋⑫＋⑬	千円	0	37,434	36,588	28,528	
	受益者負担⑮	千円	0	0	0	0	
	純計⑯＝⑭－⑮	千円	0	37,434	36,588	28,528	
	受益者負担率⑮／⑭	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
財源内訳	一般財源⑰＝⑯－⑱	千円	0	37,434	36,588	28,528	
	特定財源⑱		0	0	0	0	
	一般財源投入率⑰／⑭	%	0.00	100.00	100.00	100.00	
職員	常勤職員	人	0.00	0.00	0.50	0.50	
	非常勤職員		0.00	0.00	0.00	0.00	

事業に関する検討課題

遮熱透水性舗装については、ヒートアイランド対策に効果がある環境配慮型舗装として、東京都土木技術研究所等の協力の下導入し、路面温度低減効果を検証しました。今後はより有効に機能する場所の選定基準等についても検証して行くことが必要です。さらに、初期に施工した箇所についての機能の劣化などを調査していく必要があります。

木製防護柵については、経年変化による劣化状況を経過観察することと、設置条件を整理することが必要です。

評価基準に基づく評価と理由（『3・2・1』の3段階評価です。）

達成度	3	遮熱性舗装面積、木製防護柵設置延長ともに、計画通りの施工数量を達成しました。
実施の成果	2	夏季の舗装表面温度が通常舗装に比べて10℃程度下がったことが確認され、温度低減による歩行者等への身体的な負担の軽減等、成果が出てきています。また木製防護柵は道路景観の向上だけでなく木の温もりが感じられることから、地域住民の好評を得てい
効率性	3	事業対象である区道は区民の生活道路が主であるため、事業実施による成果を区民が享受しやすいことから、事業の効率性は高いと考えます。
行政の関与	3	環境に配慮した施設づくりは、幅広い主体が取り組む問題です。その中でも、広く公共の用に供する区道は、区内全域に対して面積の割合が比較的多いことから、率先して取組むことが必要です。
妥当性	3	ヒートアイランド抑制効果のある遮熱透水性舗装の面積を増やしていくことは、環境保全型まちづくりの実現に向けた手法の一つとして妥当です。
施策寄与度	2	遮熱透水性舗装はヒートアイランド現象の緩和に寄与します。また間伐材を防護柵として使用することにより、資源の有効利用に貢献しています。これら取り組みは環境保全型まちづくりの施策に大きく寄与しています。

総合評価

平成１９年度は施工数量を計画通りに実施できたことから評価をＢとしました。

また過去３年間の実績は遮熱透水性舗装と木製防護柵の両者とも予定以上の施工数量を達成したことから、評価をＢとします。

これからも新たな工法や材料を取り入れて環境に配慮した道路を造っていくことが必要です。この事業は道路の環境対策として有効であり、また地域に身近な道路を施工するので、区民が直に体感できる事業効果の高い施策であると考えます。

※ B

過年度評価

18年度 B
17年度 B
16年度
15年度

改革方針

この事業は、第一次実行計画「６９①環境に配慮した道づくり」で引き続き取り組んでいきます。

今後も関係機関と連携し、遮熱性舗装の耐久性等を検証するとともに、従来より進めている多摩の間伐材の利用を促進するだけでなく伊那市の間伐材の有効活用についても検討していきます。

方向性

※ 1

現状のまま継続

事務事業	138	区民との協働による基本構想・基本計画づくり
章	6	構想の推進のために
大項目	03	地域を基盤にした区政の推進
施策	01	地域を基盤にした区政の推進

事業内容

目的	区民や地域団体、ＮＰＯ、企業等が区民の視線から基本構想・基本計画原案を検討することにより、区民にとって自分たちの生活と区の施策とのつながりが分かりやすい計画づくりを行います。
対象・手段	第一段階として、多くの区民等が参画した「新宿区民会議」を立上げ、ワークショップ方式等を用いながら、検討を行い、１８年度に、その検討結果を区長へ提言します。第二段階として、基本構想審議会を設置・諮問し、専門的識見等からの審議を行い、答申を得ます。第三段階である１９年度は、答申に基づき区素案を作成し、パブリック・コメント、地域説明会等を経て基本構想・基本計画を策定します。

成果（事業が意図する成果）

計画策定のプロセスを重視した計画づくりにより、区民と行政が将来のまちづくりの方向性を共有できるようにします。

事業成果指標

指標名	定義	目標水準
区民会議へ１００人規模の区民等の参画を得ること。	区民会議設置時の参加数	（ 平成17 ）年度に （ 100人 ）の水準達成
基本構想審議会の審議状況	基本構想審議会での審議回数	（ 平成19 ）年度に （ 14回 ）の水準達成
パブリック・コメントの意見提出状況	基本構想・基本計画（総合計画）の素案に対するパブリック・コメントの意見提出者数	（ ）年度に （ 100人 ）の水準達成

成果の達成状況

		単　位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備　　考
事業成果指標	目標値１①	人	0.00	100.00	0.00	0.00	平成１７年６月からの１年間で、区民会議（自主活動含む）を全３３０回開催しました。 平成１８年度は審議会１６回のほか、起草部会を１１回開催しました。 平成１９年度は素案に対する地域説明会を１０回開催し、パブリック・コメントにより１０地区協議会を含む１１６人（団体）から４８０件の意見をいただきました。
	実績１②	人	0.00	376.00	0.00	0.00	
	③＝②／①	%	0.00	376.00	0.00	0.00	
	目標値２④	回	0.00	0.00	14.00	0.00	
	実績２⑤	回	0.00	0.00	16.00	0.00	
	⑥＝⑤／④	%	0.00	0.00	114.29	0.00	
	目標値３⑦		0.00	0.00	0.00	100.00	
	実績３⑧		0.00	0.00	0.00	116.00	
	⑨＝⑧／⑦	%	0.00	0.00	0.00	116.00	

事業の実施内容

平成18年度	平成１８年６月に「新宿区民会議」から基本構想、基本計画に盛り込むべき内容についての検討結果として提言書を区長に提出していただきました。この提言書を受け７月に基本構想審議会を設置し、専門的識見等から基本構想・基本計画について審議し、平成１９年２月に区長へ答申いただきました。
平成19年度	答申に基づき１９年８月に基本構想・総合計画（基本計画と都市マスタープランを一体化）素案を作成し、パブリック・コメントや地域説明会を行い、そこでいただいた意見を踏まえて最終案を作成し、議決を経て、１２月に基本構想・総合計画を策定しました。策定後は、広報等で周知し、２０年２月に冊子を発行しました。

部名称	総合政策部	課名称	企画政策課

		単　位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備　　考
トータルコスト	事業費⑩	千円	0	24,124	31,945	9,137	
	人件費⑪	千円	0	45,025	44,712	27,258	
	事務費⑫	千円	0	0	0	0	
	減価償却費等⑬	千円	0	0	0	0	
	総計⑭＝⑩＋⑪＋⑫＋⑬	千円	0	69,149	76,657	36,395	
	受益者負担⑮	千円	0	0	0	0	
	純計⑯＝⑭－⑮	千円	0	69,149	76,657	36,395	
	受益者負担率⑮／⑭	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
財源内訳	一般財源⑰＝⑯－⑱	千円	0	69,149	76,657	36,395	
	特定財源⑱		0	0	0	0	
	一般財源投入率⑰／⑭	%	0.00	100.00	100.00	100.00	
職員	常勤職員	人	0.00	5.40	5.40	3.30	
	非常勤職員		0.00	0.00	0.00	0.00	

事業に関する検討課題

今回策定した基本構想・総合計画が、施策や事業に着実に反映されるよう適切な進行管理を図っていく必要があります。また、今後の基本構想・総合計画の見直しや新たな策定に向けて、区民会議、地区協議会をはじめとする区民参加のあり方や計画への区民意見の反映方法について、本事業の検証を十分行っていく必要があります。

評価基準に基づく評価と理由（『3・2・1』の3段階評価です。）

達成度	3	区民会議では３７６名もの区民参画を得て、提言書をまとめることができました。パブリック・コメントでは１１６人（団体）から４８０件ものご意見をいただき、区民の意見を踏まえた基本構想・総合計画を策定することができました。
実施の成果	3	区民参加の手法の一つとして区民会議方式を導入したことで、区民と行政が将来のまちづくりの方向性を共有するという大きな成果を上げることができました。
効率性	2	多くの区民参画のもと活発な議論を行うことができ、全体としては効率的に計画づくりができたと評価します。しかし、審議会の運営においては、限られた時間の中で、十分な発言の機会を確保することができたのか検証する必要があります。
行政の関与	3	行政計画の策定作業であり、区民会議、審議会の運営、議会の議決等、区の関与は必要であり、妥当性があります。
妥当性	3	区民会議を設置し、提言をいただき、その提言を尊重しつつ専門的見地から審議会で審議を重ねました。また、地域説明会等で多くの区民から意見をいただく機会を設けました。こうした進め方は、区民等との協働と参画による計画づくりの方法として妥当で
施策寄与度	3	平成１７年度の区民会議の発足・提言から始まり、地区協議会での議論、基本構想審議会での審議、区議会での議決を経て策定されたもので、３年にわたる多くの区民の自治の力が結集された、まさに「区民との協働による計画づくり」となっています。

総合評価

１９年度は地域説明会やパブリック・コメントにより、多くの区民から素案に対するご意見をいただき、それらを踏まえて基本構想・総合計画を策定することができました。１７年度からの３年間を通してもAと評価します。区民会議の設置と提言、それを尊重した審議会答申など、初期段階から区民参画による計画づくりを行ってきました。こうした手法は、新宿区の計画づくりにおいて画期的なものであり、区民と行政が将来のまちづくりの方向性を共有するという大きな成果をもたらすものです。

※ A

過年度評価

18年度 A
17年度 A
16年度
15年度

改革方針

本事業は、１９年度の基本構想・総合計画の策定をもって終了します。

方向性

※ 6

休廃止

事務事業	139	地区協議会の設立・運営（地区協議会との協働）
章	6	構想の推進のために
大項目	03	地域を基盤にした区政の推進
施策	01	地域を基盤にした区政の推進

事業内容

目的	各特別出張所の地域単位で、区民の区政への参画及び地域課題を解決する場として設立した地区協議会が、区政に関し自由な議論と区との意見交換を行い区政へ参画するよう促すとともに、自らの発想と力で地域課題を解決する役割を担い住民自治の拡充を図ります。
対象・手段	特別出張所が地区協議会の事務局として会議開催支援を行うとともに、地域課題の解決に向けた情報提供や関係機関への橋渡し等の支援を行います。

成果（事業が意図する成果）

各地区において、区民をはじめ多様な主体の区政への参画及び地域課題を解決する場として機能していくことで、地域の自治意識の高まりと自らの発想と力で地域課題を解決する力がつくことにより、住民自治の拡充が図られます。

事業成果指標

指標名	定義	目標水準
区へ提案（提言）	地区別まちづくり方針などについて区へ提案（提言）した地区協議会の数	（ 平成19 ）年度に （ 10か所 ）の水準達成
地区協議会の運営	各分科会及び各課題プロジェクトごとに月１回程度の会議を開催する。 69（各分科会＋課題別プロジェクト）×12月	（ 平成19 ）年度に （ 10所で828回 ）の水準達成
地区協議会の参加	各地区協議会の委員の定足数を満たしているか。	（ ）年度に （ 10所で534人 ）の水準達成

成果の達成状況

		単　位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備　　考
事業成果指標	目標値１①	か所	0.00	10.00	10.00	10.00	１７年度目標値地区協議会の設立は１７年度内に100%達成済みのため１８年度新たな指標に変更しました。
	実績１②	か所	0.00	10.00	10.00	10.00	
	③＝②／①	%	0.00	100.00	100.00	100.00	
	目標値２④	回	0.00	245.00	516.00	828.00	
	実績２⑤	回	0.00	228.00	449.00	571.00	
	⑥＝⑤／④	%	0.00	93.06	87.02	68.96	
	目標値３⑦	人	0.00	508.00	508.00	534.00	
	実績３⑧	人	0.00	453.00	448.00	414.00	
	⑨＝⑧／⑦	%	0.00	89.17	88.19	77.53	

事業の実施内容

平成18年度	地区協議会の運営支援を行いました。 事務局の機能強化に向けて検討しました。 活動支援のための新たな財源担保の仕組みを検討しました。
平成19年度	地区協議会の運営支援を行いました。 まちづくり活動支援補助金審査会を開催しました。 地区協議会の位置づけを検討しました。

部名称	地域文化部	課名称	生涯学習コミュニティ課

		単　位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備　　考
トータルコスト	事業費⑩	千円	0	1,000	2,228	2,368	
	人件費⑪	千円	0	0	0	0	
	事務費⑫	千円	0	0	0	0	
	減価償却費等⑬	千円	0	0	0	0	
	総計⑭＝⑩＋⑪＋⑫＋⑬	千円	0	1,000	2,228	2,368	
	受益者負担⑮	千円	0	0	0	0	
	純計⑯＝⑭－⑮	千円	0	1,000	2,228	2,368	
	受益者負担率⑮／⑭	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
財源内訳	一般財源⑰＝⑯－⑱	千円	0	1,000	2,228	2,368	
	特定財源⑱		0	0	0	0	
	一般財源投入率⑰／⑭	%	0.00	100.00	100.00	100.00	
職員	常勤職員	人	0.00	0.00	0.00	0.00	
	非常勤職員		0.00	0.00	0.00	0.00	

事業に関する検討課題

区は、地区協議会の自主性を重んじながら、その活動の充実が図れるように協議会の位置づけを明確化していく必要があります。また、地区協議会が多くの区民との協働を進め、地域の自治意識を高め、地域課題の解決に向けての取り組みを行い、活動を広めていくことで、「皆でまちを担うしくみ」として地域に根ざすことが重要です。そのためには、地区協議会についての周知活動を強化し、地域での認知を高めていくことが求められています。

評価基準に基づく評価と理由（『3・2・1』の3段階評価です。）			
	達成度	3	区内１０箇所の特別出張所管轄ごとに立ち上げる地区協議会については、当初計画どおり平成１７年１０月前後に各地区で設立され、政策形成過程への住民参画やそれぞれの地域ごとの課題解決に向けて不断の取組みが実施されています。
	実施の成果	2	基本構想・総合計画素案等の意見書をすべての地区で区に提出しました。このように、区の政策形成過程において、地区協議会設置の意義や成果は見られるものの、地区協議会の活動状況について、広く区民に対する認知という点では必ずしも十分とはいえ
	効率性	3	地区協議会は、多くの地域団体からの推薦と公募委員により構成された無償の協議会です。地域課題についての検討及び課題解決に向けての活動は、費用対効果の観点からも効果的に行われています。
	行政の関与	3	地区協議会は地域住民等が主体となった自主自立した組織と位置づけられています。今後はその位置づけや権能付与について明らかにしていく予定ですが、当面の間、特別出張所は事務局機能支援や事業費補助などの財政支援を積極的に行っていく必要があり
	妥当性	3	地域自治の実現のためには、地区協議会の果たす役割は極めて重要です。特別出張所ごとに、地域団体からの推薦委員や公募委員によって構成された地区協議会は柔軟で多様な開かれた参画システムという見地からも適切であるといえます。
	施策寄与度	3	地域別まちづくり方針意見書及び基本構想・総合計画素案等意見書を区に対して提出することにより、区の政策形成過程において十分寄与するとともに、新たにまちづくり活動補助金を活用した地域課題解決に向けた活動にも着実に取組んで施策に寄与してい

総合評価

多くの地域課題が取り組まれた活動の成果からＡと評価します。地域での課題を検討し、それを解決するために新たな補助金を活用した事業が取り組まれ、各地区において事業の達成ができました。自らの発想と力で地域課題を解決する取り組みが進んだことを評価します。

また、過去３年間の実績からもＡと評価します。すべての地区で、区の基本構想・総合計画等の策定過程への住民参画や課題解決に向けた取り組みが行われました。その結果、区民全体に向けた周知の面で必ずしも十分ではないながらも着実に多くの区民の協働と参画による効果的な区政推進がなされたからです。

※ A

過年度評価

18年度 A
17年度 A
16年度
15年度

改革方針

設立３年目を迎える地区協議会が、地域住民の区政参画及び地域課題の解決の場としての機能をより一層充実させるためには、地域内の様々な活動団体との連携が不可欠です。地域センター管理運営委員会との合同役員会等のような試みを通じ、地域自治の充実を検討していきます。

また、２１年度に策定予定の（仮称）自治基本条例の検討過程で、区民の皆さんと十分な議論を重ねた上で、地区協議会の位置づけを明確にしていく予定で、第一次実行計画「４②地区協議会の位置づけの明確化と運営の充実」に引継いで取り組んでいきます。

方向性

※ 4

拡大

事務事業	140	ホームレス対策
章	6	構想の推進のために
大項目	04	広域的な都市課題への対応
施策	01	広域的な都市課題への対応

事業内容

目的	大都市問題であるホームレス問題の解決のために『新宿区ホームレスの自立支援等に関する推進計画』に基づき、区全体で取り組んでいくための総合的な対策を整備していく中で、区とＮＰＯや区民等と協力・連携、都及び各区との連携による事業の推進によりホームレスの自立を支援します。
対象・手段	ホームレスを対象とし、手段は区民・事業者・ＮＰＯ等民間団体との連携による①宿泊所等入所者相談援助事業、②ＮＰＯ・住民との連携、③啓発事業、④拠点相談事業です。

成果（事業が意図する成果）

①『宿泊所等入所者相談援助事業』では、自立生活への相談指導により、再びホームレス生活へ戻らないよう支援します。②『ＮＰＯ・住民との連携』では、区と区民・団体等が連携して、自立支援のネットワークをつくり、情報の共有化を図ります。③『啓発事業』では、ホームレスの実情や自立支援策を説明するパンフレットを作成・配布し、啓発活動を行います。④『拠点相談事業』では、継続的にホームレスの相談に応じ、自立に関する情報や福祉施策に関する情報を提供することで早期の自立を支援します。

事業成果指標

指標名	定義	目標水準
新宿区区民意識調査の区政への要望で、ホームレスに関する施策の要望を減らす。	ホームレスの自立が進めば、ホームレスに関する要望が減り、前年度を下回れば１００%。	（ 毎 ）年度に （ 100% ）の水準達成
		（ ）年度に （ ）の水準達成
		（ ）年度に （ ）の水準達成

成果の達成状況

		単 位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備 考
事業成果指標	目標値１①	%	0.00	100.00	100.00	100.00	ホームレスが、再び路上生活に戻ることのないように自立を支援する。
	実績１②	%	0.00	100.00	100.00	100.00	
	③＝②／①	%	0.00	100.00	100.00	100.00	
	目標値２④		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績２⑤		0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑥＝⑤／④	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
	目標値３⑦		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績３⑧		0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑨＝⑧／⑦	%	0.00	0.00	0.00	0.00	

事業の実施内容

平成18年度	ホームレスの自立支援等に関するシンポジウム等への支援（３回）。区立小中学校教師研究会への講師派遣(１回)。ホームレスの自立を支援する団体等の連絡会議を開催（１２回）。『宿泊所等入所者相談援助事業』、『拠点相談事業』を実施。都区共同事業『地域生活移行支援事業』及び『自立支援システム事業』を実施。
平成19年度	ホームレスの自立支援等に関するシンポジウム等への支援（１回）。ホームレスの自立を支援する団体との連絡協議会を開催（１２回）。『宿泊所入所者相談援助事業』、『地域生活移行支援・自立支援システム事業』（都区共同事業）、『拠点相談事業』を継続実施。

部名称	福祉部	課名称	生活福祉課

		単　位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備　　考
トータルコスト	事業費⑩	千円	0	9,307	27,506	34,735	
	人件費⑪	千円	0	0	15,440	8,260	
	事務費⑫	千円	0	0	0	0	
	減価償却費等⑬	千円	0	0	0	0	
	総計⑭＝⑩＋⑪＋⑫＋⑬	千円	0	9,307	42,946	42,995	
	受益者負担⑮	千円	0	0	0	0	
	純計⑯＝⑭－⑮	千円	0	9,307	42,946	42,995	
	受益者負担率⑮／⑭	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
財源内訳	一般財源⑰＝⑯－⑱	千円	0	4,653	32,889	30,723	・国庫支出金（セーフティネット支援対策等事業費）
	特定財源⑱		0	4,654	10,057	12,272	
	一般財源投入率⑰／⑭	%	0.00	49.99	76.58	71.46	
職員	常勤職員	人	0.00	0.00	1.80	1.00	
	非常勤職員		0.00	0.00	0.20	0.00	

事業に関する検討課題

区民・ＮＰＯとの連携、都・区の共同事業、区の単独施策などホームレスの自立支援のための仕組みが整えられてきています。今後は、ホームレスの自立への阻害要因を解決するために、自立支援の仕組みを最大限活用し、再び路上生活に戻ることのないよう継続的に自立を支援することが課題です。

評価基準に基づく評価と理由（『3・2・1』の3段階評価です。）

達成度	3	新宿区のホームレス数は、平成１６年８月の１，１０２名から平成２０年１月の２８５名へと減少しました。
実施の成果	3	ＮＰＯ等の協力・連携を得ながらホームレスの自立支援が進められており、また、元ホームレスが再び路上に戻ることを防ぐためのアフターケアーも効果を上げ、区民からのホームレスに対する苦情等要望件数も減っています。
効率性	3	ＮＰＯ等との協力・連携し、業務を委託実施することで、ＮＰＯ等の機動性と柔軟性が活かされ、ホームレスの自立支援に、高い効率性が発揮されています。
行政の関与	3	生活保護制度や自立支援システムとの関係から、広域的な対応が求められ妥当であると思われます。今後ともＮＰＯ等と協力・連携しながら、ホームレスの自立支援を進めていくことは必要です。
妥当性	3	ＮＰＯ等地域の社会資源と協力・連携してホームレスの自立を支援していくことは、『新宿区区民意識調査の区政への要望』でホームレスに関する施策の要望を減らす事につながるため妥当です。
施策寄与度	3	広域的な都市問題であるホームレスの自立支援について、地域住民や豊かな経験と専門性を持った民間団体、都と他区との連携を深めていくことは、この問題を解決するために大いに寄与しています。

総合評価

平成１９年度の評価をＢとしたのは、ホームレスの自立支援に対する区の独自の取り組みや都・他区との協力・連携、ＮＰＯ・区民等に対し、ホームレス問題の啓発活動を行った事でホームレス問題に対する施策の推進や理解が進んだ事により、ホームレスの大幅な減少と自立支援に効果を上げたことです。

過去3年間の実績としては、平成１９年度と同様の取り組みを３年間継続して行った結果、３年間の総合評価をＢとしたものです。

※ B

過年度評価

18年度 B
17年度 B
16年度
15年度

改革方針

ホームレスを再び路上生活に戻さないためには、都区共同事業や区の施策などの事業利用者を増やすことが重要です。そのためには、区民、ＮＰＯ・都、他区との連携を基本に事業の体系化・総合化を図り、効率性をより一層高めた継続的な取組みが必要と判断し第一次実行計画「３５ホームレス及び支援を要する人の自立促進」に引継ぎ、ホームレスの状況により対応できるようにして、５つの事業で取り組んでいきます。

方向性

※ 4

拡大

事務事業	141	電子区役所の推進
章	6	構想の推進のために
大項目	05	行財政の効率的運営
施策	01	行財政の効率的運営

事業内容

目的	区民の利便性の向上、行政の効率化を推進するため、電子申請の活用普及を図り、ＩＣカードの有効的活用を検討します。また、情報セキュリティ外部監査の導入により、電子自治体における安心と信頼の確保に努めます。
対象・手段	東京電子自治体共同運営協議会が構築した電子申請システムを利用して、電子化が可能な手続きの拡大を全庁的に推進するとともに、客観性、専門性、公正性を保ち、情報セキュリティレベルを向上させるため、専門家による情報セキュリティ外部監査を導入します。また、個人情報の保護に十分配慮しながら、ＩＣカードの有効的な活用について、庁内検討組織で検討します。

成果（事業が意図する成果）

情報通信技術を積極的に活用し、区民の利便性の向上及び行政の効率化を図ります。また、情報セキュリティ外部監査を実施し、情報資産保護の水準の向上を図ります。

事業成果指標

指標名	定義	目標水準
電子申請	手続き数	（ 平成19 ） 年度に （ 30手続き ） の水準達成
情報セキュリティ外部監査	実施回数 （平成１８年度２回） （平成１９年度２回）	（ 平成19 ） 年度に （ のべ4回 ） の水準達成
		（ ） 年度に （ ） の水準達成

成果の達成状況

		単　位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備　　考
事業成果指標	目標値１①	手続き数	0.00	30.00	30.00	30.00	
	実績１②	手続き数	0.00	13.00	21.00	48.00	
	③＝②／①	%	0.00	43.33	70.00	160.00	
	目標値２④	回	0.00	0.00	4.00	4.00	
	実績２⑤	回	0.00	0.00	2.00	4.00	
	⑥＝⑤／④	%	0.00	0.00	50.00	100.00	
	目標値３⑦		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績３⑧		0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑨＝⑧／⑦	%	0.00	0.00	0.00	0.00	

事業の実施内容

平成18年度	電子申請可能な手続きを２１手続きとしました。情報セキュリティ外部監査は、２課３システムを対象として実施しました。
平成19年度	電子申請可能な手続きを４８手続きとしました。情報セキュリティ外部監査は、２課４システムを対象として実施しました。また、平成２０年３月策定の新宿区情報化戦略計画において、ＩＣカード有効活用の方向性を示しました。

部名称	総合政策部	課名称	情報政策課

		単　位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備　　考
トータルコスト	事業費⑩	千円	0	0	1,565	5,343	
	人件費⑪	千円	0	2,501	4,968	4,956	
	事務費⑫	千円	0	0	0	0	
	減価償却費等⑬	千円	0	0	0	0	
	総計⑭＝⑩＋⑪＋⑫＋⑬	千円	0	2,501	6,533	10,299	
	受益者負担⑮	千円	0	0	0	0	
	純計⑯＝⑭－⑮	千円	0	2,501	6,533	10,299	
	受益者負担率⑮／⑭	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
財源内訳	一般財源⑰＝⑯－⑱	千円	0	2,501	6,533	10,299	
	特定財源⑱		0	0	0	0	
	一般財源投入率⑰／⑭	%	0.00	100.00	100.00	100.00	
職員	常勤職員	人	0.00	0.30	0.60	0.60	
	非常勤職員		0.00	0.00	0.00	0.00	

事業に関する検討課題

今後は、ＩＴを利活用して、区民が「利便、活力、効率」を実感できる行政サービス創造を目指す新宿区情報化戦略計画の内容を踏まえ、区民視点に立った利用される電子申請の活用普及とセキュリティ外部監査のノウハウを利用した内部監査の拡大・充実が課題です。

評価基準に基づく評価と理由『3・2・1』の3段階評価です。			
	達成度	3	申請手続きの電子化、セキュリティ外部監査、ＩＣカード有効活用は、それぞれの目標を計画通り達成しました。
	実施の成果	2	申請手続きの電子化は手続数が順調に増えています。今後は電子申請の件数を増加するための、更なる検討が必要です。セキュリティ外部監査により、セキュリティ対策の妥当性と改善事項の確認が行えました。
	効率性	3	申請手続の電子化とセキュリティ外部監査は専門業者を活用することで効率的に実施できました。
	行政の関与	3	電子申請サービスは、区民サービスの利便性向上と行政手続きのオンライン化を目指すもので、東京電子自治体共同運営のシステムを利用することで効率的に行っています。
	妥当性	3	インターネットを利用した電子申請の活用普及は区民サービスの向上、行政事務の効率化の手段として妥当です。セキュリティ外部監査は、専門性の高い技術検査の実施及びシステム規模に応じた監査を行え妥当でした。
	施策寄与度	2	新宿区情報化戦略計画を策定し、ＩＴを利活用した電子区役所構築を位置づけたことで今後、更に行政サービスの向上に寄与できます。

総合評価

平成１９年度評価は計画どおりの実施と成果によりＢと評価しました。
内容としては、申請手続きの電子化は、２７手続きを追加し４８手続きとしました。情報セキュリティ外部監査は、２回（２課４システム）実施し、セキュリティレベルの向上を図りました。また、新宿区情報化戦略計画において、さまざまな行政手続に利用できる汎用性の高いＩＣカード利用の方向性を示しました。
過去３年間の実績でも概ね計画どおりの成果をあげＢと評価します。

※ B

過年度評価
18年度 B
17年度 B
16年度
15年度

改革方針

この事業は、２０年度以降は、経常事業の「電子区役所の推進」に引き継ぎます。
今後の情報化施策に関しては、新宿区情報化戦略計画を踏まえ、第一次実行計画区政運営編「Ｉ－１－②ＩＴ利活用による利便性の向上」で区政情報提供サービス等の充実を図ります。また、「Ｉ－２－③ＩＴ利活用による効率性の向上」でＩＴガイドラインを策定し、ＩＴの利活用を推進することで、事務効率の更なる向上を図り、ＩＴを利活用した電子区役所を構築することで行政サービスの一層の向上に努めていきます。

方向性
※ 4
拡大

事務事業	142	行政評価制度
章	6	構想の推進のために
大項目	05	行財政の効率的運営
施策	01	行財政の効率的運営

事業内容

目的	区が行っている事業の経営状況を正確に把握し、コスト意識を持って事業をマネジメントするとともに、その成果を区民に公表することで、事務事業の執行、実施計画策定など行政運営の意思決定サイクルの透明性を高め、進行管理できるツールとすることが目的です。
対象・手段	対象：区が行っている事務事業　手段：キャッシュフロー計算書（対象事業について、１年間に実際に出入りした現金取引の流れを表した計算書）、貸借対照表（土地建物等の資産や退職給与引当金等のストック情報の計算書）、行政コスト計算書（１年間に提供されたサービスに要したすべてのコストと収入を記載、企業会計の損益計算書に相当）を活用してコスト分析を行います。また、行政評価の手法自体を検討します。

成果（事業が意図する成果）

①発生主義によるコスト意識を持って事業をマネジメントする職員の意識醸成とコスト意識を持った職場づくりを実現します。②単年度の会計だけでは把握することのできない行政コストについての情報を提供し、これからの事業のあり方を検討していく素材として、行政運営の意思決定サイクルに活用することができます。③区民の行政評価に対する参画の機会を確保することにより、行政運営の客観性・透明性を高めることができます。

事業成果指標

指標名	定義	目標水準
職員へのコスト意識の浸透の度合い	コスト感覚・コスト意識が浸透した職員数／コスト計算実施職場（係）の職員数	（　毎　）年度に （実施職場の100%）の水準達成
事業のあり方の見直しへの寄与	事業のあり方の見直しにつながった事業数／コスト計算書の実施事業数	（　毎　）年度に （分析事業の100%）の水準達成
		（　　）年度に （　　）の水準達成

成果の達成状況

		単　位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備　　考
事業成果指標	目標値１①	人	57.00	50.00	0.00	0.00	18年度より事業別行政コスト計算書の成果を踏まえ、行政評価による事業見直しに移行したため、成果指標の数値を掲載していません。
	実績１②	人	57.00	50.00	0.00	0.00	
	③＝②／①	%	100.00	100.00	0.00	0.00	
	目標値２④	事業	2.00	3.00	0.00	0.00	
	実績２⑤	事業	0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑥＝⑤／④	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
	目標値３⑦		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績３⑧		0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑨＝⑧／⑦	%	0.00	0.00	0.00	0.00	

事業の実施内容

平成18年度	事業別行政コスト計算書の成果を踏まえ、主に施設整備を行った事業（学校施設の改修などの８事業）について、発生主義の考え方を取り入れ、試行的にトータルコストに減価償却費を組み入れて、行政評価を実施しました。また、１９年度の予算編成において、行政評価と予算との連動を深めて予算編成過程を公表し、行政運営の意思決定サイクルの中に、行政評価を一層定着させました。
平成19年度	平成１９年２月の新宿区基本構想審議会答申における「区民と専門家等によるチェックのしくみの早期創設の提案」を踏まえ、外部評価制度を導入することとし、区長の附属機関として「新宿区外部評価委員会」を設置しました。また、外部評価結果を踏まえた区の取組みとして、予算との連動を深めました。今後、計画の見直しに反映していきます。

部名称	総合政策部	課名称	行政管理課

		単　位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備　　考
トータルコスト	事業費⑩	千円	6,509	7,344	0	1,665	
	人件費⑪	千円	12,507	8,338	828	1,652	
	事務費⑫	千円	0	323	734	843	
	減価償却費等⑬	千円	0	0	0	0	
	総計⑭＝⑩＋⑪＋⑫＋⑬	千円	19,016	16,005	1,562	4,160	
	受益者負担⑮	千円	0	0	0	0	
	純計⑯＝⑭－⑮	千円	19,016	16,005	1,562	4,160	
	受益者負担率⑮／⑭	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
財源内訳	一般財源⑰＝⑯－⑱	千円	19,016	16,005	1,562	4,160	
	特定財源⑱		0	0	0	0	
	一般財源投入率⑰／⑭	%	100.00	100.00	100.00	100.00	
職員	常勤職員	人	1.50	1.00	0.10	0.20	
	非常勤職員		0.00	0.00	0.00	0.00	

事業に関する検討課題

区が行う事業には、事業別行政コスト計算書の手法が、比較的適応しやすい事業と、そうでない事業があります。コスト意識を持って事業をマネジメントする職員の意識の醸成とコスト意識を持った職場づくりを実現していくためには、より一層予算と連動した行政評価を実施するするとともに、区民の行政評価に対する参画の機会を確保し、行政評価の客観性・透明性を高めていくことが必要です。

総合計画・実行計画の適切な進行管理を図るためにも、新たに導入した外部評価のしくみを確立していくことが必要です。

評価基準に基づく評価と理由（『3・2・1』の3段階評価です。）

達成度	2	事業別行政コスト計算書の成果を踏まえ、発生主義の考えを取り入れるとともに、予算へ連動することができました。外部評価の導入により、当初の計画を上回って行政評価手法の見直しができました。行政評価と予算の連動はさらに定着させる必要がありま
実施の成果	2	外部評価の結果を踏まえた取組みとして、評価対象となった１０施策のうち、２０事業について、予算との連動を図りました。実行計画の見直しへの連動など、今後さらに拡大する必要があります。
効率性	2	行政評価に外部評価のしくみを導入したことにより、職員がより一層コスト意識を持つきっかけとすることができました。
行政の関与	3	限られた行政資源を有効に活用し、これからの公共サービスのあり方を見直し効率的で質の高い行政サービスを実現していくためには、区が行政評価を継続的に実施するとともに、外部評価の結果を踏まえてどのように取り組むのか公表していくことが大切で
妥当性	2	行政評価の手法自体を検討した結果、外部評価のしくみを導入することにより、実施計画策定など行政運営の意思決定サイクルの透明性を高めた進行管理ができました。今後はこれを定着させていく必要があります。
施策寄与度	2	事業別行政コスト計算書の成果を踏まえ、発生主義の考え方を取り入れることができました。行政評価に外部評価のしくみを導入したことにより、施策の優先順位等を踏まえた行財政運営をより一層推進していく必要があります。

総合評価

平成19年度は、当初予定していなかった行政評価への外部評価のしくみの導入ができ、さらに、外部評価の結果を踏まえて、予算との連動を図りました。今後、行政評価の結果と予算への連動を定着させるとともに、実行計画の見直しへの連動などを進めて、行政運営の意思決定サイクルの透明性を高めて進行管理するツールとして活用していく必要があります。

過去、３年間の実績ではＢと評価します。事業別行政コスト計算書の成果を踏まえて、行政評価に発生主義の考え方を取り入れるとともに、外部評価のしくみを導入したことにより、客観性・透明性を高めることができました。

※ B

過年度評価

18年度 B
17年度 B
16年度 B
15年度

改革方針

行政評価の手法自体の見直しとして、外部評価のしくみを導入しました。今後は、総合計画・実行計画の適切な進行管理を図るとともに、区政における施策形成過程の一層の客観性・透明性を高めていくことが必要です。そこで、第一次実行計画「９２行政評価制度の確立」に引き継いで、外部評価のしくみの確立に取り組んでいきます。

方向性

※ 4

拡大

事務事業	143	コンビニ収納業務委託
章	6	構想の推進のために
大項目	05	行財政の効率的運営
施策	01	行財政の効率的運営

事業内容

目的	多様化する区民生活に対応するため、24時間、365日、全国で納付が可能なコンビニ収納を導入し、収納窓口・機会の拡大による区民サービスの向上を図ります。
対象・手段	軽自動車税（平成18年度分から）、国民健康保険料（平成18年度分から）、介護保険料（平成18年度分から）個人住民税の普通徴収分（平成19年度分から）をコンビニで納付できるようにします。

成果（事業が意図する成果）

コンビニ収納は、その特性（24時間、365日、全国で納付可能）から、区民に対して「いつでも納付できる」環境を提供することができ、区民サービスの向上に寄与することができます。

事業成果指標

指標名	定義	目標水準
軽自動車税及び個人住民税（普通徴収分）のコンビニ収納利用割合	軽自動車税及び個人住民税（普通徴収分）の全収納件数に占めるコンビニ収納件数の割合	（ 平成19 ）年度に （ 40% ）の水準達成
国民健康保険料のコンビニ収納利用割合	国民健康保険料の全収納件数に占めるコンビニ収納件数の割合	（ 平成19 ）年度に （ 40% ）の水準達成
介護保険料（普通徴収分）のコンビニ収納利用割合	介護保険料（普通徴収分）の全収納件数に占めるコンビニ収納件数の割合	（ ）年度に （ 40% ）の水準達成

成果の達成状況

		単　位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備　　考
事業成果指標	目標値１①	%	0.00	0.00	40.00	40.00	※コンビニ収納の対象は、納付書１枚の額が30万円以下 実績１の内訳 ＜軽自動車税＞ 19年度実績 40.02% 18年度実績 29.26% ＜個人住民税 普通徴収分＞ 19年度実績 （初年度） 23.13%
	実績１②	%	0.00	0.00	29.26	25.34	
	③＝②／①	%	0.00	0.00	73.15	63.35	
	目標値２④	%	0.00	0.00	40.00	40.00	
	実績２⑤	%	0.00	0.00	26.90	38.48	
	⑥＝⑤／④	%	0.00	0.00	67.25	96.20	
	目標値３⑦	%	0.00	0.00	40.00	40.00	
	実績３⑧	%	0.00	0.00	10.05	31.76	
	⑨＝⑧／⑦	%	0.00	0.00	25.13	79.40	

事業の実施内容

平成18年度	平成18年4月から軽自動車税、同年6月から国民健康保険料、同年10月から介護保険料のコンビニ収納開始。 個人住民税普通徴収分のコンビニ収納対応に向けての準備{システムの増設・検証、プリンタの設置等}
平成19年度	平成19年4月から、個人住民税普通徴収分のコンビニ収納を開始。 個人住民税督促分のコンビニ収納対応に向けての準備{システムの開発・検証}

部名称	総務部	課名称	税務課

		単　位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備　　考
トータルコスト	事業費⑩	千円	0	6,126	11,475	18,510	
	人件費⑪	千円	0	16,676	19,872	20,650	
	事務費⑫	千円	0	0	0	0	
	減価償却費等⑬	千円	0	0	0	0	
	総計⑭＝⑩＋⑪＋⑫＋⑬	千円	0	22,802	31,347	39,160	
	受益者負担⑮	千円	0	0	0	0	
	純計⑯＝⑭－⑮	千円	0	22,802	31,347	39,160	
	受益者負担率⑮／⑭	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
財源内訳	一般財源⑰＝⑯－⑱	千円	0	22,802	31,347	39,160	
	特定財源⑱		0	0	0	0	
	一般財源投入率⑰／⑭	%	0.00	100.00	100.00	100.00	
職員	常勤職員	人	0.00	2.00	2.40	2.50	
	非常勤職員		0.00	0.00	0.00	0.00	

事業に関する検討課題

①コンビニ収納の周知・活用　②個人住民税滞納繰越分のコンビニ収納対応　が検討課題になります。

評価基準に基づく評価と理由（『3・2・1』の3段階評価です。）			
	達成度	3	軽自動車税、国民健康保険料、介護保険料に加え、平成19年度は、個人住民税普通徴収分の収納を予定どおり開始し、以後順調に運用し、周知・活用に努めています。また、個人住民税督促分のコンビニ対応に向けての準備も予定どおり実施しました。
	実施の成果	2	納付者の利便性、区民サービスの向上に寄与するだけでなく、納期内納付等の推進にもつながりました。
	効率性	3	コンビニの営業店舗や、収納代行業者を活用することにより、納付環境の整備や運用を効率的に進めることができます。
	行政の関与	3	区民サービスの向上を図るため、引き続き24時間、365日、全国で納付可能な納付環境を提供する必要があります。
	妥当性	3	ライフスタイルの多様化による時間、場所に拘束されない納付環境の整備は既に必要不可欠なものとなっています。
	施策寄与度	3	コンビニ収納による納付窓口の拡大は、区民の利便性の向上のみならず、収納率の向上や安定的な財源確保に寄与しています。

総合評価	※
平成19年度の評価は「A」です。本年度は、個人住民税普通徴収分のコンビニ収納を開始したことと、提携コンビニ店舗が増加したことにより、納付環境の整備拡充を図ることができました。また平成18年度に開始した軽自動車税、国民健康保険料、介護保険料のコンビニ収納割合は、１件当たりの納付金額が30万円以下という制約もあるので事業成果指標には届かなかったものの、各々、対前年度比10ポイント以上の増となり、納期内納付件数の増や経費削減に大きく寄与することとなりました。さらに平成20年度開始予定の個人住民税督促分の収納準備も予定どおり完了しました。本事業は大きな成果を収めることができましたので、平成１８年度、１９年度を通じた評価も「A」です。	A

過年度評価	
18年度	A
17年度	B
16年度	
15年度	

改革方針	方向性
本事業を平成20年度からの第一次実行計画「８８コンビニ収納の活用」に引継ぎ、軽自動車税、国民健康保険料、介護保険料、個人住民税普通徴収分及び個人住民税督促分（平成20年度開始予定）のコンビニ収納の周知、活用に努めます。さらに、提携コンビニ店舗の拡大等、利便性の向上を図ります。 また、個人情報保護対策をより確実なものとするため、引き続き事業者の立入検査等を行います。	※ 4 拡大

事務事業	152	コールセンターの開設準備
章	6	構想の推進のために
大項目	05	行財政の効率的運営
施策	01	行財政の効率的運営

事業内容

目的	区民サービスの向上のため、平成２０年３月コールセンターを開設し、よくある質問と回答（ＦＡＱシステム）をホームページ上に公開しました。
対象・手段	対象：区民 手段：コールセンターを開設し、区民の皆様からの簡易な問合せに所管課に転送することなく迅速に答えます。 ＦＡＱシステムを２４時間公開し、区民の皆様が区政情報に触れる機会を拡充します。

成果（事業が意図する成果）

コールセンターの設置とＦＡＱの公開により、質の高い区政情報を区民に提供していきます。

事業成果指標

指標名	定義	目標水準
コールセンターの開設	コールセンターの開設	（ 平成19 ）年度に （ 10割 ）の水準達成
		（ ）年度に （ ）の水準達成
		（ ）年度に （ ）の水準達成

成果の達成状況

		単　位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備　　考
事業成果指標	目標値１①		0.00	0.00	0.00	0.00	平成１９年度に開設しましたので、平成１９年度の目標値は設定していません。
	実績１②		0.00	0.00	0.00	0.00	
	③＝②／①	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
	目標値２④		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績２⑤		0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑥＝⑤／④	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
	目標値３⑦		0.00	0.00	0.00	0.00	
	実績３⑧		0.00	0.00	0.00	0.00	
	⑨＝⑧／⑦	%	0.00	0.00	0.00	0.00	

事業の実施内容

平成18年度	
平成19年度	コールセンターを開設し、ＦＡＱを公開しました。 開設月（３月）には、コールセンターの受付件数が約７００件、うち閉庁時間も２００件近く利用がありました。また、ＦＡＱシステムも７千件を超えるアクセス数となりました。

部名称	区長室	課名称	広聴担当課

		単　位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備　　考
トータルコスト	事業費⑩	千円	0	0	0	40,845	
	人件費⑪	千円	0	0	0	8,260	
	事務費⑫	千円	0	0	0	0	
	減価償却費等⑬	千円	0	0	0	0	
	総計⑭＝⑩＋⑪＋⑫＋⑬	千円	0	0	0	49,105	
	受益者負担⑮	千円	0	0	0	0	
	純計⑯＝⑭－⑮	千円	0	0	0	49,105	
	受益者負担率⑮／⑭	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
財源内訳	一般財源⑰＝⑯－⑱	千円	0	0	0	49,105	
	特定財源⑱		0	0	0	0	
	一般財源投入率⑰／⑭	%	0.00	0.00	0.00	100.00	
職員	常勤職員	人	0.00	0.00	0.00	1.00	
	非常勤職員		0.00	0.00	0.00	0.00	

事業に関する検討課題

コールセンターで区民の皆様のお問合せに的確にお答えできるように、ＦＡＱの精度を高め改善していくことが今後の課題となります。また、より多くの皆様にコールセンター・ＦＡＱシステムについてご利用いただけるよう周知を行っていくことが大切と考えています。また、件数が少ない土日の開設時間については今後の利用状況を踏まえ検討していきます。

評価基準に基づく評価と理由（『3・2・1』の3段階評価です。）			
	達成度	3	平成２０年３月にコールセンターを開設し、計画通り目標を達成しました。
	実施の成果	3	開設月（３月）の、コールセンターの受付件数が約７００件、うち閉庁時間も２００件近くご利用いただきました。また、よくある質問と回答（ＦＡＱ）も７千件を超えるアクセス数となり十分な成果が得られました。
	効率性	3	庁舎内に室を設置し既存の電話交換業務と合わせてコールセンター業務を委託することにより、人的な効率化が図られています。
	行政の関与	3	区のサービスや手続きに関する問合せに回答するコールセンターは、区が行うべき事業と考えています。
	妥当性	2	開設時間（８時から２２時）については、区民の皆様のニーズを踏まえたもので妥当です。
	施策寄与度	3	区民の皆様が必要な情報を必要なときに分かりやすく入手できるしくみを確立し、窓口サービスの向上に寄与しました。

総合評価

予定どおり開設できました。開設月（３月）には、コールセンターの受付件数が約７００件、うち閉庁時間も２００件近くご利用いただきました。また、ＦＡＱシステムも７千件を超えるアクセス数となりました。そのためＢと評価します。

※ B

過年度評価
18年度
17年度
16年度
15年度

改革方針

コールセンターで区民の皆様のお問合せに的確にお答えできるように、ＦＡＱの精度を高め改善していくことが今後の課題となります。また、より多くの皆様にコールセンター・ＦＡＱシステムについてご利用いただけるよう周知を行っていくことが大切と考えております。また、件数が少ない土日の開設時間については今後の利用状況を踏まえて検討し、平成２０年度からは第一次実行計画の「８７コールセンターの設置による多様なライフスタイルに対応した区政情報の提供」に引き継いで取り組みます。

方向性

※ 1

現状のまま継続

事務事業	144	区公共施設の保全計画の推進
章	6	構想の推進のために
大項目	05	行財政の効率的運営
施策	01	行財政の効率的運営

事業内容

目的	区公共施設の効率的・経済的な維持管理を進めるため、施設の現状及び劣化状況等をシステム管理し、計画的な維持保全計画を進めます。
対象・手段	すべての区有施設を対象とし、建物の現況調査と劣化調査を行い、施設ごとの中長期修繕計画の策定と生涯修繕費用の算出を行います。

成果（事業が意図する成果）

＜住民ｻｰﾋﾞｽ効果＞①建物の老朽化等による危険箇所等の発生を未然に防止し、施設利用者の安全が確保されます。②施設の設備機器等の突発的な故障による「運営機能」マヒを未然に防止し、行政の円滑な運営が確保されます。＜財政(経済的）効果＞①膨大な修繕費用の平準化が図られます。②計画的な保全を実施することにより、維持修繕費用の二重投資の防止が図られます。③建物の機能や性能の低下・故障を未然に防ぐことにより、建物の長寿命化と保全経費の削減が図られます。

事業成果指標

指標名	定義	目標水準
保全支援システム用建物基礎データの集積	区有施設１７６建物のうち、計画保全対象施設１４４建物の現況調査及び劣化調査を行いシステムを稼動させるためのデータを集積します。	（ 平成18 ）年度に （ 100% ）の水準達成
中長期修繕計画に基づく施設の保全工事に係る第一次実行計画の策定	計画保全対象施設１４４建物の中長期修繕計画の素案に基づき、第一次実行計画期間内に到来する予定の保全工事について、具体的な工事年度と工事内容を策定します。	（ 平成19 ）年度に （ 100% ）の水準達成
建築基準法第１２条第２項及び第４項による法定点検の実施	法に基づく点検を業務委託により行います。 建築及び設備点検（４７建物）及び設備点検（４９建物）を行います。	（ ）年度に （ 100% ）の水準達成

成果の達成状況

		単　位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備　　考
事業成果指標	目標値１①	建物	144.00	144.00	144.00	0.00	調査対象建物数
	実績１②	建物	43.00	105.00	144.00	0.00	調査済数（18年度完了）
	③＝②／①	%	29.86	72.92	100.00	0.00	
	目標値２④	建物	0.00	0.00	0.00	144.00	
	実績２⑤	建物	0.00	0.00	0.00	144.00	中長期修繕計画（素案）策定数
	⑥＝⑤／④	%	0.00	0.00	0.00	100.00	
	目標値３⑦	建物	0.00	0.00	49.00	96.00	
	実績３⑧	建物	0.00	0.00	49.00	96.00	
	⑨＝⑧／⑦	%	0.00	0.00	100.00	100.00	法定点検数

事業の実施内容

平成18年度	１７年度に引き続き、建物現況調査及び劣化調査を３９施設実施し、今年度で全１４４施設の中長期修繕計画（素案）を策定しました。 また、施設を健全に維持するために各施設の保全担当者向けに維持管理の手引き（原稿）を作成しました。
平成19年度	全１４４施設の中長期修繕計画（素案）から第一次実行計画期間（平成２０年度から２３年度）に保全工事として延べ１３６施設を厳選しました。この１３６施設は「中長期修繕計画に基づく施設の維持保全」として実行計画に盛り込みました。また、建築基準法に基づく定期点検を建築及び設備点検を４７施設、設備のみ点検を４９施設実施しました。

部名称	総務部		課名称	施設課		
		単　位	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	備　　考
トータルコスト	事業費⑩	千円	30,310	27,472	15,712	20,239	
	人件費⑪	千円	10,839	9,172	10,764	11,836	
	事務費⑫	千円	271	140	140	140	
	減価償却費等⑬	千円	0	0	0	0	
	総計⑭＝⑩＋⑪＋⑫＋⑬	千円	41,420	36,784	26,616	32,215	
	受益者負担⑮	千円	0	0	0	0	
	純計⑯＝⑭－⑮	千円	41,420	36,784	26,616	32,215	
	受益者負担率⑮／⑭	%	0.00	0.00	0.00	0.00	
財源内訳	一般財源⑰＝⑯－⑱	千円	29,555	36,784	26,616	32,215	
	特定財源⑱		11,865	0	0	0	
	一般財源投入率⑰／⑭	%	71.35	100.00	100.00	100.00	
職員	常勤職員	人	1.30	1.10	1.30	1.42	
	非常勤職員		0.00	0.00	0.00	0.04	

事業に関する検討課題

「保全事業」は長期的で継続的な事業であり、業務量についても膨大であるため事業の推進にあたっては、執行体制の整備強化（計画推進部門、工事担当部門、検査担当部門、施設管理者部門）が必要となります。

評価基準に基づく評価と理由（『3・2・1』の3段階評価です。）			
	達成度	3	16年から18年度にかけ建物の現況・劣化状況調査を実施し、144建物全てのデータを集積しました。19年度はこのデータを中長期修繕計画（素案）として実行計画に十分活用できました。
	実施の成果	2	18年度までに調査した施設データから中長期修繕計画（素案）ができました。 これにより短期間で多くの工事計画を適正な工事費で実行計画に盛り込むことができ、期待どおりの成果を得ることができました。
	効率性	3	中長期修繕計画（素案）を立案することにより、効率的な予算執行を行うことができます。
	行政の関与	3	区の建物は所有者である区が最適な状態に保つことを求められています。保全計画に基づき、建物の維持管理や点検を行うことは区の責務であり、法的義務も課せられていることから区の関与は妥当であり今後も必要です。
	妥当性	3	建物の維持保全はこの保全支援システムの構築と更新（効率的に施設状況のデータ管理）が必要で、継続性が求められます。 また、法定点検は専門性等から業務委託を活用します。
	施策寄与度	3	今後は、区有施設の老朽化による大規模改修等の将来需要への対応が不可欠となります。中長期的な視点の修繕計画を持つことで、修繕予算の配分や工事の平準化を図ることが可能となり、行財政の効率的な運営に十分寄与しています。

総合評価		過年度評価
	区有施設は区民の財産であり、施設を適正な時期に適正な費用で計画的に工事を行い維持することが大切です。これが「区公共施設の保全計画」の推進目標で、同時に増改築や統廃合といった区有施設関係の施策を決定する上で重要な判断資料を作成する事業です。19年度は第一次実行計画期間に行うべき工事である「区公共施設の計画保全」として計画と工事費の算出までですることができました。概ね計画どおりの進行で事業目的を達成することができたので19年度の評価はＢです。16年度から18年度までは計画どおり現場調査を完了させ、中長期修繕計画（素案）を予定どおり立案することができ、3年間の評価はＢです。	※ B 18年度 B 17年度 B 16年度 A 15年度

改革方針		方向性
	毎年度の修繕データに加えて、新たに課せられた建築基準法に基づく法定点検の結果もあわせて活用し、より精度の高い効率的な中長期修繕計画（素案）に適宜見直していく必要があります。そのため、今後とも施設の最新状況を常に捉えるため施設調査を経常的に行うため調査委託を継続する必要があります。 また、個々の施設の中長期修繕費の予測が可能となったので、区全体の施設活用計画を見直すための基礎的資料としても活用していきます。 なお、この保全事業は、今後も継続的に進めることによって、より効果が期待できますので経常事業「区公共施設の計画保全」として行っていきます。	※ 1 現状のまま継続

4補助事業評価シート一覧表

章	施策 番号	施策 施策名	補助事業	評価結果	ページ
I	1	生涯を通じた心と体の健康づくり	1 妊婦健康診査費助成	A	306
			2 新宿区猫の去勢・不妊手術費助成事業	A	307
		地域保健医療体制の整備	3 看護高等専修学校事業助成	D	308
	2	きめこまやかな総合的福祉の推進	4 各地区民生委員・児童委員協議会に対する研修補助金	B	309
			5 区遺族会に対する慰霊祭運営経費等補助	B	310
			6 福祉サービス第三者評価受審費用等助成	B	311
	4	社会参加と生きがいづくり	7 高齢者クラブ連合会事業助成	B	312
			8 高齢者クラブバス派遣	B	313
	5	子育て支援の推進	9 区民とつくる子育て情報局事業助成	B	314
			10 プレイパーク活動の推進	B	315
			11 民間学童クラブ運営費等助成	B	316
	6	福祉と保健・医療サービスなどの総合的展開	12 心身障害者小規模通所施設事業運営助成	B	317
			13 特別養護老人ホーム等建設事業助成	B	318
			14 地域密着型サービス整備助成（認知症高齢者グループホーム）	B	319
			15 地域密着型サービス整備助成（小規模多機能型居宅介護施設）	D	320
			16 医療的介護支援	B	321
			17 精神障害者施設整備助成	B	322
			18 障害者グループホーム等への支援	B	323
	7	ともにつくる福祉の推進	19 障害者福祉活動事業助成等	B	324
			20 障害者入所支援施設等への助成等	B	325
			21 障害児等タイムケア事業運営助成等	B	326
II	8	学習・教育環境の充実	22 外国人学校児童生徒保護者の負担軽減補助金	B	327
			23 私立幼稚園協議会への事業助成	B	328
			24 私立幼稚園等保護者の負担軽減	B	329
			25 教育研究会事業補助	B	330
	12	文化資源の保護と文化環境づくりの推進	26 ミニ博物館の充実	B	331
	13	コミュニティ活動の充実と支援	27 協働推進事業助成	B	332
			28 地域協働事業への支援	B	333
		青少年の健全育成	29 保護司会への事業助成	B	334
			30 地区青少年育成委員会活動への支援（事業助成）	B	335
III	22	防災都市づくり	31 各種団体への事業助成（防犯協会　4協会）	B	336
			32 民有灯の維持助成	B	337
			33 商店街灯の維持助成	B	338
			34 民有灯新設改良助成	B	339
			35 建築物等耐震化支援事業	B	340
	23	地域ぐるみの防災体制づくり	36 消防団への事業助成　3消防団	B	341
			37 各種団体への事業助成（防火防災協会　3協会）	B	342
			38 地域防災コミュニティの育成（防災区民組織の育成202組織）	B	343
	24	住みよい環境づくり	39 住み替え居住継続支援	B	344
			40 子育てファミリー世帯居住支援（転入・転居助成）	B	345
			41 高齢者入居支援事業	B	346
			42 民間賃貸住宅家賃助成	B	347
	25	人にやさしい道路、交通施設の整備	43 違法駐車防止対策協議会への事業助成4協議会	B	348
			44 交通安全協会への事業助成4協会	B	349
			45 私道舗装助成	B	350
			46 私道排水設備改良助成	B	351
			47 細街路拡幅整備助成	B	352
	26	みどりと水の豊かなまちづくり	48 保護樹木・樹林・生垣への助成	B	353
			49 生垣・植樹帯の新設助成 ブロック塀等撤去助成	D	354
IV	28	魅力ある都市空間づくり	50 公衆浴場設備費助成	B	355
			51 東西自由通路等新宿駅周辺整備促進同盟補助金	B	356
	29	清潔で美しいまちづくり	52 たばこ商業協同組合への事業助成	B	357
	31	地場産業の振興	53 地場産業団体の展示会等支援	B	358
			54 ものづくり産業支援事業助成	B	359
	32	商店街の活性化	55 新宿区商店会連合会への事業助成	B	360
			56 商店街活性化促進事業	B	361
	33	魅力ある買物空間づくり	57 魅力ある商店街づくり支援事業	B	362
			58 商店街にぎわい創出支援事業	B	363
		安全で安心できる消費生活の実現	59 消費者活動事業助成	B	364
V	35	環境への負荷の低減	60 環境ﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ規格（ISO14001等）の認証取得法人への補助金	B	365
VI	41	地域を基盤にした区政の推進	61 まちづくり活動助成	B	366
	43	行財政の効率的運営	62 納税貯蓄組合連合会への事業助成	B	367

「A」：意図する成果に照らして、目標以上の大きな成果をあげたもの。

「B」：「予定どおり」又は「概ね予定どおり」に推進し、成果をあげたもの。

「C」：法律・制度の改正等により、見直しを求められるもの。

「D」：目標水準を下回り、見直しを求められるもの。

※施策番号が空欄の施策は、平成19年度に実施計画事業がないため、今回の施策評価の対象としていません。

5新宿区補助金等審査委員会答申と補助事業評価の対照表

平成17年3月に新宿区補助金等審査委員会から「区民参加による「協働」型補助金制度の実現に向けて」の答申を受け、区は、平成17年度・18年度に補助金の見直しを進めてきました。
新宿区補助金等審査委員会答申と平成19年度に実施した補助事業の対照は、以下のとおりです。

新宿区補助金等審査委員会答申（平成17年3月）		補助事業評価（平成20年7月）			ページ
答申評価	審査時の補助事業名		平成19年度に実施した補助事業名	事業評価	
区単独補助事業として実施することに概ね問題がないと思われるもの	民生委員児童委員協議会　民生委員・児童委員研修に対する補助金（団体運営）	4	各地区民生委員・児童委員協議会に対する研修補助金	B	309
	ミニ博物館の充実	26	ミニ博物館の充実	B	331
	協働推進基金（助成金）	27	協働推進事業助成	B	332
	公募制自主事業助成	28	地域協働事業への支援	B	333
	民有灯維持助成	32	民有灯の維持助成	B	337
	商店街灯維持助成	33	商店街灯の維持助成	B	338
	民有灯新設改良助成	34	民有灯新設改良助成	B	339
	建築物耐震化支援事業	35	建築物等耐震化支援事業	B	340
	住み替え居住継続支援	39	住み替え居住継続支援	B	344
	私道舗装助成	45	私道舗装助成	B	350
	私道排水設備改良助成	46	私道排水設備改良助成	B	351
	細街路拡幅整備助成	47	細街路拡幅整備助成	B	352
	樹木樹林の保護助成	48	保護樹木・樹林・生垣への助成	B	353
	接道部緑化助成	49	生垣・植樹帯の新設助成 ブロック塀等撤去助成	D	354
	公衆浴場設備整備	50	公衆浴場設備費助成	B	355
実施内容・方法に見直し・検証が必要な部分があると思われるもの	利用者保護体制の充実	6	福祉サービス第三者評価受審費用等助成	B	311
	高齢者クラブ連合会（特別事業費分）	7	高齢者クラブ連合会事業助成	B	312
	高齢者クラブバス派遣	8	高齢者クラブバス派遣	B	313
	区民とつくる子育て情報局	9	区民とつくる子育て情報局事業助成	B	314
	プレイパーク活動への支援	10	プレイパーク活動の推進	B	315
	民間学童クラブ事業助成	11	民間学童クラブ運営費等助成	B	316
	特別養護老人ホーム等建設事業助成	13	特別養護老人ホーム等建設事業助成	B	318
	認知症高齢者グループホーム整備費助成	14	地域密着型サービス整備助成（認知症高齢者グループホーム）	B	319
	障害者団体事業助成	19	障害者福祉活動事業助成等	B	324

新宿区補助金等審査委員会答申（平成17年3月）		補助事業評価（平成20年7月）			ページ
答申評価	審査時の補助事業名	平成19年度に実施した補助事業名		事業評価	
実施内容・方法に見直し・検証が必要な部分があると思われるもの	外国人学校児童生徒保護者負担軽減	22	外国人学校児童生徒保護者の負担軽減補助金	B	327
	私立幼稚園協議会（教職員の資質向上のための研修に対する助成）（団体運営）	23	私立幼稚園協議会への事業助成	B	328
	私立幼稚園児等保護者負担軽減	24	私立幼稚園等保護者の負担軽減	B	329
	教育研究会　教育内容・教育技術研究に対する補助金（団体運営）	25	教育研究会事業補助	B	330
	保護司会　青少年健全育成のための諸活動に対する支援（団体運営）	29	保護司会への事業助成	B	334
	地区青少年育成委員会 都市と農村の青少年交流事業	30	地区青少年育成委員会活動への支援（事業助成）	B	335
	防犯協会　地域の防犯活動に対する補助金（団体運営）	31	各種団体への事業助成（防犯協会　4協会）	B	336
	消防団（団体運営）	36	消防団への事業助成　3消防団	B	341
	防火協会　火災予防等の防火活動に対する補助金（団体運営）	37	各種団体への事業助成（防火防災協会　3協会）	B	342
	新宿区防災区民組織活動助成金	38	地域防災コミュニティの育成（防災区民組織の育成202組織）	B	343
	違法駐車防止対策協議会（団体運営）	43	違法駐車防止対策協議会への事業助成4協議会	B	348
	交通安全協会（団体運営）	44	交通安全協会への事業助成4協会	B	349
	東西自由通路等新宿駅周辺整備促進同盟（団体運営）	51	東西自由通路等新宿駅周辺整備促進同盟補助金	B	356
	新宿区商店会連合会「こだわり大賞」に対する補助金（団体運営）	55	新宿区商店会連合会への事業助成	B	360
	商店街ステップアップ事業支援	56	商店街活性化促進事業	B	361
	キラメキ個性ある商店街づくり支援	57	魅力ある商店街づくり支援事業	B	362
	ふれあい元気あふれる商店街支援	58	商店街にぎわい創出支援事業	B	363
	納税貯蓄組合連合会　租税教育・正しい税知識の普及・納税推進の普及啓発活動・会報発行に対する助成（団体運営）	62	納税貯蓄組合連合会への事業助成	B	367
抜本的な見直し・検証をおこなうべきもの	人と猫との調和のとれたまちづくり（地域ねこ対策）	2	新宿区猫の去勢・不妊手術費助成事業	A	307
	看護高等専修学校事業助成	3	看護高等専修学校事業助成	D	308
	遺族会　慰霊祭等に対する補助金（団体運営）	5	区遺族会に対する慰霊祭運営経費等補助	B	310
	たばこ商業協同組合	52	たばこ商業協同組合への事業助成	B	357

新宿区補助金等審査委員会答申（平成17年3月）		補助事業評価（平成20年7月）			ページ
答申評価	審査時の補助事業名	平成19年度に実施した補助事業名		事業評価	
答申以降に新たに事業化したなどにより、答申の評価がないもの	―	1	妊婦健康診査費助成	A	306
	19年度事業化	12	心身障害者小規模通所施設事業運営助成	B	317
	18年度事業化	15	地域密着型サービス整備助成（小規模多機能型居宅介護施設）	D	320
	19年度事業化	16	医療的介護支援	B	321
	19年度事業化	17	精神障害者施設整備助成	B	322
	19年度事業化	18	障害者グループホーム等への支援	B	323
	18年度事業化 （身体障害者療護施設等建設事業助成）	20	障害者入所支援施設等への助成等	B	325
	19年度事業化	21	障害児等タイムケア事業運営助成等	B	326
	17年度事業化	40	子育てファミリー世帯居住支援（転入・転居助成）	B	345
	19年度事業化	41	高齢者入居支援事業	B	346
	―	42	民間賃貸住宅家賃助成	B	347
	17年度事業化	53	地場産業団体の展示会等支援	B	358
	17年度事業化	54	ものづくり産業支援事業助成	B	359
	19年度事業化	59	消費者活動事業助成	B	364
	19年度事業化	60	環境ﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ規格（ＩＳＯ14001等）の認証取得法人への補助金	B	365
	19年度事業化	61	まちづくり活動助成	B	366

補助事業評価シート

番号	1	Ⅰ章	施策1　生涯を通じた心と体の健康づくり

補助事業の該当する施策名

補助事業名	妊婦健康診査費助成	所管部課	健康部健康推進課	事業開始年度	11　年度
根拠法令（要綱）等	新宿区妊婦健康診査費助成要綱				
19年度決算額 補助率	113，635，000 円 定額	補助対象団体（者）	新宿区に住民登録または外国人登録のある妊婦		
補助することで達成しようとしている区の目的	妊婦健康診査費の一部を助成することにより、妊娠に伴う費用負担の軽減を図り、区民が安心して出産できる環境を整え、心と体の健康づくりに寄与します。				
団体（者）に対する直接の助成目的	妊娠期間中の経済的負担を軽減し、母体の健康保持増進を図り、健やかに安心して出産できる環境づくりを目指します。				

根拠法令（要綱）

補助することで達成しようとする区の目的

補助対象者に対する直接の助成目的

補助金の申請	補助金の交付申請にあたって提出する書類・添付書類 ・妊婦健康診査費助成金申請書兼請求書 ・東京都以外で妊婦健診(後期)を受診し、区で発行した妊婦健康診査受診票を使用しなかった場合は、母子健康手帳の妊娠の経過が記載されたページのコピー	補助金の清算／実績報告	清算/実績報告にあたって提出する書類・添付書類 申請の際に区職員が必要書類を審査・認定し、助成金を支給して終了のため清算、実績報告はありません。
	審査の体制・考え方（区職員による審査又は公募委員を入れての審査、補助金の目的とする具体的な取組内容を記載した事業計画書を提出しているか・どのように審査しているか等） 平成19年4月1日以降に出産し、助成金の申請をした方に対し、後期（2回目）の妊婦健診の受診や住所など助成要件を満たしているか申請内容を審査します。		審査の体制・考え方（清算/実績報告時の審査体制、助成の目的・決定内容に照らして、自己評価・活動成果の公表状況を踏まえ、予定していた目的・成果が達成できたか・どのように審査しているか等） 申請の際に区職員が必要書類を審査・認定し、助成金を支給しています。

補助金の申請に必要な書類及び審査体制

補助金の精算に必要な書類及び審査体制

今後の課題	助成金の支給が出産後の支給となっているため、妊婦健診受診時に健診費用全額を支払う必要があります。今後は妊婦健診受診時の費用負担を軽減することができるよう、助成金の制度の改善を検討していく必要があります。

課題
補助事業の今後の課題

補助金の評価	総合評価（A・B・C・D）とその理由 この補助事業の総合評価はAです。 妊婦健診を受診する方の多くが、妊娠に伴う費用負担を軽減するための本制度を利用しており、安全で安心な出産環境の整備という目的に寄与したからです。なお、新宿区の先駆的な取り組みは、平成20年度以降、妊婦健診の充実を図る取り組みとして全国的に広がりました。 ①区と補助対象者との役割分担 妊婦は妊婦健康診査受診票後期（2回目）を都内契約医療機関で使用し、区は助成金の対象者を把握し助成金の申請書を送付及び審査し助成金を支給します。 ②目標の設定 目標設定について、健診費用の負担を軽減することは、妊婦が安全で安心な出産を迎えることに寄与し、妥当であると考えます。しかし、出産後に助成金を支給しているため、妊婦健診受診時に助成できる制度に改善する必要があります。 ③代替手段・効率性 この助成金は、医療機関から届く「妊婦健康診査受診票」請求原票により対象者を把握し、漏れなく支給することができ、効率的に行われています。 ④目標の達成状況 妊婦健康診査後期受診件数1，961件に対して、助成金の支給件数は1，916件であり、95%という目標値に対して97．71%まで達成しました。

総合評価とその理由
A：目標以上の成果
B：計画どおりの成果
C：制度改正等により見直し
D：目標を下回った

区と補助対象者との役割分担

補助することで設定する区の目的

補助金以外の代替手段があるか、効率的か

区の目的は達成されたか

今後の改革方針	より効率的な助成制度を目指して、母子健康手帳交付時にお渡しする「妊婦健康診査受診票」の交付枚数を、現行の2枚から80，000円の助成金額を基準とした交付枚数となるよう、助成金制度の廃止も含めて検討しました。その結果、平成20年度から受診票の交付枚数を14枚に増やしました。14枚の受診票の交付を受けた方は助成金の申請手続きが必要なくなり、妊婦健診受診時の費用負担が軽減されます。今後も引き続き、妊婦健康診査の助成制度について周知徹底を行い、妊婦健診の受診率向上を目指します。

今後の改革方針
検討課題を踏まえた補助事業の今後の方向性

補助事業評価シート

番号	1	Ⅰ章	施策1　生涯を通じた心と体の健康づくり

補助事業名	妊婦健康診査費助成	所管部課	健康部健康推進課	事業開始年度	11　年度
根拠法令（要綱）等	新宿区妊婦健康診査費助成要綱				
19年度決算額 補助率	113，635，000 円 定額	補助対象団体（者）	新宿区に住民登録または外国人登録のある妊婦		
補助することで達成しようとしている区の目的	妊婦健康診査費の一部を助成することにより、妊娠に伴う費用負担の軽減を図り、区民が安心して出産できる環境を整え、心と体の健康づくりに寄与します。				
団体（者）に対する直接の助成目的	妊娠期間中の経済的負担を軽減し、母体の健康保持増進を図り、健やかに安心して出産できる環境づくりを目指します。				

補助金の申請		補助金の清算／実績報告	
補助金の交付申請にあたって提出する書類・添付書類 ・妊婦健康診査費助成金申請書兼請求書 ・東京都以外で妊婦健診(後期)を受診し、区で発行した妊婦健康診査受診票を使用しなかった場合は、母子健康手帳の妊娠の経過が記載されたページのコピー		清算/実績報告にあたって提出する書類・添付書類 申請の際に区職員が必要書類を審査・認定し、助成金を支給して終了のため清算、実績報告はありません。	
審査の体制・考え方（区職員による審査又は公募委員を入れての審査、補助金の目的とする具体的な取組内容を記載した事業計画書を提出しているか・どのように審査しているか等） 平成19年4月1日以降に出産し、助成金の申請をした方に対し、後期（2回目）の妊婦健診の受診や住所など助成要件を満たしているか申請内容を審査します。		審査の体制・考え方（清算/実績報告時の審査体制、助成の目的・決定内容に照らして、自己評価・活動成果の公表状況を踏まえ、予定していた目的・成果が達成できたか・どのように審査しているか等） 申請の際に区職員が必要書類を審査・認定し、助成金を支給しています。	

今後の課題	
	助成金の支給が出産後の支給となっているため、妊婦健診受診時に健診費用全額を支払う必要があります。今後は妊婦健診受診時の費用負担を軽減することができるよう、助成金の制度の改善を検討していく必要があります。

補助金の評価	
	総合評価（A・B・C・D）とその理由 この補助事業の総合評価はAです。 妊婦健診を受診する方の多くが、妊娠に伴う費用負担を軽減するための本制度を利用しており、安全で安心な出産環境の整備という目的に寄与したからです。なお、新宿区の先駆的な取り組みは、平成20年度以降、妊婦健診の充実を図る取り組みとして全国的に広がりました。 ①区と補助対象者との役割分担 妊婦は妊婦健康診査受診票後期（2回目）を都内契約医療機関で使用し、区は助成金の対象者を把握し助成金の申請書を送付及び審査し助成金を支給します。 ②目標の設定 目標設定について、健診費用の負担を軽減することは、妊婦が安全で安心な出産を迎えることに寄与し、妥当であると考えます。しかし、出産後に助成金を支給しているため、妊婦健診受診時に助成できる制度に改善する必要があります。 ③代替手段・効率性 この助成金は、医療機関から届く「妊婦健康診査受診票」請求原票により対象者を把握し、漏れなく支給することができ、効率的に行われています。 ④目標の達成状況 妊婦健康診査後期受診件数1，961件に対して、助成金の支給件数は1，916件であり、95%という目標値に対して97．71%まで達成しました。

今後の改革方針	
	より効率的な助成制度を目指して、母子健康手帳交付時にお渡しする「妊婦健康診査受診票」の交付枚数を、現行の2枚から80，000円の助成金額を基準とした交付枚数となるよう、助成金制度の廃止も含めて検討しました。その結果、平成20年度から受診票の交付枚数を14枚に増やしました。14枚の受診票の交付を受けた方は助成金の申請手続きが必要なくなり、妊婦健診受診時の費用負担が軽減されます。今後も引き続き、妊婦健康診査の助成制度について周知徹底を行い、妊婦健診の受診率向上を目指します。

補助事業評価シート

番号	2	Ⅰ章	施策1　生涯を通じた心と体の健康づくり

補助事業名	新宿区猫の去勢･不妊手術費助成事業	所管部課	健康部　衛生課	事業開始年度	3　年度
根拠法令（要綱）等	動物の愛護及び管理に関する法律 東京都動物の愛護及び管理に関する条例 新宿区猫の去勢･不妊手術費助成事業実施要綱				
19年度決算額 補助率	8，075，500円 定額	補助対象団体（者）	猫の飼い主及び区内で野良猫を世話している区民		
補助することで達成しようとしている区の目的	飼い主のいる猫及び飼い主のいない猫の不必要な繁殖を抑え、近隣に対する危害及び迷惑を未然に防止します。また、飼い主のいない猫に係わる問題を地域で解決するために、猫にも命があるという考えにたち、地域住民と民間団体及び行政が協働して、地域の実情にあわせたルールをつくり、実行することで、人と猫との調和のとれたまちづくりの実現を図っていきます。				
団体（者）に対する直接の助成目的	飼い猫については、飼い主に対する去勢･不妊手術実施の普及を目的とし、野良猫については、善意で多くの猫の世話をしている地域住民の経済的負担の軽減を図ります。				

補助金の申請

補助金の交付申請にあたって提出する書類･添付書類

猫の飼い主及び区内で野良猫を世話している区民が申請します。
- ･飼い猫の去勢･不妊手術費助成申請書
- ･猫（野良猫）の去勢･不妊手術費助成申請書

審査の体制･考え方（区職員による審査又は公募委員を入れての審査、補助金の目的とする具体的な取組内容を記載した事業計画書を提出しているか･どのように審査しているか等）

･新宿区内に住んでいることを運転免許証等で確認した後、申請書の内容を審査します。

補助金の清算／実績報告

清算/実績報告にあたって提出する書類･添付書類

手術を実施した指定獣医師が請求します。
- ･飼い猫/猫（野良猫）の去勢･不妊手術費助成金請求書
- ･飼い猫/猫（野良猫）の去勢･不妊手術費助成承認書
- ･飼い猫/猫（野良猫）の去勢･不妊手術完了確認書兼委任状

審査の体制･考え方（清算/実績報告時の審査体制、助成の目的･決定内容に照らして、自己評価･活動成果の公表状況を踏まえ、予定していた目的･成果が達成できたか･どのように審査しているか等）

指定獣医師が手術完了後、上記書類を提出してくるので、この書類の内容を審査し清算します。

今後の課題

地域ねこ活動を推進することにより、ねこの糞尿苦情等は減少し、地域ねこ活動を実施していない地域からも活動についての問い合わせが増加しています。新たな未実施の地域への活動の拡大が必要になっています。また、昨年度からの実施地域である若松･落合地域への取組みの支援も必要です。

猫対策に取組む町会や地域ボランティアからの要請で、平成20年2月には「人と猫との調和のとれたまちづくり連絡協議会」が発足しました。協働の強化によりこの協議会の運営を軌道に乗せるとともに、協議会の新規事業への支援が必要です。

補助金の評価

総合評価（A）とその理由

地域活動者等から、区内で活動している、個人や団体、町会役員などと情報交換等をしたいとの強い要望があり、区長と検討の結果、区長が名誉会長となり「人と猫との調和のとれたまちづくり連絡協議会」の設立の運びとなりました。更に、平成19年度は、東京都の医療保健政策区市町村包括補助事業として支援されています。

このように、猫の糞尿被害者や猫愛護者など、猫に対する立場の異なる区民等の力を結集し、区と協働することにより町のコミュニティーを再生するという区民や都から高い評価を受けている画期的な本事業に対し、評価Aとするものです。

①区と補助対象者との役割分担

区は、補助金を支出することにより、猫の去勢･不妊手術をする区民の負担を軽減します。更に、町会や地域住民への説明会へ説明役として出席しています。また、会場の申請やチラシ･パンフの作成等を通じて広報活動に協力し区民との協働事業を推進しています。

補助対象の区民は、地域において猫の捕獲と手術、糞尿清掃と適切給餌を行い地域住民の理解と協力の輪を拡げています。

②目標の設定

猫の糞尿苦情をきっかけとして、地域住民が自らの力で問題解決する仕組みである本事業を区内全域に拡充しており、実施地域が予想以上に増加しています。したがって、目標設定は適切です。

③代替手段･効率性

町会や地域ボランティアの方々に本事業の理解を深めていただく広報活動をこまめに行い、地域の自助活動としての本事業を安定的な取組みに育成する代替手段は外にありません。費用効果の点から見ても民間資金と協働で効果的効率的に行なわれています。

④目標の達成状況

猫の糞尿苦情等は減少しており、また広報活動等により、活動未実施の地域からの地域ねこ活動についての問い合わせが増加しています。この様な相談から地域ボランティアも増えており、平成20年5月16日開催の「人と猫との調和のとれたまちづくり連絡協議会」幹事会において新規加入者も出ています。この連絡協議会は、猫対策に取組む町会や地域ボランティア等からの要請で結成されたもので、予定を超えた成果が得られました。

今後の改革方針

平成20年2月に発足した「人と猫との調和のとれたまちづくり連絡協議会」の活動を充実させます。具体的には、協議会構成員と区の間で連絡と情報交換を活発に行い、安定した協議会の運営を図ります。また、区とNPO団体との共催事業を、この協議会の主催事業へと順次移行させます。

活動未実施地域である角筈地域へ活動の拡大を進めるとともに、19年度からの実施地域である若松･落合地域での取組みの支援を強化します。また、取組みを始めている個人への支援も行います。

補助事業評価シート

番号	3	Ⅰ章	施策　地域保健医療体制の整備

補助事業名	看護高等専修学校事業助成	所管部課	健康部健康推進課	事業開始年度	5　年度
根拠法令（要綱）等	新宿区医師会立看護高等専修学校運営補助金交付要綱				
19年度決算額 補助率	2,700,000 円 10／10（限度額あり）	補助対象団体（者）	社団法人　新宿区医師会		
補助することで達成しようとしている区の目的	区民の健康を守るための身近な医療を充実させます。				
団体（者）に対する直接の助成目的	新宿区医師会立看護高等専修学校（以下「看護学校」という。）の教育内容の充実及び看護職員の資質の向上を図ります。				

補助金の申請

補助金の交付申請にあたって提出する書類・添付書類
- 看護学校事業概要
- 養成所運営収支予算書
- 養成所運営費所要額調書

審査の体制・考え方（区職員による審査又は公募委員を入れての審査、補助金の目的とする具体的な取組内容を記載した事業計画書を提出しているか・どのように審査しているか等）
- 区職員による審査
- 事業概要、収支予算書をもとに審査しています。

補助金の清算／実績報告

清算/実績報告にあたって提出する書類・添付書類
- 看護学校事業実績報告
- 補助金清算書（養成所運営費実績調書）
- 学校会計収支計算書
- 定着率向上策

審査の体制・考え方（清算/実績報告時の審査体制、助成の目的・決定内容に照らして、自己評価・活動成果の公表状況を踏まえ、予定していた目的・成果が達成できたか・どのように審査しているか等）
- 区職員による審査
- 事業実績報告書（専任教員の雇用実績）
- 定着率向上策等を審査しています

今後の課題

准看護師養成は、現在の医療事情からみて必要性が高いものとは言えません。卒業生の区内医療機関への定着率も低い状況です。

補助金の評価

総合評価（A・B・C・D）とその理由

この補助金の総合評価はDです。
理由は、准看護師養成の必要性が現在では高くないこと、また、卒業生の区内定着率が上がっていないことです。

①区と補助対象者との役割分担

この補助金において、区は看護学校が行う看護職員の養成に要する経費の一部を負担し、看護学校は新宿区内で働く看護職員の養成に努めています。

②目標の設定

目標設定は、看護職員を養成するということでは妥当ですが、時代の変化とともに卒業生の区内医療機関への就職率や在学中の区内診療所での就労率が低くなっており、見直しが必要です。

③代替手段・効率性

区民の健康を守るため、身近な医療に従事する看護職員の育成を目指しています。在学中は約40%の学生が区内診療所に就業していますが、卒業後の区内就職率は低く（平成19年は32名中1名　3.1%）、現在では直接区民の健康を守る対策とはなっていません。

④目標の達成状況

卒業生の区内定着率向上を看護学校に要請していますが、目覚しい効果はあがっていません。

今後の改革方針

卒業生の区内医療機関への定着率を見ながら、補助金の廃止も含めた抜本的見直しに向け、医師会との協議を続けていきます。

補助事業評価シート

番号	4	Ⅰ章	施策2　きめこまやかな総合的福祉の推進

補助事業名	各地区民生委員･児童委員協議会に対する研修補助金	所管部課	福祉部地域福祉課	事業開始年度	44　年度
根拠法令（要綱）等	地区民生委員･児童委員協議会研修活動助成金交付要綱				
19年度決算額 補助率	899,500 円 1／2	補助対象団体（者）	各地区民生委員･児童委員協議会（7地区）		
補助することで達成しようとしている区の目的	民生委員･児童委員相互の連携と資質の向上を図り、地域における行政との協働活動の充実をめざします。				
団体（者）に対する直接の助成目的	地域福祉の担い手である民生委員･児童委員相互の連携、資質の向上を図ります。				

補助金の申請

補助金の交付申請にあたって提出する書類･添付書類

補助金交付申請書
1　助成金交付申請書
2　事業計画書（計画概要、対象事業の規模等の確認）
3　収支予算書
4　規約
5　役員名簿

審査の体制･考え方（区職員による審査又は公募委員を入れての審査、補助金の目的とする具体的な取組内容を記載した事業計画書を提出しているか･どのように審査しているか等）

･区職員による審査。
･研修に要する経費と助成対象経費の積算等の確認。
　助成対象経費（旅費･講師代･会場使用料･施設視察費）
･補助金の流れに沿って確認。
　交付申請書（計画書等）→交付決定通知→交付請求書→実績報告書

補助金の清算／実績報告

清算/実績報告にあたって提出する書類･添付書類

実績報告書を徴する（民生委員･児童委員研修実績報告書）
　［報告内容］
1　研修内容
　　実施日時、目的、参加人数
2　所要経費（一日及び宿泊研修等）
　　対象経費及び対象外経費

審査の体制･考え方（清算/実績報告時の審査体制、助成の目的･決定内容に照らして、自己評価･活動成果の公表状況を踏まえ、予定していた目的･成果が達成できたか･どのように審査しているか等）

実績報告書を徴収（民生委員･児童委員研修実績報告書）
　［報告内容］
1　報告書の研修内容から、実施日時、研修目的、参加人数の確認。
2　所要経費の検証により、適正な予算執行を確認。
　なお、実績報告では、実施内容と感想を含め直接聞き取りを実施。

今後の課題

問題なく執行されていますが、活動における区民との関わり方、行政との連携の取り方、また、個人情報等の取扱いについて更なる研修を実施することにより、民生委員･児童委員活動の充実を図る必要があります。

補助金の評価

総合評価（A･B･C･D）とその理由
この補助金の総合評価は、Bです。
理由は、研修時期に合わせて補助金申請がなされており、申請と実績報告では、計画どおりの成果をあげていることによります。

①区と補助対象者との役割分担
区は、助成金交付要綱に基づき研修経費を補助することによって、各民児協の研修の実施が可能となっています。補助事業者（各民児協）は、研修実行委員等が研修を計画策定し、民生委員･児童委員としての資質向上のために実施しています。

②目標の設定
民生委員･児童委員は、地域福祉を担う一員として、区民の相談に適切に対応し、社会の動向などを迅速に把握する必要があります。識見を高め、社会問題等を認識するための研修を実施することは大変有益であり、このような研修実施に対する補助金支出は適正であると考えます。

③代替手段･効率性
この補助金は新宿区独自のものです。民生委員･児童委員に求められている高度な知識を得るための研修経費として効果的に利用されています。

④目標の達成状況
この補助金を交付することにより、民生委員･児童委員の質の向上と委員相互の連携が図られています。

今後の改革方針

区や社会福祉協議会からの業務依頼による区民との関わり方や行政等との連携の方法については、今後、民児協や会長会等の場を通じて適切な方法を検討していきます。また、業務依頼に伴って配付する名簿等の個人情報については、民生委員･児童委員個人ごとにファイルを用意して保管するよう指導していきます。

補助事業評価シート

番号	5	Ⅰ章	施策2　きめこまやかな総合的福祉の推進

補助事業名	区遺族会に対する慰霊祭運営経費等補助	所管部課	福祉部地域福祉課	事業開始年度	年度
根拠法令（要綱）等	新宿区補助金等交付規則　　区内戦没者慰霊祭等に対する助成金交付要綱				
19年度決算額 補助率	315,000円 10／10（限度額あり）	補助対象団体（者）	新宿区遺族会		
補助することで達成しようとしている区の目的	新宿区遺族会への事業補助を通じて、新宿区として、戦没された方々への慰霊及び関係ご遺族への慰藉の意を表します。				
団体（者）に対する直接の助成目的	慰霊祭主催及び他所巡拝等の参加により、戦没者を追悼し恒久平和を願う運動事業の円滑な運営を図ります。 補助対象事業：慰霊祭運営に要する経費、及び巡拝等恒久平和運動参加にかかる経費				

補助金の申請

補助金の交付申請にあたって提出する書類・添付書類

1．当該年度の事業計画書及び歳入歳出予算書
2．前年度の事業報告書及び歳入歳出決算書
3．会の規約
4．役員名簿

審査の体制・考え方（区職員による審査又は公募委員を入れての審査、補助金の目的とする具体的な取組内容を記載した事業計画書を提出しているか・どのように審査しているか等）

具体的な活動計画を記載した事業計画書、並びに歳入歳出予算書の提出を求めて職員による審査を行っています。

補助金の清算／実績報告

清算/実績報告にあたって提出する書類・添付書類

1．実績報告書
2．助成金清算書

審査の体制・考え方（清算/実績報告時の審査体制、助成の目的・決定内容に照らして、自己評価・活動成果の公表状況を踏まえ、予定していた目的・成果が達成できたか・どのように審査しているか等）

補助金の趣旨に沿って事業が執行されているかどうか事業実績報告から審査しています。また、活動成果等の状況から事業の達成度を審査しています。

今後の課題

遺族会の歳入に占める補助金の割合は30％を超えており（平成20年度予算）、新宿区からの補助金なくしては各事業の執行に支障を来すことが予想されます。

補助金の評価

総合評価（A・B・C・D）とその理由

この補助金の総合評価は、 B です。
新宿区遺族会は、区内戦没者慰霊祭の主催、及び他所巡拝等の参加を通じて、戦没者への慰霊、追悼、ひいては平和社会の実現へ向けて真摯に取り組んでいます。こうした活動は区内戦没者やそのご遺族に対する新宿区の思いに合致するものであり、引き続き補助金の対象とします。

①区と補助対象者との役割分担

新宿区遺族会と話し合いながら、主旨の十分な理解を求めたうえで補助事業を実施しています。

②目標の設定

従来からの団体運営補助をあらため、次の3事業のみの事業補助としています。
戦没者遺族等に対する慰藉事業として、①区内戦没者慰霊祭、②沖縄慰霊巡拝（東京の塔）、③お遺骨お出迎え（千鳥ヶ淵墓苑）は適切です。

③代替手段・効率性

国実施事業、東京都実施事業とならび、新宿区遺族会において、区内における戦没者遺家族等に対する慰藉事業を行うことは、他に代替手段のない事業と考えます。

④目標の達成状況

補助金を活用して実施されている新宿区の慰霊祭には、毎年多くのご遺族が参列しています。こうした活動を続けることにより、区は区内戦没者遺族等へ弔意を示しています。

今後の改革方針

今後も戦没者を追悼し、恒久平和を願う事業に要する経費として、継続して補助金を支給していきます。

補助事業評価シート

番号	6	Ⅰ章	施策2　きめこまやかな総合的福祉の推進

補助事業名	福祉サービス第三者評価受審費用等助成	所管部課	福祉部介護保険課	事業開始年度	15　年度

根拠法令（要綱）等	新宿区福祉サービス第三者評価受審費用助成要綱

19年度決算額 補助率	6,007,120 円 10／10　限度額あり	補助対象団体（者）	介護保険被保険者の利用がある区内所在の高齢者（障害者）サービス提供事業所

補助することで達成しようとしている区の目的	福祉サービス第三者評価を受けることにより、事業者が行うサービスの質を向上させるとともに利用者が事業者を選択する際の資料の一つとします。

団体（者）に対する直接の助成目的	福祉サービス第三者評価の受審を促進します。

補助金の申請		補助金の清算／実績報告	
補助金の交付申請にあたって提出する書類・添付書類 ・福祉サービス第三者評価受審費用助成申請書 ・契約予定金額に関する内訳書又は評価機関の見積書の写し ・区民の利用者数等の推移がわかる資料		清算/実績報告にあたって提出する書類・添付書類 ・福祉サービス第三者評価受審実績報告書 ・契約書の写し ・領収書の写し ・費用の内訳がわかる資料（領収書に記載のない場合）	
審査の体制・考え方（区職員による審査又は公募委員を入れての審査、補助金の目的とする具体的な取組内容を記載した事業計画書を提出しているか・どのように審査しているか等） 助成申請について「助成要綱」及び「受審費用助成の手引き」に基づき、評価結果の公表に同意しているか、契約先が適切であるか（認証機関）等の要件に適しているか、契約予定金額がサービス評価受審費用であるかどうか、積算根拠を確認すること等の書類審査を実施します。		審査の体制・考え方（清算/実績報告時の審査体制、助成の目的・決定内容に照らして、自己評価・活動成果の公表状況を踏まえ、予定していた目的・成果が達成できたか・どのように審査しているか等） 実績報告について、必須の調査を行い、その結果が評価結果に盛り込まれているかどうか、実際の支払額の精算が適正かどうか、事業評価、評価結果に基づく改善課題策定と取り組みの報告がなされているかどうかを確認します。	

今後の課題	補助金がなくても、各サービス提供事業者が福祉サービス第三者評価を受審し、質の向上を図るよう制度の普及啓発を推進し、事業者の質の向上、透明性の確保等を図り、利用者が安心して事業者を選択できる情報の一つとして標準化する仕組みづくりが必要です。

補助金の評価	総合評価（A・B・C・D）とその理由 この補助金の総合評価はBです。 理由は、19年度は予定していた17事業所（8サービス）が福祉サービス第三者評価を受審したからです。 ①区と補助対象者との役割分担 この補助金において区は福祉サービス第三者評価にかかる事業者の受審費用の一部を担い、補助事業者は、質の向上を図るとともに当該事業所の透明性の確保や周知等を担います。 ②目標の設定 福祉サービス第三者評価を受審することにより、業務の検証・改善が図られひいては補助事業者の質が向上すること、さらには利用者が事業者を選択する際の資料の一つとなることから、目標の設定は適切です。 ③代替手段・効率性 この補助金は東京都の福祉保健基盤等市区町村包括補助事業の制度を活用し実施しているため、効率的に行われています。 ④目標の達成状況 この補助金を交付したことにより、補助事業者は自らの事業所の課題等を把握でき、サービスの質の向上が図られ、利用者が事業者を選択する際の資料の一つとして活用されることができました。

今後の改革方針	福祉サービス第三者評価制度の普及啓発、受審の勧奨を促進する制度の定着を図ります。

補助事業評価シート

番号	7	Ⅰ章	施策4　社会参加と生きがいづくり

補助事業名	高齢者クラブ連合会事業助成	所管部課	福祉部高齢者サービス課	事業開始年度	47　年度
根拠法令（要綱）等	新宿区高齢者クラブ連合会自主運営事業助成要綱				
19年度決算額 補助率	連合会事業助成　2，557，870 (うち特別事業費分1,600,000円) 円 10/10	補助対象団体（者）	新宿区高齢者クラブ連合会		
補助することで達成しようとしている区の目的	高齢者の積極的な社会参加の促進することで、共に支え合う地域社会の実現を目指しています。				
団体（者）に対する直接の助成目的	新宿区高齢者クラブ連合会が行う自主事業の実施経費の一部を助成することで、高齢者の社会参加の機会づくりを支援しています。				

補助金の申請

補助金の交付申請にあたって提出する書類・添付書類

①新宿区高齢者クラブ自主運営事業助成金交付申請書(高齢者福祉大会)
　添付書類　新宿区高齢者クラブ自主運営事業計画書(高齢者福祉大会)
②新宿区高齢者クラブ自主運営事業助成金交付申請書(高齢者スポーツ大会)
　添付書類　新宿区高齢者クラブ自主運営事業計画書(高齢者スポーツ大会)

審査の体制・考え方（区職員による審査又は公募委員を入れての審査、補助金の目的とする具体的な取組内容を記載した事業計画書を提出しているか・どのように審査しているか等）

・助成金申請書を受理後、区職員が添付された事業計画書の内容を書面審査し、担当部長が助成を決定しています。

補助金の清算／実績報告

清算/実績報告にあたって提出する書類・添付書類

①新宿区高齢者クラブ自主運営事業報告書(高齢者福祉大会)
②新宿区高齢者クラブ自主運営事業報告書(高齢者スポーツ大会)

審査の体制・考え方（清算/実績報告時の審査体制、助成の目的・決定内容に照らして、自己評価・活動成果の公表状況を踏まえ、予定していた目的・成果が達成できたか・どのように審査しているか等）

・事業実施日の当日、区職員が開催場所に出向き、実施内容を確認し、実績報告書を受理後、実施内容が事業計画書どおり実施されたか再度、確認しています。

今後の課題

高齢者福祉(演芸)大会やスポーツ大会の開催を実施し、日頃鍛錬した唄や踊りを披露したり、スポーツを行うことで高齢者の健康やいきがいを高め、合わせて高齢者クラブ相互間の連携を高めるうえで、非常に重要と考えています。
一方、会員の高齢化や減少が進む中で、魅力ある高齢者クラブづくりを行うため、区の支援方法の検討が必要です。

補助金の評価

総合評価（A・B・C・D）とその理由

この補助金の総合評価はBです。
高齢者福祉(演芸)大会及びスポーツ大会には、それぞれの会場で200名を超える会員が参加しており、会員相互及び地域高齢者との交流の場となっており、高齢者の社会参加に貢献しています。

①区と補助対象者との役割分担

高齢者クラブや連合会等が自主的に行事を企画し、運営しており、区はその活動を財政的に支援しています。

②目標の設定

高齢者福祉(演芸)大会等に参加することを目標に、日々、高齢者クラブの会員がクラブ活動に励んでいることから、適正なものと考えます。

③代替手段・効率性

クラブ等の自主的な事業を助成するという目的から代替手段はありません。

④目標の達成状況

この補助金を交付することで、高齢者クラブが自主的にそれぞれの行事を企画し、実施することで、高齢者の交流、社会参加が進んでいます。

今後の改革方針

長年にわたり実施されている、高齢者福祉(演芸)大会やスポーツ大会は、高齢者の健康やいきがいづくりを行ううえで、高齢者クラブ連合会にとって、今では欠かせない行事になっております。
一方、会員の高齢化や減少が進む中で、これからの団塊の世代を含む若年高齢者にとって、魅力ある高齢者クラブづくりを支援する一環として、福祉大会やスポーツ大会が新しい高齢者にも魅力あるものとなるような支援策を検討していきます。

補助事業評価シート

番号	8	Ⅰ章	施策4　社会参加と生きがいづくり

補助事業名	高齢者クラブバス派遣	所管部課	福祉部高齢者サービス課	事業開始年度	55　年度
根拠法令（要綱）等	新宿区高齢者クラブバス借上費助成要綱				
19年度決算額 補助率	3,303,000 円 10／10	補助対象団体（者）	・新宿区高齢者クラブ連合会 ・高齢者クラブ（133クラブ）		
補助することで達成しようとしている区の目的	高齢者の積極的な社会参加を促進し、共に支え合う地域社会の実現を目指します。				
団体（者）に対する直接の助成目的	高齢者クラブ等がバスを利用して行う自主事業を実施するにあたり、バス借上費の一部を助成することで、高齢者の社会参加の促進を目指しています。				

補助金の申請	補助金の交付申請にあたって提出する書類・添付書類 ・高齢者クラブ用バス借上費助成申請書(添付書類無し)	補助金の清算／実績報告	清算/実績報告にあたって提出する書類・添付書類 ・実績報告書　(バス借上代金等、バス借上会社の確認印必要) ・参加者名簿 ・旅行の事実を証明できるもの　(宿泊先の領収書等)
	審査の体制・考え方（区職員による審査又は公募委員を入れての審査、補助金の目的とする具体的な取組内容を記載した事業計画書を提出しているか・どのように審査しているか等） ・新宿区高齢者クラブバス用バス借上費助成要綱に基づき、提出された申請書(添付書類無し)の記載内容が助成対象に該当するか、担当職員が書面審査し、担当課長が助成の承認をしています。		審査の体制・考え方（清算/実績報告時の審査体制、助成の目的・決定内容に照らして、自己評価・活動成果の公表状況を踏まえ、予定していた目的・成果が達成できたか・どのように審査しているか等） ・実績報告書、参加者名簿及び添付書類を受理後、新宿区高齢者クラブバス用バス借上費助成要綱に基づき、書面審査し、計画どおり実施されたか確認しています。

今後の課題

高齢者クラブの会員の高齢化及び減少が進む中、高齢者クラブ連合会が主催する行事には、多くの参加者がありますが、クラブ単独では、助成を受けるために必要な参加者が確保できず、制度の見直しを行いましたが、なかなか利用実績が向上しません。
こうした状況を踏まえ、今後、補助及び事業の実施内容の検討が必要です。

総合評価（A・B・C・D）とその理由

この補助金の総合評価はBです。
理由は、春と秋に実施している連合会主催の研修旅行や歩行会には、それぞれ200名を超える参加者があります。一方、各クラブの利用については、利用実績は制度の見直し等を行っておりますがなかなか実績が上がりません。

①区と補助対象者との役割分担

高齢者クラブや連合会等が自主的に行事を企画し、運営しており、区はその活動を財政的に支援しています。

②目標の設定

研修旅行等を企画実施することは、高齢者の引きこもり防止及び交流の場づくりとして、適切と考えます。

③代替手段・効率性

クラブ等の自主的な事業を助成するという目的から代替手段はありません。

④目標の達成状況

この補助金の交付により、研修旅行等が企画実施され、クラブ会員同志の親睦が図られています。

今後の改革方針

高齢者クラブ会員の高齢化及び減少が進む中、高齢者クラブ連合会が主催する行事には、多くの参加者があります。
一方、単位クラブ単独では、助成を受けるために必要な参加者が確保できず、制度の見直しを行いましたが、なかなか利用実績が向上しません。
こうした状況を踏まえ、各高齢者クラブの自主的な活動が活発となるような支援策の検討等を行っていきます。

補助事業評価シート

番号	9	Ⅰ章	施策5　子育て支援の推進

補助事業名	区民とつくる子育て情報局事業助成		子ども家庭部子ども家庭課	事業開始年度	16　年度
根拠法令（要綱）等	新宿区区民とつくる子育て情報局事業助成要綱				
19年度決算額 補助率	1,115,000 円 10/10		補助対象団体（者）	新宿子育て情報局	
補助することで達成しようとしている区の目的	子育て支援について新宿区は様々な施策を展開してきましたが、その情報提供についてもわかりやすく魅力ある内容で、子育て家庭に届く発信が求められています。そこで、子育て家庭が求める内容と時期を捉えた情報発信を実現するため、区内の子育てグループ等に対して区が支援することにより、区民による地域発の情報と区の情報とを網羅した、わかりやすいホームページを整備します。				
団体（者）に対する直接の助成目的	区と協働して作成する子育てに関する総合的なホームページの作成・運用・管理に係る費用の一部を助成することで、常に最新の情報を提供するとともに、さらにコンテンツを充実させて、子育て家庭に対して魅力のある、役立つホームページの運営を目指します。				

補助金の申請	補助金の清算／実績報告
補助金の交付申請にあたって提出する書類・添付書類 ・新宿区子育て情報局事業助成金交付申請書 （様式に活動計画書・収支予算内訳書を含む） 活動計画書の内容：活動の具体的な内容（ホームページの運用・管理方針及び目標）、活動のスケジュール （添付書類） 当該申請団体の規約、当該申請団体の会員名簿添付	清算/実績報告にあたって提出する書類・添付書類 ・収支決算報告書 ・新宿区子育て情報局事業実績報告書 内容：ホームページの概要、更新履歴、アクセス数内訳（アクセスログ解析資料添付）、活動のまとめ、収支決算内訳書
審査の体制・考え方（区職員による審査又は公募委員を入れての審査、補助金の目的とする具体的な取組内容を記載した事業計画書を提出しているか・どのように審査しているか等） 上記提出書類により、ホームページの適正な管理・最新の情報提供・更なる内容の充実を図り、助成目的に合致した活動が行われるかを、区職員が審査します。	審査の体制・考え方（清算/実績報告時の審査体制、助成の目的・決定内容に照らして、自己評価・活動成果の公表状況を踏まえ、予定していた目的・成果が達成できたか・どのように審査しているか等） 上記提出書類により、ホームページの運用管理体制・内容の更新頻度・活用度等、計画書の内容に対する達成度等について審査します。

今後の課題

ホームページは最新の情報を提供しやすく、子育てに関する情報の提供手段として非常に有効であると考えています。今後も、より多くの区民に利用される情報の提供を目指して内容等の充実を図ります。
ただし、ホームページの運用については、その手法や経費の妥当性等について評価・検証し、今後も継続して運用・管理する方法を検討していく必要があります。

補助金の評価

総合評価（A・B・C・D）とその理由

この補助金の総合評価はBです。
ホームページは、区民が利用する立場にたって必要な情報を収集し、作成した特色がよくでており、行政サービスはもちろん、地域の遊び場情報等、区のホームページでは得ることのできない子育てに役立つ情報がわかりやすく紹介されています。
作成から運用に至るまでを区民グループが行い、区はその活動を支援する協働の効果が表れています。意図する成果も得られており、今後も利用者に届く情報発信が期待できます。

①区と補助対象者との役割分担
作成から運用に至るまでを、公募に応じて参加した区民が中心となって組織する団体が行い、区はその活動を支援しています。

②目標の設定
子育て支援に関する情報提供については、わかりやすく魅力ある内容で、子育て家庭に届く発信が強く求められており、区民ニーズを踏まえたもので適切です。

③代替手段・効率性
このホームページは、明確な役割分担のもとに区民との協働で運用しており、費用対効果から見て、効果的・効率的に行われています。また、地域・行政双方の情報をリアルタイムに発信できるホームページは協働による運用であるからこそ可能であり、代替手段はないと考えます。

④目標の達成状況
ホームページのアクセス数は平成17年度に2,000件／月であったものが、平成19年には20,000件／月を超え、大きく伸びています。このことから、新宿区の子育て情報の収集手段として、このホームページが広く認知されていることが伺えます。

今後の改革方針

区民が利用する立場にたって作成・運用していることで、利用者が必要とする情報を発信しており、アクセス数も着実に伸びていることから、ホームページ運用の継続は必要であると考えますが、その運用方法についてはより効果的・効率的な方法について検討する必要があります。
また、補助対象である団体の性格から、事業すべてを自主財源で賄うことは当面難しいと判断されるものの、一定の自主財源確保を求めていきます。

補助事業評価シート

番号	10	Ⅰ章	施策5　子育て支援の推進

補助事業名	プレイパーク活動の推進	所管部課	子ども家庭部子どもサービス課	事業開始年度	16　年度
根拠法令（要綱）等	平成２０年度新宿区プレイパーク活動助成要綱				
１９年度決算額 補助率	7,924,050 円 10/10	補助対象団体（者）	新宿区内の公園でプレイパーク活動を実施する団体および協議会		
補助することで達成しようとしている区の目的	新宿区内の公園等において、プレイパーク活動及びプレイパーク活動の啓発を行う事業を実施する団体の活動に係る経費を助成し、屋外で児童が安心して遊べる環境を確保し、児童の責任に基づく自主的な遊びを支援することを目的としています。				
団体（者）に対する直接の助成目的	プレイパーク活動及びプレイパーク活動の啓発活動を支援します。				

補助金の申請

補助金の交付申請にあたって提出する書類・添付書類

1　助成に係る年間事業計画書
2　定款又は規約の写し
3　会員名簿の写し
4　歳入歳出予算書
5　チラシ・パンフレット等、活動実績のわかるもの等

審査の体制・考え方（区職員による審査又は公募委員を入れての審査、補助金の目的とする具体的な取組内容を記載した事業計画書を提出しているか・どのように審査しているか等）

子ども家庭部長を審査委員長とする区職員による審査会を実施しています。
提出された年間事業計画書や予算書の内容について適正がどうかを審査し、助成の可否について決定します。

補助金の清算／実績報告

清算/実績報告にあたって提出する書類・添付書類

実績報告書
1事業の内容（プレイパーク活動回数、イベントの回数、講習会実績等）
2　助成対象事業参加者数内訳
3　活動のまとめ(感想やこれからの課題等)
4　活動の収支決算内訳

審査の体制・考え方（清算/実績報告時の審査体制、助成の目的・決定内容に照らして、自己評価・活動成果の公表状況を踏まえ、予定していた目的・成果が達成できたか・どのように審査しているか等）

活動の実施後、実績報告書と支払いを証する書面の提出を受けて内容を審査し、適正な執行を確保しています。

今後の課題

都立戸山公園や区立公園でのプレイパーク活動は安定して行われ、内容も充実しています。啓発活動を通じて、プレイパークを運営する活動意欲を持つ方の養成を図っていますが、人材の発掘・育成はまだ十分ではありません。運営資金については賛助者からの会費等によるものしかなく、自主運営は難しい状況です。こうした課題を踏まえ、さらに公園管理者のプレイパーク事業への理解を得ながら今後運営をすすめる必要があります。

補助金の評価

総合評価（A・B・C・D）とその理由

この補助金の総合評価はBです。理由は、プレイパーク活動が児童館や放課後子どもひろばとは違う体験ができる居場所として活用されているからです。

①区と補助対象者との役割分担

この補助金において、区は財政援助、他部署との調整、事業の周知について、補助事業者は、事業運営、啓発活動を担います。

②目標の設定

プレイパーク活動により児童が屋外で安心してかつ自主的に遊べる場が確保されており、目標の設定は適切です。

③代替手段・効率性

この補助金は、地域の方で組織する団体及び協議会が実施しているので、費用対効果から見て効果的に行われています。

④目標の達成状況

この補助金を交付したことにより、3団体が区内3か所の公園でプレイパークを実施し、児童が屋外で安全に遊べる環境を確保することができました。

今後の改革方針

都立戸山公園や区立公園でのプレイパーク活動が今後も安定して行われ、児童館や放課後子どもひろばでは経験できない屋外活動を体験してもらうため、プレイパークを運営する団体の育成と場の確保が必要です。プレイリーダーの養成や公園管理者との連携により、改善を進めていきます。

補助事業評価シート

番号	11	Ⅰ章	施策5　子育て支援の推進

補助事業名	民間学童クラブ運営費等助成	所管部課	子ども家庭部子どもサービス課	事業開始年度	16　年度

根拠法令（要綱）等	新宿区民間学童クラブ運営費補助要綱

19年度決算額 補助率	30,382,400 円 10/10	補助対象団体（者）	ｴｲﾋﾞｲｼｲ風の子ｸﾗﾌﾞ　早稲田ﾌﾛﾝﾃｨｱｷｯｽﾞｸﾗﾌﾞ 新宿せいが学童ｸﾗﾌﾞ

補助することで達成しようとしている区の目的	小学校区域内に学童クラブがなく、近隣の学童クラブ需要が多い地域にある民間学童クラブに対し助成を行い、対象児童の保護と安全性及び利便性の向上を図ります。また、時間延長や休日利用など多様なニーズに対応します。

団体（者）に対する直接の助成目的	区が必要と判断する民間学童クラブ事業へ支援します。

補助金の申請

補助金の交付申請にあたって提出する書類・添付書類

申請書、補助金所要額内訳、事業実施計画書（実施施設の所在地及び構造、開設年間日数及び時間、在籍児童数、指導員数）、歳入歳出予算見積書、法人定款又は規約、登録児童名簿、指導員調書・履歴書・資格証明書、施設現況調書、賠償保険及び傷害保険申込書の写し、その他必要書類（土地建物賃貸借契約書等）

審査の体制・考え方（区職員による審査又は公募委員を入れての審査、補助金の目的とする具体的な取組内容を記載した事業計画書を提出しているか・どのように審査しているか等）

申請時に事業者から提出される上記書類について、区が助成をするに適した事業者かどうかを審査します。

補助金の清算／実績報告

清算/実績報告にあたって提出する書類・添付書類

毎月：利用状況報告書（開設日数、利用登録児童数、曜日及び学年別の利用児童数）
年度末：事業実績報告書（開設状況、登録児童数、職員の配置状況）、収入支出決算書、その他必要書類

審査の体制・考え方（清算/実績報告時の審査体制、助成の目的・決定内容に照らして、自己評価・活動成果の公表状況を踏まえ、予定していた目的・成果が達成できたか・どのように審査しているか等）

上記の報告書類により学童クラブ事業の実施状況及び決算状況を審査し、目的及び成果を確認しています。

今後の課題

助成を行っている民間学童クラブについて、今後は区の大規模学童クラブの解消にどの程度寄与しているか等効果を検証し、必要性を検討していく必要があります。

補助金の評価

総合評価（A・B・C・D）とその理由

この補助金の総合評価はBです。19年度は小学校区に学童クラブがなかった下落合地区の民間学童クラブに助成するなど、児童の保護と安全性・利便性の向上を図ることができたからです。

①区と補助対象者との役割分担

この補助金において、区は学童クラブ事業運営費を担い、補助事業者は児童の健全育成事業を担います。

②目標の設定

目標設定は、学童クラブの需要増や時間延長等柔軟な運営に対応しており、区民ニーズを踏まえており妥当です。

③代替手段・効率性

この補助金は、区要綱により登録児童数に見合った算定基準で実施しており、効果的・効率的に行われています。

④目標の達成状況

この補助金を交付したことにより、区立学童クラブがない小学校区の民間学童クラブでの事業運営が可能となりました。

今後の改革方針

区立学童クラブの需要増への対応や時間延長などの利用ニーズにこたえるなど一定の効果は見られました。今後は、その効果を詳細に検証し、適切な助成方法について検討しながらこの補助を継続していきます。

補助事業評価シート

番号	12	Ⅰ章	施策6　福祉と保健･医療サービスなどの総合的展開

補助事業名	心身障害者小規模通所施設事業運営助成	所管部課	福祉部障害者福祉課	事業開始年度	19　年度
根拠法令（要綱）等	新宿区心身障害者小規模通所施設事業補助金交付要綱				
19年度決算額 補助率	10,582,800 円 10／10	補助対象団体（者）	（社福）新宿あした会		
補助することで達成しようとしている区の目的	旧来の小規模通所授産事業所補助金は廃止予定であるため、障害者自立支援法に基づくサービス提供事業者への移行を促進することにより、知的障害者の日中活動の場を安定して確保します。 また、国基準を上回る職員配置を行うことで、重度障害者対応を含めた利用者支援の向上を図ります。				
団体（者）に対する直接の助成目的	重度障害者対応を促進するとともに、小規模の旧法作業所の法内施設化促進により利用者支援充実及び安定運営に資することを目的とします。				

補助金の申請	補助金の交付申請にあたって提出する書類･添付書類 所要額調書、事業所別事業計画書（配置職員名簿、利用者名簿含む）、法人収支予算書、賃貸借契約書写し、指定障害福祉サービス事業者指定通知書写し	補助金の清算／実績報告	清算/実績報告にあたって提出する書類･添付書類 実績報告内訳書、事業所別実績報告書（配置職員名簿、利用者名簿含む）、事業所別収支決算見込書
	審査の体制･考え方（区職員による審査又は公募委員を入れての審査、補助金の目的とする具体的な取組内容を記載した事業計画書を提出しているか･どのように審査しているか等） ･支援員の法定配置基準を上回った配置をしているか ･基準以上の配置により取り組み内容を確認		審査の体制･考え方（清算/実績報告時の審査体制、助成の目的･決定内容に照らして、自己評価･活動成果の公表状況を踏まえ、予定していた目的･成果が達成できたか･どのように審査しているか等） ･支援員が法定配置基準を上回った配置ができているか ･利用者が毎月安定的に利用できているか ･利用者の毎月の工賃支給状況確認 ･障害福祉サービス給付費等の請求事務ができているか ･的確な支出がなされているか

今後の課題

小規模事業所は、法定人員配置基準だけでは、重度障害者対応や、就労支援等のサービスは十分提供できないのが現状です。
また、当該事業所のような就労支援系事業所については、新たな授産品目の開発や販路拡大等の工賃増額をめざす工夫や企業就労に結びつける支援を実施するために、就労支援スキルをはじめとする様々なノウハウを持った人的配置が必要です。

補助金の評価

総合評価（A･B･C･D）とその理由

この補助金の総合評価はBです。

理由は、利用者に支障をきたすことなく法内化移行でき、また、支援員の増配置により重度障害者対応とサービス水準の維持ができたことです。

①区と補助対象者との役割分担

この補助金において、区は運営費の一部を助成し、補助事業者は障害福祉サービスを利用者へ提供します。

②目標の設定

目標設定は法定基準以上の職員配置することで、利用者支援の充実としてきめ細かなサービス提供を図るという利用者ニーズを踏まえたもので適切です。

③代替手段･効率性

賃貸料の助成については、新宿区という地域性から高額であるため、一定程度の助成は必要です。今後、区の空き施設を活用した運営も検討していく必要があります。

④目標の達成状況

この補助金を交付したことにより、事業所の安定的運営が図られ、利用者へのサービス低下を避けることができました。

今後の改革方針

上記「今後の課題」にあるように、利用者支援の充実を図っていく必要があるので、今後もこの補助を継続します。

補助事業評価シート

番号	13	Ⅰ章	施策6　福祉と保健･医療サービスなどの総合的展開

補助事業名	特別養護老人ホーム等建設事業助成	所管部課	福祉部介護保険課	事業開始年度	56　年度
根拠法令（要綱）等	新宿区社会福祉法人に対する補助金の交付に関する条例 新宿区社会福祉法人に対する補助金の交付に関する条例施行規則 新宿区介護保険サービス実施施設整備事業補助要綱				
19年度決算額 補助率	332，953，000　円 10／10	補助対象団体（者）	社会福祉法人邦友会他全13法人		
補助することで達成しようとしている区の目的	介護保険事業計画に基づき、入所施設を整備充実させると同時に、入所施設を拠点とした総合的サービスを展開します。				
団体（者）に対する直接の助成目的	施設整備に必要な経費の補助を行うことにより、特別養護老人ホームの整備を支援します。				

補助金の申請	補助金の交付申請にあたって提出する書類･添付書類 ･補助申請額算出表 ･施設整備にかかる資金計画表、年度別施設整備計画、工事費目別内訳 ･施設運営の内容（理念、具体的なケアの内容、職員体制等） ･施設整備計画書(整備施設、施設定員、建物規模等) ･建設図面 ･区と事業者の施設運営に関する協定書	補助金の清算／実績報告	清算/実績報告にあたって提出する書類･添付書類 ･補助申請額算出表 ･施設整備にかかる資金計画表 ･年度別施設整備計画 ･工事費目別内訳 ･工事請負契約書及び支出を証する書類
	審査の体制･考え方（区職員による審査又は公募委員を入れての審査、補助金の目的とする具体的な取組内容を記載した事業計画書を提出しているか･どのように審査しているか等） ･区職員による審査。ただし、公募で事業者の選定を行う場合は、外部委員を含む審査会による審査の結果を踏まえて補助対象事業者を決定します。 ･審査内容は、運営法人の適格性、事業運営の確実性、事業の運営方針･理念、サービスの内容、地域との連携、施設の内容など。		審査の体制･考え方（清算/実績報告時の審査体制、助成の目的･決定内容に照らして、自己評価･活動成果の公表状況を踏まえ、予定していた目的･成果が達成できたか･どのように審査しているか等） 建物完成時に現地を調査するとともに、施設整備経費補助に対する工事の実績報告書を区職員が審査し、予定していた施設整備が行われたかを確認します。

今後の課題	矢来町都有地を活用した特別養護老人ホームの整備を着実に進めていく必要があります。
補助金の評価	総合評価（A･B･C･D）とその理由 この補助金の総合評価はBです。 理由は、平成22年度までに区内特別養護老人ホームの定員を450人とする目標に向けてほぼ計画どおりに進んでいることによります。 ①区と補助対象者との役割分担 この補助金において、区は補助金を通じた施設整備の支援の役割を担い、補助事業者は、施設整備及び施設の運営の役割を担います。 ②目標の設定 目標設定は、パブリックコメント等により区民の意見を踏まえた介護保険事業計画に基づいており、区民ニーズを踏まえたもので適切です。 ③代替手段･効率性 施設整備の支援としては金銭的な支援が最も有効であり、これに替わる適当な手段はないと思われます。また、この補助制度を活用することにより、社会福祉法人という民間の力を活用することができ、効率的です。 ④目標の達成状況 この補助金を交付したことにより、区民のために区外の特別養護老人ホームが確保されました。また、百人町四丁目の国有地を活用した定員100人の特別養護老人ホームが竣工し、区内に450人分の定員を整備するという目標に向けて、一歩前進しました。
今後の改革方針	矢来町都有地を活用した特別養護老人ホームの整備を着実に進めるため、今後とも本補助制度を活用していきます。

補助事業評価シート

番号	14	Ⅰ章	施策6　福祉と保健･医療サービスなどの総合的展開

補助事業名	地域密着型サービス整備助成（認知症高齢者グループホーム）	所管部課	福祉部介護保険課	事業開始年度	12　年度
根拠法令（要綱）等	新宿区社会福祉法人に対する補助金の交付に関する条例 新宿区社会福祉法人に対する補助金の交付に関する条例施行規則 新宿区認知症高齢者グループホーム整備事業補助要綱				
19年度決算額 補助率	6,300,000 円 10／10	補助対象団体（者）	社会福祉法人サン		
補助することで達成しようとしている区の目的	認知症の高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、認知症高齢者グループホームの区内整備を促進し、在宅と施設の中間的な住まいを供給します。				
団体（者）に対する直接の助成目的	施設整備に必要な経費の補助を行うことにより、認知症高齢者グループホームの整備を支援します。				

補助金の申請	補助金の交付申請にあたって提出する書類･添付書類 ･補助申請額算出表 ･施設整備にかかる資金計画表、年度別施設整備計画、工事費目別内訳 ･施設運営の内容（理念、具体的なケアの内容、職員体制等） ･施設整備計画書(整備施設、施設定員、建物規模等) ･建設図面 ･区と事業者の施設運営に関する協定書	補助金の清算／実績報告	清算/実績報告にあたって提出する書類･添付書類 ･補助申請額算出表 ･施設整備にかかる資金計画表 ･年度別施設整備計画 ･工事費目別内訳 ･工事請負契約書及び支出を証する書類
	審査の体制･考え方（区職員による審査又は公募委員を入れての審査、補助金の目的とする具体的な取組内容を記載した事業計画書を提出しているか･どのように審査しているか等） ･区職員による審査。ただし、公募で事業者の選定を行う場合は、外部委員を含む審査会による審査の結果を踏まえて補助対象事業者を決定します。 ･審査内容は、運営法人の適格性、事業運営の確実性、事業の運営方針･理念、サービスの内容、地域との連携、施設の内容など。		審査の体制･考え方（清算/実績報告時の審査体制、助成の目的･決定内容に照らして、自己評価･活動成果の公表状況を踏まえ、予定していた目的･成果が達成できたか･どのように審査しているか等） 建物完成時に現地を調査するとともに、施設整備経費補助に対する工事の実績報告書を区職員が審査し、予定していた施設整備が行われたかを確認します。

今後の課題	新宿区では、施設整備に多額の経費が必要となるため、施設整備を行う法人への補助額を検討する必要があります。
補助金の評価	総合評価（A･B･C･D）とその理由 この補助金の総合評価はBです。 理由は、社会福祉法人サンの定員3人増（合計15から18人に増）を伴う改修開始、矢来町都有地活用事業の整備事業者選定終了、旧東戸山中学校区有地活用事業の整備事業者選定開始により、目標達成に向けた具体的な事業を開始したことによります。 ①区と補助対象者との役割分担 この補助金において、区は補助金を通じた施設整備の支援の役割を担い、補助事業者は、施設整備及び施設の運営の役割を担います。 ②目標の設定 目標設定は、パブリックコメント等により区民の意見を踏まえた介護保険事業計画に基づいており、区民ニーズを踏まえたもので適切です。 ③代替手段･効率性 施設整備の支援としては金銭的な支援が最も有効であり、これに替わる適当な手段はないと思われます。また、この補助制度を活用することにより、社会福祉法人等の民間法人の力を活用することができ、効率的です。 ④目標の達成状況 この補助金を交付したことにより、法人単独では困難な、定員増を伴う既存認知症高齢者グループホーム改修工事及び新規整備事業が進むという効果があり、定員114人分の整備という目標に向けて一歩前進しました。
今後の改革方針	本補助制度の財源である東京都の区に対する補助額が増額されましたので、これを活用した新宿区認知症高齢者グループホーム整備事業補助要綱の改定を検討していきます。

補助事業評価シート

番号	15	Ⅰ章	施策6　福祉と保健･医療サービスなどの総合的展開

補助事業名	地域密着型サービス整備助成（小規模多機能型居宅介護施設）	所管部課	福祉部介護保険課	事業開始年度	18　年度
根拠法令（要綱）等	新宿区社会福祉法人に対する補助金の交付に関する条例 新宿区社会福祉法人に対する補助金の交付に関する条例施行規則 新宿区介護保険サービス実施施設整備事業補助要綱				
19年度決算額 補助率	0 円 10／10	補助対象団体（者）	法人格のある団体		
補助することで達成しようとしている区の目的	通いなれた介護サービス事業所の職員が利用者宅を訪問し、時には利用者が日常の通所により馴染みになった事業所に宿泊することのできる介護保険サービス（小規模多機能型居宅介護サービス）事業所を整備することにより、介護を必要とする人が住み慣れた地域で暮らし続けられるようにします。				
団体（者）に対する直接の助成目的	施設整備に必要な経費の補助を行うことにより、小規模多機能型居宅介護の整備を支援します。				

補助金の申請	補助金の交付申請にあたって提出する書類･添付書類 ･補助申請額算出表 ･施設整備にかかる資金計画表、年度別施設整備計画、工事費目別内訳 ･施設運営の内容（理念、具体的なケアの内容、職員体制等） ･施設整備計画書(整備施設、施設定員、建物規模等) ･建設図面 ･区と事業者の施設運営に関する協定書	補助金の清算／実績報告	清算/実績報告にあたって提出する書類･添付書類 ･補助申請額算出表 ･施設整備にかかる資金計画表 ･年度別施設整備計画 ･工事費目別内訳 ･工事請負契約書及び支出を証する書類
	審査の体制･考え方（区職員による審査又は公募委員を入れての審査、補助金の目的とする具体的な取組内容を記載した事業計画書を提出しているか･どのように審査しているか等） ･区職員による審査。ただし、公募で事業者の選定を行う場合は、外部委員を含む審査会による審査の結果を踏まえて補助対象事業者を決定します。 ･審査内容は、運営法人の適格性、事業運営の確実性、事業の運営方針･理念、サービスの内容、地域との連携、施設の内容など。		審査の体制･考え方（清算/実績報告時の審査体制、助成の目的･決定内容に照らして、自己評価･活動成果の公表状況を踏まえ、予定していた目的･成果が達成できたか･どのように審査しているか等） 建物完成時に現地を調査するとともに、施設整備経費補助に対する工事の実績報告書を区職員が審査し、予定していた施設整備が行われたかを確認します。

今後の課題	19年度は、5か所整備という目標に対し、成果は、1か所の整備の目処にとどまりました。今後は、小規模多機能型居宅介護サービスを提供する事業所の整備が進まない理由を踏まえて、整備方法を検討する必要があります。
補助金の評価	総合評価（A･B･C･D）とその理由 この補助金の総合評価はDです。 理由は、旧東戸山中学校区有地活用事業での整備の他には、19年度中の整備事業がなかったことによります。 ①区と補助対象者との役割分担 この補助金において、区は補助金を通じた施設整備の支援の役割を担い、補助事業者は、施設整備及び施設の運営の役割を担います。 ②目標の設定 目標設定は、パブリックコメント等により区民の意見を踏まえた介護保険事業計画に基づいており、区民ニーズを踏まえたもので適切です。 ③代替手段･効率性 施設整備の支援としては金銭的な支援が最も有効であり、これに替わる適当な手段はないと思われます。また、この補助制度を活用することにより、社会福祉法人等の民間法人の力を活用することができ、効率的です。 ④目標の達成状況 東京23区では特に整備が遅れている小規模多機能型居宅介護を、公有地の活用及び本補助制度の活用により、19年度目標5か所のうち1所を整備する目処が立ちました。しかし、残りの4か所の整備の目処が立っていません。
今後の改革方針	小規模多機能型居宅介護の整備が進まない状況は東京23区に共通の状態であることから、都市部における介護報酬額のあり方など制度的な問題の存在も想定されます。このため、21年4月に予定されている介護保険法改正に伴う介護報酬額の動向など小規模多機能型居宅介護をとりまく状況を見据えつつ、整備方法を検討していきます。

補助事業評価シート

番号	16	Ⅰ章	施策6　福祉と保健･医療サービスなどの総合的展開

補助事業名	医療的介護支援	所管部課	福祉部高齢者サービス課	事業開始年度	19　年度
根拠法令（要綱）等	新宿区医療的介護支援補助金交付要綱				
19年度決算額 補助率	56,834,000 円 10/10	補助対象団体（者）	（社福）アゼリヤ会、（社福）東京都同胞援護会 （社福）聖母会、（社福）新宿区社会福祉事業団		
補助することで達成しようとしている区の目的	特別養護老人ホームの体制を整備することにより医療処置を必要とする区民が、地域で安心した生活を営める環境を整備します。				
団体（者）に対する直接の助成目的	医療処置を必要とする入所者の受入体制を整備します。				

補助金の申請

補助金の交付申請にあたって提出する書類･添付書類
･補助金交付申請書
･事業計画書
･特別養護老人ホーム入所者が必要とする医療処置受入計画書
･医療処置を必要とする入所者受入状況表
･医療的介護支援補助金所要額調書
･職員配置表

審査の体制･考え方（区職員による審査又は公募委員を入れての審査、補助金の目的とする具体的な取組内容を記載した事業計画書を提出しているか･どのように審査しているか等）

審査内容
　･医療処置を必要とする入所者に対する介護の体制整備として人員配置基準を超えた職員配置がされているか。
　･医療処置を必要とする入所者の受入が行われているか。
審査体制
　補助金の目的に沿って医療処置を必要とする入所者の受入が行われるかを区職員により審査。

補助金の清算／実績報告

清算/実績報告にあたって提出する書類･添付書類
･補助事業実績報告書
･事業報告書
･特別養護老人ホーム入所者が必要とする医療処置受入計画書
･医療処置を必要とする入所者受入状況表
･医療的介護支援補助金精算書
･職員配置表　･人件費支出資料

審査の体制･考え方（清算/実績報告時の審査体制、助成の目的･決定内容に照らして、自己評価･活動成果の公表状況を踏まえ、予定していた目的･成果が達成できたか･どのように審査しているか等）

医療処置を必要とする入所者の受入状況の報告と受入計画の実施状況から、医療処置を必要とする入所者の受入が適切に行われたかを審査します。
なお、受入状況については、定期的（四半期に一度）に報告を行わせます。

今後の課題

特別養護老人ホーム入所者の状況をみると、年々要介護度の高い高齢者が増えています。その中には、医療処置を必要とする高齢者も多く、各施設では受入れ体制を整えるため、基準以上の職員配置をせざるを得ない状況も生まれています。今後も療養病床の転換の状況や介護報酬の改定など、介護保険の制度改正の状況を踏まえた上で、必要な支援を行っていく必要があります。

補助金の評価

総合評価（A･B･C･D）とその理由
評価：B
　高齢化が進む現状では地域で安心して暮らしていく為の支援の一つとして、特別養護老人ホームにおける医療処置者の受入体制の整備は重要である。今後の社会情勢をふまえながら継続して支援を実施していく必要があります。
①区と補助対象者との役割分担
　特別養護老人ホームの医療処置を必要とする入所者の受入体制を整備するため、区が財政的な負担をし、補助対象者は体制整備に向けた職員の確保及び、医療処置を必要とする入所者の受入を行うことにより、現行制度を大きく変更することなく体制整備が行われました。
②目標の設定
　各施設に対し、医療処置を必要とする入所者の受入割合を定員の1割以上と設定したことで、一定数の入所が行われ、補助目的の達成に向けた取り組みが明確になりました。
③代替手段･効率性
　現状では、療養病床や介護老人保健施設への入所ができない医療処置を必要とする入所者の受け入れは特別養護老人ホームが最も適しており、既存の人材等の活用も含めより効率的に行えました。
④目標の達成状況
　人員配置による体制整備の実施により、医療処置者の受入が安定的に行われた事から、目標の達成については、概ね達成されました。

今後の改革方針

今後の療養病床の転換や、介護保険法の改正等の状況をふまえながら必要な支援について検討していきます。

補助事業評価シート

番号	17	Ⅰ章	施策6　福祉と保健･医療サービスなどの総合的展開

補助事業名	精神障害者施設整備助成	所管部課	健康部　保健予防課	事業開始年度	19　年度
根拠法令（要綱）等	新宿区精神障害者社会復帰施設に係る施設整備等補助金交付要綱				
19年度決算額 補助率	10,000,000 円 10/10　（限度額あり）	補助対象団体（者）	社会福祉法人結の会 NPO法人新宿西共同作業所ラバンス		
補助することで達成しようとしている区の目的	障害者自立支援法のサービス提供基盤の整備を促進します。				
団体（者）に対する直接の助成目的	新体系サービスの移行に伴う初期経費の助成を行います。				

補助金の申請

補助金の交付申請にあたって提出する書類･添付書類

新規事業移行計画書
将来2年間の収支計画書
補助事業に係る事業計画書
施設整備･設備整備所要経費及び内訳書
18年度法人決算書及び貸借対照表

審査の体制･考え方（区職員による審査又は公募委員を入れての審査、補助金の目的とする具体的な取組内容を記載した事業計画書を提出しているか･どのように審査しているか等）

1新体系事業の施設･設備に関する基準に適合する施設整備が事業計画に反映されているか
2新体系事業の運営に欠かせない設備整備が事業計画に反映されているか
3実施するサービスが、障害者にとって良質のサービスでありニーズに対応しているか
4経営の理念を持ち、安定的事業運営が期待できる収支計画がなされているか
上記4点を提出書類に基づき区職員が審査します。

補助金の清算／実績報告

清算/実績報告にあたって提出する書類･添付書類

補助事業の決算報告書

審査の体制･考え方（清算/実績報告時の審査体制、助成の目的･決定内容に照らして、自己評価･活動成果の公表状況を踏まえ、予定していた目的･成果が達成できたか･どのように審査しているか等）

1新体系事業の施設及び設備に関する基準に適合する整備が達成されているか
2新体系事業の運営に必要な設備、機器、備品が充足されているか
上記2点を提出書類に基づき区職員が審査します。

今後の課題

精神障害者の各施設は、障害者自立支援法の施行に伴い経過期間中の新体系事業移行が求められています。
経過期間終了（平成22年度中）までの間、この補助を継続し事業移行を推進していきます。
新体系移行を初期経費の支援だけでなく、事業運営や事業計画などソフト面での支援も強化し、旧制度からの移行を推進し、法に基づくサービス提供基盤の整備が必要です。

補助金の評価

総合評価（A･B･C･D）とその理由

この補助金の総合評価はBです。
理由は、この助成を活用し、新体系事業への移行が進んでいるからです。

①区と補助対象者との役割分担

区は、事業移行に必要な初期経費の助成し、財政基盤の脆弱な事業者を支援し新体系事業の基盤整備を推進します。
事業者は、利用者本意で自立を支援するサービスを安定的に提供します。

②目標の設定

区内の小規模通所授産施設等が新体系事業へ移行することを目指すもので、目標は適切です。
経験と実績をもつ事業所が法に基づくサービス提供基盤になるため、適切な助成です。

③代替手段･効率性

この補助制度は、利用者や地域の方々に親しまれ理解を得ている事業者が、これまで蓄積したノウハウを活用して新体系事業を展開することを促進しており、費用対効果からみて効果的･効率的といえます。

④目標の達成状況

2事業所が、施設整備を完了しました。

今後の改革方針

本補助事業は、新体系移行の経過期間（法施行後5年間）の平成22年度まで継続します。なお、区内全ての精神障害者共同作業所、小規模通所授産施設及び通所授産施設が新体系事業へ移行した時点で、本補助は終了します。

補助事業評価シート

番号	18	Ⅰ章	施策6　福祉と保健･医療サービスなどの総合的展開

補助事業名	障害者グループホーム等への支援	所管部課	健康部　保健予防課	事業開始年度	19　年度
根拠法令（要綱）等	新宿区障害者グループホーム等支援事業実施要綱				
19年度決算額 補助率	168,000 円 定額　（1か月24,000円）	補助対象団体（者）	グループホーム（入所者1名）		
補助することで達成しようとしている区の目的	精神障害者の地域生活を支援することを目的としています。				
団体（者）に対する直接の助成目的	グループホーム入居者のうち低所得者に対し、家賃の一部を助成し精神障害者の地域生活を支援します。				

補助金の申請

補助金の交付申請にあたって提出する書類･添付書類	清算/実績報告にあたって提出する書類･添付書類
･申請書 ･本人収入が確認できる書類 ･賃貸契約書及び家賃の領収書（写）	･申請時に提出された書類を区職員が審査し、本人が施設に支払った家賃を確認してから、定額を助成しているため清算は発生しません。
審査の体制･考え方（区職員による審査又は公募委員を入れての審査、補助金の目的とする具体的な取組内容を記載した事業計画書を提出しているか･どのように審査しているか等） 本人から提出される申請書により区職員が収入状況を確認（審査）します。 年金証書･工賃収入状況報告書により区職員が収入を確認（審査）します。	**審査の体制･考え方**（清算/実績報告時の審査体制、助成の目的･決定内容に照らして、自己評価･活動成果の公表状況を踏まえ、予定していた目的･成果が達成できたか･どのように審査しているか等） グループホームから提出される訓練等給付請求書により本人のグループホーム居住を区職員が確認し、本人家賃を助成します。

今後の課題

精神障害者が地域で自立した生活を送れるよう、負担感の少ない家賃で利用できるグループホームの施設整備が必要です。
現在サービス提供を行っているグループホームの家賃設定はまちまちであり、補助額を固定した仕組みでは、利用しにくい場合もあり今後の課題です。

補助金の評価

総合評価（A･B･C･D）とその理由

この補助金の総合評価はBです。
理由は補助要件どおり実施し、精神障害者の地域生活への支援となっているからです。

①区と補助対象者との役割分担

区がグループホームの家賃を補助することで、家賃の負担を軽減し、低所得者にもグループホームが利用しやすくなります。

②目標の設定

3障害一元化を目標にし、知的障害者とのサービスの格差是正を図り、立ち遅れているとされる精神障害者のサービスを充実させたもので適切です。

③代替手段･効率性

この補助金は、所得の低い精神障害者への地域生活支援策として効果的に実施しているといえますが、グループホームによって家賃設定が異なる中で、金額固定の補助のあり方については検討が必要です。

④目標の達成状況

この補助事業の実施により、精神障害者と知的障害者のサービスの一定の格差是正を図ることができました。また、精神障害者の自立した地域生活の促進に寄与しています。

今後の改革方針

現在サービス提供を行っているグループホーム利用者には、補助の仕組みの見直しを行いながら、この補助を継続します。
また、個々の利用者への助成を行って家賃負担を軽減することだけでなく、低廉な家賃で利用できるグループホームの設置が必要です。

補助事業評価シート

番号	19	Ⅰ章	施策7　ともにつくる福祉の推進

補助事業名	障害者福祉活動事業助成等	所管部課	福祉部障害者福祉課	事業開始年度	15　年度
根拠法令（要綱）等	新宿区障害者福祉活動基金条例 新宿区障害者福祉活動基金条例施行規則				
19年度決算額 補助率	3，538，134 円 上限100万円	補助対象団体（者）	新宿区に住所を有する障害者（その家族を含む。）及びその他の区民並びにそれらのものが組織する団体 平成19年度実績　19団体		
補助することで達成しようとしている区の目的	障害者の自立と社会参加を促進する自主活動を援助するため助成金を交付し、心身障害者の福祉の増進を図ります。				
団体（者）に対する直接の助成目的	障害者の自立及び社会参加を促進する活動に助成を行い、もつて障害者福祉の増進を図ります。				

補助金の申請		補助金の清算／実績報告	
補助金の交付申請にあたって提出する書類・添付書類	・新宿区障害者福祉活動事業助成金交付申請書 事業計画書内容　「事業名」「参加者内訳」「事業目的趣旨」「事業内容（実施プログラム）」「団体の概要」「他の補助金申請状況」 ・添付文書 「設立趣旨」「日常の活動状況」「名簿」等の資料	清算/実績報告にあたって提出する書類・添付書類	・実績報告書（収支清算書・事業実施報告書・経費支出内訳書） 事業計画書内容　「事業名」「参加者内訳」「事業内容（実施プログラム）」「事業のまとめ」「事業評価シート」 ・添付文書 領収書・参加者名簿・ﾊﾟﾝﾌﾚｯﾄ等、実施事業が具体的に確認できる資料
審査の体制・考え方（区職員による審査又は公募委員を入れての審査、補助金の目的とする具体的な取組内容を記載した事業計画書を提出しているか・どのように審査しているか等）	上記の提出書類により、対象事業の目的・趣旨が補助金の目的に合致しているかどうか、実施プログラムの内容・ボランティア人数等で事業を無理なく効果的に行えるかどうかを、新宿区障害者福祉活動事業助成金配分委員会(内部委員）で審議し、配分額を決定します。	審査の体制・考え方（清算/実績報告時の審査体制、助成の目的・決定内容に照らして、自己評価・活動成果の公表状況を踏まえ、予定していた目的・成果が達成できたか・どのように審査しているか等）	実績報告書提出時に、審査を行います。 提出された書類により「補助金が適正に支出されたか」「その事業により障害者の自立・社会参加が増進したか」等について、課内にて審査を行います。

今後の課題

障害者の自立及び社会参加の促進のために、本助成事業は大きな役割を果たしていますが、幅広く障害当事者等の自主的活動を助成するために、常に助成金の公正な配分が求められています。

補助金の評価

総合評価（A・B・C・D）とその理由

この補助金の総合評価はBです。

理由は、平成19年度には19団体に対し助成を行い障害者福祉の増進を図れたためです。

①区と補助対象者との役割分担

助成対象者が自主的に助成目的に沿った事業を計画し実施します。
区は、助成対象者が事業を実施するために必要な経費の一部を助成するとともに、その自主性に配慮しつつ、事業に対しての助言を行っています。

②目標の設定

目標設定は、障害者福祉の増進を図るためであり、区内の障害者のニーズを踏まえたもので適切です。

③代替手段・効率性

当事者等の自主的活動に対して、区が必要な支援を行う事業であるとともに、基金の運用収入を活用しているので効率的です。

④目標の達成状況

この助成金を交付したことにより、障害当事者等が様々な事業を行い障害者の自立及び社会参加が促進されました。

今後の改革方針

障害者の自立及び社会参加の促進に果たす役割は、区の直接行う事業のみではなく当事者等が行う活動も重要です。
今後も新宿区の障害者福祉の増進のため助成を続けていきます。

補助事業評価シート

番号	20	Ⅰ章	施策7　ともにつくる福祉の推進

補助事業名	障害者入所支援施設等への助成等	所管部課	福祉部障害者福祉課	事業開始年度	18　年度

根拠法令（要綱）等	新宿区社会福祉法人に対する補助金の交付に関する条例 新宿区社会福祉法人に対する補助金の交付に関する条例施行規則

19年度決算額 補助率	46,200,000 円 定額	補助対象団体（者）	社会福祉法人　邦友会

補助することで達成しようとしている区の目的	重度身体障害者の生活の場の確保　施設入所待機者の解消 短期入所、日中活動の場の提供が可能な障害者地域生活支援の拠点作り 上記目的を果たす施設の区内設置を図る法人を誘致し、事業運営の安定化に寄与します。

団体（者）に対する直接の助成目的	用地取得費や建設費に対する補助を行うことにより、施設の区内設置を促進します。

補助金の申請	補助金の交付申請にあたって提出する書類・添付書類 申請額算出内訳書、事業計画書、歳入歳出予算書抄本、借入金償還計画表、施設各室面積表、工事請負計画書（写し）、工事費目別内訳書、設計監理契約書（写し）、建築確認通知書（写し）、配置図、各階平面図・立面図、備品見積書（写し）、備品カタログ	補助金の清算／実績報告	清算/実績報告にあたって提出する書類・添付書類 工事出来高報告書、事業費・資金調達内訳一覧表、建設事業費会計決算書抄本、平成19年度建設事業会計決算書抄本、工事代金請求書・振込受付書（写し）、設計業務委託料請求書・領収書（写し）
	審査の体制・考え方（区職員による審査又は公募委員を入れての審査、補助金の目的とする具体的な取組内容を記載した事業計画書を提出しているか・どのように審査しているか等） 補助金審査については、同施設に対し同様に補助を実施する東京都と協働し、事業実施内容の確認（施設確認含む）を行います。 また、法人の適格性については、公募時に審査済みです。		審査の体制・考え方（清算/実績報告時の審査体制、助成の目的・決定内容に照らして、自己評価・活動成果の公表状況を踏まえ、予定していた目的・成果が達成できたか・どのように審査しているか等） 施設現地確認実施 提出書類による審査を実施し、適正に資金等が支出されているかを確認します。

今後の課題	当該補助を行った障害者支援施設については建設が終わり、補助事業も終了しました。

補助金の評価	総合評価（A・B・C・D）とその理由 この補助金の総合評価はBです。 理由は、施設整備が順調に行われ、平成20年6月に開設したからです。 ①区と補助対象者との役割分担 区は、国有地を活用し区内に障害者支援施設を設置する社会福祉法人を誘致し、施設建設に対する補助を実施しました。 法人は、区内に障害者支援施設を建設し、施設管理を行うとともに区内の障害者に対し、入所支援及び日中活動支援、短期入所事業を行います。 ②目標の設定 目的は、区内に重度障害者を対象とした入所施設を設置することで、区内の障害者のニーズを踏まえたもので適切です。 ③代替手段・効率性 民間法人による用地取得、施設建設、事業運営であり、区がこれに対し必要な支援を行うとともに、国や東京都の補助金も活用しています。また、当該施設は特別養護老人ホームとの合築施設でありスケールメリットを活かした効率的事業です。 ④目標の達成状況 この補助金を交付したことにより、グループホームや居宅では生活が困難な重度障害者が安全に生活し続けられる入所施設を設置することができました。

今後の改革方針	当該補助を行った障害者支援施設「新宿けやき園」は、平成20年3月竣工、同6月に開設し、事業目的は達成されました。

補助事業評価シート

番号	21	Ⅰ章	施策7　ともにつくる福祉の推進

補助事業名	障害児等タイムケア事業運営助成等	所管部課	福祉部障害者福祉課	事業開始年度	19　年度
根拠法令（要綱）等	新宿区障害児等タイムケア事業運営費補助金交付要綱				
19年度決算額 補助率	5,000,000 円 10／10	補助対象団体（者）	（社福）新宿あした会		
補助することで達成しようとしている区の目的	地域生活支援事業としてタイムケア事業を位置づけ、手薄であった障害児（特に中・高校生）の放課後等の日中活動支援を図るとともに、必要な職員配置を行うための助成を行うことで重度障害児に対する支援充実を図ります。				
団体（者）に対する直接の助成目的	障害児タイムケア事業（地域生活支援事業）を行なう法人の運営を助成し、安定運営とともに支援の充実を図ります。				

補助金の申請		補助金の清算／実績報告	
補助金の交付申請にあたって提出する書類・添付書類 所要額調書、事業計画書（配置職員名簿、利用者見込み含む）、法人収支予算書		清算/実績報告にあたって提出する書類・添付書類 実績報告内訳書、利用者等実績書（配置職員・利用者名簿含む）、収支決算見込書	
審査の体制・考え方（区職員による審査又は公募委員を入れての審査、補助金の目的とする具体的な取組内容を記載した事業計画書を提出しているか・どのように審査しているか等） ・支援員の配置基準を上回った配置をするか ・基準以上の配置により取り組み内容を確認		審査の体制・考え方（清算/実績報告時の審査体制、助成の目的・決定内容に照らして、自己評価・活動成果の公表状況を踏まえ、予定していた目的・成果が達成できたか・どのように審査しているか等） ・支援員の配置基準を上回った配置ができているか ・利用者が毎月安定的に利用できているか ・日常支援として行事等取り組み内容が実施されたか	

今後の課題

1年間の事業運営による利用実績及び運営実績の検証から、利用者の障害特性に応じた支援と安全確保には、事業の実施要綱の見直しを行い、より充実した職員配置を行うことができるよう、支援員配置基準と報酬体系基準を改正する必要があります。

補助金の評価

総合評価（A・B・C・D）とその理由

この補助金の総合評価はBです。

理由は、重度障害児対応を充実させるために、人件費などの運営経費についてさらに精査が必要ですが、この事業自体に対してはニーズも高く、区が補助を行い事業の安定運営を図ることは適切であるためです。

①区と補助対象者との役割分担

この補助金において、区は運営費の一部を助成し、補助事業者は重度障害児も対象としたタイムケア事業を提供しています。

②目標の設定

目標設定は法定基準以上の職員配置することで、重度障害児への対応も可能なきめ細かなサービス提供を図るという利用者の（保護者）ニーズを踏まえたもので適切です。

③代替手段・効率性

区の空き施設を活用し、コスト面でも法人職員による柔軟な運営努力により効率的な運営です。

④目標の達成状況

この補助金を交付したことにより、重度障害児も含めた障害児の放課後等の居場所づくりができたことで、保護者のニーズに応えることができました。

今後の改革方針

安定した運営が可能な報酬体系に見直した上で、本補助金の役割を見直していきます。

補助事業評価シート

番号	22	Ⅱ章	施策8　学習･教育環境の充実

補助事業名	外国人学校児童生徒保護者の負担軽減補助金	所管部課	地域文化部文化観光国際課	事業開始年度	昭和 58 年度

根拠法令(要綱)等	外国人学校児童･生徒保護者補助金交付要綱

19年度決算額 補助率	5,730,000 円 月額6,000円	補助対象団体(者)	外国人学校児童生徒保護者

補助することで達成しようとしている区の目的	外国人学校の児童･生徒の就学の安定性を保つとともに、区の重要施策である子育て家庭の支援を充実させるためです。

団体(者)に対する直接の助成目的	経済的理由で就学が困難と認められる外国人学校に在籍する児童･生徒の保護者に対し補助を行うことにより、負担を軽減することを目的としています。

補助金の申請

補助金の交付申請にあたって提出する書類･添付書類
外国人学校児童･生徒保護者補助金交付申請書
保護者の前年の所得を証明する書類

審査の体制･考え方（区職員による審査又は公募委員を入れての審査、補助金の目的とする具体的な取組内容を記載した事業計画書を提出しているか･どのように審査しているか等）
区職員による書類審査。
当該保護者が要綱に規定する年間総所得の基準に該当するか確認のうえ、申請書及び関係書類を審査し、補助金交付の適否を決定します。

補助金の清算／実績報告

清算/実績報告にあたって提出する書類･添付書類
なし

審査の体制･考え方（清算/実績報告時の審査体制、助成の目的･決定内容に照らして、自己評価･活動成果の公表状況を踏まえ、予定していた目的･成果が達成できたか･どのように審査しているか等）
なし

今後の課題

この補助金については、区のホームページ等に掲載を行ない周知している他、対象学校についても、周知･徹底を図っているところです。しかしながら、知らなかったという苦情が若干寄せられています。今後、周知方法について、更に工夫を重ねていくことが必要です。

補助金の評価

総合評価(A･B･C･D)とその理由

経済的理由で就学が困難と認められる児童･生徒の保護者84人に対して、この補助金を交付することにより保護者の負担を軽減することができました。よって、総合評価は、目的どおりに実施し、予定していた成果をあげたものと評価し「B」としました。

①区と補助対象者との役割分担

区の役割は、経済的に困窮する保護者の負担軽減であり、そのことによって子育て家庭を支援することです。保護者は、児童･生徒の就学の安定性を図る役割を担います。

②目標の設定

この補助金の政策目的は、経済的理由で、就学が困難な外国人学校に在籍する児童･生徒の保護者に対する経済的支援を行うであり、このことによって児童･生徒の就学の安定性が図られることとなることから、目標の設定は適切であると考えます。

③代替手段･効率性

この補助金は、経済的に恵まれない外国人学校の児童･生徒の保護者に対して、直接補助しているものであり、代替手段はなく妥当であると考えます。また、費用対効果から見ても、効果的･効率的に行なわれているものと考えます。

④目標の達成状況

この補助金を交付したことにより、児童･生徒の就学の安定性が図られたものと考えます。そのため、目的に対しても、予定とおり達成されたものと評価しています。

今後の改革方針

上記の「今後の課題」にあるように今後の周知方法について、更に工夫していくことが必要であることから、対象学校については、全員に配布できるよう周知徹底していきます。

補助事業評価シート

番号	23	Ⅱ章	施策8　学習･教育環境の充実

補助事業名	私立幼稚園協議会への事業助成	所管部課	教育委員会事務局学校運営課	事業開始年度	昭和 48 年度
根拠法令(要綱)等	新宿区補助金等交付規則 新宿区　私立幼稚園教職員研修事業費補助金交付要綱				
19年度決算額 補助率	900,000 円 3／4(上限900,000円)	補助対象団体(者)	私立幼稚園協議会		
補助することで達成しようとしている区の目的	新宿区私立幼稚園協議会等が、教職員を対象として行う研修に係る経費の一部を補助することにより、研修事業を支援し、もって教職員の資質の向上並びに私立幼稚園の教育の振興及び充実を図ります。				
団体(者)に対する直接の助成目的	研修会を活発に行うことにより、教職員の知識･教養の向上を図ります。				

補助金の申請

補助金の交付申請にあたって提出する書類･添付書類
補助金申請書、事業計画書、収支予算書、会則、役員名簿

審査の体制･考え方(区職員による審査又は公募委員を入れての審査、補助金の目的とする具体的な取組内容を記載した事業計画書を提出しているか･どのように審査しているか等)

区職員による書類審査(事業計画書の中で、目的に当てはまる項目を確認しています。)

補助金の清算／実績報告

清算/実績報告にあたって提出する書類･添付書類
補助金実績報告書、研修報告書、収支決算書

審査の体制･考え方(清算/実績報告時の審査体制、助成の目的･決定内容に照らして、自己評価･活動成果の公表状況を踏まえ、予定していた目的･成果が達成できたか･どのように審査しているか等)

区職員による書類審査(補助金実績報告書、決算報告書及び収支決算書の記載内容を審査し、補助目的に当てはまる項目を確認しています。)

今後の課題

実績･効果を見ながら、研修内容等の充実を検証するとともに、区が行う研修に参加を促すなど、研修内容等の見直しが必要です。

補助金の評価

総合評価(A･B･C･D)とその理由

この補助金の総合評価はBです。

理由は、区内の私立幼稚園園児数が増加していることから、各幼稚園の教育内容が区民に受け入れられていると判断できるためです。

①区と補助対象者との役割分担

補助対象者である私立幼稚園協議会は、新宿区内の各私立幼稚園教職員の資質向上に効果が期待できる研修事業を計画し、教職員研修事業費補助金交付要綱に基づき、研修事業計画書を区に提出、実施します。

②目標の設定

政策目的(目標)設定は新宿区における幼児教育の充実に寄与するものであり、区民ニーズを踏まえたもので適切です。

③代替手段･効率性

私立幼稚園はそれぞれ独自性を持ち、独立しているため、共通の研修を実施するにあたっては、全園が参加する協議会が計画、実施しており、費用対効果から見て、効果的･効率的に行われています。

④目標の達成状況

平成19年度は計10回の研修を実施し、延べ264名の参加がありました。平成20年度の私立幼稚園園児数は微増しており、これは、私立幼稚園の教職員、保育内容などを保護者が評価した結果であると考えられます。

今後の改革方針

新宿区幼児教育のあり方検討会、幼児教育推進会議で検討した結果を踏まえ、幼児教育の質の向上のため、私立幼稚園の教員研修の充実に寄与していきます。

補助事業評価シート

番号	24	Ⅱ章	施策8　学習･教育環境の充実

補助事業名	私立幼稚園等保護者の負担軽減	所管部課	教育委員会事務局学校運営課	事業開始年度	①就園奨励費：昭和48年度 ②保育料：昭和47年度 入園料：平成6年
根拠法令（要綱）等	①新宿区私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱 ②新宿区私立幼稚園等園児保護者保育料及び入園料補助金交付要綱				
19年度決算額 補助率	①　45,947,700円 ②　96,730,500円 限度額あり	補助対象団体（者）	私立幼稚園及び幼稚園類似施設に在籍する園児の保護者		
補助することで達成しようとしている区の目的	保育料負担の格差を縮めることにより、保護者が区立幼稚園と私立幼稚園を自由に選択できる環境をつくります。				
団体（者）に対する直接の助成目的	私立幼稚園を選択するうえで支障となっている保護者負担の公私格差を縮小することで、保護者が自由に選択できるようにします。				

補助金の申請

補助金の交付申請にあたって提出する書類･添付書類
･申請書
･住民税額決定通知書

審査の体制･考え方（区職員による審査又は公募委員を入れての審査、補助金の目的とする具体的な取組内容を記載した事業計画書を提出しているか･どのように審査しているか等）
区職員による審査(住所要件、住民税課税･非課税状況、幼稚園在籍状況の確認）を行っています。

補助金の清算／実績報告

清算/実績報告にあたって提出する書類･添付書類
･なし

審査の体制･考え方（清算/実績報告時の審査体制、助成の目的･決定内容に照らして、自己評価･活動成果の公表状況を踏まえ、予定していた目的･成果が達成できたか･どのように審査しているか等）
･なし

今後の課題

私立幼稚園等保護者の負担軽減の対象者、補助内容について継続して検討していく必要があります。

補助金の評価

総合評価（A･B･C･D）とその理由
この補助金の総合評価はBです。
理由は、保護者が私立幼稚園を選択するうえで、負担軽減が有効に働いていると判断できるためです。

①区と補助対象者との役割分担

なし

②目標の設定

政策目的（目標）設定は新宿区の就学前教育の充実に寄与するものであり、区民ニーズを踏まえたもので適切です。

③代替手段･効率性

個人情報の管理、適正な支出執行が確保されており、費用対効果から見ても効果的･効率的に行われています。

④目標の達成状況

平成19年度に入園料補助金を11，000円から30，000円に改定しましたが、平成20年度の私立幼稚園の園児数は微増となりました。区立幼稚園児が5％程度減少していることから、保護者の選択肢を拡げ、私立幼稚園の安定経営に寄与しているものと考えられます。

今後の改革方針

保護者の公私立幼稚園の選択傾向を見守りつつ、引き続き公私格差の状況を把握し、是正内容の適正化を図ります。

補助事業評価シート

番号	25	Ⅱ章	施策8　学習･教育環境の充実

補助事業名	教育研究会事業補助	所管部課	教育委員会事務局教育指導課	事業開始年度	17　年度

根拠法令（要綱）等	新宿区教育研究事業補助金交付要綱

19年度決算額 補助率	3,734,000 円 3/4	補助対象団体（者）	○新宿区立小学校教育研究会 ○新宿区立中学校教育研究会 ○新宿区立幼稚園教育研究会

補助することで達成しようとしている区の目的	区立学校教職員で構成される教育研究会の自主的な教育研究･研究授業への支援を通し、新宿区立学校における教育力の向上を図ります。（教員自らの資質向上により、「生きる力を育む教育」「確かな学力育成」を図ります）

団体（者）に対する直接の助成目的	区立学校教職員により構成される研究会が実施する各教科若しくは領域別に行う教育内容または教育技術の研究･研修事業を支援します。

補助金の申請

補助金の交付申請にあたって提出する書類･添付書類
○新宿区教育研究事業補助金交付申請書
･事業計画書
･経費の申請内容
･収支予算書
･今年度の研究計画

審査の体制･考え方（区職員による審査又は公募委員を入れての審査、補助金の目的とする具体的な取組内容を記載した事業計画書を提出しているか･どのように審査しているか等）

○申請書に基づき、事務局（教育指導課･指導主事･教育活動支援係）によるヒアリングの実施。特に、区の教育目標や教育課程の推進にとって効果的であるかどうかの観点で、指導主事による指導･審査を重視しています。

補助金の清算／実績報告

清算/実績報告にあたって提出する書類･添付書類
○新宿区教育研究事業補助金交付実績報告
･事業報告書
･経費の実績内容
･収支決算
･今年度の研究内容･成果

審査の体制･考え方（清算/実績報告時の審査体制、助成の目的･決定内容に照らして、自己評価･活動成果の公表状況を踏まえ、予定していた目的･成果が達成できたか･どのように審査しているか等）

○実績報告を受けるとともに、その成果が校内研修などで還元され、区立学校の教育力の向上に寄与できたかどうか審査します。
○教員の資質向上につながるものであったかどうか審査します。
○事業目的に沿った使途か、成果はどうだったか等事務局による組織的審査体制を構築し、審査します。

今後の課題

研究で得た成果を発表する研究発表会や研究授業･研究保育に、地域住民が参加できる環境づくりが必要です。

補助金の評価

総合評価（A･B･C･D）とその理由
この補助金の総合評価はBです。理由は、各教科若しくは領域別に行う教育内容または教育技術の研究･研修事業が自主的に実施され、教職員の資質向上につながっているからです。

①区と補助対象者との役割分担
区は、専門的見地での指導･助言を行い、各研究会は、新宿区の教育目標に沿った自主的な教育研究を行います。

②目標の設定
新宿区立学校教職員の資質向上を図ることが目的であり、新宿区の教育行政の基本方針「生きる力･確かな学力をはぐくむ学校教育の充実」を踏まえたもので適切です。

③代替手段･効率性
団体の自助努力を前提とした事業助成として、効果的･効率的に行われています。なお、中学校教育研究会においては、全ての教科･領域で研究が行われることを求めます。

④目標の達成状況
この補助金を交付したことにより、教員の資質向上を目的とした研究･研修事業は自主的に実施されました。また、19年度に小学校･中学校研究会に統合した特別支援部会の活動も行われました。

今後の改革方針

公開授業･研究発表会･講演会･見学会等の実施にあたり、保護者や一般区民の参加を求める工夫を行い、その成果を伝える手法の開発に努めていきます。

補助事業評価シート

番号	26	Ⅱ章	施策12 文化資源の保護と文化環境づくりの推進

補助事業名	ミニ博物館の充実	所管部課	地域文化部文化観光国際課	事業開始年度	平成3 年度
根拠法令（要綱）等	ミニ博物館事業及び補助金交付要綱 新宿区補助金交付規則（昭和45年新宿区規則第7号）				
19年度決算額 補助率	3,220,000 円 ①新設10/10(上限500万円) ②運営補助月1万円 ③展示替え等1/2(上限250万円)	補助対象団体（者）	区内各ミニ博物館（計7館）		
補助することで達成しようとしている区の目的	区内に所在する文化資源（文化財を有する寺社等）及び産業設備（地場産業・伝統工芸等）に対し、施設の一部を改修等行い、ミニ博物館として一般に公開することにより、区民文化の発展に寄与します。				
団体（者）に対する直接の助成目的	文化財の保護と活用を図るため、区内の文化資源や産業の実態を展示公開し、建築物等を活用、改修等を行うことにより、各事業者が自らミニ博物館を新設、運営、展示替え・展示施設改修等の管理運営を行うために要する経費を補助します。				

補助金の申請		補助金の清算／実績報告	
補助金の交付申請にあたって提出する書類・添付書類	(提出書類) 「ミニ博物館新設、運営、展示替え・展示設備改修事業補助金交付申請書」 (添付書類) ①「ミニ博物館新設事業計画書」「収支予算書」 ②「ミニ博物館運営事業計画書」 ③「ミニ博物館展示替え・展示設備改修事業計画書」「収支予算書」	清算/実績報告にあたって提出する書類・添付書類	(提出書類) 「ミニ博物館新設、運営、展示替え・展示設備改修事業報告書」 (添付書類) 「事業成果を現す書類」 「収支計算書」（運営補助を除く）
審査の体制・考え方（区職員による審査又は公募委員を入れての審査、補助金の目的とする具体的な取組内容を記載した事業計画書を提出しているか・どのように審査しているか等）	区職員により、展示内容、展示場規模、展示品、開館日を確認し、ミニ博物館として、適切に運営できるか否か、書類審査します。	審査の体制・考え方（清算/実績報告時の審査体制、助成の目的・決定内容に照らして、自己評価・活動成果の公表状況を踏まえ、予定していた目的・成果が達成できたか・どのように審査しているか等）	区職員により各館の事業実施状況の現地確認を実施し事業計画書に記された展示内容、展示場規模、展示品、開館日を確認し文化財や産業の実態を紹介するとともに、区民が気楽に入れるミニ博物館として運営されているか否か審査します。

今後の課題

ミニ博物館は、区内の文化資源を再評価し、これをもとに区の文化環境を整備するための貴重な施設です。
区民に郷土の文化とその魅力を伝える意義もあり、今後も着実に継続・発展させる必要があります。
しかし、ミニ博物館は、あくまでも設置事業者が主体となって運営している施設です。団体見学の増大により、仕事場等として、支障をきたすこともあるため、見学や観光施策として取り組む際は、十分な配慮が必要と考えます。

補助金の評価

総合評価（A・B・C・D）とその理由

展示替え等の経費の一部を補助するしくみを創設し、補助することにより、ミニ博物館の新たな魅力を引き出すことができました。また、運営補助することにより、既存館のミニ博物館事業を継続することができました。よって、総合評価は、目的どおり実施し、予定していた成果をあげたものと評価し「B」としました。

①区と補助対象者との役割分担

区の役割は、ミニ博物館の①新設②運営③展示替え・展示設備改修に係る経費の一部を補助することであり、そのことによってミニ博物館事業者の管理運営を支援することです。補助事業者は、区民が気軽に入れるミニ博物館を広く一般に公開することにより、区民文化の発展に寄与する役割を担います。

②目標の設定

区内に所在する文化資源及び産業設備を整備し公開しているミニ博物館の活動は、区民の身近な文化資源として、区民の地域への愛着を深め、区の文化環境づくりに寄与してきているものであり、目標の設定は適切であると考えます。

③代替手段・効率性

この事業は、民間事業者が自ら運営しており、維持管理の支援を目的に、運営補助や展示替え・展示設備改修等に係る経費の一部を補助しています。 事業の仕組みから代替手段はなく、費用対効果から見て効果的・効率的に行われています。

④目標の達成状況

・館設置者の積極的な取り組みを支援するため、「要綱」を改正しました。
・既存館1館に対し、展示替え等の経費の一部を補助しました。
・他の既存館6館も継続して、ミニ博物館事業を運営し、運営補助を実現しました。
・予定していた新館の設置こそ、できませんでしたが、19年度、文化財の公開の形で、区民に公開を行いました。これらの取組みから、この補助金の目的とする区内の文化資源を積極的に公開するという目標はほぼ達成できたと評価しています。

今後の改革方針

この事業は、継続的な事業として遂行していくため、経常事業の「ミニ博物館の充実」として、引き続き、取り組んでいきます。

補助事業評価シート

番号	27	Ⅱ章	施策13　コミュニティ活動の充実と支援

補助事業名	協働推進事業助成	所管部課	地域文化部地域調整課	事業開始年度	平成16年度
根拠法令（要綱）等	新宿区協働推進基金条例 新宿区協働推進基金条例施行規則				
19年度決算額 補助率	4,352,171円 50万円かつ助成対象事業費総額の1／2以内	補助対象団体（者）	新宿区に登録し、区民を対象とした非営利活動事業を行うNPO法人		
補助することで達成しようとしている区の目的	区民・事業者等の寄附によって支えられた協働推進基金からNPOへの活動資金助成を行うことにより、協働による地域社会づくりを推進していきます。				
団体（者）に対する直接の助成目的	NPO活動に資金助成を行い、NPOの財政基盤の強化とNPOの特性を生かした区民サービスの促進を図ります。				

補助金の申請

補助金の交付申請にあたって提出する書類・添付書類

・規則で定める第6号様式「協働推進基金助成交付申請書」
・必要に応じて見積書

審査の体制・考え方（区職員による審査又は公募委員を入れての審査、補助金の目的とする具体的な取組内容を記載した事業計画書を提出しているか・どのように審査しているか等）

学識経験者、NPO関係者、公募区民、事業者等で構成する「協働支援会議」により、審査基準に基づいて交付団体及び金額等の審議を行っています。

補助金の清算／実績報告

清算/実績報告にあたって提出する書類・添付書類

・規則で定める第9号様式「事業実績報告書」
・1万円以上の支出については領収書（写し）を添付

審査の体制・考え方（清算/実績報告時の審査体制、助成の目的・決定内容に照らして、自己評価・活動成果の公表状況を踏まえ、予定していた目的・成果が達成できたか・どのように審査しているか等）

実施事業の視察及び事業実績報告書により、助成対象事業が適切に行われたか審査します。また、事業実績報告書は、区のホームページを通じて公表しています。
さらに、18年度助成事業の紹介冊子を作成し、広く区民に事業内容の周知と基金の趣旨の普及を図っています。

今後の課題

さらなる趣旨の普及を図り、NPOなどの社会貢献活動に対する区民の関心と理解を促進することで、より多くの区民がNPOなどの社会貢献活動に主体的に参加、若しくは寄附という形で参加したりする「みんなで支える地域社会」の実現に向けての環境づくりをさらに推進していく必要があります。

補助金の評価

総合評価（A・B・C・D）とその理由

この補助金の総合評価はBです。
理由は、計画どおりに実施し、NPOの特性を生かした区民サービスを提供することができました。

①区と補助対象者との役割分担

この補助金においては、区は、審査過程及び助成事業の公表等により区民や事業者からの寄附金が透明性・公平性のもとに活用されていることを周知するなど、基金の趣旨を普及することを担い、交付団体は、NPOが持つ先駆性・専門性を生かし区民ニーズをとらえた事業を実施することを担います。

②目標の設定

協働推進事業助成の目的設定は、NPOなどの社会貢献活動に対する多くの区民の理解を深めることにより、地域活動への参画を促進するものであり、第一次実行計画の個別目標の一つである「参画と協働により自治を切り拓くまち」の実現には必要なもので適切です。

③代替手段・効率性

この補助金により実施したNPOの活動や事業計画等の情報は広く公開してしています。それによって、NPOなどの社会貢献活動を支援しようとする、区民や事業者からの寄附金と区の拠出金を積み立てた基金によりこの補助事業を実施しているため、費用対効果から見て効率的・効果的に行われています。

④目標の達成状況

16団体の申請があり、審査により8団体を選定し、補助金を交付しました。この補助金により、交付団体は活動の幅をひろげることができ、また、それぞれの団体が実施したアンケートからは、参加者の満足度が高く、実施した事業目的に見合った成果があったことがわかります。

今後の改革方針

この補助事業は、NPOなどの社会貢献活動に対する多くの区民の理解を深めることにより、地域活動への参画を促進するものであり、第一次実行計画の個別目標の一つである「参画と協働により自治を切り拓くまち」の実現に向けて引続き実施していく必要があります。今後も、区も1事業者として資金を拠出し、区民や事業者からの寄附金とともに積み立てた基金により補助を継続します。

補助事業評価シート

番号	28	Ⅱ章	施策13　コミュニティ活動の充実と支援

補助事業名	地域協働事業への支援	所管部課	地域文化部特別出張所	事業開始年度	15　年度

根拠法令（要綱）等	新宿区地域協働事業助成要綱

19年度決算額 補助率	2,734,000 円 1/2（上限10万円）	補助対象団体（者）	地域活動団体

補助することで達成しようとしている区の目的	コミュニティ活動の充実と支援 地域協働事業への支援（公募制ふれあい活動推進）

団体（者）に対する直接の助成目的	地域が行うイベントや協働に向けた活動を行う地域住民や主催団体に対して、公募制自主事業助成を行い、より地域に密着した事業を展開できるよう支援します。

補助金の申請

補助金の交付申請にあたって提出する書類・添付書類

1　団体の設立趣意書
2　前年度の活動実績
3　補助金交付申請書・補助金交付請求書
4　事業計画書、収支予算書

審査の体制・考え方（区職員による審査又は公募委員を入れての審査、補助金の目的とする具体的な取組内容を記載した事業計画書を提出しているか・どのように審査しているか等）

事業計画書、収支予算書の記載内容から特別出張所職員、地区協議会委員で審査にあたり、所長が決定します。審査の基準としては、次のとおりです。
1　「新宿区地域協働助成要綱　第3条」に定める事業
・区民の文化、芸術活動の向上に資する事業
・青少年や高齢者の居場所づくりに資する事業
・世代間交流に資する事業
・区民の学習機会を提供する事業
・広く区民に開かれた子育て支援に関する事業
・その他区長が適当と認める事業

補助金の清算／実績報告

清算/実績報告にあたって提出する書類・添付書類

1　実績報告書
2　収支書

審査の体制・考え方（清算/実績報告時の審査体制、助成の目的・決定内容に照らして、自己評価・活動成果の公表状況を踏まえ、予定していた目的・成果が達成できたか・どのように審査しているか等）

事業完了後、提出される実績報告書により以下の内容を審査します。
1　事業の成果が補助金交付決定の内容に適合していたか。
（要綱第9条、10条）

今後の課題

公募制事業について、応募が多かった場合の評価方法を検討するとともに、公平性、透明性の観点からその評価方法の周知についての検討が求められています。

補助金の評価

総合評価（A・B・C・D）とその理由

この補助金の総合評価はBです。
理由は地域のコミュニティ団体の創意工夫を活かし、地域に密着したコミュニティ事業の活性化に効果を挙げることができたためです。

①区と補助対象者との役割分担

この補助金において、区は補助金の支出や助成事業の審査を担い、補助事業者はコミュニティ活動を自主的に企画・実施する役割を担います。

②目標の設定

後期基本計画の指標地域活動参加率63．8%から見て、地域のコミュニティ団体の活動を支援することは、地域活動への参加促進に一定の役割を担っており適切です。

③代替手段・効率性

この補助事業は、地域のコミュニティ活動団体の自主性を尊重して創意工夫されているため、効果的・効率的に行われています。

④目標の達成状況

この補助金を交付したことにより、地域に密着したコミュニティ事業を活性化する効果を得ることができました。

今後の改革方針

公募制事業の評価方法の公平性・透明性を高めながら周知を図り、引き続き地域活動団体の自主事業に対する補助を継続します。

補助事業評価シート

番号	29	Ⅱ章	施策　青少年の健全育成

補助事業名	保護司会への事業助成	所管部課	子ども家庭部子ども家庭課	事業開始年度	39　年度
根拠法令（要綱）等	新宿区保護司会事業補助金交付要綱				
19年度決算額 補助率	720,000 円 10/10	補助対象団体（者）	新宿区保護司会		
補助することで達成しようとしている区の目的	区民と行政のパートナーシップによるまちづくりを推進します。				
団体（者）に対する直接の助成目的	青少年非行防止・地域環境浄化活動を推進します。				

補助金の申請

補助金の交付申請にあたって提出する書類・添付書類

○事業計画書（事業名、実施日、実施場所、予算額、経費説明）
○補助金申請書

審査の体制・考え方（区職員による審査又は公募委員を入れての審査、補助金の目的とする具体的な取組内容を記載した事業計画書を提出しているか・どのように審査しているか等）

上記の提出書類の事業計画書の内容が、要綱に規程する補助金対象経費の経費項目に合致するか区が審査します。

補助金の清算／実績報告

清算/実績報告にあたって提出する書類・添付書類

○事業実績報告書（事業名、実施日、場所、参加人数、経費、経費説明）
○決算報告書

審査の体制・考え方（清算/実績報告時の審査体制、助成の目的・決定内容に照らして、自己評価・活動成果の公表状況を踏まえ、予定していた目的・成果が達成できたか・どのように審査しているか等）

実績報告書により審査します。

今後の課題

補助対象事業について、青少年健全育成のために、より一層多様な展開を促して行くことが課題です。

補助金の評価

総合評価（A・B・C・D）とその理由

この補助金の総合評価はBです。犯罪を犯した人の立ち直りを地域で支える活動を行うボランティア団体として、犯罪や非行のない明るい社会を築くことを目的に、地域活動を通して青少年の非行防止と環境浄化に積極的に取り組んでおり、保護司会の事業に助成することは、助成目的に合致し評価できます。

①区と補助対象者との役割分担

「社会を明るくする運動」は法務省が主唱し、保護司会が中心となって、「更生保護の日」である7月1日を初日とした強調月間に行事等を実施しています。区は、「社会を明るくする運動」新宿区実施委員会事務局として、実施委員会の開催や全体の進行管理を行い、補助事業者は関係機関・団体と連携しながら新宿通りパレードの準備を進めるとともに、青少年非行防止等に関わる啓発活動として「講演会」を実施しています。

②目標の設定

犯罪や非行を防止し、地域環境浄化活動に取り組み明るい地域社会を築くことは、区民ニーズを踏まえたもので適切です。

③代替手段・効率性

「社会を明るくする運動」の様々な活動の内、新宿通りのパレードは、区と事業者が各々の役割を果すことにより、効果的・効率的に実施することができており妥当といえます。

④目標の達成状況

この補助金を交付したことにより、青少年健全育成に対する取り組みが、自発的、積極的に行われており、目的に対して概ね達成したといえます。

今後の改革方針

「社会を明るくする運動」等、青少年の健全育成活動に関する事業を対象に取り組みが行われています。実施状況を踏まえながら、更なる事業の活性化を図っていきます。

補助事業評価シート

番号	30	Ⅱ章	施策　青少年の健全育成

補助事業名	地区青少年育成委員会活動への支援(事業助成)	所管部課	子ども家庭部子ども家庭課	事業開始年度	47　年度
根拠法令（要綱）等	新宿区地区青少年育成委員会事業補助金交付要綱 新宿区都市と農村の青少年交流事業補助金要綱（59年度～）				
19年度決算額 補助率	9,079,000 円 10/10	補助対象団体（者）	地区青少年育成委員会		
補助することで達成しようとしている区の目的	区民と行政のパートナーシップによるまちづくり及び青少年の交流･健全育成を推進します。				
団体（者）に対する直接の助成目的	地域の特色を生かした青少年の健全育成の推進及び都市と農村の交流事業の活性化を図ります。				

補助金の申請

補助金の交付申請にあたって提出する書類･添付書類

○事業計画書（事業名、実施日、実施場所、予算額、経費説明）
○補助金申請書

審査の体制･考え方（区職員による審査又は公募委員を入れての審査、補助金の目的とする具体的な取組内容を記載した事業計画書を提出しているか･どのように審査しているか等）

上記の提出書類の事業計画書の内容が、要綱に規程する補助金対象経費の経費項目に合致するか区が審査します。

補助金の清算／実績報告

清算/実績報告にあたって提出する書類･添付書類

○事業実績報告書（事業名、実施日、場所、参加人数、経費、経費説明）
○決算報告書

審査の体制･考え方（清算/実績報告時の審査体制、助成の目的･決定内容に照らして、自己評価･活動成果の公表状況を踏まえ、予定していた目的･成果が達成できたか･どのように審査しているか等）

事業終了ごとに、報告書の提出を受けて審査します。また、必要に応じて職員が実際の事業に参加します。

今後の課題

都市と農村の青少年交流事業については、事業に要する交通費の一部を助成するものですが、青少年の豊かな体験活動の機会を保障するという視点では、交流の対象地域として農村に限定する必要はないため、内容を見直していくことが課題です。

補助金の評価

総合評価（A･B･C･D）とその理由

この補助金の総合評価はBです。10か所ある地区青少年育成委員会は、それぞれ工夫をこらし、地域における青少年の健全育成活動をおこなっています。

①区と補助対象者との役割分担

区は、青少年の健全育成に関する情報提供、事業を実施する際の保険加入、また委員研修を行うなど育成委員会活動の支援を行っています。補助事業者は、地域において事業の実施を行います。

②目標の設定

地域の特色を生かした各地域での青少年健全育成活動や他地域の子どもたちと交流することは、次世代育成にとって必要であり、目標設定は適切です。

③代替手段･効率性

地区青少年育成委員会は、PTAを始めとする地域における子どもに関わる育成組織や団体が広く参加しており、それに替わる団体は他になく、事業は次世代育成の取り組みとして評価でき、費用対効果からみて、効果的･効率的に行われています。

④目標の達成状況

この補助金を交付したことによる、19年度地区青少年育成委員会事業の実績は、10地区あわせて92事業約37,000人、都市と農村の青少年交流事業は、4地区約400人でした。この補助金が、地域の青少年健全育成にとって果す役割は大きいものといえます。

今後の改革方針

課題に対応するため、都市と農村の交流事業について、新宿区の子どもたちが、様々な地域の青少年と交流を図ることができるよう交流対象地域の見直しを行っていきます。

補助事業評価シート

番号	31	III章	施策22　防災都市づくり

補助事業名	各種団体への事業助成 (防犯協会　4協会)	所管部課	区長室危機管理課	事業開始年度	昭和 39　年度
根拠法令(要綱)等	新宿区補助金等交付規則				
19年度決算額	900,000 円	補助対象団体(者)	区内4防犯協会		
補助率	1／2 (1防犯協会あたり22万5千円)				
補助することで達成しようとしている区の目的	区の政策目標である、安全･安心なまちづくりを実現します。				
団体(者)に対する直接の助成目的	防犯協会が行う、地域住民との協働による地域安全活動を支援します。				

補助金の申請

補助金の交付申請にあたって提出する書類･添付書類

1.平成19年度防犯協会補助金交付申請書
2.平成18年度防犯協会補助実績書
3.平成19年度防犯協会補助計画書
4.防犯協会総会資料
5.防犯協会会則
6.防犯協会役員名簿

審査の体制･考え方 (区職員による審査又は公募委員を入れての審査、補助金の目的とする具体的な取組内容を記載した事業計画書を提出しているか･どのように審査しているか等)

防犯協会が実施した前年度の実績内容の報告を確認･審査後、次年度分の補助申請書(歳入歳出予算書、事務事業計画書)を審査し、補助決定通知を行います。

補助金の清算／実績報告

清算/実績報告にあたって提出する書類･添付書類

左記記載のとおり

審査の体制･考え方 (清算/実績報告時の審査体制、助成の目的･決定内容に照らして、自己評価･活動成果の公表状況を踏まえ、予定していた目的･成果が達成できたか･どのように審査しているか等)

補助金が目的に沿って適正に執行されているかを、歳入歳出決算書により危機管理課が審査する。また、事業内容が申請内容のとおり実施され、区の目的とする成果を上げているかを確認します。

今後の課題

住民･事業者などの方々に「犯罪を抑止する地域防犯力の向上が必要不可欠であることを、いかに効率よく効果的に啓発していくか」、また「自分達の街は自分達で守るという意識に基づく自主防犯活動を、いかにして継続実施していただくか」が課題です。

補助金の評価

総合評価(A･B･C･D)とその理由

総合評価はBとします。
その理由は防犯知識･意識などの高揚のため区内4防犯協会合同によるイベントや各防犯協会ごとに各種の催しものや啓発物品を配付するなどし、犯罪抑止には必要不可欠である地域防犯力の向上に努めているからです。

①区と補助対象者との役割分担

この補助金において、区は4防犯協会が行う防犯活動事業費を担い、4防犯協会は地域の巡回パトロール等の安全･安心まちづくりのための地域防犯活動を支援し、地域住民の防犯に対する意識の啓発･高揚を担います。

②目標の設定

新宿区に住む人にとっても、また、働きに来る人や学ぶに来る人など訪れる人にとっても、安全で安心して過ごせるまちづくりを目指します。

③代替手段･効率性

防犯協会が行っている地域防犯力の向上のため地域住民と協働で行っているパトロール等が、有効的で効率的です。

④目標の達成状況

区内の全刑法犯の発生件数は、「H18年は11,487件、H19年は11,153件(警視庁HPより)」と減少していることから目標を達成しています。

今後の改革方針

20年度には要綱制定を行い補助対象事業(防犯知識の普及･啓発等に関する事業や青少年の健全育成を図るために行うスポーツ活動及び非行防止活動に関する事業)などを明確にし、補助金の適正な運用を図るとともに、区内の安全･安心まちづくりを効果的･効率的に推進します。補助を継続します。

補助事業評価シート

番号	32	III章	施策22　防災都市づくり

補助事業名	民有灯の維持助成	所管部課	みどり土木部道路課	事業開始年度	昭和 38 年度

根拠法令（要綱）等	新宿区私道整備に対する助成に関する規則及び要綱

19年度決算額	12,399,000 円	補助対象団体（者）	181団体・4,133基
補助率	一律　3,000円/基・年		

補助することで達成しようとしている区の目的	私道上の照明灯（民有灯）の維持管理を行う町会等に対して助成金を交付することにより、区民の生活環境の向上と犯罪の防止を図ります。

団体（者）に対する直接の助成目的	民有灯の維持管理経費を助成することで、民有灯管理者の費用負担を軽減します。

補助金の申請

補助金の交付申請にあたって提出する書類・添付書類
民有灯助成金交付申請書

審査の体制・考え方（区職員による審査又は公募委員を入れての審査、補助金の目的とする具体的な取組内容を記載した事業計画書を提出しているか・どのように審査しているか等）
区職員が現地調査による審査を実施します。
民有灯助成金交付決定書で通知します。

補助金の清算／実績報告

清算/実績報告にあたって提出する書類・添付書類
民有灯助成金請求書

審査の体制・考え方（清算/実績報告時の審査体制、助成の目的・決定内容に照らして、自己評価・活動成果の公表状況を踏まえ、予定していた目的・成果が達成できたか・どのように審査しているか等）
区では、全ての民有灯の位置の把握に努めており、その存在を一定期間で職員が現地確認しています。

今後の課題

維持助成単価の値上げや、区による維持管理の要望が出ています。

補助金の評価

総合評価（A・B・C・D）とその理由

総合評価　：　B
評価理由　：　助成金の交付により、民有灯が適切に維持管理されているためです。

①区と補助対象者との役割分担

補助対象者は、所有する民有灯の維持管理を担い、区は、その電気料金等を助成します。

②目標の設定

政策目的（目標）設定は安全・安心の街づくりを進めるために必要な助成制度であり、区民ニーズを踏まえたもので適切です。

③代替手段・効率性

この補助金は各民有灯の実績を審査することにより助成しているため、費用対効果から見て効果的・効率的に行われています。

④目標の達成状況

この補助金を交付したことにより、町会等の負担が軽減され、安全・安心のまちづくりに向け、一定の維持管理が行われています。

今後の改革方針

助成金の値上げや区による管理の要望については今後の検討課題とし、当面は現助成制度を継続していきます。

補助事業評価シート

番号	33	III章	施策22　防災都市づくり

補助事業名	商店街灯の維持助成	所管部課	みどり土木部道路課	事業開始年度	昭和 38 年度
根拠法令（要綱）等	新宿区商店街灯助成要綱				
19年度決算額 補助率	21,707,900 円 8/10（上限）	補助対象団体（者）	85団体・2,347基		
補助することで達成しようとしている区の目的	商店街灯の維持管理を行う商店街等に対して助成金を交付することにより、区民の生活環境の向上と犯罪の防止を図ります。				
団体（者）に対する直接の助成目的	商店街灯の維持管理経費の助成することにより、商店街灯管理者の経費負担を軽減します。				

補助金の申請

補助金の交付申請にあたって提出する書類・添付書類
商店街灯助成金交付申請書
配置図

審査の体制・考え方（区職員による審査又は公募委員を入れての審査、補助金の目的とする具体的な取組内容を記載した事業計画書を提出しているか・どのように審査しているか等）
区職員が現地調査による審査を実施します。
商店街灯助成金交付決定書を交付します。

補助金の清算／実績報告

清算/実績報告にあたって提出する書類・添付書類
商店街灯助成金請求書

審査の体制・考え方（清算/実績報告時の審査体制、助成の目的・決定内容に照らして、自己評価・活動成果の公表状況を踏まえ、予定していた目的・成果が達成できたか・どのように審査しているか等）
区では、全ての商店街灯の位置の把握に努めており、その存在を一定期間で職員が現地確認しています。

今後の課題

平成17年度に事業を見直しており、適切に対応しているところであり、引き続き、各商店街へ事業内容の周知をしていきます。

補助金の評価

総合評価（A・B・C・D）とその理由

総合評価 ： B
評価理由 ： 助成金の交付により、商店街灯の適正管理が実施されています。

①区と補助対象者との役割分担

補助金対象者は、所有する商店街灯の維持管理を担い、区は、電気料金を助成（料金の最大8割を区で負担）します。

②目標の設定

政策目的（目標）設定は安全・安心の街づくりを進めるために必要な助成制度であり、区民ニーズを踏まえたもので適切です。

③代替手段・効率性

この補助金は各商店街の実績を審査することにより助成しているため、費用対効果から見て効果的・効率的に行われています。

④目標の達成状況

この補助金を交付したことにより、商店街灯は適切に維持管理されています。

今後の改革方針

現助成制度を継続します。

補助事業評価シート

番号	34	III章	施策22　防災都市づくり

補助事業名	民有灯新設改良助成	所管部課	みどり土木部道路課	事業開始年度	昭和 38 年度

根拠法令（要綱）等	新宿区私道整備に対する助成に関する規則及び要綱

19年度決算額	5,277,300 円	補助対象団体（者）	26団体・85基
補助率	工事費の8/10		

補助することで達成しようとしている区の目的	私道上の照明灯（民有灯）を設置しようとする町会等に対して助成金を交付することにより、区民の生活環境の向上と犯罪の防止を図っていきます。

団体（者）に対する直接の助成目的	民有灯の新設及び改良の経費を助成することで、民有灯管理者の費用負担を軽減します。

補助金の申請

補助金の交付申請にあたって提出する書類・添付書類
私道整備工事助成金交付申請書

審査の体制・考え方（区職員による審査又は公募委員を入れての審査、補助金の目的とする具体的な取組内容を記載した事業計画書を提出しているか・どのように審査しているか等）
区職員が現地調査による審査を実施しています。
私道整備工事助成金交付決定書を交付します。

補助金の清算／実績報告

清算/実績報告にあたって提出する書類・添付書類
承諾書、実績報告書、私道整備工事助成金請求書

審査の体制・考え方（清算/実績報告時の審査体制、助成の目的・決定内容に照らして、自己評価・活動成果の公表状況を踏まえ、予定していた目的・成果が達成できたか・どのように審査しているか等）
部内検査員による検査
私道整備工事助成金確定通知書の交付

今後の課題

地元の2割支出が負担になっています。（平成19年度まで）

補助金の評価

総合評価（A・B・C・D）とその理由

総合評価 ： B
評価理由 ： 各町会からの申請に基づき、民有灯新設改良助成を着実に実施しました。

①区と補助対象者との役割分担

この補助金において、補助対象者は改修を行い、区は改修工事費用の一部を助成します。

②目標の設定

政策目的（目標）設定は安全・安心の街づくりを進めるため、区民ニーズを踏まえたもので適切です。

③代替手段・効率性

民有灯の改修が一層進むように、区が直接改修等を施工するなど、代替手段の検討が必要です。

④目標の達成状況

この補助金を交付したことにより、私道を明るくする効果があり、まちの防犯性向上の目的を達成しています。

今後の改革方針

平成20年4月から、まちの防犯性を一層強化するため、補助金の制度を改め、町会等の申請に基づき区が直接民有灯を改修します。今後は、新しい制度を周知し、区民の生活環境向上と犯罪防止に資するよう、適切かつ効果的に実施していきます。

補助事業評価シート

番号	35	III章	施策22　防災都市づくり

補助事業名	建築物等耐震化支援事業	所管部課	都市計画部地域整備課	事業開始年度	16　年度

根拠法令（要綱）等	・新宿区既存木造住宅等耐震化助成事業助成金交付要綱 ・新宿区非木造住宅等の耐震化助成事業助成金交付要綱 ・新宿区新耐震基準マンション等の耐震化助成事業助成金交付要綱 ・新宿区ブロック塀等除却助成金交付要綱

19年度決算額 補助率	35,373,573 円 （項目によって補助率は異なります。）	補助対象団体（者）	助成対象建築物所有者等

補助することで達成しようとしている区の目的	事業の推進により、建築物等の耐震化の促進による耐震性の向上だけでなく、区民等が自らの生命、財産を守るため、耐震改修の必要性に対する意識向上を図ります。さらに、「減災社会」を目指し、区民と区の協働により災害に強い都市づくりや、地域ぐるみで防災に取り組んでいく体制づくりなど、災害に強い人とまちをつくり安心して生活でき逃げないですむまちづくりを実現していきます。

団体（者）に対する直接の助成目的	耐震診断及び耐震補強工事に係る費用の一部を補助することにより、区内住宅の耐震化を促進します。

補助金の申請

補助金の交付申請にあたって提出する書類・添付書類

①木造住宅の耐震調査・補強計画作成、非木造住宅の耐震診断・補強計画作成、ブロック塀除去工事
　交付申請書、見積書、登記簿謄本等
②木造住宅の耐震補強工事
　交付申請書、見積書、登記簿謄本等、耐震調査報告書・補強計画書その他関係書類

審査の体制・考え方（区職員による審査又は公募委員を入れての審査、補助金の目的とする具体的な取組内容を記載した事業計画書を提出しているか・どのように審査しているか等）

　申請者から提出のあった交付申請書及び添付書類を区職員が審査します。特に②木造住宅の耐震補強工事については、区登録の診断員による耐震調査報告書及び補強計画書と見積書を比較し助成の目的に添っているかの審査を行います。

補助金の清算／実績報告

清算/実績報告にあたって提出する書類・添付書類

①木造住宅の耐震調査・補強計画作成、非木造住宅の耐震診断・補強計画作成、ブロック塀除去工事
　完了実績報告書、耐震調査・計画報告書、領収書その他関係書類
②木造住宅の耐震補強工事
　完了実績報告書、工事写真、領収書その他関係書類

審査の体制・考え方（清算/実績報告時の審査体制、助成の目的・決定内容に照らして、自己評価・活動成果の公表状況を踏まえ、予定していた目的・成果が達成できたか・どのように審査しているか等）

　申請者から提出のあった完了実績報告書及び添付図書を区職員が審査し、併せて現場検査を実施します。申請時に提出のあった補強計画書と工事写真等を比較し、適正に工事が行われたものであるか審査を行います。

今後の課題

　予備耐震診断及び耐震調査・補強計画を実施した件数に比べて耐震補強工事まで行う件数が少なく、耐震化の速度があがっていません。これは、建物全体の補強工事には多額の費用負担が伴うことや、引越しや荷物の移動等が、高齢者には負担が多いことなどが理由として考えられます。耐震化の必要性や事業の目的等を区民に理解していただくために、広報・ホームページの活用や講習会や相談会の開催などを実施するとともに、区民にとってより利用しやすい制度とするための検討を行っていく必要があります。

補助金の評価

総合評価（A・B・C・D）とその理由

この補助金の総合評価はBです。
理由は、木造住宅の耐震調査・補強計画は計画通りの件数を実施することができ、また、耐震補強工事は予定の件数には届きませんでしたが、昨年度の2倍以上の件数を実施し、耐震化の促進に繋がりました。

①区と補助対象者との役割分担

この補助金において、区は建築物の耐震化に要する費用の一部の助成を行い、補助申請者は建築物の耐震化により、震災に対する認識を広く持ってもらうとともに、災害に強い安全なまちづくりの形成を行うという役割を担います。

②目標の設定

政策目的設定は、区政モニター等においても常に上位にランクする区民ニーズの高いものであり、適切であると考えます。

③代替手段・効率性

この補助金は建築物の耐震化に要する費用の一部を助成することにより地域防災機能を強化するものであり、費用対効果から見て、効果的・効率的に行われています。

④目標の達成状況

木造住宅の耐震調査・補強計画は計画通りの件数を実施することができ、また、耐震補強工事は予定の件数には届きませんでしたが、昨年度の2倍以上の件数を実施しました。

今後の改革方針

平成18年度に事業を拡充して開始しましたが、耐震補強工事の申込み件数は予定を下回りました。原因としては、耐震化補強工事に要する費用負担が大きいことや区民の耐震化に対する周知不足によるものであります。平成20年度には、耐震補強工事の助成対象建築物の拡大や耐震シェルターやベッド等の耐震化の推進を含めた事業の拡充を行うとともに、併せて新宿区耐震改修促進計画（平成20年3月策定）を踏まえた事業の推進を行い、区民の方への周知方法や募集方法等について改善し、区民に利用しやすい制度としていきます。従ってこの事業は、20年度以降も第一次実行計画事業「42①建築物等耐震化支援事業」に位置づけ、災害に強い、逃げないですむ安全なまちづくりに向け、引続き取組んでいきます。

補助事業評価シート

番号	36	III章	施策23　地域ぐるみの防災対策づくり

補助事業名	消防団への事業助成　3消防団	所管部課	区長室危機管理課	事業開始年度	昭和 22 年度
根拠法令（要綱）等	新宿区補助金等交付規則				
19年度決算額 補助率	2,249,750 円 基本割額243,000円／団、定数割額2765円／人	補助対象団体（者）	区内3消防団		
補助することで達成しようとしている区の目的	区の政策目標である、災害に強い体制づくりを実現することが目的です。				
団体（者）に対する直接の助成目的	消防団が行う、地域住民との協働による地域防火活動を支援します。				

補助金の申請

補助金の交付申請にあたって提出する書類・添付書類
・申請書
・歳入歳出予算書
・事務事業計画書

審査の体制・考え方（区職員による審査又は公募委員を入れての審査、補助金の目的とする具体的な取組内容を記載した事業計画書を提出しているか・どのように審査しているか等）
消防団が実施した前年度の事業実績報告の内容を確認・審査した後、次年度分の補助申請書を審査し補助決定通知を行います。

補助金の清算／実績報告

清算/実績報告にあたって提出する書類・添付書類
・歳入歳出決算書
・事業実績報告書

審査の体制・考え方（清算/実績報告時の審査体制、助成の目的・決定内容に照らして、自己評価・活動成果の公表状況を踏まえ、予定していた目的・成果が達成できたか・どのように審査しているか等）
補助金が目的に沿って適正に執行されているかを、歳入歳出決算書により危機管理課で審査します。また、事業内容が申請内容のとおり実施され、区の目的とする効果があるか確認します。

今後の課題

地域防災力の向上に必要不可欠な存在である消防団の活動を、区民に見える形でPRし、区民の理解を深めるような事業を継続していくことが必要です。

補助金の評価

総合評価（A・B・C・D）とその理由

この補助金の総合評価はBです。理由は、区主催の防災訓練や防災区民組織等に対する訓練指導、区民の防災意識向上のための事業が実施されており適切です。

①区と補助対象者との役割分担

この補助金においては、区は消防団の各種防災事業について事業計画書を通じて内容確認することを担い、消防団は地域住民の防災指導・教育を通じて地域防災力の強化・向上を担います。

②目標の設定

消防団は地域の防災リーダーとして、防災区民組織等の育成、区民の防災啓蒙等に不可欠な団体であり、目標の設定は適切です。

③代替手段・効率性

消防団の防災事業は、地域防災力の向上・区民の防災意識の普及・啓発に寄与する事業であり、区も一体となって活動を支援し区民に対して消防団活動の広報をしていくことが必要です。

④目標の達成状況

消防団の活動は、消防署との防火活動や水防活動のほか、防災区民組織等の育成、住民の防災啓蒙、地域防災力の向上に向けた事業であり、目標は達成されています。

今後の改革方針

消防団の行う事業は、地域の防災力向上に大きな影響を持っており、もっとも身近な防災リーダーとして区民に対する防災意識の普及・啓発、防災行動力の向上などを継続的、計画的に実施していくことが必要です。今後は、消防団の活動がより多くの区民の理解を得られ、区の中心的な防災組織として活動できるよう、区としては広報活動を充実し、区民の理解を深めていきます。

補助事業評価シート

番号	37	III章	施策23　地域ぐるみの防災対策づくり

補助事業名	各種団体への事業助成 (防火防災協会　3協会)	所管部課	区長室危機管理課	事業開始年度	平成 3　年度
根拠法令(要綱)等	新宿区補助金等交付規則				
19年度決算額 補助率	540,000 円 1防火防災協会あたり18万円	補助対象団体(者)	3防火防災協会		
補助することで達成しようとしている区の目的	区の政策目標である、災害に強い体制づくりを実現することが目的です。				
団体(者)に対する直接の助成目的	防火防災協会が行う、地域住民との協働による地域防火防災活動を支援します。				

補助金の申請

補助金の交付申請にあたって提出する書類･添付書類
･申請書
･歳入歳出予算書
･事業計画書

審査の体制･考え方(区職員による審査又は公募委員を入れての審査、補助金の目的とする具体的な取組内容を記載した事業計画書を提出しているか･どのように審査しているか等)

防火防災協会が実施した前年度の実績内容の報告を確認･審査後、次年度分の補助申請書等を審査し、補助決定通知を行います。

補助金の清算／実績報告

清算/実績報告にあたって提出する書類･添付書類
･歳入歳出決算書
･事業報告書

審査の体制･考え方(清算/実績報告時の審査体制、助成の目的･決定内容に照らして、自己評価･活動成果の公表状況を踏まえ、予定していた目的･成果が達成できたか･どのように審査しているか等)

補助金が目的に沿って適正に執行されているかを、歳入歳出決算書により危機管理課が審査する。また、事業内容が申請内容のとおり実施され、区の目的とする成果を挙げているかを確認しています。

今後の課題

防火防災協会の行う活動のうち、特に地域住民の防災行動力の向上･防災意識の啓発に関わる事業について、区として効果的に補助することが必要です。

補助金の評価

総合評価(A･B･C･D)とその理由

この補助金の総合評価はBです。理由は、春･秋の火災予防運動に伴う各種広報活動の事業補助として適切に活用されており、適切です。

①区と補助対象者との役割分担

区は区民の防災行動力の向上を高める事業への補助･協働を積極的に推進する役割を担い、防火防災協会は区とともに地域住民と協働した防火防災事業を実施する役割を担います。

②目標の設定

目的設定は、区民の防火防災啓蒙の観点で、効果的な事業を補助することから、区民ニーズを踏まえたもので適切です。

③代替手段･効率性

防火防災協会の実施する補助事業は、地域防災力の向上･区民の防災意識の普及･啓発に寄与する事業であり、今後も区として支援していくことが必要です。

④目標の達成状況

補助事業については、地域住民との協働による地域防災防火活動を対象としており、目標は達成されています。

今後の改革方針

今後も区は防火防災協会と協議して、区民に対する効果的な事業推進を図ることが必要です。また、区の施策とリンクした事業展開ができるよう、意見交換の場を増やすとともに区の要望についても積極的に要望していきます。

補助事業評価シート

番号	38	III章	施策23　地域ぐるみの防災対策づくり

補助事業名	地域防災コミュニティの育成 （防災区民組織の育成　202組織）	所管部課	区長室危機管理課	事業開始年度	平成 11　年度
根拠法令（要綱）等	新宿区防災区民組織活動助成金交付要綱・新宿区防災区民組織の育成に関する要綱				
19年度決算額 補助率	9，984，688　円 加入世帯数により5万円～7万円／1組織	補助対象団体（者）	防災区民組織		
補助することで達成しようとしている区の目的	区の政策目標である、安全・安心なまちづくりを実現します。				
団体（者）に対する直接の助成目的	防災区民組織は町会・自治会の地域住民を母体としており、防災訓練・講演会・避難所管理運営など、住民の身近な点で直接活動をしているためです。				

補助金の申請

補助金の交付申請にあたって提出する書類・添付書類
①防災区民組織活動助成金交付申請書
②活動年間事業計画書
③防災区民組織活動助成金請求書

審査の体制・考え方（区職員による審査又は公募委員を入れての審査、補助金の目的とする具体的な取組内容を記載した事業計画書を提出しているか・どのように審査しているか等）

各防災区民組織から提出された上記①・②の書類の内容を審査し、防災区民組織活動助成金交付決定通知書により通知します。（ただし、申請内容により訂正を求めたり、不交付になる場合もあります。）その後、防災区民組織活動助成金請求書③により支出します。

補助金の清算／実績報告

清算/実績報告にあたって提出する書類・添付書類
①防災に関する活動年間事業実績報告書

審査の体制・考え方（清算/実績報告時の審査体制、助成の目的・決定内容に照らして、自己評価・活動成果の公表状況を踏まえ、予定していた目的・成果が達成できたか・どのように審査しているか等）

年度末に防災に関する活動年間事業実績報告書助成金①の提出を受け、要綱に定める対象経費に対し適正に行われているかなど、内容の審査を行っています。なお、この時に合わせて防災区民組織の意識調査などのアンケートも行います。

今後の課題

現在、この助成金は事業実施から10年を経過し、各組織にとっては定例的に確保できる歳入となっています。そして各組織では災害前の地域防災力向上のため、また、地域コミュニティ維持のために、様々な工夫をこらした活用をしています。このような状態であることから、”防災の助成金”としてのみ考えるのでなく、広い意味での地域のための助成金として考えることが必要です。

補助金の評価

総合評価（A・B・C・D）とその理由
評価はBです。その理由は、平成10年度までの資器材助成事業から、組織内での柔軟かつ効果的な災害対策が図れるよう助成金制度に変更しました。おおむね効果的に活用されているからです。

①区と補助対象者との役割分担
区は助成金を交付することによって、自主防災訓練等を通し地域防災力が高まって欲しいと考え、地域はその行動（訓練等）によって総合的な視点で地域力の向上を図っています。

②目標の設定
区の政策目標への一つのアプローチ方法としての防災区民組織活動助成金から、総合的な視点でこの助成金を考えることにより、一層地域コミュニティのために魅力ある助成金へと改善が必要です。

③代替手段・効率性
国・都など関係機関の防災関係補助金により、区費負担分の軽減を図っていくことが必要です。

④目標の達成状況
この助成金は、都心区において地域防災力の維持と、地域コミュニティの維持といった防災のための補助金から地域力向上のための助成金になりつつあります。それは特に防災訓練数や参加者数の増加となって結果が表れています。

今後の改革方針

上記「今後の課題」にあるように、この助成金を組織にとって更に魅力あるものとするために、組織のニーズ”必要な支援方法とは何か”を考え、”防災の助成金”から地域力向上のために総合的な助成金に生まれ変わるように整備を行います。そして私たちは合わせて新しい財源確保を行うことや、協働事業提案などを取り入れ特色ある組織独自の取り組みへの推進も行っていきます。

補助事業評価シート

番号	39	III章	施策24　住みよい環境づくり

補助事業名	住み替え居住継続支援	所管部課	都市計画部住宅課	事業開始年度	17 年度
根拠法令（要綱）等	新宿区住み替え居住継続支援要綱				
19年度決算額 補助率	3,837,631 円 家賃差額：1/2、移転費用：10/10（上限あり）	補助対象団体（者）	民間賃貸住宅の取壊し等により賃貸借契約の継続が困難となった高齢者世帯・障害者世帯・ひとり親世帯		
補助することで達成しようとしている区の目的	民間住宅に居住する高齢者世帯等が住宅の取り壊し等により賃貸借契約の継続が困難となった場合に、転居にかかる費用及び転居後の家賃差額を一時金として助成し、居住の継続、安定を図ります。				
団体（者）に対する直接の助成目的	高齢者世帯等の円滑な転居及び居住の安定を図ります。				

補助金の申請

補助金の交付申請にあたって提出する書類・添付書類

支援予定登録申請書（以下添付書類）
- ・居住している住宅の賃貸借契約書
- ・住民票又は外国人登録記載事項証明書
- ・収入を証する書類
- ・その他区長が必要と認める書類

支援申請書　（以下添付書類）
- ・転居後住宅の賃貸借契約書
- ・住民票又は外国人登録記載事項証明書
- ・その他区長が必要と認める書類

審査の体制・考え方（区職員による審査又は公募委員を入れての審査、補助金の目的とする具体的な取組内容を記載した事業計画書を提出しているか・どのように審査しているか等）

区の職員が審査します。

補助金の清算／実績報告

清算/実績報告にあたって提出する書類・添付書類

なし

審査の体制・考え方（清算/実績報告時の審査体制、助成の目的・決定内容に照らして、自己評価・活動成果の公表状況を踏まえ、予定していた目的・成果が達成できたか・どのように審査しているか等）

なし

今後の課題

転居後の家賃負担や転居に要する費用の負担も大きいことから平成19年度より転居にかかる費用の一部助成を開始しました。今後も、制度周知のため、東京都宅地建物取引業協会新宿区支部との連携を一層強化していく必要があります。

補助金の評価

総合評価（A・B・C・D）とその理由

平成19年度の評価は「B」です。総合評価を「B」とした理由は、実施件数の増加により概ね計画どおり事業を推進することができたからです。

平成19年度は、前年度に比べ実績が約3倍に増加しました。これは、東京都宅地建物取引業協会との連携により、住み替え相談から当事業の申請につなげていったことや制度の周知を図ったことによると判断します。

①区と補助対象者との役割分担

この補助金において、区は高齢者等の円滑な転居及び居住の安定を支援し、補助対象者は区内居住を継続することができます。

②目標の設定

取り壊し等を理由に立ち退きを求められている高齢者世帯等に対する円滑な区内転居への支援が必要であることから、区民ニーズを踏まえたもので適切です。

③代替手段・効率性

この補助金は、転居時の負担軽減策として一時金としての補助であることから、効率性が高いと判断します。

④目標の達成状況

この補助金を交付したことにより、取り壊し等を理由に立ち退きを求められている高齢者等に対する円滑な転居及び居住安定の効果がありました。

今後の改革方針

この補助金による効率性が高く、住宅の確保に特に配慮を要する世帯への補助であることから、目標の達成状況を勘案しながら、適正に補助事業を実施していきます。

また、今後も、東京都宅地建物取引業協会新宿区支部との連携を一層強化し、制度の周知に努めていきます。

補助事業評価シート

番号	40	III章	施策24　住みよい環境づくり

補助事業名	子育てファミリー世帯居住支援 (転入・転居助成)	所管部課	都市計画部住宅課	事業開始年度	17　年度
根拠法令(要綱)等	新宿区転入転居助成要綱				
19年度決算額 補助率	17,009,400 円 移転費用・家賃差額(転居のみ):10/10(上限あり)	補助対象団体(者)	義務教育修了前の子を扶養する、区外から区内の民間賃貸住宅への転入及び区内の民間賃貸住宅へ転居する世帯		
補助することで達成しようとしている区の目的	区外から区内の民間賃貸住宅に転入するﾌｧﾐﾘｰ世帯へ転居にかかる費用の助成及び子の成長にともない区内の民間賃貸住宅に転居するﾌｧﾐﾘｰ世帯へ2年間転入前後の家賃差額と移転費用を助成することにより、義務務教育修了前の子を扶養する世帯の居住環境の安定を図ります。				
団体(者)に対する直接の助成目的	区内への転入及び区内での転居の促進を図ります。				

補助金の申請

補助金の交付申請にあたって提出する書類・添付書類

予定登録申請書　(以下添付書類)
・居住している住宅の賃貸借契約書
・住民票又は外国人登録記載事項証明書
・収入を証する書類
・その他区長が必要と認める書類

助成申請書　(以下添付書類)
・転居後住宅の賃貸借契約書
・住民票又は外国人登録記載事項証明書
・契約に要した費用の支払を証する書類
・その他区長が必要と認める書類

審査の体制・考え方(区職員による審査又は公募委員を入れての審査、補助金の目的とする具体的な取組内容を記載した事業計画書を提出しているか・どのように審査しているか等)

申請書を受け、提出書類により区職員が受給資格審査し助成を決定します。

補助金の清算／実績報告

清算/実績報告にあたって提出する書類・添付書類

なし

審査の体制・考え方(清算/実績報告時の審査体制、助成の目的・決定内容に照らして、自己評価・活動成果の公表状況を踏まえ、予定していた目的・成果が達成できたか・どのように審査しているか等)

なし

今後の課題

転入、転居助成ともに目標にほぼ届いていますが、予定登録申請後、居住先が見つからなかったことなどにより、予定登録期間内に手続きせず、期限切れとなっているケースが多数見受けられます。予定登録申請者は転居の場合20世帯まで受け付けていますが、その中で期限切れが出ると、受けられたかもしれない転居者(予定数に達しているため断っている世帯)に助成されない状況です。現在、予定登録の期限が切れた場合、再登録が出来るようになっていますが、今後、受付方法などについて検討が必要です。

補助金の評価

総合評価(A・B・C・D)とその理由

平成19年度の評価は「B」です。総合評価を「B」とした理由は、実施件数が前年度より増加し概ね計画どおり事業を推進することができたからです。
これは、ホームページに事業の案内をより詳しく掲載し申請書のダウンロードが出来るようにしたことと、区報での制度の周知を図ったことによると判断します。
また、転居助成について家賃差額のほかに引越し費用の助成を開始したのも要因と考えられます。

①区と補助対象者との役割分担

この補助金において、区は居住環境の改善を支援し、補助対象者は改善された居住環境において子育てをすることができます。

②目標の設定

子どもの成長に伴い区内の良好な住宅に転居する子育てファミリー世帯に対し、転居に伴う家賃等の負担軽減を図ることが必要であることから、政策目的の設定は、区民ニーズを踏まえたもので適切です。

③代替手段・効率性

この補助金は、作業の投入量に対してほぼ効率的に事業が実施されていると判断します。

④目標の達成状況

転入助成は目標の90%、転居助成は95%に達し、概ね計画どおりに事業を推進することができたことから、子育てファミリー世帯の居住環境の安定に対する効果があったと判断します。

今後の改革方針

区内における子育てファミリー向け民間賃貸住宅の家賃相場は、いまだ高水準にあることから、今後も適正に補助を実施していきます。
転入・転居の予定登録申請数が助成予定数に達した段階で、新たな申請を断っており、予定登録申請者が予定登録期間内に転入・転居をしなかったことにより、目標水準に達しないこともあることから、今後、受付方法などの見直しを検討していきます。

補助事業評価シート

番号	41	III章	施策24　住みよい環境づくり

補助事業名	高齢者入居支援事業	所管部課	都市計画部住宅課	事業開始年度	19 年度
根拠法令（要綱）等	高齢者の居住の安定確保に関する法律 新宿区高齢者入居支援事業実施要綱				
19年度決算額 補助率	311,343 円 （月額家賃＋共益費等）×3/10（上限あり）	補助対象団体（者）	高齢者世帯		
補助することで達成しようとしている区の目的	保証人が見つからないことで民間賃貸住宅への入居が困難となっている高齢者世帯の居住の継続と安定を図ります。				
団体（者）に対する直接の助成目的	高齢者世帯への居住継続を支援します。				

補助金の申請

補助金の交付申請にあたって提出する書類・添付書類
保証委託契約書、賃貸借契約書

審査の体制・考え方（区職員による審査又は公募委員を入れての審査、補助金の目的とする具体的な取組内容を記載した事業計画書を提出しているか・どのように審査しているか等）
債務保証制度：住宅課窓口又はＦＡＸにより随時申込書を受け付け、職員による資格要件の審査の後、協定保証会社にＦＡＸで依頼します。
保証料助成：上記の経過を経て協定保証会社と保証委託契約を締結した世帯から、住宅課窓口において随時受け付け、職員が資格要件について審査します。定数に達した時点で受付終了とします。

補助金の清算／実績報告

清算/実績報告にあたって提出する書類・添付書類
なし

審査の体制・考え方（清算/実績報告時の審査体制、助成の目的・決定内容に照らして、自己評価・活動成果の公表状況を踏まえ、予定していた目的・成果が達成できたか・どのように審査しているか等）
なし

今後の課題

高齢などの理由により、保証人が見つからない高齢者世帯が継続して居住するために、債務保証制度自体は今後も不可欠です。自主的に保証人を探していただくことが必要ですが、保証人を見つけることや依頼することが困難な状況です。また、今後は障害者やひとり親世帯などに対する支援も必要です。

補助金の評価

総合評価（A・B・C・D）とその理由

平成19年度の評価は「B」です。総合評価を「B」とした理由は、申込件数14件に対して実施件数が13件で、18年度に実施したあっ旋件数7件と比較すると着実に成果が伸びているからです。 これは、住み替え相談から当事業の申請につなげていったことやポスター等で制度の周知を図ったことによると判断します。

①区と補助対象者との役割分担

この補助金において、区は高齢者の居住の継続と安定を支援し、補助対象者は区内居住を継続することができます。

②目標の設定

区内転居の際、保証人を見つけることが困難な高齢者世帯への居住継続の支援が必要であることから、区民ニーズを踏まえたもので適切です。

③代替手段・効率性

この補助金は、家賃等債務保証契約締結時の一時金としての補助であることから、効率性が高いと判断します。なお、補助率は、区と保証会社との協定に基づき市場における一般の保証料算出の率に比べて低く設定されています。

④目標の達成状況

この補助金を交付したことにより、保証人が見つけられず、建物の賃貸契約が困難な高齢者に対する居住継続の効果がありました。

今後の改革方針

この補助金による事業実施の成果が高いと考えられ、また、住宅の確保に特に配慮を要する世帯への補助であることから、目標の達成状況を勘案しながら、適正に補助を実施していきます。また、対象世帯の拡大により制度を充実するとともに、区民や不動産業者等への一層の周知を図ります。

補助事業評価シート

番号	42	III章	施策24　住みよい環境づくり

補助事業名	民間賃貸住宅家賃助成	所管部課	都市計画部住宅課	事業開始年度	17　年度
根拠法令（要綱）等	新宿区世帯向家賃助成要綱 新宿区学生及び勤労単身者向家賃助成要綱				
19年度決算額 補助率	74,317,717 円 子育てﾌｧﾐﾘｰ世帯：3万円、単身世帯：1万円（月額）	補助対象団体（者）	区内の民間賃貸住宅に居住する義務教育修了前の子を扶養する世帯及び18歳以上28歳以下の単身世帯		
補助することで達成しようとしている区の目的	区内の民間賃貸住宅に居住し、または居住しようとする世帯の家賃負担を軽減することにより、子育て世帯及び学生・勤労単身者世帯の居住継続及び地域の活性化を図ります。				
団体（者）に対する直接の助成目的	子育て世帯及び学生・勤労単身者世帯の居住継続及び地域の活性化を図ります。				

補助金の申請	補助金の交付申請にあたって提出する書類・添付書類 ・助成申請書　（以下助成決定者提出書類） ・居住している住宅の賃貸借契約書及び家賃支払証明書 ・住民票又は外国人登録記載事項証明書 ・収入を証する書類 ・その他区長が必要と認める書類	補助金の清算／実績報告	なし
	審査の体制・考え方（区職員による審査又は公募委員を入れての審査、補助金の目的とする具体的な取組内容を記載した事業計画書を提出しているか・どのように審査しているか等） 提出書類により区職員が受給資格審査し助成を決定します。		審査の体制・考え方（清算/実績報告時の審査体制、助成の目的・決定内容に照らして、自己評価・活動成果の公表状況を踏まえ、予定していた目的・成果が達成できたか・どのように審査しているか等） なし

今後の課題

民間賃貸住宅に居住し、助成資格を有する世帯への家賃補助のため、予定件数を上回る応募があり抽選により助成者を決定しています。そのため、資格を有する世帯すべてに家賃負担の軽減が図られていない状況です。今後は、特に、子育てファミリー世帯向家賃助成について、より困窮度の高い世帯への支援として位置づけ、所得要件の見直しを検討する必要があります。

補助金の評価

総合評価（A・B・C・D）とその理由

平成19年度の評価は「B」です。総合評価を「B」とした理由は、計画どおり事業を推進することができたからです。
しかし、抽選に漏れた世帯が多いことから、資格を有する世帯すべての家賃負担の軽減が図られていません。

①区と補助対象者との役割分担

この補助金において、区は区内居住の継続を支援し、補助対象者は居住継続と地域の活性化を図ることができます。

②目標の設定

子どもの成長または若年により経済的負担が大きい子育てファミリー世帯及び学生・勤労者世帯への家賃補助は、区民ニーズを踏まえたもので適切です。

③代替手段・効率性

補助期間を設定し、一定額を補助する制度であることから、区が住宅を直接供給することに比べ、効率的に事業が実施されていると判断します。

④目標の達成状況

予定件数の100％に達し、計画どおりに事業を推進することができたことから、子育てファミリー世帯及び学生・勤労単身世帯の居住継続及び地域の活性化に対する効果があったと判断します。

今後の改革方針

少子高齢化が急速に進む中、区内の民間賃貸住宅に居住する子育てファミリー世帯及び学生・勤労者世帯の家賃軽減は、区内居住の継続と地域の活性化のために必要であることから、今後も適正に補助を実施していきます。
しかし、抽選により補助を受けられない世帯が多いことから、今後、所得要件の見直しなどを検討していきます。

補助事業評価シート

番号	43	III章	施策25　人にやさしい道路、交通施設の整備

補助事業名	違法駐車防止対策協議会への事業助成4協議会	所管部課	みどり土木部交通対策課	事業開始年度	平成 5 年度
根拠法令（要綱）等	新宿区違法駐車等の防止に関する条例 新宿区違法駐車等の防止に関する条例施行規則 新宿区違法駐車防止対策協議会補助金交付要綱				
19年度決算額 補助率	6,211,000 円 10/10	補助対象団体（者）	区内所轄警察各違法駐車防止対策協議会		
補助することで達成しようとしている区の目的	違法駐車が著しく、条例に基づき区が指定した「重点地区」において、所轄4警察ごとに設置された違法駐車防止対策協議会と協働で行うことにより、違法駐車の防止を図ります。				
団体（者）に対する直接の助成目的	違法駐車に対する啓発活動経費を補助することで、協議会の活動を支援しています。				

補助金の申請

補助金の交付申請にあたって提出する書類・添付書類
違法駐車防止対策協議会補助金申請書
違法駐車防止対策協議会会則
事業計画

審査の体制・考え方（区職員による審査又は公募委員を入れての審査、補助金の目的とする具体的な取組内容を記載した事業計画書を提出しているか・どのように審査しているか等）

年間の事業予算内訳、内容等について、区職員が書類審査を行っています。

補助金の清算／実績報告

清算/実績報告にあたって提出する書類・添付書類
補助金実績報告書

審査の体制・考え方（清算/実績報告時の審査体制、助成の目的・決定内容に照らして、自己評価・活動成果の公表状況を踏まえ、予定していた目的・成果が達成できたか・どのように審査しているか等）

各協議会における違法駐車防止活動については、区と警察も立会い協働で啓発活動することで成果を確認しています。また、活動結果及び成果等については、年1回の協議会の総会において報告し承認を受けています。

今後の課題

現状の違法駐車実態や社会ニーズを踏まえ、強く要請されている自動二輪車への対応強化等事業内容の充実を検討していく必要があります。また、警察や交通安全協会との話し合いの場を設け、組織統合も視野に入れた役割の見直しを検討する必要があります。

補助金の評価

総合評価（A・B・C・D）とその理由

この補助金の総合評価はBです。
理由は、地域との協働による違法駐車防止に対する啓発活動の実績が根付いているからです。ただし、補助団体である違法駐車防止対策協議会の活動が、より現在の社会ニーズに見合った効果を発揮できるよう内容など検討の余地があります。

①区と補助対象者との役割分担

この補助金において、区は、駐車問題に対する総合的な施策の一つとして、区民の自主的な啓発活動促進する役割を担い、補助事業者が補助金を活用して活動を実施します。

②目標の設定

区民との協働による活動促進の視点は、区民ニーズを踏まえたものですが、活動内容の見直しや組織の合理化の点で今後検討が必要です。

③代替手段・効率性

事業の効果・効率をより高めるため、交通安全協会との連携・統合について検討協議していく必要があります。

④目標の達成状況

違法駐車を防止するための広報、啓発については、区が補助することにより地域に根付いた活動として継続的に実施されています。

今後の改革方針

上記「今後の課題」にあるように、自動二輪車の違法駐車防止対策など活動内容の充実を検討するとともに、事業がより効果的・効率的に行われるよう警察や各団体と話し合いを進め、交通安全協会との統合も視野に入れ、協議を進めていきます。

補助事業評価シート

番号	44	III章	施策25　人にやさしい道路、交通施設の整備

補助事業名	交通安全協会への事業助成4協会	所管部課	みどり土木部交通対策課	事業開始年度	昭和 21 年度
根拠法令（要綱）等	新宿区交通安全協会補助金交付要綱				
19年度決算額 補助率	2,160,000 円 定額	補助対象団体（者）	区内所轄警察各交通安全協会		
補助することで達成しようとしている区の目的	区と警察及び所轄4警察ごとに設置された交通安全協会の3者が協働して、区民等に対する交通安全意識の普及及び啓発活動を実施します。				
団体（者）に対する直接の助成目的	交通安全協会が例年実施している「交通安全パレード」や「交通安全運動」等の活動費の一部を助成することにより、区民等の交通安全意識の普及・啓発を図ります。				

補助金の申請	補助金の交付申請にあたって提出する書類・添付書類 交通安全協会補助金申請書 交通安全協会会則 交通安全協会事業計画	補助金の清算／実績報告	清算/実績報告にあたって提出する書類・添付書類 交通安全協会補助金実績報告書
	審査の体制・考え方（区職員による審査又は公募委員を入れての審査、補助金の目的とする具体的な取組内容を記載した事業計画書を提出しているか・どのように審査しているか等） 年間行事予定、予算内容、内訳等について、区職員による書類審査を行っています。		審査の体制・考え方（清算/実績報告時の審査体制、助成の目的・決定内容に照らして、自己評価・活動成果の公表状況を踏まえ、予定していた目的・成果が達成できたか・どのように審査しているか等） 交通安全パレードや交通安全運動など協会が実施する事業については、区も人的サポートを行い協働で活動し成果を確認しています。また、活動結果及び成果等については、年1回の総会において報告し承認を受けています。

今後の課題

警察や違法駐車防止対策協議会との話し合いの場を設け、組織統合も視野に入れた役割の見直しを検討する必要があります。

補助金の評価

総合評価（A・B・C・D）とその理由

この補助金の総合評価はBです。
理由は、補助金による交通安全パレードや交通安全運動等の事業について、区民の交通安全意識の普及啓発に一定の成果を見せているからです。

①区と補助対象者との役割分担

この補助金において、区は区民の交通安全意識啓発を促進する立場から、交通安全協会が実施する交通安全事業に対して、一部助成しています。

②目標の設定

区民との協働による活動促進の視点は、区民ニーズを踏まえたものですが、組織の合理化の点で今後検討が必要です。

③代替手段・効率性

違法駐車防止対策協議会との連携・統合について検討協議していく必要があります。

④目標の達成状況

交通安全パレードや交通安全運動等の活動については、区が一部補助することにより継続的に実施されています。

今後の改革方針

上記「今後の課題」にあるように、活動内容の充実を検討するとともに、事業がより効率的・効果的に行われるよう警察や各団体と話し合いを進め、違法駐車防止対策協議会との統合も視野に入れ、協議を進めていきます。

補助事業評価シート

番号	45	III章	施策25　人にやさしい道路、交通施設の整備

補助事業名	私道舗装助成	所管部課	みどり土木部道路課	事業開始年度	昭和 32 年度
根拠法令（要綱）等	新宿区私道整備に対する助成に関する規則及び要綱				
19年度決算額 補助率	19,198,200 円 工事費の8/10	補助対象団体（者）	17件		
補助することで達成しようとしている区の目的	私道の整備を行う区民等に対して助成金を交付することにより、区民の生活環境の向上を図ります。				
団体（者）に対する直接の助成目的	助成金を交付することにより、私道の整備を行う区民等の費用負担を軽減します。				

補助金の申請	補助金の交付申請にあたって提出する書類・添付書類 私道整備工事助成金交付申請書	補助金の清算／実績報告	清算/実績報告にあたって提出する書類・添付書類 ①承諾書　②実績報告書　③私道整備工事助成金請求書
	審査の体制・考え方（区職員による審査又は公募委員を入れての審査、補助金の目的とする具体的な取組内容を記載した事業計画書を提出しているか・どのように審査しているか等） 区職員が現地調査による審査を実施します。 私道整備工事助成金交付決定書を交付します。		審査の体制・考え方（清算/実績報告時の審査体制、助成の目的・決定内容に照らして、自己評価・活動成果の公表状況を踏まえ、予定していた目的・成果が達成できたか・どのように審査しているか等） 職員により現地のしゅん工検査をします。 私道整備工事助成金確定通知書を交付します。

今後の課題

本事業を利用していただくよう、引き続き、事業内容の周知を図っていくことが必要です。

補助金の評価

総合評価（A・B・C・D）とその理由

総合評価　：　B
評価理由　：　事業実施にあたって、補助対象者の申請に基づき効率的かつ適正に助成することができていると考えます。

①区と補助対象者との役割分担

工事は、補助対象者が実施し、区は工事経費の一部を助成（区が算定する工事費の8割）します。

②目標の設定

政策目的（目標）設定は区民の生活環境の向上を図るために必要な助成制度であり、区民ニーズを踏まえたもので適切です。

③代替手段・効率性

助成によって、区が整備実績等を審査するため、私道の舗装工事が効率的かつ効果的に実施されます。

④目標の達成状況

私道助成事業は、住民生活の利便性に寄与する効果があり、私道を利用する区民の安全な歩行空間が確保され、生活環境向上という目的が達成されます。

今後の改革方針

本事業を区民が有効に利用できるよう、問合せ等に対して事業内容を丁寧に説明していくとともに、パンフレットによる周知を実施していきます。

補助事業評価シート

番号	46	III章	施策25　人にやさしい道路、交通施設の整備

補助事業名	私道排水設備改良助成	所管部課	みどり土木部道路課	事業開始年度	昭和 32 年度
根拠法令（要綱）等	新宿区私道整備に対する助成に関する規則及び要綱				
19年度決算額 補助率	28,507,100 円 工事費の8/10	補助対象団体（者）	17件		
補助することで達成しようとしている区の目的	私道の整備を行う区民等に対して助成金を交付することにより、区民の生活環境の向上を図ります。				
団体（者）に対する直接の助成目的	助成金を交付することにより、私道の整備を行う区民等の費用負担を軽減します。				

補助金の申請

補助金の交付申請にあたって提出する書類・添付書類
私道整備工事助成金交付申請書

審査の体制・考え方（区職員による審査又は公募委員を入れての審査、補助金の目的とする具体的な取組内容を記載した事業計画書を提出しているか・どのように審査しているか等）
区職員が現地調査による審査を実施します。
私道整備工事助成金交付決定書を交付します。

補助金の清算／実績報告

清算/実績報告にあたって提出する書類・添付書類
①承諾書　②実績報告書　③私道整備工事助成金請求書

審査の体制・考え方（清算/実績報告時の審査体制、助成の目的・決定内容に照らして、自己評価・活動成果の公表状況を踏まえ、予定していた目的・成果が達成できたか・どのように審査しているか等）
職員が現地にてしゅん工検査を実施します。
私道整備工事助成金確定通知書を交付します。

今後の課題

本事業を利用していただくよう、引き続き、事業内容の周知を図っていくことが必要です。

補助金の評価

総合評価（A・B・C・D）とその理由

総合評価　：　B
評価理由　：　事業実施にあたって、補助対象者の申請に基づき効率的かつ適正に助成することができていると考えます。

①区と補助対象者との役割分担

工事は、補助対象者が実施し、区は工事経費の一部を助成（区が算定する工事費の8割）します。

②目標の設定

政策目的（目標）設定は区民の生活環境の向上を図るために必要な助成制度であり、区民ニーズを踏まえたもので適切です。

③代替手段・効率性

助成によって、区が整備実績等を審査するため、私道の排水設備工事が効率的かつ効果的に実施されます。

④目標の達成状況

私道助成事業は、住民生活の利便性に寄与する効果があり、私道を利用する区民の安全な歩行空間が確保され、生活環境向上という目的が達成されます。

今後の改革方針

本事業を区民が有効に利用できるよう、問合せ等に対して事業内容を丁寧に説明していくとともに、パンフレットによる周知を実施していきます。

補助事業評価シート

番号	47	III章	施策25　人にやさしい道路、交通施設の整備

補助事業名	細街路拡幅整備助成	所管部課	都市計画部　建築調整課	事業開始年度	14　年度

根拠法令（要綱）等	・新宿区細街路拡幅整備条例　・東京都建築安全条例　・建築基準法　・道路法		
19年度決算額 補助率	200,000 円 限度額あり	補助対象団体（者）	細街路拡幅整備事業協力者 （建築主等）
補助することで達成しようとしている区の目的	幅員4m未満の細街路で区道（99㎞）私道（125㎞）を4mに拡幅整備し、快適な居住環境の確保及び災害時の安全性の向上を推進します。		
団体（者）に対する直接の助成目的	道路後退にかかる建築主等の費用負担が軽減でき、後退が容易となるとともに区道化が促進できます。		

補助金の申請

補助金の交付申請にあたって提出する書類・添付書類
①助成金交付申請書
②対象部分の関係図書（平面図、立面図、断面図等）
③その他適用条件を証明する資料（積算資料等）

審査の体制・考え方（区職員による審査又は公募委員を入れての審査、補助金の目的とする具体的な取組内容を記載した事業計画書を提出しているか・どのように審査しているか等）

新宿区細街路拡幅整備条例に基づき、建築主と区が事前協議又は任意の協議を行い、道路後退部分を確定させます。
次に、助成を希望する建築主は、必要な資料を添付し、助成金交付申請書を区に提出します。
区の担当者は、移設するよう壁の形状、構造、費用や測量の内容、擁壁の撤去費、樹木の移植費等を審査し、助成条件に適合する場合は、交付決定を行い、申請者に対して通知します。

補助金の清算／実績報告

清算/実績報告にあたって提出する書類・添付書類
①完了実績報告書
②契約書・領収書等の写し
③完了写真
④建築検査済証の写し
⑤助成金請求書

審査の体制・考え方（清算/実績報告時の審査体制、助成の目的・決定内容に照らして、自己評価・活動成果の公表状況を踏まえ、予定していた目的・成果が達成できたか・どのように審査しているか等）

交付申請どおりに、成果が完成したことを審査するため、技術的な面と事務手続きの両面で部内検査を行い、適正に助成を行っています。

今後の課題

細街路拡幅整備を効果的に促進するための助成要件の緩和及び助成内容の充実が必要です。

補助金の評価

総合評価（A・B・C・D）とその理由

平成19年度の評価は「B」です。総合評価を「B」とした理由は、当該助成が細街路拡幅整備事業の一環であり、細街路拡幅整備事業が概ね計画どおり事業が進展し、総合評価を「B」と評価していることから、同一の評価を行ったものです。

①区と補助対象者との役割分担
区と建築主または拡幅関係者と条例に基づく事前協議または任意協議の手続きが完了した後、補助対象者は、区に当該補助申請を行います。後退用地を寄附する場合は、測量費が対象となり、擁壁、樹木の移設が必要な場合は、道路後退部分にかかる擁壁の除却、移設、及び樹木の移植等が対象となります。

②目標の設定
・測量助成：10件　・整地助成：8件　・擁壁の撤去助成：5件　・樹木の移植助成：1件

③代替手段・効率性
建築主及び拡幅関係者の費用負担を軽減し、細街路拡幅整備事業を促進するために必要であり、区が直営で実施するより負担が軽減され効率的です。

④目標の達成状況
・測量助成：2件

今後の改革方針

細街路拡幅整備事業は、建築動向にあわせて着実に進展していく必要があり、今後も本事業を促進するための助成制度として活用を図っていきます。なお、災害危険度の高い地域では、細街路の拡幅整備がより一層進むよう啓発活動を充実させるとともに、建築主及び拡幅関係者の意向を踏まえ、助成要件の緩和及び助成内容の充実を検討します。

補助事業評価シート

番号	48	III章	施策26　みどりと水の豊かなまちづくり

補助事業名	保護樹木･樹林･生垣への助成	所管部課	みどり土木部みどり公園課	事業開始年度	S47 年度
根拠法令（要綱）等	新宿区みどりの条例、条例施行規則 新宿区みどりの文化財（保護樹木等）助成金交付要綱				
19年度決算額 補助率	6，324，300 円 種類ごとに定額･限度額あり	補助対象団体（者）	区民、事業者		
補助することで達成しようとしている区の目的	区内に現存する樹木、樹林をみどりの文化財に指定し、管理費の一部を支援することにより保護し、区の貴重なみどりを守っていきます。				
団体（者）に対する直接の助成目的	保護樹木等の剪定、落葉の処理、病害虫防除など樹木の維持に必要な管理費の一部を支援することにより、経済的負担を軽減します。				

補助金の申請

補助金の交付申請にあたって提出する書類･添付書類
･助成金交付申請書
･案内図
･現況写真

審査の体制･考え方（区職員による審査又は公募委員を入れての審査、補助金の目的とする具体的な取組内容を記載した事業計画書を提出しているか･どのように審査しているか等）
･新規の場合は、区職員が現場で樹木の樹勢と規格を審査します。
･新宿区みどりの推進審議会の審議を経て指定します。

補助金の清算／実績報告

清算/実績報告にあたって提出する書類･添付書類
･実績報告書
･助成金交付請求書

審査の体制･考え方（清算/実績報告時の審査体制、助成の目的･決定内容に照らして、自己評価･活動成果の公表状況を踏まえ、予定していた目的･成果が達成できたか･どのように審査しているか等）
･実績報告書は職員が書面審査します。

今後の課題

助成金を活用してもらえるよう働きかけを行い、保護樹木等の指定を拡大していくことが課題です。
現在の助成金では保護樹木等の定期的な剪定、消毒等を行う費用のごく一部です。今後は災害での倒木や、所有者が管理しきれない樹木の剪定等の区の支援の拡大や、個人宅を中心に建替え等に伴う移植費の支援のしくみづくりが必要です。

補助金の評価

総合評価（A･B･C･D）とその理由

この補助金の総合評価はBです。
理由は、保護樹木所有者の経済的負担等を軽減するとともに、保護樹木等に指定中の伐採を規制することにより、樹木の保全に果たす役割は大きいからです。

①区と補助対象者との役割分担

この補助金において、区は樹木所有者の負担の軽減と緊急時の支援の役割を担い、
補助対象者は、所有する貴重なみどりを適正に維持管理する役割を担います。

②目標の設定

政策目的（目標）設定は保護樹木の指定本数の増大であり、区民のニーズであるみどり豊かな環境づくりに資するため適切です。

③代替手段･効率性

保護樹木所有者の維持管理に要する経済的負担の一部を軽減できる有効な方法です。

④目標の達成状況

働きかけを強化した結果、平成19年度は3年ぶりに指定件数が解除件数を上回り、平成18年度より指定本数を12本増やしました。
この補助金を交付することにより、所有者にみどりの文化財としての意識が育まれ、建築等に際して伐採を免れる等の効果があがっています。

今後の改革方針

･より効果が上がるように事業を継続していきます。
･区職員による保護樹木の指定の働きかけの強化を図ります。
･保護樹木等の緊急時の区の維持管理支援規模の拡大や移植支援について検討します。

補助事業評価シート

番号	49	III章	施策26　みどりと水の豊かなまちづくり

補助事業名	生垣･植樹帯の新設助成 ブロック塀等撤去助成	所管部課	みどり土木部みどり公園課	事業開始年度	S63 年度
根拠法令（要綱）等	新宿区みどりの条例、条例施行規則 新宿区接道部緑化助成金交付要綱				
19年度決算額 補助率	411,000 円 種類ごとに定額･限度額あり	補助対象団体（者）	区民、事業者		
補助することで達成しようとしている区の目的	みどりの持つ防災機能を都市の中に活かし、みどりによる安心のまちづくりをすすめます。				
団体（者）に対する直接の助成目的	接道部の危険なブロック塀を撤去して、生垣や植樹帯にしようと考えている区民等に対し、その経費を一部支援することで、経済的負担を軽減します。				

補助金の申請

補助金の交付申請にあたって提出する書類･添付書類
･助成金交付申請書
･設置場所案内図
･工事計画平面図･断面図
･施工前の現場写真

審査の体制･考え方（区職員による審査又は公募委員を入れての審査、補助金の目的とする具体的な取組内容を記載した事業計画書を提出しているか･どのように審査しているか等）

･区職員が施工前に現場で植栽箇所の条件を審査します。

補助金の清算／実績報告

清算/実績報告にあたって提出する書類･添付書類
･実績報告書
･設置場所案内図
･工事竣工平面図･断面図
･施工後の現場写真
･工事領収書の写し　　･助成金交付請求書

審査の体制･考え方（清算/実績報告時の審査体制、助成の目的･決定内容に照らして、自己評価･活動成果の公表状況を踏まえ、予定していた目的･成果が達成できたか･どのように審査しているか等）

･区職員が現場で植栽状況と規格を審査します。

今後の課題

防犯上の管理のし易さから外構を塀にする方が多く、ここ数年申請は少ない状況です。今後は、生垣の防災面や景観面の効果を積極的にＰＲしていくことが必要です。

補助金の評価

総合評価（A･B･C･D）とその理由

この補助金の総合評価はDです。
理由は、制度のＰＲには努めましたが、助成自体の件数は3件（延長33m）であったからです。

①区と補助対象者との役割分担

この補助金において、区は所有者の生垣づくり等の経済的負担の一部を軽減する役割を担い、
補助事業者は生垣等を設置し、適正に維持管理していく役割を担います。

②目標の設定

政策目的（目標）設定は生垣等の延長の増大であり、まちにうるおいと安全を与える、区民のニーズを踏まえたもので適切です。

③代替手段･効率性

この補助金は、小規模の個人住宅を対象に行っているため、区民等の経済的負担を軽減し、有効なみどりを効率的に生み出しています。

④目標の達成状況

助成の実績は必ずしも多くありませんが、生垣等は着実に増えています。

今後の改革方針

･4月から生垣の幅の要件を弾力化する等助成基準を改定していますが、今後もより実情に合わせた基準の見直しを検討していきます。
･さらに、今年はＰＲを充実して、区の広報で2ヶ月に1回程度みどりの特集記事を掲載する予定です。第1回目は屋上緑化･壁面緑化、第2回目は緑化相談、第3回目は生垣助成の特集を掲載します。
･今後は、平成20年度から開始した「屋上等緑化助成」と併せて総合的なみどりづくりのための有効な施策としてＰＲしていきます。

補助事業評価シート

番号	50	IV章	施策28　魅力ある都市空間づくり

補助事業名	公衆浴場設備費助成	所管部課	地域文化部地域調整課	事業開始年度	52　年度

根拠法令（要綱）等	新宿区公衆浴場設備費補助金交付要綱

19年度決算額 補助率	21,200,000 円 10/10	補助対象団体（者）	東京都公衆浴場業生活衛生同業組合新宿支部所属の公衆浴場経営者

補助することで達成しようとしている区の目的	公衆浴場の設備改善に必要な費用について助成を行うことにより、区民の保健衛生、健康増進、福祉の向上、及び燃料のガス化転換により環境負荷の低減、省力化を図り公衆浴場の転廃業を防止し、区民のために公衆浴場の確保を目的としています。

団体（者）に対する直接の助成目的	公衆浴場の改善に必要な経費を助成し、経営の安定化に役立てます。

補助金の申請	補助金の交付申請にあたって提出する書類・添付書類	補助金の清算／実績報告	清算/実績報告にあたって提出する書類・添付書類
	交付金申請書（連帯保証人あり）、印鑑登録証明書、工事見積書		当該設備の設置工事に係る支払いを証する領収証の写し、工事の完工届
	審査の体制・考え方（区職員による審査又は公募委員を入れての審査、補助金の目的とする具体的な取組内容を記載した事業計画書を提出しているか・どのように審査しているか等） 申請時は、要綱に合致しているかを適正に審査します。 また、工事完了後に現場確認をします。		審査の体制・考え方（清算/実績報告時の審査体制、助成の目的・決定内容に照らして、自己評価・活動成果の公表状況を踏まえ、予定していた目的・成果が達成できたか・どのように審査しているか等） 現状の審査を継続します。

今後の課題

区民の公衆衛生の維持、また地域コミュニティの存続を図るため、公衆浴場の転廃業防止策として助成制度を継続していく必要があります。浴場組合の意向を踏まえ、社会情勢の動向や環境負荷の低減・健康増進対策などを考慮し、より活用しやすい制度へと改正していく必要があります。

補助金の評価

総合評価（A・B・C・D）とその理由

この補助金の総合評価はBです。
理由は、平成19年度予算の全額を助成し、11件の公衆浴場設備の改善が行われ、環境負荷への低減が図れたことなど有効活用されたためです。

①区と補助対象者との役割分担

この補助金において区は、公衆浴場の転廃業の防止を担い、公衆浴場経営者は、区民の保健衛生の維持向上、健康増進、地域コミュニティの存続を担います。

②目標の設定

公衆浴場設備補助の目的設定は、区民の健康増進等と環境負荷の低減に資するため適切です。

③代替手段・効率性

この補助金は年度当初の組合定例会で、浴場経営者に制度の説明を行い組合を通して申請を受け付けているため、効果的・効率的に行われています。

④目標の達成状況

この補助金により燃料をガス化した公衆浴場は6件、その他の設備改修工事は5件あり、平成19年度予算を全額助成しました。燃料のガス化により浴場経営者の経済的負担が軽減され、環境負荷の低減にも役立っています。

今後の改革方針

現在、区内全32件（平成19年度末に1件廃業）中半数の16件について、ガス化転換の施設整備が終了しました。今後も公衆浴場の経営者の意向を踏まえガス化率の向上を目指すとともに、平成20年度より実施する「健康増進型公衆浴場改築事業」を推進していくなど、より活用しやすい助成制度となるよう検討していきます。

補助事業評価シート

番号	51	IV章	施策28　魅力ある都市空間づくり

補助事業名	東西自由通路等新宿駅周辺整備促進同盟補助金	所管部課	都市計画部都市計画課	事業開始年度	S55 年度
根拠法令（要綱）等	新宿区補助金等交付規則				
19年度決算額 補助率	400,000 円 1/2	補助対象団体（者）	東西自由通路等新宿駅周辺整備促進同盟		
補助することで達成しようとしている区の目的	新宿駅東西自由通路を開設します。				
団体（者）に対する直接の助成目的	東西自由通路の開設実現に向け地元総意を結集し、早期開設の機運を増進するための同盟活動に対する運営を補助します。				

補助金の申請

補助金の交付申請にあたって提出する書類・添付書類
①事業計画書
②歳入歳出予算書
③同盟役員名簿
④東西自由通路等新宿駅周辺整備促進同盟規約

審査の体制・考え方（区職員による審査又は公募委員を入れての審査、補助金の目的とする具体的な取組内容を記載した事業計画書を提出しているか・どのように審査しているか等）
事業計画書・歳入歳出予算書は、区職員が事業計画に即した助成か審査します。

補助金の清算／実績報告

清算/実績報告にあたって提出する書類・添付書類
①事業計画書
②歳入歳出予算書
③同盟役員名簿
④東西自由通路等新宿駅周辺整備促進同盟規約
⑤同盟ニュース及び啓蒙活動成果品

審査の体制・考え方（清算/実績報告時の審査体制、助成の目的・決定内容に照らして、自己評価・活動成果の公表状況を踏まえ、予定していた目的・成果が達成できたか・どのように審査しているか等）
事業報告書・歳入歳出決算書は、区職員が審査し、清算を承認します。
同盟文書件名簿及び通帳・領収書などに基づき同盟帳簿を区職員が審査します。

今後の課題

東西自由通路の開設は、これまで鉄道で分断されていた新宿駅の東西を繋ぐことで、南口を含めた駅周辺の回遊性が向上し、まちがより一層賑わうことを目指しています。そのためには、通路の開設とあわせ、通路が接続する東口や西口の広場など駅周辺の整備の必要性についても関係者に働きかけていく必要があります。

総合評価（A・B・C・D）とその理由

この補助金の総合評価はBです。
理由は、目的としていた東西自由通路の事業着手の見通しが立ったからです。

①区と補助対象者との役割分担
区も会員（会長：区長）として補助対象者とともに活動を行っています。また、事務局（局長：都市計画部長）として会の運営も行っています。

②目標の設定
東西自由通路の整備は、新宿駅周辺の回遊性を高め、まちの賑わいと利便性の向上に寄与するものであり、区民ニーズとも合致しており適切です。

③代替手段・効率性
区が補助対象団体の会員として予算の執行計画に関与するとともに、事務局として会計を行っていることで、補助金の効果的な執行と適正な管理が行われています。

④目標の達成状況
目的である東西自由通路の開設に向け、事業着手の見通しが立ちました。

今後の改革方針

東西自由通路については事業着手の見通しとなりましたが、東西自由通路の整備が、新宿駅周辺における回遊性を高め、まちの賑わいと利便性の向上に寄与するためには、通路と接続する駅の東口と西口の広場をはじめとした駅周辺の整備を検討していく必要があります。
区は今後も、通路の事業着手にあわせて必要となるこうした課題に対し、補助対象団体の会員として取り組むとともに、補助も継続していきます。

補助事業評価シート

番号	52	IV章	施策29 清潔で美しいまちづくり

補助事業名	たばこ商業協同組合への事業助成	所管部課	総務部総務課	事業開始年度	平成3年度
根拠法令(要綱)等	新宿文京たばこ商業協同組合環境美化活動事業費助成要綱				
19年度決算額 補助率	1,000,000円 3／4	補助対象団体(者)	新宿文京たばこ商業協同組合		
補助することで達成しようとしている区の目的	区民の日常生活に身近な課題の改善のためのよびかけを、たばこ商業協同組合が主体となって区内のたばこ小売店が行うことにより、区のたばこ販売者や喫煙者のマナーの向上を図ります。				
団体(者)に対する直接の助成目的	街の環境美化と喫煙者のマナー向上を図るため、たばこ商業協同組合を通じて、区内のたばこ小売店が行う環境美化活動事業に助成します。				

補助金の申請

補助金の交付申請にあたって提出する書類･添付書類
･新宿文京たばこ商業協同組合環境美化活動事業費助成金交付申請書
･事業計画書
･新宿文京たばこ商業協同組合会則
･役員名簿

審査の体制･考え方(区職員による審査又は公募委員を入れての審査、補助金の目的とする具体的な取組内容を記載した事業計画書を提出しているか･どのように審査しているか等)

区職員による審査(事業計画書により、補助金の目的とする取組内容を確認。)

補助金の清算／実績報告

清算/実績報告にあたって提出する書類･添付書類
･新宿文京たばこ商業協同組合環境美化活動事業費助成金実績報告書
･事業報告書

審査の体制･考え方(清算/実績報告時の審査体制、助成の目的･決定内容に照らして、自己評価･活動成果の公表状況を踏まえ、予定していた目的･成果が達成できたか･どのように審査しているか等)

区職員による審査(事業報告書により、予定していた成果を達成した内容を確認。)

今後の課題

区が進める歩きたばこ禁止や限定した喫煙場所などが一層周知啓発できる方法を、たばこ商業協同組合と協議して進めていくことが必要です。

補助金の評価

総合評価(A･B･C･D)とその理由
評価はBです。その理由は、区が進める環境美化や歩きたばこ禁止、ポイ捨て禁止などのマナー向上を、たばこ商業協同組合が主体となって区内のたばこ小売店が行うことで、区のたばこ販売者や喫煙者のマナーの意識向上に貢献したためです。

①区と補助対象者との役割分担
補助対象団体が清掃活動やマナーアップ事業を展開し、区がその一部経費を補助します。

②目標の設定
この補助金の目標設定は、区が進める環境美化活動を踏まえたもので適切です。

③代替手段･効率性
区が一部経費を補助し、喫煙者に身近なたばこ商業協同組合が事業展開することで効率的な事業実施ができます。

④目標の達成状況
この補助金を交付したことにより、区が進める環境美化や歩きたばこ禁止、ポイ捨て禁止などのマナー向上に寄与しました。

今後の改革方針

平成17年度から要綱を制定し、平成16年度までの用品配付から環境美化と喫煙者のマナー向上を図る事業助成に変更しました。
更に平成19年度にはその助成方法を前金払いから概算払いに変更をしています。今後は実績や効果をみながらより一層の効果を得られるための事業内容を、たばこ商業協同組合とともに考えていきます。

補助事業評価シート

番号	53	IV章	施策31　地場産業の振興

補助事業名	地場産業団体の展示会等支援	所管部課	地域文化部産業振興課	事業開始年度	17　年度
根拠法令（要綱）等	新宿区地場産業団体の事業助成補助金交付要綱				
19年度決算額 補助率	2,977,000円 2/3	補助対象団体（者）	新宿区染色協議会、 新宿区印刷・製本産業関連団体協議会		
補助することで達成しようとしている区の目的	地場産業の活性化を図り、地域経済の発展をめざします。				
団体（者）に対する直接の助成目的	新宿区の地場産業である印刷・製本関連業及び染色関連業の団体が自主的に行う事業に対して、補助金を交付することにより、地場産業の振興及び活性化を図ります。				

補助金の申請	補助金の交付申請にあたって提出する書類・添付書類 ・交付申請書…事業計画書、所要経費明細書 ・添付書類…事業関連資料、前年度決算書・該当年度予算書、団体規約 役員名簿	補助金の清算／実績報告	清算/実績報告にあたって提出する書類・添付書類 ・実績報告書…事業実績書、所要経費明細書 ・添付書類…①事業内容の説明資料　②領収書のコピー　③その他 ・精算書…概算払いの場合のみ、補助金額の確定後に提出
	審査の体制・考え方（区職員による審査又は公募委員を入れての審査、補助金の目的とする具体的な取組内容を記載した事業計画書を提出しているか・どのように審査しているか等） 申請書の事業内容(計画）が補助金交付の目的に沿っているか審査します。		審査の体制・考え方（清算/実績報告時の審査体制、助成の目的・決定内容に照らして、自己評価・活動成果の公表状況を踏まえ、予定していた目的・成果が達成できたか・どのように審査しているか等） 事業終了後、事業効果等の実績報告を受け、実施内容が交付申請時の事業目的・計画に沿って実施されているか審査します。

今後の課題

この補助金がなくても目的が達成できるよう、区内産業の実態・構造の変化、市民の生活意識の変化等を踏まえた環境整備を行い、自主的に団体事業が実施できるよう促すことが必要です。また、産業構造等の変化を踏まえた地場産業の振興を促す必要もあります。

補助金の評価

総合評価（A・B・C・D）とその理由

この補助金の総合評価は、Bです。
理由は、産業団体の自主的事業の効果的実施を促し、地場産業の振興につなげることができたためです。

①区と補助対象者との役割分担

この補助金において、区は地場産業の振興及び活性化を支援し、補助事業者である地場産業団体は、自主事業の実施を担います。

②目標の設定

施策目標は、地場産業団体の自主事業の積極的な実施であり、活発な事業実施により地場産業を活性化し、地域の活性化に繋がるなどの理由により、区民のニーズを踏まえたもので適切です。

③代替手段・効率性

区内の地場産業事業者は、地域に密着した事業者であり文化の担い手としても重要です。この補助金で、地場産業の振興及び活性化のため団体の事業に支援することは、費用対効果から見て、効果的・効率的に行われていると言えます。

④目標の達成状況

この補助金を交付して展示会等の事業を実施したことにより、地場産業の活性化や文化の継承などの効果があり、目的に対しほぼ達成することができたと言えます。

今後の改革方針

上記「今後の課題」にあるように時代の変化に合わせた仕組みづくりを行い、他の産業も含めた活性化施策を検討し、地場産業の活性化を促すための施策を実施する必要があります。 団体の自主的且つ積極的な事業展開を促すため、補助金を継続します。

補助事業評価シート

番号	54	IV章	施策31　地場産業の振興

補助事業名	ものづくり産業支援事業助成	所管部課	地域文化部産業振興課	事業開始年度	17　年度
根拠法令（要綱）等	新宿区ものづくり産業支援事業助成補助金交付要綱				
19年度決算額 補助率	3，903，000 円 2/3	補助対象団体（者）	区内で、ものづくり産業を営む中小企業者等		
補助することで達成しようとしている区の目的	地域産業の活性化を図ります。				
団体（者）に対する直接の助成目的	新宿区の中小企業者等が、経営環境を向上させることを目的として取り組む事業に対して補助金を交付することにより、対象企業の成長を支援し、地域産業の活性化を図ります。				

補助金の申請	補助金の交付申請にあたって提出する書類・添付書類 ・交付申請書･･･事業計画書、所要経費明細書 ・添付書類･･･事業概要が分かる資料（会社案内・パンフレット等）、 社歴（個人事業者は経歴書）、登記簿謄本（個人事業者は住民票） 役員名簿、事業税申告書(控)の写し、事業税納税証明書 直近2期の決算書（貸借対照表・損益計算書等）の写し （個人事業者は確定申告書(控)の写し）	補助金の清算／実績報告	清算/実績報告にあたって提出する書類・添付書類 ・実績報告書･･･事業実績書（事業概要、成果、所要経費明細書） ・添付書類･･･事業内容の説明資料、領収書等のコピー ・精算書･･･概算払いの場合のみ、補助金額の確定後に提出
	審査の体制・考え方（区職員による審査又は公募委員を入れての審査、補助金の目的とする具体的な取組内容を記載した事業計画書を提出しているか・どのように審査しているか等） ・『ものづくり産業支援委員会』で、補助事業の採択について検討します。 ・『ものづくり産業支援委員会』の構成 新宿区産業コーディネーター、学識経験者等（事業者）、 東京商工会議所新宿支部事務局、 地域文化部長、商工観光課長		審査の体制・考え方（清算/実績報告時の審査体制、助成の目的・決定内容に照らして、自己評価・活動成果の公表状況を踏まえ、予定していた目的・成果が達成できたか・どのように審査しているか等） ・『ものづくり産業支援委員会』で、補助事業の成果の検証について議論します。

今後の課題

この補助金により区内のものづくり産業の新製品の開発力や販売力を高めることで地域産業の活性化し、地域の活力が生まれる環境を整えていく必要があります。

補助金の評価

総合評価（A・B・C・D）とその理由

この補助金の総合評価は、Bです。

理由は、この補助金により、区内のものづくり産業の新製品の開発力や販売力を高めることで、地域産業の活性化につなげていくことができたためです。

①区と補助対象者との役割分担

この補助金において、区はものづくり産業の振興及び活性化を支援し、補助事業者である対象企業は、自主的な技術革新、販路拡大事業の実施を担います。

②目標の設定

施策目標の設定は、対象企業の支援を実施することで、経営環境を向上、地域産業の活性化を図ることができるため、区民のニーズを踏まえたものであり適切です。

③代替手段・効率性

この補助金は、区内のものづくり産業事業者の新たな成長を促し、地域産業や地域経済の活性化に繋がることであり、費用対効果から見て、効果的・効率的に行われています。

④目標の達成状況

この補助金を交付したことにより、技術革新や経営環境の向上などものづくり産業の活性化が図られ、これにより地域産業の振興に繋がるなどの効果があり、目的をほぼ達成することができました。

今後の改革方針

上記「今後の課題」にあるように区内産業の実態・構造の変化等を踏まえ、ものづくり産業の対象企業の成長を支援する他、助成を受けた企業の事業成果を活かすため、産業振興フォーラムやその他展示会等への参加を支援するなど、地域経済の活性化を促すための施策として補助金事業を継続します。

補助事業評価シート

番号	55	IV章	施策32　商店街の活性化

補助事業名	新宿区商店会連合会への事業助成	所管部課	地域文化部産業振興課	事業開始年度	平成 17 年度
根拠法令（要綱）等	産業振興に係わる団体に対する事業補助金交付要綱				
19年度決算額 補助率	690,000 円 2／3	補助対象団体（者）	新宿区商店会連合会		
補助することで達成しようとしている区の目的	区内全体の商店会の振興、発展を目指します。				
団体（者）に対する直接の助成目的	新宿区商店会連合会が実施する事業（「こだわり大賞」事業）に助成することで、にぎわいのある商店街づくりを支援し、区内商店街の発展と地域商業の活性化を図ります。				

補助金の申請	補助金の交付申請にあたって提出する書類・添付書類 提出書類：①交付申請書②事業計画書③経費明細書（申請用） 添付書類：①前年度事業報告書・収支決算書②当該年度事業計画書・収支予算書③見積書等（10万円以上の経費）④会規約⑤役員名簿	補助金の清算／実績報告	清算/実績報告にあたって提出する書類・添付書類 提出書類：①実績報告書②事業実績書③経費明細書（報告用） 添付書類：①経費請求書②経費領収書③記録写真④作成物（ﾎﾟｽﾀｰ等）⑤その他必要と認めるもの
	審査の体制・考え方（区職員による審査又は公募委員を入れての審査、補助金の目的とする具体的な取組内容を記載した事業計画書を提出しているか・どのように審査しているか等） 申請書の事業内容（計画）が補助金交付の目的に適っているかどうかを審査します。		審査の体制・考え方（清算/実績報告時の審査体制、助成の目的・決定内容に照らして、自己評価・活動成果の公表状況を踏まえ、予定していた目的・成果が達成できたか・どのように審査しているか等） 実績報告書の事業内容及び提出書類内容を審査し、必要に応じ、成果が補助金交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するか調査します。

今後の課題

この補助事業による集客力のあるこだわり店舗を増やすために、「こだわり大賞」受賞店の効果的なPRや、受賞することに対するメリットなどを工夫して周知し、にぎわいのある商店街づくりを推進していく必要があります。

補助金の評価

総合評価（A・B・C・D）とその理由

この補助金の総合評価はBです。

理由は、表彰店舗数が年々減少傾向にありますが、商店会の中の特色ある個店を発掘し表彰することで、集客力向上などの効果を図ることができたことです。また他の商店会にもその表彰効果が浸透するなど、少しずつではありますが事業助成することでにぎわいある商店街づくりを支援することができていると評価します。

平成19年度実績：9件（平成17年度実績：11件、平成18年度実績：10件）

①区と補助対象者との役割分担

区は、地域商業及び地域コミュニティに寄与した実績があるこだわり商店を表彰しその実績を効果的にPRすることで、その商店街への集客力を高めていく役割を担い、新宿区商店会連合会が事業の実施を担うものです。

②目標の設定

目標設定は、新宿区商店会連合会が補助事業を効果的に活用することで、商店街のにぎわい・集客力向上や地域の活性化に繋がり、区民ニーズを踏まえたもので適切です。

③代替手段・効率性

この補助事業は、商店街の持つにぎわいや魅力を来街者へＰＲすることができ、地域商業の発展を図るために効果的に活用されていることから、費用対効果から見て、効果的・効率的に行われていると言えます。

④目標の達成状況

この補助事業は、地域商業の発展に向けた新宿区商店会連合会の主体的な取組みに区が支援した結果、商店街におけるにぎわいや魅力を高める効果があることから、区民ニーズに対して十分に応えることができたと考えます。

ただし、受賞店舗数が減少傾向にあるため、今後は事業がより効果的に実施されるよう支援していきます。

今後の改革方針

本事業が商店街の活性化に向けて更なる効果を発揮するために、新宿区商店会連合会に対し、HP等を効果的に活用するなど、PRの強化を促すとともに、「商店会サポート事業」などと連携し、より事業が充実するよう助言を行っていきます。

補助事業評価シート

番号	56	IV章	施策32　商店街の活性化

補助事業名	商店街活性化促進事業	所管部課	地域文化部産業振興課	事業開始年度	平成 15 年度
根拠法令（要綱）等	新宿区商店街ステップアップ支援事業実施要綱				
19年度決算額 補助率	292,000 円 2／3	補助対象団体（者）	区内商店街等		
補助することで達成しようとしている区の目的	地域の特性を活かした、にぎわいと魅力ある商店街づくりを支援するためです。				
団体（者）に対する直接の助成目的	区内商店街の活性化及び自立化を促進し、地域経済の発展に寄与することです。				

補助金の申請

補助金の交付申請にあたって提出する書類・添付書類

提出書類：①交付申請書②事業計画書③経費別明細書

添付書類：①前年度及び当該年度の総会資料等②企画書③見積書等④業者選定経過調書等

審査の体制・考え方（区職員による審査又は公募委員を入れての審査、補助金の目的とする具体的な取組内容を記載した事業計画書を提出しているか・どのように審査しているか等）

各申請における事業内容（計画）が補助金交付の目的に適っているかどうかを審査会で審査し、承認された事業を交付決定します。

○審査委員：区産業コーデイネーター・商工相談員など

○主な審査項目：事業の緊急性、必要性、効果、独自性等

te

清算/実績報告にあたって提出する書類・添付書類

提出書類：①実績報告書②事業実績書③経費明細書④事業効果報告書

添付書類：①契約書②仕様書③納品書④会計帳簿⑤預金通帳⑥請求書・領収証⑦成果物⑧その他

審査の体制・考え方（清算/実績報告時の審査体制、助成の目的・決定内容に照らして、自己評価・活動成果の公表状況を踏まえ、予定していた目的・成果が達成できたか・どのように審査しているか等）

実績報告書の事業内容及び提出書類内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、事業の成果が補助金交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するか調査します。

今後の課題

本事業が効果的に活用されるために、商店会に対して事業内容を分かりやすく説明するとともに、具体的な成功事例や活動報告等の情報提供の機会を作り、商店会の自主的な取組みをさらに促していく必要があります。

補助金の評価

総合評価（A・B・C・D）とその理由

この補助金の総合評価はBです。

理由は、本事業を実施した全ての商店会から事業効果が高いと評価されている点と、ホームページ作成後のイベント来街者が増加するなど商店街に対する地域住民の認知度が上がったことにより、活性化につながる事業であると評価できるからです。

①区と補助対象者との役割分担

この補助金は、各商店会が組織強化につながる事業等を企画立案するとともに主体的に実施し、区がその事業経費の一部を負担して区内商店会の活性化及び自立化の促進を支援します。

②目標の設定

目標設定は、各商店会が補助事業を効果的に活用することで、商店街の集客力の増加や販売促進につながり、地域の活性化を図ることができるとの理由から、区民ニーズを踏まえたもので適切です。

③代替手段・効率性

この補助金は、事業を実施した商店会から高い評価を得ており、商店街の積極的なＰＲとして効果的に活用されていることから、費用対効果から見て、効果的・効率的に行われています。

④目標の達成状況

この補助金で、商店街の地域特性を活かした事業に対する商店会の主体的な取組みに対し区が支援した結果、商店街に対する地域住民の認知度の向上等に効果があり、区民ニーズに対して十分に応えることができました。

今後の改革方針

平成19年度に導入した「商店会サポート事業」との連携や、「ステップアップフォーラム」等による情報提供の機会を積極的に作ることで、商店会の意欲ある取組みをより促進し、商店街活性化事業として効果を高めていきます。

補助事業評価シート

番号	57	IV章	施策33　魅力ある買物空間づくり

補助事業名	魅力ある商店街づくり支援事業	所管部課	地域文化部産業振興課	事業開始年度	平成 15 年度
根拠法令（要綱）等	新宿区魅力ある商店街づくり支援事業実施要綱				
19年度決算額	53,790,000 円	補助対象団体（者）	区内商店街等		
補助率	2／3				
補助することで達成しようとしている区の目的	地域の特性を活かした、にぎわいと魅力ある商店街づくりを支援するためです。				
団体（者）に対する直接の助成目的	区内商店街の集客力強化及び活性化を図り、地域経済の発展に寄与することです。				

補助金の申請

補助金の交付申請にあたって提出する書類・添付書類	清算/実績報告にあたって提出する書類・添付書類
提出書類：①交付申請書②事業計画書③経費別明細書 添付書類：①前年度及び当該年度の総会資料等②商店街の状況写真③見積書等④業者選定経過調書等	提出書類：①実績報告書②事業実績書③経費明細書④事業効果報告書 添付書類：①契約書②仕様書③完了・検査書④引渡書⑤会計帳簿⑥預金通帳⑦請求書・領収証⑧記録写真その他
審査の体制・考え方（区職員による審査又は公募委員を入れての審査、補助金の目的とする具体的な取組内容を記載した事業計画書を提出しているか・どのように審査しているか等） 各申請における事業内容（計画）が補助金交付の目的に適っているかどうかを審査会で審査し、承認された事業を交付決定します。 ○審査委員：区産業コーデイネーター・商工相談員など ○主な審査項目：事業の緊急性、必要性、効果、独自性等	**審査の体制・考え方**（清算/実績報告時の審査体制、助成の目的・決定内容に照らして、自己評価・活動成果の公表状況を踏まえ、予定していた目的・成果が達成できたか・どのように審査しているか等） 実績報告書の事業内容及び提出書類内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、事業の成果が補助金交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するか調査します。

今後の課題

商店街の施設整備等は多額の経費を要するものが多く、商店会にとっては負担が大きいため、今後も区の支援が必要です。また、更なる集客力強化のため消費者ニーズの変化を踏まえたシステムづくりや、高齢化対策等の地域社会の変化に対応した施設を整備していく必要があります。

補助金の評価

総合評価（A・B・C・D）とその理由

この補助金の総合評価はBです。

理由は、本事業を実施した全ての商店会から事業効果が高いと評価されている点と、多額の経費を要することが多く商店会にとって大きな負担となっている施設整備事業に対して、区が支援することで、商店街の良好な環境整備につながるものと評価できるからです。

①区と補助対象者との役割分担

この補助金は、各商店会が区民ニーズにあった快適な買物空間づくりを図るため、企画立案した各種事業を実施し、区はその事業経費の一部を負担し、魅力ある商店街づくりを支援します。

②目標の設定

目標設定は、各商店会が補助事業を効果的に活用することで、商店街のにぎわいや快適な街づくりにつながるなど、地域の活性化を促すとの理由により、区民ニーズを踏まえたもので適切です。

③代替手段・効率性

この補助金は、事業を実施した商店会から高い評価を得ており、商店街の「魅力ある買物空間づくり」を促進するために効果的に活用されていることから、費用対効果から見て、効果的・効率的に行われていると言えます。

④目標の達成状況

この補助金で商店会の施設整備等の取組みを区が支援することにより、人が集まり交流する、安心安全な楽しい買物空間づくりへの効果があることから、魅力ある商店街づくりの支援に繋がるものと言えます。

今後の改革方針

今後も、時代の変化に合った区民ニーズ等を踏まえ、安心・安全な買物空間づくりによって継続的な集客力の確保、また地域経済や地域コミュニティの発展に寄与できるよう、商店街の施設整備事業等に対し、適切な支援を行っていきます。

補助事業評価シート

番号	58	IV章	施策33　魅力ある買物空間づくり

補助事業名	商店街にぎわい創出支援事業	所管部課	地域文化部産業振興課	事業開始年度	平成 15 年度
根拠法令（要綱）等	新宿区商店街にぎわい創出支援事業実施要綱				
19年度決算額 補助率	68,388,000 円 2／3	補助対象団体（者）	区内商店街等		
補助することで達成しようとしている区の目的	地域の特性を活かした、にぎわいと魅力ある商店街づくりを支援するためです。				
団体（者）に対する直接の助成目的	区内商店街の集客力強化及び活性化を図り、地域経済の発展に寄与することです。				

補助金の申請

補助金の交付申請にあたって提出する書類・添付書類	清算/実績報告にあたって提出する書類・添付書類
提出書類：①交付申請書②事業計画書③経費別明細書 添付書類：①見積書等②業者選定経過調書等③その他	提出書類：①実績報告書②事業実績書③経費明細書④事業効果報告書 添付書類：①領収証②記録写真③ポスター・チラシ等④その他
審査の体制・考え方（区職員による審査又は公募委員を入れての審査、補助金の目的とする具体的な取組内容を記載した事業計画書を提出しているか・どのように審査しているか等） 申請書の事業内容（計画）が補助金交付の目的に適っているかどうかを審査します。	te **審査の体制・考え方**（清算/実績報告時の審査体制、助成の目的・決定内容に照らして、自己評価・活動成果の公表状況を踏まえ、予定していた目的・成果が達成できたか・どのように審査しているか等） 実績報告書の事業内容及び提出書類内容が、交付申請時の事業目的・計画に沿って実施されているか審査します。

今後の課題

にぎわいや潤いのある商店街づくり、地域コミュニティづくりは、まちづくりという視点による区の支援が必要不可欠です。今後も、地域特性を活かした事業や消費者ニーズの変化を踏まえた取組みなどに継続して支援をしていく必要があります。

補助金の評価

総合評価（A・B・C・D）とその理由

この補助金の総合評価はBです。
理由は、本事業を実施したほぼ全ての商店会から事業効果が高いと評価されている点と、6割以上の商店会から新たな来街者を獲得したとの回答もあり、区が支援することで、商店街の活性化につながるものと評価できるからです。

①区と補助対象者との役割分担

この補助金は、商店会が集客力向上や地域との交流を深めるため、企画立案するとともに実施した各事業について、区がその事業経費の一部を負担し、地域コミュニティと連携したにぎわいや潤いのある商店街づくりを支援します。

②目標の設定

目標設定は、各商店会が補助事業を効果的に活用することで、商店街のにぎわいや地域コミュニティの強化につながり、地域の活性化を促すとの理由により、区民ニーズを踏まえたもので適切です。

③代替手段・効率性

この補助金は、事業を実施した商店会から高い評価を得ており、商店街のもつ地域コミュニティ機能の強化などを促進するために効果的に活用されていることから、費用対効果から見て、効果的・効率的に行われていると言えます。

④目標の達成状況

この補助金で、商店会の地域コミュニティとの連携による取組みや来街者増加に向けたイベント事業等に区が支援した結果、商店街の持つ地域コミュニティ機能の向上などに効果があることから、にぎわいや魅力のある商店街づくりの支援に繋がるものと言えます。

今後の改革方針

にぎわいや潤いのある商店街づくり、地域コミュニティづくりを支援していくため、地域特性を活かした事業や消費者ニーズの変化を踏まえた取組みについて、平成19年度から実施している「商店会サポート事業」と連携させることにより、来街者の継続的な増加や商店街の売上向上につながるよう、より積極的に支援を行っていきます。

補助事業評価シート

番号	59	IV章	施策　安全で安心できる消費生活の実現

補助事業名	消費者活動事業助成	所管部課	地域文化部産業振興課	事業開始年度	平成 19 年度
根拠法令（要綱）等	新宿区消費者活動促進等事業助成要綱				
19年度決算額 補助率	987,000 円 1／2	補助対象団体（者）	区内で公益性のある健全かつ自主的な消費者活動を行っている団体		
補助することで達成しようとしている区の目的	消費者団体の健全かつ自主的な活動を促進するとともに、その活動成果を広く区民に普及啓発し、消費生活についての区民の理解を深め、団体活動に参加する区民の拡大を目指します。				
団体（者）に対する直接の助成目的	消費者団体の公益性のある活動を助成し、健全かつ自主的な活動の活性化を図ります。				

補助金の申請

補助金の交付申請にあたって提出する書類・添付書類
助成金交付申請書、団体の会則・規約等、年間事業計画書、収支予算書、所要経費明細書、助成金請求書（交付決定後）

審査の体制・考え方（区職員による審査又は公募委員を入れての審査、補助金の目的とする具体的な取組内容を記載した事業計画書を提出しているか・どのように審査しているか等）

公募により提出された事業計画書等の書類を内部審査し、補助用件の適否を確認します。次に審査会で事業内容の評価を行うとともに、必要に応じて団体代表者からの事情聴取などにより、補助すべき公益性のある消費者活動かを審査し決定します。
審査会は審査会設置要領により、産業振興課長、消費者行政担当副参事、主査及び東京都消費生活総合センター活動推進課長の委員4名で構成します。

補助金の清算／実績報告

清算/実績報告にあたって提出する書類・添付書類
助成金交付実績報告書、所要経費明細書（領収書等添付）、収支決算書、助成金清算書（概算払いのみ）

審査の体制・考え方（清算/実績報告時の審査体制、助成の目的・決定内容に照らして、自己評価・活動成果の公表状況を踏まえ、予定していた目的・成果が達成できたか・どのように審査しているか等）

対象活動実施後、事業実績報告書等について、実施内容が助成目的に適合した内容かを評価するとともに助成金の費目ごとに使途内容を審査し、不明な点については団体役員に事情聴取し確認します。

今後の課題

19年度新規事業であり、年間10事業（1事業上限20万円）の助成目標に対し、9団体19事業の助成を行いました。
さらに活用しやすい制度にするために、事業実施後でも申請可能とする要綱の改正を行いました。今後も申請方法の見直しや、制度の周知を広く行っていき、助成制度の利用促進と消費者団体活動の活性化を図っていく必要があります。

補助金の評価

総合評価（A・B・C・D）とその理由

この補助金の総合評価は　B　です。
理由は、目標成果が概ね達成されたからです。

①区と補助対象者との役割分担

この補助金制度により、区は消費者団体の自主的な活動を活性化させ、さらに消費生活センターで活動している団体以外の新たな団体を掘り起こしていきます。補助団体は団体活動の成果を幅広く区民に情報提供することで、区民の理解を深め、団体活動に参加する区民を拡大します。

②目標の設定

消費者団体の公益的活動を補助制度により助成することで、資力のない消費者団体の活動を促進し、その自主活動成果を広く区民に普及啓発していくことにより、区民の豊かな消費生活の実現を目的にすることは、効果的で適切です。

③代替手段・効率性

前年度まで実施していた、消費者団体への事業委託による支援は、支援内容や支援団体も限定され団体活動の裾野拡大が図れませんでした。公募による補助制度により団体活動の促進と支援団体の裾野拡大が可能となり効率的です。

④目標の達成状況

年間10事業の目標に対し、9団体19事業の助成を実施しました。各団体による様々な学習会や区民向け講座が多数開催され、助成制度により消費者団体の自主活動が促進されました。

今後の改革方針

この助成制度により、消費者団体の活動を活性化し、その活動成果が区民の消費生活の向上に還元されるよう、区主催イベントでの活動発表や、団体による区民向け講座の区広報の掲載など、区も活動発表の場の提供や住民への周知の支援に努めていきます。
さらに、活用しやすい制度にするため申請方法の見直しや、制度の周知を広く行っていき、公募団体の拡大を目指します。
また、助成金を除く事業経費の半分が団体の負担金と参加費によることから、参加費の負担を軽減することで区民の参加を増加し、資力のない団体が事業規模を拡大していくために、補助率を含めた制度の見直しも検討していきます。

補助事業評価シート

番号	60	Ⅴ章	施策35　環境への負荷の低減

補助事業名	環境ﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ規格（ISO14001等）の認証取得法人への補助金	所管部課	環境清掃部環境対策課	事業開始年度	19　年度
根拠法令（要綱）等	新宿区ISO14001等認証取得費補助金交付要綱				
19年度決算額 補助率	144,000 円 1／2	補助対象団体（者）	区内に事業所を有する中小企業者、中小企業団体		
補助することで達成しようとしている区の目的	中小事業者の省エネへの取組みを支援･促進することにより、区内のCO2排出量の削減を図ります。				
団体（者）に対する直接の助成目的	ISO14001やエコアクション21等の環境マネジメントシステムの認証取得を支援します。				

補助金の申請

補助金の交付申請にあたって提出する書類･添付書類
･事業計画書
･会社概要、定款、登記簿謄本の写し
･審査･認証取得経費の見積書の写し

審査の体制･考え方（区職員による審査又は公募委員を入れての審査、補助金の目的とする具体的な取組内容を記載した事業計画書を提出しているか･どのように審査しているか等）

･区職員による審査
･申請する事業者が、中小事業者か、区内に事業所を有しているか、年度内に認証の取得が可能か等について審査します。なお、当該事業者が区外にも事業所を有している場合の補助金の額については、従業員数による按分等により区内の事業所に当たる部分のみを補助対象とします。

補助金の清算／実績報告

清算/実績報告にあたって提出する書類･添付書類
･実績報告書
･認証登録証の写し
･審査登録の契約書の写し
･経費の支払を証明する書面の写し

審査の体制･考え方（清算/実績報告時の審査体制、助成の目的･決定内容に照らして、自己評価･活動成果の公表状況を踏まえ、予定していた目的･成果が達成できたか･どのように審査しているか等）

･区職員による審査
･認証の取得が完了すれば対象事業を達成したものとして補助金を交付します。
･補助事業終了後3年間、認証の継続を証明する文書の写しを毎年提出するものとし、認証の継続ができなかった場合（他の規格や自己宣言に移行した場合を除く）は補助金の返還を求めます。

今後の課題

区内のエネルギー消費の57%（2003年実績）をオフィス･店舗等の民生業務部門が占め、その大半が中小事業者です。これらの事業者に働きかけ、省エネへの取組みを促進することが重要ですが、なかなか周知が行き届きません。商工会議所や新宿区エコ事業者連絡会等、様々なネットワークの活用や手法の工夫により、PR効果を上げていくことが必要です。

補助金の評価

総合評価（A･B･C･D）とその理由

Bと評価します。認証取得に期間を要するため、次年度の申請になる事業者もあり、19年度の助成実施件数は1件でした。助成制度をきっかけに事業者の取組みを促進するために、年度当初からの効果的なPRが必要です。

①区と補助対象者との役割分担

区の地球温暖化対策の推進において、中小事業者の積極的な取組みが大変重要ですが、経済的な問題もあります。区の補助により、取組みを支援することが必要です。

②目標の設定

地球温暖化防止の取組みを実践することが必ずしも容易ではない中小事業者に対して、初動的な支援を行い、継続的な取組みを促進することが重要です。年間10件の補助を目標としました。

③代替手段･効率性

中小事業者の取組みに対する支援として、省エネ研修セミナー、具体的な指摘･提案を行う省エネ診断、環境経営コンテスト等、取組みの段階に応じた対策と組み合わせて、効果的な普及促進を図っています。

④目標の達成状況

目標の10件に対して実績は1件でした。期間が次年度にまたがる場合が多かったので、事業者との調整により、効果的な補助の活用を図っていきます。

今後の改革方針

事業者向けの各種支援事業の広範なPRを徹底して行い、事業者の実情に応じた対策を効果的に実施していく中で、特に、事業者の初期的な取組みに対する助成制度の実績を上げ、更なる取組みへのステップアップにつなげていきます。

補助事業評価シート

番号	61	VI章	施策41　地域を基盤にした区政の推進

補助事業名	まちづくり活動助成	所管部課	地域文化部生涯学習コミュニティ課	事業開始年度	19　年度
根拠法令（要綱）等	地区協議会まちづくり活動支援補助金交付要綱				
19年度決算額 補助率	16,629,010 円 10/10	補助対象団体（者）	各地区協議会		
補助することで達成しようとしている区の目的	地域における課題解決に向けたまちづくり活動を通して、住民自治の充実を図ります。				
団体（者）に対する直接の助成目的	地域課題の解決に資するまちづくり活動の事業の実施に対して交付します。				

補助金の申請

補助金の交付申請にあたって提出する書類・添付書類
①地区協議会まちづくり活動支援補助金申請書
②地区協議会まちづくり活動計画書
③地区協議会まちづくり活動収支予算書

審査の体制・考え方（区職員による審査又は公募委員を入れての審査、補助金の目的とする具体的な取組内容を記載した事業計画書を提出しているか・どのように審査しているか等）

①審査体制　区職員による審査（生涯学習コミュニティ課長、10所所長）
②審査書類　地区協議会まちづくり活動計画書（審査会用）、地区協議会まちづくり活動収支予算書に加えて、事業を一覧表にした総括表
③生涯学習コミュニティ課で事前審査を行った後、審査会において書類審査を行います。

補助金の清算／実績報告

清算/実績報告にあたって提出する書類・添付書類
①地区協議会まちづくり活動支援補助金実績報告書
②地区協議会まちづくり活動支援補助金精算書

審査の体制・考え方（清算/実績報告時の審査体制、助成の目的・決定内容に照らして、自己評価・活動成果の公表状況を踏まえ、予定していた目的・成果が達成できたか・どのように審査しているか等）

①審査体制　区職員による審査（生涯学習コミュニティ課長、10所所長）
②審査書類　地区協議会まちづくり活動支援実績報告書、地区協議会まちづくり活動支援補助金精算書、事業を一覧表にした総括表
③生涯学習コミュニティ課で目的、成果、精算金額の適正について、事前審査を行った後、審査会において書類審査を行います。

今後の課題

21年度に策定される（仮称）自治基本条例の中で、地区協議会の位置づけが明確化されることに合わせて、自主的な活動が効果的に行えるように新たな財政支援制度への移行が求められています。

補助金の評価

総合評価（A・B・C・D）とその理由

この補助金の総合評価は、Bです。
理由は、各地域課題解決のため地域住民が問題提起して協議に参画するなど、住民自治の充実を図ることができたためです。

①区と補助対象者との役割分担

この補助金の申請、執行については、各特別出張所は地区協議会の庶務を担当し、地区協議会は、活動を計画し遂行します。

②目標の設定

目標の設定は、新宿区基本構想の基本理念である「区民が主役の自治」を創造し、総合計画の基本目標である「区民が自治の主役として、考え、行動していけるまち」をつくっていくことを踏まえたもので適切です。

③代替手段・効率性

この補助金の執行に当たっては、地域住民のボランティアによって担われており、各地域の課題解決に向けた取り組みが効率的・効果的に行われています。

④目標の達成状況

この補助金により、地域の課題解決に向けた33事業について、地域の自主的な活動として実施することができました。このことにより、各地域住民の住民自治に対する意識の充実・高揚を図ることができました。

今後の改革方針

21年度に策定される（仮称）自治基本条例の中で、地区協議会の位置づけが明確化されることに合わせて、自主的な活動が効果的に行えるように新たな財政支援制度への移行が求められています。それまでの期間、まちづくり活動の充実を図り、新たな財政支援制度へスムーズに移行できるように、この補助金は継続します。

補助事業評価シート

番号	62	VI章	施策43　行財政の効率的運営

補助事業名	納税貯蓄組合連合会への事業助成	所管部課	総務部税務課	事業開始年度	26　年度
根拠法令（要綱）等	納税貯蓄組合法、新宿区納税貯蓄組合連合会補助金交付要綱				
19年度決算額 補助率	1,000,000 円 1／2	補助対象団体（者）	四谷税務署管内納税貯蓄組合連合会 新宿納税貯蓄組合連合会		
補助することで達成しようとしている区の目的	期限内納税の推進、口座振替納税の普及拡大等、自主納付の高揚と正しい税知識の普及を推進し、納税意識の高揚を図ることにより安定的な歳入を確保します。				
団体（者）に対する直接の助成目的	地域における税知識の普及啓発や納税意識の高揚を図る活動を実施することです。				

補助金の申請

補助金の交付申請にあたって提出する書類・添付書類
・補助金交付申請書
・連合会事業計画書
・連合会予算収支予算書
・補助事業対象計画経費内訳書

審査の体制・考え方（区職員による審査又は公募委員を入れての審査、補助金の目的とする具体的な取組内容を記載した事業計画書を提出しているか・どのように審査しているか等）

区職員による審査（事業計画書の中で目的に当てはまる項目と該当経費を確認し、補助対象事業計画経費内訳書を精査を実施。）

補助金の清算／実績報告

清算/実績報告にあたって提出する書類・添付書類
・補助金実績報告書
・連合会事業報告書
・連合会収支決算報告書
・補助事業対象経費内訳書

審査の体制・考え方（清算/実績報告時の審査体制、助成の目的・決定内容に照らして、自己評価・活動成果の公表状況を踏まえ、予定していた目的・成果が達成できたか・どのように審査しているか等）

区職員による審査（収支決算報告書と申請書及び補助事業対象経費内訳書を審査し、補助目的に該当しているかを確認しています。）

今後の課題

納税貯蓄組合の構成員の高齢化が進むとともに組合数及び組合員数が減少している状況にあります。
納税貯蓄組合は納税貯蓄組合法に規定される団体であり、その第10条では国又は地方自治体は納税貯蓄組合に補助ができるむねの規定がされています。本補助金は事業に対する補助としていますので、実施事業が区にとってより多くの効果を生むようににすることが課題です。

補助金の評価

総合評価（A・B・C・D）とその理由
評価はBです。その理由は、会報による税源移譲に関する広報や都区合同納税キャンペーンへの参加及び独自キャンペーン活動での納税推進への大きな寄与があげられます。

①区と補助対象者との役割分担
区・税務署・都税事務所が税制改正や申告等について広報紙等を通じて広報しています。
納税貯蓄組合連合会は、主に地域において納税思想の普及啓発にあたります。特に街頭におけるキャンペーンや自主的な納税に関する広報活動を展開しています。

②目標の設定
納期内納付の推進と税知識や納税思想の普及・啓発を地域において積極的に推進していくことを目的としているため、目標設定は妥当です。

③代替手段・効率性
個人・事業者を問わずに結成される組合であり、最も小規模な事業者等が組合を構成し、納税準備預金等により納期内納税の推進を図っています。また、地域において納税思想の普及啓発に積極的に取り組んでおり、これに変わる手段等はありません。

④目標の達成状況
税源移譲等の税制改正に関する広報周知及び納期内納付や振替納税の推進キャンペーン等に積極的に取り組んでおり、区税にとって概ね補助金に見合った事業が行われています。

今後の改革方針

概ね補助金に見合った事業活動が実施されていますが、納税貯蓄組合の構成員の高齢化が進むとともに、組合数・組合員数が減少傾向にあり、連合会の活動もやや低下傾向にあります。
納税貯蓄組合連合会は地域において活動を行っている団体であり、他にそうした活動を行っている団体はありませんので。今後も補助を継続していきますが、区にとってより効果的な事業が実施されるよう、納税貯蓄組合連合会との協議を重ねていきます。

第四次実施計画と第一次実行計画との対照表

第四次実施計画と第一次実行計画との対照表

分野別体系	大項目	施策名	事業番号	重点	第四次実施計画（17年度～19年度）	所属	第一次実行計画（20年度～23年度）	基本施策	個別目標	基本目標	施策体系	事業番号	所属
Ⅰ 健康でおもいやりのあるまち	1 心と体の健康づくり	1　生涯を通じた心と体の健康づくり	145		健康づくり行動計画の策定（⑲新規）	健康部	（19年度に計画を策定したため終了）						
			1		健康づくりの推進	健康部	（経常化）						健康部
			2	○	元気館事業の充実	健康部	元気館事業の推進	一人ひとりの健康づくりを支える取組みの推進	心身ともに健やかにくらせるまち	だれもが人として尊重され、自分らしく成長していけるまち	Ⅱ５①	27	健康部
			3		アレルギー疾患等健康相談事業	健康部	（経常化）						健康部
			4		結核対策の充実	健康部	（経常化）						健康部
			5		エイズ対策の充実	健康部	エイズ対策の推進	多様化する課題に対応した保健・公衆衛生の推進	心身ともに健やかにくらせるまち	だれもが人として尊重され、自分らしく成長していけるまち	Ⅱ５②	29	健康部
			6		骨粗しょう症予防検診	健康部	（経常化）						健康部
			146		高田馬場三丁目地区高齢者向け施設の建設（⑲新規）	健康部	高齢者の社会参加といきがいづくりの拠点整備	高齢者の社会参加、自己実現の機会の提供	だれもがいきいきとくらし、活躍できるまち	安全で安心な、質の高いくらしを実感できるまち	Ⅲ２①	36	福祉部
			147		妊婦健康診査費助成（⑲新規）	健康部	（経常化）						健康部
					精神障害者ホームヘルプサービスの実施	健康部	（⑱経常化）						健康部
					精神障害者のケアマネジメント体制の構築	健康部	（⑱経常化）						健康部
	2 地域とともに育む福祉社会づくり	2　きめこまやかな総合的福祉の推進	7		利用者支援の充実 ① 総合的な情報提供 ② 相談体制の充実 ③ 福祉サービス第三者評価の推進	 福祉部 福祉部 福祉部 健康部	（経常化）						福祉部
			8		成年後見制度の利用促進（⑱新規）	福祉部	成年後見制度の利用促進	人権の尊重	一人ひとりが個人として互いに尊重しあうまち	だれもが人として尊重され、自分らしく成長していけるまち	Ⅱ１①	15	福祉部
		3　在宅福祉、在宅医療の推進			高齢者の多様な住まいの推進	健康部	（⑱経常化）						福祉部
			9		訪問指導の充実	健康部	（経常化）						健康部

分野別体系	大項目	施策名	事業番号	重点	第四次実施計画（17年度～19年度）	所属	第一次実行計画（20年度～23年度）	基本施策	個別目標	基本目標	施策体系	事業番号	所属
Ⅰ 健康でおもいやりのあるまち	2 地域とともに育む福祉社会づくり	4　社会参加と生きがいづくり	10	○	高齢者が輝くまちづくり	健康部							
					①　いきいき福祉大作戦		（経常化）						福祉部
					②　いきいきウォーク新宿		歩きたくなる道づくり（いきいきウオーク新宿）	楽しく歩けるネットワークづくり	ぶらりと道草したくなるまち	まちの記憶を生かした美しい新宿を創造するまち	Ⅴ３①	74②	健康部
					③　高齢者の社会参加システムの構築		（19年度にモデル事業を実施し、システムを構築したため終了）						
			11	○	高年齢者就業支援事業への助成	健康部	（仮称）新宿仕事センターによる就労支援	新たな就労支援のしくみづくり	だれもがいきいきとくらし、活躍できるまち	安全で安心な、質の高いくらしを実感できるまち	Ⅲ２③	38	地域文化部
			12		知的障害者通所授産施設の充実 ⇒障害者就労支援の充実（⑲変更）	福祉部	障害のある人への就労支援の充実（障害者就労支援の充実）	障害のある人の社会参加・就労支援	だれもがいきいきとくらし、活躍できるまち	安全で安心な、質の高いくらしを実感できるまち	Ⅲ２②	37①	福祉部 健康部
		5　子育て支援の推進	13	○	待機児童の解消	福祉部							
					①　待機児童解消緊急対策		（経常化）						子ども家庭部
					②　私立認可保育所の整備		保護者が選択できる多様な保育環境の整備（私立認可保育所の整備）	地域において子どもが育つ場の整備・充実	子どもの育ち・自立を地域でしっかり応援するまち	だれもが人として尊重され、自分らしく成長していけるまち	Ⅱ２①	10①	子ども家庭部
					③　認証保育所への支援		保護者が選択できる多様な保育環境の整備（認証保育所への支援）	地域において子どもが育つ場の整備・充実	子どもの育ち・自立を地域でしっかり応援するまち	だれもが人として尊重され、自分らしく成長していけるまち	Ⅱ２①	10②	子ども家庭部
			14		子育て相談の充実 ①　育児グループ・育児相談の充実 ②　親と子の相談室 ③　母親・両親・育児学級の充実	健康部	（経常化）						健康部
			15		絵本でふれあう子育て支援	健康部	地域における子育て支援サービスの充実（絵本でふれあう子育て支援事業）	地域で安心して子育てができるしくみづくり	子どもの育ち・自立を地域でしっかり応援するまち	だれもが人として尊重され、自分らしく成長していけるまち	Ⅱ２②	12④	教育委員会

分野別体系	大項目	施策名	事業番号	重点	第四次実施計画（17年度～19年度）	所属	第一次実行計画（20年度～23年度）	基本施策	個別目標	基本目標	施策体系	事業番号	所属
Ⅰ 健康でおもいやりのあるまち	2 地域とともに育む福祉社会づくり	5　子育て支援の推進	16	○	在宅子育て支援サービスの充実	福祉部							
					①　ファミリーサポート事業		（経常化）						子ども家庭部
					②　子どもショートステイ		（経常化）						子ども家庭部
					③　一時保育の充実		地域における子育て支援サービスの充実（一時保育の充実）	地域で安心して子育てができるしくみづくり	子どもの育ち・自立を地域でしっかり応援するまち	だれもが人として尊重され、自分らしく成長していけるまち	Ⅱ２②	12②	子ども家庭部 教育委員会
							地域における子育て支援サービスの充実（ひろば型一時保育の充実）	地域で安心して子育てができるしくみづくり	子どもの育ち・自立を地域でしっかり応援するまち	だれもが人として尊重され、自分らしく成長していけるまち	Ⅱ２②	12③	子ども家庭部
			17	○	子ども家庭支援センター機能の強化	福祉部	地域における子育て支援サービスの充実（子ども家庭支援センターの拡充）	地域で安心して子育てができるしくみづくり	子どもの育ち・自立を地域でしっかり応援するまち	だれもが人として尊重され、自分らしく成長していけるまち	Ⅱ２②	12①	子ども家庭部
			18	○	乳幼児親子の居場所づくり	福祉部	（経常化）						子ども家庭部
			19	○	児童館機能の強化と学童クラブ事業の多様化	福祉部	子どもの居場所づくりの充実（学童クラブの充実） （児童館の管理運営は経常化）	地域において子どもが育つ場の整備・充実	子どもの育ち・自立を地域でしっかり応援するまち	だれもが人として尊重され、自分らしく成長していけるまち	Ⅱ２①	11②	子ども家庭部
			20	○	幼稚園と保育園の連携・一元化 ①　愛日幼稚園と中町保育園の幼保連携の実施 ②　四谷幼保一元化の実施	福祉部 教育委員会	保護者が選択できる多様な保育環境の整備（幼稚園と保育園の連携・一元化） （19年度開設）	地域において子どもが育つ場の整備・充実	子どもの育ち・自立を地域でしっかり応援するまち	だれもが人として尊重され、自分らしく成長していけるまち	Ⅱ２①	10③	教育委員会
			21	○	新宿区児童手当（⑱新規）	福祉部	（経常化）						子ども家庭部
			148	○	子ども医療費助成（⑲新規）	福祉部	（経常化）						子ども家庭部

分野別体系	大項目	施策名	事業番号	重点	第四次実施計画（17年度～19年度）	所属	第一次実行計画（20年度～23年度）	基本施策	個別目標	基本目標	施策体系	事業番号	所属
Ⅰ 健康でおもいやりのあるまち	3 社会福祉を支える新しいしくみづくり	6　福祉と保健・医療サービスなどの総合的展開	22	○	介護サービス基盤整備の推進	健康部							
					①　特別養護老人ホーム		介護保険サービスの基盤整備（特別養護老人ホーム等の整備）	高齢者とその家族を支えるサービスの充実	だれもが互いに支え合い、安心してくらせるまち	安全で安心な、質の高いくらしを実感できるまち	Ⅲ１①	31②	福祉部
					②　介護老人保健施設		（17年度開設）						
					③　居宅サービス ④　小規模多機能型居宅介護施設（⑱新規） ⑤　認知症高齢者グループホーム（⑱新規）		介護保険サービスの基盤整備（地域密着型サービスの整備）	高齢者とその家族を支えるサービスの充実	だれもが互いに支え合い、安心してくらせるまち	安全で安心な、質の高いくらしを実感できるまち	Ⅲ１①	31①	福祉部
			23	○	介護予防の新たな展開 ⇒介護予防事業の整備（⑱変更）	健康部	（経常化）						福祉部
			24	○	自立支援対策の推進 ①　いきがい対応型デイサービス ②　機能訓練 ⇒⑱23「介護予防事業の整備」へ統合	健康部	（経常化）						福祉部
			25		認知症高齢者対策の推進 ①　徘徊高齢者探索サービス ②　精神保健相談並びに訪問指導の実施	健康部	（経常化）						福祉部
			26	○	在宅介護支援センターの充実 ⇒地域包括支援センターの整備（⑱変更） ⇒地域包括支援センターの運営支援（⑲変更）	健康部	（経常化）						福祉部
			27		介護保険利用者保護体制の充実	健康部	（経常化）						福祉部
			28		介護保険の適正利用の促進 ①　事業者指導の強化 ②　請求費用点検の強化	健康部	（経常化）						福祉部

分野別体系	大項目	施策名	事業番号	重点	第四次実施計画（17年度～19年度）	所属	第一次実行計画（20年度～23年度）	基本施策	個別目標	基本目標	施策体系	事業番号	所属
Ⅰ 健康でおもいやりのあるまち	3 社会福祉を支える新しいしくみづくり	7　ともにつくる福祉の推進	29	○	知的障害者・障害児ショートステイの充実	福祉部	（経常化）						福祉部
			30	○	心身障害者グループホームの設置促進	福祉部							
					① 知的障害者グループホームの設置促進		障害者の福祉サービス基盤整備（グループホーム（知的）等の設置促進）	障害のある人とその家族の生活を支えるサービスの充実	だれもが互いに支え合い、安心してくらせるまち	安全で安心な、質の高いくらしを実感できるまち	Ⅲ１②	34②	福祉部
					② 重度重複心身障害者グループホームの設置促進		（19年度開設）						
			31	○	心身障害者入所施設の設置促進 ⇒障害者入所支援施設の設置促進（⑲変更）	福祉部							
					① 身体障害者療護施設等の設置促進 ⇒障害者入所支援施設（身体障害者）の設置促進（⑲変更）		（20年度開設）						
					② 知的障害者入所更生施設等の設置促進 ⇒障害者入所支援施設（知的障害者）の設置促進（⑲変更）		障害者の福祉サービス基盤整備（障害者入所支援施設（知的）等の設置促進）	障害のある人とその家族の生活を支えるサービスの充実	だれもが互いに支え合い、安心してくらせるまち	安全で安心な、質の高いくらしを実感できるまち	Ⅲ１②	34①	福祉部
			32		地域見守りネットワークの充実	健康部	地域見守り活動の推進	高齢者とその家族を支えるサービスの充実	だれもが互いに支え合い、安心してくらせるまち	安全で安心な、質の高いくらしを実感できるまち	Ⅲ１①	30③	福祉部
Ⅱ ともに学ぶ、文化とふれあいのあるまち	4 生涯学習、スポーツの推進	8　学習・教育環境の充実	33		家庭の教育力の向上	教育委員会	（経常化）						教育委員会
			34	○	地域の教育力との協働・連携の推進	教育委員会							
					① スクール・コーディネーターの活動		（経常化）						教育委員会
					② 子どもの居場所づくり ⇒（⑲51「総合型地域スポーツ・文化クラブの設立・活動支援」に統合）		総合運動場及びスポーツ環境の整備（総合型地域スポーツ・文化クラブの設立・活動支援）	生涯にわたり学習・スポーツ活動などを楽しむ環境の充実	生涯にわたって学び、自らを高められるまち	だれもが人として尊重され、自分らしく成長していけるまち	Ⅱ４①	21③	地域文化部
					③ 地域の教育力との連携		（経常化）						子ども家庭部
			35	○	特色ある学校づくり	教育委員会	特色ある教育活動の推進	子どもの生きる力を伸ばす学校教育の充実	未来を担う子どもの、一人ひとりの生きる力を育むまち	だれもが人として尊重され、自分らしく成長していけるまち	Ⅱ３①	15	教育委員会
			36		情報教育の推進	教育委員会	（経常化）						教育委員会
			37	○	少人数学習指導の推進	教育委員会	確かな学力の育成	子どもの生きる力を伸ばす学校教育の充実	未来を担う子どもの、一人ひとりの生きる力を育むまち	だれもが人として尊重され、自分らしく成長していけるまち	Ⅱ３①	14	教育委員会
			38	○	確かな学力推進員の配置（⑱新規）	教育委員会	確かな学力の育成	子どもの生きる力を伸ばす学校教育の充実	未来を担う子どもの、一人ひとりの生きる力を育むまち	だれもが人として尊重され、自分らしく成長していけるまち	Ⅱ３①	14	教育委員会
			39		学校図書の充実	教育委員会	（経常化）						教育委員会
			40	○	地域学校協力体制の整備	教育委員会	（経常化）						教育委員会
			41		心身障害教育の充実 ⇒特別支援教育の充実（⑲変更）	教育委員会	特別な支援を必要とする児童生徒への支援（情緒障害等通級指導学級の設置）	子どもの生きる力を伸ばす学校教育の充実	未来を担う子どもの、一人ひとりの生きる力を育むまち	だれもが人として尊重され、自分らしく成長していけるまち	Ⅱ３①	16②	教育委員会

分野別体系	大項目	施策名	事業番号	重点	第四次実施計画（17年度～19年度）	所属	第一次実行計画（20年度～23年度）	基本施策	個別目標	基本目標	施策体系	事業番号	所属
Ⅱ ともに学ぶ、文化とふれあいのあるまち	4 生涯学習、スポーツの推進	8　学習・教育環境の充実	42		学校適正配置の推進	教育委員会	学校適正配置の推進（学校適正配置の推進（牛込地区））	学習や生活の場にふさわしい魅力ある学校づくり	未来を担う子どもの、一人ひとりの生きる力を育むまち	だれもが人として尊重され、自分らしく成長していけるまち	Ⅱ３②	17①	教育委員会
			43	○	学校施設の計画的整備	教育委員会							
					① 戸塚・大久保地区中学校適正配置		（20年度新校舎開設）						
					② 四谷地区小学校適正配置		（19年度新校舎開設）						
					③ 西戸山地区中学校適正配置（⑲新規）		学校適正配置の推進（学校施設の計画的整備（西戸山地区中学校））	学習や生活の場にふさわしい魅力ある学校づくり	未来を担う子どもの、一人ひとりの生きる力を育むまち	だれもが人として尊重され、自分らしく成長していけるまち	Ⅱ３②	17②	教育委員会
			44		学校施設の改修 ① 外壁改修 ② 屋上防水 ③ 屋内運動場屋根改修	教育委員会	「中長期修繕計画に基づく施設の維持保全」に統合	資産（建物等）の長寿命化	施設のあり方の見直し	公共サービスのあり方の見直し	運Ⅱ２③	129	教育委員会
			45		学校施設の改善	教育委員会	学校施設の改善	学習や生活の場にふさわしい魅力ある学校づくり	未来を担う子どもの、一人ひとりの生きる力を育むまち	だれもが人として尊重され、自分らしく成長していけるまち	Ⅱ３②	18	教育委員会
		9　開かれた学校づくり	46		開かれた学校づくり	教育委員会	地域との協働連携による学校の運営（学校評価の充実）	家庭や地域がともに育てる協働と連携による教育環境づくり	未来を担う子どもの、一人ひとりの生きる力を育むまち	だれもが人として尊重され、自分らしく成長していけるまち	Ⅱ３③	19②	教育委員会
			47		国際理解教育の推進	教育委員会							
					① 外国人英語教育指導員の配置		（経常化）						教育委員会
					② 日本語適応指導		特別な支援を必要とする児童生徒への支援（日本語サポート指導）	子どもの生きる力を伸ばす学校教育の充実	未来を担う子どもの、一人ひとりの生きる力を育むまち	だれもが人として尊重され、自分らしく成長していけるまち	Ⅱ３①	16③	教育委員会

分野別体系	大項目	施策名	事業番号	重点	第四次実施計画（17年度～19年度）	所属	第一次実行計画（20年度～23年度）	基本施策	個別目標	基本目標	施策体系	事業番号	所属
Ⅱ ともに学ぶ、文化とふれあいのあるまち	4 生涯学習、スポーツの推進	１０　生涯学習、スポーツの条件整備	48		職員の地域派遣事業の推進（ふれあいトーク宅配便）	教育委員会	（経常化）						地域文化部
			49		屋外運動場や民間運動施設を活用したスポーツ活動の場の確保	教育委員会							
					① 屋外運動広場の整備		（経常化）						地域文化部
					② 総合運動場の建設		総合運動場及びスポーツ環境の整備（総合運動場の整備）	生涯にわたり学習スポーツ活動などを楽しむ環境の充実	生涯にわたって学び、自らを高められるまち	だれもが人として尊重され、自分らしく成長していけるまち	Ⅱ４①	21①	地域文化部
					③ 民間運動施設・事業の区民開放		（経常化）						地域文化部
			50		生涯学習指導者・支援者バンクの充実 ① 文化等学習支援者バンク制度の充実 ② スポーツ指導者バンク制度の充実	教育委員会	地域を担う人材の育成と活用（生涯学習指導者・支援者バンクの充実）	コミュニティ活動の充実と担い手の育成	コミュニティの活性化と地域自治を推進するまち	区民が自治の主役として、考え、行動していけるまち	Ⅰ２②	５③	地域文化部
			51	⑲	総合型地域スポーツ・文化クラブの育成	教育委員会	総合運動場及びスポーツ環境の整備（総合型地域スポーツ・文化クラブの設立・活動支援）	生涯にわたり学習スポーツ活動などを楽しむ環境の充実	生涯にわたって学び、自らを高められるまち	だれもが人として尊重され、自分らしく成長していけるまち	Ⅱ４①	21③	地域文化部
			52		子ども読書活動の推進 ① 中央図書館児童室の機能充実 ② 病院サービスの実施検討 ⇒病院サービス（⑲変更） ③ 子ども読書活動の推進	教育委員会	子ども読書活動の推進	図書館機能の充実	生涯にわたって学び、自らを高められるまち	だれもが人として尊重され、自分らしく成長していけるまち	Ⅱ４③	24	教育委員会
	5 個性ある地域文化づくり	１１　地域文化活動の活性化	53	○	文化体験プログラム事業の展開	地域文化部	文化体験プログラムの展開	区民による新しい文化の創造	成熟した都市文化が息づく、魅力豊かなまち	多様なライフスタイルが交流し、「新宿らしさ」を創造していくまち	Ⅵ１②	78	地域文化部
			54	○	文化・観光施策の推進	地域文化部							
					① 地域文化の発掘		地域のお宝発掘	区民による新しい文化の創造	成熟した都市文化が息づく、魅力豊かなまち	多様なライフスタイルが交流し、「新宿らしさ」を創造していくまち	Ⅵ１②	77	地域文化部
					② 文化・観光ルートの整備		新宿の魅力の発信（観光情報の発信）	新しい文化と観光・産業の創造・連携・発信	ひと、まち、文化の交流が創るふれあいのあるまち	多様なライフスタイルが交流し、「新宿らしさ」を創造していくまち	Ⅵ３①	82②	地域文化部
					③ 文化・観光施策推進体制の整備		新宿の魅力の発信（（仮称）新宿文化観光ビューローの設置）	新しい文化と観光・産業の創造・連携・発信	ひと、まち、文化の交流が創るふれあいのあるまち	多様なライフスタイルが交流し、「新宿らしさ」を創造していくまち	Ⅵ３①	82①	地域文化部
			55		文化・芸術活動への区民参加の促進	地域文化部	（経常化）						地域文化部
			149		夏目漱石生誕140年記念事業（⑲新規）	地域文化部	（生誕１４０年記念事業は終了。76①「文化・歴史資源の整備・活用（漱石山房の復元に向けた取組み）」へ発展。）						
			56		新宿文化センターの整備	地域文化部	（19年度大規模改修工事終了）						

分野別体系	大項目	施策名	事業番号	重点	第四次実施計画（17年度～19年度）	所属	第一次実行計画（20年度～23年度）	基本施策	個別目標	基本目標	施策体系	事業番号	所属
Ⅱ ともに学ぶ、文化とふれあいのあるまち	5 個性ある地域文化づくり	１２　文化資源の保護と文化環境づくりの推進	57		博物館友の会の推進	教育委員会	（経常化）						地域文化部
			58		ミニ博物館の充実及び推進	教育委員会	（経常化）						地域文化部
	6 ふれあい、参加、協働の推進	１３　コミュニティ活動の充実と支援	59	○	ＮＰＯ等との協働の環境づくりの推進	地域文化部							
					①　協働支援会議の運営		ＮＰＯや地域活動団体等、多様な主体との協働の推進（協働支援会議の運営）	協働の推進に向けた支援の充実	参画と協働により自治を切り拓くまち	区民が自治の主役として、考え、行動していけるまち	Ⅰ１②	３②	地域文化部
					②　「協働推進基金」ＮＰＯ活動資金助成		ＮＰＯや地域活動団体等、多様な主体との協働の推進（協働推進基金を活用したＮＰＯ活動資金助成）	協働の推進に向けた支援の充実	参画と協働により自治を切り拓くまち	区民が自治の主役として、考え、行動していけるまち	Ⅰ１②	３③	地域文化部
					③　協働促進啓発事業（協働カレッジ） ⇒協働促進事業（⑲変更）		ＮＰＯや地域活動団体等、多様な主体との協働の推進（協働事業提案制度の拡充）	協働の推進に向けた支援の充実	参画と協働により自治を切り拓くまち	区民が自治の主役として、考え、行動していけるまち	Ⅰ１②	３①	地域文化部
							ＮＰＯや地域活動団体等、多様な主体との協働の推進（ＮＰＯをはじめ地域を支える社会活動団体のネットワークの拡充）	協働の推進に向けた支援の充実	参画と協働により自治を切り拓くまち	区民が自治の主役として、考え、行動していけるまち	Ⅰ１②	３④	地域文化部
							ＮＰＯや地域活動団体等、多様な主体との協働の推進（地域活動推進のための情報提供）	協働の推進に向けた支援の充実	参画と協働により自治を切り拓くまち	区民が自治の主役として、考え、行動していけるまち	Ⅰ１②	３⑤	地域文化部
							地域を担う人材の育成と活用（地域活動を支える担い手の発掘と人材の育成）	コミュニティ活動の充実と担い手の育成	コミュニティの活性化と地域自治を推進するまち	区民が自治の主役として、考え、行動していけるまち	Ⅰ２②	５①	地域文化部
			60		地域協働事業への支援（公募制ふれあい活動推進） ⇒地域協働事業への支援(⑱変更)	地域文化部	（経常化）						地域文化部
		１４　コミュニティ施設の充実と利用の促進	61	○	学校跡地を活用したひろばづくり	地域文化部	（経常化）						地域文化部
			62	○	地域センターの整備	地域文化部							
					①　（仮称）落合第二地域センターの整備		（19年度開設）						
					②　（仮称）戸塚地域センターの整備		地域センターの整備（戸塚地区）	コミュニティ活動の充実と担い手の育成	コミュニティの活性化と地域自治を推進するまち	区民が自治の主役として、考え、行動していけるまち	Ⅰ２②	6	地域文化部

分野別体系	大項目	施策名	事業番号	重点	第四次実施計画（17年度～19年度）	所属	第一次実行計画（20年度～23年度）	基本施策	個別目標	基本目標	施策体系	事業番号	所属
II ともに学ぶ、文化とふれあいのあるまち	7 男女共同参画社会の構築	１５　男女平等のための意識づくり	63		男女共同参画への啓発活動の充実	総務部	男女共同参画の推進（男女共同参画への意識啓発）	男女共同参画の推進	一人ひとりが個人として互いに尊重しあうまち	だれもが人として尊重され、自分らしく成長していけるまち	II１②	８①	子ども家庭部
		１６　あらゆる分野における男女共同参画の促進	64		女性の参画の促進 ① 審議会等における女性委員の登用の促進 ② 区組織における男女平等のしくみづくりの推進	総務部	男女共同参画の推進（区政における女性の参画の促進）	男女共同参画の推進	一人ひとりが個人として互いに尊重しあうまち	だれもが人として尊重され、自分らしく成長していけるまち	II１②	８③	総務部 子ども家庭部
			65		職場における男女共同参画の推進	総務部 福祉部	ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進	個人の生活を尊重した働き方の見直し	一人ひとりが個人として互いに尊重しあうまち	だれもが人として尊重され、自分らしく成長していけるまち	II１③	9	子ども家庭部
						地域文化部	（経常化）						地域文化部
		１７　家庭生活を男女がともに担うための支援	66		男女共同意識啓発のための情報提供	総務部	男女共同参画の推進（男女共同参画への意識啓発）	男女共同参画の推進	一人ひとりが個人として互いに尊重しあうまち	だれもが人として尊重され、自分らしく成長していけるまち	II１②	８①	子ども家庭部
	8 平和の推進と国際化への対応	１８　平和事業の推進	67		平和啓発事業の推進	総務部 教育委員会	平和啓発事業の推進	平和都市の推進	ひと、まち、文化の交流が創るふれあいのあるまち	多様なライフスタイルが交流し、「新宿らしさ」を創造していくまち	VI３③	８５	総務部 教育委員会
		１９　国際化に対応した地域社会づくり	68	○	多文化共生のまちづくり	地域文化部	地域と育む外国人参加の促進 （しんじゅく多文化共生プラザの管理運営・外国人への情報提供・外国人相談窓口の運営は経常化）	多文化共生のまちづくりの推進	ひと、まち、文化の交流が創るふれあいのあるまち	多様なライフスタイルが交流し、「新宿らしさ」を創造していくまち	VI３④	８６	地域文化部
			69	○	日本語学習への支援	地域文化部	（経常化）						地域文化部
III 安全で快適な、みどりのあるまち	9 計画的なまちづくりの展開	２０　適切な都市構造の実現	70		鉄道網の整備促進	都市計画部	（経常化）						都市計画部
			71	○	都市マスタープランの改定	都市計画部	（19年度に改定し、総合計画を策定したため終了）						
			72		都市計画道路の整備（補助第72号線）	環境土木部	都市計画道路の整備（補助第72号線）	道路環境の整備	人々の活動を支える都市空間を形成するまち	持続可能な都市と環境を創造するまち	IV３③	６８	みどり土木部
			73		都市計画道路の整備（駅街路10号線）	環境土木部	（経常化）						都市計画部
			74		地籍情報の調査	環境土木部	（経常化）						みどり土木部
			75		交通結節点の整備推進（中井駅周辺）	都市計画部	中井駅周辺の整備推進	だれもが自由に安全に行動できる都市空間づくり	人々の活動を支える都市空間を形成するまち	持続可能な都市と環境を創造するまち	IV３①	６５	都市計画部
			76		交通バリアフリーの整備促進	都市計画部	交通バリアフリーの整備推進（鉄道駅のバリアフリー化）	だれもが自由に安全に行動できる都市空間づくり	人々の活動を支える都市空間を形成するまち	持続可能な都市と環境を創造するまち	IV３①	62①	都市計画部
							交通バリアフリーの整備推進（道路のバリアフリー化）	だれもが自由に安全に行動できる都市空間づくり	人々の活動を支える都市空間を形成するまち	持続可能な都市と環境を創造するまち	IV３①	62②	みどり土木部

分野別体系	大項目	施策名	事業番号	重点	第四次実施計画（17年度～19年度）	所属	第一次実行計画（20年度～23年度）	基本施策	個別目標	基本目標	施策体系	事業番号	所属
III 安全で快適な、みどりのあるまち	９ 計画的なまちづくりの展開	２１　地域の特性を生かした参加のまちづくり	77		再開発による市街地の整備	都市計画部	再開発による市街地の整備	災害に強い、逃げないですむ安全なまちづくり	災害に備えるまち	安全で安心な、質の高いくらしを実感できるまち	III３①	46	都市計画部
			78		地域別市街地整備の推進	都市計画部							
					① 神楽坂地区		地区計画等を活かした地域の個性豊かなまちづくりの推進（神楽坂地区）	地域主体のまちづくりとそれを支えるしくみづくり	地域の個性を活かした愛着をもてるまち	まちの記憶を活かした美しい新宿を創造するまち	Ｖ２①	73①	都市計画部
					② 若松町・河田町地区		（19年度住宅等の整備終了、地元のまちづくり提言の実現のための支援は経常化）						都市計画部
			79	○	区民主体のまちづくり・地区計画の推進	都市計画部	地区計画等を活かした地域の個性豊かなまちづくりの推進	地域主体のまちづくりとそれを支えるしくみづくり	地域の個性を活かした愛着をもてるまち	まちの記憶を活かした美しい新宿を創造するまち	Ｖ２①	73	都市計画部
	１０ 災害に強い安全なまちづくり	２２　防災都市づくり	80		都市防災機能の向上	都市計画部	木造住宅密集地区整備促進	災害に強い、逃げないですむ安全なまちづくり	災害に備えるまち	安全で安心な、質の高いくらしを実感できるまち	III３①	45	都市計画部
			81		百人町三・四丁目地区の整備推進	都市計画部	（経常化）						都市計画部
			82		百人町三・四丁目地区の道路・公園整備	環境土木部	道路・公園の防災性の向上（百人町三・四丁目地区の道路・公園整備）	災害に強い、逃げないですむ安全なまちづくり	災害に備えるまち	安全で安心な、質の高いくらしを実感できるまち	III３①	43②	みどり土木部
			83	○	水位警報装置の改良	環境土木部	（18年度改良工事終了、維持管理は経常事業）						
			84	○	歌舞伎町対策の推進								
					① 歌舞伎町ルネッサンスの推進	企画政策部	歌舞伎街地区のまちづくり推進（歌舞伎町ルネッサンスの推進（ＴＭＯの設立））	新しい文化と観光・産業の創造・連携・発信	ひと、まち、文化の交流が創るふれあいのあるまち	多様なライフスタイルが交流し、「新宿らしさ」を創造していくまち	VI３①	83①	区長室
					② 路上の清掃・不法看板の撤去等	環境土木部	歌舞伎街地区のまちづくり推進（路上の清掃・不法看板の撤去等）	新しい文化と観光・産業の創造・連携・発信	ひと、まち、文化の交流が創るふれあいのあるまち	多様なライフスタイルが交流し、「新宿らしさ」を創造していくまち	VI３①	83⑥	環境清掃部 みどり土木部
					③ 放置自転車対策	環境土木部	歌舞伎街地区のまちづくり推進（放置自転車対策）	新しい文化と観光・産業の創造・連携・発信	ひと、まち、文化の交流が創るふれあいのあるまち	多様なライフスタイルが交流し、「新宿らしさ」を創造していくまち	VI３①	83⑤	みどり土木部
					④ 繁華街の防犯・防災活動の推進	区長室	歌舞伎街地区のまちづくり推進（繁華街の防犯・防災活動の推進）	新しい文化と観光・産業の創造・連携・発信	ひと、まち、文化の交流が創るふれあいのあるまち	多様なライフスタイルが交流し、「新宿らしさ」を創造していくまち	VI３①	83②	区長室
					⑤ 歌舞伎町活性化プロジェクトの展開	地域文化部	歌舞伎街地区のまちづくり推進（歌舞伎町活性化プロジェクトの展開（シネシティ広場の活用））	新しい文化と観光・産業の創造・連携・発信	ひと、まち、文化の交流が創るふれあいのあるまち	多様なライフスタイルが交流し、「新宿らしさ」を創造していくまち	VI３①	83③	地域文化部
					⑥ 歌舞伎町及び周辺地区の計画策定・整備の促進	都市計画部	歌舞伎街地区のまちづくり推進（まちづくり誘導方針の推進）	新しい文化と観光・産業の創造・連携・発信	ひと、まち、文化の交流が創るふれあいのあるまち	多様なライフスタイルが交流し、「新宿らしさ」を創造していくまち	VI３①	83⑧	都市計画部
					⑦ 歌舞伎町地区の道路整備（⑱新規）	環境土木部	歌舞伎街地区のまちづくり推進（道路の整備）	新しい文化と観光・産業の創造・連携・発信	ひと、まち、文化の交流が創るふれあいのあるまち	多様なライフスタイルが交流し、「新宿らしさ」を創造していくまち	VI３①	83④	みどり土木部
			85	○	安全で安心して暮らせるまちづくりの推進	区長室	安全で安心して暮らせるまちづくりの推進	犯罪の不安のないまちづくり	日常生活の安全・安心を高めるまち	安全で安心な、質の高いくらしを実感できるまち	III４①	48	区長室

分野別体系	大項目	施策名	事業番号	重点	第四次実施計画（17年度～19年度）	所属	第一次実行計画（20年度～23年度）	基本施策	個別目標	基本目標	施策体系	事業番号	所属
III 安全で快適な、みどりのあるまち	１０ 災害に強い安全なまちづくり	２２　防災都市づくり	86		安全・安心な建築物づくり	区長室	建築物の耐震性強化（安全・安心な建築物づくり）	災害に強い、逃げないですむ安全なまちづくり	災害に備えるまち	安全で安心な、質の高いくらしを実感できるまち	III３①	42②	都市計画部
			87	○	建築物等耐震化支援事業（⑱新規）	都市計画部	建築物の耐震性強化（建築物等耐震化支援事業）	災害に強い、逃げないですむ安全なまちづくり	災害に備えるまち	安全で安心な、質の高いくらしを実感できるまち	III３①	42①	都市計画部
			88	○	道路・公園擁壁等の安全対策（⑱新規）	環境土木部	（18年度現況調査・点検終了、経過観察・維持管理は経常事業）						
		２３　地域ぐるみの防災体制づくり	89		多目的環境防災広場の確保	区長室	（区有地の有効活用を通して防災体制を強化することとし、事業計画は18年度をもって終了）						
			90		防災ボランティアの育成	区長室	（経常化）						区長室
			91	○	避難所の震災対策⇒避難所等の震災対策（⑱変更）								
					① 教育施設の震災対策	教育委員会	学校適正配置の推進（学校施設の計画的整備（西戸山地区中学校） ＊20年度に統廃合校舎解体により第一次避難所（小・中学校）震災対策終了	学習や生活の場にふさわしい魅力ある学校づくり	未来を担う子どもの、一人ひとりの生きる力を育むまち	だれもが人として尊重され、自分らしく成長していけるまち	II３②	17②	教育委員会
							新しい中央図書館のあり方の検討	中央図書館の再構築	生涯にわたって学び、自らを高められるまち	だれもが人として尊重され、自分らしく成長していけるまち	II４②	22	教育委員会
							三栄町生涯学習館の集会室機能の統合	各地区の施設の活用	施設のあり方の見直し	公共サービスのあり方の見直し	運II２②	110	地域文化部
					② 福祉施設の震災対策	福祉部	信濃町児童館等の整備と機能転換	各地区の施設の活用	施設のあり方の見直し	公共サービスのあり方の見直し	運II２②	108	子ども家庭部・福祉部
							西落合児童館等の整備と西落合ことぶき館廃止後の活用	各地区の施設の活用	施設のあり方の見直し	公共サービスのあり方の見直し	運II２②	125	子ども家庭部
							保護者が選択できる多様な保育環境の整備（私立認可保育所の整備）（20・21年度解体）	地域において子どもが育つ場の整備・充実	子どもの育ち・自立を地域でしっかり応援するまち	だれもが人として尊重され、自分らしく成長していけるまち	II２①	10	子ども家庭部
							大久保児童館等のあり方検討	各地区の施設の活用	施設のあり方の見直し	公共サービスのあり方の見直し	運II２②	115	子ども家庭部・福祉部
							高田馬場福祉作業所移転後の活用	各地区の施設の活用	施設のあり方の見直し	公共サービスのあり方の見直し	運II２②	123	健康部・福祉部
							西新宿保育園移転後の活用	各地区の施設の活用	施設のあり方の見直し	公共サービスのあり方の見直し	運II２②	128	子ども家庭部・福祉部
					③ 中強羅区民保養所の震災対策（⑱新規）	地域文化部	（19年度耐震補強工事終了）						
					④ 区立住宅の震災対策（⑱新規）	都市計画部	（18年度耐震補強工事終了）						
					⑤ 環境土木施設の震災対策（⑱新規）	環境土木部	リサイクル活動センターの機能充実（23年度解体）	各地区の施設の活用	施設のあり方の見直し	公共サービスのあり方の見直し	運II２②	121	環境清掃部
					⑥ 新宿消費生活センターの耐震設計委託（⑲新規）	地域文化部	リサイクル活動センターの機能充実（23年度解体）	各地区の施設の活用	施設のあり方の見直し	公共サービスのあり方の見直し	運II２②	121	環境清掃部

分野別体系	大項目	施策名	事業番号	重点	第四次実施計画（17年度～19年度）	所属	第一次実行計画（20年度～23年度）	基本施策	個別目標	基本目標	施策体系	事業番号	所属
Ⅲ 安全で快適な、みどりのあるまち	１０ 災害に強い安全なまちづくり	２３　地域ぐるみの防災体制づくり	92		災害対策用各種水利の確保及び充実	区長室	（19年度設置をもって充足のため終了）						
			93	○	避難所機能の充実	区長室							
					①　避難所運営管理		（経常化）						区長室
					②　災害用トイレの整備		（19年度整備をもって充足のため終了）						
			94	○	災害情報システムの更新（地域防災無線のデジタル化）（⑱新規）	区長室	地域防災拠点と避難施設の充実（災害情報システムの整備）	災害に強い体制づくり	災害に備えるまち	安全で安心な、質の高いくらしを実感できるまち	Ⅲ３②	47①	区長室
			95		職員防災住宅の整備	総務部	（18年度改修工事終了、維持管理は経常事業）						
	１１ 快適な生活環境づくり	２４　住みよい環境づくり	96		分譲マンションの適切な管理運営の支援	都市計画部	分譲マンションの適切な維持管理及び再生への支援	だれもが安心して住み続けられる豊かな住まいづくり	だれもがいきいきとくらし、活躍できるまち	安全で安心な、質の高いくらしを実感できるまち	Ⅲ２④	40	都市計画部
			97		住宅建設資金融資あっ旋	都市計画部	（経常化）						都市計画部
			98		住み替え居住継続支援	都市計画部	（経常化）						都市計画部
			99		子育てファミリー世帯居住支援 ①　賃貸住宅の登録・あっ旋 ②　アパート建替促進事業 ③　転入・転居助成 ④　リフォーム促進事業	都市計画部	（経常化）						都市計画部
			100		都心共同住宅供給事業等の推進	都市計画部	（経常化）						都市計画部
			101		子育て支援マンションの整備誘導	都市計画部	（事業そのもののあり方を含めて検討するため終了）						

分野別体系	大項目	施策名	事業番号	重点	第四次実施計画（17年度～19年度）	所属	第一次実行計画（20年度～23年度）	基本施策	個別目標	基本目標	施策体系	事業番号	所属
III 安全で快適な、みどりのあるまち	１１ 快適な生活環境づくり	２５　人にやさしい道路、交通施設の整備	102		主要な生活道路の整備推進	都市計画部	（経常化）						都市計画部
			103		細街路の拡幅整備	都市計画部	細街路の整備（細街路の拡幅整備）	道路環境の整備	人々の活動を支える都市空間を形成するまち	持続可能な都市と環境を創造するまち	Ⅳ３③	70①	都市計画部
			104		人とくらしの道づくり	環境土木部	人にやさしい道路の整備（人とくらしの道づくり）	道路環境の整備	人々の活動を支える都市空間を形成するまち	持続可能な都市と環境を創造するまち	Ⅳ３③	69②	みどり土木部
			105		道路の改良	環境土木部	人にやさしい道路の整備（道路の改良）	道路環境の整備	人々の活動を支える都市空間を形成するまち	持続可能な都市と環境を創造するまち	Ⅳ３③	69③	みどり土木部
			106		やすらぎの散歩道整備	環境土木部	歩きたくなる道づくり（水辺とまちの散歩道整備）	楽しく歩けるネットワークづくり	ぶらり道草したくなるまち	まちの記憶を活かした美しい新宿を創造するまち	Ⅴ３①	74①	みどり土木部
			107		道路の無電柱化整備	環境土木部	道路の無電柱化整備	災害に強い、逃げないですむ安全なまちづくり	災害に備えるまち	安全で安心な、質の高いくらしを実感できるまち	III３①	44	みどり土木部
			108		路面下空洞調査	環境土木部	（経常化）						みどり土木部
			109		まちをつなぐ橋の整備	環境土木部	まちをつなぐ橋の整備	道路環境の整備	人々の活動を支える都市空間を形成するまち	持続可能な都市と環境を創造するまち	Ⅳ３③	71	みどり土木部
			110		放置自転車対策の推進	環境土木部							
					①　自転車駐車場等の整備		自転車等の適正利用の推進（区内各駅の駐輪場整備）	交通環境の整備	人々の活動を支える都市空間を形成するまち	持続可能な都市と環境を創造するまち	Ⅳ３②	66①	みどり土木部
					②　撤去及び啓発活動		自転車等の適正利用の推進（放置自転車の撤去及び啓発）	交通環境の整備	人々の活動を支える都市空間を形成するまち	持続可能な都市と環境を創造するまち	Ⅳ３②	66②	みどり土木部
					③　総合計画策定（⑱新規）		（19年度に計画を策定したため終了）						

分野別体系	大項目	施策名	事業番号	重点	第四次実施計画（17年度～19年度）	所属	第一次実行計画（20年度～23年度）	基本施策	個別目標	基本目標	施策体系	事業番号	所属
III 安全で快適な、みどりのあるまち	１２ うるおいのあるみどりのまちづくり	２６　みどりと水の豊かなまちづくり	111	○	公共施設の緑化・民間施設の緑化	環境土木部							
					① みんなでみどり公共施設緑化プラン（公共施設緑化）		新宿らしい都市緑化の推進（みんなでみどり公共施設緑化プラン）	みどりを残し、まちへ広げる	都市を支える豊かな水とみどりを創造するまち	持続可能な都市と環境を創造するまち	Ⅳ２②	58①	みどり土木部
					② 生き物の生息できる環境づくり（公共施設緑化）		アユやトンボ等の生息できる環境づくり（生き物の生息できる環境づくり）	みどりを残し、まちへ広げる	都市を支える豊かな水とみどりを創造するまち	持続可能な都市と環境を創造するまち	Ⅳ２②	60②	みどり土木部
					③ 空中緑花都市づくり（民間施設緑化）		新宿らしい都市緑化の推進（空中緑花都市づくり）	みどりを残し、まちへ広げる	都市を支える豊かな水とみどりを創造するまち	持続可能な都市と環境を創造するまち	Ⅳ２②	58②	みどり土木部
					④ 緑化意識の啓発（民間施設緑化）		（経常化）						みどり土木部
			112		安心のみどり整備	環境土木部	（経常化）						みどり土木部
			113		みどりの保全	環境土木部							
					① みどりのリサイクル		（経常化）						みどり土木部
					② 保護樹木等の拡充		樹木、樹林等の保護	みどりを残し、まちへ広げる	都市を支える豊かな水とみどりを創造するまち	持続可能な都市と環境を創造するまち	Ⅳ２②	59	みどり土木部
			114	○	新宿りっぱな街路樹運動	環境土木部							
					① 新宿グリーンシンボルロード計画		新宿りっぱな街路樹運動	みどりを残し、まちへ広げる	都市を支える豊かな水とみどりを創造するまち	持続可能な都市と環境を創造するまち	Ⅳ２②	57	みどり土木部
					② 街路樹管理指針の策定 ⇒街路樹管理指針の推進（⑱変更）		（経常化）						みどり土木部
					③ 計画道路事業における街路樹の整備促進		（経常化）						みどり土木部
					④ 道のサポーター制度		（経常化）						みどり土木部
			115	○	アユが喜ぶ川づくり	環境土木部	アユやトンボ等の生息できる環境づくり（アユが喜ぶ川づくり）	みどりを残し、まちへ広げる	都市を支える豊かな水とみどりを創造するまち	持続可能な都市と環境を創造するまち	Ⅳ２②	60①	みどり土木部
		２７　公園、広場などの整備充実	116		みんなで考える身近な公園の整備	環境土木部	魅力ある身近な公園づくりの推進（みんなで考える身近な公園の整備）	魅力ある身近な公園づくりの推進	ぶらりと道草したくなるまち	まちの記憶を活かした美しい新宿を創造するまち	Ⅴ３②	75②	みどり土木部
			117		サポーター制度による公園管理	環境土木部	（経常化）						みどり土木部
			118		漱石公園のリニューアル	環境土木部	（公園のリニューアルは終了。76①「文化・歴史資源の整備・活用（漱石山房の復元に向けた取組み）」へ発展。）						
			150		仮称富久公園の整備（⑲新規）	環境土木部	道路・公園の防災性の向上（（仮称）富久公園の整備）	災害に強い、逃げないですむ安全なまちづくり	災害に備えるまち	安全で安心な、質の高いくらしを実感できるまち	Ⅲ３①	43①	みどり土木部
			119		妙正寺川公園第Ⅱ期整備	環境土木部	（経常化）						

分野別体系	大項目	施策名	事業番号	重点	第四次実施計画（17年度～19年度）	所属	第一次実行計画（20年度～23年度）	基本施策	個別目標	基本目標	施策体系	事業番号	所属
Ⅳ にぎわいと魅力あふれるまち	１３ 魅力あふれるまちづくり	２８　魅力ある都市空間づくり	120		新宿駅周辺地区の交通環境整備推進	都市計画部	新宿駅周辺地区の整備推進	だれもが自由に安全に行動できる都市空間づくり	人々の活動を支える都市空間を形成するまち	持続可能な都市と環境を創造するまち	Ⅳ３①	63	都市計画部
		２９　清潔で美しいまちづくり	121	○	歩きタバコ防止対策の推進 ⇒路上喫煙対策の推進（⑱変更）	環境土木部	路上喫煙対策の推進	良好な生活環境づくりの推進	環境への負担を少なくし、未来の環境を創るまち	持続可能な都市と環境を創造するまち	Ⅳ１③	53	環境清掃部
			122	○	ポイ捨て防止ときれいなまちづくりの推進	環境土木部	（経常化）						環境清掃部
			123		新たな景観まちづくりの推進	都市計画部	景観に配慮したまちづくりの推進	地域特性に応じた景観の創出・誘導	歴史と自然を継承した美しいまち	まちの記憶を活かした美しい新宿を創造するまち	Ⅴ１①	72	都市計画部
	１４ 活力ある地域産業づくり	３０　中小企業の振興	124		中小企業活性化支援	地域文化部							
					①　創業支援・経営革新の推進		文化芸術の創造性を活かした地域産業の新たな展開への支援（ビジネスアシスト新宿）	文化芸術創造産業の育成	新宿ならではの活力ある産業が芽吹くまち	多様なライフスタイルが交流し、「新宿らしさ」を創造していくまち	Ⅵ２①	81③	地域文化部
					②　学習支援の実施 ⇒産業振興フォーラム（⑲変更）		文化芸術の創造性を活かした地域産業の新たな展開への支援（産業振興フォーラムの実施）	文化芸術創造産業の育成	新宿ならではの活力ある産業が芽吹くまち	多様なライフスタイルが交流し、「新宿らしさ」を創造していくまち	Ⅵ２①	81①	地域文化部
		３１　地場産業の振興	125		地場産業の振興	地域文化部	文化芸術の創造性を活かした地域産業の新たな展開への支援（新宿ものづくりマイスター認定制度）	文化芸術創造産業の育成	新宿ならではの活力ある産業が芽吹くまち	多様なライフスタイルが交流し、「新宿らしさ」を創造していくまち	Ⅵ２①	81④	地域文化部
			126		ものづくり産業支援	地域文化部							
					①　ものづくり産業への支援		文化芸術の創造性を活かした地域産業の新たな展開への支援（ものづくり産業支援）	文化芸術創造産業の育成	新宿ならではの活力ある産業が芽吹くまち	多様なライフスタイルが交流し、「新宿らしさ」を創造していくまち	Ⅵ２①	81②	地域文化部
					②　新宿区産業実態調査		（実態調査を踏まえ19年度に新産業振興プランを策定したため、終了）						
	１５ 魅力ある地域商店街づくり	３２　商店街の活性化	127		商店街ステップアップ支援	地域文化部	（経常化）						地域文化部
		３３　魅力ある買物空間づくり	128		魅力ある商店街づくり支援	地域文化部	商店街活性化支援（魅力ある商店街づくり支援）	誰もが、訪れたくなる活気と魅力あふれる商店街づくり	ひと、まち、文化の交流が創るふれあいのあるまち	多様なライフスタイルが交流し、「新宿らしさ」を創造していくまち	Ⅵ３②	84①	地域文化部
			129		商店街にぎわい創出支援	地域文化部	商店街活性化支援事業（商店街にぎわい創出支援）	誰もが、訪れたくなる活気と魅力あふれる商店街づくり	ひと、まち、文化の交流が創るふれあいのあるまち	多様なライフスタイルが交流し、「新宿らしさ」を創造していくまち	Ⅵ３②	84③	地域文化部
	１６ 豊かな消費生活の実現	３４　消費者の自立支援	130		消費者学習の充実	地域文化部	（経常化）						地域文化部

分野別体系	大項目	施策名	事業番号	重点	第四次実施計画（17年度～19年度）	所属	第一次実行計画（20年度～23年度）	基本施策	個別目標	基本目標	施策体系	事業番号	所属
Ⅴ 身近な環境に配慮した、地球にやさしいまち	１７ 環境への負荷の少ない社会システムの構築	３５　環境への負荷の低減	131		公害の監視・規制・指導の充実	環境土木部	（経常化）						環境清掃部
			151		地球温暖化対策の推進（⑲新規）	環境土木部	地球温暖化対策の推進	地球温暖化対策の推進	環境への負担を少なくし、未来の環境を創るまち	持続可能な都市と環境を創造するまち	Ⅳ１②	51	環境清掃部
		３６　資源循環型社会の形成	132		ごみの発生抑制に向けた普及啓発	環境土木部	（経常化）						環境清掃部
			133		資源回収の推進	環境土木部	ごみ発生抑制を基本とするごみの減量とリサイクルの推進（資源回収の推進）	資源循環型社会の構築	環境への負担を少なくし、未来の環境を創るまち	持続可能な都市と環境を創造するまち	Ⅳ１①	50①	環境清掃部
							ごみ発生抑制を基本とするごみの減量とリサイクルの推進（プラスチックの資源回収の推進）	資源循環型社会の構築	環境への負担を少なくし、未来の環境を創るまち	持続可能な都市と環境を創造するまち	Ⅳ１①	50②	環境清掃部
		３７　環境保全思想の普及と啓発	134		環境学習情報センターを核とした普及・啓発	環境土木部	環境学習・環境教育の推進	環境問題への意識啓発	環境への負担を少なくし、未来の環境を創るまち	持続可能な都市と環境を創造するまち	Ⅳ１④	54	環境清掃部 教育委員会
	１８ 快適環境の保全と創出	３８　環境施策の総合的展開と推進	135		環境白書の作成と報告会の開催	環境土木部	（経常化）						環境清掃部
		３９　環境保全型まちづくり	136		環境に配慮した道づくり	環境土木部	人にやさしい道路の整備（環境に配慮した道づくり）	道路環境の整備	人々の活動を支える都市空間を形成するまち	持続可能な都市と環境を創造するまち	Ⅳ３③	69①	みどり土木部

分野別体系	大項目	施策名	事業番号	重点	第四次実施計画（17年度～19年度）	所属	第一次実行計画（20年度～23年度）	基本施策	個別目標	基本目標	施策体系	事業番号	所属
VI 構想の推進のために	１９ 自立した区政の確立	（第四次実施計画事業なし）											
	２０ 参加と協働のまちづくりの推進	４０　参加と協働のまちづくりの推進	137		区民参加型ミニ市場公募債の導入 ⇒区民参加型ミニ市場公募債の発行（⑱変更）	企画政策部	（18年度に公募債を発行したため、終了）						
	２１ 地域を基盤とした区政の推進	４１　地域を基盤とした区政の推進	138	○	区民との協働による基本構想・基本計画づくり	企画政策部	（19年度に基本構想・総合計画を策定したため、終了）						
			139	○	地区協議会の設立・運営 ⇒地区協議会の運営	地域文化部	町会・自治会及び地区協議会活動への支援（地区協議会の位置づけの明確化と運営の充実）	地域自治のしくみと支援策の拡充	コミュニティの活性化と地域自治を推進するまち	区民が自治の主役として、考え、行動していけるまち	Ⅰ２①	４②	地域文化部
	２２ 広域的な都市課題への対応	４２　広域的な都市課題への対応	140	○	ホームレス対策	福祉部							
					①　宿泊所等入所者相談援助事業		ホームレス及び支援を要する人の自立促進（宿泊所等入所者相談援助事業）	セーフティネットの整備・充実	だれもが互いに支え合い、安心してくらせるまち	安全で安心な、質の高いくらしを実感できるまち	Ⅲ１③	35③	福祉部
					②　ＮＰＯ・住民との連携		ホームレス及び支援を要する人の自立促進（拠点相談事業、自立支援ホーム、宿泊所等入所者相談援助事業、生活サポート）	セーフティネットの整備・充実	だれもが互いに支え合い、安心してくらせるまち	安全で安心な、質の高いくらしを実感できるまち	Ⅲ１③	35①～③	福祉部
					③　啓発事業		（経常化）						福祉部
	２３ 行財政の効率的運営	４３　行財政の効率的運営	141		電子区役所の推進 ①　電子申請の活用普及 ②　ＩＣカードの有効的活用 ③　情報セキュリティ外部監査の実施	総務部	（経常化）						総合政策部
			142		行政評価の見直し ⇒行政評価制度（⑱変更）	企画政策部	行政評価制度の確立	区民意見を区政に反映するしくみの確立	区民参画の推進と効果的・効率的な事業の遂行	好感度一番の区役所の実現	運Ⅰ２①	92	総合政策部
			143		コンビニ収納の導入 ⇒コンビニ収納業務委託 ①　地方税のコンビニ収納 ②　国民健康保険料のコンビニ収納 ③　介護保険特別会計（⑱新規）	総務部 地域文化部 健康部	コンビニ収納の活用	窓口サービスの充実	窓口サービスの利便性の向上	好感度一番の区役所の実現	運Ⅰ１①	88	総務部 福祉部 健康部 総合政策部
			152		コールセンターの開設準備（⑲新規）	区長室	コールセンターの設置による多様なライフスタイルに対応した区政情報の提供	窓口サービスの充実	窓口サービスの利便性の向上	好感度一番の区役所の実現	運Ⅰ１①	87	区長室
			144		区公共施設の保全計画の推進	都市計画部	（18年度に建物現況調査を終了し、中長期修繕計画（案）を立案したため、終了。中長期修繕計画の見直しは経常事業とし、「中長期修繕計画に基づく施設の維持保全」は、計画事業（129）として実施）						総務部